昭和十八年七月一日

大和民族を中核とする世界政策の検討

―特に民族人口政策を中心として―

（第三分冊）

厚生大臣官房總務課

序

本輯「大和民族を中核とする世界政策の検討」は曩に假印刷に附せし「戦争の人口に及ぼす影響」の續篇として「厚生省研究所人口民族部」において特に民族人口政策の見地より編纂せるものなり。

第一篇より第七篇に亘る本輯は製本の都合上之を左の如く三分冊とす。

第一分冊
- 第一篇　總説
- 第二篇　大東亜民族事情

第二分冊
- 第三篇　世界各國の民族事情
- 第四篇　自然環境と民族の関係
- 第五篇　民族的世界観と國家観

第三分冊
- 第六篇　大和民族を中核とする世界政策
- 第七篇　大東亜建設計畫

資料入手其の他の困難を超えて特に怱々の間に取纏めたるものにして行間統一を缺きたるの恐れ無きにしもあらざれども右の廣汎なる大々の問

題に對し一應の集成に達し此處に取敢へず假印刷に附し以て部内の參考に資するものなり。

昭和十八年七月一日

厚生省研究所人口民族部

厚生省研究所人口民族部調

「大和民族を中核とする世界政策の檢討」
（特に民族人口政策を中心として）

目次

第三分冊

第六篇　大和民族を中核とする世界政策

第一章　民族人口政策

第一節　生活圏の拡大

我々は歡喜と感激とに充ちて神武天皇御即位紀元二千六百年の祝典を聖戰酣なうちに迎へた。

戰爭は——世界史発展の根本法則である。あらゆる世界の偉大な國家がさうであつたが如く、我國も亦日清・日露の両戰役、第一次世界大戰等の外部からの絶えざる衝撃を克服することによつてその國運の発展を実現して来た。

然るに今や欧洲戰乱に於いて没落的運命に瀕してゐる英帝國は、依然日本に対する敵性行爲を止めず、更に米國の援助によつて東亜に於けるその領土・權益を擁護しようとし、米國も亦その有史以来の最大の經済的富國なるに拘らず、最も經済的資源に窮乏し且支那事変の処

理に忙殺されてゐる日本に対し、外交上、軍事上、経済上の恫喝手段、若しくは宣伝工作によつて日本の最少の生活権的要求をさへ抑へやうとし、海軍の七割増強、太平洋軍事根據地の拡大強化を急いでゐる。東亜の地域にある欧洲戰敗國の領土が、再びアジヤ以外の國家の属領となることは、東亜民族の自己主張の本能、及び自己防衛の衝動の到底許さないところである。このために我々は光輝ある二千六百年を期とし、新たに戰時計画経済完成への自力による飛躍的前進を開始し、自立的発展の権利を固守しながら急激に自己拡大の運動を完遂しやうとしてゐるのである。近代戰があらゆる軍事、産業、文化の諸部門の政治的綜合形態によつて行はれる当然の結果として、國家は戰争のうちに自國民の最も尖鋭な行動と最も強靭な結束を見出すのである。この意味でシユペングラーが「世界史は國家の厂史であり、國家の厂史は戰争の厂史であり、戰争は最高の人間的存在の永久的形式であり、國家は戰争の故に存する。戰争は國民の自由の必然的擁護手段として

表象される」と述べ、シユタインメッツが「厂史の正義は戰争によつて遂行され、民族の価値は戰争によつて決定される」と云つてゐるのはいづれも正しいであらう。

支那事変の処理が未だ終結せず、大陸に於いては今尚大規模の戰闘行動が継続され、更に欧洲の情勢に伴ふ日米の対立は益々激化してゐる。それにも拘らず我々は、他方に於いて大東亜共栄圏確立のための平和的経済文化の建設に努力しなければならないのである。この矛盾した問題を解決し、終局の勝利を占めるには如何なる犠牲にも堪えこの苦難を克服するところの鞏固なる國民的意志と堅忍持久の勇猛心とを必要とする。

それには「肇國の大理想と光輝ある國史に基づき、東亜新秩序建設の世界史的意義を強調して、益々勇往邁進の気魄を昂めること。之がためには現下世界情勢の推移と日本を中心とする東亜の厂史、文化等に対する國民の認識を一層深める方法を講ずると共に、大東亜建設の

意義の闡明に努めること（昭和十五年に於ける國民精神総動員運動要綱）が要請されるのである。

聖戰勃発以来五年、第二次欧洲大戰勃発以来三年に及んで日本の計画経済の含む地域は日満支の北方広域生活圏から蘭印、佛印、泰を包含する南方広域経済圏へと延長され、之に大東亜共栄圏と云ふ逞しい生活空間の拡大が完成されんとしてゐる。この点に関し「経済新体制確立要綱」は「日満支を一環とし、大東亜を包容して自給自足の共栄圏を確立し、その圏内における資源に基づきて、國防経済の自主性を確保し、官民協力の下に重要産業を中心として綜合的計画経済を遂行し、もつて時局の緊急に対処し、國防國家体制の完成に資し、よつて軍備の充実、國民生活の安定、國民経済の恒久的繁栄をはからんとす」と述べてゐる。

実際日本の増大しつゝある人口圧力を緩和し高度の國防國家の体制を整備するためには、植民と工業の発展に必要なる資源に容易に接近しうるやう努力すべきであつて、大東亜[illegible]その生存を維持するための必須の運命なのである。

世界各國が植民地の獲得に努力してゐる動機は、現在では主に移住貿易、原料資源の開発等――経済的意味のものであるが、然しそれは次のウールベルト博士の挙げた國力の構成要素のいづれかの強化を望む動機に結びついてゐるものである。

1. 軍事力＝兵力、原料資源、陸軍、海軍及び航空の施設、戰略的國境、海軍及び航空基地、交通線、
2. 経済力＝産業組織、自給力、財政力、
3. 声望としての國威

而して大東亜共栄圏を日本の指導下に置くことはこれらの総ての要素の強化を実現することに外ならない。

従つてこの「大東亜共栄圏」確立への推進は決して平易の道ではない。そこにはそれらの圏内の諸民族の指導勢力たる日本と、それを阻

止しようとする大西洋の反対諸勢力（英、米及びその傀儡たる蒋政権）との対立相剋を必然たらしめ、まさに熾烈な闘争の展開を見ようとしてゐる。

我々は既に「血」を以て大東亜共栄圏確立の世界史的使命を果しつゝある。我々は更に東亜共栄圏の指導位置を永久に維持するために現実の我々の「血」を「土地」に結び付けなければならない。八紘一宇、民族協和の理想を実現するために思想堅実にして身体強健な日本人を多数共栄圏内の諸国に入植せしめ、その勤労奉公の実践を通じて接触民族に範を示し、現住民の指導的中核体としてその後継者を永続発展せしめなければならないのである。

第二節 資源関係

大東亜共栄圏は先づその資源的基礎に於いて、可及的に自給自足の目標を達成することを要する。資源的基礎に於ける強靭性の問題が共栄圏確立の必須の前提である。今東亜経済懇談会の調査した東亜諸國に於ける主要原料生産量を検すれば第一表の如くである。

更に英國の王室國際問題研究所の調査に基づき共栄圏即ち日満支、佛印、蘭印、比島、タイ、マレー、ボルネオの一九三七年に於ける原料生産状況を検すれば第二表の如くである。

即ちアンチモニー、錫、タングステン、ゴム、生絲、米、茶、コプラ、大豆等は大東亜圏の有する世界的生産物であり、この表にはないが蘭印の規那、比島のマニラ麻、日本の樟脳等も有数の独占物であつて、それらを制することは他ブロックに対する経済的武器としても大なる意味を持つ。ゴム、錫の獲得に如何に米國が狂奔し、その主産地たる蘭印の現状維持に英米が躍起となつてゐるかは周知の通りである。

また石炭、石油、鉄鉱等は世界総産額中に占める地位こそ低いが、我國の需要を充たすには数量的には必ずしも不足でなく、米國の対日圧迫を控へて國防経済上大いに意を強うするものに足るものがある。

現在共栄圏の不足資源として考へられるのは棉花、羊毛、鉛、亜鉛、燐鉱、マンガン、水銀、加里、ヴァナヂウム、モリブデン等であるが之等と雖も潜在資源としては相当有望であり、今後共栄圏で開発される見込は十分存在する。例へば棉花の如きは現在生産されつゝ、ある支那棉の増産に期待出来る外、蘭印、佛印、タイ等に於いても栽培適地がかなり存在する。相当高価な資源自給に加へて多有の潜在資源を数多包藏するところに他のブロックに対する東亜共栄圏の比類なき優越性が存し、その洋々たる資源的基礎に於いて我々は毫も遜色を感ずる必要がないのである。

併し我々はかくの如き資源を擁する東亜共栄圏が現在経済的に見て全面的に我が指導下にあるのではないことを銘記しなければならない、人は共栄圏を語る場合往々その資源を列挙して機械的に集計し、以て終れりとなすが、我々にとって問題なのは商品学的又は地質学的な資源の存在よりも、寧ろその資源を擁する地域が如何なる経済関係に置

第一表　東亜諸國に於ける主要原料生産量一覽表（年度一九三七年　※印 一九三六年　△印 一九三八年）

	品目＼國別	單位	日本	滿洲國	華北	華中華南	佛印	泰國	蘭印	比島	馬来及海峡植民地
一	普通鋼々材	瓲	※四五三九,〇〇〇	※一三六,一〇〇	—	—	—	—	—	—	—
二	鋼塊	〃	※四九一四,〇〇〇	※三四四,〇〇〇	—	六〇,〇〇〇	—	—	—	—	—
三	普通銑	〃	※二,二一九,〇〇〇	六五一,九〇三	七五,〇〇〇	一五五,〇〇〇	—	—	—	—	—
四	屑鉄	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五	鉄鉱石	〃	※六二〇,四〇〇	※一,九三四,三八八	一九八〇〇〇	一,五〇一,七八〇	三三四一五	—	—	六九二,六三七	二四三九,〇五九
六	マンガン鉱	〃	※六七七五三	一八	—	二三八〇〇	二六〇〇	—	一〇八三	五七〇〇	一八五五二七
七	クローム鉱	〃	—	—	—	—	—	—	—	七六四一六	—
八	タングステン鉱	〃	—	—	—	七〇,五〇	五八〇	一〇〇	—	—	一,一〇五
九	銅	〃	※七八六一四	—	—	五〇〇	—	—	—	—	—
一〇	銅鉱	〃	—	—	—	—	—	—	—	六八五〇	—
一一	鉛	〃	※八八八三	—	—	三,〇〇〇	—	—	—	—	—

品目＼国別	一二 鉛鉱	一三 亜鉛	一四 亜鉛鉱	一五 錫	一六 錫鉱	一七 金	一八 銀	一九 白金	二〇 アンチモン鉱	二一 水銀	二二 マグネサイト	二三 ニッケル
単位	瓲	〃	〃	〃	〃	瓩	〃	〃	〃	〃	瓲	〃
日本	-	※三九、〇六六	-	※一、八七〇	-	※四、〇一八	※三六二、九七六	八八	※四六〇、〇〇〇	※一四七〇〇	-	-
満洲国	※一、四〇二	-	※二、一一二	-	-	※三、七三八	一七三	-	-	-	※一六、四一九	-
華北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
華中華南	五七〇三	一四〇	一〇、五七〇	二、〇〇〇	-	-	-	-	一七、三〇〇	八五〇、八〇	-	-
仏印	八	四二〇〇	一一〇〇	-	二、六〇二	二〇四	一七四	-	-	-	-	-
泰国	-	-	-	-	一六、三〇〇	-	-	-	-	-	-	-
蘭印	-	-	-	三九、三七一	三九、五〇〇	-	-	-	-	-	-	-
比島	二三	-	-	-	-	一八、七〇〇	一四、七〇〇	-	-	-	-	-
馬来及海峡植民地	-	-	-	三一六	七七、一五一	-	-	-	-	-	-	-

品目＼国別	二四 アルミニウム	二五 ボーキサイト	二六 耐火粘土	二七 セメント	二八 硫黄	二九 石綿	三〇 棉花	三一 羊毛	三二 パルプ	三三 亜麻	三四 マニラ麻	三五 苧麻	三六 大麻
単位	瓲	〃	〃	〃	〃	〃	千担	瓲	〃	〃	〃	〃	〃
日本	※七、〇〇〇	-	-	四、六五〇、三〇〇	一九八、三三七	-	-	-	九〇、一七〇	二、九〇七	-	一、六四六	七、七〇〇
満洲国	-	-	※一四七、四九二	八七三、〇〇〇	-	一〇〇〇〇〇〇	※一、一四〇	-	一五、〇〇一	一、五〇〇	-	-	一、〇〇〇
華北	-	-	-	-	-	二九〇	一〇四、三五〇	五、一四一、〇〇〇	-	二三、五二七	-	-	一七、〇五五
華中華南	-	-	-	-	-	-	二、一〇五	九、三五三、〇〇〇	-	四八九九	-	五九八八	八五、八八二
仏印	-	-	-	-	-	五	三六七	-	-	-	-	-	-
泰国	-	-	-	-	-	-	八六	-	-	-	-	-	-
蘭印	-	二三〇、〇〇〇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
比島	-	-	-	-	-	-	一三九	-	-	-	一九〇、二七〇	-	-
馬来及海峡植民地	-	一九、〇〇〇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	品目 国別	単位	日本	満洲国	華北	華中華南	佛印	泰國	蘭印	比島	馬来及海峡植民地
三七	黄麻	瓲	一、一六九	―	―	―	―	―	―	―	―
三八	牛皮	千枚	三、二四八	―	―	―	三四四	―	―	―	―
三九	兎毛皮	〃	―	―	七〇〇	五〇〇	―	―	―	―	―
四〇	生ゴム	瓲	―	―	―	―	四四、六四五	三四、八二七	四四〇、八六九	七一三	三三一、一〇〇
四一	木材	千石	八、〇六五	七、五三六	―	―	―	―	―	―	―
四二	チーク	立方米	―	―	―	―	―	三六、〇四五	九八〇、〇〇〇	―	―
四三	リグナムバイター	瓲	―	―	―	―	三、二〇八、〇〇〇	―	―	―	―
四四	石炭	〃	四一、八〇三、〇〇〇	△一三、九七五、〇〇〇	一三、三三九、五〇〇	八、九一〇、五〇〇	―	―	一、三六三、五〇六	二六、一八七	六三七、八九〇
四五	コークス	〃	―	―	九五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	―	―	四〇〇	―	―
四六	原油	竏	四〇、三四四、四四二	―	三〇七	一一〇	―	―	七、九一五、六五六	―	―
四七	揮発油	〃	八四四、二五八	―	―	―	―	―	三、〇六〇、四四七	―	―
四八	燈油	〃	一四五、〇四九	―	―	―	―	―	一、二四五、一八六	―	―

	品目	単位	日本	満洲国	華北	華中華南	佛印	泰國	蘭印	比島	馬来及海峡植民地
四九	軽油	〃	一七八、八八五	―	―	―	―	―	―	―	―
五〇	重油	〃	五一六、四一三	―	―	―	―	―	二、九五〇、一六一	―	―
五一	機械油	〃	二九、三七六〇	―	―	―	―	―	三五、四五四	―	―
五二	塩	瓲	五三五、七四三	七、四七〇、〇〇〇	九六八、〇〇〇	―	一九三、六〇〇	四四、五〇五	―	四八、九〇四	―
五三	硫酸	〃	三、二〇一、四三五	―	―	一、六六四、〇〇〇	―	―	―	―	―
五四	キニーネ	瓩	―	―	―	―	―	―	二、〇八〇、九〇〇	二三七三六、〇〇〇（[illegible]）	―
五五	米	千石	一〇七、一三三	三、〇九九	一、一八六	三四四、〇一二	四八、九五一	三二、八三六	五二、〇七七	一七、九八六	一九六九
五六	大麦	〃	一六、六七九	七	九、四五〇	六五、九七四	―	―	―	―	―
五七	小麦	〃	一二、〇三一	一、一一六	四六、三三九	一二、一七〇	―	―	―	一、七二六	―
五八	燕麦	〃	二、四八三	―	七、二一八	三、八七九	―	―	―	―	―
五九	玉蜀黍	百瓩	一、五七六	二四〇、〇〇〇、〇〇〇	二四五、三〇〇、〇〇〇	三九、二六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二〇、三七〇	―	―
六〇	高粱	〃	―	四六八、〇〇〇、〇〇〇	四一、五三〇、〇〇〇	三五、二五〇、〇〇〇	―	―	―	―	―
六一	大豆	千瓲	（千石）七、一三九	△四、六一三	（千担）二、三四八	三、七四二、六二〇	―	―	―	―	―

番号	品目	単位	日本	満洲国	華北	華中華南	佛印	泰国	蘭印	比島	馬来及海峡植民地
六二	茶	瓩	五三九、三七五	ー	ー	二六一、六三六、五〇〇	一五〇〇〇〇〇〇〇	ー	七五〇六〇	ー	ー
六三	砂糖	担	二〇〇三七、二〇〇	二五八八三四	ー	七一七六〇〇〇	六〇〇〇〇〇	ー	一、三七七九二四	六〇二六七	ー
六四	煙草	百瓩	ー	ー	一、三一五八七二	五一五一五一三	一五〇〇〇〇	ー	四七四七三	七〇〇六七	ー
六五	豚毛	〃	ー	ー	六六〇〇	四〇六三七	ー	ー	ー	ー	ー
六六	椰子油	〃	一六一、一二〇	ー	ー	ー	ー	ー	一八五	ー	ー
六七	棉子油	〃	二三一、五四〇	ー	四二五、四九七	五三七〇六一	ー	ー	ー	ー	ー
六八	桐油	〃	ー	ー	ー	一八〇五、三三八	ー	ー	ー	ー	ー
六九	加里	瓲	ー	ー	ー	六八四	ー	ー	ー	ー	ー
七〇	コプラ	千円	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	五九一、三三三	ー

第二表

鉱産物	世界総産額	総産額中に占める共栄圏の比率
※アンチモニー	四一、六	三六、九%
ボークサイト	四〇〇〇、〇	五、七
※クローム鉱	五九〇、〇	八、四
※銅鉱	二、三四八、〇	四、〇
※鉛鉱	一、七五〇、〇	一、一
※鉄鉱	九八、〇〇〇、〇	三、八
※マンガン鉱	二九七〇、〇	二、六
水銀	四、九	一、九
※錫鉱	一五八、〇	六二、三
※タングステン鉱	三一、八	五七、六
※亜鉛鉱	一、八五〇、〇	一、六

鉱産物	世界総産額	総産額中に占める共栄圏の比率
石炭	一、三〇七、四〇〇、〇	六、三%
石油（一九三八年）	二七二、〇四四、〇	三、一
マグネサイト（一九三六年）	一、七七三、〇	一三、五
燐鉱	一四、五〇〇、〇	一、八
加里	三、二〇〇、〇	〇、一
黄鉄鉱	一〇、六二〇、〇	一七、二
硫黄	三、四〇〇、〇	六、三
金	一、一	六、二
モリブデン	一六、三	〇、二

（単位千瓲　※印は金属内容）

農産物	世界總産額	總産額中に占める共栄圏の比率 %	農産物	世界總産額	總産額中に占める共栄圏の比率 %
ゴム(一九三八年)	九、二	八八、三	コヽア	七、〇	〇、三
棉花	八二、八	九、一	甘蔗糖	一七三、〇	二一、七
羊毛	一七、七	三、一	煙草	二四、〇	七、八
生絲	〇、五	八八、九	コプラ	一六、八	四二、三
小麦(一九三八年)	一六六、八	一、四	落花生	七〇、〇	一二、八
米	九三九、〇	四一、九	椰子油	八、五	二五、八
コーヒー(一九三八年)	二二、〇	四、七	大豆	六六、四	八〇、三
茶	四、六	三二、六			

(單位は百万キンタン)

かれでゐるかといふところにある。而して円ブロックは別としてその他の南方地域に於いては遺憾ながら我國の経済的勢力は極めて小である。

これを貿易について見るに、滿洲國及び支那の貿易中我國の占める割合は一九三九年に於いて輸出の六割二分五厘と六分五厘、輸入の八割四分八厘と二割三分三厘に達し、支那の輸出に於いて米國が二割一分九厘で第一位を占めてゐるのを除けば、何れも第一位にあるが、これに対し南方地域にあつて我國の地位は頗る低く、輸出に於いては佛印の五分一厘、蘭印の三分四厘、マレーの九分三厘(一九三八年)タイの六分四厘(一九三八—一九年)比島の六分二厘、輸入に於いては佛印の一分七厘、蘭印の一割八分九厘、マレーの二分二厘、タイの一割四分八厘、比島の六分二厘を占めるに過ぎない。而してその首位は何れも英、米、蘭等の占めるところであり、南方地域の貿易總額に於いて我國は輸出入とも第三位乃至第四位を保つてゐるに過ぎない状態である。

投資に於いては如何といふに、滿洲國の投資は殆ど我國の独占に帰したが、支那に於ける英の投資勢力は尚減退してゐない。南方地域に

於いては比島、マレー及びボルネオ、佛印 蘭印に於いて夫々の母國たる米、英、佛、蘭の資本が圧倒的立場にある。蘭印 タイに於いては英米資本が相当な進出を示し、タイを除く南方に於ける投資總額八十五億円の國別は、オランダ六割七分、英國一割三分、日本二分四厘、支那及白國二分、佛及び米一分五厘と云はれてゐる。従つて僅か二分四厘の投資額では到底南方に於ける英米の資本的勢力に対抗し得ない。更に海運に於いては近海こそ日本船の独占であるが、東亜、欧洲間の定期航路は一九三九年七月末の配船總噸数百六十二万噸の内英國は三割八分、独は一割八分、日本は一割四分となつてをり、こゝでも我が勢力はそれ程優位にはない。たゞ欧洲大戦激化に伴ひ英國が自國船及び傘下に帰した中立國船の東洋引揚げを敢行しつつあることが注目される。

かく検討し来る時大東亜共栄圏の現況は日本にとつて著しい困難さを示してゐるものと云はざるを得ない。円ブロックは既に問題がない

として南方地域は経済的に明かに英米佛何れかの殖民地であり、オランダ本國の英國逃避により蘭印とて此の例外でなく、タイもまた然りである。南方地域が如何に豊富な資源を擁しようとも経済的に英米等の植民地である限り、これを我が経済的指導下に置くのには多大の困難が伴ふであらう。それ故共栄圏の確立には勿論政治的、軍事的手段を必要とする場合が多いことは予想されるが、共栄圏が資源の自給自足と共存共栄を意図する以上、結局は我が経済的勢力を南方地域に浸透させて、その指導性を樹立し英米の経済的勢力を打破しなければならない。その意味で共栄圏の確立は飽く迄持続的建設的たるべく、我が軍事的勢力が南方に及べば忽ち問題が解決するといふ如き観念論は最に戒めねばならない。

第三節　民族的聯繫

今次の大戦は世界経済を数個の広域経済圏の分裂に導いた。われわ

れの周囲に於いては我國を中心とする大東亜共栄圏、独伊を中心とする欧洲経済圏、南北アメリカを結ぶアメリカ経済圏、およびソ联邦の四大広域経済圏が再編成されつゝある。然しこれらの四箇の広域経済圏はそれ〴〵その経済的基礎を異にし、指導原理を異にしてゐる。広域経済圏としての東亜共栄圏の政治的、経済的構成はいふまでもなく事変遂行のための高度國防國家の建設に目的が置かれてゐるものであるが、それが成功するためには東亜広域経済圏の構想の外に、それらの基底をなすところの内部的に分裂してゐる諸民族を有機的に結合せしめる民族政策の確立が必要である。

云ふまでもなく、東亜共栄圏確立の問題は現実的な諸條件の下では一方では軍事的勢力の延長と強度によつて限定せられ、他方では文化、経済・植民を通じたその内部の諸民族と日本民族との結合紐帯の強化によつて実現されるものだからである。

大東亜共栄圏の輪廓はハウスホーファーによるならば央裂弧的大島

帝國の建設に外ならず、その建設の基礎は実に人種的血縁及び生活空間の近接性、経済的相互補足性にあるのである。こゝでは第一に人種政治的教訓に富んだ一個の現象を取扱はねばならない。即ちベルツが最もよく研究した日本人の人種形象——地政治学的に最も純粋に太平洋的な形成物としての——と、地政治学的に最も破壊され且最も活動的な南マレー人の人種形象である。（マレー人問題はマレー・蒙古人にまで拡大し得るだらうか？）如何にしても拡大せねばならぬものだらうかの、だとすると全く比較を絶する豊かな自然空間の中に、驀進的速度をもつて発展するところの稀有な人種的統一性をもつた一億三千万の人間（一箇の近代的國家を中核とした——血縁的な数百万の共存感に包まれた——一個の共通支配の未来をもつた）がわれ〳〵の眼前に現はれて来るし、共通利益によつて此の未来の発展に結ばれてゐる敵手たちは、現在においては二つのアングロサクソン帝國とフランスであり、そして恐らくはロシアもまたさうであらう。

偉大な島勢力となつた國の早期の状態を見たリヒトホーフェンの不

安に充ちた言葉が今我々の前に現れる。即ち印度と支那の独立と共にしかも両者と密接な関聯をもつて、高度な生活能力と優越せる海洋的勇気をもつた、そして散在せる海洋遊牧民の中から形成されつゝある一個の天才的な第三の生活形態の輪廓だ。即ち　千島列島からシンガポール　スマドラ、トンガに至るマレー・蒙古人の央裂弧の大島帝國の輪廓がそれだ。孫逸仙は大戦に際して日本が中欧の側に立つてゐたならば、アジアの自決と時を同じくして、かくの如き帝國が日本によつて現在創造されてゐたであらうと述べてゐる。

第四節　大和民族の成立

第一款　日本民族の系統に関する諸説

初期の日本民族論はベルツ（E. Bertz）のそれを以て代表させることが出来る。

ベルツは約二千五百体の生体計測と頭蓋の調査とに據って次の如き見解を述べて居る。

日本人は三つの人種的要素から成立する。第一はアイヌ的要素、第二は蒙古的要素、第三は馬来的要素である。アイヌは過去に於て日本列島中の北部に住居したもので、その根跡は今日に於ても認知し得るものであるが、たゞ現在に於てはその要素は餘り顕著でない。このアイヌは体質的に見ればコーカシア系特質と蒙古系特質とを共有し、寧ろ欧羅巴人種に近いものである。第二の蒙古系要素は蒙古人それ自体ではなく、朝鮮人及びこれに類する人群である。

彼は日本民族の裡に見られる体質型を階級に基いて二つに二類した。即ち上層型（特殊型）と下層型（一般型）がこれで、前者は長身、長頭長顔の傾向を示し、眼は斜位、鼻は凸形に屈曲ある狭鼻形に属し、口は小さい。これに反し後者は低身、顔大で、短頭、広顔、の傾向を有し顴骨突起し、眼の斜度はより微弱、鼻は偏平廣鼻に近く、口は大きい。この前型は即ち蒙古型で、後型は馬来型である。但し此の両者の区別は必しも顕著でなく両者に共通せる特徴も少なからず認められる。而してこの蒙古型民族は最初に朝鮮半島を通過して、日本列島に移動し、続いて好戦的なる馬来系民族が同じく朝鮮半島を通って移住したものの様である。また日本語中にはアルタイ語系が見出されるのは、太古に於てこの語系民族の血が混へられたらしい。即ち西紀前十八世紀頃メソポタミヤに繁栄し、楔形文字を残した民族はアルタイ語系の民で、その民族の血は今なほ東亜の島國に存続して居る。これが日本民族である、と論じて居る。

ベルツは其後再び日本民族論を試みる所あったが、その論文に於て彼は馬来と蒙古とを分別し難いものと為し、これを満洲朝鮮から区別し、さきに第二の蒙古系要素と為したものに対して満洲、蒙古型、第三の馬来系要素に対しては、蒙古馬来型と云ふ言葉を以て呼んだが、満洲朝鮮型は蒙古型に比して欧洲人に接近し、トルコ民族と呼はれるものに類似する。これに対して支那中南部では固有の蒙古系中軸を為し、南方に至るに従って馬来型が濃密となる。これは恐らく黒潮の影響であらうと説いた。

ベルツの所論は日本民族を以て単一人種構成を持ったものでないとする点に於て、注意す可きものがある。これは何人と雖も異論のない事実であらう。われわれ日本人は体質的にも文化的にも極めて複雑な構成を有して居る。生物測定学の見地より見れば、偏差が著しく生物曲線を描いてもその頂点が鈍い。

故松村瞭博士は日本人学生♂六〇〇〇、♀二、〇〇〇に就て計測を行ひ、

彼等の両親の出生地に從って地方別を身長、頭長、頭幅、頭型指数について検出した結果、概して九州、中國、近畿の諸地方には偏差が大きいと云ふ結果が生じて居る。之に反して関東、東北の如きは比較的純に近い地方であるが、東北でも岩手、山形の如きは偏差が稍々大きい。卽ち該地方は移住民の数が割合に多く、且つその動きが多少顕著であったことを思はせる。これは恐らく古代史に示される奥羽征討に伴ふ民族の動きを反映してゐるものかも知れない。また此等の計測の結果を綜合して見ると、日本民族は南方に於ては、南支那及び馬来方面、北方に於てはアジア東北端の諸民族に比較的親縁関係を持つものと結論されて居る。

また長谷部言人博士は日本人頭蓋の計測、及び壮丁に就ての身長の計測の結果に基いて次の二型を設置された。その一つは頭部は短高頭の傾向を有し、顔面廣く比較的狭く且つ高く顎の突出せる長身のもの、と他は頭部は長低頭の傾向を示し、顔面は少く、顔幅宏く且つ低く、顎の突出弱く、低身のもの。とである。前者は朝鮮人の型に近く、これは岡山

地方の頭蓋を以て代表される。また他の型は金澤地方の頭蓋を以て代表されるものと爲し、頭形の点からのみ観れば日本民族は、頭形指数八二を下らざるものと、七七を超えざるものとの二種の要素から成立するものらしい、と説かれたが、其後更に身長と頭形とにより四種型を分類し得る事を指摘されたのである。同博士に據れば長身、短頭なる型は近畿を中心とし、西は三備、東は勢尾地方に及び、これに対して、日本海の伯耆、因幡、但馬、丹後地方が長身中頭型として對立する。後者の稍低身となったものが、若狭、加賀、能登、越中、等に分布する。短身中頭型はその中心を関東地方に見出すことが出来るが、長身短頭型が東方に進張して居る爲め、その中心地帯は狭　され、越後、両羽地方は稍短頭の傾向を現し、參遠、陸奥、陸中等では多少長身が増加する風を見せる。第四の短頭短身型は九州南部薩摩、大隅を中心として日向、豊後に向って發展する。と論述されて居る。

日本民族の中に朝鮮人の要素が混入して居ることは、上田常吉博士も

説く所である。左に同博士の所論を紹介する。朝鮮人は比較的特徴の純粋性を保って居る民族で、その地は東亜に於ける短頭型の一中心地たるの観がある。朝鮮中部の住民と近畿地方の日本人との差は、日本内地の地方差より寧ろ少さい。この朝鮮―近畿と一連の体質的類似を示す民族、即ち長身、短頭、頭蓋高く且つ顔面廣き種族によって、日本全土に拡大して居る。低身、中頭、頭蓋低く顔面低き種族が中断された。前者は日本石器時代人である津雲貝塚人である。

即ち仝博士は石器時代に日本の広い部分を占拠した津雲貝塚人の分布を中断してこの朝鮮系種族が進入したとされるのである。

小金井良精博士の日本民族に対する人種的構成論には極めて独創的なるものがある。小金井博士によれば、日本民族は人類学上単一人種でなく、種々なる人種の混合によって構成されたものとする。その一つはモンゴリア人種で、皮膚は黄色、毛髪は黒色直毛で、体毛、鬚髯に乏しく、稍短頭で、顔面偏平、觀骨突起し、鼻は偏平廣鼻、眼瞼裂狭く、モンゴリア皺により稍斜眼状を呈し、鼻前頭縫合の引込弱く、眉弓及眉間隆起弱きもので、日本人のうち此の型を具有するものは極めて多数を占めて居り、その日本列島渡来の時期は石器時代であり、移住系路は朝鮮半島を経輸したものらしく、考古学の所謂彌生式文化をもたらしたものである。次に黒潮に乗じて南方から移住したと考へられる種族があるが、これはモンゴリア系種族との類似点が多い為め、前者と峻別することは困難であるが、日本民族中に包含される該人種の血は以外に濃厚らしい。これは土俗、慣習の上からも察知される。即ち、土俗慣習から考へると該人種は、馬来族との著しい類似を示して居る。馬来族は原馬来族と新馬来族とに区別され、殊に後者はモンゴリア人種の血を混へるものである。また馬来族に上顎歯槽突起突出が多く存在する例が多く存在するが、日本人中にもこれが屡々見出されるのは注意に価する。以上述べたモンゴリア種と馬来種の何れが先に移住したかは不明であるが、恐らく前者が先駆を為したものゝ様である。尚このほかアイノ族の存在も日本民族

構成上重要である。該種族は、皮膚の色は褐色で黄味なく、鬚髯、体毛、甚だしく多く、鼻背直、鼻根高く、眉間隆起及び眉弓強く、眼にはモンゴリア皺を缺き、顴骨突出せず、欧羅巴人に類似する点が少くない。斯様な体型の者は、現日本人中にも見られる。先に述べたモンゴリア種族が最初に渡来したとき、日本列島には既に此の種族が居住し、彼等は考古學上の所謂縄文式文化を繁栄させて居た。此の種族が混血同化によって縮少しつゝ、モンゴリア系、南方系等の新来民族に壓迫され漸次北辺に退却した。この退去者の残存物がアイノである。

三宅宗悦博士は、現代日本人の体質と石器時代人骨骼との比較研究の結果、往古の日本に日本人と云ふ完成せる体質群の人類で渡来したものでなく、日本人なる体質は日本島に於て完成したものであり、それは時代的に多少の変遷を示して居る。この古い体質的特徴、即ち日本古式体質は、低身、頭長の大なること、頭高の稍低いこと眉上弓及眉間隆起の發育良好、眼窠稍凹入、多毛にして腋臭出現率多く、蒙古人皺發出現率

の少なること・等の諸特徴をもつ。斯様な古式体質が有史前役に於ける朝鮮半島經由の大陸系民族及び・現在では未解明の南方系民族との混血により、今日の体質的特徴を帯びるに至った。斯る古式体質は、南島の如く、また山間僻地の如く地理的に他地方との混血少く、濃度の血族結婚の存続した地域の住民に共通的に見られる。と説かれて居る。

第二款　日本石器時代民族とその文化

洪積世に於ける日本現在の如く島嶼状態を為さず、全く大陸と陸續きでその縁辺を形成して居た。大陸と接續して居た結果として、前者に廣く分布する各種の陸棲動物群が多く移住して居るが、特に象類はその種類に富んで居る。この中で Elephus 属の化石は第四系に於ける重要なる示準化石と考へられて居り、我國に於ても (1) Parelephus protomammonteus Matsumoto (2) Palaeoloxodon naumanni Makiyama, Palaeloxodon namadicus setoensis Makiyama. (3) Elephas

indicus Buski Matsumoto の三系統が見出されて居る。このほか Stegodon 属も亦、重要なる示準化石と考へられて居るが、これに属するものとしては Stegodon orientalis Owen, Stegodon sinensis Owen 等があり、樺太及び北海道の一部からはマムモス Elephus primigenius Bul. が發見されて居る。此等の象類は各々その渡来年代を異にするもので、ステゴドンは最も舊くインド象は最も新しい。而して Palaeoloxodon の類はインド方面に最も多い種族で、Stegodon orientalis の類は東亜特産で南支からも発見されて居る。即ち斯種獣類の棲息期には日本は斯る南方とも接續し、氣候も高温であった爲め、その移住棲息を容したのであった。其後洪積末に近く我國は非常な寒冷氣に襲はれたのである。マムモスが移住したのはその當時であって、此等はシベリアにその分布中心を有し、北支、蒙古にも及んで居たものである。この寒冷期には東京附近の如きも、トドマツ、テウセンマツのやうな寒地性の針葉樹林に被はれ、丁度、今日の日光戰場ヶ原に於けるやうな植物景觀を呈して居たらしい。然し其後に至って再び暖氣が復帰し始め、好寒性の生物は北退し暖系の生物がこれに替った。其頃の日本は依然として大陸と陸續きで、現在の日本海は湖を爲し、南は黄海から南支那海にかけて陸地が擴大し、北も沿海洲と接續し現在のオホーツク海は日本海と同様に湖状を呈して居り、ベーリング海峡は全く閉鎖され亜細亜と亜米利加との両大陸をつなぐ陸橋を爲して居た。從って北洋洋の寒流はこれによって全く斜断され、北上する暖流は遙か北方にまで遡上する様になった。斯様な變化によって日本は再び暑熱に襲はれることゝなり、印度象が移住し、房總の地には珊瑚礁が成するやうな熱帯的景觀を呈するに至った。この時代の終り、即ち洪積終末期から沖積初期にかけて相當に激烈なる地的変動を生じ、その結果日本は現在の様な島嶼と化したのである。この変化は恐らく一度に激発したものでなく徐々に行はれたものと想像されて居るが、朝鮮陸橋の断絶によって我國は全く大陸と隔離するに至ったもので、瀬戸内海、津軽海峡等はこの頃に陥没したものである。

洪積世の頃の日本に人類が棲息した痕跡は現在のところ未だ発見されて居ない。然し既に述べたやうに當時陸續きであった大陸の各地には此の時代に屬する化石人類の遺骸が発見されて居るし、人類と比較的關係の深い哺乳類の化石が日本にも多く見出されることから想像すると、當時の原人達が此等の動物を追って、日本の地に移住すると云ふやうなことも決してあり得ないことではない。何れにせよ現在では此の方面の調査は極めて不充分である。

人類が日本の國土に居住し始めたのは、現在われわれが知り得る範囲内に於ては沖積世卽ち現世期にはいってからである。此等の人類は先史學上の原新石器（Proto-neolith）或ひは石器（neolith）を使用した石器時代文化民族で、何れの地からか舟運によって渡来したものである。彼等は間もなく日本全土に拡散し、各地に於て驚異す可き文化を建設した。この石器時代民族がわが本土に足跡を残し始めたのは沖積世の何時頃に相當するかと云ふ点は、未だ瞭にされて居ない。然し石器時代の貝

塚と深い關係を有し當時の海成層である有樂町貝層の不整合面から、インド象の化石が発見された事実から推定すれば、日本石器時代人が日本の國土に於て生活を營み始めた直前まで、斯した象類が棲息して居たことは想像し得るし、此の事と他の種々なる事情とを綜合すれば、彼等の渡来期は恐らく沖積世初期の末葉位ひに相當するものとして差支へない。

嘗って日本が石器時代の状態にあった時期を現在より約三〇〇〇年前と爲すことが通説として行はれた。これは國史を基本とし、更に明治の初期にミルン（J. Milen）が土地の沖積率に基いて、當時問題とされて居た大森貝塚からその最短距離の海岸線までが、沖積作用によって陸化する爲めには約三〇〇〇年の年月を要すると算定した說を考慮して爲されたものである。然しこれは石器時代の終末期頃の年代であり、それが我國に創成された期は恐らく今日を去ること六―七〇〇〇年以前であらうと想像されて居る。

日本内地に於ける住民の文化は大きく二つに區別し得るであらう。第

一は大陸との交渉が著明でなく、農業の痕跡のない期間、第二は大陸との著明な交渉を持ち、農業の一般化した期間である。前者は縄紋式石器時代文化であり後者の最初の階段が彌生式石器時代文化である。

縄紋土器の時代は新石器時代である。しかし歐洲の新石器時代とは違つて農業が行はれて居ない。貝塚や泥炭層から出る食料遺殘が示す様に、生活手段は狩獵漁獲、植物性食料の採集であつたと見てよい。家畜として犬はあつたが、他は全く無いと云つてよい位である。墳墓は單なる身体埋葬であつて、保護又は記念として壯大な構築を作らなかつたし、副葬品も亦殆んどない様な状態である。この點も亦大きな墳丘やドルメンその他を有する歐洲新石器時代とは趣を異にして居るのである。

これに反して彌生式の文化に於いては、新に農業が加はり、又、厚葬の萌芽が見られる。これは當時盛んとなつた大陸との交渉と直接又は間接に關係あるものであつて、器物としても大陸系の磨製石器の種類が増加し、又青銅器、鐵器も亦輸入或は製作されるに至つた。從つて、彌生式の文化一般は純然たる新石器時代とは云ひ難く、金石併用時代と云ふべき部分を有する。この時代に始めて見られる大陸との交渉、農業による新生活手段とは、尓後の文化の初期として、又縄紋土器文化と對照して、特筆すべき事項である。

縄紋土器文化には大陸と著明な交渉は認められない、勿論大陸の相當した時代の文化が充分研究されて居ないから、それがため交渉が明確にならない事も考慮する必要がある。

縄紋式土器は時代的に又地方的に、極めて多くの變異性を示し、隨つてその特徴を簡單に云ひ表す事は出來ない。ことに最近の研究の結果、從來我々が懷いてゐた縄紋式土器なる概念の外延は、益々擴大せられ同時にその内包も今迄より更に嚴密に吟味される必要を生じた。

現在の研究をより明瞭に理解する爲めには、關東地方を中心とする縄紋式土器の型式別に關する過去の業績と、その型式的差異の生ずる原因に就ての先人の考察とを概觀して見る必要がある。

−明治二十七年に八木

奘三郎、下村三四吉両氏は「下總國香取郡阿玉台貝塚探究報告」中に於て、縄紋式土器のうちにその製作が薄手にして精巧なる類と、その製作が厚手にして粗大なる類との二様の型式の存在する事を認められ、前者は武藏國大森貝塚より主として發見する為めこれを「大森式」と呼び、後者は常陸國陸平貝塚より多く出土する故を以てこれを「陸平式」と命名された。然し此等二型式に屬する土器の間に存在する型式的差異は、これより以前、既に陸平貝塚の研究の際、佐々木忠次郎、飯島魁両博士によって實質的に認知せられて居たものである。阿玉台貝塚の調査に稍遅れて、佐藤傳藏、若林勝邦両氏は常陸國浮島貝塚の發掘を行ひ、その結果同貝塚出土の土器は「大森式」又は「陸平式」の何れにも屬さない型式のものであると云ふ事を指摘された。佐藤、若林両氏は此の式の土器に就て何等の名稱をも與へられなかつたが、事實上に於ては浮島貝塚發掘の直後——即ち明治二十八年代——に既に關東に於ける縄紋式土器の三大型式が認定されたのである。大正の中頃に至って鳥居博士は關東の縄紋式土器を「厚手式」「薄手式」の二型式に分類されたが「厚手式」は「陸平式」に該當し、「薄手式」は「大森式」と一致するものであつた。又榊原政職氏は浮島貝塚と同型式の土器を出土する事を以て知られた相模國諸磯遺跡の發掘調査を行つた結果、此の型式の土器を「諸磯式」と命名された。

斯の如き土器型式の差異が何に基因するかと云ふ事の解釈は、研究者の各々の立場によって全く相違してゐた。例へば八木、下村両氏は「大森式」「陸平式」を含む貝塚の貝類の研究の結果「前者は後者に比して技術的には一見進歩した型式の如く推定されるが、年代的には寧ろ後者より古期のものと認める可きである。然し此等両型式の土器が混出する遺跡が往々にして發見される所より見れば、所によってはこの二型式の土器は同一時期に併用された場合もあるに相違ない」と結論されて居る。

鳥居博士は厚手、薄手両式の差を、全然生活様式を異にする部族の精神活動の表現の相違に基くものと為し、薄手式は海岸部族——

の製作に係はり、厚手式は山手部族 ―― hunter ―― の手に成るものであつて、両者は全く時を同くして併存したものと考へられた。當時大場盤雄氏も亦鳥居博士の説に合流され、更に氏は諸磯式土器を以て漂泊民族の所産と云ふ新説をも提出されたが、これに反して榊原政職氏は諸磯式土器の製作が古拙なる點に注意され、これを以て縄紋式土器の古式なるものと推定せられた。

松本彦七郎博士は氏の所謂「凸曲線縄紋期」――陸平式、厚手式の時代――は、所謂「凹曲線縄紋期」――大森式、薄手式の時代――に型式的にも年代的にも先行するものであると云ふ事を、層位的事実に基き更に進化論的見地に立つて證明を試みられた。この新鋭なる編年學的考察は、其順依然として勢力を占めて居た素朴なる民族論的分布観と對立して、當時の學界に二大潮流を形成するに至つた。近年に至つて山内清男氏は關東及び東北地方に於て、八幡一郎氏は信濃に於て、私は關東地方に於て、各々の地方より発見する土器に就て調査した結果、従来行はれ

てゐた「三大別」の中には更に幾多の型式が介在し、異つた型式的組列を持つ各個の型式群は、それ〴〵多少づゝ年代又は文化期を異にするらしい事が判明するに至つた。又従来少数の人々によつて僅かにその存在をのみ知られてゐた、古式縄紋土器の内容及び其の編年的位置も、茅山、子母口、花積、關山等の諸貝塚の發掘調査によつて漸次明瞭となつた。

第一群　第一群は二つの系統より成立して居る。第一は子母口式と称せられるものに該当し、第二は茅山式と呼ばれるものに略々一致する。前者は我々の知る範囲では子母口貝塚に於て主として発見され、他の遺跡では他種古式土器と混じて、その小破片がごく稀れに見出されてゐるにすぎない。同貝塚から発見する土器は、比較的少量であって、未だその完形品を発見しないが大形の破片より推定すれば、器形は変化に乏しく深鉢形を呈するものが多い様である。この深鉢形の中には更に二種の別があり、一は口頸部に反がなく漏斗形を呈するもの、他は口頸部がや、外反し、頸部が多少しまり胴部の張つてゐるものである。底部形態は円底又は尖底或ひは乳房状をなす物のみで平底は非常に稀である。製作は概して厚手、中厚手のものが多く、厚手粗雑で焼成もあまり充分でなく吸水性に富み、洗滌によって容易に溶解し、又は表面の崩落する程度の物も相当存在する。土質は稍粗く内部に繊維を多量に含むで居る。縄紋は極めて稀で子母口貝塚各地点の土器を通

いて僅か二例を数へるのみであるが、それ等とてもその出土状態は明かでない。紋様は隆起線紋、点列紋、貝殻の腹脊を押捺した一種の線列紋等である。其の他土器面に櫛目状の條痕を施したものが多量に発見される。後者即ち第二の土器を出す遺跡は、前者に比してその数に於て豊富であるが、発見する土器は前者と同様数量に乏しい。器形は深鉢形を呈するものが多く、底部形態は円底、尖底、平底等である。製作は厚手、中厚手のものが多く、稀に極めて薄手のものがあり、土質は甚だ疏鬆のものと比較的堅緻なものとがあるが、概して繊維を多量に含み、土器の内外面に條痕を施した例が多く縄紋は稀である。紋様は頸部に隆起線紋、口縁より体部に亘って細隆起線紋が発達する。

第二群　第二群は花積下層式と呼ばれ、主として花積貝塚下層、菊名貝塚等より発見され、坂堂貝塚出土品の大部分も亦これに属する。此種の土器を出す遺跡からの土器の発見量は第一群のそれに比してはるか

に多く、且つ完全品又はそれに近い程度のものは菊名、及び坂堂貝塚に於て可成り多数に発見してゐる。此等の形態は深鉢形又は甕形で、口頸部はや、外反し頸部がしまり、胴部の張つたものが多い。口縁には平縁と波状縁とがありその上に小突起の附着せられた例もある。底部は上げ底風の平底を為す物が大多数をしめ、平底も亦存在する。製作は中厚手又は薄手で、質はや、粗鬆、繊維を多量に含む。縄紋は中等度に発達し、その性質は粒子が粗く且つ圧痕の顕着でない単方向又は羽状縄紋である。地紋としてはこの他にAnadara属の貝殻の殻脊を押捺したものが多く、此等は単に土器外側面のみならず、底部の下面にまで施されてゐる場合が多い。紋様としては口辺周囲を帯状に廻る網代状波状線紋と、口辺及び頸部を廻る隆起帯とがあり、隆起帯上の装飾には種々の変形が見られる。又口頸部に撚糸を押捺した撚糸紋も多少発見される。

第三群　第三群即ち蓮田式を出す遺跡としては関山、深作、側ヶ谷戸、鴻ノ山・栗崎、南、幸田等の諸貝塚がある。この種の土器の形態は主として牽牛花状鉢形に限られるが稀に片口状土器も存在する。製作は概して薄手、土質は稍緻密であつて繊維を含み、底部は平底又は上底状の平底である。口辺は殆ど平縁で、稀に局部的に刻み又は突起を附して小波状を呈せしめた例も見られる。縄紋は極めてよく発達し極端に複雑なる変化を示し、此等は単に土器の外側面のみならずその底面にまで及んでゐる事が多い。

貝殻紋も亦存在するがその量は餘り多くない。口辺部に於ける紋様としては網代状沈線帯、及び同部分に隆起線を鋸歯状に施したもの等がある。此等紋様帯上の一定の場所には多くの場合小突起が附着してゐる。この他頸部に一種の波状線の繞らされてゐるものがある。

第四群　第四群は従来広義の諸磯式土器として取扱はれて居たものであるが、製作上諸磯式土器は繊維を全く含有して居ないのに反し此の式の土器は相当に繊維を含む点に於て前者と明かに区別される。黒浜慈恩寺丘陵、浦和丘陵等に点在する貝塚の大部分は此の形式の土器を出土するが、貝塚中に包含される土器の量は餘り多くなく、完形品も現在の所少数である。完全又はそれに近い破片によつて推定すればその器形は、稍胴の張つた甕形、牽牛花状鉢形で極く稀に広口壺形がある。口頸部は反りの有るものと無い物とがあり、底部は普通の平底であるが、稀に上げ底風のものも見られるがこれは第三群の物ほど顕著でない。製作は粗雑で焼成も餘り充分でなく、繊維を含む。紋様は殆ど半截竹管による規則的又は不規則的の直線紋又は波状紋、及びこれが刺突による爪形連続紋で稀に櫛状の器具を以て施した線紋も亦存在する。縄紋は単方向縄紋、羽状縄紋、等が多く時に菱形を呈するものもある。縄紋粒子の圧痕は顕著なるものと然らざるものとがあり、又一條置きに粒子の少かい條の挟まれる例も少量ながら見出される。其他、網目

状の撚絲紋、横走するS字状の撚絲紋が縄紋と同様に土器面に施されてゐる事もある。又口辺上部には耳状の突起を附した例も少数ながら見る事も出来る。

第五群　第五群は所謂諸磯式土器で、その器形は大体に於て第四群のそれと一致するが、更にカリパー形の物を加へ、繊維を全く含まず製作焼成等も第四群より稍良好である。紋様は半截竹管による線紋又は爪形連続紋或ひは隆起細線より成る曲線紋等から成立してゐるが、前者の紋様構成法は第四群に於けるものより遙かに複雑化し、丹を以て塗彩したものも少量ながら発見されてゐる。縄紋は変化に乏しい単方向縄紋が大多数を占め、稀に羽状其他の類が発見される事もあり、貝殻紋（Arcaden の腹背を押す物）も往々にして見出される。撚絲紋としてはS字状撚絲が単独に、或は縄紋上を恰も縫ふが如き状態を以て横走する様な例に逢着する事もある。底部は普通の平底であるが口縁部

の断面形態は変化に富み、口縁には耳状の突起の附着する例があり、それ等は稀に動物の顔面と為つてゐる様な場合もある。

第六群　第六群は阿玉台式、勝坂式、加曽利E式と呼ばれる三群より成立し、此等は総て従来厚手式と概称せられて居たものに属する。阿玉台式は本分類中のA類、勝坂式はB、C類、加曽利E式はD、E、F類に相当するもので、此等の土器は何れも器形が大きく、厚手に製作され紋様も主として立体的な隆起線紋を以て構成されたものが多い。器形はカリパー形、鉢、甕、壺、皿等で其れ等の中には著しく立体的に発達した把手を持つて居るものがあり、把手の中にはその一面に人の顔面を表現した所謂顔面把手もある。

縄紋はA、C、F類を除く他の類に於てはよく発達するも主として単方向縄紋のみでその変化に乏しい。只E類に見られる様な斜走する縄紋は此類に特有のものである。又A類土器の殆んど総ては雲母末を

含むで居るがこれも一つの著しい特徴と認めてよいであらう。然し雲母末を含む例は此類以外に第五群類土器のうちに稀に見出される事がある。

此群の土器を出す貝塚は餘り多くはないが、土器の出土量は相当に豊富で完形品も亦稀ではない。

第七群　第七群土器は堀ノ内式と呼ばれてゐるもので、所謂薄手式の一部はこれに属するものである。此種の土器を出す貝塚は千葉縣西南部の貝塚分布地帯には多く存在するが、我々の調査地域には比較的少く多摩川・荒川沿岸の一部と野田丘陵の一部に分布するのみなるも、土器の出土量は多く完形品も亦少くない。器形は鉢・甕・椀・土瓶形等があり異形品も多少存在し、底部は平底で裏面に網代の痕跡を止める例が屢々見られる。製作は粗雑なものと稍精巧なものとがあり、土質は比較的精選されて細かく焼成も亦充分である。紋様は主として沈線

による直・曲線紋で縄紋は普通の単方向縄紋に限定されて居る。把手としては第六群の如き巨大なものを見ないが、稍小形のものが口縁部に発達する事は稀でない。

第八群　第八群土器は加曽利B式・大森式・安行式（真福寺式）等の各亜式を一括したもので第七群のそれと共に従来薄手式と呼ばれて居た。第八群土器を出土する貝塚は野田丘陵・鳩ケ谷丘陵等に多く存在し、特に後者に於ては可成りの密集分布を示して居る。此等の貝塚から見出される土器の量は夥しく完全土器も亦決して稀でない。

器形はよく分化し鉢・甕・椀・壷・高杯・土瓶形等で此他種々なる異形土器も屢々出土する。底部は平底で或物は尖底に近い程度に細くて直立にたへない様な——底面を持つ例もある。製作は概して精巧、土質は緻密、焼成は充分である。紋様は沈線による直曲線紋で、所謂「磨消紋」は極度に発達し、紋様として巧みに構成された入組み紋も

亦盛行して居る。

縄紋は普通の単方向縄紋であるが、土器の全面にこれを施したものは殆んど絶無に近く、主として一部分の紋様の地紋即ち所謂「磨消紋」として使用されて居る。把手としては口縁上に小形の耳状突起又は波状縁の波頂に扇状突起を為す物が残つて居る程度である。

次に此等諸形式に属する土器の、各部分の特徴を概観して見る。器形は第一群に於ては極めて変化に乏しく殆んど鉢形のみに限られ、第二群に在つては鉢形、及び胴部の稍張り出して口の広い甕形を呈するものがある。第三群も大部分は鉢・甕形のみであるが、異形土器として一種の注口土器が存在してゐる。第四、五群には鉢形、甕形、壷形、カリパー形等があり、第六群に在つては此等の他に平鉢形を加へ、第七・八群に至れば器形は更に分化し、前記せる形態以外に注口土器、台付土器、其他各種の異形品が製作される。

底部は第一群の子母口式では尖底又は円底で、茅山式には尖底或ひは粗雑な平底があり、第二群では平底或ひは稍々上げ底風の平底で、その底面には貝殻の背部圧痕を附せられたものが多い。第三群は平底又は上げ底状の平底が多く、この底面には屡々縄紋又は貝殻紋が施されてゐる。第四群――第六群は殆んど平底のみで底面の変化に乏しい。第七群に於ても平底が多数を占め、此等は屡々底面に網代の圧痕を有する所謂網代底を形成し、又脚が下方発展を為して台を成す例も見られる。第八群の底部形態は第七群のそれと類似してゐるが、底面の圧痕は殆んど見当らない。

把手は第一群より第四群に至るまでの各種土器に於ては、口縁上に極く簡単な耳状の突起を附するのみで、此等は殆んど実用的意義を持つてゐない。第五群では前型式同様の耳状突起を有してゐるが、其中の或物には動物の顔面を現した例もある。第六群に至ると把手は突然大形になり、極めて複雑な環状突起として発達をとげ、時に其上に人

面を表現した所謂顔面把手を為す事もある。第七類に於てはこの複雑
な把手は消失し、僅かにそれ等の面影を痕跡的に残す退化形式として
残存し、第八類に及んでは再び元の耳状突起の如く口縁上にその名残
りを止めてゐるのみである。
紋様第一群子母口式のそれは極めて単純で点列、直線紋等を主とし、
紋様の施される部分—紋様帯—は口頸部であるが、茅山式では頸
部に隆起帯があり紋様は口—頸の間に施され或ひは体部一帯に隆起
細線紋が発達する。第二群では口辺及び頸部に隆起帯が附せられ、点
列、又は羽状線紋の如き紋様は主としてこの帯上に施される。第三群
に於てはこの隆起帯が更に狭少となり、其上の装飾も簡単化し、これ
と共に半截竹管又は櫛様器具による直線紋が口頸部に発展する。又斯
の如き器具をコンパス状に使用した施紋法も此類に於て始めて行はれ
てゐる。第四群：口部及び頸部に半截竹管を用ひた沈線紋、又は爪形
沈線紋、及びコンパスを使用した波状紋を粗雑に施したものが多く・

部に土器全面に亙つて半截竹管紋を以て葉脈状の紋様をつけたものが
ある。第五群、半截竹管紋は益々盛行し、その構成も第四群のそれよ
り発達し紋様帯は胴部にまで拡大せられ、又隆起細線を以て厥手状曲
線紋を施したものも存在する。第六群阿玉台式には一種の曲線的隆起
線が最も普通で、此の紋様は土器全体に亙つて施されてゐる。勝坂式
には種々なる紋様があるが、その最も代表的なのは波状連続渦紋で
これ等は全部口頸部に発達してゐるが、胴部にも複雑な構成を持つ紋
様帯のある例も多い。所謂磨消紋は此の群の加曾利E式の中にも既に
出現してゐる。第七群に於て紋様はより沈線化直線化し、紋様帯は口
頸部と共に胴部一帯に亙つて施される事もあり、磨消紋は益々一般化
して来る。第八群に至れば、前者より更に洗練された入組渦紋、及び
充填紋が行はれ、紋様帯は再び口頸部に局限される様になる。
地紋　第一群子母口式では縄紋が殆ど見当らず、その代り殆ど総て
の土器の内外面に一種の條痕がつけられてゐる。茅山式も縄紋に乏し

く條痕が盛んに行はれてゐるが Anadara 屬の殼背を押捺した貝殼紋も稀にある。第二群では Anadara 屬の殼背を以てせる貝殼紋が盛行し、縄紋は多少存在するも、此等は主として粒子の顯著ならざる單方向又は羽状縄紋であつてその變化に乏しい。第三群に至ると縄紋は飛躍的に分化し、その種類甚だ多く、且つ數種類の縄紋を混合して一個の土器に施文した樣な例も普通に見られる。然し第四群に至つてそれは再び單純化して來る傾向があり、第五群に在つては全く變化に乏しく普通の單方向縄紋のみが主として使用される。第六群阿玉台式に於ては縄紋は殆んど消失するも、再び普通種が盛行する樣になる。第七群の縄紋は單方向縄紋で、磨消紋としたものが多く、又粗い縄紋上に斜めの櫛目を附した例が多い。第八群の縄紋の種類は第七群のそれと同樣で、矢張り磨消紋として使用されてゐる。此群の土器の粗製品に於ては斜行する櫛目紋が、縄紋に代つて地紋の役割をつとめてゐる。

纖維　土器の製作に当つてその中に纖維を入れる風習は、第一群より第四群に至るまでのものには盛んに行はれてゐたが、それ以後のものには全く見当らない。又第六群阿玉台式には雲母片を多量に含んでゐる土器が多いが、此の風も勝坂式以下には消失し稍大粒の砂を多く含む樣になる。第七、八群に至ると土質は概して細密なものを使用するのを常として居る。

これを要するに、第一群より第五群に至る諸型式は、その形態及び紋樣が極めて單純で且つその製作も概して粗雜であり、器の大さは一般に餘り大きくなく中形小形のものが多い。第六群土器はその形態稍變化に富み、紋樣も力強い立体的の渦紋を基調として構成され、中には土器全体が紋樣の塊(マッス)とも見えるまでに作られて居るものもある。製作は餘り精緻とは云へないが、その技術は決して劣つてゐない。土器の形は概して大形である。第七群以下のものは器形の分化する事顯著で、紋樣は沈線化し、製作は一般に精巧となり、器の大さも餘り大形

なものはなく、中形乃至小形の物が多数を占めてゐる。若し此等に就てその気分を語る事がゆるされるなら、第一―五群までは古拙、第六群は雄健、第七、八群は巧緻と形容する事も出来よう。

以上の如く先史東京湾沿岸地帯の貝塚より発見される土器を観察した結果、此等は大体に於て八個の群に大別され、各々の群は更に数個の亜式に細別される事が明瞭と為った。而して各々の型式群の間に存する亜式的又は製作技術的差異は相当顕著なるも、併かも其間に強弱の差こそあれ一般の聯関が認られる事は否定出来ない事実である。即ち此等の土器群は単にその様式上より見ても、系統的にはほゞ其の流れを一にして居るが、この全部が同一時代の所産とは考へられない点の多い事は上述の記載に徴して明瞭である。然らば其等が如何なる編年的序列を以って配列さる可きか?。 此の疑問の解明に対して次に記する三方法が採用される。

(1) 貝塚を構成する貝類による遺跡相対年代の推定。

(2) 層位に據る遺物の相対的新旧の決定。

(3) 遺跡に於ける各型式土器群の組合せ、及び遺物の形態的対比。

以上の方法に基く精しい研究過程は省略し、その結果のみを示せば第一群より第八群に至るまでの土器は年代的には漸次に新しくなる。而して第一群より第五群までの行はれた時期を前期石器時代、第六群の使用された頃を中期石器時代、第七、八群の盛行した時を後期石器時代と概括的に呼ぶ事もある。但し土器型式の変遷に徴すれば前期石器時代の存続せる期間は、中期及後期のそれより著しく悠久であった様である。 以下此等各期に於ける文化の変遷を概観して見ること、する。

前期縄紋式石器時代

前期縄紋式石器時代の最も特徴ある石器として、秋々は楕円形で一面に打裂的加工を施し、他の半面は礫の自然面を利

用した一種の打製石斧を挙げる事が出来る。此の型式の石器は、前期石器時代に属する多所の遺跡より見出されて居るが、神奈川縣菊名貝塚からはこの最も代表的なものを多数に出土して居る。石鏃は硬砂岩、黒曜石製の三角形、又は雁股形の無柄の品のみで製作は稍粗雑であつて発見量は極めて少い。磨製石斧は所謂遠州式即ち尖頭部を有し、体部断面の楕円形を呈する型式に属し、体部の磨製は充分でなく各部に打敲の痕跡を残して居る例が多い。石皿は楕円形を呈する普通の型式で、槌石も後出の品と変りがなく、両者共に殆ど安山岩を以て作られて居る。玉類としては第五群土器に伴つて、蝋石質の棗玉が唯一例発見されて居るのみである。

骨角牙貝器類としては第一に針の存在を指摘せねばならない。針は主として鹿角製――稀に骨製もある――で頭部に孔を有するものと然らざるものとがあり、この製作は概して精巧である。又第五群土器に伴つて装飾ある棒状の角製品及び食肉類の犬歯に穿孔した牙製曲玉を

見る事もある。釣針は鹿角を以て作られた大形のもので逆刺はない。貝輪にはタマキガヒ、サルボウ製のものがある。

中期縄紋式石器時代　石器としては最初に打製石斧を挙げねばならない。打製石斧の形式には楕円形（紡錘形）撥形、分銅形等がある。此の時代の遺跡から発見される楕円形打石斧は、主として表裏両共に打製を加へた型式が多く、前期の打石斧に見られる様な型式のものは比較的少い。此等三型式の打石斧の中で、楕円形のものは最も普通に発見されるが、他の二型式は前者に比して其の発見数に乏しい。石鏃は黒曜石製有柄品が多数を占め、他の型式は概して少く、磨製石斧は所謂遠州式に限られて居る。変質岩製石棒の長大なものは屢々此の時期の土器に伴ふが石剣は稀である。石皿、槌石等も普通の型式の品が多い。玉類には管玉、曲玉等があるが量的には決して豊富でない。骨、角、牙、貝製品としては、錐、釣針、貝輪、牙製曲玉等がある。

銛は骨製で逆刺のない槍状のもの、釣針は外側に逆鈎の附着する大形品、斧は猪牙製品、共にその発見数は余り多くない。貝輪はイタボガキを以て製作したものが多く、少数のサルボウ製の物も発見される。牙製の曲玉は食肉類の犬歯に穿孔したものであるが、極めて稀に出土するのみである。

土製品としては土偶があるけれども、その分布は主として山嶽地帯に近接する低山地帯に極限され、関東平地の第六群土器に伴ふ場合は極めて稀であるらしい。

後期縄紋式石器時代　石製品としては、打製石斧、石鏃、磨製石斧、石剣、石皿、石槌、玉類、其他がある。打製石斧はＡＢＣの三型式の何れも存在するが、量的に最も豊富なのは分銅形で撥形がこれに続いて多い。石鏃は雁股形、三角形が多数で、石は主として燧石が用ひられる。磨製石斧は全体精巧に磨製され、体部断面が鼓形を呈する型式に

限られ、石剣は偏平で頭部に装飾のあるものが盛行して居る。石皿に普通の型式のものが多いが稀に底部に脚を有し、形が稍長方形に近いものも見出される。槌石は前の時期のものと大差がない。玉類には曲玉、管玉、小玉等があり、硬玉製品も亦存在する。

骨、角、牙、貝製品には銛、斧、釣針、鏃、所謂浮袋の口、弓筈、貝輪、牙製曲玉其他がある。銛には鐖のないものと鐖のある例とがある。前者は第七類土器に伴つて最も普通に発見されるのに反して、後者は比較的稀である。牙斧は中期のそれと相同で、釣針は大形品と共に稍小形のものが出現し、逆刺は矢張り外側に附いて居る。鏃は主として角製で有柄である。弓筈は鹿角を以て作られ頗る精巧な作品がある。牙製曲玉は食肉類の犬歯に穿孔し、或は猪牙を半截しこれに穿孔した例も見出される。貝輪はタマキガヒ、サルボウ、アカガヒ等を原料とした精成品が多く、ヨメガカサの殻頂に穿孔した美麗なものも亦併存して居る。

土製品には土偶、土版、耳飾等がある。土偶には顔面円形を呈し偏平で、顔の表現は現実に近く、後頭部から頭部にかけて橋状の把手を有するものと、顔形が三角形又は隋円形を為し眉と鼻は合して丁字又はY字形を呈し、後頭部が半球状に突出するもの——所謂山形土偶——と、顔は円く頭部に角状突起を有し、眼口等は円形を以て示された木兎の顔の如き表情を為すもの——所謂木兎土偶——とがある。(A)は第六群の土器を多少混出するも第七群を主体とする遺跡から多くの場合発見され、(B)は第七群と伴出し、(C)は殆んど第八群に伴ふ。耳飾は充実したものと、中を刳抜き、又は透し紋様を施した物とがあるが、前者は主として第七群土器と共存し、後者は多くの場合第八群土器と伴出する。土版は殆んど第八群土器に伴ひ他のものと共存する事は尠い様に思はれる。

以上前、中、後、各期の遺物を通観すると、前期に於ける器具は生産要具を主体として居るが、具等は未だその分化に乏しく、数量も餘り豊かでなく、製作も亦概して粗雑である。特に装飾品は甚だ貧弱であつて、貝輪と少数の玉類及び笄状角製品が見出されて居るのみに過ぎない。只精巧な什、——斯様な品は関東では中期以後には殆ど消失して了つて居る——の存在は注意を要する事実である。

中期に在つては器具——特に生産要具——の分化は一般的に行はれ石器、骨角具器類の中で斯うした方面の物は質的にも量的にも依然豊富となり、装飾品類も亦発達を示し始めて居る。此の時代の特徴的な遺物としては、豊富な打製石斧、巨大なる石棒、装飾的価値に乏しいと思はれるイタボガキ製の貝輪等を枚挙する事が出来る。

後期に至つても生産要具は、前時代の伝統を主として継承して居るが、型式的には多少の変化を示し、殊に幾分か装飾的意義を加味した実用品——例へば脚を有する石皿、或は石剣の如きもの——の出現を見、装飾品——玉類、耳飾等——はより豊富となり加ふるに土偶・土

彼等の如き、一種の宗教用品と推定される品も製作されるに至つてゐる。

扨、前述の如き遺物遺跡によつて投影される彼等の主要生産部門は、各期を通じて漁撈、狩猟、食料植物蒐集等 ―換言すれば蒐集経済の諸様― であるが、此等は時間的に或は地域的に多少の消長がある様に思はれる。即ち先史東京湾沿岸に於ける前期縄紋式文化期にあつては石鏃、石槍の如き狩猟具に乏しく、貝塚内に於ける獣骨残片も亦微々たるもので、土掘要器と考へられる所謂打製石斧も亦余り多くない。従つて此の時期に於ては、狩猟又は土掘要具を以てする植物蒐集はまだ盛でなかつたかと云つてよい。中期縄紋式の時代は狩猟具は前時代より多少増加し、獣骨もより多量に発見され、打製石斧は最も豊富に発見されてゐる。これに基いて推考すれば此の時代に於て狩猟は前の時代より盛になり、土掘要具による植物蒐集は隆盛を極めた様である。

後期に至つても狩猟具の量は中期のそれより余り増加を示さないが、貝塚より出土する獣骨の量が極めて夥多であるのは、狩猟がより一般化した事を物語り、打製石斧の減少はこれによる植物蒐集が稍々衰退したか、或ひはこれに代る他の器具が出現した事を暗示するものである。

斯の如き器具の変遷は、明かに当時の民衆の経済生活の変遷を物語るものであつて、器具の変遷が前記の如く概して進化的であつた事は、彼等の生活も亦進化的であつた事を意味する。併も彼等の生産力の逐次的発展は単に物質生活のみならず、精神的生活にも色々な影響を与へたらしい。後期石器時代に於ける土偶土版の如き宗教的遺物と推定される品物の出現、身体装飾品の盛行等の如き現象は此間の消息を伝へるものである。土器の場合に於てもそれが後期に至るに従つて、前述の如き器形の分化を生じたが、この要因も亦、生産力の増加に據るもの、様に考へられる。具体的に言へば生産手段の技術的進

ば生産力の逐次的増加は石器時代人の生活を漸次に安定させた、その結果彼等は字義通りの「その日暮し」の生活から次第に解放され、生活に対する欲望にも変化を来し、従つてその生活亜態は順次に複雑化するに至つた。斯の如き情勢は土器の如き日常容器にまで反映し、初期に於ては同一なる容器が種々なる要求に対して併用されて居たのが、後期に至つては用途の差によつて、異つた形の容器が要求されるに至つた結果と見る可きではなからうか？

次に以上の研究によつて決定された各期の土器を出す遺跡に就て見ると、前期縄紋式土器を出す貝塚はその規模が極めて小さく、且つ数個の小貝塚が相接近して小貝塚群を為す傾向があり、中期縄紋式に属する貝塚は一般に前者より大きく、後期に至れば更に大規模となる傾向が看取される。勿論中期以降のものと雖も、唯一個の貝塚が茫漠として広がつてゐるのではなく、数個の貝塚群より成立してゐる場合が多いが、此等の個々の貝塚も前期のそれに比してその面積が遥かに広

大なのを常とする。此等の貝塚は従来これを発掘した経験がない為め確言する事は出来ないが、恐らく小規模の貝塚が漸次に拡大されたものと考ふべきであらう。

貝塚の規模に就ては少くとも二様の解釈が可能である。

A、貝塚の規模の大小は人口のそれに正比例すると云ふ考へ、即ち前期貝塚は小数の人によつて作られた為め少さく、後期のものは多数によつて作られた為め大きい。

B、貝塚の大小は居住期間に正比例する。即ち前期貝塚に於ける人類の居住期間は短く、後期に於ては之に反する。

この解釈の何れが妥当なるかを決定する為めには、より広範囲に亘る発掘を試み貝層の堆積状態等に就ても更に精密に観察を要するが、現在の知見のみに基いて考へれば此の両説は共に考慮さる可き性質を持つ様である。即ち前期貝塚は少数の人によつて、余り長時間に亘らずに生成されたもので、後期貝塚はより多数の人々によつてより永い

期向に蓄積されたもの、様に考へられるのである。更に相像すれば、前期貝塚時代の生産手段を以てしては、人口の増加が或る程度以上に達すると、これを支へる事が困難となり、為めに氏族はその分裂を餘儀なくされる。――黒浜慈恩寺丘陵に於ける前期縄紋式に属する小貝塚の散布状態は、斯の様な社会現象を暗示する様に思はれる。――然るに、後期貝塚時代に至ると技術の進歩に據つて彼等の生活は多少安定し、その結果氏族は膨脹し、前時代に比較してより定着性を持つに至つたのではないであらうか。

終に住居に就いて簡単に記載して置く。貝塚に於いて当時の住居趾は、貝層の下から稀に発見されたが、今回の調査は主として試掘程度の小規模の発掘のみを行つた為め、その見る可きものを餘り見出し得なかつたが、将来より大規模の発掘が行はれたなら、恐らくこの多くを発見し得る可能性は充分にある。前期縄紋式に属する第一群乃至第三群を出す種類の貝塚では貝層下褐色土層上――即ち当時の生活地

表――に往々にして灰焼土層の存在する事があるが明確な家屋趾は未だ見出されない。然し前期の終りに属する第四、五群土器を出土する遺跡からは従来数個の竪穴趾が発見されて居り、その型式は方形で炉は中央より多少壁寄りに位し、特に炉として加工した例はなく、単なる灰焼土の塊として存在する。第六群土器を出す遺跡の家屋趾は殆ど総てが円形の竪穴で、極く稀に方形竪穴及び平地住居がある。炉は中央に位して拳大の石を廻らし、又は底部を缺くカリパー状土器を埋没してこれに当て、ゐる。後期の家屋趾の明確な例は先史東京湾沿岸地帯に於ては未だ殆ど発見されてゐない。

今、残された住居趾から当時の家屋の散布状態を推測すれば前期石器時代終末期頃には未だ極めて散在的であり、中期に至つて始めて多少密集的となるが、家屋の構造が永久的又は半永久的なものでない為め、その使用期間は餘りに永続せず、従つて一聚落内に於ける家屋の移動は可成り頻繁に行はれた形跡が認められる。

又、前・中・後の各期に属する貝塚の分布状態を概観すると、前期貝塚は主として各河川の上流近くに密集的に分布し、後期貝塚は河川の下流地帯、又は現海岸線に近接する丘陵上、及び古利根溪谷沿岸に多く存在して居り、中期貝塚も概ね後期貝塚と其の分布圏を一にして居る。即ち中期又は後期貝塚の構成時代には、前期貝塚の分布地帯は既に沖積作用によつて陸地と化し、貝塚の生成は不可能となつた。換言すれば此等の時代に至ると斯る地域に住居する人々は漁撈者としての生活を営む事が出来なくなつたのである。従つて中期又は後期の石器時代人が、漁撈者としての生活を為した所は、前述の如く現海岸線に近い地帯、又は古利根溪谷の如き比較的後世に至るまで海水の浸入を容して居た様な地形の土地である。更に中期後期の鹹貝塚が、千葉縣下の東京灣沿岸地帯、或ひは霞ヶ浦沿岸地帯に群集して居る事は、此等の地方が先史東京灣上部地域が陸化した後まで、依然として海であつた事を示すものであり、中・後期貝塚の文化中枢が斯る地方に偏在するのも、亦必然的の結果と言ふ可きである。

縄紋土器の文化は、内地を通じて恐らく大差ない時代に終末に達し、弥生式土器の文化に置き換へられる。更に後者は古墳時代に移行する。この時代に於いて石器は全く廃用され、鉄器が全盛となる。又始めて歴史との接触を生じ、原史時代として認められて居る。縄紋式以後に於ける上記の移行は西日本に於いて顕著であり、多少の地方差があるが、大体東北地方まで概同様と見てよい。

弥生式の時代には大陸との交渉が生じた。それと同時に、住民の生活に大なる影響を及ぼした農業が伝来し、一般化した。縄紋土器の時代には食物は自然界から採集されるだけであつたが、この時代に入つてはじめて食料が「生産」されるに至つたのである。栽培された植物は主として稲であつたらしく、炭化した米、籾殻が当時の住居から発見され、又土器の底部等にその圧痕が残つて居ることもある。これと

同時に農具と見るべき器具も亦出現して居る。石斧状石器は鍬として使用され、石庖丁は鎌の如き用途を持つ。これらの石器は、縄紋式には類例がなく朝鮮、南満などに一般的であつて、弥生式の時代に恐らく農業と相伴つて伝来したものと思はれる。

しかしこの時の生産手段は全く農業によつた訳ではない。籾殻を出す竪穴住居から、胡桃、栗、李、桃の如き堅果、鹿等の動物の骨が発見されるから、農業と共に狩猟、採集等も行はれたものと考へられる。また少数ではあるが、貝塚があり、縄紋式と同じ生活が営まれた事を知ることが出来る。しかし漸次古墳時代、歴史時代に見るやうな農作物を主とする生活に遷移したであらう。

弥生式の時代の土地の耕作は石鍬を用ひる程度で、家畜として牛はなく、馬も亦稀であつた。従つて牛馬を用ひた犂耕は行はれなかつたかも知れない。古墳時代には牛馬も少く且つ犂の先端らしい鉄器が見出されるから犂による耕作が行はれたと解される。しかしこの時代と雖も人力による耕作が支配的であつたに相違ない。日本に於ける食料の経済関係は、Hahn の用語を用ひるとSammelwirtschaft（縄紋式）、Hackbau（弥生式）、Gartenbau（原史時代及以降）の順に変遷したことになるらしい。

住居としては竪穴が一般化して居る。この竪穴は群をなして存在し小部落をなして居る。竪穴以外に洞窟住居も諸地方に発見されて居る。縄紋式にも洞窟住居は知られて居るが、弥生式の方がむしろ多い様である。時には縄紋式に居住した洞窟が更に弥生式の時代、原史時代に用ひられた例がある。

弥生式の聚落遺跡が、低地へ進出して居ることも注意すべきことである。縄紋式では丘陵上に住むのが一般であつて、河岸や海岸の沖積平地にある事は稀である。然るに弥生式ではこれが稀でない。農耕生活と共に以前には利用しなかつた底地に親しみを持つ様になり、住居も自然に同じ方向に進出したものと考へられる。古墳時代に於ては竪

穴住居が引つゞき見られ、聚落遺跡の低地進出も更に盛になつた。一面に於て沖積地を中心とした農耕生活に入つたと言つてもよいかも知れぬ。

弥生式の墳墓は一般的には縄紋式のものと大差ない。単に死体を浅く埋めただけのものである。棺、封土を伴はない。人骨は縄紋末期と同様抜歯されて居り、時には赤色の附着を見ることがある。別に小児は甕に容れて葬られて居る。人骨を通して知り得る当時の風習は、縄紋式末期からの伝統に富んで居る訳である。しかし、北九州では甕棺組合石棺の如き特有な墳墓が見られる。甕棺は弥生式の大甕を二個口で合せ、又は単一の甕に人骨を入れて葬つた棺である。前記の如く小児の甕葬は縄紋式にもあるが、この場合は大人が埋葬されたのである。埋葬の姿勢は脚を屈せず、伸展して居る、副葬品として青銅利器、鏡その他が収められて居る。この甕棺は群をなして存し、時には封土、巨大な石を上に置いた形跡が見られる。

弥生式土器に伴ふ諸遺物のうち特筆すべきことは金属器の存在である。青銅器としては鉾、剣、槍（鉾）等の利器及び鏡、銅鐸等がある。そして鉄器も略々同時に使用されて居る。

青銅器には輸入されたものと、この土地で製作されたものとある。前者に属する鏡は、時に弥生式遺跡から発見される貨泉、金印等と共に支那の歴史年代との対比の好い條件とされて居る。同じく鋒の狭い剣、鉾も亦多く輸入されたものと認められて居る。

他方に於いて青銅器の鋳造が日本に於いて行はれたことは最も注意すべきことである。九州北部には銅鉾、クリス形銅剣の鋳型が発見されて居る。この型の示す鉾、剣の形状は支那製品とは異つて、先端が幅広い。かくの如き鋒の広い銅鉾、クリス形銅剣は九州北部を中心にして発見され、国産の利器の特徴をなして居る。

青銅器鋳造に伴ふ経済関係は古来注意されるところが少なかつた。原料がこの土地から得られた証拠は挙つて居ない。輸入の青銅器を再

び鋳造したものと考へられるが、これに関する詳細は不明である。鉄品の移動に関する知識も乏しい。鋳造は石器等とは違つて、工業的性質を帯びて居る。一つの型から若干の器物が作られ、これらは全く同形をなし、同一型によるものと假定し得るであらう。この点から一個所で製作されたものの運命を知るのに適切であり、この向に存する交易関係を探るためにも便利である。人類学教室には筑前国遠賀郡岡縣村大字金丸発見のクリス型銅剣とよく合致し、前者によつて後者が鋳造されたものと決定し得る。製作所と遺物の埋没に帰した場所とは全く別遺跡である。

銅剣、銅鉾は聚落から発見されることは稀で、甕棺、組合石棺の様な墳墓から発見される事が稍々多い。しかし更に多くのものは、聚落でも墳墓でもない所から、何個か宛揃つて発見されるのである。かくの如き集合発見は古来注意され、これを説明するため、宗教的な供物であると言ふ説（高橋博士）個人又は家族の財産を隠匿したのである

との説（喜田博士）が現はれて居る欧州でも青銅器は、これに似た状態に発見されることが多い。そして一般にデポ dépôt と呼ばれて居る。デポの意義に対しては種々の解釈が加へられ、供物、財産隠匿と考へられる場合もあるが、多くのものは交易関係のものとされて居る。即ち青銅器を取扱ふ商人が、運搬の途中身の危険を感じて地下に埋没したものが、そのまま忘れられてしまつたと云ふのである。日本に於ける青銅器の特殊な集合発見も同じくデポと考ふ可きものかも知れない。

銅鐸の鋳型は未だ発見されて居ない。しかし大部分この土地で鋳造されたものと信ぜられて居る。同一型による二つの銅鐸が処を違へて発見された例もある。銅剣などと同じく銅鐸も聚落から発見されることと少く、又墳墓から発見されることも稀である。単独に一個又は集合して若干発見される。後者の場合はデポと云ふべきであつて、中部、畿内、中国、四国に亘つて散見する。これに対しても供物説と隠匿説

があるが、前者と同様に交易関係のものと解釈することも出来る。

弥生式の青銅器には利器として鏃、剣、槍等があるが、果して如何程実用されたか疑はしい。鏡、銅鐸などは実用的なものでないのは云ふまでもない。その他の金属器を考慮に入れても、直接生産に利用したと見得るものは甚だ稀であると云はねばならぬ。これは当時に於ける実用の器物が未だ石器であったことを裏書するものである。

欧洲の金属時代には、その最初の階段にも工具として斧等が知られて居るが、弥生式の場合はこれとは余程趣を異にして居る。弥生式の時代を青銅器時代と称しようとする意見もあるが、鉄器共存すること及び青銅器自身も一般的でなく、民衆の生活から稍々遊離した存在である事から云っても、適当でない。弥生式の時代は故浜田博士の云はれる如く新石器時代の後期に列すべきである。

弥生式の遺物には大陸系のものが着明であるが、この他に縄紋式からの伝統を保つもの、弥生式に於いて特有の発達を示すのも亦存在す

るのである。打製石器は多く縄紋式からの伝統であり、石鏃は一般に見られ、石匙も亦多少遺存して居る。打製の手法で新に製作された石器としては先づ畿内を中心として発見される石槍は稀ではなかったのであるが、弥生式系の石槍はそれとは別の系統を異にし、寧ろ青銅製の剣、鉾、磨石製の短剣などと同時代に、同じ形の利器が打製の手法で入られたと見ることが出来る。磨製石器には縄紋式からの伝統に乏しく、大陸系のものが多い。片刃石斧の諸類、石庖丁等はその最も好例である。石斧も亦大陸のものと形態を同うして居る。他に銅鏃、銅剣等を模したと云はれる磨製石鏃、石製短剣等もある。外の磨製石器は　類を除けば稀である。

骨角器、貝器に関してはその系統を概観し得るまでに材料が、揃つて居ない。繊維工藝としては、弥生式には細密な平織の布が土器底面に圧痕として発見されて居る。この平織が果して織機で作られたか機を用ひずして織られたかと云ふことは明らかでない。

弥生式土器の縄紋は一般に細密であるが、これはその原体即ち縄が細かつた事を示すものである。土製の紡錘車の存在も亦、看過してはならない。これらの事項は細き繊維が準備されたことを示し、又、機織術の存在を暗示する有利な條件とも云へるのであるから、柔軟な繊維による布又は編物は恐らく衣服としても用ひられたであらう。衣も亦、食住と共に、縄紋式とは趣を異にしつゝ、あつたことを予想せしめる。

弥生式の時代の土器は云ふまでもなく弥生式である。次の古墳時代の中頃になると朝鮮から伝来した新手法による祝部土器が一般化する。祝部土器は多く単色であり、敲くと金属的な音を持つて居る。粘土は精良なものが撰ばれ、製作には多く陶車が用ひられ、焼成温度は高く、勿論窰を必要とした。従つて祝部土器は工業的製産品であり、製作の場所も限られて居たに相違ない。この祝部の一般化する中頃以前の古墳時代の土器は石器時代弥生式土器と同様赤焼のものが主要なもので

あつた。又、祝部が一般化した時代にも、これと並行して同じく赤焼の土器が行はれた。祝部土器は爾後消滅するが、赤焼の土器は後世まで残存して居る。仮りに縄紋式以後古墳時代末までの土器を大別すると次の様になる。

1. 弥生式（石器時代）
2. 弥生式系の土器、祝部土器を伴ふ。（古墳時代前半）
3. 弥生式系の土器、祝部土器を伴ふ。（古墳時代後半）

元来弥生式土器は関東地方の一型式に与へられた名称であつたが、その内容は年代的にも地方的にも拡大された。前記1―3の弥生式又はその系統のものを総て弥生式と称する人もあるし、1―2を合せて弥生式とし、2―3を合せて埴部土器又は土師器とする意見もある。しかしながら、前記の如く1、2、3の三階段に分け、各々の特徴を補へることが必要である。聚落発見の材料ならば石器を伴ふもの（1）、石器を伴はないもの（2、3）に分け、後者は更に祝部を伴

ふもの（へ３）と、ないもの（へ２）に分けるのである。そして各材料を綿密に観察し、製作、器形、装飾の異同を吟味して、各階段の特徴を明にする。同じ階段に属して居つても異つた組成を持つ場合が発見されるかも知れない。この様な操作を経て、後に始めて弥生式及び古墳時代の土器の細別型式が決定され、その先後関係が闡明される。墳墓発見の土器も同様にして調査すべきであるが、この場合は日常の土器と祭器との差を考慮しなければならない。

石器を伴ふ弥生式土器は広く九州から東北まで分布し、若干の地方差と年代差を持つて居る。これらは縄紋式に比して黄、赤、褐色の如き明るい色調を呈するものが多い。これは土器がよく焼けて、粘土中の鉄分が酸化するからである。縄紋式は黒褐色を呈することが多く、概して弥生式より暗色である。これは酸化が不充分であつたり、一度酸化しても表面が燻されて黒染したりする場合が多いためである。土器の成形は縄紋式と同様、粘土を帯状にして巻き上げて作つたものが

多い。

九州の甕棺の土器は両者が用ひられたと云はれて居るが、これは一般的ではないらしい。

器形には皿、浅鉢の如く浅いもの、鉢、深鉢の如く深いもの、壺の如く口の狭いもの等がある。古い頃の縄紋式などよりも器形の変化が多い。底は平底もあるが、浅い器物及び壺には丸底の不安定なものがある。台を有するものも少くない。土器の底部に孔を有するものがあり。又側面に把手を有するものもある。把手の形状は環状又は棒状であつて、縄紋式の様に口辺の突起、それに伴ふ把手等は見られない。この他に他の土器を乗せるために作られた「台」がある。土製の蓋もある。壺形土器と蓋、丸底土器と台、有孔土器と普通土器の如く組合せて使用する形態は縄紋式とは趣を異にして居る。ことに有孔土器は普通土器の上に乗せられて、食物の調理のために用ひられたもののらしい。蓋も有孔であつて、煮沸に適したものと見ることも出来るが、二

の点は新しい食料である穀物の存在と対照して興味あることである。

弥生式土器の土質、焼成は、略々同時代の南鮮の土器と近似して居る。把手の環状、棒状のものは全く同形のものがある。器形も亦近似して居るものもあるが、異つたものも多い。一般に朝鮮の同代土器にくらべて、器形の変化が多いのは既に注目されて居る。これは前代の縄紋式土器からの伝統とすべき部分、又弥生式に於いて新生した部分を有するからである。

弥生式の地方差と年代差を概觀することは尚早である。

関東地方の弥生式では縄紋ある式（狭義の弥生式）が古く、縄紋を伴はない式が新しいとされて居る。しかし未だ型式別に曖昧な点が多く、推奨すべきものではない。関西との連絡も亦不明な点が多い。

東北地方に於ける縄紋式直後の土器は関西方面とは稍々趣を異にして居る。即ち縄紋多く一見弥生式とは見えない土器なのである。陸前の桝形式は亀ヶ岡式の末期に直ぐ続く型式であつて、皿、浅鉢、鉢、深鉢、壷等の器形を持つて居る。装飾として縄紋を有する土器は過半を占め、口辺の突起等亀ヶ岡式からの伝統を保つて居る。一方に於いて鉢形壷形土器の彎曲、その他に於いて弥生式風な部分もあり、刷毛目、紋様の細部等で同様の傾向を示す部分がある。伴出遺物を見ると、片刃石斧、石庖丁等を伴ひ、土器底面に稲の圧痕を有した例もある。これらの点を綜合すると、土器は縄紋式的であるが、弥生式風の生活状態を持つて居つたことは明である。陸前ではこの他にも縄紋を伴ふ新しい型式が発見されて居る。上記二型式の土器は恐らく関東辺の弥生式に並行したものだらうと思はれる。縄紋を伴はない、弥生式らしい弥生式は磐城あたりには既に発見されて居るが、その他の諸国では未だその存否が確定して居ない。

縄紋式以後で、しかも弥生式と趣を異にした土器は東北地方許りでなく、関東北部信濃等にも散見するが、これらは弥生式的な特徴をよりも多分に持つて居る様である。

弥生式文化も弥生式土器の型式より、前期、中期、後期の三期に区分される。

前期弥生式文化は北九州に発するもので、此の時期に属する土器は遠賀川式あるひは立屋敷式など、称せられ、土器の器形は壺形が多く箆先きや貝殻の殻縁で押捺した文様が発達して居る。此の種の土器は中国地方の西半、及び中部日本にも多少の地方色を現しつゝ、分布し、その分布圏の東縁部及び関東地方に於て、縄紋式文化の末端と接触合して異色ある文化を形成する。

中期弥生式文化は大体に於て、全国同一様相を顕示する傾向を現し、地方色は漸次に稀薄化する。此の時代の特色としては、土器製作の際に櫛状工具を使用した結果、土器の紋様が櫛目状平行線で構成される型式が多く現れて居る点にある。また此の時期に北九州に於ては恐らく大陸の影響と推定される、新しい型式の土器が出現して居ることも亦、注意を要する。

後期の頃になると、全く石器を伴出せず、かへつて古墳の内部に副葬品として埋蔵されて居る様な例をすら発見する様になる。即ちこれは金石併用期から既に金属器 ―― 鉄器 ―― 時代に全く移行した事を物語つて居る。

斯様な弥生式文化変遷の姿を観察し、それが後期に至るに従つて全国的統一を見るに至つた事実は、やがて政治的にも日本全国が統一される事を暗示するものである。即ち弥生式文化の北部九州から発達したものは中部日本に於て、他の文化を全く同化し、その力が原因を為して政治的、文化的にも全国統一を為したと考ふ可きで、大和文化の統一は実にこの時代にその端緒を開いたと見る可きである。

然し、嘗て考へられた様に弥生式文化は縄紋式文化を圧迫しこれを駆逐、或ひは征服したと云ふ様な事実は大勢に於いては殆んど観取出来ない。

太古我国に於て生を享けた二つの生産様式を異にする民族、――縄紋

式文化民族と弥生式文化民族――は殆んど闘争を行はずして、より進歩せる生産様式を獲得せる弥生式文化民族は、原始的生産様式にこそ依存しては居たが文化的には極めて高次的階梯に到達して居た縄紋式文化民族を全く同化し、後者は最も自然に前者のうちに、合し、そこに統一されたる大和民族の大本を形成したものである。

第三款　大和民族文化の確立

古墳時代は原史時代とも呼ばれて居る。また前述した石器時代に対して鉄器時代と云ふ名称を与へて居る学者もある。何れにせよ、我が本土内には既に縄紋式文化或ひは弥生式文化と云ふ様な別がなく、渾然一体を成した大和文化によつて、全国がほゞ一様に支配される様になつたのは、全くこの時代からの事である。古墳築造は弥生式文化期に始まり、奈良朝に終る。即ち此の時期は原史上の上古史の部分に相当する。

古墳文化の起源は二つの系統より成立して居る。その一つは北九州を中心として発生したもので、他の一つは大和、河内、即ち畿内を中心とするものである。前者は弥生式文化期にその源を発するもので、銅鉾銅剣文化と密接なる関係を示して居る。その内部構造としては合口甕棺と組合箱式石棺とが存在する。合口甕棺は高一米、径五〇糎ほどの甕の口を合せて棺としたもので、組合式石棺は板状に劈開する板石を組合せ、

長二米、幅一米弱ほどの箱形棺としたものである。
此等は共に地表下に埋没され、現在では地上に何等堆土、積石の痕跡を認め得ないが、稀にその上に墳丘を堆積した様な例を見出す事が出来る。従つて斯様な原始墳を以て古墳の先駆と思惟する事はさのみ無理のある解釈とは云へない。甕棺の分布は現在のところ、九州、中国、四国等に限定されて居るが、組合式石棺はより広範囲に及ぶ。殊に時代が下降するに従つて漸次、東方にその分布圏を拡張する。
大和、河内を中心とする地域には、以上に述べた所の北九州原始古墳と異つた系統の古墳が築造されるが、その始原期は北九州のそれより多少おくれるものと考へられて居る。外観的に見れば円墳と前方後円墳の二亜式が存在し、その墳丘の高さは十米内外の壮大なるものが多い。
内部構造は、木棺、粘土槨、礫槨、割石積みの竪穴式石室等があり、その平面が稍々舟形を呈する例が往々存在するのは注意す可き現象である。斯様な古墳様式は前記北九州系統の原始古墳様式に対し、畿内系、

または大和系古墳様式と呼ばれる。
此の系統の古墳発生に関する数向は、未だ充分解明されて居ない。然しその当時に北朝鮮方面に植民地を開拓した漢族文化、即ち楽浪文化の影響が与つて相当力あつたもの、様に考へられて居る。当時わが国に斯様な漢族の移住者が可成り移住して居り、且つ彼等が我が上古文化に対して相当に寄与する所あつた事は、既に史上に瞭にされて居る。従つて彼等の影響が墓制にまで及んだとしても敢へて不合理ではない。此の系統の古墳から発見される遺物にもこれを暗示するものが存在する。
然しながら、如何に漢文化の影響があるにせよ、斯様な雄大な構築物を形成せしめた原動力はこの畿内地方に占拠した民族の自主的生活力である。彼等は例へ漢文化を受容したとしても、それを原形のまゝ、取り容れ、或ひは其の侭、模倣する事に甘んじては居なかつた。その結果がわが国以外には、朝鮮にも、楽浪にも、また支那本土にも全く見ることの出来ない前方後円墳の様な、驚く可き壮大なる規模と独特なる亜式を併

存した古墳を築造するに至つたのである。

前方後円墳は主体部が円墳を呈しその前方に梯形の堆土をはり出した型式の古墳で、その形の類似から一子塚とか瓢塚とか呼ばれて居ることもある。

以上に述べた畿内古墳文化はその源を、弥生式文化に発するものの様である。それは斯様の古墳中から後期に属する弥生式土器を出すこと、及び弥生式に伴ふ銅鏃を出すこと等の事実から示される。畿内古墳の発生は弥生式文化期の中期の終り、或ひは後期の頃であり、その終末は奈良朝——佛教文化伝来期——であつたとすればその間に長年月の推移があつたと考へねばならない。斯様な永い月日は古墳型式にも必ずや反影す可き筈である。

この変遷は前方後円墳に最も瞭かに示されて居る。前方後円墳の前方部は初期の頃には祭壇としての意義を有して居た。即ち此処に於て円墳部に埋葬した父祖の霊を祭つたもので、此部はその為めに後円部より低く、且つ細長く、両者の区分が劃然と分たれる様に築成され、遺骸は後円部に構置される粘土槨、礫槨、竪穴式石室中に埋葬される。これが此の型式の古墳の初期の姿である。然し、歳月と共に祖を祭る風習にも変化を生じ、やがて前方部は祭壇としての意義を忘失され、それは全く墳丘の一部と考へられる様になり、遺骸は此部にも埋葬される様になる。その結果、前方部の高さも後円部と匹敵する様に高め、前方部の軸が短く作られる様になる。而して従来丘陵上にのみ構築されたものは、平地——沖積地に——築造される様になり、堆土を採掘する関係上その周囲に濠を作り、水をたゝへその威容たるや誠に驚異す可きものがある。この時期の棺としては、舟形石棺、長持形石棺が使用され、竪穴式石室はその平面形態に稍々変化を示して居る。以上が中期に属する前方後円墳で、型式的にも整備し且つ極成に達したものと云へる。

後期のものは、総体的に退化現象が顕著で規模も著しく縮少し、前方部は後円部と区別出来ぬほど丸味を帯び、此部分に横穴式石室を設けた

様な型式のものも出現するに至って居る。
此の型式区分はその後、古墳時代の編年的区分に当てはまり、前期前方後円墳の行はれたのは前期古墳時代、中期のそれは中期古墳時代後期は後期古墳時代に相当するものと解して差支へない。然し後期古墳時代に至ると、その示準遺跡たる前方後円墳の後期型式が廃絶したのち、円墳と共に方墳及び上円下方墳等が行はれた。此の時期の特徴としては、その内部構造に横穴式石室を有するものが多くなって来る。
次にわが国の古墳文化が如何なる変遷を示したかと云ふ点に就て考察を加へて見る。
原始古墳文化期には大陸文化の影響が相当に濃厚であり、漢鏡、硝子壁、等の如き支那文化所産品もあり、中部欧羅巴から西比利亜にかけて分布した様式の銅剣の如きものすら見出されて居る。農業は既に存在し、住民は可成り密集的集団生活を営み、階級別もあった様に想像される。
前期古墳文化は畿内を中心として中国、東海道、日向方面に及んで居

り、文化的には北鮮、北支方面に発達した支那文化の影響も認められるが、固有文化要素も非常に濃厚である。原始古墳文化期の鏡は殆んど総て支那に於て鋳造されたものであるが、此の時期には既に仿製鏡――鏡作部によって造られた鏡――が存在し、その技術も甚だ優秀で、直弧文鏡と呼ばれる全く新様式の秀品をすら製作し得る域に到達して居るし、刀剣の如きも全く銅剣或ひは楽浪出土品等とその型式を異にし、独自の形態を整へて居る。この刀剣は現在のシャン族の使用するものと様式的に類似して居るが、両者の関係は全く不明である。農耕を中心とする社会を組織し、階級の別は厳然たるものがあったらしく、鏡作り、玉造、鍛部等の職業も存在したことは歴史にも亦、これが現れて居る。
中期古墳文化は古墳文化の極盛に達した時代であり、古墳の外形は最も整備し規模極めて雄大なるものがある。当時六朝文化の移入は漸く活発となったが、後期に移行するに従って更にその色彩を加へ、造鏡に窯業にその影響は顕著である。

古墳文化後期は斯る外来文化旺盛の裡に始まつて居る。この新文物と共に我国固有の勾玉、頭椎大刀、環頭大刀と云ふ様な特徴的なる遺物は影を潜め、古墳それ自体の型にも変化を生じ規模を著しく縮少されるに至つたのは此の時期である。

これは仏教の流布に伴つて当時の人々の来世観に変革を来し、また火葬の盛行によつて墳型自身に変化を生ぜしめた結果にほかならない。然し一方斯様な末期状態に至ると、古墳造営の船団は拡大した。それ以前の古墳は極めて上層階級者のみによつて営まれたに過ぎなかつたのであるが、此の時代では一般民衆もこれを模する様になつた。然しその規模は極めて少さく型式も円墳に限定されて居る。小規模の円墳が群集的に営まれて居るのは大抵この時代のものである。

副葬品の変化を見ると前期に於ては、鏡剣玉を主体とするが、中期末から後期にかけては陶質、銅碗の如き生活具及び馬具の如きものを加へ、刀剣も数の減少と共に頭椎大刀、圭頭大刀、環頭大刀の如き金銅装品が

出現し、鈴帯、天冠の如き貴族生活を表象する器物も豪族の墳墓中に残されて居るし、金属製耳環の如きは多少階級の低いもの、向にも使用され飾玉の類も亦一般化して居る。

最後に古墳時代住民の生業を見よう。彼等は鍬、唐鍬、唐鋤、鎌等の如き農具を既に有し、その型式も後世のものとさのみ変化を示さない程度に発達して居る。また唐鋤があり馬牛が存在することから推考すれば既に犂耕にまで進展した農業を営んだと考へてもよい様である。工業は手工業的なもので癒作、玉造、陶部、工師部等に分化しこれら工人達が世襲的にその家業を営んだことは古史に徴しても瞭である。

第四款　大和朝廷の異民族對策

最初に、大化改新前後、大和を中心とすると、この地域から最も遠く離れた地域、すなはち南九州と東北の地方とが如何なる関係に置かれてゐたか、と云ふ問題を撿討する。

それは、いはゆる大和民族自体のうちに、如何なる形による交渉の歴史があり、日本民族形成の第一歩を進めたかについて知ることが、他の重大なる問題、例へば歸化人の問題その他を考察する前に、先づ必要であるからである。

「日本書紀」によれは、大化改新より凡そ百六十年前、清寧天皇の四年―紀元一千百四十三年八月七日の條に、是の日、蝦夷、隼人竝に内附ふ」

と記録されてゐる。同様の記録は、この後、欽明天皇の元年三月に「蝦夷、隼人竝びに衆を率ゐて歸で附ふ」。

皇極天皇の元年九月二十一日に「越辺の蝦夷、数千、内附ふ」とあり。十月には、十二日に彼等を「朝に饗たまふ」と饗宴が催され、十五日には蘇我大臣も亦彼等をその自邸に招待し慰撫してゐる。斯様な事實はこの時期に於ける遠隔の地域に在り、未だ皇化の充分に及ばない者に對する統御の一方法を示すものである。

また大化改新の詔が發せられた大化二年正月に、「蝦夷親附ふ」。と記録され、つづいて斉明天皇の元年七月に、

難波の朝に於て、北の蝦夷九十九人、東の蝦夷九十五人に饗たまふ。併せて百済の調使一百五十人に設たまふ。仍りて柵養の蝦夷八人、津刈の蝦夷六人に、冠各二階を授く。

とあり 更に十月には「蝦夷、隼人、衆を率ゐて内屬ふ。」

とあるのは、大化改新も、この遠隔の地域に對しては、未だ宣撫工作以上に出でなかった事を示してゐる。その二年の後、四年四月には蝦夷征討の命を奉じた阿部臣が船師一百八十艘を率ゐて出發、やがて齶田・渟

代の蝦夷は降服、渟代・津輕の二郡には郡領を定め、淺島の蝦夷は有間濱に召し聚め、饗宴によって宣撫し、彼等のうち二百餘人が遠路朝貢した七月には、特に盛大なる饗宴が張られ、柵養の蝦夷二人には位一階、渟代郡の大領である「沙尼具那」には少乙下の位階と鮹旗二十頭、鼓二面、弓矢二具、鎧二領を賜ひ、少領である「宇婆佐」には建武、勇健なる者二人には位一階を授け給ひ、津輕郡の大領である「馬武」には大乙上の位階及び鮹旗、鼓、弓矢、鎧を賜ひ、少領である青蒜には少乙下の位階、勇健なる者二人に位一階を授け給ふたのである。この時、波尼具那に對し、蝦夷の戸口と虜の戸口とを檢討せしめられてゐるのは、東北の地域に對する新しい施設の基本を定められたことを示す。翌五年三月再び阿倍臣は船師一百八十艘を率ゐて蝦夷國を討ち、飽田、渟代二郡のもの二百四十一人、その虜三十一人、津輕郡のもの一百十二人、その虜四人、膽振組のもの二十人を集め、船一隻と五色の綵帛とを以て、彼の地の神を祭り、後方羊蹄を「政府」すなはち統治の根據地としたのは、

新しい施設が更に前進したことを示してゐる。斯様な工作の結果その翌年三月、三たび阿部臣が船師二百艘を率ゐて肅慎を攻めた時、「陸奥の蝦夷」をして嚮導の地位を分擔せしむる事となり、つゞいて天智天皇の七年、大化改新後二十餘年の後には、越の国から「燃ゆる土と燃ゆる水」を献上し、またそれを持参した蝦夷を饗宴、天武天皇の十一年三月には陸奥の蝦夷二十二人に爵位を賜ひ、四月には、越の蝦夷伊高岐那が俘人七十戸を以って一郡を為さんことを請ふたのを許し給ふ段階にまで進展してゐる。斯様な事情は東北の地域に對する大和朝廷の施政及方針が剛柔兩面工作を基調とし、それが徐々に成功しつゝあることを示して居る。

南九州地方の隼人に對する工作としては、東北の順撫が一段階に到達した天武天皇の十一年七月三日

「隼人多く来り、方物を貢る。是の日、大隅の隼人と阿多（薩摩の意）の隼人と、朝廷に相撲とる。大隅の隼人勝ちぬ）

と記録され、つゞいて二十五日、

「多禰の人、掖玖の人、阿麻彌の人に禄を賜ふこと各差あり」

と記され、更に二十七日に、

「隼人等に、飛鳥寺の西に饗へたまひ、種々の楽を發す。仍りて禄を賜ふこと各差あり」。

と記録されてあるのと共に、相撲をとらせ、種々の音楽を聞く等、彼等の嗜好性情を把握した宣撫方法と新しい施政の一端を示したものである。これは、持統天皇の二年十二月に「蝦夷の男女二百十三人を、飛鳥等の西の槻の下に饗へたまふ。仍りて冠位を授け、物を賜ふこと各差あり」。

と記録された施政と同一の性格を想はせ、壮麗善美を盡した建築を考へられる飛鳥寺が、單なる佛教の寺院としてではなく、政務の重要なる機関として活用せられつゝあったのを示すものである。從って、翌三年正月、陸奥城養（柵養と同じ地域）の蝦夷である脂利古男麻呂と鐵折が、

髮を剃って沙門と爲り、また越の蝦夷である沙門道信に、佛像一軀、灌頂の幡、鐘鉢各一口、五色の綵各五疋、綿五屯、布一十端、鍬一十枚、鞍一具を賜ひ、七月に陸奥蝦夷の沙門である自得に、金銅の藥師の佛像、觀世音菩薩の佛像各一軀、鐘、紗羅、寶帳、香爐、幡等を賜ふてゐるのは、六月閏五月に

「筑紫大宰率河内王等に詔して曰く、宣しく沙門を大隅と阿多とに遣して佛教を傳ふべし、また大唐の大使郭務悰が、御近江大津宮天皇天智の爲に造る所の阿彌陀像を送らせたまふ」

と記録されてゐるのと共に、この二つの遠隔の地域、東北と南九州の地域とに對し、同じやうに飛鳥寺に於ける饗宴の意義を强化し以て政務の圓滑を圖られたことを示すのである。

次に注意す可きは、東北の地域に對し、前述の諸事情が進展、また南九州の地方に對しては、

「筑紫の大宰率粟田眞人朝臣等、隼人一百七十四人、并びに布五十常、牛皮六枚、鹿皮五十枚を献る。（三年正月）隼人大隅に饗へたまふ。（九年五月）

「隼人の相撲を（飛鳥寺）西の槻の下に、觀たまふ。（九年五月）

と誌され、前述の大隅薩摩の地域に僧侶を派遣、阿彌陀の佛像を送り給ふてゐる持統天皇の御代、既に統治の進捗した他の諸地方に對しては、四年閏五月に、「京師及び四畿内をして、金光明經を講說せしむ」の詔が下り、更に八年五月には、

「金光明經一百部を以て諸國に送置し、必ず毎年正月の上玄にあたりて讀め、其の布施は當國の官物を以て充てよ」と云ふ樣な一定の組織が與へられてゐる點である。

大化改新の後、國家の指導原理を强化擴充し、以て肇國の理念を昂揚することは、政治の基本的方針であり、その方針は、天武天皇の御代に於て更に振興されることとなつたが、その場合、金光明經の持つ理念は、適切に其の方向に相應ずることが認容され、新政に挺身する指導者と

しての僧侶を養成することが、経典の筆寫と共につゞけられてゐたのである。持統天皇の御代に至つて、其の工作に强固なる組織を與へられ、遂には聖武天皇の御代、國分寺、國分尼寺、奈良大佛の創建にまで進展し、遂に天平の盛世を導く推進力となつたのである。東北や南九州の如き遠隔の地域に對しては、特殊の取扱ひによる政治工作として、同じ佛教の別の形による採擇が行はれたのである。

東北に對する藥師、南九州に對する阿彌陀、これは經義の民俗に結び易きもの、正に金光明經以前の政治と佛教の協同工作と考へられよう。次に「續日本書記」に據れば文武天皇の大寶二年八月「薩摩多褹、化を隔てゝ命に逆ふ、是に於いて、兵を發して征討す」ことがあり、九月には「薩摩の隼人を討する軍士に勲を授く、各々差あり」十月には「これより先、薩摩の隼人を征するの時、大宰府所部神九處に祈禱す、實に神威に賴て遂に荒賊を平ぐ、爰に幣帛を奉て以て其の禱に賽す」と記録されてゐるは、この南九州地方の人心が未だ充分に皇化に浴してゐな

かつたのを示すと共に征討の結果を神前に報告する狀態に至つたことを示すのである。これは、やがて次の元明天皇の和銅二年十一月には「薩摩の隼人、郡司巳下一百八十八人朝す。諸國の騎兵五百人を徴して以て威儀を備ふ」翌三年正月、天皇大極殿に御し朝を受け給ふた際には、「隼人、蝦夷等また列に在り、左將軍正五位上大伴宿禰旅人、副將軍從五位下穂積朝臣老、右將軍正五位下佐伯宿禰石湯、副將軍從五位下小野朝臣馬養等、皇城門外朱雀路の東西に於て、分頭し騎兵を陳列して、隼人、蝦夷等を引て進む」と誌されたが如き宣撫全く成功せる狀態を轉向せしめ更に六年七月には「――いま隼賊を討せる將軍並に士卒等の戰陣に功有りし者一千二百八十餘人には、並に宜く勞に隨ひて勲を授く」との如き論功行賞、七月閏二月に至つては、

「隼人の民荒み、野心にして未だ憲法を習はず、因て豐前國の民二百戸を移して相ひ勸め導かしむ」

と、既に統治の成つた豐前國の二百戸を移住させるが如き殖民工作が採

られる事情にまで進展したのである」
　然し、この南九州の地域が、大化改新に際して宣言された班田收穫の法を適用されるのは、さらに幾多の過程を經た遙が後の時代の事で、桓武天皇の延暦十九年「大隅、薩摩兩國の百姓の墾田を收め、すなはち口分を授く」と「類聚国史」巻百五十九に遺る記録が、それを示すものである。聖武天皇の天平二年三月の頃
　「大宰府言ふ、大隅、薩摩兩国の百姓、建國以来、未だ曽つて班田せず、その所有の田は悉く是れ墾田、相承けて佃と為す。改め動かすことを願はず。若し班授に從へば、恐くは喧訴多からん、是に於て、舊に從ひて動かさず、各々自ら佃せしむ。」
とある事情の継承されたものであつて。われ〱は、こゝに始めて南九州一帯も皇化に浴するに至つた事實を確認することが出来るのである。
桓武天皇の御代は、全國的には既に班田制も崩壊し、莊園制に入つた時期である。また有名なる坂上田村麿が征夷大将軍として東北地方の宣撫

工作に従つたのは、この桓武天皇の御代である。蝦夷を征する為に採用された征夷大将軍の名稱は、舊く支那の漢代のころ（匈奴）を征討する際に使用されたものであつて、この名稱を其のまゝ採用したものであるが征夷の夷は、支那で云ふ夷狄蛮戎の意を継承したにすぎないのである
　南九州の地域に、他の諸地方と同じやうに、班田制の施行せられた桓武天皇の御代、東北の地域に對しては、未だ「征夷大将軍」を派遣しなければならなかつた事実に、我々は施政の進展する方向と速度を見る。未開地統治の一方法として一種の植民政策が行はれたことは、既に述べた元明天皇の御代に豊前国の二百戸を大隅、薩摩の地に遷した事からも知られる。この方策が更に強化されたのは桓武天皇の御代、延暦十五年十一月、相模、武蔵、上總、常陸、上野、下野、出羽、越後等の国の民九千人を、陸奥国伊治城に遷した記録から推測し得よう。また延暦二十三年正月、武蔵、上總、下總、常陸、上野、下野、陸奥等の国の「ほしいひ」（糒）一万四千三百十五斛、米九千

六百八十五斛を、陸奥国小田郡中山柵に運び、蝦夷征討の準備とされてゐるのは、既に陸奥の地域まで、その征途が狭められてゐる點を注目すべきである。これより十日の後に、刑部卿陸奥出羽按察使であつた坂上田村麿は、征夷大将軍に任命された。

この坂上につき「新撰姓氏録」は右京の諸蕃の最初に「坂上大宿禰、後漢の靈帝の男、延王の後なり」と誌し、應神天皇の御代、己の黨類十七縣を率ゐて来歸した阿知使主、その子都加使主が、彼の遠祖であると栗田寛博士は「新撰姓氏録考證」に断定されたのである。

欽明天皇の御代に「東の漢の坂上直子麻呂」推古天皇の御代に「倭の漢の坂上直樹」の活躍があり、淳仁天皇の天平宝字八年九月に至つて、忌寸より大忌寸の姓（カバネ）を賜つた坂上苅田麻呂は、桓武天皇の延暦四月六日、上表して、自己の家系を明かにし、大宿禰のカバネを賜つた・その苅田麻呂の子が田村麿である。

然し田村麿は漢族の末流とは云へ、その祖、阿知使主よりすれば約五百

年以上を經過した末孫であり、限りなき御稜威のもとこの風土と環境に育成され全く日本民族と化了したものである。天照大神より鵜草葺不合尊までの五代の間に皇室より分れた天孫 ― 神別、神武天皇以来御歴代の天皇より別れた皇別と並んで、蕃別の名による外国人の家系を諸登し整頓した「新撰姓氏録」は桓武天皇の御代に完成した大化改新より凡そ四百五十年を経過した此の時期には既に蕃別と呼ばれたものも名家であり指導階級であり、從つて、その生活の形態及び意識に於て、神別、皇別と殆ど何等の差異も無かつた事を明示してゐる。

蕃別の名によつて呼ばれた者のカバネ（姓）の大体を見れば、支那（漢）系統の者として

「太秦、秦、文、武生、櫻野、伊吉、常世、山代、大崗、幡文、楊候、陽胡、木津、淨村、嵩山、榮山、長国、清川、丹波、大原、桑原、下上、筑紫、吉水、牟佐、大石、坂上、檜原、内藏、山口、平田、佐太、谷、畝火、櫻井、路、志賀、長野、山田、高村、台、錦織、檜前、廣階

、平松、椋人、松野、八清水、楊津、若江、淨山、栗栖、田辺、大山、
高向、雲梯、郡、祝部、梧部、真神、豐岡、己智、三林、長岡、山村、
櫻田、朝妻、額田、石占、藏人、葦屋、温義、高丘、長野、大里、高尾
、河原、野上、武丘、春井、交野、廣原、當宗、取石、信太、池部」

朝鮮系統のものとしては、先づ百済系に、
「百済、水海、林、香山、高槻、廣田、石野、神前、沙田、大丘、小高
、菅野、葛井、宮原、津、中科、船、三善、鷹高、安勅、城篠、市往、
岡、廣津、清道、廣海、不破、麻田、春野、巳汶、汶斯、苑部、高野、
御池、中野、眞野、坂田、杉谷、上勝、不破勝、刑部、貫氏、伊部、木
日佐、勝、岡屋、縵、宇奴、波多、　、國人、廣井、牟古、原、三野
、佐良浪、依羅、岡原、山河、飛鳥戸、宇努、古市、呉服、」
等があり、任那系のものに
「道田、大市、清水、多々良、辟田、豐津、荒々、韓人」
高麗系に、

「高麗、豐原、福當、御笠、出水、新城、男林、高、日置、後部　長背
、難波、島岐、島、高田、高安、島木、黄文、高井、鳥井、榮井、吉井
」
また新羅系のものに
「橘守、三宅　豐原、海原、眞城、絲井、伏丸、日根」
の如き七百餘の家系が調査されてあるが、この七百と云ふ数が「新撰姓
氏錄」に於て調査した家系のうち凡そ三分の一を占めて居り、且つそれ
らが、重要なる政治的地位を占めてゐる人々の家系である。即ち彼等は
何時しか日本民族のうちに統合され、其後の時代に秦氏より出た惟宗氏
がやがて島津氏となり、多々良氏より大内氏が出で、更に、栗田寛博士
の考證によれば備前の兒島三郎高德は、新羅系の三宅連より出たもので
あると云ふ。
　以上、専ら平安系及び其の附近に永住した上級の階層に在つた者を對
象として述べたものである。また元正天皇の靈龜二年「駿河、甲斐、相

模、上總、下總、常陸、下野の七國の高麗人千七百九十九人を武藏國に遷し、高麗郡を置く」と云ふ記載が「續日本紀」に見え、聖武天皇の天平五年六月には「武藏國埼玉郡の新羅人德師等男女五十三人、請に依つて金の姓と爲す」ある樣て中樞の地域より遠く離れた地方に在つたものも、何時しか日本民族のうちに統合されたと考へられるのである。

第五節　指導勢力としての日本民族の性格

日本列島は多くの地質單位即ち地塊より成立し、その幅が甚だ狹いにも拘らず、南北に著しく延長し山岳、平地、盆地の交錯を持つてゐる。かゝる地理的條件は風土的には山岳性と海洋性、氣候的には寒、温・熱の三帶を持つ複雜性を示してゐる。そして島嶼性と隔離性とは日本人の結合力に作用し、こゝに最も結束力の強い權威國家が成立してゐるのである。氣候の温和と四季の變化と降雨量の多いことは、日本の國土景觀を美化し、我々日本人をして花鳥風月を樂しむ叙景詩人たらしめてゐる。然しそれは、決して耽美主義者又は安逸主義者に墮さしめなかつた。何故であらうか。日本の本土には、一五〇〇年間に二二三回の大戰亂、二年半毎の破滅的大震動、一日平均四回の輕震一年平均二万回の火災、一年平均五十回に及ぶ颱風があるのである。人間が其の上に安住してゐる大地そのものゝかゝる不安定性は我々日

本人の生活規定に深刻な影響を與へてゐる。そしてそこには相互に助け合ひ慰め合ふところの若脳共同体が構成された。又四季の変化、及び気象的変動は、日本國民の気質に新なる刺戟を與へ、それはいかなる風土にも適應しうるところの素質と常に新しいものを容易く理解し、それを自分のものとして消化する進取性と同化性の能力を與へた。全く異つた傳統に培はれた西洋文明を短時間に吸收して自己の文化のとなし得たのはアジア人の内では日本人だけである。かの支那も、印度支那も南洋の諸民族も、西洋文明を自己の文化としてとり入れるどころか、逆に政治的にも経済的にも文化的にも、欧米人に征服されてしまつたのである。

日本の島嶼性は貿易風や潮流に基づいた民族移動の調和を齎したが、同時にこゝでは人種的対立から生ずる階級分裂を防ぎ、その統一を條件づけてゐるのである。全一民族の先祖的首長としての天皇は國家の最高の現人神として、一億の民衆はその供奉者として渾然と一体とな

つてゐる。この國家的大家族の感情は、外部から渡来する國家解体の思想的、武力的要因をいつも絶滅してゐる。日本の社会構成の細胞は家族性であつて、個人性ではないが、國家自体も家族性であつて、國民は子、天皇は父であり、君民一体の親子的な濃厚な感情が治者と被治者の内に流れてゐる。而も日本の國家は、建國の当初から明確な道徳的理想を持つてゐる。

神武天皇の勅の中に

「上則答二乾靈授一レ國之德。下則弘二皇孫養一レ正之心一。然後兼二六合一以開レ都。掩二八紘一而爲レ宇。不二亦可一乎。」

といふ聖句が見られる。この意味は深遠であるが、先づ道徳的國家を立て、次にその道徳理想を國内から國外に及ぼさうとする御心である、と解してよいであらう。

日清、日露の両戰役、北支事変、第一次欧洲大戰、満洲事変、今次の支那事変、第二次欧洲大戰は、宿命的に日本がかゝる道徳的國家理

想を大陸及び大平洋に於いて実現すること、なつた．

勿論、この理想を実現する日本の行動に対しては、幾多の障碍と妨害があるであらう。然し、日本民族の精励と勇気と忍耐と反撥力とはあらゆる障害や屈曲を乗り越えて進むであらう。ハウスホーファーは「新日本の世界政治及び世界経済に対する意義に関し、この東アジヤの覇者勢力、最大の大陸の最強の國家生活態は、自給自足的な島弧、統一的な人種國家の枠の中から運命＝規定しつゝ、ある世界勢力の枠内へ乗込み、新日本はその島弧の脊柱から大陸に向つて、日本海の周囲に海上拡大的帝國たる一個の國家軀幹を造り上げた。それは満洲の河川網をもつて蜿蜒とソヴエート國境にまでいたる広大な空間を充たしてゐる。大洋へ前進して台湾からフイリツピンに密接し、カロリン、マリヤナ、マーシャル群島及び富士火山帯に連る伊豆諸島、並びに小笠原諸島を経て本島に還る広大な圏に包んでゐる。誠に強度な地理学的首尾一貫性をもち、自然的論理的に強大な根拠に立つた國家発展で

ある、日本の島弧のもつ自然的優位、その渡洋進出、及び多産性は商品輸出によつて民族接近を増大せしめる可能性を占してゐる。この可能性は、その稠密にして熟練な人口の古代的文化基底の中に見出されるものである。この古代的な文化基底はその島國的鎖國時代において最大多数の最大幸福といふ命題を、その高度に発達した社会的貴族主義によつて、他のいかなる國におけるよりも完全に実現せしめたのである。然しながら、日本の本土は原料欠乏に悩み、たゞ銅と硫黄の産出のみが消費を超えてゐる。その他木材が豊富で、石炭は貧弱を極めて居り、米は自足するに足りるだけである。」

決定的なものは、若返つた帝國の強裂な生活意志であつて、それは未だ宗教的制約や階級的分裂によつて破壊されて居らず、凡ゆる民族的危険に対する最も鋭い本能によつて拍車をかけられ、形而上学的に結束された祖國愛に燃えてゐる。その生活意志は昂じて、彼等こそ偉大な國際的指導者的理念の代表者として地上に現はれたものだといふ

確信を抱いてゐる、あらゆる人種の大平洋に於ける同権が達せられない限り、日本は南東アジヤの聯繋と防禦とを、白人の脅威に対抗して排除する特殊政策を、その偉大さに應じた高遠な予想の下に正しきものと考へるであらう。戰争を遂行せねばならぬとすれば、即ちこの問題のために外部から戰争が強要されたら、日本は何時でも戰争するであらう。しかしその場合には、日本は純粋な防禦のための被抑圧民族の前衛として振舞ふであらう」と述べてゐるのである

第六節　人口配置の問題

大東亜共栄圏の建設は英米の執拗な妨害が継続されてゐる事にも拘らず着々と進捗してゐる。然しそれは尚経済提携の原則的了解の範囲に過ぎない。経済的資源から見ると大東亜共栄圏内に於いて生産される錫、タングステン、アンチモニー、ゴム、生絲、米、茶、コプラ、大

豆、規那、マニラ麻、樟脳等は世界的生産物であり、又石油、石炭、鉄鉱等の産出額は世界の総産額に於いて占める比率こそ大ではないが、我國の米國依存性を脱却し得るだけの充分な生産量は存するのである。而して当面の問題はこの大東亜共栄圏内の物資の統計的数量や地理的分布ではなく、これらの諸國が如何に日本に政治経済的関係に於いて結びつくかといふことである。従って大東亜共栄圏をして他の広域経済圏に対抗し得るだけの充分な結合体たらしめるには単なる貿易的経済聯繋のみを以てしては不可能である。それは同時に政治的、文化的、軍事的共同防衛の新体制の確立を俟って始めて完璧になるのである。そのためには指導者たる我が日本が、それらの國に於いて内部から其の指導勢力を維持し、敵性國家の妨害工作に対抗するに充分な量の大和民族の血がそれらの土地に植えられなければならぬ。即ち大東亜共栄圏の指導勢力として日本がその相互連鎖と協力を有機的一体として永久に維持するためには、日本民族のそれらの地域に対する充分な人

口配置が実現されなければならないのである、この点に関し第四回人口問題全國協議会は政府諮問に対する答申中「開拓民の配置に関する事項」として次の急務主要項目を挙げた。

(一) 東亜共栄圏内に於ける内地人口の配分に関しては既往生活環境に於ける文化程度、所得、職業能力等及び自然環境たる風土等の諸條件を考慮し之に適応するやう移住地を決定すること。

(二) 東亜共栄圏内に於ける移植民に対しては、其の地域的資源開発利用及び其の他の経済活動と其の文化生活を通じ東亜新秩序建設に協力せしむるやう之に積極的指導を加ふること。

(三) 東亜共栄圏内に対し本邦人口の移住地を出来得る限り分散的に拡大し之に対し有機的関聯並に指導的統制を強化すること。

(四) 満洲開拓民の拡充はもとより支那本土及び内外南洋の開発に対しても各種職業層の人口を能ふ限り指導的に送出、定住せしむること。

然らば現在までの日本の海外に於ける人口配置状況は如何なるものであつたらうか。

今在外邦人の発展を数の上から見れば先づ四九八、二九四人の満洲國を第一とし、支那の二一八、〇三六人、北米合衆國の二六六、九七二人、ブラジルの一七〇、一六五人が之に次ぐのであるが、南洋地方は二五、七七六人のフイリッピンを除き特殊な事情 ― 移民制限令 土着及び華僑の豊富な労働力の存在 ― の為に満洲や南米地方の如く大量な移民を送り得なかつた。従つてこの南洋方面への渡航者は極めて尠く僅に拓殖事業に附隨して渡航する自由移民丈に止められてゐるのである。

第三表　南洋地方在留邦人地域別及職業別人口（昭和十三年）

職業別＼地域別	タイ	佛領印度支那	英領馬来	英領北ボルネオ及サラワク	蘭領印度	比律賓（グアム島ヲ含ム）	計
(1) 農林業	一	七	一六八	二一	一四二	六二七八	六八〇七

職業別＼地域別	タイ	佛領印度支那	英領馬來	英領北ボルネオ及サラワック	蘭領印度	比律賓（グアム島ヲ含ム）	計
(2) 水産業	一	一	一、〇一九	二七七	四〇二	一、四六七	三、一六五
(3) 鉱業	一	一	六〇	一	六	一四	八〇
(4) 工業	一二	一	二四五	二〇七	二一一	一、五二三	二、一九九
(5) 商業	一九八	一〇〇	一、〇六八	一四一	二、一九〇	二、六五〇	六、三四七
(6) 交通業	一	一	五七	一	二一	九七	一七七
(7) 公務及自由業	六〇	八	二三二	二五	一八〇	二六一	七六六
(8) 家事使用人	二二	二八	一六三	一一	七五	一四五	四四四
(9) 其他ノ有業者	一	二	五七	一	七三	四八四	六一七
(10) 無業（主トシテ家族）	二二八	八八	二、八三九	六二〇	三、一六九	一二、九一八	一九、八六二
計	五二二	二三四	五、九〇八	一、四六四	六、四六九	二五、八三七	四〇、四六四
対昭和十二年増加数（△減少）	一	△七	△一、一二二	五七三	△一六	一、七八九	一、二一八
自一至九合計	二九四	一四六	三、〇六九	八七四	三、三〇〇	一二、九一八	二〇、六〇二

現在南洋各地在留邦人数は昭和十三年十月一日現在外務省調に依れば二万六百二名に達し、昭和十二年度に比し一千二百十八名の増加を見せてゐるが、前年度の増加二千九百余名に比する時は一千七百名の減少を示してゐる。

前年度に比して邦人人口の増加した地方は比律賓一千七百八十九名英領北ボルネオ及びサラワック五百七十三名、蘭領印度十六名、タイ一名で減少した地方は英領馬來一千百二十二名、佛領印度支那七名であつて、之を職業別に見ると、増加の方では從属者（主として家族）の一千三百余名が最も多数で、農林業者三百名、水産業者二百五十名、減少の方では商業者三百名、工業者二百三十名等が主なるものである。

次に十三年度の人口増加が前年度の増加に比し一千七百名の減少を示してゐる主たる原因を概説すると、之は支那事変に因る民主國側敵性國家の対日恐怖に基づく入國制限の強化と、華僑の抗日運動及び当該地方官憲の邦人不法圧迫等を挙げることが出来るであらう。地域的

に見て英領馬來の減少は新嘉坡政府当局の邦人漁船ライセンス更新不許可に基因する漁業関係者の帰國が主なる原因をなしてゐるのである。然るに今や、これらの障害は我が軍事力によつて除去されんとしてゐる。共栄圏の確立を持続的、建設的にするためには、経済的開発の諸方策に呼応して南洋各地への血縁的結合紐帯即ち日本民族の人口的配置が考へられなければならない。満洲開拓と同時に熱帯植民が実現されなければならないのである。即ち共栄圏内に不動的足場を持つためには土に民を植ゑなければならない。そしてその定着性とその原住民との接触性によつて邦人指導者と土民大衆とは信頼によつて結び付けられるのである。現在支那一國に於いてこそ邦人の在留者は三四五、七三三人であるに対し、欧米系在留者は一〇一、二五五人であるが、南洋共栄圏内に於いては邦人の数は第四表に示す如く欧米人、支那人に比して甚だ尠いのである。従つて大東亜共栄圏確立のためにはこれらの欧米人、支那人等の阻害勢力に対抗し得るだけの数量の南洋への植民が切実に要請されるのである。

第四表　共栄圏内人口構成

地域	面積（方粁）	人口密度	土民	欧米人	支那人	日本人
蘭領東印度	一、九〇四、三四六	三二	五九、一三八、〇六七	二四〇、四一七	一、二三三、二一四	六、四六九
英領マレー	一三二、〇二七	三九	二、一二八、一三〇	二二、八二二	一、八二九、一三七	五、九〇八
フィリッピン	二九六、二九五	四五	一三、六八五、〇〇〇	一九、六一五	七六四五六	二五、七七六
泰國	五一三、四四七	二二	一四、四六四、四八九	一、九二〇	四四五、二七四	五二二
佛領印度支那	七四〇、四〇〇	三一	二二、九九八、六六〇	三一、一一四	三二六、〇〇〇	二三四
北ボルネオ	九四、七〇八	八	八六一、二一一	三六二	四七七九九	一、四九四
ニューギネア	二四〇、八六九	二	五四八、二九一	七一九一	一、六五一	三六
満洲國	一、三〇三、一四三	二六	―	六六、三二一	三五五三三、七三一	四一八、三〇〇
中華民國	一〇、三六一、六〇四	四三	―	九七、五五九	四四六六〇五〇一七	二一八、〇三六

このためには我々は我が民族の生活空間の拡大を要求するとともに、少くとも一億の人口基数を急速に獲得しなければならない。これは米、露、支に対抗し得る民族的根幹の最小数値である。

如何に現在の日本の生活空間が狭いかは朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋を含んだ日本帝国の全面積（六八〇、九七七方粁）をもつてしてもボルネオ一島の面積（七四六、〇〇〇方粁）に及ばず、スマトラ一島でさへ（面積四五四、九一九方粁）日本内地（面積三八二、五四五方粁）と台湾（三五、八三四方粁）と樺太（面積三六、〇九〇方粁）とを加へた廣さを有するのでも知られる。

日本はその人口数が世界総人口の約五％を占めてゐるに拘らず、朝鮮、台湾、樺太を含めた総面積は世界陸地総面積の約〇、五％にしか当らないのである。而して耕地一〇〇ヘクタール当り人口密度は実に、一、一五二、六人であつて其の密度は世界第一であり、第二位のオランダ（九〇五、二人）よりも実に二四七人多いのである。こゝに日本の國土資

資に対する切実な人口圧力の問題がある。而も日本に於ける耕地面積拡大の可能性は甚だ少く、その人口の増加の可能性と食糧生産の増加見積とを併せ考へると日本國土に於ける消費の現状を維持するだけでも益々その食物輸入を必要とするであらう。又工業化によつてその人口を維持しやうとしても、綿、石炭、鉄、石油、ゴム等の重要資源の貧弱なことは日本の商工業國家としての発展を妨げ、國防の充実をさへ困難ならしめてゐるのである。

不幸にして現在までの日本の南方地域に及ぼす経済的浸透力及びその人口的配置密度は微弱である。この過去の怠慢を軍事力によつて急速に正常化しやうとするのが現在の日本の南方政策であるといふことが出来るであらう。

第七節　新秩序の法的性勢

(一) 社会組織の変遷と法の関係

「法は社会の反映である」と一般に云はれる。この意味は社会状態が変化すればその社会に行はれる法も必然に変化する事を云ひ表はしたものである。「必要は法の母なり。」とは古代ローマから現在に至る迄、法に関する不動の鉄則である。法が社会の必要により生れるものである限り社会状態の変遷はその社会的必要の変化をもたらすことになり、この社会的必要に応ずるためにはその社会に行はるべき法も必然的に変化せざるを得ないのである。

従来の國際社会の構成を見るに、國際社会は個々の國家を単位としそれを構成分子として形成せられた社会である。そして國家の集合体である國際社会（國際団体）の内にはその中間的な存在は認められなかった。即ち國家でもなし國際社会それ自体でもないところ

の団体は事実上存在しなかった。然るに現在の世界情勢は一変しつつある。今や現存の世界組織に大変革が行はれつゝある。ヨーロッパに於ては、ドイツを指導國とするヨーロッパ広域圏形成の機運進展しつゝあり、東亜に於ては、我國を先導として大東亜共栄圏が結成されつゝある。又アメリカ大陸に於てもその指導原理に相違はあるにせよ、又南米のアルゼンチンが必ずしも協力的態度を示さぬにせよ、兎に角アメリカ合衆國は自國の覇権の下に南北アメリカ両大陸を一丸としたところのアメリカ洲二十二個の共和國を鞏固な団体的結合にまで導かんと努力しつゝある。

斯くの如く現下の世界はその根本的な組織に大転換が行はれんとし、又実際に行はれつゝあるのである。かゝる組織上の大変革が生起するには生起すべき理由があるからであって、この事は総ての社会現象に共通なことでありこゝに殊更述べる必要のないことである。

然し、社会変革の行はれる場合殊に社会組織の改革が行はれる場

合には変革を誘起する原因は既存社会に内在するものである。従ってこの原因を探究することは来る可き新組織を構成するに当って必要な條件を為すのである。

何故ならば社会の新組織が旧組織に代らんとする現象を生ぜしめるに至った原因は必ずや新組織内にその姿を現はさずには置かないからである。

今や、個々の国家の分立によって構成せられた旧國際社会の組織はその社会の構成分子たる個々の国家の生存を保障し得ない状態に至った。こゝに世界組織の改組が行はれつゝあるのである。

斯く社会組織の変革の行はれるに当っては多くの場合政治力が法よりも先行する。旧社会秩序は力の行使又は力の脅威によって先ず破壊される。この破壊された跡に建設される可き新秩序は新秩序を指導すべき政治理念に依て規定されるのである。法はこの政治理念の要求を満たす為に其の理念に基いて新秩序の骨格を形造りこれに新秩序に安定性を與へる役割を果すに過ぎない。

この意味に於て東亜共栄圏の法的性格を決定するに当っては共栄圏を結成に導いた政治力　従ってこの政治力の発動する根源をなすところの理念が決定的役割を演ずるものである事が分る。

(二)

(イ) 新組織原理

道義的新秩序

我が国の対外的行動に於ける指導理念が八紘爲宇の精神であることは今更説くまでもないことである。この八紘爲宇の精神が具体的に表現せられると道義的秩序となる。即ち大東亜共栄圏の秩序は、従ってその法秩序は道義的な秩序なのである。この点は既に屡々我が国の意思として公表せられたことである。

日華基本條約及び日満華共同宣言の前文に於ても「……相互にその本然の特質を尊重し、東亜に於て道義に基く新秩序を建設する共同理想の下に善隣として緊密に相提携し……」と規定し

た。更に又本年一月廿一日に東條首相が議会で為した声明にも「大東亜共栄圏建設の根本方針は実に帝國の大精神に渊源するもので大東亜の各國家及び各民族をして各々その所を得せしめ帝國を核心とする道義に基く共存共栄の秩序を確立せんとするにある」と述べられてある。これらの点から見て大東亜共栄圏の法秩序は道義に基く新秩序であることは何人も否定し得ないことである。そして又この道義的秩序は東條首相の声明に明らかな如く、実に帝國の大精神たる八紘為宇の精神に渊源するものなのである。

大東亜共栄圏の法的性格を決定するものはこの道義的秩序と云ふ事である。何となれば大東亜共栄圏の構成は終始この秩序によつて一貫されることを要しこれと悖る如何なる秩序をも認めることを得ないからである。換言すれば大東亜共栄圏の法秩序はその大綱から末梢に至るまで總て道義に基くものであるからである。

それではこの道義的秩序とは如何なる秩序であるかと云ふに

この秩序は従来の國際秩序に未だ其の例を見ぬ全く新たな原理である。

従来の國際秩序は力を基礎とする秩序であり、覇道に基く秩序であった。即ち國際秩序は國際関係に於ては強者は弱者を圧迫し他國の犠牲に於て自國を利せんとするところの帝國主義的秩序であつたのである。この事は历史的事実が最も雄弁に証明する。然るに道義的秩序は之に反し強制力の行使に依て強者が弱者を圧迫し、その犠牲を要求するものではない。強國も弱國も共に生き且つ栄えることを目的とする秩序である。東條首相の声明中に「道義に基く共存共栄の秩序」と述べてゐるのは即ちこの点に他ならぬのである。

この道義に基く新秩序を建設する為には従来の様な方法に依ては決して実現し得るものではない。乃ち従来の國家の結合或は協力関係の設定は常に当事國が自由意思に基いて合意を遂げることに依て行はれた。この國家平等の原則に基くところの合意の方法

は一見甚だ合理的な様であるが共栄圏の様に圏内の諸國が緊密な一体的行動を必要とする結合に於てはその中の一國の不同意は忽ち共栄圏全体の統一と機能を阻害する結果となる故に、一方に於て國家平等の原則を堅持しながら、他方に於て道義的新秩序を建設することは事実上不能のことである。道義的秩序を樹立して国内の諸國及び諸民族の共存と共栄を実現する為には、各國及各民族をしてその実質に應じて相応しい地位に就かしめ最も優れた実質を持ち、従つて最高の能力ある國家をして共栄圏全体を指導する任に当らしめなければ、共栄圏の一体的、一元的活動は不能となり、従つて共存共栄の目的を果すことは不能となる訳である。この事は共栄圏なる一個の有能的組織に於て不可欠の要件を為すものである。我々は他の有機体の組織に於て例外なくこの様な構造を認め得るのであつて、決して東亜共栄圏に特殊な構造ではない。云ひ換へれば「萬邦をしておのおのその所を得せしめる」ことと自体が共栄圏に於て道義的秩序を建設し得る前提要件となるのである。

斯く視るならば道義的秩序そのものは各國家及び民族にその価値に対応して夫々異つた地位を與へること、即ち最も高い能力を持つ國家の指導の下に他の諸國及諸民族が夫々自己の能力に於て並列されるところの組織でなければならぬ。斯くして共栄圏内の諸國及諸民族は指導國を家長とする一家の如き構成となるのであ家長は家族を指導するが、その指導は利己的なものではない。家族の利益を考慮しその為には全責任を以て家族の指導に当るのである。即ち家長の指導は愛に基くものであつて利を求める為ではない。家族は又家長の能力に心から信頼してその指導に服し、斯くして一家の繁栄が実現せられる。共栄圏内の指導國と他の諸国及諸民族との関係は、正に斯くあらねばならぬのである。指導国の愛を指導国に対する他の諸国及諸民族の敬、即ち愛と敬とに依

つて結ばれた所の秩序でなければ道義的秩序と呼ばれるのはその敬愛なる道義的觀念に基く秩序なるが故である。

(ロ) 共同防禦

共栄圏の法的性格に於ける特色としては、更に共同防禦の義務を挙げねばならぬ。共同防禦に付ては既に共栄圏内の二、三の國と我國との間に條約が締結されてゐる、即ち、昭和七年の日満議定書には第二の規定に於て日満の共同防衛に関する議定書が成立して居り、更に同年十二月廿一日調印せられた日泰同盟及び日華同盟の條約がある。この中で佛印の共同防禦は地域を佛印に限定してゐる点に於て他の二條約と異るのであるが、何れにせよ之等四個の條約は共栄圏内國家が特定の地域或は締約国の相互が共同的に防衛することを定めたものである。

此の共同防衛は元より之等の締約国の地域に限定さる可きでなく共栄圏に屬する全空间が圏内の諸国及諸民族によつて共同的に

防衛されねばならない。何となれば共栄圏自体の存立確保の方法を定めて之を必要ある場合に実施するに非れば共栄圏の永続は望み得ないからである。然しこの共同防衛の意義は單に兵力的に共同して防衛することに局限すべきではない。圏内の諸国及諸民族には夫々特色があり画一的に自己の兵力に依て防衛の任に当らしめることは必ずしも防衛の効果を収め得ぬことになる。それ故、戦略的に見て防衛の要地を為すものには防衛の為の基地を提供せしめ、或は我国には経済力を提供せしめる等共栄圏を一元化しての防衛方針を確立し、圏内の諸國及諸民族はこの方針に協力する事に依り防衛の義務を果す可きである。

(ハ) 圏内の國家の人格

共栄圏は複数の國家の結合によつて成立するものであるが、圏内國家の法的人格は消滅して共栄圏のみが人格者として残るものと解することは出来ぬ。人格のない国家は我々の法的觀念に於て

は考へることが出来ないものである。
　若し圏内國家の人格が解消して共栄圏のみが人格を持つものとすれば、共栄圏は国家の結合ではなくして共栄自体が単独の國家であるに過ぎぬのである。斯くの如く共栄圏内の国家が解消することは共栄圏そのものの存立目的と相容れぬのみならず、実際上から見ても共栄圏に属すべき國家に傳統ある國家的生命と誇を捨て、一国家を形成することは到底不可能なことである。それ故圏内の諸国は上述せる如く従来の國家平等の原則に基く所の平等なる地位は要求し得ないが、然も夫々国家として國格人格を保有するものであつて、自己の独立的存在を営みながら共栄圏の一構成者として共栄圏の共通目的の追求に協力するのである。換言すればそれは独立した個体であると同時に全体の一部を成すものである。従つて独立した個体である限りに於て人格を持つことになる。
　然し之等の個体として持つ人格には、夫々の能力に応じて相違

のあることを認めねばならない。之は國家平等の原則が否認せられる必然の帰結である。従来の國際法に於ては国家は能力に相違があるにも拘らず總て之を平等視して同様な人格を認めたことは周知の通りである。然し実質上不平等なるものを平等視すること自体が不平等を意味するのである。不平等なるものを不平等として取扱ふことは平等を実現する所以である。それ故に共栄圏の法的構成に於ては圏内諸国の人格的段階は当然認めねばならぬ。指導国を頂点としてその下に各国はその能力に応じて人格的段階を附して排列せられることになる。唯此の場合に実際問題として困難なことは国家又は民族の能力を判断すべき基準を何に求む可きか、また國家能力判断の基準を得たとしてもその基準を適用して判断を行ふのは誰であるか、これら二個の難問に逢着するのである。
　之に対しては少くとも次の二点に関し答へ得るであらう。即ち

国家の能力とは國家の綜合的能力の意に他ならぬのであるから、政治、経済、文化の各方面に亘って綜合的考察がなさる可きことと及び既に指導国の存在を認める以上圏内の最高能力者としての指導国が他国の能力に判断を下す可き事がこれである。
斯くて圏内の諸国は自己の能力に応じて地位を占め他の諸国及諸民族と連帯関係に入ることになるのであるが、この連帯関係は単なる機械的な、無意識的な連帯ではならない。この様な連帯関係は過去の国家的綜合への復帰に他ならないのであつて、共栄圏確立の意義は失はれてしまふことになる。それ故に共栄圏内の諸國及諸民族の結合は有機的連帯であることを必要とするのである。換言すれば共同目的追求の自覚に基くところの意識的連帯であり一元的機構である。諸国及諸民族がその機構内で最適の位置を占め機構が最大能力を発揮せしめ得る様な排列を以てせねばならぬのは敢て言及するまでもないことゝ思ふ。

第八節　廣域生活圏と対民族工作

上述した如く大東亜共栄圏は一つのアウタルキーであり、大和民族の広域生活圏である。
大東亜戰爭の戰果の拡大と南方諸地域の建設工作の進捗は更に一層アウタルキーへの強力な遂行を要求してゐる。東條首相の云ふ如く、「大東亜の建設は戰爭の完遂と不離一体の関係に立つものであつて帝國の戰爭遂行そのものである。従つて大東亜の建設は高遠なる理想の実現と同時に帝國戰爭遂行力の急速なる増強を中心として進展せしむることが絶対に必要である。」
資源が大切であり、物が重要であると云っても、それを生産し、運搬し、消費するものが人間である限り、大東亜共栄圏の確立には阻害勢力たる英、米、蘭の圧迫基地を奪取するに止まらず、そこに住んでゐる民族の「心」を捕へ、日本を指導者とする同志的一体観を育成し

なければならない。

大東亜共栄圏内の諸民族の「心」を捕へずして大東亜共栄圏の確立は不可能だからである。

本来大東亜共栄圏建設可能の地政学的要因は其の人種的血統の親縁性、生活空間の近接性、経済的相互補足性、文化の類縁性にある。廣域共同生活体としての大東亜共栄圏の政治的経済的構成は云ふまでもなく大東亜戦争完遂のための高度国防国家の建設に目的が置かれてゐるものであるが、それが成功するためには東亜広域経済圏の構想の外に、それらの基底をなすところの内部的に分裂してゐる諸民族を有機的に結合して、それを破壊しやうとする英、米の阻害勢力と闘はなければならない。

今や英、米、蘭の阻害勢力は日本の優秀な軍事力に依つて一應潰滅されてしまつた。その結果として当然来るものは東亜の新秩序であり、被圧迫諸民族の解放に伴ふ日本との親善提携と、アジア民族としての

自覚に基づく共同意志的結束である。そしてかゝる結束は諸民族の現実的事情を正しく理解し、彼等の要求を充分考慮し、民族協和の実践に適合した方法によつて行はれねばならない。

然るにこれらの民族はその地理的環境、歴史的構成に於てのみならず、その体質、言語、文化、利害関係、経済生活に於ても、各々その内容と段階とを異にし、更に英米勢力の浸潤の程度と範囲とを異にしてゐる。

資源が必要であると云つても、それを生産し、運搬するものが人間である限り、大東亜共栄圏内の物資が有機的な循環行程を辿るにはそこに住む諸民族との親善関係から始まらなければならない。

而して親善関係は相互の理解から発足する。そのためには対民族工作が特に重視されなければならない。

そして強力な国防政策を意識的に上位に置くことが大東亜共栄圏確立の根本的支柱であることを銘記して置かなければならない。

第九節　對民族工作の目標

第一款　序説

具体的な対民族工作に於ては特にその政治性が要求される。民族謀略に於ては謀略が目的実現の一手段である限リ何の為めにしと云ふ目的が明確に内心に包藏されてゐなければならない。

現在に於ける民族謀略とは皇軍の勢力下に歸し又は歸せんとしつゝある地域の諸民族をして皇軍の戰爭目的に協力せしめるために彼等の弱点を衝く施策の一部に外ならないのであつて所謂宣傳、宣撫、防諜の如きもかゝる目的達成のために行はれるその異なつた面に過ぎない力である。

作戰要領令第二百八十八條に「敵及敵側住民ノ交戰意志ヲ破摧シ或ハ我ガ行動ニ關シ敵ヲ欺騙シ或ハ戰地ノ住民ヲシテ我ノ道義ニ郎スル行動ニ共鳴セシムル等作戰遂行ニ有利ナル情勢ヲ作爲スルハ軍ノ行フ

宣傳ノ直接目標ナリ而シテ遂ニ我ガ武威ヲ傳ヘテ畏服セシメ武徳ヲ及シテ畏服セシメ敵及敵側住民ヲシテ我ニ寄與スルニ至ラシムルコト緊要ナリ」

第二百九十條ニ「宣傳ノ爲ニハ上級機關ニ於テ先ヅ方針ヲ確立シ其ノ必要ナル点ハ關係諸機関及軍隊ノ末梢ニ至ル迄良ク之ヲ徹底セシムルヲ要ス而シテ之ガ実施ニ当ル者ハ常ニ上級機関ノ方針ニ基キ状況就中敵ノ素質及性情ヲ考慮シテ其ノ都度ノ目的ヲ明確ニシ之ニ應ジテ宣傳ノ重点、内容、之ヲ及ス範囲、時期、手段、方法、効果ノ判定、之ガ利用法等ヲ周到ニ計画シ堅確ナル信念ヲ以テ之ヲ遂行スルヲ要ス」

第二百九十二條ニ「敵ノ弱点ヲ捉フル為ニハ其ノ国家及社会組織、思想的傾向、戰ノ口実、戰闘ノ成績、軍隊ノ志氣、給養、各種民族ノ利害及為政者ニ対スル感情、国民ノ風俗、習慣、宗教、日常生活特ニ其ノ缺陷、戰争ニ対スル態度等ニ就キ十分ナル觀察ヲ遂グルヲ要ス」と述べてゐる。

現在の大東亜共栄圏の範囲は赫々たる皇軍戰果の延長と強度によつて現定されてゐるが、それが眞に建設される爲には更に軍事力以外に、政治、経済、文化、植民を通じた、それら内部の諸民族と日本民族との結合紐帯の鞏化によつて始めて実現されるのである。

大東亜共栄圏の確立は單に兵力、軍事基地、原料資源、交通線確保の強化を意味するのみでなく、更に日本民族の生活空間の擴大を意味するものであつて、それは東亜各地域を有機的一環となすところの自給自足の広域圏の建設である。従つてその圏内における物的、人的資源に基いて軍作戰の遂行を容易ならしめ國防経済の自立性を永遠に確保するためには益々国内の民族人口の増殖を計るとゝもに共栄圏内の諸民族を日本と協力提携せしめ、窮極に於て同志的一体感を植付けるところまで行かなければならないであらう。

現に大東亜戰争が継続中である限り、米、英蘭の阻害勢力はその攪乱工作によつて日本を指導者とする共栄圏の完遂を極力妨害するため

に諸民族に働きかけてゐることは言を俟たない。從って我々は大東亜圏内の諸民族の動向及び文化の段階、日本に対する欽仰の強弱有無に應じてその指導態度に強圧懐柔の程度を異にしなければならないのである。

本来生存と発展は民族の目的であり、その生存と発展は民族の意志に依存してゐる。民族のかゝる発展は現在的状態の変化を追求する理想実現の意志力である。

民族共同態は全体性である。全体性から中央又は中心の範疇が生ずる。有機体には一つの序列が豫定されなければならない。全体性の構成要素間にはその儘では合致調和を見ることが不可能なので、必然的に精神的先導と随行が存在しなければならない。指導を缺いて行動する總体はあり得ない。かくして中核体と周囲、指導（知識）階級と民衆の結合が要求される。從って民族対策に於ては特にこの優越構造が問題となる。民族の構成法則は指導する中核体の目的意識性と指導さ

れる民衆の求心成長性とが行動する統一体に求められる。

民族対策に於て民族全体を捕へると云ふことは殆ど不可能である。從って民族全体を把握するにはその媒介としての中核体を先づ捕へなければならないのである。全体の魚を捕へるには網のメ網を握れば充分なのと同じだからである。

先づ民族謀略はその民族の指導者たる官公吏が知識階級を把握することより始めねばならない。

孫子用間篇に云ふ

「内間ハ其ノ官人ニ因リテ之ヲ用フ」と。又謀略に関して「兵ハ詭道ナリ、故ニ、能ニシテ之ニ不能ヲ示シ、用ヰテ之ニ用ヰザルヲ示シ、近クシテ之ニ遠キヲ示シ、遠クシテ近ヲ示シ、利シテ之ヲ誘ヒ、乱シテ之ヲ取リ、実スレバ之ニ備ヘ、強ニシテ之ヲ避ケ、怒ラシメテ之ヲ撓メ、卑ウシテ之ヲ驕ラシメ、佚スレバ之ヲ労シ、親メバ之ヲ離ス、其ノ備無キヲ攻メ、其ノ不意ニ出ヅ、此レ兵家ノ勝ニシテ、先ヅ傳

「可カラザルナリ」と云って謀略は情況の変化に應じて施策工作すべきものであるから一般法則を傳授することは出来ないとしてゐる。然しいづれにしても謀略は詭道であるが然しそれは国家の目的に奉仕するものである限り正しき戦略の一部と解すべきである。

マキヤヴェリの云ふ如く「人たるものは須くその手段の名誉なるものと不名誉なるものとを問はず、断じて祖国を防禦せざるべからず。祖国防衛の用を為す手段は其の何たるを問はず總て善なり」であって大東亜新秩序建設のための戦略として謀略は缺くことを出来ないものである。抽象的理念に駆られて現実的な問題解決に支障を與へるが如きは厳として戒めなければならない。

第二款　東亜民族綜合対策

第一項　東亜民族対策根本理念

(一)　東亜民族対策根本理念は東亜各民族共存共栄ノ至上的命令に立脚するを要する。

(二)　あらゆる民族は「自己保存慾」と「自己発展慾」とが「他民族との協同に依る共存共栄の道義性」の内に有機的に統括せられて始めて其の生存を完成する。之れが即ち民族協同体である。

(三)　日本民族肇国の大理想たる八紘一宇は民族協同体の極致であり、東亜協同体は其の東亜に於ける第一段の実現である。

(四)　民族的及び政治地理的に近縁なる諸民族は、協同体を組織すべき不可避的運命を有する。故に東亜協同体の成立は最も自然的のものであり、且つ其の範囲も自ら定まるのである。

(五)　協同体は固定的のものではなく生成化育的、発展的のものである。ゆえに東亜協同体の範囲は漸次に拡大する。

(六)　所謂民族又ハ其部分にして其の数、政治地理的地位、性格及び能力等の関係上、他民族に依倚してのみ存立し得るものは、右他民族

の中に含まれ獨自の地位を有しない。

(七) 民族が協同体の因子となるためには少くとも一應解放されたものであることを必要とする。東亜唯一の完全民族たる日本民族は、国内体制を整備し、外交関係を調整し、總力を動員し、且つ最善の機会を失することなく東亜諸民族の解放及び協同体の組織に向つて積極的に邁進すべきである。

(八) 協同体内部に於いては日本民族の指導精神たる皇道に則り無理なる人為的干渉を避け、能ふ限り自ら然らしむべきである。

(九) 協同体は有機的団体であり其の内部には指導せられたる秩序がなくてはならぬ。而して現在日本民族が東亜協同体内に於て指導的地位を占むることが最も自然的なるは疑を容れない。

第二項 東亜協同体の範囲擴大の順序

(一) 第一段階

日本、滿洲、蒙疆、北支那、支那沿岸主要島嶼並びに汪精衛政権下の中支那及び南支那

(二) 第二段階

残餘の支那本部全体、佛領印度支那、泰国、英領馬来、緬甸、蘭領東印度、ニューギニア、英領ボルネオ、ニューカレドニア、濠洲、新西蘭並びに比律賓を除く爾餘の南洋諸島嶼

(三) 第三段階

ベイカル以東の露領、支那邊疆、比律賓、印度及び沿岸諸島嶼

(四) 第四段階

亜剌比亜、土耳古、イラン、イラク、アフガニスタン等中亜、西亜及び西南アジヤの諸民族

(五) 各段階相互間の関係の問題

以上各段階の区分は前段階の期間中は後の段階に付ては何も工作してはならないと言ふ意味のものではない。東亜協同体は何れの段階

に於ても其の外郭的地域との関係を必要とするのみならず、次々の段階に発展するための準備も必要である。故に前段階中に於ても後の段階に対する必要且つ適当なる準備的其の他の諸工作は勿論之れを行ふのである。尚又、国際情勢急変の結果以上段階の順序に重大なる変化を加へる必要が生づる事もあり得る。

第三項　東亜協同体の基本的政治、外交、思想對策

(一)　東亜協同体の構成員たる国家又ハ民族(以下構成員と称す)は、東亜一体の自覚の下に、相互間の友好親善と共存共栄とを計るべきである。協同体の究極の理想は全世界を一宇と為し、世界の全民族をして、各々その所を得て道義的、平和的、合理的繁栄の生存を全ふせしむるにある。

(二)　各構成員の防衛は左の要目に依り、全構成員協同して之を為すべきである。

(イ)　各構成員の軍部間に於て、協同防衛の組織及び実行に関し協定すること。

(ロ)　防衛はその性質上一元的統帥を必要とし、且日本に於て防衛の大部分を負担せざるを得ざる実情に在るに依り協同防衛の統帥は、皇軍に於て之に当ること。

(ハ)　各構成員は、他の構成員の軍に対し、協同防衛上必要なる限り、基地を供し、領域内の通過を許し、其の他諸般の援助を與へること。但し其の必要消滅せる場合に遅滞なく右軍を撤去せしむるを要するは勿論である。

(ニ)　各構成員は、其の力に応じ、協同防衛に必要なる人的、物的金銭的及び宣傳的協力を為すこと。

(三)　各構成員は共同して共産主義の侵入を防衛すること。

(四)　各構成員の外交は、協同体の強化拡大に重点を置き、左の要目に依り、之が統整を行ふべきである。

(イ) 各構成員相互間に於いては、友好親善の増進及び共存共栄を目標とすべきは言を俟たない。

(ロ) 協同体が将来必然的に拡大すべき方向に在る国家又は民族に関してはこれが解放及び協同体加盟を促進すること。

(ハ) 協同体に好意を有する他のブロック、国家又は民族に対しては、親善的態度を取るべきも、協同体に対し好意を有せざるか又は敵性を有するものに対しては此の限りに非ざること。

(ニ) 各構成員は、以上と抵触せざる限度に於て、他のブロック、国家又ハ民族と一般に平和的、友好的関係を維持すること。

(五) 東亜一体、共存共栄の基本精神より、人口稀薄又は資源に富む各構成員は、其の安全の許す限り、他の構成員の臣民又ハ人民に対し、入出国、居住、移動及び営業の自由を与ふべきである。

(六) 各構成員は、協同体の存立及び発展を阻害する如き第三国の政治的、経済的、思想的勢力を排除すべきである。

(七) 各構成員は、協同体強化のため適当又は必要なる一切の措置を構ずると共に協同体を弱化し又は之に抵触する一切の措置を為してはならない。此の点に関し、国民教育並に新聞、通信及びラヂオの動向は特に注意を要する。

(八) 協同体は、皇道を基礎とする東亜道義及び東亜学を協同体に確立すべきである。

(九) 協同体は、東亜諸民族の交通用語として、日本語を普及せしむべきである。

(十) 協同体は、協同体に関する事務を処理せしむる為め、左の要目に依り常設事務局を設置すべきである。

(イ) 少くとも当分の間本部を東京に置き、支部を各構成員の首都に置くこと。

(ロ) 事務局の組織及び職務は、各構成員間に於て協定すること。

(ハ) 事務局の経費は、各構成員に於いて其の力に応じ分担すること。

附　記

我国と独、伊、ソ聯及び米、英との関係の現状に顧み、我国の対南方民族対策には差当り左の如き外交的準備が常に必要である。

一、東亜共同体に好意を有すと認められる独、伊との協力を強化し、且つ当該民族対策に関し独、伊の諒解を取付くること。

二、東亜協同体に敵意を有すと認められる英、米に対抗し、且つ日満の防備を強める意味に於て、右強化せられたる日独、伊枢軸の基礎の上に、ソ聯と和協すること。

第四項　東亜協同体の基本的経済対策

(一) 東亜協同体は日本の指導下に、その重要物資の分布状態を精密に調査の上速かに開発し、生活必需品並びに国防資材に関し、基本的自給自足の国防経済圏を確立すべきである。

(二) 東亜協同体は左の順序方法により、その基本的生活必需品並びに

国防資材を可及的に、その国内に於いて充すべきであり、また若し不足を生ずる場合には、之が増産を計り、或は之が代用品の研究により充足すべきである。

(イ) 差当り日、満、北支及蒙疆に於ける需給を中心として必需品の確保に努め、且つ出来得る限り中南支及び南洋印度方面に拡大して自給自足経済の充実を図ること。

(ロ) 右と同時に、東亜協同体内の相互依存と適所主義とに拠る生産計画を樹て、一地域に全必需品の生産を為さざること、但し、我国内地農山漁村は国防並びに資源の見地よりして、現在の農山漁村人口確保に努力するは勿論、更に満洲移民も亦その物心両面に於て我国内地農山漁村の延長たらしめること。

(三) 東亜協同体は農産物に恵まれ、林産物及び水産物もまた豊富なるも、更に日本は進んで後進諸国に対して充分なる指導を為し、以つて之が生産の劃期的増加を計るべきである。

(四)東亜協同体の工業に関しては、軽工業製品は日本の資本技術、機械の援助並びに経営に対する指導下に各国をして十分製造せしめ、以つて各国夫々の繁栄と幸福とを計るべきであるが、大量生産による高級品はコストの低廉化と製品の高級化とを計る為め、之を日本に於て製造すべきである。

重工業は日本の指導下に東亜協同体全体を通ずる完全なる計画経済を行ふべきである。仍ち半製品はその資源の存する箇所に於いて製造し、全製品は日本に於いて製造すること。また国防其他の見地よりして、各所に全製品を製造する場合ありとするも、その重要部分品は精巧なる技術と規格統一とを必要とする関係上、之を日本に於て製造すべきである。之が為めには、有らゆる工業部門に於いて欧米に劣らざる日本工業人の高度の独創を必要とし、従つて日本国内に大規模なる綜合研究機関を設置すべきである。

(五)東亜協同体の通貨は、總て之を圓にリンクせしむるを理想とし、之が実現の為めには、日本の国力を更に充実せしむるは勿論、東亜協同体の内容拡充を計ると共に、脆弱なる国々の経済に対しては之を援助、強化すべきである。

(六)東亜協同体は金融機関として各国に夫々の中央銀行を有するの外、国家の興隆と国民の福利増進を目的としたる興業銀行を設置せしめ、各国は夫々その下に庶民金融組織を整備し、各国民をして欧米資本の覊絆より脱却せしむること。それと同時に東亜協同体相互間に於いては、その共存共栄を計る為め、東亜協同体投資銀行を設置すべきである。

(七)東亜協同体相互間の貿易はバーター制度に重点を置き、決済はクリアリング制度に據るべきである。之が為めには日本の指導下に各国をして自国の産業及び貿易を統制せしむべきである。

(八)交通問題に関しては、帝国鉄道協会国際交通委員会の結論を参照のこと。但し東亜協同体圏内に於ける国防と経済との一体化に重点

を置く交通制度たるべきは勿論である。

附　記

東亜協同体の経済体制が圓滑に運営される以前に於ては先進国たる我国は、東亜の後進諸民族に対し、其の必要とする物資を能ふ限り廉價に供給し、以つて其の福祉の増進を計るべきである。

第五項　国内に於ける政治対策

(一) 実行の前提條件

英米依存の政策を完全に清算すると共に、東亜協同体建設に適当する様、我国の外交政策を轉換すること。

(二) 政治的對策

(イ) 実行機関

(1) 東亜協同体建設に関する事項（支那以外）を管掌せしむる為め、政府に於いて特別の機関を設置すること。

但し、政府内の特定の部局が中心となつて此等の事務を担当するとしても其の行ふ所は調査の実施、計画の立案及び実行の為の内面的指導に止め、東亜民族との接触、交渉等外部に対する行動は次に述べる民間團体をして当らしむべきである。

(2) 東亜諸地方の我が公館に有爲適任者を配置し、且つその組織を拡大し、また必要なる地方には新設を爲し、駐在国は勿論関係地方の一切の調査をもなさしむること。

(3) 東亜共同体建設を目的とする民間団体を組織して（内面的には政府との不可分の関係を有す）調査及び計画立案に参画せしめ、且つ政府の指導の下に、東亜諸民族との交渉其の他外部に対する処置に当らしむること。

(4) 東亜各民族に於いても同様の団体を組織せしむること。此等は合して東亜諸民族の大同団結たらしむるを理想とするも、提携団体に止むべきや否やは実情によつて決すること。

(5) 以上諸民族の団体をして代表者を我国に常置せしめ、東亜協同体建設に関し終始我と連絡の任に当らしむること。

(6) 我方団体に於いても必要に応じ東亜諸地方に代表者を置くこと。

(7) 日本を含む各国青年を教育する民族大學を日本に設置すること。

(ロ) 実行項目

(1) 東亜諸民族より有為なる青年を招致して必要なる教育を施し將来独立運動、または新国家組織の中心人物を養成すること。

(2) 東亜民族の青年に対し日本人指導の下に軍事教育を施し、独立断行の際の武力行使に参加せしむること。

(3) 我国の文化、言語等を東亜諸民族に紹介普及せしむること。

(4) 我国に於いて東亜協同体建設の為に必要なる調査を徹底的に行ふこと。

(5) 特に東亜諸地方及び此等を領有せる欧米諸国に在る公館に於いて充分現地調査を行ふこと。

(6) 我国の有為なる青年に対し必要なる教育を施し、東亜諸民族に関する智識を普及せしめ、特に協同体建設に従事すべき人物の養成を行ふこと。

(7) 華僑をして其の社会的、経済的、並びに政治的地位を利用して東亜協同体建設に協力せしむるの策を講ずること。

第六項　国内に於ける文化、思想、人口對策

(一) 我民族をして東亜協同体の指導者として眞に実力ある文化、思想、体質の所有者たらしむることが何よりも必要であり、これが為めには国民自ら努力すべきことは勿論、国家機関も亦その体制を整備して、積極的にその向上発展を劃策し実行すべきである。

(二) 思想方面に於ては国体觀念の根本なるは勿論であるが、狭隘な個

国主義及び独善主義の是正と東亜協同体を基本とする政治思想の涵養とが必要であり、文化方面に於いては特に科學の振興及び独創力の増進が急務であり、また人口問題に就いては人口の量的及び質的増強が重要であると共に、民族の純潔の問題も充分に考慮さるべきである。

(三) 右の目的を達成せんが為めには、此の際新たなる社会運動を展開することが必要であり、特に拝金思想の打倒と人間尊重の運動、法制萬能主義の打破と専門家尊重の運動、自由主義的文化形態の修正と東亜の新秩序に即応した公徳の樹立、都市と農山漁村との関係調整の運動等が実行さるべきである。

(四) 東亜協同体の首脳たる我が民族は常に世界全般の動静に通曉し、文化、思想、本質の各方面に於いて常に世界的水準を抜き、しかも一方他民族に対し誤れる優越感を抱かず、以って独善に陥らざるやう努むると共に、進んで協同体がその威光を世界に輝かすやう指導すべきである。

(五) 東亜協同体は将来「東亜協同体の文化、思想」を創造すべきであり、それには東亜協同体を結成する各民族の間に広く共通的に存する東洋的文化思想を新たなる指導精神の下に再生することが最善の方法である。その為めには東亜諸民族の共通語として日本語を普及せしむる必要があり、国語の醇化、特に漢字の整理、簡易化、假名文字の増補等を行ふべきである。また我民族が東亜の新文化、新思想創造に当って、その指導者たるためには、我国古来の文化、思想を再検討する要あると共に、東亜各民族の文化、思想を徹底的に調査研究することが必要である。

(六) 東亜共同体の中心勢力たるべき我民族の人口を質的並びに量的に増強し、我が民族の人的資源を永遠に亘って確保する為め、あらゆる手段を考究し、必要なる施設を国家の力をもって速かに実施完成すること。殊に緊急に解決を要する問題は、我が民族の出生率減退

と体位低下の防止であるが、前者は我国従来の自由主義的文化形態、都市中心的社会制度に発源してをり、その防止には抜本塞源的手段の実行を必須とし、後者は従来一般に採用された病弱者保護主義の医学を是正して、優生的関心に於ける積極的体力の増進、特に精神的、肉体的鍛錬、優生的結婚等の方法を採ることによりはじめて之を防止し得ることを考慮すべきである。

第七項　東亜民族に対する政治、文化、思想対策

謀略的方策

(一) 東亜民族の結合を妨ぐる、例へば次の如き諸要素を東亜諸民族に知悉せしめ、以って共通の外敵の妨害行為と東亜民族の無自覚とを鮮明ならしむることに依り東亜民族意識を高揚すること。

(イ) スラブ、ロシアの東亜赤化政策

(ロ) 白人民族主義発展としての東亜侵略体制

(ハ) 欧米依存的小乗的外交政策

(ニ) 東亜諸民族の世界の大勢に対する無知と無自覚

(二) 交通（陸海空）政策、東亜共同体の神経及び血管に該当する通信及び交通機関の支配権は其の指導者たる日本が把握すべきは勿論、協同体の内部及び其の外廓に対する通信交通網は我国を中心として協同体を有機体化すること。

特に緊急を要することは全アジア航空路の完成である。我が勢力範囲とアジア民族諸国との間に迅速なる直接交通路なくしてアジア民族政策は其の効果を充分に発揮するを得ない。

(三) 協同体外廓強化政策、協同体の外廓地帯に特に我が友邦を建設し、以って協同体内部の結束を愈々強固ならしむること。

(四) 経済的不可分関係の設定、東亜各民族と我国との間に恒久的なる独自の経済関係を案出し、東亜協同体の指導者たる大和民族と他の

構成民族の間に経済的不可分関係を設定し、以って東亜全民族の生存の鍵を我国が握ること。

(五) 文化的同化政策、東亜協同体の指導者たる我国は、東洋主義の純化であると共に、西洋文明の長所を併せ有する日本主義を以って其の構成民族を文化的に同化すること

(六) 国防一元化政策、東亜協同体の指導者たる我国は、協同体の国防指導権並びに国防及び治安上必要なる地点を確保し、且つ協同体の内的組織を有機体化すると共に外壁の建設工作に努むること。

(七) 協同体内各国の政治指導、東亜協同体の構成員たる国家又は民族に対する我国の採るべき政治指導は、客観的国際情勢と構成員の主観的事情とを斟酌して、間接指導と分割指導政策を巧みに操作すること。

(八) 東亜協同体の構成員又は構成分子たるの意識を明徴にすると共に、外に対して協同体の威力を発揮する為めに

(イ) 東亜協同体旗を制定すること（例へば、支那新政権下に於ける「反共和平」旗の如きものを制定、之を「興亜奉行日」の如き機會に当該国の国旗と共に掲揚せしむること」

(ロ) 協同体構成分子たることを表示する徽章、儀禮及び挨拶方法等を一定すること

(九) 東亜協同体の各国は第三国に対する外交方針を一にすること。差当りアジア及び太洋洲民族に対する政治、文化、通商上の諸工作は成可く独伊勢力と協力して、英、米、ソの勢力に対抗する方針の下に進めること。

(十) 回教民族対策

全世界約三億と数ふる回教徒の中、対ソ及び対英政策上我国の最も関心を有する民族集団は次の通りである。

(イ) 支那回教徒（主として西北地方居住の東干族）

(ロ) 土耳古族系回教徒（新疆、ソ領中亜及び高加索、阿富汗領トル

キスタン、伊蘭北部、土耳古共和国居住者の大部分）

(ハ) 南洋回教徒（馬来半島及び蘭印居住者）

(ニ) 印度回教徒（印度教徒よりの改宗者及び侵入土耳古族回教徒）

(ホ) 亜刺比亜系回教徒（イエーメン、スードアラビア、イラク、シリア、パレスタイン、トランスヨルダニヤ、埃及並びに北部アフリカ居住土着人）

右の中、南洋印度、亜刺比亜回教徒は大局的に見て我が対英政策上の対象として考へらるべく、また支那及び土耳古系回教徒は我が対支及び対ソ政策上の対象として取扱ひ、之に対し時宜に適したる施策をなすを可とす。

(ト) 華僑対策、東亜各地に経済的根拠を有する華僑を東亜解放に利用すること。具体的工作案は専門委員会に於いて作成のこと。

思想指導、施策機関の整備及び諸工作

(一) 新たなる構想に基く歴史の編纂、例へば、我国を中心としてみたる東亜史、東亜を中心としてみたる太平洋史、アジア史、世界史等を編纂すること。漢文東洋史や西欧の植民的発達史としての南洋史や、西洋史の一部としての西アジヤ史等は是正すべきである。

(二) アジヤ民族指導者養成機関を設置し「アジヤ解放第五列部隊員」並びに現地調査に適する人物（内外有為なるアジヤ人）を養成すること。また本指導者にはアジヤ諸民族の言語並びに必要なる軍事教育をも施すこと。

(三) アジア民族解放施策中央機関を設置し、アジア民族解放の為めの参謀本部及び諜報本部として「アジア解放第五列部隊」の指導並びにアジア各地に於ける本機関の細胞、即ち出張所及び諜報員、調査員並びに各地のアジヤ民族運動団体との連絡を謀り、其の解放独立を促進するの任に当らしめること。

(四) アジヤ民族会館を設置し、在本邦アジヤ各民族運動者の本部、ア

ジヤ民族運動に関する図書館、世界各地方のアジヤ解放団体、又は個人との連絡本部、講演会場、民族運動関係者の宿泊等の用に供すること。

(五) アジヤ民族博物館、アジヤ民族文化博物館、及びアジヤの資源、産業、交通博物館等の設置(各博物館に於ては其特殊事情を強調すること)

(六) 一元的東亜ラジオ中央放送局を設置し、毎日数回「ニユース」、日本語教授、其他の通信を全東亜民族に向つて放送する。但し、凡ての通信は東亜協同体の趣旨に背馳せざるべきは勿論、進んで之を強化するものたるべきこと。

(七) 宗教的ルートに依る工作、例へば佛教を通じて支那、緬甸、印度民族との連絡を計り、ラマ教を通じて蒙古及び西蔵民族に対する工作をするとか、満洲の紅卍教を通じて支那の同信徒に呼び掛け、また回教を通じて南洋及び大陸各地の同信徒に呼び掛けること。

(八) アジヤ各地実情調査及び連絡員派遣、特に回教諸国に対しては民間実業団体に依る「貿易斡旋所」の開設、或は「貿易練習生」の派遣、或は「日本品屋」を開設して本業の傍ら情報の蒐集に当らせること。

(九) 一元的東亜情報網の完成並びにアジヤ各地新聞、雑誌との情報交換。但し、新聞、雑誌、単行本、映画、演劇、文学、藝術、スポーツ、観光等は東亜協同体の強化に役立つやう指導せらるべきこと。

(十) 東亜諸民族の国民教育及び教科書は協同体の趣旨に背馳せざるべきは勿論、進んで之を強化するものたるべきこと。

(十一) 東亜諸民族の科学及び技術の協力(保健、衛生、医療的方面に於ける協力を含む)

(十二) 躍進日本の実情紹介

(イ) 印刷(雑誌、小冊子、ビラ、単行本等)、映画、幻燈、講演、漫画、新聞、ラジオ等を通じて我国の文化は勿論、其の実力並び

に我国の東亜民族に対する共存共栄的平和的意図を良く認識せし
むること。

(ロ) 教授、学生並びに親善使節の交換

(ハ) アジヤ各地の文士及び新聞記者招待

(ニ) アジヤ民族大会（政治、経済、學術、武道、スポーツ等、スポーツは成可く各民族の国技を中心とすること）を各国交互に開催すること。

(ホ) アジヤ民族文化展覧会の開催。

(ヘ) 東亜各国の国際文化諸団体並びに我国のアジヤ解放諸団体の横の連絡。

(ト) 在アジヤ各地公館の整備と文化アツタシエ制度の設置。

(チ) 綜合せる宣傳省の設置。

第八項　民族対策上注意すべき公徳及び儀禮

(一) 海外に於ける日本人の日常の動作及び言行等が屢々問題と成り、識者の擯斥を受け公然と指弾せらるゝ場合も少からず。我国が東亜協同体の盟主として指導的位置を採る以上国民の社会性、公徳心、教養及び儀禮に於いても東亜諸民族の模範たるのみならず、世界の諸民族に比し遜色なきを期することが必要である。

之が為めには能ふ限り速かに国民教育に対し適当なる改善を行ふ可きである。

(二) 各国家、民族は夫々独自の歴史を有すると共に、各々誇りを持つものであるから、我国民は之を尊重し其の誇りを傷けざる思遣りある大国民たる襟度を持すると共に、愛他的精神を涵養す可きである。

(三) 各国民族の有する善良なる思想、風俗、習慣は之れを尊重し、其の誇りを傷けざると共に、之れを改善せしむる必要ある場合にも、急進を避け、徐々に且つ能ふ限り自発的に実現せしむるやう指導すべきである。

(四) 我国の武士道精神を昂揚し、指導者としての品格を涵養す可きである。

(五) 在外日本人の服装及び住居は、他民族が日本人の品格を批判する場合の第一次的標準となるものであるから、在外日本人は此点に就いて充分なる注意を為すと共に国家も亦之に対し考慮を拂ふこと。

註 第二項編は国策研究会民族対策委員会で昭和十四年十月十二日から昭和十五年十一月四日に及ぶ五十数回の会合によって策定した報告書の結論であって「最秘」として政府及軍部当局に提出したものである。

大東亜戦争勃発以前の東亜各民族対策である限り現在の情勢下に於ては補正すべきものが多々あると考へられるが、民族対策案として、これだけまとまったものは現在でも他にないと信じ参考までにこゝに掲げる。

第三款 東亜民族人口對策

第一項 兵力の強化増強の問題

大東亜戦争は持久戦である。持久戦は云ふまでも無く長期に亘る消耗戦であって、戦争形態が持久戦となり全体戦へと発展し、戦線も支那全土から更に南洋に擴大した今日、戦争の必要とする兵員、労働力を充分に供給するためには民族人口の擴充強化が要求される。

(1) 徴兵年令の引下(兵力増強のため)
(2) 駐屯兵の内地交替又は帰国休暇や産児増加のため)
(3) 台湾人、朝鮮人の労働強制徴用(労働不足填補のため)
(4) 東亜共栄圏諸民族の軍隊、外人部隊の編成、利用
(5) 妻子を伴ふ屯田兵制の施行

第二項 臺湾人、朝鮮人の強制移住

彼等は出産率高く而も今尚同化してゐないのである。殊に国防上の見地よりする朝鮮・臺灣は兵站基地として重要なる地位を占めてゐる獅子身中の蟲たることを防止するために

(1) 内地在住朝鮮人を内地に安住せしめず戦争終了後は送還する「出稼」としての観念を明瞭にすること

(2) 北鮮・東満国境の朝鮮人はソ聯との関係に於て危険なければ内地人を集団移住させ鮮人を他に移すこと

(3) 朝鮮人をニューギネア等の不毛地の開拓に移住せしめること

(4) 朝鮮・臺灣には少くともその人口の一割を内地人にて占めるやう工作すること

(5) 統治方針の過度の内鮮一体論は逆に内地人が朝鮮人に圧迫されてゐる結果となつてゐるが故に是正すること

(イ) 創氏改姓の問題

(ロ) 内鮮共學の問題

(ハ) 内鮮人紛争の問題

(ニ) 経済及労働條件の問題

(ホ) 風紀犯罪の問題

(ヘ) 徴兵制の問題

(ト) 内地に於ける選擧権の問題（諺文等）

(チ) 内鮮通婚の問題

第三項　内地人の共榮圏人口配置

大東亜共栄圏をして英、米、ソ、蒋の聯合体に対抗し得るだけの充分な綜合体たらしめるには単なる貿易的経済聯繋のみを以てしては不可能である。それは同時に政治的、文化的、軍事的共同防衛の新体制の確立を俟つて始めて完璧になるのである。そのためには指導者たる我が日本が、それらの国に於て内部から其の指導勢力を維持し、敵性国家の妨害工作に対抗するに充分な量の大和民族の血をそれらの土

地に植えられなければならない。即ち充分な人口配置が実現されなければならない。

東亜共栄圏内に於ける内地人口の配分に関しては

(1) 原住民又は華僑と生存競に陥らざる産業、職業を撰擇すること。
(2) 既応の生活状況に可及的に類似の職業移住地を決定すること
(3) 新風土に適した生活様式を採用すること
(4) 移植民に対し指導民族としての自負心、資源開発利用法、原住民との接觸態度等に関し豫め訓練すること
(5) 共栄圏の全般地域に移住せしめること
(6) 各地に移住基地(日本人町)を設け、之を相互有機的に関聯せしめ且つ母国との連絡を緊密にすること
(7) 單に官吏、サラリーマン階級のみならず可及的に各職業層の人口を送出すること
(8) 現地除隊により植民配分を行ふこと

(9) 配偶者を可及的に伴ふこと
(10) 雑婚及び混血兒の発生を極力防止すること
(11) 第二世の教育に於ては内地留学を行ふこと
(12) 移民は民族発展の先駆者として敬意を表すること
(13) 慰安、衛生、教育には特に注意を拂ふこと
(14) 生活安定と経済條件を良好ならしめること

第四項　共栄圏諸民族に関する對策

共栄圏内の民族は其の生活様式、宗教、言語、産物、風土條件、欧米勢力浸潤の状況、歴史、政治意識、社会構成、体力、能力に於て種々異なってゐるが故に單一の政策はとり得ないのであらう。又急従に実施すべきもの、放任すべきもの、徐々に改革すべきもの等の区別を必要とするのであらう。

政治、経済の中軸を握り他の生活関係に屬するもの、娯樂等は放任す

べく急保の日本化は逆に反感を醸す恐れなしとしない。兵為も亦政策の一部である。

(1) 過剰人口の民族に対しては増加の抑制又は移住を奨励し、過少人口に対しては増加策を講ずること

(2) 蘭、英の統治方法を検討し、可及的に在来の方法を尊重、踏襲すること

(3) 過剰生産に対しては轉業、改植によって過剰を抑制すること但し一国内に於ける自給自足経済は行はざること

(4) 民族の能力、体力、知力の種類程度に応じた職業を與へること

(5) 宣傳機構の整備拡充と日本語普及

(6) 無敵性白人の利用

(7) 白人及華僑と原住民との間の混血児の問題

(8) 華僑の利用と漸進的駆逐方策の確立

(9) 諸民族の内地留学及観光の奨励

(10) 日本への積極的協力者の優遇

(11) 指導階級及び苦力頭の把握

(12) 彼等民族間の反目、嫉視の利用

(13) 彼等を利用することによる敵性国家の攪乱工作

(14) 恩威併び行ふ厳然たる態度の表示

第二章　大東亜建設に留意すべき諸問題

第一節　統治形態

第一款　總説

大東亜共榮圏の確立は單に兵力、軍事基地、原料資源、交通線の强化を意味するのみでなく、更に日本民族の生活空間の擴大を意味するものであつて、それは東亜各地域を有機的一環となすところの自給自足の廣域圏の建設である。從つてこの圏内に於ける物的、人的資源に基いて軍作戰の遂行を容易ならしめ國防經濟の自立性を永遠に確保するためには益々國内の民族人口の増强を計るとともに共榮圏内の諸民族を日本と協力提携せしめ、彼等をして單なる大東亜戰爭の傍觀者たらしめず究極に於て日本と共に戰ふとする積極的な意志を持つところの同志的一体感を植付けるまで行かなければならないであらう。

現に大東亜戰爭が繼續中である限り、米、英、蘭の阻害勢力はその攪

乱工作によつて日本を指導者とする共榮圏の完遂を極力妨害するために諸民族に働きかけてゐることは言を俟たない。從つて我々は共榮圏内の諸民族の動向及び文化の段階、日本に対する敵性の強弱、有無に應じて、その指導態度に強圧懐柔の程度を異にしなければならないのである。もとより八宏一宇の精神は究局の目的を同化に置くものであるが然しこのことは現に異なれるものを同じものと見ることではない。それは目的であり結果であつて前提でなく原因ではない「まつろはざるもの」は飽くまでも征つ「のが古代よりの皇國の精神であつた。

共榮圏内の諸民族は現在その文化の段階に於ていい精神の構造に於て日本人とは同じではないのである。「同じからざるもの」を「同じきもの」として取扱つたところに在来の同化主義の錯誤が存してゐたのである。例へば幼稚園の兒童を大學生と同じに取扱ふことは反つて幼稚園の兒童にとつては迷惑であらう。民族が異なれば一方に於て同化せんとの行動はその反動として同化されまいとする異質性の保持に導く。逆に支配民

族が離隔せんとすれば逆つて其の利益に均霑さんとしてその異質性を放棄するものである。即ち孫子の所謂「補えんがために放ち、近づけんがために遠ざける」ことが必要である。同化政策は指導民族がその水準を被指導民族の地位にまで低めることによつて行はるべきものではなくして彼等を指導民族の地位にまで引上げる育成によつて行はるべきものである。

云ふまでもなく大東亜共榮圏の確立は

(1) 大和民族の生活空間の確保

(2) アジア民族の解放

(3) 新秩序の建設

の三つの段階構造を具へるとともに又これらは三位一体の関係を維持してゐる。然し若しこれらの間に矛盾抵觸が發生するときには大和民族の生活空間の確保が才一に取上げられなければならないことは言を俟たないであらう。

この点に関して参考になるのは独逸の占領地域に於ける統治行政の組織と形態である。今同盟通信社の國際經濟週報に基づきその全貌を記述しよう。

第二款　獨逸の占領地域の行政機構

第一項　統治の諸形態

東部戰線大本營からベルリンに歸還したヒットラー總統は去る九月三十日のジュポルツ・パラストにおける演說において「次に我々の遂行すべき事業は、現在我々の支配下にある廣大な地域に各種の施設を確立することである。これはドイツ國民のために食糧と重要原料を確保すると共に、全歐洲國民の安全をも、保障するものである」と述べて、既に戰爭の重點が作戰行動から經濟建設の面に移った事を明らかにした。

ドイツの占領地統治に關し、指導的役割を演じてゐるローゼンベルグ東部相は、九月六日付のフエルキッシャー、ベオバハター紙上に「歐洲諸國民の運命的課題」と題する論文を掲げ「現在の戰爭において優先的地位を要請し得るものは、ドイツとその同盟國のみである。何となれば新たなる建設はたゞドイツと共にのみ考へられ、ドイツとその同盟國なくしては戰爭に直接參加しない諸國は存在しないからである」と述べて、これは所謂歐洲新秩序なるものが、歐洲諸國を同盟關係やドイツとの民族的親近性、歷史的、經濟的、文化的關係に應じてそれぞれの形で結び付け、ドイツがその上に立って指導して行く恰も中世ローマ法王と諸國君主との關係に似たものであることを示唆したものである。

政治の局面からみたドイツの占領地統治の方式はだいたい次の五つの形態に分れてゐる。

一、征服による併合

ルクセンブルグ、エルザス・ロートリンゲン、ポーランドの一部およびユーゴスラヴィアの一部等がこれにあたり、既にそれらの地域は正

式に、或は事實上ドイツ領に併合せられてゐる。

二、總督制

ドイツによつて併合された一部をのぞいたポーランドにおける統治方式がその例で、この場合は、ヒットラー總統に直屬する總督がその地域における政治、經濟の全体を統轄する權限をもつてゐる。

三　軍司令官制

最も普通の占領地統治の方式でヒットラー總統に直屬する占領地ドイツ軍司令官が軍政を布き、いつさいの最高權を行ふものである。この場合には、もちろん民政長官といふものはなく、軍司令官に直屬する軍政長官がもつぱらその地域の政治、經濟關係の事項を掌るのであつて、セルビア、ギリシヤの一部、フランス、ベルギーの場合がこれである

四　軍政・民政分離制

この場合はヒットラー總統に直屬する軍司令官のほかに、民政に関し

て、同じく總統に直屬する民政長官をおき、軍政と民政とを分離して行ふもので、オランダ、ノルウエーの場合はこれである。

五　獨立省制

或る特定の地域を統治するため中央政府内に獨立の一省を設けるもので、この場合の民政長官は前の場合と異り、總統に直屬しないで、その省の長官に從屬することになつてゐる。

以下の各項において、ドイツ占領地のうち主なる國の統治・組織、およびその地域における經濟建設の實狀や方針等について述べながら、各占領地域とドイツおよび歐洲新秩序との關係、即ち占領地統治方式の中に反映された歐洲新秩序の素描をしらべてみよう。

第二項　東方地域

舊ソヴイエト領――一九四一年六月二十二日、獨軍はベルカンから一轉して、ソ聯國境に進撃を開始し、破竹の勢ひでウクライナを制圧した。

長駆モスクワの外廓地にまで迫つたが、冬季の到来のため、モスクワ陥落をまたずして、春季攻勢に捲土重来を期することとなつた。その頃ベルリンではウクライナを中心とする旧ソ聯占領地域の統治方式に関し具体案として旧ソ聯領を統治するには、他の占領地の何れに対するよりも強力な政治力をもつて、根本的な建て直しをすべきであるとの結論に達し、一九四一年十一月十七日附總統令をもつて、旧ソ聯領占領地統治のための最高民族機關として、新に東邦省を設け、初代東邦省として黨の重鎮であると同時にソ聯通として第一人者であるアルフレッド・ローゼンベルグを任命したのである。この種の機關の設置は獨ソ開戰直後から準備され、戰火がおさまつた地方へは直ちに多數の役人を派遣して現地の事情に即した對策を研究させると共に、ベルリンでも旧ユーゴスラヴイア公使館を本據に、アルフレッド、ローゼンベルクが外務省經濟省、宣傳省、秘密警察等の中から所謂ソ聯通や特殊技術家を集めて、着々準備を進めてゐた。

東邦省の任務は旧ソ聯領の政治、經濟、文化の各部門を統轄再建することであつて、統轄地域は約五十万平方キロに亘つた。その省には東部相たるアルフレッド、ローゼンベルグの下に、旧エストニア、ラトヴイア、リトアニア及び白ルテアニアの一部を統轄するオストランド民政部とウクライナ地方の一部を統轄するウクライナ民政部とが直屬してゐる。現在東邦省はベルリンに置かれ前北部ウエストフアリア・ナチス黨支部長アルフレッド・マイヤーが次官としてローゼンベルグを輔佐してゐる。

東邦省はヒットラー總統がその演説の中で言明したやうに、対ソ戰はボルシエヴイズムの欧洲への脅威を除去すると共に、ウクライナを始め、尨大な資源を擁する東方地域の國土を欧洲新秩序に編入し、かつこれを開發する使命をもつてゐるとその線に沿つて占領地域の新秩序建設に最も重要な役割を演ずるものとして重要視されてゐる。従つて東邦省の新設はウクライナの獨立とか、バルト三國の復活などを續る動きを

一應淸算し總てをドイツ領に編入して强力な組織で直接ドイツが建設に乘り出したことを意味するもので、ドイツがこれら東方占領地を將來歐洲の植民地として新秩序の中に編入しようと考へてゐる。要するに、政治の局面に現れたドイツの占領地統治の特徴は旧獨領またはドイツ人居住地域は、原則として大ドイツに編入し、その他の地域に對してはその國の民族、文化の程度、ドイツに對するその國民の態度などを考慮してそれぞれの國の來るべき歐洲新秩序内で占めるべき地位に應じた統治方式を採用してゐる點である。

從って元來ならば單なる暫定的な統治方式であるべき、占領統治の中に既にその儘歐洲新秩序へ發展してゆくべき準備が整へられてゐることは、ポーランドや旧ソ聯領の占領地統治機關がその儘恒久的な統治機關になってゐることをもっても明らかであらう。

ポーランド――獨軍は一九三九年九月一日ポーランド進撃を開始し、十七日にはソ軍もまた同国に對し出兵を行ふなど東西よりする挾撃にその

崩壞の運命迫ると知るや、同日ポーランド國元首及び政府は國外に亡命二十三日には早くもドイツ國防軍最高司令部によってポーランド地域の戰闘終結が宣言されるに至った。

かくて旧ポーランド共和国は分割の運命に立ち、先つ一九三九年九月一日及び十月八日附の法律によって、ダンチヒ自由市、東上部シュレジエン並に西部ポーランド、ポーランド廻廊地帯等のドイツ行政区域編入が行はれ、これが所謂東方併合地区となった。更に一九三九年九月二十八日の獨ソ協定は東部ポーランドのソ聯領編入を確定し、次いでテッシエン地方もスロヴァキアへ割讓され、残余の地域に関しては、一九三九年十月十二日附のポーランド占領地行政に関する總統令でポーランド占領地域總督領[四]が宣言されるなど、ポーランドはこゝに完全に分割された。それまでのポーランドは專ら獨軍の軍政下にあり、獨軍最高指揮官は一九三九年九月二十五日の總統布告に基いて軍政を施行した。當時ドイツ軍東部最高指揮官の下に四つの軍政地区が設けられ、軍事以外の

一般行政執行のためには軍政長官が任命されたが、一九三九年十月二十六日に至り、ポーランド占領地域總督が設けられると同時に、軍政が廢止され、總督管轄區は無任所相であるハンス、フランク總督によつて行政が行はれることになつたのである。

旧ポーランド領のうち獨領編入地域に對する政策と、總督管轄区に對する政策とは全く異り、前者に対する政策は可及的速かにこれをドイツ化することにあつたのに對し、後者に対しては、大ドイツの補充的使命を達成するやうに助成する政策がとられた。これはドイツの基本方針がオーストリア及びズデーデン地方併合當時「一民族、一国家、一指導者」にあつたものが、今次の大戰を契機として欧洲新秩序にまで發展擴大されたことを如実に示すものである。

血の同一化政策

ドイツは獨領併合地域のドイツ化のためにライヒスマルク制を施行すると共に、思ひ切つた民族移住計画をも断行した。即ちドイツ政府は隣接諸国在住のドイツ人と併合地域内の異民族との交換移住を実施する機関として、一九三九年十月二十三日親衛隊長ハインリツヒ、ヒンムラーをドイツ民族統合長官に任命し、その下にドイツ領内移住局、各國獨人引揚局の二つを設け種々その実行につき研究を進めてゐたが、十一月二日に至り、次の如き旧ポーランド領内住民移住計画なるものを非公式の形で發表した。

一、獨軍占領下にあるポーランド内のウクライナ人はこれをソ聯領へ轉住させる

二　右ウクライナ轉住地域へ廻廊内のポーランド人を移す。

三　バルチツク地方からのドイツ轉住民を廻廊地帯へ移住させる。

次いで翌三日ドイツ政府は突如旧ポーランド領内におけるドイツ人と

ロシヤ人、白ロシヤ人、ウクライナ人、リトアニア人との転住問題につきソ聯との間に次の如き取極めが成立した旨發表した。

一、ポーランド領内のドイツ勢力圏内にあるロシア人、白ロシア人、ウクライナ人、ルテアニア人はソ聯勢力圏内に転住することを得。

二、ソ聯勢力圏内のドイツ人はドイツ勢力圏内に転住することを得

三、右転住は各個人の自由意志による。

四、転住者は家具その他身廻品のみを携帯し得る

五、右轉住者を円滿裡に遂行するため、獨ソ両国政府は共同委員会を設定する。

このほかドイツはリッツマンシュタットにユダヤ人街を設け、占領地内のユダヤ人(百五十萬乃至二百万)をここに收容して外部との交渉を遮断するなど、併合地域の「血」の同一化政策を断行したのである。

その結果隣接国から併合地域に復帰したドイツ系住民は一九四一年始めまでに合計約三十七万三千人、その中バルト三國からのものだけで

十三万人を算してゐる。

總督管轄区はポーランドの中部及び南西部を覆ふものであり、その面積は九三、八七一平方粁、人口は約一千四百萬で、その大部分はポーランド人であるが、この外に少数民族として百五十萬乃至二百萬のユダヤ人及びウクライナ人等が住んでゐる。

ポーランド總督

一九四〇年八月十五日の總統令は「ポーランド占領地域總督」なる呼稱を廢し、單に「ポーランド總督」なる名稱を用ひることを規定したのである。

この名稱の変更は、浸透力のあるドイツの指導と統治によってポーランド占領地域が漸く安定化したことを意味すると同時に、それはまたポーランドが既に占領地域としての域を脱して、永久に大ドイツの一部として本格的建設時代に入ったことを示すものである。

總督管轄区はその制度の根本理念からみると、大ドイツの監督と指導の下にたつポーランド人居住区域であるから、原則として、政治的指導と行政は国民社会主義的ドイツ人によらねばならないが、或る種の行政の執行はポーランド人たる公務員に委託される場合もある。

しかしドイツ人による指導の下においても、ポーランド人の自然的権利及びポーランド人に残さるべき自然的自治については充分考慮が拂はれ、ポーランド人の民族的素質と特性を發揮すべき余地あることは、既に總督布告において明言されてゐるところである。

總督は總統に直属し、行政上最高権を行使すべき全権を委託されてゐるから、總統のほかにポーランド總督に命令できるものは最高国防会議と四ケ年計画長官に限られてゐる。ベルリンには總督の任免する總督代理が駐在してゐる。總督は總督管轄領におけるドイツ行政組織の頂点を形成し、この下に各種の行政部門が配置されてゐる。總督は一九三九年十二月四日附のゲーリング最高國防会議々長の布告により總督管轄区における国防委員に任命され、また四箇年計画長官全権をも兼攝してゐる。

總督府はクラカウに置かれ、中央官廳における通常行政の執行は總督の定めたところに從つて、總督に直屬する總務長官によつて行はれてゐる。總務長官は總督によつて直接任免されるが、副總督ザイス、インクアルトがオランダ占領地民政長官になつてからは、事実上副總督を代行してゐる。總督府の内部機構は、七箇の中央局と十五の専門局に分れ、各部局長はそれぞれ總督の直接任免するところである。この外ドイツとの行政その他の連絡のため数名の連絡官が駐在してゐる。

總督の権限

一九四〇年一月二十五日附の命令で總督管轄区にも四ケ年計画が施行されたので、クラカウに總督管轄領四ケ年計画局が設けられ、その下に鉄鋼、石炭、金屬、皮革、毛皮の四部も整備して計画的増産が進められ

た、一九四〇年七月三十一日に至り、この四ケ年計画局が廃止されて、今では一般行政官廳によつて四ケ年計画の事務が行はれてゐる。経濟方面に関する總督の諮問機関としては、總督を議長とし、總督の任命した長官その他から成る経濟評議会がある。なほ専門局の経濟部長はこの経濟評議会の幹事であると共に、總督管轄領四ケ年計画の事務總長をも兼攝してゐる。

總督はドイツ最高国防会議の国防委員たる資格で重要な国防関係の事項につき諮問するため、毎月一回国防軍代表者の参加の下に、國防諮問会議を行ふことを例としてゐるが、一九三九年十月二十六日の軍政廃止と共に軍事と行政とは完全に分離されたので、總督領國防軍司令官及び空軍司令官はいづれも總督府内へ連絡官を置いてゐる。

地方行政に関しては、總督管轄区をクラカウ、ワルシヤウ、ラドム及びルブリンの四縣に分ち、その長官として、總督はドイツ人の縣知事を任命し、これに總督の名においてその縣の全行政を行ふ権限を與へてゐ

る。知事官房主事及び警察長官はいづれもドイツ人で、直接總督が任免するが、命令系統からいへば、知事に直属してゐる。

町村においては、ポーランド人の就任が認められ、ポーランド人の首長が全責任をもつて町村行政にあたることになつてゐるが、市の場合は主として知事の推薦により總督によつて任命されるドイツ人の市長がこれにあたるのである。

市長は一定区域の町村長の指導を行ふと共に彼等を通じてポーランド住民のドイツ行政に対する希望を聴取する権限をもつてゐる。

市町村の下級行政官吏には以前ポーランドの官吏であつたものをその儘使用し、ポーランドの再建に協力させる建前をとつてゐる。總督管轄区の警察行政には總督直屬の警視總監クリユーゲルがこれを管掌し、彼は警察命令を制定する権限を賦與されてゐる。

行政機構の確立と共に、この地域にもナチ黨が組織され、總督はまたポーランド總督領における黨の指導者でもある。

第三項　北方地域

丁抹――一九四〇年四月九日獨軍はデンマーク國王の要求に應じて友好平和裡にデンマーク進駐これを占領したので、戰火による損害はなかつた上に、國王及び政府もまた對獨協調方針に出たため、ドイツ政府はここには特設機關をおかず從來の行政及び經濟機構をその儘存置して、少くとも形式としてはその内政に干渉しない建前をとつてゐる。

ゲツペルス宣傳相の「デンマークは占領地ではない」といふ言葉は一應首肯出來る。從つてドイツの對デンマーク工作は他の占領地の場合とは幾多の点で異つてゐるが、その實際においては、ドイツの物動計画に從つてデンマークの經濟が動かねばならないこと、及び政治的にもドイツの勢力が相當決定的な力をもつてゐる等の点からして、實質的にはやはりドイツの占領地の一つに包含さるべきである。

この場合ドイツが少くとも形式上直接デンマークの政治經濟に干渉せ

ず、デンマークに廣汎な自由を認める方針を採つてゐるのは、國王及び政府の對獨協調政策の外に、同じゲルマンの血につながる民族に對する特別措置でもあることは、同樣ゲルマン系に屬するノールウエー及びオランダの場合にも他の占領國の場合と異り、ドイツは休戰條約を結ばずして、直ちに民政を布いてゐる事實をもつても明らかである。

獨軍進駐當時「この國はドイツと交戰狀態にあるのではない」との警告を國民に發し、デンマーク國民を對獨協調態度に導いて祖國を戰火から救つたスタウニング首相に次いで新首相に就任したヴイルヘルム、ブール首相は一九四二年五月五日政府の施政方針は前首相のそれを踏襲することを宣言すると共に大要次の如く声明してゐる。

一、全國の平和と秩序の維持に努力すること

二　政府に對する國民の正しく且つ榮譽ある忠誠的態度を保障すること

三　ドイツと善隣關係を維持すること

四、経済分野においてもデンマークはドイツと積極的に且つ忠実に協力すること

―ノルウエー― しかし等しく同民族に対するものでも、ノルウエーの場合はデンマークのそれとは多少事情を異にしてゐる。デンマークの場合は所謂保護占領であつたのに対し、ノールウエーの場合には英海軍がノルウエーに対し作戦の気配を示すや、一九四〇年四月八日独軍は機を逸せず電撃戦に出で遂にこれを武力をもつて制圧したからである。かくて四月二十四日ドイツ政府は早くも總統令をもつて民政制度を布いた。

ノルウエー占領地区民政府は民政長官に直属し、行政、國民経済啓蒙宣傳の三局を有する外、ベルゲン、ハルシユタツト、ドロンハイム、シユタフアンガー、ハンマーフエスト、キルケネス、クリスチエンサンドハウゲズンドの八ケ所に八つの支所が設けられてゐる。

民政長官は總統令の定むるところにより、占領地におけるドイツ権益

の保護者であると共に、最高行政機関であり、親衛隊、秘密警察、民事警察関係のドイツ諸機関を使用する権限をもつてゐるが、ドイツは同民族たるノルウエーの統治にあたつては『ノルウエー人によるノルウエーの支配』といふことを基本方針とし、原則として民政長官自ら直接行政を擔當することなく、たゞこれを指導育成する立場に立ち、少くとも形式上はドイツの利益の擁護に必要な場合のみこれに干渉する方針をとつた。

即ち民政長官テルボーフエンは一九四〇年九月二十五日附の布告をもつて、既成政黨に解散を命ずると共に同日行政機構の大改革を行ひ、中央行政機構として、民政長官の下に商工、海運、宗教及び教育、内務、社會、配給、警務、司法、農業、財政、宣傳及び文化、厚生、公共土木の諸機関が設けられ、ヴイドクン、キスリング少佐を黨目とするナシヨナル、ザム・リンク黨々員中から十三名の政務委員がその指導者として任命された。

政務委員の任務並びに權限は九月二十八日附の民政長官令によつて規定されてゐるが、それによれば民政長官と政務委員とは、ドイツ、ノルウエー両國政府及び両国民間に理解ある協力を創り出すべき共同の目標を有するものであり、政務委員は當該者における無制限の指導權を委任せられると同時に、その所管事項については、最高の統治權者たる民政長官に対して全責任を負ふべきことになつてゐる。この結果所管の範囲では、現行法令を補充変更又は廢止し得ると共に、官吏の任免權も與へられてゐるが、高級官吏の任免は民政長官の同意を必要とする。

しかしこれ等十三名の政務委員の中には、黨首ヴイドクン・キスリングの名が見えなかつたが、それらがすべてナショナル・ザムリンク黨の出身である点からみて、當時から既にキスリング少佐は政務委員を指導してゐたとみるべきである。ところが一九四二年二月一日に至り民政長官テルボーフエンはノルウエー政府の改組に同意し、ヴイドクン・キスリングを首相とする新政府樹立を承諾したので、こゝに日ノルウエー人に

よるノルウエーの支配は一層明らかな形を整へ、今後新政府は従来の政務委員に代つて民政長官の下でノルウエー統治にあたることとなつた。

中央行政機構の改造に續いて、ドイツのそれを模範とする一聯の地方行政組織の改革及び本格的な経済工作が相次いで開始され、一九四一年一月一日からは既に若干の地域で実施されるに至つた。

地方自治体行政は指導者原理をもつて行はれるが、その指導は新時代の方向に積極的に沿ふことが必要であり、従つてその廣汎な基礎として各地方の重要産業部門の代表及び専門家を参加せしめなければならないとされてゐる。指導者原理を採用せるため多数決制は廢され、市町村長の任免のごときも、従来のやうに自治体の多数決によつて決定されることなく、直接内務省により行はれ、自治体の決議も地方長官及びナショナル、ザムリング地方指導者の承認を経て始めて有効とされてゐる。

勞働の権利と義務はナショナル・ザムリング黨のイデオロギーの支柱であるから、ノルウエーでは社会立法と労働組合の統制は大体併行して

行はれた。先づ社会立法の分野をみると、一九四〇年十月から十二月末に至る僅かな期間に雇傭統制のための職業紹介法の改正、失業保険法の改正等を始め、強制労働の導入、四千万クローネに達する大規模な労働振興計画の樹立等が行はれた。

ノルウエーの労働組合は一九三五年以来ノルウエーの政権を專ら掌握して来た労働黨の背景となした強力なものであるが、ドイツ占領軍は占領後間もなく先づ組合運動の財政監督に着手し、次いで徐々に労働組合指導の問題に干渉の手を進め、十月下旬には全國数百の労働組合幹部は一人残らずその地位を奪はれ、これもナショナル・ザムリンク黨員によつてとつて代られた。かくて從来西欧諸國の如何なる社会民主主義政黨よりも急進的であり、一九三八年第二インターナショナルに加入するまでは、少くとも自らは第三インターナショナルの一分派をもつて任じてゐた労働黨の背景として政権を自由にしてゐたノルウエー労働組合はドイツ労働戰線を基調として再組織され、現在では組合員八十万を有する國民社會主義を基調とする單一労働組合が結成されてゐる。これはナショナル・ザムリンク黨の政治的基礎を固め、旧政黨各派の解散後再び労働組合を背景とする自由主義的黨派に蠢動する余地を残さないための政治工作としても注目すべきである。

最近の上海アヴアス電報はストックホルムの消息情報として、キスリング政府とドイツ當局との間に大要次のごとき獨諾協定が成立したと報じてゐるが、これによつてキスリング政府成立後のドイツとノルウエー両國の協力状態を大体推知し得るのである。協定の要点は次の諸点である。

一、ドイツ進駐軍ならびに民政當局は引續きノルウエーに駐剳する
二、ノルウエーはドイツに対し戰費及び進駐軍の経費を支弁する義務を免れる代りに、獨軍進駐後ドイツが得た全権益の行使を保障する。
三、獨軍はオスロー、クリスチャンザンド、ハウゲズント、ベルゲン、アアレズンド、トロントハイム、ナルヴイツク、トロムセ、キルケネ

ス等に軍事基地を保有する。

四 獨陸海空軍はノルウエーにおける全飛行場を使用し得る

五、ドイツは漁業、水力電氣、軍需工業等を含むノルウエー産業の若干部門に對し、今後引續き經濟的支配权を保有する

かくしてドイツとノルウエー両国の協力はこの協定の線に沿つて今後一層発展をみせることになるであらう。

ノルウエーの議会は獨軍進駐後休會状態にあるが、一九四二年二月一日キスリング首相はその就任演説において「議會は事情の許す限り迅速に召集する予定である」と述べてゐるから、近き將來に召集されることになるであらうが、これもノルウエーの国内情勢からみてドイツ国会と同様の機能を果すことにならう。

第四項　西方地域

―オランダ―　フランダースの戰火漸く酣ならうとする一九四〇年五月十八日ドイツ政府は早くも獨軍占領下のオランダの秩序及び国民生活の安全を保障するため、總統令によつてオランダ占領地民政長官に元オーストリア統監であつた無任所相ザイス・インクアルトを任命した、ドイツはオランダの場合にもノルウエー同様「オランダ人に依るオランダの支配」を根本方針としたので、民政長官の任務及び權限も大体に於てノルウエーの場合と同一である。即ち民政長官は總統に直屬し、オランダ駐屯獨軍司令官空軍元帥フリードリッヒ、クリスチャンセンの所管する軍事最高權の範囲外の一切の民政関係事項について全權を有して居り、その定むる諸法令の実施及び行政に関しオランダの諸官廳及び公私諸機関を利用し得る外、高級官吏の任免權をも有し、地方長官、市長、警察長官等の任免もまた彼の權限内に屬してゐる。民政長官の下に四つの總務委員部が置かれてあり財政經済部にはフイシユヘック、勞働部に

はシユミツト、治安部にはラウター、司法文化部にはウインマーが夫々長官に任命された、この外経濟統制のための官廳としてドイツの商品監督署同樣のものが設けられてゐる。

地方行政に於ては、オランダの地方長官は總べてドイツ人の補佐を受けるべきことになつて居り、アムステルダム市廳にはドイツへの委員があつて、リユベツク市長がこれに任ぜられた。しかしこれらの措置は必ずしもドイツが直接オランダの行政を擔當するに至つたことを意味するものではなく、ドイツ占領地統治当局は飽くまで急激な政治的改革を避けつゝ、可及的に既存中央竝に地方行政機構を利用して、たゞ大處高所からこれを指導育成する方針を採つてゐる。またドイツ當局は一九四〇年七月十五日今後オランダ駐劄外交團に對し、外交官としての特權を認めない旨を直接通告して、積極的な態度に出てゐるが、これは亡命オランダ政府が一九四〇年五月二十四日附の命令でドイツ軍占領下にあるオランダ王國領土はドイツの占領解除までこれを敵國領土と見做す旨の宣言を行つたことに對應するものである。

占領當時オランダには大小三十六の政黨があつたが、その大多數はドイツとの協力を、よし可能でないにしても、非常に困難と感じてゐた。ドイツはこれ等の政黨に對しても出來るだけ協調に努力したが、七月初旬オランダの六大政黨たるカソリツク黨、ヤリスト敎的保守黨に屬する二政黨、自由黨に屬する二政黨、社會民主黨等が政黨合同と自由獲得を强硬に要求しオレンヂ家支配下の獨立のみがオランダ人民の受け得るべき唯一の政治狀態である旨の共同聲明を發してハーグで氣勢を擧げるに及び、民政長官ザイス、インクアルトは全政黨の集会や示威運動を禁止し、政黨に對する工作を漸次進めることゝなつた。先づこれには國民統一黨とオランダ統一黨及びオランダ・ナチス黨の三つのナチス運動を利用し、國民統一黨の黨首ロストーヴアン・トンニングを社会民主黨中央委員に、オランダ統一黨の黨首で勞働戰線の指導者たるウーデンベルクを勞働聯盟書記長に、また黨新聞部長ゴエデワーゲンを啓蒙宣傳会

議議長に、黨教育部長ファン・ゲネヒテンを政府司法部の重要地位に夫々任命した。かくてトンニングは九月二十一日に至り、オランダ全人口の三分の一を占める労働階級の大部分を組織してゐる労働組合を背景として強力な政治勢力をもつ社會民主黨に解散を命じたので、九月末にはその他の既成政黨の多くも合法的には存續するも事実上その活動を停止した。一方ウーデンベルグの活動によりドイツ労働戰線を模範とする労働戰線の編成も着々進捗しドイツの歓喜力行団に相當するものが出来るなど、政黨や労働組合方面の改革も相當効果を擧げるに至つた。またオランダ・ナチス黨の黨首ムッセルトはオランダ・ナチス突擊隊や学生戰線の結成に成功し、一九四〇年九月には親獨的な大学教授連の指導の下に、オランダ文化協会が設立され、オランダ・ナチスの勢力は日と共に増大した。

十一月に入つて政黨の集会、示威運動の禁止も解かれたので、ムッセルトを中心とするオランダ・ナチス黨の活動も一層表面化し、四千名ものオランダ突擊隊員がドイツのそれと同じユニフォームでアムステルダムを行進するのを屡々見受けるやうになつたといはれる。

一九四一年八月十二日のベルリン電は、約七千名のオランダ義勇兵が對ソ戰線に参加してゐるが、その大多數はオランダ・ナチス黨員であると報じて、同黨のドイツとの協力振りを傳へてゐる。勿論ドイツの理論とするところは單一政黨を基礎とする政治組織の確立にあるが、ドイツは他の政黨を排除してまで、自國の組織をオランダに押しつけようとはしてゐないから、ノルウエーのキスリング政府の如き、單一政黨を背景とする政府が樹立されるまでにはなほその前提をなす諸條件の解決を必要とするとされてゐる。

要するにオランダ統治に對するドイツの方針は、一九四〇年七月二十七日オランダ、ナチス黨大会の席上民政長官ザイス・インクアルトが行つた次の如き演説の中に明確に宣示されてゐるのである。

即ち、

『ドイツはオランダがオランダ國民から選ばれた人々によって統治され且つオランダが平等な立場において新ヨーロッパに参加することを希望する。しかしドイツ當局はオランダ國民にしてもウイルヘルミナ女皇またはオレンヂ家復辟のため妄動せんか、斷乎これを取締る考へである。ドイツはオランダが國民社会主義の政府を構成することを欲するものである』。

―ベルギー―獨軍がベルギーに電擊作戰を開始したのはオランダに對すると同じく一九四〇年五月十日であったが、爆音と硝煙の眞只中で古い傳統を有するベルギーが政治的に且つ經濟的に完全に崩壊し去ったのは、一九四〇年五月二十八日であった。この日、レオポルト三世はブリユジエにおいて獨軍に對し無條件降伏を申入れ、獨白間の交戰狀態はこゝに事實上終熄を告げたが、これより先ロンドン及びパリにあって英佛聯合軍のベルギー軍救援を画策してゐた首相ピエルローを始めとする若干のベルギー政府閣僚は、直ちにベルギー政府及び議会のパリ移転を決定すると同時に、レオポルト三世の対獨無條件降伏をもってベルギー憲法に違反するものとして、国王の地位剝奪を宣言したのである。さらに數日後パリに開かれたベルギー議会では『抗戰力再組織のためのあらゆる方策を樹立』すべきことを決定したのであるが、獨軍のパリ占領を前にこの政府も遂にロンドンに亡命せねばならなくなった。

ドイツはオランダ進擊直後の五月十八日附で嘗てドイツ領に属しヴエルサイユ條約の結果ベルギーに割譲されたオイペンマルメデイ及びモレネ地方を獨領に併合する旨の總統令を發布し、これをライン州アヘン区に編入した。同地方は面積合計一千五十六平方キロ、人口約七万であるがその中約四万はドイツ人である。

ドイツはベルギーが異民族による国家であると共に、その政治や經濟はドイツの新秩序理念によって根本的に再編成を必要とするものであるとしてゐるので、こゝには民政長官による民政は行はれず、專らベルギ

ト駐屯軍司令官による軍政統治が行はれた。即ち一九四〇年五月二十日ドイツ政府は、ベルギー占領地域における軍政を掌握せしめるため、アレキサンダー・エルンスト・ファルケンハウゼン将軍を任命し、その司令部をブリュッセルに置いたが、後同将軍は北フランスの占領地をも統轄することとなつた。

その統治機関は駐屯軍司令官の下に、軍政長官があり、これが管轄区域の行政及び経済関係の事項を管掌してゐる。軍政長官の下には行政と経済の二部があり、更にその下にベルギー官廳機構に對應する部局があるが、これに関する詳細な組織については何ら情報を欠いてゐる。軍政の実施に関しドイツ側は、行政並に経済の実務については成るべくベルギー官廳に任せ、軍政當局はたゞ大局的な指導方針を指示して、これを監督する態度に出てゐる。例へば原料の統制官廳として設立されてゐる商品監督署の如きも、全部ベルギー人で構成され、ドイツ側からはたゞ指導のため顧問一人が参加してゐるだけである。これ等の事実はドイツがベルギーの文化程度を尊重し、自発的に欧洲新秩序建設に協力するに至るやう自律的に活動することを基本原則としてゐることを示すものである。

地方行政や労働組合の再編成状況については余り報告されてゐないが地方行政は、地区毎にある軍司令部によつて軍政が行はれ、労働組合に代つて一九四〇年十一月に設置された筋肉労働者及び精神労働者団体凸がドイツと協力して労働層の指導機関となつてゐる模様である。

ベルギー政界の動向として特に注目すべきは、欧洲新秩序への参加を唱へるフレミッシュ運動の擡頭である。即ち、ブリュッセルの南方を東から西に走つてベルギーを南北に分けてゐる一線はワローン人とフランデル人との民族的言語的境界線を形成し、この両民族の軋轢は常にベルギー内政の難点を成してゐた。しかも従来ベルギー政界にあつて圧倒的勢力を振つて来たのはワローン人であり、これに対しフランデ

ル人は近年ドイツの民族主義運動に刺戟されて、ワローン人との完全な同権を要求し所謂フレミッシュ運動を展開するに至つたものである。かゝる両民族の対立は単にベルギー内政上の障害であつたばかりではなく、外交政策にも相當重い負擔になつてゐた。ワローン人が親佛的傾向を抱いてゐるのに対しフランデル人はゲルマン民族的傾向を有してゐるからである。

従つてドイツ占領軍の軍政の下に国王は捕虜となり、旧政府及び議会もロンドンに亡命した今日ではかねて親獨的旗幟を明らかにしてゐたフランデル人によるフレミッシュ国民黨やディナソ運動等が、夫々の立場から一齊に全体主義運動を展開し出したことは當然であるが、この外にレキシスト黨と呼ばれるワローン人による親獨的一派があつた。

レキシスト黨は一九三六年の總選擧において俄に勃興したものであるが、首領レオン・ドウグレルの露骨な対獨接近策は久しく國民の支持を得るに至らず、一九三九年の總選擧では上院の議席十二から四に、下院

の議席二十から四に転落すると云ふ有様で、著しくその勢力を失墜した。更に今次大戦の勃発に際し、黨出身の下院代議士二名がドウグレルの親獨政策に反對して脱退した騒ぎなどあり、ドイツ軍占領當時においては僅かにワローン人地方においてのみその活動を續けてゐたに過ぎなかつた。

他方フレミッシュ運動に屬する二派は国内政策としては何れもフランドル地方の自治、同一國語民族の政府樹立、組合國家の創設等を要求し対外的には中立を標榜しつゝ親獨的傾向を多分に有してゐる。フレミッシュ国民黨の方はスタフ・ドウグレルを首領とし、占領當時上院に十二名、下院に十七名の議席を有する議会政黨であるのに對し、ディナソ運動は専らその指導者たるヨリス・ヴァン・セフエレン個人を中心として結成されたもので、オランダの一部にも勢力を有する特異の民族運動であつた。しかるにセフエレンが一九四〇年五月フランスの捕虜となつて殺されてからはディナソ運動も漸次その勢力も失つてゐた。

ドイツ當局は暫らくの間はこれ等三つの全体主義運動に對し傍觀的態度をとつてゐたが、一九四一年五月十日に至り、ドイツ側の斡旋で三運動の合同會議が開かれ、夫々既成の勢力範囲を確認すると共に、漸次組織の統一化を図るべく、各運動指導者間の人的交流を行ふことを決議したのである。かくして早くも六月三日、三者の合同がなり、こゝに新にスタフ、ドウグレルを黨首とするフレミッシュ国民統一黨が結成されたのである。同黨の綱領は国民社会主義秩序の確立、民族意識の覺醒、ゲルマン民族としての自覺、全フランデル人の国民社会主義的教育、指導者原理の確立、民族文化の建設、民族共同体に対する義務としての勞働等をもつて示されてゐますが、元来ワローン人に対し、同一言語民族の政府樹立を目標どしたフレミッシュ運動としてこれをみるとき、ワローン人によるレキシスト黨との合流はその本来の純粋性を失つたといふべきであらう。しかしこの新黨は両民族を包含してゐる点を利用し、盛んにワローン人にもその参加を呼びかけてゐるので、漸次オランダ、ベルギー、フランスの三国に跨るフランデル地方を中心としてその勢力を高めつゝあることは注目に値する、英國の如きもこのフレミッシュ運動の發展を重視して、ドイツは將来ベルギーは勿論オランダ及び北フランス占領地域に跨つて一つの衛星国家を形成する可能性があり、ファルケンハウゼン將軍の肩書が「ベルギー及び北フランス占領軍司令官」であることもこれを暗示してゐると宣傳してゐる程である。

——フランス占領地——

獨軍は白蘭進撃後満一ケ月後の一九四〇年六月十日フランス進撃を開始し、六月二十二日には例のコンピエーニュの森における獨佛休戰協定の歴史的調印が行はれ、かつてはナポレオン治下において全欧に君臨したフランスも完全にドイツの前に屈服したのである。この休戰協定においてフランスは占領地域と非占領地域とに截然と区別され、休戰協定第二條はゼネバ附近のスイス國境から西北方ドールに至り、更に西走してシャロン、ペレー、ブールジエを経て、トゥール

東方二十キロの地点に達し、更に南折してサン、ジヤン・ピエ・ドウ・ポンから南方のスペイン国境に至る線に劃された全佛の五分の三に当る地域をもって獨軍占領地域と定めたのである。
非占領地はヴイシーを首府としペタン主席を中心として行政を行ひ、占領地には、ベルギー及び北フランス占領軍司令官ファルケンハウゼン将軍の下に、軍政が布かれてゐる。
獨軍は占領地域を五つの地方に分割すると共に、七月二十八日午前五時を期して一齊に占領地と非占領地の道路も鉄道も一切閉鎖したが、第四以下の地域では特別許可の下に通行が許されることになってゐた。占領地五地域は次の如く区分されてゐる。

(一) 西北フランス全部の地帯でベルギー國境に至る總ての英佛海峡に臨む諸港を含み、この地域への一般旅行者は絶対に禁止されてゐる。

(二) 大西洋岸に沿ひスペイン国境からロアール河において(一)の区域に接する地域である。

(三) ベルギー國境からスイス國境に至る地帯でマヂノ線を含む地帯にまで及ぶ地域である

(四) フランスを横切り、大西洋岸から東部地帯、即ち前のマヂノ線を含む地帯にまでの地域である。

(五) パリ北部で西北地帯ベルギー國境パリ及び中部地帯の間に介在するものである。

かゝる交通遮断措置は、食料品その他の物資の相互的融通その他幾多の難関を醸成してゐるので、一九四一年五月十二日のザルツブルグにおけるヒツトラー＝ダルラン会談の結果、これを緩和することとなった。
ドイツは一九四〇年八月八日エルザス＝ロートリンゲンを獨領に併合することになり、エルザス地方はバーデン区に、ローリンゲン地方はザール区に夫々編入し、エルザスの民政長官はバーデン区のナチス黨支部長ローベルト・ワグナーが、またロートリンゲンの民政長官はザール区のナチス黨支部長ヨセフ、ブユルケルが兼任することとなった。

フランスにおける行政は、エルザス及びロートリンゲンを除き、ベルギー及び北フランス地区占領軍司令官アレキサンダー、エルンスト、フアルケンハウゼン將軍の下に軍政が行はれてゐるが、その理由については、單に北フランス及びベルギーが民族や文化を異にしてゐるだけでなく、將來対英作戰の戰場となることを、予想しての軍事力考慮が相當重きをなしてゐるといはれるが、一方ドイツはフランス及びベルギーの高い国民文化程度を相当尊重してゐる点からみて、他日これらの地域の政治的、経済的組織がドイツ的秩序によって根本的に建直された場合、軍司令官制から直ちに比較的獨立性の強い行政組織へ移しかへることを予定して、寧ろ中間的統治方式の採用を避けてゐるとも観察し得るのである。

北フランス地区占領軍司令官の下には、作戰局と軍政局の二部があって、前者は軍事方面を、後者は行政方面を管轄し、軍政局長官には経済通であるシュミット博士が就任してゐる。

軍政局は警察、經濟、地方行政、保健、郵便、土木建築、教育文化等の事項を管掌し、戰時行政部を中心として行政方面の整備に活動してゐる。占領地域が經濟的に重要な地帯であるだけに、軍政局が特に力を入れてゐるのは経済工作であって、これがため経済部が設けられてゐる。

フランスの占領地の地方行政区は五つに分たれ、各行政区ごとに設けられた野戰司令部が中央行政機関たる占領軍司令部の命を受けて地方行政を行ひ、その下部組織として地区司令部があり、いづれも軍政制度による行政を行ってゐる。

―ルクセンブルグ―

一九四〇年五月十日、ドイツ国防軍はオランダ及びベルギー両国に侵入すると同時に、面積二千五百六十八平方キロ、人口約三十万の小公国ルクセンブルグにも侵入した。これと殆んど同時にシヤルロツテ大公妃及びその政府はパリに亡命し、ルクセンブルグは直たドイツ軍の統治下に収められた。そこで獨軍は先ブルクセンブルグ

議会をして五名から成る行政委員会を組織せしめ、これをして暫定的に既存の法律の範囲内で財政經濟上の事項を管掌せしめることにしたのである。その後一九四〇年八月二日に至り、ドイツ政府は總統令をもつてルクセンブルグ民政長官を置くこととし、コブレンツ、トリル区ナチス黨支部長グスタフ・ジモンをこれに任命すると共に、旧ルクセンブルグ公國の国家組織の無效を宣言し、八月八日コブレンツ、トリル区にルクセンブルグを包含してこれをモーゼルランドと改稱して事実上ドイツの行政区に編入した。しかしドイツ政府はルクセンブルグの場合には未だ併合に関する總統令を發布してゐない。

ドイツは他の大ドイツ併合地域に對すると同様ルクセンブルグにおいても、急速にこれをドイツ化する方針をとり、民政長官がスタフ、ジモンは政黨を禁止し、爾後ルクセンブルグ公國又はルクセンブルグ国なる文字を公文書に記載せざるやう命じたばかりでなく、ドイツ語をもつて唯一の公用語と定めたのである。

一九四〇年九月三十日ジモン民政長官はルクセンブルグにおけるフランス語使用禁止につき次の如き警告を發してゐる。

「フランス語は既に一八三九年以来ルクセンブルグの第二の國語すらなつてゐた。ルクセンブルグ人の中にはフランス語を好んで話すものもゐるが、これら親佛分子は、も早ルクセンブルグには用はない筈である。ルクセンブルグの方言はこれを認めるが、さりとてこれはルクセンブルグの政治的獨立問題とは何等関係なきことは勿論である」

かくてフランス語は国民学校教課から姿を消し、その代りにドイツ語が課せられ、官用語、ラヂオ放送、新聞紙等もすべてドイツ語たるを要することと定められた。

かくしてドイツはルクセンブルグをドイツ文化圏に編入するためにあらゆる努力を拂ふと共に、一方これが促進のためルクセンブルグ内にドイツ国民社会主義運動を起し、更にナチス黨支部までが設けられて、国民思想のドイツ化のための活動が續けられてゐる。この結果につき一九

四二年八月二日附フエルキッシャー・ベオバハター紙は「ルクセンブルグ民政施行二週年」と題して大要次の如く述べてゐると報ぜられる。

「僅か二年前ルクセンブルグではフランス語が一般に行はれてゐたが、今日では都市は勿論田舎へ行つても、我々の耳に入り眼に觸れるものは悉くドイツ語ばかりである。三十万の住民の中現在七万五千名がドイツ国民社会主義運動に参加し、一万八千の青少年達がヒツトラー青少年団に加入してナチス的訓練を受けてゐる。この外二万名の婦人がナチス婦人団に、六万名の労働者が労働戰線に夫々参加してゐるのみならず、現在東部戰線及び北阿戰線に一千五百名のルクセンブルグ義勇軍が獨軍と肩を並べて活躍してゐる。かくしてルクセンブルグは今や全くドイツ化し、大ドイツの重要なる一環となつた。」

ドイツはオランダ、ベルギー、フランス、ルクセンブルグを含む西欧占領地獨軍總司令官としてカール・ルドルフ・ルンドシュテット元帥を任命してゐるが、これは主として軍事関係で、占領地統治には直接関係

はないとされてゐる。

第五項　南方地域

—バルカン諸國—

バルカン諸国の統治方式に関する情報は、他の占領地のそれに比して極めて少いため詳細を盡すことは未だ困難な現状にある。しかし現在までの情報を綜合してバルカン諸国中、獨軍の占領下にある地域の統治状況について述べれば大要次の如くである。

大戰下におけるユーゴスラヴイアの内外情勢はイタリアの對ギリシヤ作戰及びブルガリアの三国同盟参加等によつて何等か決定的方向をとるやう迫られてゐたから、あらゆる反枢軸的輿論を押しても當時ユーゴスラヴイアの對枢軸接近は既に必然の勢であつた。

かゝる情勢の中で、一九四一年三月二十五日、ユーゴスラヴイア首相ツヴエトコヴイツチはヴイーンで三国同盟に加入調印を行つたが、その翌々日の三月二十七日拂曉にはシモノヴイツチ将軍を中心とするクーデ

ターが断行され、遂に新内閣が組織されるに至つた。

かくて、バルカンの形勢が樞軸参加問題を繞つてやうやく風雲急を告げるや、一九四一年四月六日暁暗を衝いて、獨伊両軍は相呼應してユーゴスラヴイアに進撃を開始した。

かくして一九四一年四月十日までクロアチア國が誕生したのを始めとし十五日にはウインター・シユタイエルマルク・ケルンテン・北クラインの三地方がドイツ領に併合され、五月三日のスロヴエニア地方、十八日のダルマチア沿岸地区の伊領編入、次いで二十六日セルビア新政府の樹立となり、七月十二日にはモンテネグロ國も成立して、こゝに旧ユーゴスラヴイア王國は完全に瓦解し去つた。

この中ドイツ領に併合された三地方は、面積約九千六百平方キロ、人口約百万で、旧ユーゴスラヴイア中で最も工業化した地域である。

これらの地域は元来旧オーストリア領であつたものをユーゴスラヴイアに割譲されたのであるからドイツ流の觀念をもつてすれば、所謂失地

回復に過ぎなかつた。かくてドイツは一九四一年四月十五日付總統令をもつてこれら三地方の併合を宣言すると共に、ウンター・シユタイエルマルク地方とケルンテン及北クライン地方に夫々民政長官を任命したがその姓名については報道を欠いてゐる。更に五月十三日に至りドイツ、クロアチア條約が締結され、これによつて両國間の國境は正式に決定し、國境標が建てられた、しかしこれら三地方には主として、スロヴエーヌ人が居住して居り、その民族的関係からも直ちにドイツと同一諸組織を導入することは困難であつたゝめ、漸次これをドイツ化することとし例へば、ウンター・シユタイエルマルク地方においてはドイツ國民として錬成するため、民政長官を以て新に「シユタイエル祖國団」を組織し、總統及びドイツ國に直ちに忠誠を誓ふ者だけをこれに加入させる方針をとつてゐる。しかし経済方面は異民族等の障害に妨げられることがないので、急速にドイツと一体化し、ヴイーンにあつたドイツ系の銀行等は、併合後間もなくこの地方に一斉に進出してゐる。ドイツはこれらの

三地方やポーランドの一部、ルクセンブルグ、エルザスロートリンゲン等のやうに旧ドイツ領か又はこれに準ずる地方は、占領後間もなくこれを併合し、可及的速かにドイツ化を實施する方針をとつてゐるが、ここにもドイツの新秩序建設に對する一つの基準をみることが出來る。しかもこの場合にもドイツは民族や文化の差異に應じて、ドイツ化の實施に緩急の度をつけてゐる點は注目すべきである。

セルビアやクロチアは旧ユーゴスラヴィアにおける複雑な民族問題を考慮して獨伊両国の完全な諒解の下に獨立したもので、クロアチアはイタリアの、セルビアはドイツのそれぐ〵勢力下に立つことになつた。從つてクロアチアは嚴格な意味ではドイツ占領地の埓外にあるが、こゝにもドイツ＝クロアチア政府委員会が常設されドイツの勢力も相當根強いものがある。セルビアは現在でもドイツ占領軍司令官フォルスター將軍の軍政下にあるが、一九四一年四月三十日の司令官の指示でつくられたセルビア行政委員会は、五月二十七日にはセルビア新政府となつてベ

オグラードに現れた。爾來新政府は占領軍司令官の下に行政を行ひ、占領軍司令官附ドイツ政府代表として、ペンツラー公使が就任してゐる。またセルビア中央銀行の理事にもドイツ官吏の參加を必要とする規定になつてゐる點はセルビアのドイツに對する地位を反映するものである。

ギリシヤは形式的には今でもザラコグル首相によつて行政が行はれてゐるが、事實上南部は概してイタリア占領軍の軍政下にあり、また北部要衝、サロニカ、クレタ島、エーゲ海諸島などの軍事上重要地域はことごとくドイツ占領軍の軍政下に置かれてゐる外、ドイツはアテネにドイツ政府代表としてアンテンブルグ公使を駐剳せしめてギリシヤ政府との連絡に當らしめてゐる。ドイツ側情報によつても、ギリシヤの治安は未だ充分とは言へない上に、エーゲ海を距てゝ北阿の英軍を睨んでゐる戰略上の関係もあるから、ドイツが今後ギリシヤの統治に関し、如何なる最後的方針をもつて臨むかは事態の推移によつて決定されることにならう。

ドイツがバルカン占領地域を欧洲新秩序の中で如何に取扱ふかは枢軸参加のバルカン諸国の取扱ひと関聯して、極めて興味ある問題であるが現在獨伊両国は一般に文化程度が低い上に複雑な民族や宗教上の對立、入り組んだ国内事情等をもつバルカンを再び紛争の地たらしめないやうに多大の考慮を拂つてゐるから、結局適當な関係において獨立政府を認め、これを獨伊両国が指導育成するといふ現在の線をそのまゝ発展させて行くものとみるべきであらう。ドイツのバルカン経済工作も大体これと併行した線を辿つて進められてゐる。

占領地統治の根本方針に関しては、開戰と共につとに軍當局の左の如き方針が確立せられ現にこれに則つて統治されてゐる。その一つは現地の実状に即する如く行政を行ふことで、殘存統治機構は、なし得る限りこれを利用するとともに、在來の風俗習慣等は十分これを尊重して、不必要なる容喙または改正等はこれを戒めて、もつて原住民の心理に適應するごとく統治することにされたのである。

その二は努めて現地人を利用し、日本人は枢要なる位置のみに止むることである。日満支建設なかんづく国内軍需産業方面に、大なる人不足を告げてゐる現状に鑑みて、日本人の使用はなし得る限りこれを制限して、努めて多くの現地人を利用することにしてゐる。

その三は原住民の宗教を尊重することである。

その四は原住民に対しては、恩威併用し、苟くも小乗的愛撫に墮さざることである、日本人は兄であり彼等は弟であるが、親しい仲にも礼儀があるべきで、日本人は指導者であることを、十分認識し、また彼等には十分認識せしめ、嚴然たる秩序を保ちつゝ、相携へて新東亜建設へ邁進せねばならぬ。

その五は敵国人に対しては假借なき態度をもつて臨むことである。

その六は枢軸人に対しては友好的態度をもつて臨むこと、今次戰争は白人対有色人種間の民族戰争ではないから、枢軸国人に対しては、一概に白人として排撃して米英が企図してゐる人種闘争の形態に導かないこ

とが肝要である。

その七は華僑を十分に利用すること、南方経営にあたつては華僑の勢力を無視することは出来ないので、華僑利用に関しては十分着意しなければならぬ。これがためあらゆる手段を盡して蔣政权よりの離反、わが施策への協力を策することが必要であるが、苟くも彼等を増長せしめるがごときことなく、わが命令を奉じない施策に協力せざるものは、悉くこれを一掃することが肝要である。

その八は現地住民に対しては相當の負擔を負はしめることである。新東亜建設は、單に日本のためのみでなく、アジア全民族のためである日本人のみが苦しみ、占領地住民にのみ直ちに天国の生活を與へることは本旨とするところではないのである。

九番目には進出邦人を嚴選し且つ國策に反するが如き行動をなさしめざる事である。進出邦人は中央に於て嚴選し現地係官において縁故者等を呼び寄せることは出来ないことになつてゐる。將来は進出邦人中幹部

たるべきものに対しては所要の訓練を施し大東亜建設の理念を徹底せしめて進出せしむべく計畫中である。

十番目は原住民に対して日本語の普及を図る事である。在來の学校その他各種機関を利用してこれが普及を図る事が必要である。

民族人口の質、量発展の国家的認識と事実の前提なくしては日本の高度国防国家の完成は困難であり、東亜新秩序の建設なくしては、日本民族の生存权は確保され得ないのである。

内地に於ける民族人口増加强策は既に昭和十六年一月二十二日の臨時閣議に於て決定された「人口政策確立要綱」を如何にして実施するかに係つてゐるが故にこゝには觸れない

開拓移住の問題は現在の日本にとつて、極寒の北満と極暑の南洋という両極的に異常な気候風土と關聯して考へなければならない。

現在までの我々の科学的知識及びその應用力を以てしては気候風土その ものを改変することが不可能である限り、我々は如何にしてこの両極端

的な気候的條件を克服して、それに馴化することが出来るであらうか。

それには気候の変化、その特異性を豫め調査し、確認し、それに適應した生活様式と生活態度とを確定するところの環境の社会生物学的研究と技術とが開拓政策に先行し、その基礎に置かれなければならないのであると同時に未開地開拓には熱帯風土病又は極寒による犠牲を避けるため先づ出来るだけ原住民、支那人、印度人を使用して開拓し、而る後に日本人が多数入植することが必要である。

内地の気候に適應して作られてゐる内地の生活様式を其の侭気候風土の全く異った新天地に持って行くことは、自からその生活を苦痛ならしめるものである。このことは特に衣、食、住の問題に見られる。例へば日本の着物は大体において熱帯向に出来てゐるのであって、下から入った冷い空気を暖めて上から放り出す構造を持って居るのである。従って戸外に於ては男子は總て洋服を着てゐるのに、内地婦人のみが極寒の満洲に移住しても尚この熱帯向の形式の着物で冬を通さうとすることは、其の構造上に無理があるのである。疊の上に座る生活には日本の着物は適當してゐるが防寒と労働には甚だ不便なものであることは、既に我々の痛感するところであり、又刺身の如き生肴を好んで食ふことは種々の寄生虫、傳染病に対する日本人の罹病率を高めてゐる。在来の日本にはこの新しき環境に適應するための衣食住に関する科學的研究が足りなかった。開拓政策を成功せしむるためには、海外に於ける異状な風土に適應しうるところの日本民族向き生活法設計の確立から始めなければならないのである。そのためには我々は今まで熱帯に関してなされた研究及び経験の綜合的な知識を持たなければならない。

特に熱帯の居住適應性の問題は最も欧米学者の注意を引いてゐる問題であると同時に彼等は又その失敗と成功の歴史を持ってゐるのである。

云ふまでもなく熱帯の居住適應性を決定するものは社会、生物学的構造とその風土的條件を克服する科学の力である。汽船、鉄道、自動車、飛行機等の近代の交通機関は熱帯の人間に必要なる休養と食料を持ち来

した。それは新しい生産物に対する市場を開いた、それは滞在者や移民に比較的涼しい熱帯高地又は温帯に休養することを可能ならしめた。運輸の問題は熱帯高原の社会に経済的重要性を與へたが更に衛生、防疫学の進歩は熱帯を適住地たらしめるに最も大なる役割を演じた。ラヂオ、新聞、電話の發達は其の知識的精神及びニユースを短時間に全世界に普及せしめることを可能ならしめた。かくして交通、通信の發達は母國と植民地の間の距離を短かくし、世界を縮少したのである。

共榮圏の諸國は今や求心的に日本に結びつくことが出来るやうになつた。然し東亜共榮圏の指導的位置を永久に維持するためにはかゝる文化施設の拡充によつてのみ充分なのではなく、根本的には現実な我等の血をそれらの「土地」に結びつけることによつてのみ可能なのである。このためには次の問題が具体的に研究されてゐなければならない。

(1) 移住適性の問題

(2) 移住基地としての日本人町形成の問題

(3) 人口及職業配分の問題

(4) 配偶者の問題

(5) 第二世の問題

(6) 混血の問題

(7) 母国との連絡の問題

特に現地の事情に関する項目として

(1) 風土

(2) 気象関係

(3) 入植地の撰擇

(4) 営農、職業形態

(5) 入植の形式

(6) 教育関係

(7) 対民族関係

(8) 交通関係

(9) 衛生関係

(1) 食物問題
(2) 住居問題
(3) 衣服問題
(4) 飲料水問題
(5) 汚水問題
(6) 保健医療機関
(8) 娯楽、慰安問題
(9) 教養、訓練問題
(10) 体育（規則的運動）

第二節　内地人人口配置につき留意すべき諸点

第二編第一章第一節に於て極めて簡単ではあるが、大東亜人口に関する若干の主要なる事実を客観的に列挙した。唯これだけの事実ですら専門的には数百項目に達する重要なる問題の所在を示してゐると思はれる。今其の中、大東亜建設の将来に関し、内地人人口の配置につき特に留意すべき主要なる事項を掲ぐれば概ね以下の如くである。

第二編第一章第一節に據つて先づ第一に痛感せらるるところは、大東亜の人口の分布、皇国の政治地理的な位置、大東亜諸民族の増殖力等に徴し、日本民族が指導者として大東亜を建設し、その発展を図るといふ場合に、何を措いても先づ内地人の人口増強が必要であるといふことである。かくの如く、問題の根本は内地人人口の増強に帰着する。

次に日本民族が指導者となつて大東亜の建設発展を図る為には、何

よりも多数の優れた内地人人口を大東亜に配置して、原住民を真に指導し、之との協力を遂げなければならないことは云ふ迄もないのであるが、十分でない内地人人口を配置するのであるから、総花的に配置することの不可なることは云ふ迄もない。一定の計画に基き秩序正しく指導者として大東亜の建設発展を図るのに、真に要所々々を選んでこれに配置して行くといふ考慮が必要であるといふことである。

而してかくの如く配置せられた日本人が、夫々の地域に於てその優れた増殖力を遺憾なく発揮し、指導者としての資質を益々向上せしめる為の施策を必要とする。増殖力を発揮せしむる為に須要なる二、三の要点についでは既に事実を以て指摘したところであるが、其の一は拠点たるべき地域に於ては農業人口として定着せしむることが必要であり、其の二は定着せしむる内地人人口の有配偶率を極力高めるが如く施策するといいことである。尚附言すべきは増殖力更に資質の根柢が深く各地域に於ける居住の形態、生活の内容に懸つて存するといふことである。往々植

次では固有の家族制度の崩壊を来たし、人口増殖力、特に出生率の著しき減退を惹起する事実が存在する。従つて日本民族を配置するに當つて固有の家族制度を破壊させてはならないのであつて此の点特に注意を必要とする。家族制度を破壊しないやうな形で配置するといふことになると、配置する場合の社会の構造、居住の形態を考へなければならなくなること云ふ迄もない。嘗ての「日本人町」が如何なる機能を営み、何故に「日本人町」が滅んだかといふことも、かやうな立場から改めて考へて見なければならぬ。

今、試みに、上記の諸事項を考慮しつつ、昭和二十五年迄に、大東亜主要地域につき配置すべき内地人人口を算定すれば大約以下の如くである。

昭和二十五年に於ける内地産業別有業人口を推計すれば大凡次の如くである。

總数	三、七三五萬人
農業	一、三七〇
水産業	六〇
鉱業	七〇
工業	一、二八五
交通業	二六〇
商業	三七三
公務自由業	二四〇
家事	四〇
雑役	三三

今、有業率を五〇%とすれば、昭和二十五年に於ける内地人口は、七四七〇万人である。然るに人口政策確立要綱による昭和二十五年に実現すべき内地人人口総数は八、六七九万人である。従って一、二〇九万人は内地外に配置し得る人口となる。今、仮りに其の配置を表示すれば次の

如くである。

	総数	農業人口
内地	七、四七〇万人	二、七四〇万人
朝鮮	二七〇	一三五
台湾	四〇	一
満州国	三一〇	二五〇
支那本部	一五〇	一〇〇
インド支那 タイ ビルマ フイリッピン 東印度諸島	二三八	一〇〇

オーストラリア ニユー・ジランド	二〇〇	二〇〇
以上計	八、六七八	三、五二五
内地外計	一、二〇八	七八五
在内地外人口	二六七	二〇六
新規移出人口	九四一	六三三

上記各地域に於ける内地人は八、九三六万であつて、中三、五七九万が農業人口であつて、人口総数の四割を占めることとなる。尚、農業人口の配置につきては、極力指導農村政策の方針によるものとする。

第三節　熱帯馴化の問題

熱帯の気候が温熱又は寒帯と異るところは一年平均気温高く、四時晝夜の温差少く、雨量多く、高温に原因する気圧の減少と共に、空気密度も他地域より小であるため、空気中の酸素含有量比較的少く、蒸気張力が大なること等である。又熱帯には一般に乾期、雨期の別があり、乾期には高温に堪へると比較的容易であるが、雨期に於ける甚だしい濕気は高温と相俟つて、移住せる者の健康に對して非常な悪影響を與へるものである。

先づ個人的変化について述べることにする。肉体的に如何なる影響があるであらうか、体温の上昇を見ると云ふ人もある。之が最大の原因は熱帯の高温によるもので、外気の温度と体温との温度差が小なるために体熱の放散が抑制せられるためである。その上昇度は移住初期が最も高く、年月の経過と共に漸次低下するものとされてゐる。即ち此処に体温

の熱帯への馴化が見られる。

然して、これが原因は先に述べたやうに熱帯の高温によることは勿論であるが、尚其他食物、被服等の變化並に生活現象の一切が関係してゐるものとされ、現在までには原因の確定を見てゐない

脉搏、呼吸は共にその數が増加する。熱帯の気候を考へるとき、之等の増加は充分に納得し得ることである。

之等と共に身体の疲労度の著しいことも擧げられる。たゞし、熱帯に於ける如斯状態は居住期間の延長に從って何時か消失し、原状態に戻るものである。

食欲は顯著に減退し、肝臓の機能は旺盛となって膽汁分泌も大となる。高温により心臓の機能は高まり消化器官の粘膜に充血を来し消化能力が著しく弱まり、留意せざるときは胃腸疾患を起すに至る。身体の疲労は著しいもので、食欲減退のための栄養不足と、持続的の高温により、肉体にも精神にも影響を及ぼし、一見極めて懶怠なる状態となる。

発汗は特に多く、之と関聯して尿量は減ずる。汗の多いことは吾人の内地に於ける盛夏時の生活経験より直ちに了解されることである。茲に馴化せるものと、馴化せざる者との汗の成分を見るに、同一量の汗の含有する無機塩類に可成りの隔りがあり、後者の汗は前者のそれに比して無機塩類を含むことが大である。この異常も暑気に馴れるに從ひ、汗成分中の無機塩類含量は徐々に低下する。尿中の窒素含量は低下する。腎臓萎縮、左心肥大を報ずる者もある。生殖能力は著しく減退する。欧洲人の研究にては、その原因は男よりもむしろ女性側にあり生殖器疾患が極めて多いためである。

尚性別による馴化の難易に對しては、女性は男性に比してその能力劣るもので、生活上、傳染病等に罹る率は少いやうであるが、貧血及び神経系統の諸疾患に犯され易く、月経不順、子宮疾患多く、姙娠するも流産の憂があると云はれてゐる。

貧血は、しかし敢て女性のみならず、男性にも熱帯にあっては屡々見

られるところで、從来より熱帯貧血については可成り論究されて来たものである。

熱帯は我々の食物に對する嗜好を変化せしめる。食欲の減退と同時に脂肪、蛋白質の要求をも減じ、主として炭水化物に依存せんとする傾向を多分に生ずる、発汗に伴ふ多量の水分消耗を補充するため、著しく飲料を要求する。この要求は止むを得ないことであるが、これが更に食欲減退の一誘因となり、或は胃粘膜に刺戟を與へて消化不良を来すことがある。又その暑熱は消化器全般の機能を低下させるために、攝取食物を充分に消化吸收して利用することが出来ない。

之等の綜合的結果として、熱地に於ては体重の減少が著しい。移住直後は平均〇、五乃至三・〇瓩軽くなり、その期間の長びくにつれて、体内脂肪の消耗、又は体蛋白質等の消費を充分に補給し得ざるため、徐々に羸痩型或は狹長型に転化する。一般に瘠せた者は肥満せる者よりも暑気に対して抵抗性が強いとされてゐる。故にこの點より見ればかゝる体型の転化は熱帯での生活に好都合のやうに思はれる。しかし深く考へるとき、他地域へ移住したために起る体重の減少は、決して生理的のものでなく、食欲、暑熱等種々の原因によつて釀された病理的のものと考へた方が事実に近いやうである。即ち、原住民が瘠せてゐるのは生理的であるが、移住せるものが、原地に生活してゐた時に比べて著しく体重に変化を生ずるのは、元来該生体の具へてゐた性質ではなく、從つて病理的と云へるのである。

其他強烈なる日光によつて皮膚の色を変じ、皮膚組織中にメラニン色素の沈着することは周知の如くである。

一般に高温は神経系を刺戟して生活機能を旺盛となすものである。しかしこの現象は一時的のもので、如斯状態を絶えず繰返し或は持續するときは、甚だしい疲労と共に神経系の機能は低下し、遂には精神状態の平衡を失するに至る。從つて精神力は著しく弛緩し、記憶力は衰へ、長時間脳力を一點に集中することが不可能となる。加之、神経系の反應は

極めて過敏となり、微細なる刺戟に對しても速かに感情を發露するやうになる。要するに、熱帯の気候は人を神経衰弱となすものであつて、プレーンの所謂熱帯激怒は、かゝる原因によるのである。

暑気と、エネルギー消耗過多による疲労感と、更に神経系の失調とは人を睡眠不良に陥れる、ために夜間の安眠によつて恢すべき疲労は、結局癒さるることなく持續し、益々心身両面に亘つて悪影響を生ずるのである。

熱帯が我々個体に與へる他の顯著なる事実として生殖機能の早熟がある。気温の高低と成熟期との間には極めて密接なる関係があつて、気温低ければ成熟も遅く、高ければ速かとなる、之を女子に就て見れば、温帯にあるものの正常なる月経来潮は平均十四、五歳なるに寒帯にては二十歳に近くして初めて発来を見、反対に熱帯にては十一、二歳にして既に月経を来す者稀ではない。この関係は、地域的にかゝる大なる隔りはなくとも、日本内地に於ても既に明らかに観察され、温暖なる地方と

寒冷なる地方とは異なることが統計的に示されてゐる。男子の成熟期も亦之に準ずる。

熱帯の生活は一般に開放的で性の刺戟に接する機會も多いと言へば言へるであらうが、しかし例外なく總ての者この影響を與へるといふ廣汎なる事実より推すとき、これが誘因は他の方面から考察する方が妥當であつて、恐らく太陽光線が重要なるその一因子ではないかと想像されてゐる。たゞ、太陽光線中の如何なるものがかくも著しい現象を與へ、且地域的に相違を生ぜしめるのであるかは未だ不明である。

又小児の発育状況も熱地では極めて速かであるが、身長の増加に比して体重の増加は遥かに劣る。

依て決して順當なる発育成長とは云へないやうである。

次に個人としては如何なる体質の所有者が熱帯によく馴化し得るであらうか、

先づ、年齢的に云へば発育途上にあるもの殊に乳児、幼児の風土化は

困難であると云ふ。何故かと云ふに未完成なる者は既に完成せる者に比して、気候、風土、疾病等の急激なる変化に對應するだけの力を未だに具備してゐないためとされてゐる。

既に衰退の域にある老人も亦不可である。理由は前者と反對に、尤も結果からすれば同じであるが、諸変化に對する抵抗性が既に失はれ、或は減退しつゝあるからである。

故に青年期から壮年期にかける、特に二十歳前後から三十歳位までの者が最も適してゐる。

性別では男子は女子よりも馴化能力が大である。

地域的では寒地にある者よりも、温暖なる地にあるものゝ方が適してゐる。これは直ちに諒解されることで、気温其の他の気候の條件が、熱地のそれに近ければ近いほど、刺戟並びに変化を受ける率が少いのは誰にも考へられる。

但し以上は一般的のことで、個人の体質によつては青年たりとも不向

であり老人でも馴化し得ないわけではない。性別、又は地域的によるものもまた同様である。馴化の難易はまた精神力に負ふことも大である。如何に肉体が強壮であつても、精神的に熱地が諸條件に圧倒されてしまふやうではどうにもならない。

右は、健康体についてのことであるが、不適と認められるものに左の如き諸疾患に罹つてゐる場合、又は罹患の可能性の大なるもの及体質が既に適性を欠く場合等がある。

先づ結核性疾病を持つ人は極く不適である。結核は熱地に於て急激にその症状を悪化せしめ、内地にて一見治癒せる如き人と雖も、移住によつて再發する懸念が多分にある。

精神系統に障害を有する者特に所謂精神病に罹つた場合は勿論、遺傳的にこれが発病の可能性を有する者には、異常に作用して、増悪、再發又は発病の誘因となるからである。

心臓、腎臓、肝臓等の悪い人もよくない。熱帯の気候は之等の機能

に常に悪影響を及ぼす。脚気の人もあまりよくない。何故かと云ふと脚気は多少とも心臓の機能に障害を與へるからである。たゞし脚気そのものがヴィタミンB缺乏によつて起り、又それによつて治癒し得ることは内地も熱地も同然であり、従つて日常の食物が重大な関係を持つてゐる。

歯牙疾患も熱地移住に不向きであるとされてゐる。健康者も熱地では歯を痛め易く、故に既に疾患を持つ人は移住前に進歩せる技術を以て充分に治療を加へる必要がある。熱帯と歯牙疾患は極めて密接な関係があり、馴化の難易は、或は歯牙疾患の増減を以て計り得るのではないかと思はれるほどである。

体質から見れば、神経質の人はあまりよくない。肥満し、脂肪性体質を有する者も向かない。如斯人は内地にても、発汗量大であり、且心臓機能の障害を起し易く、熱地にては著しくこの傾向を昂める。

過度の飲酒癖を有つ人も不可であつて、一般に大酒による害は一時的なる精神の障害と共に、心臓、肝臓、腎臓、消化器官等の内臓に軽重の

差はあるにせよ、悪変化を来してゐるからである。鉛中毒に罹つてゐる人もいけない。傳染病に對する抵抗性が著しく低下してゐるからである。

次に人種別に觀て如何なる人種か熱帯に最も容易に馴化し得るであらうか。熱地の気候と人体の皮膚機構とは大なる関係を有してゐる。強烈なる日光の照射を防禦するために、皮膚の組織は他の地帯と異なる構造を持つてゐる。色素の沈着、發汗現象等に於て、熱帯の原住民と我々の皮膚組織と更に白色人種のそれとを比すれば次の如くである。

熱帯にある者と、温帯にある者と、寒帯にある者とでは皮膚色素の沈着度は著しく異なり、高温地より低温地への異動に従つてその程度を減ずる。これは気候と生活との関聯に重大なる意義を有してゐるのであつて、その影響の密接なるために、この現象を後天的のものとする人さへある。勿論生活環境から来た変化であることは否定出来ないが、現実としては明らかに遺傳性のものであり、体質から論ずる時は之を先天的と看做さざるを得ないのである。即ち黄色、又は白色人種が如何に熱地に

長期生活し、或は二代三代を経過するも、決して原住民の如き皮膚色を固有のものとして獲得することは不可能であり、この色素発生機能は殊に白色人種が劣勢である。

皮膚色素の多少は皮膚の日光光線吸収能力を決定的となすものである。その含量大なる時は日光殊に熱線及紫外線の皮下浸透を阻止し、小なる時は皮下浸透を大ならしめる。従って日光に對する抵抗力に著しい優劣の差を示すに至る。

皮膚内色素量の相違が環境によるよりも、むしろ遺傳的素因によることも多大である理由として、人種の別に於て色素発生能力に懸隔があることもあげられる。即ち同一量の光線照射によって生ずる色素の量は白色人種よりも黒色人種の方が遙かに多く、その速度もまたこれに比例する。故に、皮膚の日光に對する抵抗性は黒色人種最大にして、白色人種は最小、我々黄色人種はその中間にあると見てよい。色素の多少はまた視力に影響を與へる。人種間の色素量の相違は、單に皮膚のみならず、身

体各部の全般に亘ってゐる。毛髪もさうであるが、眼の色もこの例に洩れるものではなく、黒眼、茶眼、碧眼の順に眼球の色素量は小となる。而して黒色人種の視力は白色人種の數倍に達すると云ふ。日本人の視力は萬國試視力表の規準一に對する一、二であって、白色人種よりも優れてゐる。又暗視力については、白色人種、黄色人種、黒色人種の順を以てその能力を増加する。之を以て、視力も亦皮膚抵抗性と同一の傾向を有し、白色人種は最劣等である。特に日本人の目について云ふならば、

我々の眼球は色素の密集によって黒色を呈してゐる。しかして、日光はこの黒色部に全部吸収されて、眼球内部まで浸透することがなく、従って光線の影響による視力の障害を受け難いのであって、之に反し白色人種の所謂碧眼は光線を全部吸収し得ず一部分は内部に透過するために強烈なる日光に対しては著しい眩感を感ずるのである。熱帯の強い光線の下に於て、何れがよく適合してゐるかは、敢て云ふまでもないことであらう。

人種の差は、皮膚の色素のみならず、皮膚機能に對してもまた明瞭な相違がある。即ち全身の汗腺中所謂能動汗腺の数は、ロシア人が最も少く、フイリッピン原住民が最も多く、日本人は之に次ぐと云ふ。発汗量は、同一條件の下では白色人種はマレー人よりも多く、日本人とフイリッピン原住民との比較では日本人の方が多い。換言すれば、同一の條件では白色人種、黄色人種、黒色人種の順に発汗量を減ずるとなし得るであらう。又熱を與へてから発汗するまでの時間も同様に、日本人とフイリッピン原住民とでは、日本人の方が早いとされてゐる。一面から考へてみれば暑熱の地域に生活するものの発汗機能は熱に馴れて鈍化してゐるとも云へるが、又機能の調節が極めて巧緻になってゐるとも稱される。体温の調節作用は、白色人種、黄色人種、黒色人種の順にその能力を増加するやうである。而して、熱の放散による体温調節は、黒色人種は遥かに白色人種より優れてゐる。久野寧博士は汗腺を研究して、馴化能力判定の一示標となした。即ち汗腺の数多き事が熱帯馴化の示標たり得る

ならば。日本人の汗腺数は南洋土着人に劣るが、白人に勝り、更に、南洋生れの日本人は南洋人と全く同数を持つに至る事が明らかになった。勿論汗腺の数のみでは完全なる判定をなし難いが、この事実は日本人熱帯に活動する上に非常な意味である許りでなく、この研究によって程度迄熱帯生活不適者の排除も考へ得られるわけである。汗線数が何故問題になるかと云ふと、人体は常に一定の体温（攝氏三十六－三十七度）を保持して居らなければならない。一度この正常体温の保持が破られると、生活機能に失調が現ばれ、時たは生命の脅かされる事さへある。然るに生活環境は常に定温ではない。人体諸器官は、この絶えず変りゆく外界に順應して、充分なる生活力を保持せんがために並々ならぬ努力を拂ってゐるわけである。この外界に即應して体温調節を順調に行ふための最も大切な器官の一つは皮膚であって、この皮膚面に口を開いてゐる汗腺の役割は非常に大きいのである。高温中で体温調節作用が不可能になった場合には熱射病を起す、即ち汗腺数の多寡は熱帯の高温内で

生活するに際し体温調節を円滑に行ふ鍵であると考へられぬ事もない。
白人の汗腺数百六十三萬六千乃至二百十三萬七千に対し南洋土着人は二百六十八萬八千乃至三百三十二萬三千である。
然るに日本人に於てはその中間の百九十三萬一千乃至二百七十五萬六千である事は白人よりも熱帯生活に堪へ得る事を裏書し、更に南洋生れの日本人二世の汗腺数が南洋土着人と同数である事は誠に有難い事である。之等の事実より推して、邦人に馴化能力のある事を察知し得られる事と思ふ。亜細亜人が白人よりも馴化し易い事は早くから知られてゐる事である。

皮脂腺については、黒色人種のそれは白色人種のそれよりも遥かに大なると共に、その分泌物は脂肪に富む。表皮に適度の脂肪の存在は熱伝導を良好ならしめ、ために人体の熱放散も多くなるのである。

故に、暑熱及強烈なる日光光線に対する順應性は、前記の結果より綜合的に黒色人種、黄色人種、白色人種の順に低下する。換言すれば、黄色人種は白色人種よりも熱地への馴化能力が大きいと云ひ得る。

次に消化器系統について述べる。

概して云へば、白色人種は肉食に偏し、黄色人種及黒色人種は菜食を主としてゐるやうに思はれる。食の嗜好は個人によつて著しい差があるが、廣くみればかく断じて差支へないであらう。而して熱地に居住する際には嗜好に大変動を来し、肉食を主とする習慣の者も、常に植物性食品に依存せんとする傾向を生ずるに至ることは、幾多の人々によつて報ぜられてゐるところである。肉食から菜食への転換は明らかに気候風土の影響によるもので、熱地に於ける者が植物性食品を、温帯又は寒帯にある者が動物性食品を攝取するといふことは、必ずしも人種の差を表明するものではない。しかし、その習慣が極めて長年月持続され、遂に両者の消化器官等に顕著なる相違点を生じてゐる場合には、これを人種的即ち、先天的、或は遺傳的結果としての人種差であり、一特質と看做すべきであらう。先づ胃については、我々の如く菜食を主とする者の胃内

容は、白色人種の胃内容よりも遥かに大きく、白色人種の平均一二〇〇瓦なるとき、我々のそれは三〇〇〇―三五〇〇瓦に達すると云ふ。シリア地方のアマニ土人の胃内容量は殊に大きく、極めて大食であるとの報告もある。

白色人種の腸の長さと、我々の腸の長さとでは、黄色人種のそれは約三〇%長い。黒色人種は白色人種よりも短かいとされてゐるが、結腸の部分についての比較ば、並に白色人種よりも黒色人種の方が長い。

肝臓及腎臓の重量に對する調査では白色人種の方が黒色人種よりも重いと云ふ。この原因として、白色人種は酒精其の他の刺戟物を多量に攝取するためであらうとの見解がある。しかし、黒色人種でも黄色人種でも、熱地に於ては食欲促進其他の理由から、相當多量の刺戟物を攝つてゐることは事實であり、從ってこれが如何なる問題を提示しているのであるかは、未だに解明されてはゐない。

消化液についても白人は肉類を攝取し、蛋白質脂肪等を消化するため

に常に多量の塩酸を分泌し、炭水化物を消化すべきプテアリン酵素は著しく少い。

然るに黄色人種ではプテアリン酵素の分泌大なるも、塩酸分泌は少量である。膽汁分泌量にも人種による相違がある。故に或人種の地域の移動に際し、食習慣の変化は直ちに消化作用に悪影響を及ぼす。即ち、外圍の狀況による嗜好の変化は容易に起り得るのであるが、消化機能の変化はしかく簡單に適合性を有するには至らないからである。

新陳代謝作用にしても、當面の問題たる食物を主体とせる熱地への風土化に對して、白色人種のそれは我々と比すれば遥かに劣ってゐる。炭水化物の消化吸收は元より、その貯藏能力及消費機能の劣勢なるために白色人種にあっては糖尿病の罹患率及び死亡率が著しく高い。しかるに日本人の該疾病に對する罹患率は極めて低いと云ふ。

中山英司氏の内南洋に於ける調査

温帯に住み馴れた民族が熱帯で活躍する為には、あらゆる科学的基礎が必要である。これが解決の一端を果すべく、中山英司氏は、太平洋協會の委囑により大東亜戰爭直前の南洋群島に於て、日本人並に島民の熱帯適應性に就いて調査する機会を得た。以下は同調査報告の抄録である。調査はパラオ諸島並にサイパン島の居住者を主にして、医學的及び心理学的に諸種の検査を行ひ、熱帯生活が日本人の心身に如何なる影響を與へておるかを追及し、比較として遠き祖先より熱帯地に土着しておる島民の現狀を調査したのである。

調査種目の主なるものは左の数項である。

1、身体各部の精密諸計測
2、体力検査
3 既往罹患疾病狀況並に家族病歴調査
4 精神測定
5 智能検査

6 性格検査
7 性能検査
8 質問用紙による熱帯生活体験を記入

尚ほ能率に就いても調査した。

被検者總数は実数二千百八十八人であつて、現地に於ける凡ての階級、凡ての職業を網羅した。体格は南洋群島居住日本人と内地居住者との間に特別の差異を認めない。南洋生活者にして常に問題になるのは体力であるが、渡航年齢に依つて大きな差のある事が注目に値する。即ち南洋への初渡航時の年齢が三十才前である時は、十年、二十年の長期滞在に於ても常に至極元気で、熱帯生活による障害は何等なきかの如く見える。勿論渡航後最初の一年間に於ては種々身体的異常を自覺し、或は能率の上に異常が現はれてくる事があるが、三十才前の者は極めて順調に気候に順應して一年の後には全く渡航前の元気に戻るのが普通である。一年後に健康又は体力が立直り得ない者は順應し難い体質の者である

と考へる前に、何か不自然な生活に原因するに非ざるかを探索してみる必要がある。惟ふに熱帯生活は明らかに身体の負擔を増大してゐるのであるが、潑剌たる青年期に於ては至極簡單に障害を克服し得る。從つて年齢が低い程身体的に熱帯生活への適應性を有する事となる（この場合幼年者に就いては暫らくおく。）それ故三十才代の初渡航者は四十才代の初渡航者に優るも、二十才代の者には遙かに劣るのである。南洋生活といふのはこの場合南洋に於ける活躍を含むでの生活を意味する。老年に向ふほど適しない様に聞へるが、これは活動する爲めの生活をいふのであつて、樂隱居の年寄が遊んで餘生を送るのには至極良い所である、この意味では六·十才の初渡航者も何等差支へないと思つて貰ひたい但し筋肉勞働者に於ては異るのであつて、十七八才より二十四五才迄の最も元気な且つ壮建なる青年と雖も、勞役に從事すること二ケ年より三ケ年にして渡航當時の勞働能力の五割以下に低下する。これは一定の身体順應期に際し、何等の對策なく、むしろ、初期に於て何等かの保護が

必要なるべき時に之を考慮することなく過重なる勞役に服する故で、今後食物の工夫、充分なる休養等は特に考へられねばならない。興味ある事は三十才を越す初渡航者は渡航後必ず体重の減少を経験し、且つ何年後と雖も、その恢復を見ないが、女給、藝者、酌婦、娼妓等は却つてごるのである。たとへ多少生活は不規則であつても体養と美食とが充分に得られゝば、体重は却つて増加する事を示唆し、暗示的な事柄と思ふ。熱帯地の居住者は多かれ少かれ、早晩能率の低下を経験する。能率低下は渡航後半年より一年にして現はれる。即ち各人一日の仕事の量、作業能力、繁雜なる算数の能力等が阻害される、精神的には根気減じ、複雑を厭ひ、判断力鈍く、健忘症となる。然るに南洋に永住してゐる島民にはかゝる事がないのみか、却つて或る場合には邦人に優る能力を發揮する事のあるのは大いに参考とするに足る。尤も能率低下の主なものは敎育による獲得せらるゝ能率の方面であるから、島民の場合は未だ研究済みとは言ひ得ないが、野球、自動車及び発動機船の運転等に見逃せぬ優

秀さのある事は確かである。この場合各人の教育程度、職業の種類、現在の年齢、南洋渡航時の年齢等の如何によって能率低下の程度に差異の有ることは勿論であって、同一條件下に於ては出身、府縣別の差異は認められないが、個人的差異である体質の相異による能率の低下には相當著るしい差がある。この事は今後の研究に期待する處が多い。この外各人の精神状態（精神力、國家観念、使命の自覺等の有無）により著るしく変って来る。更に、良き訓練ある者、智力優れ教養高き者、或ひは南洋以外に行き所なく是が非でも一旗擧げねばならぬとの奮闘の生活を送つてゐる者、即ち切羽詰つた者等は然らざる者に比して能率の低下は著るしく少い。一年に於て能率的な時期と然らざる時期とが存するかどうかといふと、これは島によって一様でない。例へばパラオは殆ど年中変化なく、サイパンでは十二月から翌年三月頃迄は乾燥期で涼しい。外南洋の島々で五百米乃至千米以上の高地を持つ島では、土地の高低により温度の差があり、又濕度の差があるため、之を巧みに利用するならば能率的な時間と所とを持ち得るわけである。一日中で能率の低下する時間は何時頃かといふと、午前十一時より午後三時に至る間であって、日出より午前八時迄は最も能率的である。能率低下を防止する目的で午睡の効果に就いて調査した結果は次の如くであった。適度の午睡は午後の仕事の能率低下の防止に役立つ、調査を受けた大部分の者は、午睡により午後の能率の低下が著るしく少かった。然し午前に於ける能率以上の能率を示す事はない。午睡時間は三十分を以て適當とする。

　南洋に於ける智能劣等者は性格に於ても少からぬ缺点を持つてゐる。気分が甚だムラで落着がなく、個人主義で國家観念なく、常に架空の利益を追ひ、忍耐心に乏しく、熱帯生活の身体的影響を誇大に感じる。又物事を計画的に運ばない。凡て反省的な考へ方に甚だ缺けてゐる。十年以上南洋に居住せる成功者は、意志強固にして自己抑制強く、良く忍耐して艱難を克服する精神が旺盛である。然し精密細心に缺くる傾向あり、事に當るに計畫的と言ふよりはむしろ投機的である。従って堅實さに

於て稍々缺くると思はれる点あり。従来の南洋活動者の通弊は民族意識よりも自己意識の强さ事である。現在南洋に居住せる邦人は、在島年数が永ければ永い程一種獨特の型に嵌つた精神狀態を呈してゐる。之は種々の原因より来るのであるが、主に、内地の様に正直に身体を動かしてゐたらとても体力が続かないといふ事と、疲労蓄積症狀の一つとして精神的に複雑さを厭ふ結果、何事を實行するにも深く考へる事を避けたい心持が習慣性になつてゐるので、さのみ手数のかゝらぬ事、さのみ複雑でない事に對してさへ同様の態度を採る様になるのである。その結果次の如き事が認められる。

1、 眞剣になれない
2、 骨の折れる事を厭ふ（客観的には狹い。）
3、 慾得を離れて一肌脱ぐといふ気風が無い。
4、 常に樂をして得をする気持が働いてゐる。
5、 自己の打算より割出した計畫のみ樹てる。而して責任感がない。

6、 国家觀念がない。
7 敎養が足りない。
8、 要領がよく決して全力を出さない。あらゆる場合八〇%位の力しか出さぬと見たら良い。
9、 動作は實におそい。そしてやつた仕事は疎漏である（精神弛緩者なのである。）

右の缺点も成功者（人格者）高級官吏等には殆んど見られない。素質良き者、訓練ある者、信念ある者、使命を自覚せる者等にも見られない事である。能力低下の原因を更に分解して考察するならば少くとも次の二つが考へられる。

(1) 熱帯的気候による影響である。南洋に於て対策のない生活、即ち内地と同様な生活を送る事によりこの影響は倍加されるのである。この際疲労の蓄積、（疲労の恢復の暇を與へざる生活）が見逃せない。而して体質による個人差がある。

② 植民地獨特の環境による影響で、植民地心理とも言ふべきか、文化生活に慣れた吾々が突然何等施設のない低級な環境に移り、そこに已れの職場を見出す時に受ける精神的空虚感が蓄積されて、常に潜在意識的に働き、軈て強い望郷心となつて、精神的に常規を逸する事が考へられる。壮年者が妻子を内地に置く爲に餘儀なくされる獨身生活に於ても同様の事が言ひ得る。又等は結局無気力になり（精神力の弛緩）企業の興味の減少を来たし、快活さを失ひ、精神がいらだち、性質が粗暴となり、計畫は一時的になり、記憶力は減退し、健忘症となり、忍耐力に缺けて来て、凡て繁雑な事を好まなくなる等の現象となつて現ばれる。

南洋生活に於ける能力低下は以上の如く気候の爲と特殊環境によるものとが互ひに混入し合つて現はれたものであるが、この外に更に一つ見逃してならぬ因子は渡航者に劣等者が多かつたと言ふ事である。優秀な者はたとへ多少の障害を経験しても自らこれが対策を考案し出

来るだけ新環境による被害を最少にとゞむべく努力するが、劣等者は全く何等自発的の工夫なく障害も過大に感じ、過大に発表する傾向がある熱帯生活に随伴すると考へられる障害を甚だしく享ける人と全然影響を感じない人とある。これは体質による差異と思はれるが、その割合は十の中、凡そ、全然障害なき者四に対し、甚だしき障害を自覚する者一で残りの五は軽度障害の者である。

第四節　生活様式の問題

第一款　住居問題

家屋の自然温度即ち煖房、冷房等を行はず家屋を自然の儘に放置した時の家内温度の研究は防寒防暑の研究上必須の問題である。或る時刻に於ける家屋の自然温度は一般に左記の式を以て表はされる。

$$tn = C + (a + b)\ tm + bt$$

tn 家屋の自然温度　C 家屋の固有温度　a 一日平均外気温係数　b 家内外気温の差の平均係数の値、　tm 一日平均外気温、　t 或時刻の外気温、

熱帯に於ては住居の問題は単に温度、湿度、風向、日照向、降雨の問題のみならず気温條件の単調性に對し採光通風の変化に富む構造が必要であり、殊に午睡水浴のための施設が要求される。

一般に南方原住民の住宅形式は木の柱で支へられて居る木の床を莚の

壁の葺屋根の家で清潔を保つに極めて困難であり、且つ多くは家族保安上密集して雑居してゐる。従って汚物處理の改善が先づ當面の問題である、

熱帯の居住民の大部分では貧困が悲惨な住宅を齎らしてゐる。如何なる家屋が最も熱帯に適してゐるかの問題に対しては今日ですら科学者は充分な解決を與へてゐない。日本人は開放した家屋を熱帯むきと考へ白人支那人は黒ガラス、暗い家を熱帯の太陽に対する保護として考へてゐる。

熱帯地域に於ける最良の住宅の或るものは、パナマに於ける白系アメリカ人によって建築されてゐるものである。此の標準からみると、熱帯オーストラリア・フロリダ・ローデシアに於ける白人の住宅は貧弱であり、コスタリカ、キユバ、ペルトリコ又はセントトーマスに於ける白系の住宅は更に劣悪である。

熱帯に於て白人の定住を可能ならしめる装置の一つは、冷房換氣装置の問題である。此の換氣装置は極めて多額の費用を要するものであるが、漸次急速に普及しつゝある。

かくて熱帯に於ても機械工業が可能となったのである。即ち、それによって温度を一度下げると熱帯の氣温は最も好適なものとなるからである。

第二款　榮養問題

開拓民の食物は、生産、配給、貯蔵を計画的に合理的にならしめ、自給自足を原則とし、現地に適する経済的且榮養的の調理、献立を必要とする。

北満及南洋方面は榮養学上極めて重要な役割をなす野菜が不足して居り甚だしく高價である。主食を白米としてゐる日本人にとって可欠的に種々の動物質食品、穀類、野菜、果実を摂取する必要がある。

科学の進歩は單に熱帯に於ける疾病を防止したのみならず更に榮養関係を明かにした。食糧は比較的新らしい研究分野を構成した。地方別の

食事並にそれが健康に與へる影響等についての分析は、生物化学の発展を俟って始めておし進められたからである。今や化學者はこの問題の重要性を認識するに至ったのである。かくてマックコラム（E.D. McCollum）は次の如く記述してゐる。

「學者は之迄食料供給の撰擇の重要性を人種改造の作用として把握する事に失敗して来た。私は多くの経験的な観察の結果として次のやうな見解を持つに至った。即ち動物実験、人文地理、歴史を吟味してみると、總て之等が我々の健康障害の第一原因として擧げられるものが実に食餌である事を指し示してゐると云ふことである、

最近、食物の生物化学は可成の進歩をとげた。その問題に関する知識は食物の化学的分析と共に増大し、又必要欠くべからざるヴイタミンの発見と共に急速な進歩を示したのであった。現に生存を續けてゐる總ての未開種族がその食餌の均衡を得るに成功してゐるとは信じられない。

熱帯奥地の大部分の土人は榮養不良である。マックコラム等は多くの肉食人種が甲状腺を食べることによってこの榮養均衡を果してゐると云ふ見解を持してゐる。更に支那農民はミルクは無いけれども、米と新鮮な野菜と脂肪の均衡を得た食餌をとってゐるのである。この均衡を得た食餌の問題は特に熱帯に於ける日本人の定住にとって根本的な重要性を持つものであることは明らかである。

食餌地理に関してマックコラム及びシモンズは継續的に人間の攝取する食餌が三つの地理的環境型として見出され、その二つは熱帯地方に存在すると考察してゐる。即ち「世界の最も温暖なる地域では住民は米を食べて生きてゐる。彼等の食餌は主として植物性のものである。主食物としては米である。それに醤油、澱粉、根菜、あらゆる種類の植物の葉などである。米食種族の食餌に於て、野菜の葉が持つ重要性は大である。

人口密度が高いために、ミルクを提供する動物をこの米食地帯で大量に飼養することは困難である。動物性食物としては卵・鶏・豚が擧げられ

ろが、或る地方では可成りの量の魚が用ゐられてゐる。かゝる食糧地域に住む種族は、その肉体的な発展に極めて成功してゐるのである。

他の成功的な食餌型は熱い乾燥せる熱帯に見出される。其處で住民達は草原地を牧畜場に替へて、人間の食餌の培養場となし生活してゐるのである。此處で多数の人間が消費する唯一のものはミルクである。このミルクに加へて麦・ペン・肉・棗椰子等である。かくて暑い乾燥せる熱帯の種族は驚くべき生命力を維持してゐるのである。北オーストラリヤのやうな熱帯牧畜國に於て、若干の白人定住者は恐らくは此の種の食糧に近いものであらう。

エルスウース・ハンチントンは「氣候の刺戟が單調であればある程、その食餌型も亦それだけ偏食に陥り易い」と云ふ説を支持するに際しても悲觀的な観点からその問題を表明してゐる。如何なる場合にまれ、氣候的因子は一層重大性を持ってゐるものであらう。マックコラムはハンチントンと違って、バハマ島に居たアメリカの王党員が氣候によって

ではなく食物な食餌のために衰としたと考へてゐるのである。

現在の合衆國の南東部に當る暖い氣温の熱帯的地域に於ては白人移民は驚くべき食餌即ち豚又はベーコンと若い珈琲を主要食物としてゐる。之は熱帯の酷暑の氣候には全く不適な食物と云はなければならない。

幸ひ殆んど大部分の南部地域に於て食餌は著しく改善された。例へばヴァンスは、農耕地域は健康な食餌を享受するやうになったと述べてゐる。例へはその例としてフロリダ州の農耕地域が擧げられる。十月から六月に至るまで大抵の田園の人々は柑橘類を食べる。殆んど大抵の家に果樹が植はってゐる。

十二月から六月又は七月まで、一種又はそれ以上の野菜が豊富にある。榮養の問題は教育と密接な関係がある。食物慣習の改善は先づ主婦の教育から始められねばならない。白人の農夫の主婦達は倶樂部に集って食物改善を相談する。多くの田園労働者が適當な食餌をとるかどうかは單なる経済問題ではなくして、寧ろ妻の訓練の問題である。

イタリヤ性癩病は劣悪な食事から結果する多くの疾病の一つたるもの
の様に思はれるとプライスは述べてゐる。
食困と低い生活水準が十二指腸やマラリヤの如き疾病を民衆に與へる
と云ふ事は明らかである。が之が悪化するのは栄養不良と関係する。
例へば合衆國果実協会の医師は高い生活標準は殆んど医薬と同様な重要
性を持って居ると述べて居る。亦生活標準に於ても季節的変動の問題が
あり、颱風や蝗の大群などの如き阻害的な要因も作用する。之等のもの
は穀物を破壊し、熱帯の住民に飢饉と栄養不足を與へた。かくして栄養
と調理は健康維持に於て特に重要な意義を持って居る。
ビルマに於ける脚氣の著しい特徴は大都會のヒンズー教徒労働者中に
起ると云ふことであってこれは殆んど米ばかり食べてゐるに基いてゐる
がミルク類似の相當量のアツメを摂るものは米を食用する場合に起るビ
タミン欠乏を回復し従って脚氣の発生は少しと報告されてゐる。
イヤールヘン・ソンのアマゾン地域の旅行からの報告は食餌問題に極め

て大きな光明を投げ與へてゐる。オリンコ河ではゴム不況の余波を受け
て白人は農耕や狩猟、漁獲によって生計を余儀なく維持しなければなら
なかった。
彼等はその孤立に不平を鳴らしてゐるが、その不平にも可成り満足し
てゐるやうである。彼等は比較的健康で笑ひさんざめいてゐる。全体と
して密林地帯の河や都辺地帯で見かける同様な集団のものよりは一層元
氣に満ち満ちてゐる。」
更にハンソンは、リオ、ネグロに於けるサレジアの祖先及びリオ、ブラ
ンコに於けるベネテイクテインが新鮮な野菜を植え且つ食べてゐる。と
記述してゐる。マナオの英國人は新鮮な肉及野菜を買って食べてゐる、
東部ボリビヤでは、カチユエラ、エスペランツア及びリベラルタを極め
て快的な所とせるボリビア人及スイス人は日本移民の手になる新鮮な野
菜の供給を仰いでゐる。
ヨーロツパ人―オーストリヤ人及びスペイン人―が数多いが、彼

等はその熱帯地域に永年の間住居してゐるものである。彼等は一般にその地域が與へるあらゆる困苦を味つたが彼等は爾餘の地域に住む白人と違つて、精神状態に於ても亦肉体的労働に於ても様々の改善を試みたのであつた。而してその地域は、彼等にとつて好適な場所となつた。幾ひもなく此の一つの理由は、彼等は庭に樹木を植え、かくて新鮮な食物を獲得すると云ふ事実これである。

パナマ及び北東オーストラリヤの場合に我々は、巨大な富と高い生活標準を持つた白人社会を観取することが出来よう。パナマに於ける食餌は好適なものであり、その範囲も廣く拡つてゐる。我々は莖性食物が余りにもありふれて居りミルクが欲いと云ふ若干の不平も聞くけれども・ミルクや果実、新鮮な野菜が比較的適當な率で盛り合はされて、レストランの食卓をうるほしてゐると云ふ事を我々は発見した。

次にオーストラリヤの廣大な熱帯地域に眼を転ずると、其處には数々の食餌に特徴づけられた地帯を見るであらう。過去に於て打ち擴げられ

てゐる牧草地からは、家畜の生み出す産物が齎された。交通機関は発達してゐなかつたので、之等の牧草地から齎される産物は總てキヤラバンによつて齎されたのであるが、近代の交通機関はその問題を著しく改善したのであつた。たがダーウィンの如き沿岸都市に於てはミルクを獲得することの困難は深刻なものがある。亦、白濠政策のために支那栽植人の減退のために野菜の供給も苦しくなつた。それにも拘らず、古い・英國の食餌傳統は依然として續けられてゐるのである。

シレントはオーストラリヤの尖端に於ける食糧問題を次の如く要約してゐる。食糧の欠乏に関する限りに於て、我々の必要物に対する供給を適當に組織化する道を未だ我々は學んで居らないのである。それ故、北及び西クウインスランド、オーストラリヤ尖端地域に於て、食糧供給の問題は、ベルクー病から脚氣に至るまで様々な問題を惹き起してゐる。之等は殆んど食物の欠乏から結果するものである。シドニーの初期の時代がまさしくそれであつた。當時開墾の尖端はパラマツタで止つて居つたので

ある、かくして之等の食糧欠乏は、かゝる食物摂取の保守主義の必然の結果として見出されるものである。

所で東クウインスランドに於て此の事情は一層好適である。雨が多く降るので色々の野菜や果実を産み出してゐる。食餌は高原地帯に於て豊富であるし、ミルクも亦有用なものとなつてゐる。沿岸平野の住民はかくて高原地帯からより大なる食糧を獲得しなければならないのである。

アルコールは熱帯全体にとつて好ましからぬものである。熱帯地域に住む白色人種は殆んど総てがアルコールを口にして居り、亦殆んどそれが過度に用ひられてゐると云ふ傾向がある。この点で英國人たると、アメリカ人、オーストラリヤ人、或ひは亦オランダ人たると殆んど選ぶところがない様である。総ての指導的な医者達は、熱帯地域に生活するに際してはアルコールは絶対に避けられねばならぬと云ふことに意見の一致を見てゐる。例へばカステラニーは次の如く記述してゐる「アルコール」は日没前は絶対に口にしてはならない。何故ならば、人間労働に阻害的な原因としてそれは働き、日射病の最も重大な原因と考へられるからである……」

だが白人達は殆んど此の事の持つ重要性を認識して居らない。殆んどあらゆる英領植民地に於て定住者及び旅行家達は、ウヰスキーが熱帯に於ける白人の健康に必要欠くべからざるものであると云ふ古い説を信じてゐる様である。熱帯に多くの部分でそれは可成の改善をみた様であるが、然し未だ〳〵その状態は、大抵の熱帯の土地では未解決のまゝに残されてゐる。ライスの探険に際しても、熱帯に於ける疾病の主要原因の一つをアルコールに帰してゐるのである。熱帯地域に於ける白人が何故にアルコールを口にするかと云ふ理由を見出すことは容易である。強烈な陽の輝きは咽喉をかはかす。男や女は何等かの刺戟をとりたいと感ずる。更に之には別の要因が働く。ロイナッシの言に依れば高い階級にある男は社会的な強制も少く、國内に於けるよりも一般にサラリーと暇が多い。かくてヨーロッパやアメリカ人達は次第に酒に親しむやうになる。」

熱帯に於ける食餌の問題は唯に食物の量や好みの問題で

はないのである。好適な氣候地帯の食物標準が直ちに熱帯に適用される
と云ふことは間違ひである。熱帯に於ては身体も何か異った風に活動す
る。エネルギーの必要量もより少く與へられた食物の榮養素は土壌や氣
候と共に變容するものであらう。

熱帯は極めてひどい熱がみなぎってゐるので、とか食慾に減退的な効
果を與へる。そこで此の減退された食慾は、刺戟性の香料によって回復
されねばならぬことになる。總てこれが原因結果として食餌に作用して
来ることになるのである。

第三款　飲料水問題

一般に滿洲・南洋に於ての給水状態は水質悪く且つ水量不足にして場
所によっては雨水をためて使用する。從ってその依では地方病、傳染病
の發生の怖がある。適切なる防疫給水、即ち給水法、淨化法によって良
水を多量に供給する施設が必要である。

第四款　衣服問題

衣服は防熱、防寒、皮膚の保護、身だしなみ等の機能の存在するその
であるから　氣温の変化に應じて調節する必要がある。而もそれは單に
体温の調節に役立つのみならず作業能率が優れ且つ美的にして品位の高
さものでなければならないのであってそのスタイルのみならず資材、經
済の点から撰択されなければならない。

熱帯の大部分の地方では白人が上流階級としての威儀をなすため温帯
の盛装を酷暑にも拘らず着用してゐる慣習が行はれてゐる。例へば英国
のフロックコート、シルクハット、イヴニングドレスは土人達に対して
人種的優越性を示すに必要欠くべからざるものと主張されてゐるのであ
る。アジアの熱帯ではヘルメットが使用されてゐるが、北部オーストラ

リヤ及びパナマでは男女とも最も軽い帽子をかぶつてゐる。アメリカのパーカー博士は通風の良い熱帯で傳統的なヘルメット帽をかぶることを止めたら一層健康となると述べてゐる。ヘルメット帽は直射熱を防ぐためのものだからである。濕氣の多い夏にヘルメット帽を被るのは滑稽以上の何物でもない。勿論アジアの熱帯地方に於ける風土的條件は、熱帯アメリカ又はオーストラリヤのものとは多くの点で異つてゐるが衣服の問題は一方では日射病との關係に於て他方では品位維持の問題と關聯して考慮されねばならない。衣服の科化的研究、特に如何なる衣服が最も適してゐるかと云ふことについては今迄何等の試みもなされて居らない。ヤグローの調査に依れば普通の歐米式衣服は風の冷却降下を約五〇%限げる。特にズボンやソックスや靴をはいた場合にその事が言へる。かゝる衣服を着て活動すれば、温められるばかりで冷却の余地が殆んど存しないのである。

だが全体として熱帯に居住する白色人の上着とズボンは最近極めて大

なる改善を見た。特に英國は印度に於てその兵隊を熱のために死亡に至らしめた時代以来熱帯向衣服を研究し、着用した。又西印度に於ても歐米婦人がヨーロッパの衣服慣習を蒙固に踏習したために、熱にむされて自殺するものが多かった時代があった。然し一般住民の一部には依然として未だ改善の余地を残してゐる。

第五款　運動（スポーツ）問題

熱帯に関する科學的な論議には可成り多くの誤まった見解が述べられてゐる。例へば白人の男、更に白人の女はそれより一層、熱帯地に於て通常の勞働に服してはならないと云ふ誤まった信條が流布してゐることなどが即ちそれである。

此の説はいまだ科学的な調査研究が行はれない時代に表明されたものであるか、氣候條件、健康、或は人種的優越感等にその基礎を置いてゐる

るものである。其の起原の如何なるにまれ、この危険は最早や抜き差しならぬ程強固なるものとなってゐる。

白人のアジア侵入又はアメリカ合衆國入植時代の歴史を概観して見ると、我々は彼等が額に汗して働いたことを観取する事が出来る。だがプランテーション農業に土着労働力を従属させる事により、植民地が経済開発を試みるやうになってからは、彼等は總てこの労働を土着労働の肩の上に嫁してしまったと云ふ事が出来るのである。

西インドの証拠を吟味してみると白人が此の諸島に定住することが出来ず、また如何なる種類の労働形態にも携はることが出来なかった事を観取することが出来るのである、

學者も亦熱帯に於ける白人労働の問題については意見の一致を見せて居らない。ハンソンは次の如く云ってゐる。

「一方に於て彼等は我々に運動が健康には不可缺のものである事を語るが、他方では熱帯に於ては特に慎重に行はなければならぬと語ってゐる。即ちそれには危険が伴ひ勝ちであるからである。」と

熱帯居住者の經驗に基いて考へて見ると、婦人は男子より一層熱に弱くまた運動力もそれだけ低いとされてゐる。殆んどすべての熱帯地域の婦人達は、カード遊びをしたり、なまけたり、酒を飲んだりしてゐるのが通常である。その方が労働したり、運動したりするよりも身体に為がよいとされてゐる。だが、北部クヰーンスランド及びオーストラリア北部地域の白系労働者の婦人は、健康にして幸福な人生々活を営んでゐると云ふことである、

ハンソンは、アマゾン河から一つの興味ある場合を引き出して記述してゐる。マラジヨ島の白系牧場労働者は、何處に於ても発見し難いほど活動的な人間が大部分である。之は更に他のアマゾン流域の白人とも異ってゐる。この活力の由って来りたる源泉は彼等が四時戸外で日に曝されて労働する所から来て居るものと思はれる。ヘンソンは此のマンジヨ島の事例は慎重に研究を要すべきものとしてゐる。之は最近の未住者

はなく、相当前（三百年前）に来住せる者の後裔だからである。
　所でオーストラリアは白濠政策により、殆んど大部分の白人が労働に従事してゐる社会を構成してゐる。白人の男性及び女性は家庭の仕事を遂行するばかりでなく、また雇傭労働として屋外の労働に従事してゐるのである。殊にクヰーンスランドに於ける砂糖栽培に於ては多くの白人がこれに携ったのであるが、其の労働適格性如何の問題は季節別に従って適不適が未だ決せられる所となってゐない。
　要すれば、熱帯に於ける白色人種による労働の問題は未だ充分に解答を與へられて居らないわけである。運動は必要缺くべからざるものであり北國の白人ですら、若し健康と經濟的條件が充分であるならば熱帯地であらゆる種類の労働を遂行することが可能であるやうに思はれる。規則正しい運動と午睡と水浴は熱帯に於ける最も必要な健康維持法であらう。主なる種類の運動は夕方のテニス・水泳・フットボール・及び涼風に吹かれるドライヴである。

第六款　教育問題

　在東海外邦人の指導啓發は其の在住國の施政方針・社会狀態・渡航目的・職業・經濟力・素質・人口數等によって其の方法を異にし又第一世二世・三世混血児によっても措置を異にすべきも、その主要なるものは開拓政策が國運の發展と諸民族の指導である限り次の如くであらう。外邦人の子孫にして日本語に親まざる結果日本精神を忘却するものがないでもない。従ってそれを防止し、更に進んで日本民族の優秀性の自覺と指導民族の自負とを涵養するためには次の如き施設を必要とするであらう。
一、學校設備の充實
二、邦語教育の強化
三、青年團の結成、倶樂部の設立
四、母國への留學等の連絡
五、新聞雜誌、映画・ラヂオによる啓發

六、座談會、講演會の開催

七、宗教布教

第七款　實驗基地の設置

入植地區が大東亜全般に亙って廣汎に擴大された今日全く風土、社会的條件を異にした全地域に單一な行政、衛生政策を徹底的に行ふことは困難である。

從って先づ各地域一箇所乃至數箇所に開拓実驗村を選定し、その結果によって指導方法を確立し、それを漸次新しき開拓地に擴張すべきであらう。

第三章　保健問題

第一節　共栄圏諸地域に於ける諸種疾患の蔓延状況

第一款　中華民国

或著者は支那の年次推定死亡率を人口千に対して三〇人と定めてゐる。これが真実とすれば他の先進諸国に比して、人口千に対して約一五の過剰死亡があり、四億の人口に基礎を置くと合計六百万は過剰と云ふことになる。

黄博士（Dr. Hiang Tso-fang）は次の如く概算してゐる。「是等六百万の過剰死亡中大略二割（約百二十万）は十二ヶ月未満の乳児間に起り、乳児死亡率（出生一〇〇〇対）は西洋諸国に於ける一〇〇以下に対して大方二〇〇であらう。

その過剰死亡数中二割五分乃至四割（百五十万、二百四十万）は胃腸病に依るもので、水食物飲料の統制、対蠅処置及び個人衛生に依つて予

防し得るのである。

支那に於ける過剰死亡数の約一割五分（九十万）は天然痘に帰するものである。この過剰死亡数の残部は結核（約一割五分・九十万）其の他の疾病に帰せらる。

北京公衆衛生院の調査の明示する処に依ると、同実施区域内に於ては其の全死亡の約三九・四%は何等医薬手当も受けず、四四・三%は漢法医の診療を受け、僅に一六、三%のみが近代医薬手当を受けてゐる。又北支の最も進歩的工場の一つに於ては、被傭人の九割五分はトラホームに罹つて居り、八割は虱か南京虫が体に居るか寝床に居り、五割以上は確に栄養不良の徴候を示し、その中可成の者は欠乏症であつた。更に検査五校の一、二〇〇名の学生中一四、一%はトラホームに罹り、三〇、九%は齲歯があり、一六、二%は扁桃腺炎であつた。

疾病の種類

疾病を二大別して伝染性と退行性とにする。名称の明示してゐる通り、

傳染病は色々な種類の微生物又は細菌に原因し、人から直接又は間接に伝染する疾病である。退行性疾病とは中毒、過労、不節制な生活、其の他の餘り知られてゐない諸原因に依つて、人体の一部が悩む疾病を包括してゐる。心臓諸病、血管病、脳溢血、脳軟化、腎臓病、糖尿病がこの分類の中に含まれてゐる。この両種類の疾病が、支那に於ては普通である。

マックローソン博士は感染方法に従つて、伝染病を数群に分けた。

一、鼻孔の排泄物に依つて蔓延する疾病として、肺炎、流行性感冒、ヂフテリヤ、猩紅熱、麻疹、百日咳、脳脊髄膜炎、小児痲痺、結核天然痘、其の他多数の重要性疾患を含めてゐる。

一、腸の排泄物に依つて蔓延する病群中には、腸チフス、パラチフス、コレラ、赤痢、十二指腸虫がある。

一、昆虫に依つて蔓延する疾病としては、マラリヤ、黄熱、デング熱、フイラリヤ病、ペスト、チフス熱

一、動物に由来する疾病として、狂犬病、炭疽病、破傷風、馬鼻疽、マ
ルタ熱、旋毛虫病。

一、雑群として花柳病、癩病、トラホーム、

之等の疾病は支那に於ては、大概は顕著なる伝染病である。

ペスト

支那はペストの流行による非常に多数の死亡発生に悩んで来てゐる。

一九一〇——一九一一年には肺ペストが北支に於て約五万人を斃した。

相似の再発を防ぐために制定された方策により、一九二一年に於ける
猖獗を約八五〇〇の死亡に抑へる事が出来た。

マラリヤ

マックスウエルに従ふと、マラリヤは依然支那に於ける最も普通の
疾病である。多くの人は密集してゐる小屋に住んで、酷暑には夕方、
時としては夜半戸外へ留るので、マラリヤ蚊がその病原を人々に齎す
のである。

眼病

その中に白内障結膜炎初生児眼炎、(爛眼)を含むものは、支那に於
ては非常に流行して居て、物凄い数の盲目の原因をなしてゐる。

支那には一百万人の盲人がゐると普通見積られてゐる。H、K ホリ
ード博士は南支に於ては、人口の一、二割、北支に於ては三割までトラ
ホームに罹つてゐると見積つてゐる。初生児の眼病感染は普通で、児童の
盲目の多くの原因になつてゐる。

狂犬病

村落に半ば野放にして人に顧みられない犬が多数ゐるので、本病は
支那全土至る所に有りふれたものと云はれてゐる。

腸チフス

腸チフスは支那に於ては若干の他の疾病程ありふれたものではない
が、不潔から生ずる疾病であり、茲に論述するを正当とする程一般的
なものである。支那に於ては食物、飲物が大概熟くして消費されてゐる

から、冷い食物、飲料を多量に使ふ人々の間に於ける程危險はない。他方支那に於ける排泄物の無蓋処分法は、感染が手から口へ直接間接運搬される機会が充分ある訳である。未だ支那都市の多くは一般都市の給水組織を持つて居らないが、この方法が一層普及するに從つて飲用水を清潔にする様に注意すべきである。

發疹チフス

發疹チフスは往々北支全部に渉り、南は遠く上海までも及んでゐる。

コレラ

コレラは急性特殊の流行性（急速に蔓延して如何なる聚落に於ても短時間に多数のものを冒す）又は風土性（一定地方に特定し時としては潜在的のこともある）疾病で、他の地方よりアジヤに流行するもので、おそらくは本大陸に起因するものであらう。

コレラはペストと共に支那の最大流行病たる栄誉を担ふが、其の二者の中でも頻度と範囲とに於ては、本病が第一位を占めてゐる。コレ

ラは貿易航路によつて海岸に沿ひ　迅速に国内商業線に沿うて蔓延してゐる。他方又大揚子江に沿うて第二の急進国内線があつて、水路によつて支那の中央へと迅速に接近する。

赤痢

赤痢は広く支那中に分布され、温暖地方は罹患率が稍烈しい。毎年支那に於ける過剰死亡の二割五分乃至四割即ち百五十万から二百四十万は胃腸病に依るが、赤痢はこの内の大部分を為すものである。

十二指腸虫

この疾病は特に熱帯及び亜熱帯諸国に顕著であり、又稍寒帯地方でもトンネル、鉱山、又は地下で働く労務者に現はれることがある。十二指腸虫病は一種の職業病である。それは農夫、鉱夫の如き特殊の労務者がそれに罹り易いからである。

寄生虫の分布は南方に進むに従つて激して罹病率は高くなり、南支の一部に於ては重大なる問題となつてゐる。南部諸省及び中部の数省

に対する平均罹患率は大体約四割で、その内約一割は十二指腸虫病に悩んでゐる。支那に於ける色々な種類の消化器寄生虫の普遍的な存在は、生活力を害ね、能率を低下させ、感染を起すこともあり、他の疾患を悪化することもあるので、健康と抵抗力とに対する一大脅威と考へなければならぬ。

天然痘

支那に於ては広汎に渉る急性伝染病の一つである。過剰死亡の約一割五分即ち九十万人はこの疾病に帰せられる。是等の災難の多くは幼児に起り、種痘に依つて予防し得るのである。毎年支那に於て本症により数十万人死亡してゐるが、街路で見る多くのアバタの人は該病の非致命例の実在を証明するものである。

其他肺炎、カラアザール、流行性感冒、脳膜炎、心臓病は頻繁に見受けられる。猩紅熱は蔓延して居り、往々致命的である。

癩病

支那にどれ位の癩者が居るか知る由もないが、此国は世界中の癩者の半分が居ると概算されてゐる。

中国癩病救済会によると、支那には癩病に悩む者が約百万人は居るといふことである。然しながら此の数字は推測に過ぎない。支那に於ける癩の分布は不均衡である。或る地方はひどく感染してゐるが、他の地区は全然此の病気から免れてゐる。ヘンリー・フォーラー博士の調査によると、癩は広東省では極く普通の風土病である。福建には癩者が多い。浙江には広東程は居ないが、癩者の中心地が散在してゐる。江蘇には小さな癩者区域がひどく離れてゐて、容易に探し出せない。南京、上海、揚州、海州等の大都市は江蘇のみならず、近隣の諸省からも癩者を引き寄せる。揚子江の北側の江蘇はひどく感染してゐる。山東に於ては此の病気は普通で風土的である。河北には感染の病竈がない様だが、山東から来る苦力や乞食が持込んで来る。雲南に於ては

癩は省内至る処に流行して居つて、此の省及び貴州のミアオ族間にとつては風土病である。

結　核

結核が支那に於ける主要殺人病の一つであることに就ては、医者は総く一致してゐる様だ。政府又は保険会社の統計が何も無いから、この疾病がどれだけ蔓延してゐるのか誰も知らない。北京に於ける人口五万を含む管理地帯の局地的統計によると、人口十万に対し五〇〇余の死亡率があると　ヂヨングランド博士は述べてゐる。彼はこの高率は欧洲に於て百年前に存在した率に照して見ると、全く有りさうなことだと批評してゐる。コーンズ博士は結核は支那に流行して居るが、我々はその罹患率を推量するに過ぎないと述べて居る。周到な診断をする病院は　ほんの僅かな患者を収容するだけである。其故に病院の統計はこの疾患の正確な罹患率とはならない。香港に於て一九二二年支那人口六六二、〇〇〇人中に結核死亡と記載されたもの二、〇六三即ち十万に対して三一一の率であることを知る。支那流に数へて八才から二〇才まで、外見上健康な児童二、〇四九名に就て検査を行つた結果、フオン・ピルケ氏・ツベルクリン検査に対して六三一名即ち三〇%が陽性反応を示した。一九二七年七月一日から一九二八年六月三〇日に至る間に於ける上述北京の管理区域に於ける呼吸器結核による死亡率は三二五、七　他要の結核によるものが一七一、八総計人口十万に対し四九七、五であつた。

四川の成都に於て行はれた調査に於て　一、六〇〇人の検査から約二一%が結核の証跡を示してゐた。

性　病

蒙古ブリアト人間に派遣された独露探険隊は人口の四割が感染してゐるのを発見した。

一九一七年ヘツドブロム博士は病院統計から得た処によると、支那の疾病の二一%は黴毒に困るもの、一四%は淋疾に因るものなるを知

つた。
一九三〇年蘇州のエリザベス、ブレーク病院に於ては、一、九四五名のカーン氏黴毒反応検査中 二一、三%は陽性であつた。同病院にあつて一九二一年より一九二八年に至る八年の期間中に、ワツセルマン黴毒陽性反応の総数は、二五七〇例中、二二、二%であつた。カーン氏黴毒反応検査が二五八名の学生に行はれたが、其中九、三%は罹患してゐることが分つた。

伍連徳博士は性病は至る処に猖獗し、屡々成人人口の五、六割が冒されてゐると述べてゐる。

上海の山東路病院に於ては、一八七〇―一九二五年間に亘り全入院患者の平均六、六%が性病に関するものであつた。

蘇州及び北京病院の経験に依ると、兵士は三五%以上、事務員は三一、八%、無分類職業二一、一%、農夫一六、八%、労働者一五、三%、学生一三%、商売人七、一%の罹患率を示した。全職業に対する総平均は、

一九、五%に達する。

男子患者二一五五人を含む広東市の病院記録に依ると、軍人の性病罹患率は四四、七%、事務員は三八%、労働者は二三%、学生は一一、四%、農夫は四、四%に及ぶことを示して居た。

ヒース博士の報告する処に依ると、北京に於ける六年間に亘る産婦人科で検査した婦人二、八三七名中、二一、五%は淋疾に罹つて居り、一、六%は黴毒の明確な病害を示して居た。疑もなく之以上に多いのであるが、多数はそれを否定して医者に検出して貰ひたがらなかつたので性病は発見されなかつた。

民国二十二年改進会報告所載の定縣肴河鎮生命統計

(一) 河北省定縣の生命統計

死亡原因	死亡率（毎十万人）
腸チフス	六一・九
パラチフス	八・九
赤痢	一一〇・九
天然痘	四・四
ペスト	〇
コレラ	一三・三
ヂフテリア	七五・二
脳膜炎	一五〇・六
産褥熱	五三・一
肺結核	三九七・五
其他結核病	一〇六・二
其他呼吸器病	二二五・二
流行性脳脊髄膜炎	四四・三
猩紅熱	七九・八
麻疹	三四・一
敗血症	六一・九
狂犬病	八・九
其ノ他ノ伝染及ビ寄生虫病	七〇・八
虚弱及び早産	六六・四
中毒及び自殺	三〇・九
外傷	三九・八
其他の疾病	四八・七
詳細不明の疾病	一一五・一
初生児破傷風	一八一・四

死亡原因	死亡率
胃腸カタル（二才以下）	一三七・〇
其他消化器病	一〇六・二
心臓腎臓病	一二三・八
老衰及び中風	二八三・一
黒熱病	三五・四

(二) 河北省清河鎮の生命統計

死亡原因	実数	死亡率
赤痢	一	三二・〇
脳脊髄膜炎	二	六四・〇
麻疹	一	三二・〇
黴毒	五	一六〇・一
下痢・腸カタル（二才以下）	三	九六・一
其他胃腸病	三	九六・一
心臓腎臓病	四	一二八・一
老衰及び中風	一五	四八〇・三

脳膜炎	一九	六〇八、四	初生虚弱早産	四	一二八、一
産褥熱	一	三二、〇	中毒及び自殺	一	三二、〇
肺結核	一三	四一六、三	外傷	一	三二、〇
其他呼吸器病	四	一二八、一	其他の原因	三	九六、一
			原因不明	三	九六、一

中国農村に於ける疾病と死亡原因も此の二統計から大体の状況を知り得る。

(一) 消化器系統伝染病死亡率の高きこと、諸外国に比を見ない。腸チフス、コレラ、赤痢等これである。此の病に依る中国毎年の死亡者は毎年百万人を下らず。

(二) 肺結核は死亡原因中最大を占め、十万人中五〇三、七といふ数字を示し、全国では四〇〇前後と見られる故、欧米各国の十万人中八〇に比し五倍も高い。

(三) ヂフテリヤ、猩紅熱、天然痘等の空気伝染病の蔓延が甚だしい。

(四) 環境衛生の欠如に依り害虫、害獣、蝿蚊を極め各種疾病にも影響する所が多大である。例へば東三省福建一帯のペスト、北方各省のパラチフス等の外狂犬病も各地に発生する。

(五) 南部中部のマラリヤの外寄生虫病も各地にあり。殊に十二指腸虫病は南部に、日本住血吸虫は江蘇、浙江に、黒熱病は河北、山東に甚だしい。

(六) 嬰児破傷風
中国農村に於て重要死因をなす疾病で、毎年数十万の嬰児がこのため死亡する。

第二款 満洲国

一 寄生虫の分布

イ アミーバ赤痢

昭和十年の夏、浜江省綏稜開拓地に赤痢の流行があり、其後更の下火になつた頃の調査によると、移植第一年目の日本人開拓民九十八名中には唯一回検査で約十%の赤痢アミーバ嚢子携帯者が証明せられ、日本内地の住民に斯様に高い感染率はないのであるから、其多くは開拓地で感染したと看做すべきで、此地に流行する赤痢に多くのアミーバ赤痢が含まれて居る事は疑ふ余地がなく、一回検査成績を六回検査成績に訂正すれば、赤痢アミーバの浸淫は更に約三倍位の高率になるべき筈である。

内蒙呼倫貝爾地方の住民二百四名に就て糞便検査をした結果では、一回検査に依つて約十%の赤痢アミーバ嚢子携帯者が存在する事を知つた。前記と同様に此数字も一回検査の成績であるから、事実の約三分の一位

に考へねばならない。

一般に南満地方居住の満人間に約二十%の赤痢アミーバ嚢子携帯者が混在して居るのであるが、北満地方居住者の間には更に之より高率に赤痢アミーバが分布して居ると考へねばならぬ。

(ロ) マラリア

嘗て神田は満洲のマラリアは公主嶺附近を界として、北方には逐年的増加の傾向なく、患者実数も僅少にして、防遏対策を必要としないだらうと述べた事がある。事実に於て南満金州愛川村及び田庄台農場では毎年多数の本病患者が発生して居るのに、綏稜開拓地には殆ど之を見ないのである。然し乍ら北満には本病がないと言つたのではなく、哈爾浜附近には患者があると聞いて居る。

北満から内蒙一帯にはマラリアは少いが存在し、アノフエーレスも棲息して居るから伝播、発病の可能性は充分に認めねばならない。たゞ患者実数も少いのであるし、冬期の厳寒を越えねばならぬ点で蚊の繁殖

にも不適当であるから、将来人口が増加しても夥しい病害を来すことはあるまいと想像せられる。

(ハ) 條蟲

條蟲の分布状態は南満地方でも良く知られて居なかつたが、最近撫順の鮮人小学児童間に約五％の無鉤條蟲の感染を認め、鮮人大人間には更に高率の浸淫があるだらうと想像せられるに至つた。又人体嚢虫症が満洲から報告せられたのも十数例に及び、満人医師の経験者に聞くに、稀ならず見ると言ふ。即ち南満洲地方に有鉤、無鉤條蟲は相当多いものと考へねばならないのである。

北満、内蒙部落の旅行者は、排便に條蟲片節を見ること屡々なりと聞くが、素より数的概念は知られない。而して條蟲病の著しき蔓延の源をなすものが羊肉にある事は明確であらう。

以上を約言すると北満、蒙古地方の重要寄生虫はアミーバ赤痢と條蟲病であると言はねばならぬ。

二、「カシン・ベック」氏病

身長の増加を阻害し、四肢末端の小関節の腫脹を主症とする不可思議なる疾患が、満洲国内に地方性に存在してる事は一部の人は既に知り土着人は之を大骨節病と称へて居た。之が Kaschin-Beck 氏病である。

本病は一八五〇年満洲国の北方国境地域なる Transbaikal で Kaschin に認められたのが初めてで、一九〇六年 Beck が同地方から更に報告するに及んで、世人の注意を稍々喚起したかの様である。然し流行地域が Schilka 及 Argun の両河に挟まれた僻遠である所から、充分なる観察が行はれずして最近に及んで居る。又朝鮮北部の山岳地帯に土着人が「土疾」と呼ぶ関節畸形を主症とする地方病のある事は、大正八年岡野に依つて報告されて居る。此土疾が Kaschin-Beck 氏病である事は吾人の信ずる所であるが、朝鮮に於ける諸研究者は未だ此点に言及してない様である。

斯くの如く満洲国の北にも南にも Keshan-Beck 氏病の流行地帯が存在するのであるから、満洲国内に流行地のある事は当然であらねばならす。現在の知見に従ふと本病は東辺道一帯から京図線、拉浜線地帯、浜江省、黒龍江省下に蔓延してゐる事は明確である。然しながら本病は人又未開の部落に存在するが故に、満洲国の開発が僻遠地域に及ぶ様になると、新蔓延地域が更に発見せられるであらう。河川の発する山岳地帯の村落に本病は見られるので、文化の余沢遍からず土着人は原始生活に近い起居をして居るのである。蔓延状況を各県、各村落に就て見るに、決して平等に分布することなく、一定方位の地に許り見られ、尓余の地に存在せない様な事が多い。例を通化県第一区の羅頭村に取つて見るに、本村の東、南、西方地域には多く、殊に西方では住民の六〇%は本病に罹つてゐるのに、北方には全く見られないのである。斯くの如く本病の分布は一山、一岳を界として、一村落でも著しく異なるものがあつて、全く限局性に存在するものと理解せねばならない。

四、カラ・アザール

西暦六〇〇年代の初め頃隋の大業年間に出版された巣子諸病源候総論に『六月飲沢中水令人成鼈瘕』と云ふ記述があり、鼈瘕とは海城及鞍山附近で血色と云はれるものと同一らしく、「カラ・アザール」を指したものと信ずる。蓋平県の満人部落に流行する本病を部落民は俗に痞[illegible]餅子病と呼びなれて居る。即「カラ・アザール」は支那及満洲に世界最古の歴史を有するに拘らず、最近迄本病が満洲に存在する事が一般的に知られなかつたのは、此地に日本医学を代表する我々の恥であつたかも知れぬ。過去は兎に角として「カラ、ザール」が満洲に、而も激甚に存在する部落が証明された以上は、将来注意されねばなるまい。殊に本病は放置すれば死病の名に背かないが、容易に治療し得るものであるから、医者の診断的技術が重大な訳である。

「カラ・アザール」の満洲国内分布は極く一小地域に判つたゞけであつて、分布状況だけは一日も早く知られなければならぬ。何となれば本

病は地方前発を阻止するだけの死亡率と感染力を有するからである。判つた範囲だけについて述ぶるなら、蓋平県及復県に非常に多く、又関東州内大連近郊にも存在し、遼陽県及遼中県にも多いらしく、撫順、奉天にも証明せられ、吉林及新京附近にも存在するもの、様で、熱河からも証明せられて居る。此外奉山線一帯にも想像せられ、支那山東省と相対する遼東湾に面する一帯の地に、最も多いのではなかろうか。

本病は田野に囲繞せられた村落、山間の低地に、渓流を配する村落に見らる、もので、家族発生の傾向は著しくないが、一家全滅の例もある。一五歳以下の小児が犯され、三才乃至七才の間に罹るものが最も多い。慢性不整熱で発病し、脾腫貧血羸痩を来して下痢、咳嗽を伴ふ事多く、鼻及口腔粘膜の壊死性病変を起すこともあり、顔面、皮膚等に東洋瘤を見たこともあつた。一般に脾腫による腹部膨満、羸痩や貧血が著明である。

五、赤痢の流行状況

赤痢発生状況。昭和二年より昭和七年に至る最近六ヶ年間に於ける関東州内及び州外満鉄附属地に於ける在満邦人間の赤痢発生数を、統計的に調査すれば次の如くである。（第三表参照）

年度別	人口総数	赤痢発生数	人口一万ニツキ罹患率
昭和七年	242.524	1455	59.6
六年	220.038	1260	57.3
五年	215.463	1538	63.3
四年	203,002	1679	82.5
三年	192.833	1395	83.6
二年	185.199	1370	74.0
平均		1450	69.0

即ち例年平均一四五〇名宛の赤痢が発生して居ることになる。満洲在留邦人間に於てはこれを人口数から考へると、人口一万に付き平均六九名の患者が出て居り、これを日本内地の人口一万に付き平均四名の患者発生状況に比較すれば、実に驚く程満洲に赤痢が多いことゝなる。これは関東州及満鉄附属地内に於ける発生数であるが、これを一度附属地外に就て考察するとき、その数が莫大なものとなるであらうことは想像に難くない。

六、腸「チフス」の発生状況

腸「チフス」の発生状況に就て統計的観察をなせば、第八表の如くとなる。本統計も関東州及び満鉄附属地に於けるものである。

年度別	人口総数	チフス罹患者総数	人口一万ニ対スル罹患者数
昭和七年	242.524	365	15.1
六年	220.938	456	20.7
五年	215.463	664	30.8
四年	203.002	724	36.6
三年	192.833	740	38.4
二年	185.199	767	41.4
平均		6.23	30.5

即ち満洲では毎年平均六二三名位の腸「チフス」患者が発生して居る。これを人口と比較して見れば、人口一万に付き患者発生の割合は、平均三〇名位であつて、日本に於ける平均六名位と比較すれば、満洲の在留邦人が如何に腸「チフス」に依つて悩まされて居るかを容易に知ること

が出来るのである。

七、在満邦人の結核死亡率

満州に於ける結核蔓延状況を知る為には、在満日本人の死亡統計より之を知ることが最も現在のところでは確実味があるのである。これに関して三浦及び川人氏の詳細なる報告がある。以下之等の報告を基礎として日本内地及び各国とを比較して、如何に満州に結核が多いかと云ふことを知りたいと思ふ。

其れには先づ結核に犯されて斃れた人々の死亡率を、他の呼吸器病乃至は消化器病、急性伝染病の其れと比較して見たい。それに就て第一表には満州在住日本人、日本内地及び東京市に於ける各病の死亡率を比較して示したのである。

第一表　結核及び他疾患死亡率の比較（人口10000に付）　川人氏統計

	在満邦人（1925−30平均）	日本内地（1925−30平均）	東京市（1925）
結核	20.6	19.7	21.4
呼吸器病（肺炎気管支炎）	30.9	29.0	26.0
消化器病	21.1	34.6	19.7
伝染病（結核以外）	22.8	12.9	20.7
全身病（癌腫其他）	17.7	35.8	12.4
神経系病	8.8	30.1	21.4
循環器病	9.1	7.2	5.6
泌尿器病	6.0	10.9	13.3
外因死	6.8	6.4	4.7
妊娠及産	0.9	0.9	1.7
皮膚及運動器病	0.6	1.1	0.8
死因不詳（[illegible]を含む）	0.1	0.9	2.8
総計	152.0（訂正 182.3）	194.8	166.0

表に示した如く在満邦人及び日本内地、東京市の何れに於ても、結核の死亡率は極めて高率を示してゐる。殊に呼吸病と分類せられて居る死因の中で、気管支炎等が其の何パーセントかは恐らく結核であることが想像せられるのであるからして、其れをも合併したならば結核の実数は更に多くなる筈であり、多くの統計研究者も結核の死亡率が事実は死因統計中首位を占むべきものと想像せられて居るのである。

第二表

在満邦人、日本内地、東京市及び英国の年齢別結核死亡率（人口10,000に付）　川人氏統計。

年令	在満邦人（1925－30平均）	日本内地（1925－30平均）	東京市（1925）	英国（1926）
0—1	13.5	6.8	11.4	
1—4	18.0	6.1	17.9	9.3
5—9	10.5	5.1	13.7	3.4
10—14	15.3	10.8	21.7	3.4
15—19	39.2	40.1	33.9	9.6
20—24	32.8	43.8	28.5	13.5
25—29	20.5	34.4	29.5	12.7
30—34	18.8	25.1	26.2	
35—39	16.2	18.7	24.5	11.3
40—44	16.7	16.3	21.7	
45—49	21.1	15.2	21.1	11.3
50—54	23.7	16.3	23.5	
55—59	23.6	15.3	27.0	9.4
60—69	21.5	13.0	25.0	6.4
70	10.3	7.0	12.7	3.1
平均	20.6	20.4	24.4	9.6

次に在満邦人の結核死亡率に就て、年令別に検討して見たい。

前記した如く満洲在住邦人の結核死亡率は、人口一万人に付て二〇、六と云ふ数字を示してをるのであるが、これら年令別に比較するとき実際はその二倍ともなるべきものであると云ふのである。（第二表）

即ち「結核死亡統計を年令別に考察するときは、零才にて日本の約二倍、一―四才にては二、九倍、五―九才にては二、一倍、十―十四才にては一、五倍にして、二十―四〇才にては日本が多いが、それ以後に於ては再び高率となり、四十五才以後では平均一、五倍に達する。此の壮年期に於て満洲の方が低いのは、羅患後内地に帰国して死亡する為に、満洲の統計には表れないものが多いのと、一方此の年令の者は内地より移住した比較的強壮な者の多いことが原因であつて、満洲に於ける結核死亡率は小児期に於けるものを以て、真の姿と考ふることを得るものであつて、仮に此の比率に依つて訂正死亡率を求むれば、実に三七・三の高率となると云ふのである。

果して三浦氏等が云ふが如き数字（二倍）が真なるや否やは多少の疑点があるにしても、満洲に於ける結核死亡率が日本内地に比して遥かに高率であらうと云ふことは誤りないものと思ふ。

次に之を主なる外国と比較し第三表に示した。

本表により満洲の結核死亡率が如何に高率であるかと云ふことを知ることが出来る。即ち英国、米国、独逸、ベルギー、カナダ、オランダ等何れも人口一万に付きて十人未満であり、チリー、ポーランド等を除いた他の国に於ても、何れも十七人未満であつて、之を日本及び満洲の二十人内外に比すれば少いのである

第三表

日本、在満邦人及び列強の結核死亡率（人口一万に付）

国名	年次	結核死亡率	
英国（英蘭及ウエルス）	1929	932.	

北米合衆国	1929	7.4
独逸	1929	8.7
加奈陀	1928	7.5
瑞典	1929	13.1
伊太利	1928	13.4
佛国	1929	16.6
智利	1928	25.6
波蘭	1927	19.1
白耳義	1929	9.23
濠洲	1929	15.65
西班牙	1929	13.62
和蘭	1929	8.6
露国 レニングラード	1923	29.3
露国 モスコー	〃	17.5

日本	1929	19.6
	1930	18.6
	(1925−30平均)	20.4
満洲(在満邦人)	(1925−30平均)	20.6

八、ペスト

満洲に於て発生した過去のペストは、記録を辿つて見るに明かに肺ペストも腺ペストも在つた。

(イ) 肺ペスト

記録の示すところによると、満洲に於ては近世になつて肺ペストの流行は明かに二回在つた。明治四十三年末から翌四十四年の春にかけて一回と、大正九年末から十年にかけて一回と都合二回がある。

この中前者は殊に激烈を極めた流行であつて、明治四十三年十月中旬から下旬にかけて、満洲里で発生した肺ペストが、鉄道並に船舶の交通に沿つて哈尓浜、長春、奉天と順次南下し、遂には陸路山海関の方からと、大連よりの船舶によつて山東半島の方からと、この両方面から入つて北支那一帯をも風靡し、この流行に於て失はれた人命は、満洲だけでも公式の記録によれば四三、九四二を算するを以て、実際は五万を下らなかつたと推測せられる。

大正九、十年の肺ペストの流行も現在の興安北省を起点として発生し始め、この際も鉄道沿線に沿つて、哈尓浜の方に伝播したのであるが、南満に於ける防疫措置宜しきを得た為か、前回に比して南満に及ぼした被害は軽かつたが、北鉄線に沿つて東漸し、大正十年春四月九日には浦塩に迄及んで居り、浦塩では秋十月になつて漸く終熄し、四九八人の死者を出した。この流行に於ける満洲内の患者死数は合計八、五〇七名となつて居るから、これも或は一万名を越して居たゞらうと推察せられる。

以上の二例が明かな満洲に於ける二大肺ペスト流行であるが、其何れも極西北方の国外或は国内の腺ペストとして始まり、それより肺ペストに移行して全国を風靡したものであることは確実であつて、肺ペストの突発等と云ふものではなく、ペスト疫学の常道を踏んで居るものである。

只其腺ペストの原因は何であるか、タルバガンであるか、他の鼠族であるかは今日決定し難い。タルバガンであると遽かに判定し得ないと同時に、他の鼠族であるといふ記録も證左が無い。

（四）腺ペスト

次に腺ペストの問題であるが、以下腺ペストを単にペストと呼ぶことゝする。

満洲国は現在遺憾乍らペストの常在国である。然らば一体満洲国には何日頃からペストが常在するやうになつたのであるか。この事は今日必ずしも確実に決定しかねる。然し近世になつて満洲国内ペスト発生年代

として各所から発表せられたものを見れば第一表に見る如くであつて、恰も宣統三年以来の如く見える。即ち明治四十三年の肺ペスト流行は死者五万を算したやうな濃密な流行であつたので、その際患者から蚤などを介して鼠族間に移行し、遂に拭ふべからざる鼠族ペストとして土着するに至つたものとも考へ得ないわけではないが、必ずしもかく断定するわけには行かぬ。主なる記録を散見するに一九〇五年一九〇六年頃にも満洲内にペストが在つたことが判るのみならず尚一八九八年にも遡り得るのがあるから、整然たる記録が無いといふだけで、満洲には相当古くからペストがあつたと考へて大過ながらうと思ふ。北西に隣接したザバイカル地方は、古くからペスト、根元地として有名である。それより西方一体、天山山脈地方、支那トルキスタン地方、キルギス地方等は又有名なペスト地帯である。又蒙疆オルドス、寧夏方面にもペスト常在地帯が存在する。

第一表　京白沿線ペスト発生史録（吉林省記録）

発生年	発生部落	初発期	終発期	死亡概数
宣統二年（明治四十三年）	高家店、大葦子溝、七家子屯、小呂家屯、婁家堡子、瑪家囲子、万金塔	旧十二月	翌一月末	
民国七年（大正七年）	花園子、閙鷹台、爬式屯	旧七月中旬	八月下旬	五三
民国九年（大正九年）	地印子、歡延良屯、下家囲子	八月上旬	九月末	五〇
民国十八年（昭和四年）	雙瓏山、楊樹林、黄家大院屯、牛尾肥山	六月末	九月上旬	一六〇
民国十九年（昭和五年）	孔家屯、韓遅渓子、小牛窩堡、梅家屯、網家店屯、五里坑子、白鴉山屯、瑪鳳崗屯	七月中旬	九月末	二四六
民国二十年（昭和六年）	五里坑子、西白鴉山屯、花園子、崗上屯、韓家堡子	七月上旬	九月末	八三
大同元年（昭和七年）	花園子、牛尾肥山、韓家堡子	七月下旬	九月末	七〇

これ等の点を総合すると、満洲国ペストの起源は的確に決し兼ねるとしても、宣統以来といふが如き新しき歴史のものではなく、相当古いものであらうと想像するのが至当である。只満洲帝国建国以前は都会地は格別、奥地農村のペストなどは殆ど行政外に置かれてあつたゝめ、記録の信ずべきものがなく、第一表の如きも夫々地方の古老の朧げな記憶を辿つて新しく調べ上げられた或意味に於て、貴重な資料であるといふに過ぎない。

満洲建国後、農村ペスト地帯の真相は急激に明白になつた。康徳元年民生部は通遼、洮南毎に夫々ペスト調査所を設置し、翌年から専門的に各々其管轄地域内の調査防疫に当らしめて以来、今年迄満七ケ年の努力に依り全貌明かとなつた。其後両調査所は夫々鄭家屯、前郭旗に移転せられたが、業務は同様に継続せられて居る。その調査報告に基いて建国後ペストが発生した地方を旗県別にすると一七県九旗一特別市となる。

これらの地方に蔽はれる地域は長さ約七〇〇粁、幅約三〇〇粁を占め

る宏大な面積を有するのであるが、それらの凡ての地域がペストに関して同等の汚染を被つて居ると見るに当らぬ。多年の経験に徴すれば、それらの地域でも各年毎に患者の発生を見る処と然らざる処があるのであつて、其経験に鑑み民生部では行政上の必要から其汚染の程度に従ひ、最汚染地域、汚染地域、危険地域に属するものは十一県二旗、最近殆ど各年毎に其地域の何処かにペストの発生を見て居るもの、汚染地域は毎年発生を見なくとも明らかにペストが土着して居るであらうと推察すべき地域であり、二県七旗が之に属する。危険地域なるものは曽て患者の発生を見たことがあるか、患者が他の地域から移動して来て発病したといふ様に、地域其もの、汚染の程度の極めて淡いものの四県と、国都なるが故の新京特別市がこれに含まれて居る。これらの地域の区別、特に最汚染地域と汚染地域との間には、本質的の区別は無いのであるが、過去の経験に鑑み、不足なる防疫力を以て、実際上の被害を最少限度に阻止する手段の一として合理的であると思ふ。

扨て、これらのペスト地帯が年々幾何数の患者が発生しつゝあるかと云ふに、大体第二表に示す通りである。

第二表　患者発生年度別

年次	発生	治癒	死亡
大同二年	一、二六一	二五	一、二三六
康徳元年	七七一	一	七七〇
康徳二年	三四二	三	三三九
三年	一四七	三	一四四
四年	二四八	九	二三九
五年	七一八	三一	六八七
六年	六五七	一五七	五〇〇
七年	二、五五〇	五一八	二、〇三二
八年	七〇五	一五四	二五五

第二表に掲げた数字を見るに、康徳二年專担的に防疫開始して以来三年——四年は年毎に患者数の減少を見、恰も防疫の効果が歴然と現はれて居るが如く見えるが、其後に於て必ずしも患者数が減少しては居らない。

九、克山病

克山病とは現在満洲国の三大地方病の一として、広く世に知られて居るのであるが、此の名称は康徳二年（昭和十年）晩秋初冬の候、満洲国龍江省管下に病状並に原因不明な疾患の発生が喧伝せられ、それが特に克山縣下に顕著であつて、最初に同縣当局者より報告され且その後の調査研究が主として克山縣を中心として施行された関係から、調査班会議に於て病原の闡明せられるまで、暫く之を克山病と言ふ仮称のもとに取扱ふ様決定され、現在に及んで居るものである。

北満の地に於ける人類居住の歴史は極めて古い。然し克山地方に現在

の様な形に於て農民の定住したのは最近のことであつて、三十年を経た者は寧ろ古い方であり、二十年、十五年の者多く、一部は今日尚移動して居る状態である。従つて同地方に於ける克山病の歴史もさまで古く遡ることが出来ない。又国家としての正確な記録が存するわけでも無く、住民の記憶によつて之を訊ねる以外に道が無いので、極めて漠然としたものではあるが、現在知られて居る範囲に於て、大体民国三年（大正三年）に遡り得るもの、様で、殊に民国七、八年（大正七、八年）の頃に於ける続発は、今日尚当時の土着民の明らかに記憶する処である。その後も年により多少の発生を見た様であるが、一般的に見て住民の記憶もさまで正確でなく散発性であつて、その数もあまり多い様ではない。

旧政権時代に於ける黒龍江省記録によると、民国六年頃一種の不明疾患が北満を風靡し、官民に一大衝動を与へたとある。その症状今日の克山病に酷似して居り、大体住民の記憶を裏書きして居る。此の様にして康徳二年（昭和十年）晩秋に至り、満洲建国後最初の多発を見、更めて

世上の注目を惹くに至つたものである。

克山以外の地域に於ても大体同じ様な事実が見られる。富裕縣下に於ても民国八年（大正八年）以降、本病に近似した症状の下に死亡した者女子七名を算して居るが、康徳二年（昭和十年）に至り突然男子一名、女子一三名の死者を続出するに至つて、更めて部落民の注目する処となつた様である。同じく通北、克東、龍鎮、徳都各県下に於ても、本疾病の発生は康徳二年以前に遡り得る様である。

又通北省綏稜縣下に於ては、康徳九年（昭和十七年）末、多数の急死者が続発し、調査の結果之が克山病であることが判明したのであるが、住民の言によると民国十八年（昭和四年）、康徳三年（昭和十一年）等の年にも多発した事があり、その前後にも多少の患者があつたもの、様である。

此の様に本疾患は相当古くから各地に存在して居り、年々多少の患者の発生を見てゐるのであるが、その数が必ずしも多くなく、その本態に

関して特殊な注目を惹くこともなく経過して、之が或る年次に於て突然続発乃惑を振り、多発して官民の関心を惹起するに至るものと見るべきである。

満洲国内に於て康徳二年（昭和十年）以降、本病が発生した処として報告されて居る地域は左の如くである。

北安省　克山、北安、依安、克東、通北、徳都、嫩江、綏稜、鉄驪の各県
龍江省　龍江、景星、甘南、富裕の各県
浜江省　青崗、東興、安達、蘭西、五常の各県
黒河省　璦琿県
興安東省　布特哈旗
間島省　延吉県
通化省　臨江、輝南、撫松の各県
熱河省　圍場県、喀喇沁左旗

以上の八省、二六県旗に亘るが、此の中で調査班の手によつて実際に詳細調査したものと然らざるものとがあり、多少の取捨選択を要するもの、様である。他方発生地であつて、未だ報告されて居ないものもあるのではないかと想像される。

此の様に挙げて来ると本疾患は相当広範囲に亘つて蔓延してゐる様な感を与へるのであるが、之を各県下に於ける患者発生の分布状態を詳細に考察すると何等か特異な地域的偏性を否定することの出来ない様な状態が見られる。発生数の少い処では其の間の状況を詳かにする事が出来ないのであるが、比較的多数に発生した地域に就て一、二例を挙げて見る。

先づ特に重点を於て詳細に調査した克山県下に就て見ると、同県下に於ける行政区劃は約二四〇を算し、各区劃によつて差はあるが大体一区劃に一、二乃至数個の部落が存在してゐる。而して、昭和十年―十一年の二ケ年間に亘つて明かに克山病患者並に死者と思はれるものを出し

たのは、その内の二七区劃、三四部落である。而もその内でも昭和十年特に多数に発生したのは張雲園屯（三四名）、後三馬架（一九名）二部落があつて、その他の発生部落に於ては大体二、三名宛に過ぎない。又発生部落数の二〇倍もの同縣に同じ様な条件のもとに散在して居る部落には、相当綿密に調査したのであるが、遂に克山病患者と認められる様なものを発見することが出来なかつた。その後、今日に至る迄同県下に散発的に年々発生を見て居る様であるが、康徳八年（昭和十六年）再度多発した際に、やはり前記張雲園屯に数名の患者を出したと云ふことは、特に注目に値すること、信ずる。

次に熱河省圍場縣下に於ける康徳四、五年（昭和十二、三年）の発生に就て之を見ると、患者の出たのは圍場縣城西北方、山間の渓谷内に僻在する一定部落に限局されて居るのであつて、同県下に広く存在して居る訳ではない。此の様なことは凡ての発生縣下に於て見られることであつて本疾患の特異な点の一として挙げなければならぬ。

康徳二年（昭和十年）龍江省管下に本病の多発した際、特に青年子女に多くの患者を出した事に注目せられ、所謂北満の女泣かせの奇病として世に喧伝せられたのであるが、此の事は後日の調査の結果必ずしも然程ではないことが證明された。即ち本疾患の罹患者の性別を見ると、龍江省の昭和十年――十二年の三年間の患者総数二五〇中、男五四、女一八五、不明一一となつて居り、絶対数は女性に遥かに大である。同じく康徳四年（昭和十二年）迄の圍場県下の発生数に就ても、男一八、女四九があり、康徳九年（昭和十七年）徳松縣城外迄でその症状から克山病と推定されたものは男一〇、女二九である。その他の地域に於ても、発生数が少くてはつきりしない様な場合もあるが、総じて女に多い。

年令別に之を見ると、女子に於ては絶対多数が十六才乃至三十五才の範囲に入る。例へば前記三年間の龍江省管下のものに就て、十五才以下が二九名、十六才乃至三十五才が一一三名、三十六才以上が三四名となつて居り、その他の地域に於ても略々此の数字が裏書きされて居る。男

子に於ては此の年令別の関係はあまりはっきりしない様である。

此の様な患者の性別、年令別罹患率に就て正確な数を得る為めには地方住民の性別、年令別の人口を知る必要があるが、一般に現在の満州国の農村に於て男子に大であって女子に小であることから推しても、本病の罹患率は女子に於て遥かに優位であることは明かである

此の事実を如何に解釈すべきかは暫く措き、現地農民の生活姿態に於て屋外労働のみならず、家庭労役の大半迄も男子の司る処であるのに反して、女性は極端な迄に坐居的生活をなす事実を附記して置く。

発病から死亡に至る疾病の経過日数は康徳二年（昭和十年）龍江省管下の発生に就て分明する範囲で、一日未満（即日）死亡したもの五一、二日目一六、三日目二、四日目一となり、康徳三年（昭和十一年）度の発生に就ては即日四二、翌日一四、三日目四、五日目一、十一日目一、不明二となって居る。

即ち夜半乃至早朝に発病、その大部分のものはその日の内に死亡し、三日以上に亘るものは稀のやうである。但し極めて稀には十日以上も経過した後死亡するものもあり、或は比較的短期間の内に発作を繰り返へす様な場合も見られる。

主訴として毎常に見られるものに、悪心、嘔吐、胸内苦悶、胸痛、心窩痛、呼吸困難等が挙げられる。

臨床所見としては、意識は死に至る迄明瞭であり、神経系統の異常は見られず、下肢腱反射等も正常である。胸内苦悶の為め輾転反側し、呼吸困難を認め、顔面蒼白苦悶状を呈し、四肢冷厥、冷汗を発し、体温は普通以下となる。脈搏は微弱或は全く触れず、低血圧を示し、心尖搏動も触れず、心音は微弱で心律は不整となる。肺には屡々副呼吸音を認めるが腹部には著変が認められない。

要之、本病は心臓機能障碍による急性循環不全状態を主徴候とする。

十、地方病性甲状腺腫

地方病性甲状腺腫は、我国では台湾を除いては殆んど見られない。満洲国では諸所に本病がある。孰れも小蔓延であるが、独り熱河省全般より万里長城を越えて一部北支に及ぶ地域は相当広範囲に本病の蔓延があり、且つ罹患率も高い。

吾人は之を便宜上熱河地方病性甲状腺腫と呼んでゐる。本病が直接或は間接に現住民に及ぼす影響は大きい。又邦人が該地方に発展する場合にも由々しき問題となる。即ち本病の原因的究明と同時に、その予防対策乃至治療法を講ずることは、日本医学に課せられたる任務であると信ずる。

甲状腺が慢性に腫大する疾患を甲状腺腫と称してゐる。地方病性甲状腺腫とは一地方に於ける濃厚な甲状腺腫の蔓延を意味してゐる。反之、罹患率五%以下の場合は散発性甲状腺腫と称して居る。従って非蔓延地に見られる単純性甲状腺腫、破瓜期甲状腺腫、バセドー氏病、甲状腺炎、

悪性甲状腺腫等は地方病性甲状腺腫と区別せらるべきである。

此等地方病性甲状腺腫は地理的分布により、山岳性甲状腺腫、平地或は低地性、甲状腺腫、海岸性甲状腺腫に分類せられる。山岳性甲状腺腫は実質性甲状腺腫に始まり、初生児甲状腺腫が見られ、クレチン病、粘液水腫、聾唖等の甲状腺機能低下乃至脱落症状を呈するものあり。アルプス山脈、ヒマラヤ山脈等に見られるものを示す。海岸性甲状腺腫は、腺腫が多く膠様性で、実質性は寧ろ尠く、初生児甲状腺腫も尠く、クレチン病は存在しないのが普通である。従って沃度に反応し易く、甲状腺機能亢進の傾向を有してゐる。和蘭、諾威の海岸、ダンチヒ地方に存在するものを謂ふ。平地或は低地甲状腺腫は両者の中間にあって、ダニューブ河、バイカル湖畔等の甲状腺腫を指す。

熱河地方病性甲状腺腫は山岳甲状腺腫に属する。其分布状態は万里長城三関門と称せられる古北口、喜峰口、冷口の高原地帯より、承徳、平泉、凌源、密雲、豊寧、石門営により囲繞せられた地域は蔓延最も濃厚

で、それより漸次罹患率が低下し、北は赤峯、東は朝陽、南は山海関、西は北京の以北順義と結んだ線が本病蔓延の境界である。就中、馬蘭鎮喜峯口、平泉等は夫々八五、四％、七六、三％、五九、五％の高度の罹患率を示してゐる。

斯かる蔓延地域に於て蔓延中心地と罹患率低き蔓延辺縁地とでは、疫学的に多少の相違がある。

蔓延中心地では発病年令が早い。即ち初生児、幼年期甲状腺腫が見られ、学令期に漸次その数を増し、思春期に最高頂に達する。然るに蔓延辺縁地では思春期に始めて発病し、壮年期に罹患率が最高に達する。

又性別的に観ると、中心地では男女の罹患率の差異は大略相等しいか大差を認めない。例へば馬蘭鎮では男女罹患の比率は一対一、一であるが、辺縁地例へば赤峯（罹患率一三、〇％）では一対六、二になる。

腺腫の形態、腫大度も辺縁地では著明な腫大は寧ろ尠く、浸潤性のものが多いが、中心地では腫大度も著明なもの多く、腺腫状時には人頭大にも達するものあり、又結節性のものも多い。其他クレチン病、粘液水腫、聾唖等は中心地に多く、辺縁地には殆んど存在しない。

以上の諸事実は殊に地方病性甲状腺腫の発生要約を考慮する場合種々の示唆を与へる。即ち内的因子及び外的因子は共に重要なる役割を演ずるものであるが、甲状腺腫が地方病性に存在する意義は如何に土地結合性因子が重要であるかを推定するに困難でない。此の点更に予防及び治療向題に対しても充分考慮せられなければならない。

十一、北満、蒙古の性病

大東亜共栄圏北辺の守りを固むる我が満洲国に於ても、性病向題は各方面に甚大なる関係を有するもので、新京、奉天、哈爾浜の如き大都市或は一時的在住邦人の夥しき北辺諸都市、諸地方に於ては統計の示す所に依っても亦は担任衛生技術官の言に徴しても、日満各系の特殊婦女子に於ける性病罹患率は、平均内地に於ける夫れの三倍以上といふ驚く

べき値を示して居る。制度上に於ては毎月厳重なる定期検診の下に罹患者は病院に収容充分なる治療を為さしめられる事になつて居るが、医師の不足、病院施設の不備等の為に却々思ふに任せぬ点が多い。此の傾向は北方満地方に於て殊に著しい様である。更に又満系に於ては種々の理由に依り、取締りも比較的厳重ならざる傾きがあり、従つて罹患率もそれ丈大である。数年前の統計ではあるが、満鉄日系社員六、〇七二名の検索に於て、黴毒血清反応陽性八、〇八、疑陽性四、五四%あり、又淋疾の既往症を有するものは一四、九%に達して居た。衛生技術廠に於ける昨年迄の最近四ケ年間に於ける新京市内各病院よりの検査依頼血清の黴毒血清反応陽性率（ワツセルマン―ブラウニング法、村田両反応共に陽性なるもの）を見るに左表の如き高率を示して居る。日系、満系に依る罹患率の差異は認められなかつた。

開拓地に於ける性病蔓延状況に関しては、遺憾乍ら未だ充分なる資料が備はつて居ない。三江省に於ける開拓村二個団にて、夫々ワ氏二〇、五

衛生技術廠検査依頼血清黴毒反応陽性率

民族	検査数	陽性	陽性率%
内地人	一、三九〇	四三〇	三〇、九
満系	六八九	二一一	三〇、六
其他及不明	七五	二一	二八、〇
計	二一五四	六六二	三〇、七

村田反応二三、八及びワ氏一六、六村田一七、五%を挙げた報告あり、又我々が北安省に於ける二ケ村にて夫々二〇%前後の黴毒反応陽性率を見た事あるに過ぎぬやうである。仄聞するに開拓地の人々に於て一部偶々都市に出で来つて其機会ある時には、対象として多く満系を求むる事ありとせられて居るが、上述の如く満系特殊婦女子に性病罹患率の著るしく大なる現状より見れば、これは頗る危険と言ふべきであつて、斯く

あれば罹患者も或る程度の数に上り来る事も想像するに難くない。現地に於て実際診療に従事して居る公医或は地方衛生技術官の言は多くは之を裏書して居る。尤も関係機関等にて現地疾病調査或ひは巡廻診療を為す際には性病を疑ふ者はあまり多くない。我々の二三開拓村に於ける経験に於ても同様で、淋疾を訴へ来り、或ひは之を発見したものは一、二名に過ぎなかつた。

何れにして此問題は当該個人はもとより、開拓政策の将来に対しても重大なる関係を有するものであるから、今後徹底的に之を究明し、適切なる対策を樹立する必要がある。殊に一昨年度より満洲開拓青年義勇隊の一般開拓団移行が続々行はれて居る。斯かる遥かに種々の束縛を解かれた血気の青年に於て、性病の相当程度の蔓延を見る虞なしとは保し難い所であつて、我々は之に対し殊に慎重なる考慮を払ふべきである。

満系殊に農民の性病に就ては従来あまり多く報告されて居ない。満洲各地主として西部、北部に於ける前後十四回に亘る満洲医科大学巡廻診療班の記録に依れば、黴毒罹患率は一〇%内外の事多く、時に二〇%を越える事もあつた。淋疾は明らかに記されて居らぬ場合が多いが、之も一〇%内外の成績が挙げられて居る。但し此等は満系のみならず蒙古人も其中に集計せられて居る様である。

現在満洲国にては二、三年来徴兵制度の実施と共に、国兵検査が行はれるに至り、壮丁に於ける性病蔓延状態も稍々明らかにせられ来つて居るが、これに依ると次表の如くである。

満系募兵検査性病統計（千分比）

年次	淋疾	黴毒	軟性下疳	計
康徳七年	五、四三	一、九二	一、七六	九、一七
仝　八年	三、八二	一、三五	一、五八	六、七〇

右の値は蒙古族又は回族を含まぬ。

右の成績は日本に於ける最近の壮丁性病罹患率一一‰に比較すれば寧ろ優秀なりと言ふべきである。

第四性病は算入せられて居ないが、これは各地にて一般人間に相当散発見せられて居るから、実際には壮丁中にもあると想像せられる。

黴毒に関しては我々の検索に依るに、新京に於ける満系官吏の黴毒血清反応陽性率一九二名中一一名即ち五七%であつて、日系官吏二三一名中一八名即ち七、八%より寧ろ低率である。

囚人黴毒血清反応職業別陽性表

職業	検査数	陽性	陽性率%
農	五八〇	七三	一二、六
商	一六五	三四	二〇、六
苦力	六一	一一	一八、〇
官公吏	三七	六	一六、七
職人	二八	二	七、一
藝人	二七	一〇	三七、〇
其他	二〇	三	一五、〇
計	九一八	一三九	一五、一

又下層階級として新京監獄の男子囚人を選び、之に於ける成績を見るに第四表の如く平均一五、一%の陽性率あり。此内農民に於て一二、六%、商人に於て二〇、六%の値を示して居る。斯かる犯罪者に於ては、其罹患率は一般に比較して高かるべき道理である。

斯く以上の諸検索の結果よりすれば、一般満系に於ける黴毒罹患率はさまで高からざる事が想像せられる。即ち日本に於ける多くの統計の示す値六一一三%の範囲内にあるであらう。

一般に蒙古民族の間に於ける性病蔓延度は極めて大なりと称せられて居る。壮丁検査成績は明らかに之を證して居り（次表）、之を前掲満系壮丁の罹患率に比較する時には顕著なる差異を示して居る。

蒙古族募兵検査性病統計（千分比）

年次	淋疾	黴毒	軟性下疳	計
康徳七年	一四、一〇	三、九七	一、七八	一九、九七
仝　八年	一〇、〇一	六、八〇	一、八六	一八、六八

蒙古人は淋疾は乗馬等に依り、何人も之を患ふものと妄信して怪しまず、又男子は一生に三度之を経過せざれば、一人前ならずとし且女子には絶対に淋疾の如きものはないと信じて居る由で、治療もなさず之を放置し、斯くして益々其蔓延を助長せしめる傾きがある。第四性病は表に挙げられて居らぬが、興安北省保健科長小松博士に依れば、同省内に於ける氏の真摯なる蒙古人性病調査行に於て、少くも二例の確実なる第四性病患者を見出したと言ふ。

蒙古族の黴毒罹患率に関しては、満州国内及蒙疆に於ける調査成績が従来数多く発表されて居る。大部分は井出氏反応のみにて検査を行ひ、

多くは二八、八乃至四九、四％の陽性率を挙げて居り、一、二軍人、学生の如き特殊階級の検索に於て一二、四又は一七、八％の値を出して居る。川瀬博士等は二、三年来興安西及北省当局の依頼に依り、蒙古各族に於ける黴毒血清反応検査に当って居るので、次に其成績を概略記述する事にする。

蒙古各種族黴毒反応陽性率（男女計）

種族	六－十才	十一－十五才	十六－二十才	二十一才以上	計
ハルハ	一〇二	一、〇〇五	一、〇七六	五、三六〇	七、五四三
	八	一二五	二〇五	一、三三二	一、六七一
	七、八％	一二、四％	一九、〇％	二四、九％	二二、二％
ブリヤート	五五	一〇四	八二	五一九	七六〇
	九	一七	二〇	一四二	一八八
	一六、七％	一六、三％	二四、四％	二七、四％	二四、七％

オルート	一八	三四	四六	一九〇	二八八
	三	八	二二	六三	九六
	一六、七%	二三、五%	四七、八%	三三、二%	三三、三%
ダホール	四五	三七	二四	一七一	二七七
	一	一	〇	一四	一六
	二、二%	二、七%	〇	八、二%	五、八%
ソロン	九一	一五九	一八四	六四二	一〇七六
	七	二	二七	一三九	一八五
	七、七%	七、五%	一四、七%	二一、七%	一七、二%
バルガ	一四二	二一三	二二〇	一四七六	二、〇六七
	一一	二五	六五	四九二	五九三
	七、七%	一一、七%	二九、五%	三三、三%	二八、七%

蒙古民族各種族の黴毒血清反応陽性率は、右表に挙げた如くである(但しバルガ族は小松氏による)。各種族に依って陽性率に著るしい相違が看取せられ、オルートが最大で、バルガ、ブリヤート、ハルハ之に次ぎ、ソロンは比較的少い。殊に小なるはダホル族で、其の陽性率は之を日本に於ける各地の検査成績と比較しても寧ろ小であると言へる位である。ダホル、ソロンは本系の蒙古族と称し得ず、其風俗習慣も従ってこれと差異あるものであるが、或ひは斯かる点に其陽性率小なる理由を帰せしめ得るであらう。青年期に於て陽性率の著増を見るが、これは此疾病本来の性質として当然ではあるが、一面又彼等の間に黴毒の侵淫著しきを物語って居る。殊に六一十才の陽性率は、バルハ、ソロンにても八%に近く、オルート、ブリヤートの如きは一六%以上にも達して居るが、之を東大小児科外来に於ける先天黴毒患者一、五%なる値に比較する時、如何に黴毒が蒙古民族を蝕んで居るかゞ遺憾なく窺はれる。蒙古族の大宗たるハルハ族は興安西省の調査

であるが、二十一才以上の陽性率は約二五%を示し、従来の他の報告に於けるより少い。但しこれにても満系と接触の比較的多い調査南半地域と然らざる北半地域とに二分して見ると前者が一九、八%なるに対し、後者は二九、五%に達して其間明らかに差異あり、頗る興味ある示唆を与へて居る。廿一才以上の男女間に於ける陽性率の差は左表の如く、ダゴルを除いて女子の間に著るしく大である。これは一般に蒙古族は極めて早婚で且つ夫より妻の方が年長なる場合が多いのであるが、或は斯かる点も関係あるやも知れぬ。

二十一才以上男女別陽性率

	ハルハ	ブリヤート	オルート	ダゴル	ソロン	バルガ
男	二三、四	二三、六	二九、七	八、六	一七、九	二八、九
女	二八、一	三三、三	三八、九	七、八	三五、二	三五、二
計	二四、九	二七、四	三三、二	八、二	二一、七	三三、三

蒙古民族は一般に篤く喇嘛教を信仰し、喇嘛僧の一般民衆に及ぼす万般の影響は見逃すべからざるものがある。前田氏及小松氏は夫々原又は西新巴旗（共に新バルガ旗）にて三六、九%、四二、〇%の黴毒陽性率を喇嘛僧の間に認め、以て喇嘛僧が黴毒伝播の重大なる役割を為して居る事を推断して居る。川瀬博士等の検索に依るに、ダホル、ソロンには喇嘛僧なく、ブリヤートは六二名中八名、オルートは一四名中七名の陽性者を認め、ハルハ族では喇嘛僧六六〇名中一七〇名即ち二五、八%の陽性者あり、之を全ハルハ族の陽性率二二、二%に比較すれば統計学的には必ずしも大ではないが、併し喇嘛僧が蒙古民族間に於ける黴毒侵淫状態に関し、全く無関係であるとは言ひ得られぬ。今各喇嘛廟に就て陽性率を見るに、廟によつて大差あり、或ひは八、八%の低率に過ぎぬ所あり、又三三、八%の高率を示し、明らかに統計学的差異を有するもの、あるを認めた。

傳染病患者病類別發生及死亡數（康德三年）

	病名	發生	死亡
一般傳染病	總數	194.883	14.780
	赤痢	5.540	1.269
	水痘	2.681	489
	風疹	4.416	219
	再歸熱	1.236	134
	流行性耳下腺炎	4.017	351
	流行性感冒	44.096	2.309
	格魯布性肺炎	1.932	329
	瘧疾	4.949	266
	丹毒	1.244	87
	敗血症及膿毒症	1.812	283
	產褥熱	2.135	541
	破傷風	2597	198
	恐水病	410	76
	百日咳	11.505	1.034
	癩病	—	—
	結核	10.047	933
	梅毒	15.504	394
	淋毒性諸病	15.815	301
	放線菌病	151	23
	馬鼻疽	73	72
	脾脫疽	432	431
	砂眼	13.538	—
	寄生虫病	6.516	345
	其ノ他	44.240	4.696

		発生	死亡	
法定伝染病	総数	14.763	2.915	
	傷寒或類傷寒	4.549	904	
	斑疹傷寒	1.220	272	
	赤痢	4.583	573	
	天花	1.629	341	
	鼠疫	368	365	
	霍乱	192	34	
	白喉	312	77	
	流行性脳脊髄膜炎	426	35	
	猩紅熱	1.484	314	

國立医院病類別新患者数（康徳二年）

病類別	総数	病人		其ノ他	
		男	女	男	女
総数	14.943	7.020	3.180	2.444	2.299
1 全身病	79	48	26	2	3
2 精神病	24	12	2	5	5
3 神経系病	366	177	91	48	50
4 循環器病	137	65	38	19	15
5 眼及其ノ附属器病	833	416	172	136	109
6 耳病	724	365	121	147	91
7 鼻咽喉病	713	327	129	163	94
8 呼吸器病	1.377	532	269	325	251
9 消化器病	2.256	900	474	495	387

病類別	總数	病人 男	病人 女	其ノ他 男	其ノ他 女
10 歯牙病	662	215	122	175	150
11 運動器病	182	94	46	29	13
12 皮膚及其ノ附属器病	2.084	1.141	451	251	241
13 泌尿生殖器病	896	135	304	99	358
14 外傷	869	635	93	97	44
15 溺死.凍死.縊死	5	4	1	−	−
16 畸形	19	18	1	−	−
17 妊娠及産	308	−	90	−	218
18 急性中毒	104	48	50	3	3
19 慢性中毒	14	6	1	4	3
20 新生物 癌	8	3	4	1	−
20 新生物 其他悪性新生物	29	20	7	2	−
20 新生物 其他新生物	358	269	74	11	4
21 寄生虫病 十二指腸虫	2	−	−	2	−
21 寄生虫病 蟯虫	7	4	2	−	1
21 寄生虫病 蛔虫	69	32	22	6	9
21 寄生虫病 肝腟	−	−	−	−	−
21 寄生虫病 肺腟	−	−	−	−	−
21 寄生虫病 其他寄生虫	9	4	4	−	1
22 脚気	54	2	2	17	33
23 傳染性病	2.667	1.496	569	393	209
24 診断不詳	62	36	9	11	6
其他	26	16	6	3	1

第三款　比律賓

比律賓の主要死亡の数は（一九三八年）

	死者	患者	人口万対死者	我が国との比較
肺結核	三四、六九三	四四、五六〇	二一、七	一、五倍
肺炎	三二、八九二	三六、七二〇	二〇、六	一、四倍
気管支炎	二七、〇六六	四六、二六二	一六、九	五、一倍
脚気	一七、一〇四	二〇、九三四	一〇、七	七、一倍
マラリア	九、四二七	七六、一九三	五、九	七三三・三倍
赤痢	二、八三五	八、八六七	一、八	〇、六倍

フイリッピンに於ける人口万対の疾病死亡率

疾病	一九二二年に於ける総死亡数	同上人口万対死亡数	一九一六年より一九二〇年迄の平均
マラリヤ	二六、一九九	二九、三四	三四、六二
肺結核	二二、四七八	二五、一八	二五、四四
其他の結核	一、三七二	一、五四	一
痘瘡	一二八	〇、一四	一五、九一
感冒	一、九四四	二、一八	一一、八六
アメーバ赤痢	四、七四六	五、三二	一一、三二
細菌性赤痢	四、一二一	四、六二	
コレラ	三〇	〇、〇三	八、八〇
腸チフス	二、〇七〇	二、三二	三、五七
百日咳	一、八六三	二、〇九	二、一五
肺炎	一、四二二	一、六〇	一、二七
麻疹	三、〇五三	三、四二	〇、八八
脳脊髄膜炎	八〇	〇、〇九	〇、二七
ヂフテリー	四五	〇、〇五	〇、一〇
デング熱	三四	〇、〇四	一
十二指腸虫病	三五四	〇、四〇	〇、一二
破傷風	一、五五九	一、七五	一、四七

比律賓では肺結核が死亡原因の第一位であつて次いで肺炎、気管支炎の様な病気が多いので、我が国よりは一段と保健状態がよくない。比律賓の政府でも我が国と同じ様に結核向題に重点を置いて、結核予防会だとか、相談所、診療所等を作つてやつてゐるが容易には減少しない。

肺炎や気管支炎も物凄く多いが、この肺炎や気管支炎こそ寒国の病の様に見えるが、それは全く認識不足で熱帯には寧ろ風邪や肺炎が多いのである。熱帯では熱い為に汗が盛んに出てそこで冷え込んで風邪を引くのである。そして処置を誤ると気管支炎や肺炎になつて死亡するのであ

る。しかも比律賓ではこの肺炎が段々増えて行く傾向があつて、マニラでは最近二十年位の间に三倍になつたと云ふことである。死亡者の多くは生活が貧困で無智な者が多く從つて適当な医療も受けず、衣服や栄養が不適当であることが之に拍車をかけて、死亡率が高いのであらう。

脚気の多い事は驚くべきで、我が国でも世界の有名な脚気国であるが比律賓では更に我が国の七倍に及ぶ。その脚気患者の内三分の二は小児で、死亡率も亦非常に高い様である。

比律賓では白米を用ゐる為と、一般に栄養の知識が欠けてゐて栄養が不完全の為に脚気が多いのであらう。脚気に限らず比律賓には一体に栄養不良から来る病気が多くて、佝僂病、ペラグラ、貧血等に依つて死亡する者が多い。齲歯が非常に多いが、これも砂糖をよく食べると云ふよりは栄養が不完全だからである。肺炎や結核の死亡率の高いこと、乳児死亡の多いこと、何れも栄養不良と関係がある。栄養失調の多いことは熱帯地方通じてのことであるから、熱帯で生活する場合は真剣に栄養のことを考慮しなければならぬ。

マラリアが多いことは熱帯としては当然のことで、我が国ではマラリヤで死亡する人は一ケ年僅かに六、七十名に過ぎぬが、比律賓ではマラリヤの為に一万名近く死亡する。マラリアには色々の型があるが、比律賓には三日熱（一日おき高熱を発するもの）と熱帯熱（毎日高熱が出るもの）とが多い。マラリアを媒介する蚊は比律賓では二十七種の多数に上つて居るが、エレス、ミニムスと云ふのが最も恐ろしい。蚊の発生の多いのは乾燥期で、マラリアの流行地はルソン島東海岸、シンドロ島、パラワン島等である。

癩病は比律賓にも三万四千名の患者が居ると云はれ、我が国より遥かに多いが癩病予防施設は非常に完備して居つて世界的に有名である。現在収容されてゐる患者は九千名程度で、南方の孤島クリオン島と云ふ所は有名な癩病患者収容所になつて居る。未収容の患者は未だ二万人以上になつて居つて気味悪いが、セブ、イロイロ、アルバイ等の日本人に

は余り関係のない地方に散在してゐる。

熱帯潰瘍も相当にあつて年々一万名以上の患者が発生してゐる。デング熱とか　フランベヂアと云ふ様な熱帯特有の病気も他所に劣らず多いが　コレラや天然痘は非常に少ない。

コレラ

マニラ市を除く各地方のコレラ発生状況は次の通りである。

年次	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	死亡計
一九一四年	五、一九	○	九八六	一、四五五	二、一○七
一九一五	二八六	五一○	四七五	二一五	七七六
一九一六	四五八	五七二	五、三二○	五、二八三	七、四七三
一九一七	二、七四九	二、五三○	四、七一四	二、九三四	七、八八三
一九一八	一、三○○	五七四	一、三八三	三、○四三	四、五七九
一九一九	一、二四三	二、一四八	一七、九二六	四、二七三	一八、○一五
一九二○	一、三四九	二九六	二三一	一八	一、三八四
一九二一	八	二四	九	六四	五三
一九二二	二八	四五	三二	一	六五

即ち患者を発生しない年はないが、併し一九二一年と一九二二年は何れも患者の発生著しく減少したことを示して居る。この傾向は東亜諸国に就て同様に認められることである。一九一九年は過去最も甚しい流行を見た年である。

痘瘡

マニラ市を除く全島の痘瘡患者発生状況は次の成績である。

年次	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	死亡計
一九一四	－	－	－	－	四三八
一九一五	－	－	－	－	二七三
一九一六	－	－	－	－	二五○

一九一七	一	一	一	一	三八八
一九一八	三五九	六、四四三	一二、〇七五	一四、二一二	一五、一五八
一九一九	四四、九九八	二七、八四三	一三、八八二	五、九四五	四九、九一五
一九二〇	四、二三八	三、四四三	一、九八六	七四五	六六二七
一九二一	二〇一	九五	二七	一三	七二八
一九二二	一一九	〇	四	二	一二

即ち一九一八年一九一九年及び一九二〇年は何れも甚しい多数の患者及死亡者を出して居る。特に一九一九年には九、二六六八名の患者が発生し、死亡者は四九、九一五人の多きに達して居る。

斯る蔓延はアメリカがフイリツピンを支配する様になつて以来始めてのことである。そしてこの患者の九〇%までが未種痘の幼児によつて占められて居るのである。

第四款　佛領印度支那

風土、水質が悪く、住民の衛生思想は幼稚であり、生活程度文化も低いために佛印政府当局の努力にも拘らず一般衛生状態は良好ではない。住民の大多数を占める農民や労働者が経済的に恵れない生活をしてゐるために栄養状態も好くなく、従つて各種の疾病に対する抵抗力も衰へ病気にもかゝりやすいし、又彼等の衛生思想は幼稚であつて疾病に対する予防治療の智識を欠き、乳幼児保健に関する智識を欠いてゐるため病気にもかゝりやすく又乳児死亡率も高い。

経済的に恵れぬために充分に食べることが出来ない上に充分に着ることも出来ない。衣服は全く不完全なものである。又住宅も不完全で斯く衣食住とも何れも不完全であるので、各種の疾病に侵されやすいのも当然である。

佛印の風土病で最も注意しなければならないのはマラリアである。一

流都市では防遏措置も講ぜられてゐるので、マラリアも少ないが、田舎殊に奥地や山嶽地帯では非常に流行してゐる。此等の地方ではマラリアのうちでも悪性マラリヤが猖獗を極めてゐる。佛印住民間に広く流行してゐるので、此に依つて蒙る経済的社会的の影響は極めて大である。黒水熱も高地トンキンには見られ、安南、交趾支那にも稀にはある。

マラリヤに亜いで多いのは赤痢である。赤痢は細菌性赤痢もあるが、佛印ではアメーバ赤痢が多い。アメーバ赤痢は併発症として肝臓膿瘍（肝臓に膿をもつもの）を起すので注意すべきである。下痢、腸炎も多い。又腸チフス、パラチフスも多い。コレラは以前は非常に流行してゐたが、最近は発生数も減じて来てゐるが、併しながら附近の国にはコレラが流行してゐるので、何時又流行を来すかも知れない。疱瘡は年々発生し流行してゐる。

ペストは以前流行してゐたが最近の発生は少なく、仏印の極く一部にあるに過ぎないが、此もコレラ同様、附近には流行してゐる地方もある

ので此等の地方より輸入せられて流行を起す可能性はあるので軽視すべきではない。

其の他、急性伝染病としては、発疹チフス、デング熱、ヂフテリヤ、脳脊髄膜炎、インフルエンザ、ワイル氏病、破傷風等がある。

慢性伝染病としては結核は非常に多い。癩病も少くない。性病は土着民がこれに対して無関心であるため非常に流行してゐる。

記録せられた出生及死亡数は大都市の特殊のものを除いては近似的のものに過ぎない。出生及死亡の登録及縣中央官廳に報告する責任を有して居る。一定部落に於てはその業務は效果的に実行されて居る。然し不幸なことに印度支那各部に於て行なはれて居る徴税制度は村長組合の財源となるために出生及死亡の届出も抑圧せしめる様になつて居る。同様な困難は正確なる人に調査を行ふ場合にも起るのである。村長にとつては公式の数字より超過した人々をその監督下に置くことが経済的に有利である。

公衆衛生の見地よりはか、る事態は最も不幸なことである。Courel China を除いては東洋に於ける他の諸国の大部分に於て死者の総数、その年令及性及死亡日時を略正確に知ることは不可能である。か、る資料が累年的に利用し得る場合は例へば報告された死因が当にならない場合と雖も、その国の伝染病構成（epidemic constitution）に関する幾多興味ある推定に匯することが出来且伝染病届出の効果を判定することが出来る。東洋の主なる流行病の大部分は特殊な且比較的一定した季節的流行を示してゐる。

伝染病に関しては罹患及死亡の報告数は一般に実際の数に足らざることは疑ひないところである。然しながら印度支那の如何なる部分に於ても死亡率を認め得べき程度に増加せしめる原因となる疾患が未発見のままであることは認め難い。

一九二一年に於ける伝染病による患者及死亡数報告例は下記の通りである。

	欧洲人		土人	
	患者数	死亡数	患者数	死亡数
腸チフス	一〇	一	九九	二九
天然痘	一	〇	一、四五六	二二五
ヂフテリー	二一	〇	二一	一
コレラ	四	二	四、四三三	二、八三八
ペスト	二	一	一〇〇九	九四七
赤痢	一五	〇	三、一五五	二九
脳脊髄膜炎	五	一	一三九	四四
インフルエンザ	二	〇	一、六二七	二一六
発疹チフス	一	一	〇	〇
再帰熱	〇	〇	二	〇
水痘	〇	〇	一二六	〇

一九二一年に於ける土民内の重要疾病をその頻度順に列記すれば

疾病	数
マラリア	一三、八七七
性病	四、四七一
気管支炎	三、二五四
結核	二、〇〇〇
黴毒	五、四一五
コレラ	四四三二
赤痢	三、一五五
脚気	一、六六四

右表は疾患の中大なる部分がマラリヤによつて占られて居ることを示して居る。マラリヤは多数疾患の直接原因たるのみならず、又多数小児の伝染病に対する罹患素因の原因となるものである。観察されたマラリ

ア症例の約三分の二は良性三日熱型のもので、残りの大部分は熱帯熱である。四日熱マラリヤは比較的稀有である。マラリヤ撲滅対策は近時印度支那の最もマラリヤの多き地方二三に就き特に関心を以て施行されて居る。一般衛生状態の改良と特殊マラリヤ村落に於ける生活様式の改善に努力が払はれて居る。マラリヤ地域に於てはキニーネが大量に無償頒布されてゐる。一九二一年印度支那に於けるキニーネ消費量は一六三九瓩にのぼる。

マラリヤに次いで結核と性病は罹患と死亡の二大原因である。

コレラ

コレラは印度支那に於ける流行病の一である。コレラ患者が何れかの縣に於て報告せられない月はない。然しながら広範囲を荒廃せしめるコレラの流行は頻回ではない。下記は一九一一二年に亘るコレラ患者及死亡数である。

年次	患者数	死亡数
一九一二	一五、一八三	三、〇二八
一九一三	三五三	二八一
一九一四	七九八	四八九
一九一五	九、八九四	六、三二六
一九一六	九、七七四	六、九八七
一九一七	二、三一三	一、四三九
一九一八	二、〇二九	一、四五六
一九一九	六、四一八	四、七九八
一九二〇	一、五九一	一、〇三五
一九二一	四、四八二	二、八三八

二つの数字が患者発生実数の大略の比率を表すものであるならば、二れは信ずべきものであるか ― 死亡率は高い。

ペスト

腺ペストは仏領印度支那に於て未だ嘗て疾病及死亡の重大原因となつた事は少く、沿岸或は河港より隔つたところでは流行型をとつた事は少なかつた。汚染を受けたのは全世界流行の早期であつて、爾来小焦点を作つて固定して居る。

一九一二 ― 一九二一年間のペストによる累年患者及死亡総数は次の様である。

年次	患者数	死亡数
一九一二	一、七三七	一、四九九
一九一三	三、七九一	三、七八〇
一九一四	二、〇五四	一、五八七
一九一五	九七六	七六七
一九一六	八四四	五二四

一九一七	一、一〇五	七八四
一九一八	一、八〇二	一、四一四
一九一九	八四二	七〇四

	東京及広州湾		安南		交趾支那		カンボヂヤ		ラオス	
	患者数	死亡数	患者数	死亡数	患者数	死亡数	患者数	死亡数	患者数	死亡数
一月	—	—	二五	二一	三	一	二九	二九	—	—
二月	—	—	二二	一九	六	二	三〇	三〇	—	—
三月	一〇	一〇	一七	一五	六	五	三八	三八	—	—
四月	七七	七〇	三九	三二	一六	七	三八	三五	—	—
五月	一四四	一三八	一八	一三	一七	九	二七	六	—	—
六月	四三	四七	六	六	一七	八	二八	二八	—	—
七月	四	三	二	二	一九	一三	四一	四〇	—	—
八月	—	—	八	八	二八	二一	三二	三一	—	—
九月	—	—	六	五	一五	八	一六	一六	—	—
十月	—	—	四	三	八	四	三〇	三〇	—	—
十一月	—	—	六一	三七	七	四	五四	五四	—	—
十二月	—	—	二六	二六	七	四	八一	八一	—	—

天然痘

天然痘は東洋の総ての国に於けると同様、仏領印度支那にも存在する。種痘には特別な注意が行はれてゐるので、罹患率及び死亡率も左右する病因とはなつてゐない。一九一二年—一九二一年間累年天然痘患者及び死亡数は次の如し

年次	患者数	死亡数
一九一二	九二四	三〇〇
一九一三	三、八八七	二、一二九

年次	患者数	死亡数
一九一七	五、〇〇〇	一、〇九六
一九一八	五、九四五	一、五〇〇

一九一四	一、二三九	一二三	一九一九	二、五七六	八〇〇
一九一五	九八九	一五七	一九二〇	三、三〇五	七七七
一九一六	一、三一六	二四四	一九二一	一、四五六	二二五

一九二一年には毎月此の疾病は発生してゐる。幼児の種痘は強制的でその法律の効果ある事は乳幼児及び小児の間には天然痘が殆ど無いことにより明らかである。他国に於けると同じく再種痘が行はれ、この事実は未だ可成り天然痘の存在する事を示す。大部分は東洋諸国と同様人々は自ら進んで受け、その法令は殆んど反対なく行はれてゐる。

癩

癩患者数は四〇四〇人を超過しないが印度支那至る所に拡つてゐる。此れ等の患者の大部分は癩病院及癩部落に収容され、其処で監督されてゐる。此の疾病の治療には大風子油のエチル・エステルが用ひられ、効

果を挙げてゐる。

脚気

一九二一年に於ける脚気患者は一、六〇九人で中死亡者二六四人である。此の許中、交趾支那では一、二一〇人の患者があり、中死亡者二一六人なりと報告されてゐる。印度支那は勿論米産出国で米を常食としてゐるが、高度に搗かれた米は普通用ひられてゐないと云はれてゐる。此の事実は脚気の比較的少い原因であらう。脚気の病因に対する興味ある重要な研究がパスツール研究所に於て行はれつゝある。

赤痢

赤痢は印度支那に於ては普通であるが、死亡率の重要な原因とはなつてゐない。一九二一年に於て三、一五五人の患者発生を見てゐるが、中死亡せる者は二九名である。肝臓膿瘍が欧洲人の間に於て稀であることは、

アメーバ赤痢にエメチンが用ひられた事に依ると信ぜられる。然しながら安南土着民の間には肝膿腫は稀ではない。印度支那に於ける赤痢の種々なる型に関しサイゴンのパスツール研究所にて行へる一〇〇〇の糞便の検査の結果得たる数字は興味がある。即ち

アメーバは一六四例、鞭毛虫類（トリコモナス、ラングリア、テトラミツス）は一六五例、スピラは一五三例で、赤痢菌は三一例である。

腸チフス

腸チフスは印度支那の各地に又毎月散発する。然しながら、東洋の他の大部分に於ける如く、普通に見られる疾病ではない。一九二一年に欧洲人の腸チフス患者及死亡数は一〇名及一名であり、土着民に於ては九九名及二九名である。パラチフスは尚稀である。

流行性感冒

一九一二年に於ける流行性感冒の患者数及び死亡数は二、〇七八名及三二九名である。該疾病は安南に於て、年の始めに大部分発生する。一九一八年――一九一九年に於ける流行性感冒の世界的流行の時、印度支那に於て最も蔓延したが、軽症のものが多く印度の様な高死亡率は示さなかつた。

佛印に於ける医療救護統計（一九三八年）

	本地人患者数	本地人死亡者数
総数	三四五、二一五	二三、二八九
一、傳染病	二、五六五	一、三三五
ペスト	—	—
コレラ	一、二二一	八一三
痘瘡	一、三四四	五二二

発疹チフス	ー	ー
二、風土病	八六、二四〇	五、五八五
マラリヤ	五一、〇六一	四、四六八
血色素尿熱	二八四	六九
アメーバ赤痢	五、六一三	三四五
細菌性赤痢	二七九	二九五
腸寄生虫病	七、三八九	九三
脚気	三、〇八九	二二三
回期的発疹病	二、九〇六	一〇
侵蝕性潰瘍	四、四五四	七六
其の他	一二、〇六五	六
三、流行病	一四、八八八	一、九三六
肺炎	二、四〇八	八七二
流行性感冒	二、一九二	二

小児麻痺	一七	三
流行性脳脊髄膜炎	三九	三三
ヂフテリヤ	九二	六一
破傷風	一八六	七〇
腸チフス	八九四	一九〇
麻疹	六二一	五
流行性耳下腺炎	七七三	一
トラホーム	二、六七四	ー
狂犬病	二一二	三三
其の他	四、七八〇	六五七
四、社会病	三五、七〇六	二、八五九
肺結核	七、五二〇	一、四三五
其の他の結核	一、〇五一	一五〇
黴毒	一〇、五四三	二三四

淋疾	七、八五六	三
癩	二、二八六	六四六
癌	一、八二六	一三四
アルコール中毒	二一六	一三
阿片中毒	三九一	一四一
其の他	四、〇一七	一〇三

第五款　泰國

マラリヤ

本病は泰国では衛生上からも経済上からも重大なる疾患である。発生地域は主として南部及北部地方の丘陵地で、年中河に水のある所である。中部及東部には少い。此の地方では一年中五ー六ヶ月間は乾燥して居つたり、或は水が餘り汚いので「マラリヤ」媒介蚊の孵化に適しないので、「マラリヤ」患者が少いのである。

「マラリヤ」の死亡数は夥しいものである。五年前の統計であるが約一千三百万の人口に付一年間に三万五千人程の「マラリヤ」に依る死亡者があつた。諸種疾病に依る死亡中「マラリヤ」死亡者が第一位を占めて居る。衛生当局はどうしても此の差迫つた問題を何人とかしなければならない。衛生局には「マラリヤ」課があつて之に当つて居る。

天然痘

天然痘は屢々発生する。患者及び死亡に関する公式の統計数は必ず可成り実数より少く表はれてゐる。

	患者数	死者数
一九三四年	一五二	二九
一九三五年	三四	四
一九三六年	二	〇

ペスト

ペストは一九〇四年に初めてバンコックに発生し、ボンベイに経路を引くものである。ペスト流行期以前に於てはバンコック以外の地方に於けるペスト発生に関する報告は極めて少数である。一九〇七年にはバン

コックの西方にあり南部鉄道沿線の比較的重要な都市なるパラ、パトムPhra Pathom に三〇五名の死亡数あるを報告してゐる。一九一三年以後比較的完全なる報告が用ひられてゐる。毎年繰返し発生の被害を蒙れる少数の町村はすべて市場の中心である様に思はれる。此等の町村すべて人口稠密であり不衛生な住居が特徴であり、又雑貨が山と積まれてゐる。嘗て発生せる他の場所では、ペストは直ちに絶滅されてゐる。一九二二年に於ける保健省の報告は泰国に於ては飲食店、穀倉庫、精米所、市場附近の不衛生且雑然とした家屋等が屢々ペスト発生場所となれるを示してゐる。

泰国に於けるペストの季節的流行は特徴あるもので、十一月より四月の間の月は例外なく、毎年発生の被害を見る町村に於けるペスト発生の最高月で、他の月は比較的ペストの少い月である。泰国に於けるペストは鼠の非常に繁殖する開港地の如き場所以外は蔓延するのは非常に困難の様に思はれる。

泰国に於ては未だ肺ペストの報告例は無い。一九三四年には一六名一九三五年には三名の患者の発生を見、一九三六年には一名の発生もなかつた。ペストの予防対策として行はれて居るものは主に鼠の駆除である。防鼠の意味から米穀貯蔵の方法に就ても色々のことが指令せられてゐる。

コレラ

本病は泰国中部の諸地域に乾期に於て流行する。此の地方は幾つかの大河が流れ更に多数の運河に依て連つて居るので水に依て蔓延することが極めて多い。

	患者数	死亡数
一九三四年	九	六
一九三五年	一、四〇六	九一七
一九三六年	五、〇九〇	三、一三四

フランベジア

本病患者がどれ位あるか未だ分つて居ない。本病は主として東部地方にあるが、南部地方の所々にも存在する。

結核

結核は可なり多い。統計の示す所によれば毎年本病にて死亡する者は一万人以上である。そして結核禍は農村よりも都市に甚しい。結核予防施設も追々普及せんとして居る。日本では結核死は死因中の第一位であるが、泰国では結核は四番目位で第一位は前にも述べた様に「マラリヤ」第二位は下痢腸炎、第三位は乳児疾患である。

癩

調査の結果泰国には一六、八九三名の本病患者が居る事が分つて居るが此れは中々大きな問題である。患者の分布は全国的である。即ち東部七

○四一名中部四二五六名、北部三一六五名、南部二四三一名である。

バンコック

バンコックでは出生死亡に関しては充分に注意して登録されてゐる。B.E. 二四六四年（一九二一—一九二二年）に於て出生数は一〇、二〇九人で全市人口の千に対し三一、四である。人口の中泰国人に就いてのみ見るならば、千に対し四八、八と云ふ非常に高い出生率を示してゐる。同年間に於ける死亡数は一〇、五九八人にして人口千に対し三二、六である。次に述べる死因は注目すべきものである。之に付き死亡数を述べるならば

死因	人	死因	人
腸チフス	一一六	脚気	三七二
熱病	一〇二九	癩	三五
コレラ	一	マラリヤ	二五五
赤痢	五一一	天然痘	一

死因	人
ペスト	七一
下痢及腸炎	一、一七八
結核	一、三七一
麻疹	八九
ヂフテリー及肺炎	八六

上述の疾病中ペストは恐らくバンコックと貿易関係にある諸國より見ると非常に重要視さるべき疾病である。バンコックに初めてペストの流行したのは一九〇四年の十二月である。略同時の頃に泰国に相隣れるビルマ、カンボヂヤの両国にペストの流行を見たことを想起する時は、此の事は興味あることである。一九〇五年より現在に到る間未だ嘗て当市に若干数のペスト患者の報告の無かった年は無いのである。患者数の毎年の統計は次の如し。

年次	人数
一九〇四	三二人
一九〇五	二四
一九〇六	五九
一九〇七	三九
一九〇八	五一
一九〇九	一六八
一九一〇	一〇三
一九一一	一〇六
一九一二	四八

年次	人数
一九一三	五八人
一九一四	四三
一九一五	二九八
一九一六	二四〇
一九一七	一四七
一九一八	一七九
一九一九	五一
一九二〇	二八
計	一七二二

B.E.二四六四年（一九二一―二二年）に於ける月別ペスト死亡数は

月	数	月	数
四月	七	十月	二
五月	四	十一月	一
六月	三	十二月	五
七月	一	一月	一一
八月	一〇	二月	一五
九月	〇	三月	一二

上述の数字より見て、ペストは頑強に固執するにも拘らず、バンコックの総疾病の患者及死亡数の何れに対しても重要なる原因となつて居ない。

比較的最近建築された建物を除外するならば、バンコックと殆んど同じ大きさの二三の都市はバンコックよりなほ鼠の住むに都合良くなつてゐる。従来の家屋は地上二三呎の所に床があり、此の場所に鼠は充分なる避難所を見出してゐる。精米所は既に述べた所であり、此等の精米所

に取付けられたる大きな問屋の倉庫は鼠にとつて大規模な棲家であり食營となる。保健省は鼠の驅除及び鼠の檢査に力を注いだ。鼠を罠にかけて取ると云ふことは鼠の繁殖数から云へばある程度の効力を挙ぐるにも不充分であるが、然し此の種の方法は教育的價値を有すると云ふことは非常に正しいと考へられる。二四六四年に於て五、九八七匹の鼠が中央試驗所で檢査された。此等の中一七匹は有菌鼠であり、中二一二匹はR. norvegicus 二匹は R. rattus 二匹は R. concolor であつた。R. norvegicus (decumanus) はバンコックに非常に多い鼠である。この事実は人間のペスト発生は鼠族間伝染病の指数として一部説明し得られる。

B.E.二四六四年に於けるコレラ患者数及び死亡数は夫々五六人及び一七人である。此等の患者は散発的で一年の中十ヶ月に一人或は二名の死亡数が記録される。東洋及び東亜に於ける他の大部分の諸国及び都市に於ける如く、コレラは一九一九年に猖獗を極めた。B.E.二四六二年(一九一九―二〇年)に於けるコレラ患者数及び死亡数は夫々二、九九九人及び二、五五七人である。B.E.二四六三年に数字は一、三六〇人及び九、二一〇人である。

前に掲載せられた表によるとB.E.二四六四年の天然痘死亡数は僅か一名である。天然痘は現今に於てその患者数及び死亡数が非常に減少したかの觀があるがさうではない。痘瘡は重要視されてゐる。B.E.二四五九年―二四六三年に至る間の天然痘患者数及び死亡数は次の如し。

年次	患者数	死亡数
二四五九	五	一
二四六〇	四九	二三
二四六一	二一	一〇
二四六二	四	〇

二四六三　五　一

二四六四　四　一

種痘数は毎年三、〇〇〇より四、〇〇〇の間を上下してゐる。バンコックにて第一期の種痘は圧倒的である。

第六款　馬来及昭南島

馬来地方一般につきて之を観れば衛生状態必しも未だ良好とは云ひ難いが、シンガポールのやうな都会地では、特に在留邦人及び欧米人向の罹病率、死亡率は高いとは思はれない。但し下級の支那人土着人などの間に赤痢、肺結核、脚気、小児痙攣（ひきつけ）等のやうな低文化病が依然として多く、一般住民の衛生思想が低いこと、生活安易単純な為めと、劣等体位者が労働人口中に多いことなど総括的に馬来の地を非衛生不健康の境として伝へ来つてゐるが、実際には近年一般死亡率は一般出生率よりも低くなり、概して昭和二年頃を死亡率最高記録として漸次に衛生状態が好転しつゝあるのを認められる。然し乳児死亡率即ち生後一ケ年以内に死亡する嬰児の数は甚だ多い。

馬来地方の主なる風土病としてはマラリヤ熱、赤痢、脚気、十二指腸虫病、肺結核、小児痙攣などを挙げることが出来るが、此等の諸病は殊に多く農村に於て甚だ執拗に浸淫して居るのを見るべく、又都会地に於

ても勿論また相当の脅威となすところである。其他最も普通なる熱帯性悪伝染病としてデング熱、パパタチ熱など有症があり、水痘、腸チブスヂフテリヤ等も亦時に発生を報ずるが之等は常在性では無い。赤痢、腸カタルなどといふものも又主として農村に於ける最主要死亡原因になつてゐるが、これ亦都会地では上下水道の設備と共に漸く減少してゐる。肺結核は普通幼弱な年輩に最も多く、又中年以前に発病してゐるのを見るが、支那人間では中年以後の者乃至相当の年輩にも亦多い。

十二指腸虫、蛔虫などの寄生は土人下級支那人の間では普通で殆ど全農村住民凡て之を有すると云ふも過言でない。

脚気は白米を主食とする支那人、馬来人の間に於て高度の罹病率と死亡原因をなすは当然であつて、特に近年脚気死亡が頗る多いやうであるが、これは一つは報告が確になつて来た為もあらう。小児痙攣と称するのは本邦に於ける疫痢のやうな最急性の下痢症又は脳性重患であつて死亡率は甚だ高い。多くは未熟の生果、腐敗に傾ける飲食物の摂取によつ

て発病する。

其他デング熱、パパタチ熱等が相当流行し、又右二種の熱病の他尚大同小異の軽症熱帯病も亦数多存在するやうであるが、何れも数日乃至一週間内外で治癒し、其の臨床症状は時に一見甚だ重篤に感ぜられ、又特に高熱に比して脈搏数が少い点で腸チブス等を疑つたり、自他ともいろ〳〵心配する事もあるが、経過は極めて短く死亡率は殆ど皆無に近く、殊に前者は病後免疫の獲得が甚だ不確実、後者は恰も麻疹に於けるが如く終生再び罹患しないと云ふ程に高度免疫を獲ると云ふ差があるが、何れも該病常在地帯に来往するほどの人々にあつては、まづ必発不可避のものと言ふべき点が似てゐる。

シンガポール市に在つても、新来の人士で突然急劇な頭痛、筋骨痛を伴ふて高熱を発し（三八、五度から四〇、〇度位）それで脈搏が比較的緩除で一分間八〇内外に止まるやうな場合、あわて、腸チブスなどを心配する前にまづデング熱と思ふのが常識であらう。凡そ高熱持続四日間位で一

応卵熱し、次で発汗を伴ふ再度の発熱が一両日あつて後諸症状が解消して治つてゆくのを常とし、経過中自覚症状相当重篤であるが、一過性であつて生命の危険は殆ど無い。

マライ聯邦死因別死亡率（一九三八年）

疾病	種別	実数	人口一万人に付
マラリア	政府病院収容者数	三四、九八六	一六四、六
赤痢・下痢腸炎	死亡者数	一、九四八	九、二
肺炎	〃	二、九三八	一三、八
結核	〃	一、四九九	七、一
癩	年初現在患者数	一、九三七	九、一

シンガポール

一九二一年のシンガポールの死亡率は人口千に対し三三、九九%である。総死亡一一、九四七人中大三一人はシンガポールに三ケ月以下しか居住してゐなかつた者である。出生よりも一、七一〇の死亡超過があるわけである。最近十ケ年の死亡率を左に示す。

一九一一年	五〇、九一（マラリア流行）
一九一二年	四二、〇〇
一九一三年	三四、一二
一九一四年	三四、一一
一九一五年	二七、三九
一九一六年	二九、二六
一九一七年	三五、七五
一九一八年	四一、〇八（インフルエンザ流行）
一九一九年	三三、四五

一九二〇年	三五、五一
一九二一年	三三、九九
十ヶ年平均	三六、三五

最近の十ヶ年間の死亡率はその前十ヶ年間に比して幾分低い。又一九一五年及び一六年に比較的低いのは大戦の当初に於て非常に多数の壮年階級の者が当植民地に於ける食糧難を観念して帰国した為であると考へられる。この二ヶ年の数字及び特にマラリヤの為にその死亡率をたかくした一九一一年を除けば、上記死亡率はシンガポール以上に伝染病の爆発的流行を見てゐる東洋の他の大部分の死亡率に比すれば年次的変動はむしろ少い。

出生千に対する乳幼児死亡率は減少しつゝあるが尚依然として高い。一九二一年には、二三二、七で最低の記録である。一九二〇年には二四八、二、一九年には二六一、七　一八年には二六四、二であつた。

シンガポールに於ける死亡の最大原因は、国際的関係のものよりむしろ地方的の疾病であり従つて海外より輸入されるものよりも内地のものが重要視されてゐる。一九二一年の一〇、九四七名の死亡者中、一、四九七名がマラリヤによるものであるが、之はや、巨大と考へられる。次は一、六四四名の肺結核、一、二七一名の肺炎、八八六名の脚気、七〇八名の小児痙攣、六八九名の赤痢、四八四名の原因不明の熱病となつてゐる。

総ての指定疾病中、痘瘡発患者一五〇名（死者三三名）ペスト患者（二八名全部死亡）コレラ患者死亡各一名、腸チフス患者一二七名（死亡一〇〇）流行性脳脊髄膜炎患者七〇名等である。

現実の問題としてペスト、コレラ、痘瘡の三者は他の疾病以上に重要である。之等の疾病のシンガポールに於ける発生は明細に記録され、発疹チフスも厳重に取扱はれてゐる。

年次	痘瘡 患者	痘瘡 死亡者	コレラ 患者	コレラ 死亡者	ペスト 患者	ペスト 死亡者	腸チフス 患者	腸チフス 死亡者
一八九二	六四	二〇	―	―	―	―	四	四
一八九三	二一九	六九	七	七	―	―	九	九
一八九四	四三	一〇	一	一	―	―	七	四
一八九五	一七	三	四三〇	三一八	―	―	一六	一五
一八九六	二四	七	五九二	四三七	―	―	一八六	九六
一八九七	三八	一七	五二	四四	―	―	五五	四四
一八九八	八四	三九	七	七	―	―	八二	四二
一八九九	三一六	一〇三	三	三	―	―	八八	二八
一九〇〇	一九七	八一	二二四	一九四	一	一	一二二	五六
一九〇一	四七	一二	一三三	一二〇	一六	一四	一一二	五四
一九〇二	一五九	五八	八四二	七三七	四	三	三〇一	二一八
一九〇三	一〇九	三〇	二二六	一八四	三	三	一四八	六四
一九〇四	三三	九	三	三	二〇	一八	一七九	七〇
一九〇五	二〇	一一	一六	一五	九	九	二三三	九五
一九〇六	三三	一〇	一九一	一七一	一〇	一〇	一八六	七六
一九〇七	八	二	二〇五	一八七	一五	一五	三五三	一三四
一九〇八	二七	四	一三三	一二七	一二	一一	二四七	一一三
一九〇九	四一	七	八二	七七	五	五	三三五	八二
一九一〇	四一五	一三五	一三二	一三〇	五	五	八四	四六
一九一一	二五四	八四	二三五	二三五	三三	二二	一五二	一〇〇
一九一二	五九	二九	一二一	一一四	三八	三二	一二六	七四
一九一三	一九	六	九七	七九	一	一	一一一	六五
一九一四	一三	三	二七四	二一一	一五	一二	一〇九	六九
一九一五	一八	七	九	五	三四	三一	八九	五五
一九一六	七〇	二〇	一三	八	二三	一八	一〇三	四二

一九一七	三三	七	八	七	四五	四一	一二〇	五七
一九一八	一〇	五	—	—	一七六	×一六一	二八七	一一五
一九一九	一四	三	七五	五八	一一	八	一七四	七七
一九二〇	四	二	三三	三二	六一	五五	一二九	八〇
一九二一	一五〇	三三	一	一	二八	二八	一二七	一〇〇
一九二二	二六八	五八	一	一	三九	三七	七一	四七

第七款　ビルマ

登録が長く実施せられたるビルマ地方では、死亡率を示す数字が都会では正確に近いが、村に於ては脱漏せられたるものが相当数ある。例へば、ある地方の農村方面では死亡数の三分の二前後のみが登録せられてゐる。村の登録は時々民間医及び種痘院会の人々に依つて検査され、そして、登録が確認される。出生及び死亡の登録を怠るときは料料に処せらる。或る大きな都会では登録吏は医学的訓練を受ける。かゝる所では他所に於けるよりも死因に関し相当注意せられてゐる。

ペスト、コレラ、天然痘による死亡数は相当正確である。この三つの疾病の軽症患者は他の東岸の大部分の諸国に於ては恐らく見落されるが此処では登録せられる。

出生死亡の登録が長く実施されたビルマの此等の部分は死亡率の増加の原因となる如何なる伝染病も、早期に発見されることなしに流行するといふことは有り得ないことである。

一九二二年低地ビルマの死亡率は千に対し二二、四一　高地ビルマは二一、九〇、平均二二、二三で過去五ケ年間の平均は二八、六である。都会の死亡率は低地ビルマに於て三三、〇七　高地ビルマに於て四〇、五七である。農村地域に於ける死亡率に比較して、都会の死亡率が大であると云ふ事が如何に都会に於ける登録が充分に行はれてゐるかと云ふ事に起因すると考へるのは至難である。

一九二二年に於けるビルマ農村地域の乳児死亡率は千に対し一七四、四九で、都会では二四、八七二である。

都会の方が高率である事もあり得るのである。

既に述べたる如く、都会に於ては死亡登録は出生登録よりも効果的に実行せられる。

一九二二年の報告に依ると、ビルマの死因は次表の如くである。

一九二二年に於けるビルマの六四都市に於ける死亡率（人口千に対し）

コレラ	一、五二	天然痘	〇、三八
ペスト	四、六三	マラリヤ	二、一八
腸チフス	〇、一八	麻疹	〇、〇六
其他の熱病	二、四〇	脚気	〇、二一
赤痢	一、一九	下痢	一、二一
肺炎	二、四四	結核	一、四〇
不明及其の他の原因	〇、六九	其の他の呼吸器疾患	三、二四
		計	三八、〇二

ビルマの原因別死亡数（一九三九年）

疾病	死亡数	人口万に付
総数	三〇三、六一六	一八八、四

コレラ	一、四六八	〇、九
痘瘡	一二五	〇、一
ペスト	三二六六	二、〇
熱病	一二〇、九〇四	七五、〇
赤痢及下痢	六、四三一	四、〇
呼吸器病	一三、二九二	八、二
傷害	五、五七〇	三、五
其の他の死因	一五二、五六〇	九四、六

一九一〇年より八ヶ年間の毎年のコレラ死亡数は次の如くである。

年次	コレラ死亡数	年次	コレラ死亡数
一九一〇	二、〇一一	一九一三	四、三三九
一九一一	四、一九一	一九一四	二、〇七三
一九一二	七、一八六	一九一五	一七、五九七
一九一六	一、六七三		
一九一七	一、九一四		

右表に依るとビルマに於てはコレラは風土病である。他の東洋の諸国と同様、ビルマでも一九一九年が猖獗を極めた。常に高地ビルマより低地ビルマの方が多数発生してゐる。低地ビルマのデルタ地帯が最も多くこの地域より伝染病が拡つて行く様に見える。

コレラは一年の後半より前半に多く発生する。汚水は此の蔓延の大きな原因である。

ペスト

次の数字は最近五ヶ年間の毎月のペスト死亡数を表すものである。

月／年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年
一月	一、七九八	七九七	八八九	五四七	一、三二七
二月	一、八一五	八九二	一、五四〇	七四七	一、五二〇
三月	一、三九一	八〇四	一、〇九五	七一二	一、〇二五
四月	七八〇	三〇四	三一〇	三一五	四六〇
五月	五二五	一九八	一三一	一一七	二三一
六月	六九三	一四九	一四六	二三七	三五八
七月	五六〇	三六五	三〇四	三九九	三四七
八月	三五三	一八九	三一三	二五一	三九六
九月	二八六	一四五	一二三	二三三	二六四
十月	一九八	九〇	一〇〇	一三四	二五六
十一月	一三七	一二三	一四一	一九五	八〇七
十二月	三〇四	三四一	二九一	四九九	八四一
計	八、八四〇	四、三九七	五、四八三	四、四〇三	七、二八二

ボンベイにペストが流行してから八年後の一九〇五年の初めにペストはビルマ（ヘラングーン）に入って来た。一九〇五年の春以来ラングーン市に報告せられたるもの、中には、ペスト患者及死亡数は毎月ある。かくの如く伝染病が固執してゐるに拘らず、ビルマに於ける状況は気候的にも又其の他の点にもペスト発生に都合悪い条件にある。

最も猖獗を極めた英印度に於て経験せる如き激しい流行にも比較すべき程に伝染病の発生せる年は無い。

一九二三年の初めの五ケ月の間に、ビルマに於ける、ペスト死亡数は五、三三六人で、中、六七七はラングーンである。

ビルマのペスト死亡率の七〇%以上は都會であり、その中ラングーン市は全死亡率の約二〇%を占めてゐる。

即ちペストはビルマでは都会疾病であり、印度の北部及び東部より蔓延する傾向にある。而して流行し易い都会は河川及び鉄道等の交通運路の要衝に当る点である。一九二二年には都会に於けるペスト死亡率は

四、八二であるに反し、農村地方に於ける死亡率は僅か千に対し〇、一八である。

低地ビルマより死亡率高い。

低地ビルマに於けるペストの季節的蔓延は、英領印度の他の地方の夫れとは類似してゐない。ペスト流行期間は二月―四月迄　ペスト死亡率には第二番目の凸部が見られ、七月が最高である。此の曲線の第二番目の凸部は高地ビルマでは存在しない。

天然痘

天然痘はビルマに於ては罹患数及び死亡率数を左右する原因とはなつてゐない。最近五ヶ年間の毎月の天然痘死亡数を次に示す

月/年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年
一月	六四	一六八	一三五	八一	五一
二月	一一二	四一九	三八〇	九八	九九
三月	一〇六	七三五	五七六	一五七	一七九
四月	一〇六	七八三	五二二	二〇六	一八三
五月	一三一	六五〇	三九八	一四四	一八六
六月	五七	四二六	四〇〇	一〇七	二〇三
七月	六九	二六九	一五五	七九	一四八
八月	三二	一三八	九四	三三	一三六
九月	一九	七九	六四	四四	二三
十月	五	九八	三〇	一五	二四
十一月	七	六三	二八	三	五三
十二月	四二	一〇〇	七一	二〇	六四
計	七五〇	三、九一七	二、八五三	九八七	一、四三九

三月より六月がビルマに於ける天然痘死亡率の最高である。天然痘は一年の前半より後半の方が少ない。

一九二二年には一〇才満の児童の四分の一は天然痘に依る死亡である。
死亡の六八%は農村地域が占めてゐる。
概してビルマに於ては第一期の種痘が良く行はれてゐる。

第八款　東印度諸島

疾病と主要死因

毎週最近十年間のジャヴァの全死亡率を現はして居るグラフが発表されて居るが、此れに依ると年々増加する病気は季節の変化とは相対的に無関係で有る事を知らしめて居る。死亡グラフに於ける唯一の烈しい変動はジャヴァで非常にひどく流行した処の一九一八年乃至一九年の流行性感冒の時に於けるものである。彼等の大部分の者は一年の第二又は第三四半期はマラリヤによる死因により悩まされてゐる。

マラリヤ

疾病及死亡の全ての原因中マラリヤは極めて非常に重要なものである。死亡の直接原因としてのみならず又色々な種類の致命的な伝染病に罹り易からしめる原因として　マラリヤは死亡の役割に対して与つて力有る

ものである。

北海岸に沿ふ低位置の沼沢地は最もマラリヤの発生に適してゐるのである。此所では *Anopheles* (*Myzomia*) *ludlowi* は無制限に孵卵発生する。そして極めて重要なる唯一の伝染病源となつてゐる。国の中の内部に於ける或土地は、殊に山麓の小丘の中に於ては亦非常にマラリヤの発生に適す。此処では新鮮な水に繁殖する *A. aconitus* は其の病気を伝播する責任がある。此等二種の蚊はジャヴァに於ては重要な二種のマラリヤ伝播蚊である。マラリヤに於ける最も重要なマラリヤ伝播者である処の *A. maculatus* は発生するも、然し此れはジャヴァではそんなに有害な役割を演じて居る様には見えない。都市ではマラリヤの流行は少いが、地方農村に甚しい。マラリヤの多い地方では頻回マラリヤ感染の為め免疫が出来妊娠の婦女が出産に際し何等の障碍がないが、マラリヤの免疫の無い地方では住民にマラリヤが流行すると、妊娠中絶が多いと云つて居る。マンダリン地方では子供も大人も八〇―九〇%もマラリア病毒を体内に有して居り、脾臓は肥大して居る。ホッドジオリ、ロロムベルア、ヒリボヲ、ビツジイ、バガオ、ヒリムバナ等の地方では子供がマラリアの為脾臓肥大して居るものが一〇〇%と云ふて居る。蘭印諸島でマラリヤを媒介する蚊即ちアノフエレス蚊は六十五種もあるが其の内マラリヤを伝播する蚊は十種に過ぎない。

呼吸器病

肺結核、肺炎及其の他の呼吸器病は非常に広く流行して居る。特に町に於ては非常に此の為死亡率を高めて居る。

熱帯肺炎の罹病率は蘭印では欧洲人は千人に付二〇%、土着民は六五%となつて居り、患者百対死亡率では欧洲人は七、三%なるに土着民は一三、六%となつて居て土着民に多い。例へば一九二〇年から一九三五年迄の十五年間にバタビヤ、サマラン、スラバヤの三大市立病院の全患者の四%は肺炎であつた。而して其の死亡率は非常に高く三〇%であつた

と云ふ。又スマトラ東海岸の土着民にも非常に肺炎が多いと云ふ。

この肺炎は土着民に多くて欧洲人に比し三、四倍も多く又新来者に多く古くから居る者は罹り難いが、新来者は罹り易く且つ重いと云ふことである。この熱帯肺炎がどうして多いかは研究されつゝあるが、雨量とか温度の変化とかに関係あるかどうか未だ判明しない。肺炎の多い季節は屢々乾燥期に一致して居ると云ふ学者もある。或る学者は風と雨とが相伴ふと土人は非常に風邪を引き易いと云ふことを研究した医師もあるが、要するに土人の不十分な食物と寝室に於ける密集居住等は肺炎の原因であると云ふ学者もある。

肺炎の病原菌は肺炎双球菌であることは患者の喀痰、血液などからこの菌が証明されて居る。この予防としてバンドンのパストール研究所で多価ワクチンが作られて居る。このワクチンは肺炎菌のⅠⅡⅢ・Ⅳ型とインフルエンザ菌との混合で出来たものである。

十二指腸虫

十二指腸虫は広く蔓延して居る。罹病率を決定する要素としての有効な資料を評価する事は不可能な位である。農民の八〇―九〇％之に侵されて居る。平均男子は八一％、女子六二％と云ふ調査成績などもある。然し最近は大いに減少しつゝあると云ふことである。

赤痢

アメーバ赤痢及細菌性赤痢の両方共流行して居る。そして両方共死亡率を着しく高めて居る。

脚気

脚気は通例ありふれた病気である。然し其の重要さは外見上苔程では無いものゝ様である。其の増加流行は給食の監督に支払はれて居る注意の有無如何に依る。

黄熱病、発疹チフス及再帰熱

勿論黄熱病は蘭印からは一つも報告されては居ない。然し乍らのStegomyia fasciataは海岸に沿ふて数多く発見される。虱により発生する疾患たる発疹チフス及再帰熱の二はジャヴァから渡来したのではない事は亦目立つた事柄である。

現今の調査上極めて重要である処のペスト、コレラ及天然痘の三つの病気は今や非常に多く報告されて居るもの、様に考へられる。

ペスト

次にはペストであるが蘭印殊にジャヴァはペストの本場と云つてよい。而も毎年発生して居る。一体蘭印のペストは一八九四年支那海岸諸港に発した世界的ペスト大流行の影響を受けて侵入したと称せられ、当時南支、ラングーン、パセイン等の港から船で持込まれたと云ふことである。其後病毒が恒久的に存在するやうになつたのは、人口密度の多い爪哇で

スマトラ、セレベスでは其後恒久的にならなかつた。現在ジャヴァのペストは海岸よりも奥の方へ在り、殊に東部爪哇（スラバヤ）では一九一一年から一九一五年間中部ジャヴァで（サマラン）では一九一六年から一九二五年の間西部ジャヴァ（チエリボン）では一九二三年の間ペストが多発したのである。

現在では流行の範囲は即ちペスト流行圏と云ふのはジャヴァで、十一州三十六郡及び六百村区、人口で云ふと一千万人の人口を包含して居る地域である。現在いつも流行してゐるペスト地域と云ふのは大部分西部ジャヴァで、其の他は中部ジャヴァにある。之等の地域は現在では五郡十三州と八〇村区で人口二百五十万を包含する地域である。

一九一一年から一九三六年迄に二〇七、六六六名ペスト死亡者があり、其の中三九、一五八名は東部ジャヴァ、一〇三、八二三名は中部ジャヴァ、六四、六八五名は西部ジャヴァであつた。一九一七年以降東部ジャヴァにはペスト無く、中部ジャヴァでは一八二八年以降ペスト発生は著しく減じて居る。

一昨年（昭和十六年）にもジヤワには数百名のペスト患者があり、バンドン市にも二百余名も発生して居る。

唯ジヤワに於けるペストは殆んど土着民に限られてゐる。欧人・支那人其の他の住民には全く無い。之は住宅の関係によるものとされてゐる。鼠の出入が容易で鼠巣の出来易い住宅にペスト発生は多いとされてゐる。

今日爪哇のペスト流行は六百呎以上の高地に限られて居る多くの海港都市は安全である。即ち五百呎以上の高地は気候も亜熱帯で、湿度が高いためである。人口稀薄な山地ではペストがない。気候から云ふと爪哇では雨期の始（十二月及び一月）に最も多く乾期の前半（六月及び八月）に最も少い。然し完全に跡を絶つことはない。セレベスにはペストはない。

ジヤワのペストは腺ペストが多く、肺ペストは少い。然しジヤワのペストは悪性で、腺ペストでも死亡率は六〇―七〇%、肺ペストは百%死亡者は発病四日乃至六日以内で死亡する。ペスト菌を媒介する鼠は褐

色のマレー家鼠である。野鼠は媒介しないと云はれてゐる。

コレラ

一九一二年より一九二二年に至る十一年間にジヤヴァの十七地方の各々に於て記載されてゐるコレラ患者及死亡数は次に述べる表に詳述されてゐる。

此等十一年間にコレラは可なりな死亡数を示して居る。然し乍ら其の表の研究から現はれる最も興味有る事実は一九二〇年から一九二二年に至る間ジヤヴァが殆んど完全な免疫を享受した事である。

チエリボン州に於て一九二二年に於けるコレラに帰因する五十人の患者と二六人の死亡者は全て疑似症であつた。臨床的に類似したコレラではあつたが、細菌学的には何遍も検査を繰返してもコレラヴブリオを発見する事は出来なかつた。最後の三年半の間蘭印は全部コレラの侵襲は受けなかつたといふ事を述べる事は誇張に過ぎる。一九一九年に経験し

た可なり大爆発的発生は殆んど全部其の年の初めの六ケ月間に限られて居つた。

大規模な予防接種は近年罹病率をぐつと低め得た事に対する非常に重要な要素となつてゐる。

天　然　痘

天然痘は昔は蘭印では最も恐怖した流行病の一つであつた。然し乍ら良く組織化された種痘のおかげで此の病気は近年著しい減少を示すに至つた。

蘭印の遠隔の地にある島の中に於ては天然痘は時々発生する。然しながら此所でも種痘の為著しく患者数と重症患者とを減少せしめた。

フランベジア

フランベジア（ヨースとも云ふ）又熱帯覆盆子熱とも云ふ。本病は蘭

印に広く拡つて居る病気である。本病の治療にはサルバルサン（六百六号）が効くので、従つてこの薬剤の発見者たる我国の秦博士が爪哇へ旅行された時、非常に尊敬され、ハタ道路と云ふのがバタビヤに出来たと云ふ話は有名である。爪哇では政府の仕事として之が予防撲滅に力を致して居る。之は一種の伝染性の皮膚病であり、矢張り接触感染で感染する病気である。

第二節　主要疾患別蔓延状況

第一款　マラリヤ

マラリヤは熱帯病の一種であるが、其蔓延は温帯は勿論、更に寒帯でさへ及び得るものである。

マラリヤは古来種々の名称を以て呼ばれ、三日熱、四日熱、毎日熱の臨床的区別は既にヒポクラテス時代より知られて居た所である。

マラリヤの害に関しては其記録多く、ライン河流域低地方では一八二五年、一八三四年、一八四三年に大流行の記録がある。Roman Campagna のマラリヤに就てはハッケットの記述がある。英本国では一八六四年以来農耕水利改良法の進歩により、マラリヤ流行甚だ少くなった。探険家リーヴィングストーン、アレキサンドリン、チンネ女史等の旅行記でも、アフリカのマラリヤ流行の記述が多い。

支那雲南では主として悪性マラリヤが流行し、文化の普及は其の為大

いに妨げられ、又鉱業も進展し得ない。昆明ービルマ間七百哩の途中二十七村の小児の脾腫率は一二ー一〇〇%であつて、マラリヤ原虫率は七、六ー六八%であると云はれてゐる。

印度も亦マラリヤに苦められた国であつて、マルチンの記載によるとカルカツタでは八月から翌年一月迄に英人一、二〇〇人の内、マラリヤ死者四六〇人を算し、フルターでは一七五六年八ー十二月迄に二四〇人死亡し、只三〇人を残したりと記してある。

キレントーによれば、濠洲には欧洲人の進入迄はマラリヤ無く、マラリヤの発生を見たのは鉱業師、採金師が侵入した為であるらしい。米大陸も西班牙の進入迄マラリヤが無かつた様である。ペールにもマラリヤ無く、グアヤキルも一六世紀には健康地であつた。此等の地方は今日文化発展し衛生術の進歩したのにも拘らず、現今甚しいマラリヤ流行を見る。アマゾン流域も一六〇九、一六三七年の遠征隊の記録には、マラリヤの記事は見られず、欧洲人が奴隷と共にアフリカからマラリヤを輸入

されたものと信じられて居り、西班牙人の入植後五〇年以上も、此の地のマラリヤの記事は見られなかつたと云ふ。

一九世紀の当初、和蘭はマラリヤ流行地であつたが、今日は流行しない。ロッシュフォート及びヂロンド河は甚だ濃厚な流行地であつたが、今日ではマラリヤは全くない。

米国では一〇〇年前迄はミネソダ州、ミンガン州の大湖周辺地区はマラリヤの流行が甚だしかつたが、今日では殆どマラリヤを見ない。以前紐育、費府並に其附近はマラリヤが多く、南北戦争(一八六一ー六五)当時兵の死因の最大なものはマラリヤであつた。又ニユー、オルリーンズには一八九〇年頃にはマラリヤが可なり多かつたが、今日は存在しない。之は文化の進歩、規那の合理的服用、耕地、水利整理、其他の努力の結果であることは勿論である。

マラリヤと原虫と蚊との関係

此の関係は仏国ラヴラン（一八九一）独逸のコッホ及びパイフェル（一八九二）英国のマンソン、伊国のビグナミー及びメンチネ（一八九八）、英国のロス（一八九八）が完全に説明してゐる。

マラリヤ流行と流行地の土地柄（湿地、洪水）マラリヤ流行の季節的関係は蚊の発育季節と一致する事、蚊を妨ぐ事（戸、窓網、蚊帳）によつてマラリヤを防ぎ得ること等の諸知見は、マラリヤ原虫と蚊との関係を思はしめるものである。蚊によつてマラリヤ原虫が人に感染する経路は蚊の刺傷に依ることの外、蚊の体内でのマラリヤ原虫の発育環境等は愚マラリヤに就て、印度でロス（一八九七――一八九八）が発見した処であり、人のマラリヤに就ては伊太利及シシリー島で研究したグラー及びビグナミー――（一八九八）が完全に発見したものである。

ローナルド、ロスの発表に次ぎ、英国学士院にマラリヤ研究委員会議置され、ダニエルズ、スチーブンズ、クリスーファーズの三氏が其委員

となり

となり、英領アフリカに赴きマラリヤの研究を行ひ、重要なる業績を挙げた。

そしてマラリヤ原虫発育階段の各命名用語スポロッオイート、メロッオイート、ガメットシートチゴーテ、オーキネート、オーシスト、スポロシート、スポロツオイート等の諸語はローナルド、ロスが用ひ始めたものである。

マラリヤ豫防に就て

熱帯地方でもアノフエレス蚊の無き所には夫れが輸入されない限り、マラリヤは無し。バルバドス、セイセルス、ロドリゲース、フイヂー諸島等の内バルバドスへは一九二七年アノフエリス、アルビマーヌスが輸入されてマラリヤが発生したが、其の他にはアノフエレス無く、従つてマラリヤは無い。熱帯の或る地方で、アノフエレス蚊が多く存し、而も附近地区にマラリヤ発生を見ながら、マラリヤの発生のない所がある。

タヒチー、ハワイ、サモアにはアノフエレスが存せず、従つてマラリヤは無い。然るにサモア諸島に近きニユー、ヘブリーヅにはアノフエレス蚊が多く存しマラリヤ発生も多い。アフリカの東方であるモーリチウス及びレユニオンには一八六六年のマラリヤ大流行に先立つて、アフリカからアノフエレス、ガムビエの輸入があつた。英国にては三種のアノフエレス（ア、マクリペンニス、ア、ビ、フルカートウス、ア、プルムベンス）があり、共にマラリヤを伝播し得るが、自然的にはア、マクリペンニス（人に近く生存す）のみが、マラリヤ伝播を為してゐる。故にマラリヤ予防は各当該局処的に蚊の種類を調査し、其の蚊種の内「真のマラリヤ伝播種」のみに対して、マラリヤ予防対策を講ずべきである。

而して、其要点は(一)該蚊をしてマラリヤに感染せしめないこと、即ちマラリヤ患者に蚊を接近せしめないで治癒せしむ可きこと、(二)人にマラリヤ感染蚊を接近せしめないこと、即ち、日没時より日出時迄の間特に蚊帳、金網等を用ひ、蚊を人に近よらしめないこと、(三)マラリヤ伝播蚊

種を撲滅する事等である。而して蚊の撲滅には治水的衛生工学の応用により、蚊の発生を防止すること、蚊の幼虫を撲滅する方法として油（石油）Paris Green の撒布、家鴨、水魚等飼育の方法がある。成虫蚊を防ぐ為風によりて蚊の飛来を防ぐ森林をムヤミに伐採しないこと（又或種の蚊は樹陰の水中のみ発育し得るものがある）。

特殊蚊対策"Species Sanitation"の必要であることの例として印度ボムベイにて、ベントリの調査によると、該地で捕獲した蚊はア、ステフエンシー八三七匹、ア、ロスシー一七二二匹の内、前者の一〇%は其の腸管にオーチステを有し、三、五%は其の唾液腺にスポロッオイートを保有してゐたが、後者種には腸管並に唾液腺と共にマラリヤ原虫発育環の何ものも存在してゐない。即ち此の様な地方では「真のマラリヤ伝播蚊のみを撲滅する事、即ち特殊蚊対策を実施することこそ、合理的である。

爪哇の北部はマラリヤ流行が猛烈であつて、アルロドウイ、ア、ロス

ミー両種の蚊があり、前者は淡水にのみ生育し、後者は各種の水に棲む。前者のみ此地方でマラリヤを伝搬する能力がある。瓜哇、ボルネオの米作水田に多く生ずる蚊、即ちア、ヒルカヌスは、此地方ではマラリヤ伝搬者ではない。セレベス島マカッサルでも此種の蚊は無害である。スマトラ農耕者も此事実を知り、マラリヤに関して安心してゐたが、第一次欧州大戦後に煙草栽培使用クリーを養ふ為に米作を始め、其の後間もなくマラリヤ流行は地方性となり、蚊の多数はマラリヤに感染するに至つた。即ち瓜哇、ボルネオでマラリヤ伝搬者でないア、ヒルカーヌースが、スマトラでは主なマラリヤ伝搬者となり得るのである。各土地局外的に「特種対策」を講ずるの要があることは明である。

マラリヤ患者の血液に各一立方ミリメートルに十二個以下のガメトケートを保有するものは、蚊を感染せしめ得ないとされてゐる。而してマラリヤ対策として成虫蚊を撲滅することも勿論大切である。都市、有機的企画的工業乃至農業地区等では、衛生工業的其他の蚊対策施行により、

蚊撲滅の目的を達し得るであらうが、マラリヤ流行ある熱帯一般農村地方でのマラリヤ対策は、今日猶ほ未解であつて、規那、プラスモシン・アテブリン等の薬品は、一地方のマラリヤを根絶せしめ得るものでないと云ふ悲観論がある。有機的企画的に土地を改良し、マラリヤを撲滅することを「土地改良工作」(Bonificazione)と云ふ。其成功した例として(一)Leo Rombo(ライン河流域低地方)(二)伊国 Roman Campagna (三)サレノー地区 (四)マレーの諸地区等赫々たる成果を収めたものである。

(一)ライン河流域の Leo Rombo 地区は、一八三七年、一八五七――六三年並に其後にもマラリヤ大流行があり、一八七〇年にプールガーリヨン間鉄道の敷設により、湿地域は五分の三即ち二〇、〇〇〇ヘクタールから、八、〇〇〇ヘクタールに減じ、其後も土地改良工作を施し立派な成果を挙げ得た。

(二)Roman Campagna のマラリヤ流行は一八一〇年頃皇帝ナポレオンも大いに苦心した所である。グラスシー(一九〇〇)は此地に於

て蚊刺傷によるマラリヤ感染実験並に其予防に関する幾多の実験を行つた。一九一八年以来「湿地改良工事」の企画案を立て、一九二四年実地工事を開始し、ムッソリーニ首相から、伊国在郷軍人団に呼びかけて助勢を要請し、湿地を変じて農耕地と為さんとし、一九三一年に一八、〇〇〇ヘクタールの耕地を得、一九三二年十二月を以て工事を完了し、一九三三年十月一、〇〇〇戸を移植せしめ、其後六ヶ月にサンバヂア地区に、又六ヶ月後に第三区ポンチニアの移植完了し、人口は次第に増加してゐる。其の全地域の衛生管理は「伊国赤十字社」に一任せられてゐる。一九三三年のマラリヤ罹病率は二、〇九％、マラリヤ死亡率は〇、三四％に減少し、漸次好成績を挙げてゐる。

(三) 伊国サレルノーでも「土地改良法」が大きな成功を見た。

(四) マレー諸植民地のマラリヤ予防には、サー、マルコルム、ワットソン指導の下に排水改良による工作を一九〇一年に開始し、クランポート、スウェッテナム等、我皇軍が先般来占領せる諸地域に於ける、マラリヤを根絶せしめた。又一九〇五年にはマレー聯邦政府は二〇、〇〇〇ドルを支出してカパール地区の排水改良を施行し、更に成功を収め、一九二一年にはマレー及びシンガポールの地下排水道を開設した。此地方の蚊はスチクラント（一九一四）の調査によると、アノフエレス、ウムブローススと云ひ、蔽れた陰の水部に棲息し、藪になり居る限り他の蚊種は発育しないと云ふ。

一九一六年、米国の「ロックフエラー財団国際衛生委員会」はクランに研究室を設けて之をサー、マルコルム、ワットソンの指導の下に置き、「特種毒蚊撲滅」を実施してゐる。

蚊には、淡水に生ずるものと、塩水に生ずるものとある。海岸の沼湖で海水の進入が止み淡水となつたものに発生したマラリヤ伝搬蚊が、海水を進入させることにより撲滅し得た例は、ヂヤマイカのファルマウスに見られ、トリニダードでも沼湖に海水を導入し、塩水を八〇％に維持

させて、蚊の発生を防止し得たと云ふ。熱帯地方の「米作水田」にはマラリヤ蚊の発生により困却した例は前記の　スマトラに於ける例の外トリニダードでも見られる。

蚊の嗜獣性（*Zoophilism*）嗜人性（*Anthropophilism*）に関しては今より一〇〇年程前デナムがアフリカで経験した所であるが、ルーボーが更に研究して其記述に学術的根拠を与へた。蚊の内ア・マクリペンニスは「牛」の血液を嗜みアルドロウイは「水牛」の血液を好むので、此等の家畜を飼養して蚊を其の嗜好する牛又は水牛に誘引させて、家畜を人の身代りとして、マラリヤを予防せんとすることは合理的であらう。

此の適例は之を香港で見ることが出来る。

香港のシン、ムン地区には、支那では珍らしく家畜が飼養されず、豚も居ないので捕獲した蚊の八九%は「人」の血液を吸つてゐる。香港のウオリー、ホップ地区では家畜として牛、水牛、豚が多数飼育されてゐるから、此の地方の蚊の二十二分の一が人血液を吸ひ、他は皆家畜血液

を吸つて居ると云ふ。

最近のマラリヤ大流行

（一）バルバドス（英領、中南アメリカの小島）一九二七年マラリヤ大流行、昆虫学者ハルロンは十七年間同地で蚊を見付けんと苦心したが遂に成功せず。デー、シー、ロウも此世紀の初年に此地で蚊を見付けんとして努めたが亦遂に不成功であつた。一九二七年にマラリヤ発生し、其時シーガールは無雑作に蚊を見付けることが出来た。此蚊は小亜商用スクーナーのホール中にもぐり込み乍ら、此の地に輸入されたものらしく、又マラリヤに感染した労働者がキユバから帰来したので、遂に此の地をマラリヤ流行地どしてしまつたものと言はれてゐる。

（二）セーロン島のマラリヤ大流行（一九三五年）

セーロンには一九三五年のマラリヤ大流行の如きものが在来既に数度あつたと記録されて居るが、平時は左程の害も無く一九三〇年に英国、

政府から派遣された、昆虫学者エーチ・エッカルテルがマラリヤに関する警告を発したが少しも顧りみられなかつた。セーロンにはマラリヤ救として、ア・クリチッアチエス及びア・フネストスの二種があり労働者の移入と、ア・クリチファチエスを土木工事作業場等で、発生せしめた為、遂にマラリヤ流行が起り一九三五年十月より十二月にかけて其流行は最高頂を示し、一日六〇・〇〇〇人のマラリヤを治療する為に大混雑を来たした。翌年三月に下り坂となり、更に又上り坂となり、七ケ月間に八〇・〇〇〇人の死者を出した。

マラリヤによる損失は之を正確に計算することは絶対不可能であるが、シントン大佐の一九三六年三月著ノ印度に於けるマラリヤによる国家的、社会的、経済的損害」によると、其損失は莫大であつて、ベンカル地域で毎年マラリヤに因る流産は三〇〇・〇〇〇以上に上り、人口上の影響極めて多大であつて、住民の体位低下に及ぼす所も亦絶大である。印度では毎年のマラリヤ死亡者は二、〇〇〇・〇〇〇以上に及ぶと推算されてゐる。

西太平洋地区に於けるマラリヤ分布

西太平洋地区に於けるマラリヤ分布の北限は、凡そ北緯五十五度附近と見做すべく、南限は南緯二十度の辺とせられる。其の間の気候状況が甚だ多様である如く、マラリヤ状況も亦一様でないことは云ふ迄もない。凡そ世界的に広く分布する疾患の内で、マラリヤ程其の性状、殊に流行学的に気候と相関的に変化し得るものはないのである。之れは主として各種マラリヤ原虫の蚊体内に於ける発育に必要な最低温度に関連して居り、従つてそれは地方的並に季節的に制約される理である。

気候に関連してマラリヤを性格的に分類することは、古く Celli (1900) のものがあるが、氏は主としてマラリヤ原虫の種類の分布に重点を置き、且つ地域的には簡単に常識的にいふ温帯、亜熱帯及熱帯の三地区に分け

て居るに過ぎない。James 及び Christophers（1922）も、右と同様の地区の分類を用ひたが、それに更に流行学的の特徴を与へ、熱帯地区では熱帯熱の優勢、獲得免疫に依る土着民間に於ける感染の遍在性、著明ならざる季節的減少及び、特に感受性ある移住者に於ける重篤な病状の発見を特徴とし、亜熱帯地区に於いては、尚ほ熱帯熱の存在、それに依る秋季流行を特徴とし、温帯地区では三日熱の優勢、それによる春季流行を以つて特徴づけることが出来るとした。最近 Gill（1933）は気候型に基礎を置いて、各気候型地帯に存在するマラリヤを、温帯性マラリヤ、亜熱帯性マラリヤ、熱帯性マラリヤ及び赤道帯性マラリヤの四に分ち、之れらには夫々流行学的に特異な点のあることを指摘してゐる。

即ち温帯性マラリヤは軽症であつて、死亡を伴ふことなく、殆んど全部が三日熱で、四日熱が稀れに存在し、熱帯熱は存在しない。発生曲線は一山性で五月に最高に達する（但し此の時期には伝播は起らないのが普通で従つて此の山は前年秋の感染の延長潜伏に因る）。而して八月乃至十月の伝播可能の月には、一定の発生曲線を示さない。此の型のマラリヤの代表的のものは和蘭に見られる。

亜熱帯性マラリヤの特徴は三日熱の発生曲線が、春と秋とに二山を有し、春の山は四月又は五月に出現して余り高くなく、秋の山は九月に見られ、比較的著明である。

熱帯熱の発生曲線は一山性で、八月に急に起始し、九月に頂上を表はす。此の型のマラリヤの代表的なものは南伊太利に見られる。熱帯性マラリヤの特徴は、依然三日熱は二山性で、春の山は高からず、通常五月に最高に達し、秋の山は著明で八月に急に上昇し、九月又は十月に最高に達する。熱帯熱マラリヤは毎年一山性で八月に急に昇り始め、九月の末期又は十月の初期に頂上に達する。此の型は亜熱帯性のものに原則的には似て居るが、一般に熱帯性のものでは秋の山の起始が遅く、且つ罹患並に致死曲線とも著明である。北印度のマラリヤが此の型のものを代

表する。赤道帯性マラリヤに似て居るが、その異なる点は、後者では秋の猖獗は多量の降雨に依つて決定せられるのに反し、前者では乾燥がマラリヤの猖獗を原因すると云ふ著明な差異がある外、流行曲線に於いて、赤道帯性のものでは、羅患並に致死の山が二山とも比較的低く、且つ両山は殆ど等しいのに反し、熱帯性のものでは、秋の山が遥かに高く、且つ此の山のみが幾分かのマラリヤ死亡を伴ふのを特徴とする。赤道帯性のものはセイロンのマラリヤに依つて代表せられる。

右の Gill の見解は、従来極めて困難とされるマラリヤ流行型の分類を体型づける上に、少なからず貢献する所があるのであるが、各地の異なる条件に依つて、夫々特徴づけられるマラリヤの流行状況を右の四型に悉く帰納することは、元より困難で、種々なる異型又は中間型のあることは元より当然である。従つて西太平洋岸地区に於けるものも、右の範疇で論じ尽されるものではないが、今 Gill が四型マラリヤの存在を制約するとして居る気候を示すと、第一表の如くであり、之に基き西太平洋地区に於ける等、温帯を図示すると第一図の如くである。Gill は各型のマラリヤの存在する夫々の地区を気候型を以て特徴づけ、之れをマラリヤ気候帯と云つた。即ちマラリヤ温帯地区、マラリヤ熱帯地区の如くである。

1) Climatic Zones of Malaria
2) Temperate Zones of Malaria
3) Tropical Zones of Malaria

第一図　マラリヤ気候帯（gillより）

第一表　マラリヤ気候帯

気候帯	気温（C）	気湿
温帯	最高月に於ける平均16乃至20度	70%又は以上
亜熱帯	最高月に於ける平均20度乃至25度	50%又は以上
熱帯	最高月に於ける平均25度又は以上	一乃至数ヶ月に於て50%又は以下
赤道帯	年中25度又は以上	年中70%又は以上

（gill）

第一図に依る時は、北半球に於ては、マラリヤ温帯地区は、遠く欧洲より延びて、シベリアの南部から沿海州に終り、其の南に接してマラリヤ亜熱帯地区が存在し、満洲、朝鮮、凡そ上海以北の支那及び日本内地を包含し、マラリヤ熱帯地区は中支以南仏印迄を含み、泰国、馬来半島及び南洋諸島はマラリヤ赤道帯地区に属する。南半球に於ては濠洲の大部分がマラリヤ熱帯地区となり、その南に狭いマラリヤ亜熱帯地区があり、濠洲の南端の一部、タスマニア及ニユージーランドの大半はマラリヤ温帯地区になる。

併し乍ら斯る気候帯の分布が、直ちに夫々特有のマラリヤ流行型を所有して居ることを意味するものでないことは云ふ迄もない。それは各地に於ける、気候以外の要約が関与するからである。又大西洋地区の各気候帯に於ては、尚ほマラリヤの流行学的調査の不充分な所が少くないので、今後に於いてGillの説を再検討すべきであるが、理論的分布を説明するものとして、右の説は興味あるものと思考する。

今実際の状況に就いて概観するに、赤道を中心としてマラリヤが濃厚に浸淫し、熱帯的色彩を多分に帯びて居ることは云ふ迄もない所であつて、大陸では仏印、泰、馬来半島、島嶼では比律賓、蘭領東印度諸島は最も猖獗を極めて居るのであるが、問題はそれらより南北へ如何に移行して居るか、或は南北両端は何うであるかと云ふ点である。先づ北への移行を考察してみよう。

大陸では支那であるが、南支が熱帯的色彩を帯びて居ることは明かで、三日熱及び熱帯熱マラリヤが濃厚に浸淫して居るのであるが、此の性状は中支に迄延びて居り、揚子江沿岸に於いては三種のマラリヤが存在し、熱帯熱も少くないのである。南支の前方に横はる海南島、香港、台湾及び其の属島のマラリヤが、全然熱帯的性格を持つことは云ふ迄もないのであるが、沖縄県の先島列島は三種マラリアの存在する点に於いて、同様の範疇に入る。

然るに北支に於いては三日熱が主体であり、又浸淫度も高くなく、

Lee 及び Meleney（１９２７）の北京附近の調査では、約一〇%の脾腫率をみるに過ぎない。只極めて少数の熱帯熱が発生して居る点が注目に値する。熱帯熱は以前はなかつたのであるが、一九二〇年に北京附近で最初の例が見られ、一九二六年には多数の同病患者が発生してゐる。これは武昌附近から北上した軍隊が持ち込んだものとせられ、或は一説には京漢線が出来てから輸入せられたとも云ふ。南京に於いても同様のことが知られてゐる。

満洲国では、南満のみならず北満にも相当広く分布して居ることが、近来知られるに至つた。熱種は三日熱で、極めて少数の四日熱も存在してゐる模様である。

熱帯熱に就いては若干の報告があるが、麻薬常用者に於ける人工接種に依る疑のあるものが大部分で、自然感染らしいと思はれるのは、秦氏の奉天に於ける一例とせられて居る。

朝鮮では、大体全鮮の各地に流行があるが、多いのは慶南、江界、江原等の或る地方とされる。大部分三日熱であるが、京畿道と忠清南道とから四日熱が報告されて居り、少くとも其の一部は土着性のものであるらしい。熱帯熱は既に二十例以上も認められて居るが、患者は多く麻薬常用者であつて、注射器に依る人工的接種の疑が濃厚で、少くとも自然感染の確證あるものは一例もない模様である。日本内地に於いては、北は北海道から南は九州に至る各地に流行があるが、一般に稀薄で、只福井、石川、滋賀、静岡、愛知、富山、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、熊本、鹿児島等の一部に、稍ゞ濃厚な流行地が含まれてゐる。種類は総て三日熱で、四日熱、熱帯熱の土着例の確実なものは、今の所ない模様である。

シベリアには、三日熱が存在し、其の北限は北緯六十二度と云はれるが、太平洋岸地区では北緯五十五度附近であるらしい。

右の北支以北の状況を見るに、曩に述べた Gill のマラリヤ気候帯から云ふ時は、北支、満洲、朝鮮、日本内地はマラリヤ亜熱帯地区に属し、

気候的には熱帯熱の流行があり得ても良いのであるが、実際は大体ないものとみて良いのは、一に蚊族的関係が大なる要約をなして居るものではないかと思ふ。但し小林晴治郎氏（一九四九）は、内地でも北支でも熱帯熱自然感染の可能性を全然否定することは出来ないとして居る。之れに就いては後に述べるが、その可能性の有無に拘らず、実際の状況は、揚子江以北に於いては熱帯的色彩は甚だ稀薄であつて、時に南方から熱帯熱の侵入があつても、一般マラリヤの浸淫度は低く、主として三日熱の季節的の流行を重視すべき状態にあるものと云ふことが出来る。

次に南方に対する移行状況を考察する、大小スンダ列島及びニューギネアがマラリヤの猖獗地であるに拘らず、それに接近する濠州では、一転してマラリヤ問題が比較的重要性を持たないのは、極めて興味ある点である。その最も特徴とする性格は、土民間に於いてマラリヤが根く浸淫して居ないことであつて、偶々開拓場、鉱山等の如き人の密集する個所に流行が見られることがあるが、而もその感染源は国外特にニューギ

ネアから持ち込まれたものであるらしい。Mapleston（1923）に依るに、斯かる流行は、クイーンスランド及び北部州に主として見られ、ニューサウスウエールス及びビクトリアの両州からは、僅か数例の土着例が報告されて居るに過ぎない。又西濠太剌利亜州、南濠太剌利亜州からは一例も報告がないと云つて居る。即ち氏は濠州では南緯十九度以北の地に、時にマラリヤの小流行があり、それは短期で已み、何らの処置を施さないでも消滅する。

而して濠州の大部分にマラリヤが存在しない理由として、人口の稀薄と、アノフエレスの少いことをのみ以つてすることは、充分な説明とは云へないと云つて居る。既に述べた如く濠州北部の気候型は熱帯性であるに拘らず、他の同様の地帯に比し、マラリヤ状況に格段の差異のあることは、大いに攻究を要する点であると思はれる。

タスマニアにはマラリヤがない。ニユージーランドも亦、元来マラリヤのない所とせられてゐるが、近来熱帯熱の数例を報告した人がある。

併し恐らく輸入例であらうと思はれる。
尚ほ濠州の東方太平洋上に散在する小島の内、メラネシアのソロモン、ニューブリテン以東には、何れもマラリヤが存在しないが、或は少くともそれが重要問題ではないのである。
以上西太平洋地区のマラリヤ分布状況に就いて概説したが、之れらの分布を制約する因子は、決して単純なものではないが、就中アノフエレス相が重要なる一因子であることは、疑を容れない処である。

南支那に於けるマラリヤの蔓延状況（厦門）

二〇三名のマラリヤと診断された者の中、一五八名に於て血液内にマラリヤ原虫を検出し、

三日熱マラリヤ	一三七名	八六、七一%
四日熱マラリヤ	四名	二、五三%
熱帯熱マラリヤ	一一名	六、九六%
混合感染	六名	三、八〇%

即ち三日熱が最も多い。
今次事変によつて支那に於ては相当多数のマラリヤ患者を軍隊内に出したが、中支那上海附近に於て大里軍医の報告した所によれば、血液検査をして原虫の有無を調査した所、検査人員一二六〇名中、原虫陽性者は一八一名で一四%がマラリヤに罹患してゐた。
又其のマラリヤの種類を区分すると

三日熱マラリヤ	一二〇名	六六、三%
四日熱マラリヤ	一八名	九、九%
熱帯熱マラリヤ	四三名	二三、八%

であつて中支那に於ても大体三日熱マラリヤが多いと云ふ事を示してゐるのである。
然し南方の熱帯圏内に行けば熱帯熱マラリヤの数は依然多くなつて、三日熱マラリヤと反対の状況になると云ふことは、既に全世界に於て認められてゐる事実である。

第二款　肺炎

肺炎の如き呼吸器病が熱帯地方に多いと云ふ事は不思議に思はれるが肺炎は熱帯に於て、マラリヤ、結核についで多数の犠牲者を出して居る疾病である。或は熱帯では寧ろ肺炎に罹り易いとさへ云ひ得るであらう。誘因は感冒、肉体の過労等のために身体の抵抗力が減退した場合等には本病に罹り易くなる。また気候の変つた土地へ移住して来た者は罹り易い、熱帯地方では殊にこの事が顕著でジヤワの刑務所や、南アフリカの鉱山では新たに入つて来た者の七〇%は最初の三、四ヶ月の中に肺炎に罹ると云はれる。女よりも男が罹り易く中年の働き盛りの者に多い。酒のみは罹り易い上に罹つた場合死亡し易い。

肺炎菌は四種類に分類されるが、米国の肺炎菌と蘭印あたりに流行してゐる菌と比較して見ると大体各菌型の流行程度は似て居る。

	I型菌	II	III	IV
米国	二三、六%	八、三	九、七	五八、四
蘭印	三七、六%	一一、一	一、五	四八、七

即ち熱帯地方としての特異性と云ふものは認められぬ。屡々熱帯地方の肺炎が熱帯肺炎など、云はれて恐れられてゐるが、之れは特別な肺炎ではなく唯熱帯地方で流行するものは死亡率が少し高いと云ふだけである。

季節的には我国では冬から春にかけて多いが、熱帯地方では雨の少い乾燥期に多い。またマラリヤに罹つてゐる者、栄養の悪い者は罹り易く密集して狭い所へ居住して居るやうな団体（労働者寄宿舎、刑務所等）には多く発生する。熱帯地方と其他の地方の都市の肺炎の死亡者を比較して見れば一見して熱帯地方に多いことが分る。

死亡率は我国に於ても二〇%前後の高率であるが、南方の土民間では三〇%以上に及ぶ。彼等の肺炎は死亡率が高いのみならず、罹病率も高

く、文明人の三、四倍である。

統　計

利用し得る唯一の資料たる公報に基いて熱帯諸国の大葉性肺炎罹病率及死亡率を計算しやうとする者は、次の如き困難に遭遇する。

即ち、調査の信頼しがたきこと、熱帯諸国中二〇ケ国では肺炎は届出の義務ある疾患なるにも拘らず、報告が欠除してゐたり或は不完全であつたりすること、又作業方法が非常にまちまちなること、例へば大葉性肺炎の数字が時には「呼吸器病」に含まれてゐたり、時には気管支肺炎の数字と一緒にされたり、或は「大葉性肺炎並に診断不明の疾患」の如き項目下に入れられたりしてゐる。若し之に診断上避け得られざる不正確さを加へるなら、これらの前提の不確実さは何か価値のある推論を下すことを許さざるものなることを認めざるを得ないだらう。

二、三の例はこのことを證明してゐる。印度に就てみれば、ベンガル、

ボンベイ州、聯合州、ビルマ各都市では一九二〇年肺炎は独立の項目下に記載すること、なつた。所が、他の場所では相変ず「呼吸器病」或は「熱病」のうちに含まれてゐる。

ベンガルでは、一九二一年に一一、五六七名の肺炎死者が報告されたのだが、同地の衛生局長の意見では「同年の死者一四〇、〇〇〇乃至二〇〇、〇〇〇は肺炎によるものと考へて差支ないだらう」といふのである。

ケニアでは同殖民地住民の約八〇%を含む予備兵のうちに、肺炎発生に関する数字がないのである。

軍隊の報告は確かに正確ではあるが、それは唯選ばれた男子のみを取扱つて居り、しかも殆んど限られた年令階級に属してゐるのである。監獄の資料も亦信用し得るものである。但し、入獄者には病気に対し高い感受性を示す麻薬中毒者が多数にゐることを念頭に置いておかなければならない。

上述の諸事情は熱帯諸国の肺炎発生数や、死亡率を正確に計算し或は

比較しやうとする努力に対し障害となるものである。

死亡率は官報や医学新聞に引用されてゐる多数の病院報告から算定することが出来る。然し病院の報告は重症患者が不当に高い割合になつてゐたり、地方的要因が入り込んでゐたりして、或程度歪められてゐる。又後者に関する智識は正しい判断を行ふために必要なものである。上に述べたシンガポール共済病院の例はこのことを示してゐる。左に温帯に於ける病院から得た一世紀以上に亘る肺炎報告が表になつてゐる。（Kelly）

場所	期間	患者総数	致命率
ニューオルレアンス慈善病院	一八三〇－一八七九	三、九六九	三八・〇一
モントリアル共済病院	一八五三－一八八七	一、〇一二	二〇・四〇
マサチューセッツ共済病院	一八八二－一八八七	一、〇〇〇	二五・〇〇
ドイツ病院	一八九四	一、一三〇	一九・三〇
ドイツ・マグデブルグ病院	一八八〇－一八九六	一、五〇一	一六・八〇
ニューヨーク・マウント・サイナイ病院	一八八八－一八九八	五〇〇	一八・八八
ボストン市立病院	一八九五－一九〇〇	九四九	三〇・六〇
ペンシルバニア病院	一八九七－一九〇一	五〇〇	二七・六〇
モントリアル共済病院	一八九五－一九〇三	四八六	二一・二〇
ブレスロー病院	一八九二－一九〇三	三〇四	一六・七〇
フイラデルフイア共済病院	一八九七－一九〇一	九九一	五四・三〇
バルテイモア、ジヨン・ホプキンス病院	一八八九－一九〇五	六八五	三〇・三九
マサチユーセツク共済病院	一八八九－一九一七	三、二九一	二七・一〇
ニューヨーク九病院	一九二〇－一九二二	一、四六二	四二・八〇
ニューヨーク、ベレビュー病院	一九二一	一、三八一	二四・四〇
シカゴ クツク・カントリー病院	一九一一－一九一六	三、四三九	三七・一〇
シカゴ・クツク・カントリー病院	一九一七－一九二三	六、五三一	三六・〇〇
計		二九、一三一	三〇・二〇

この表を見れば全く悲感させられる。即ち、これはこの半世紀間の医学の発達は肺炎死亡率に何等の反響も起さず、死亡率は一流病院でさへ相変らず非常に高いまゝであることを示してゐるのである。今この平均を熱帯地方の病院の平均と比較すればどうであらうか。予期されるやうに有色人患者が加はつてゐる所では致命率が非常に高い(次表参照)。而してその差は七、七%である。

国	病院			
アメリカ				
英領ギアナ	ヂョーヂタウン公衆病院	一九一〇－一九一三	一、二六五	四〇、五
ホンヂュラス	プエルト・カステイロ病院	一九二一－一九二九	六七二	三九、一
中央アメリカ	聯合果物会社病院	一九二〇－一九二五	三、三六七	三八、六
		一九二六－一九二九	一、四六三	三一・八
パナマ共和国	パナマサント、トマス病院	一九二〇－一九二三	四二七	四七・五

国	病院			
アフリカ				
仏領コンゴー	ブラザヴィユ共府病院	一九二七	五八八	三三、四
	ポアント・ノアール病院	一九二七	四九四	四〇、〇
セネガル	ダガール土人病院	一九二六－一九二八	一九三	二五、四
白領コンゴー	カタンガ土人病院	一九三一－一九二四	七七八	二一、六
スダン	土人病院	一九二八	四四七	二八、二
英領ソマリーランド	ベルベラ病院	一九二五－一九二八	二一六	一三、九
ケニア	諸病院	一九二〇－一九二八	一〇、四三五	[illegible]二、四
蘭領東印度	諸病院	一九二五－一九二七	六六五	二二、四
マウリテイウス	諸病院	(一九二〇－一九二五) (一九二七－一九二八)	九二二 五四五	四〇、六 三一、二
アジア				
セイロン	諸病院	一九二八	四四三二	二六、一
印度	カルカツタ・サムブユナス病院	一九二八	四三	五八、〇
海峡殖民地	シンガポール共有病院	(一九二六－一九二八) (一九二九)	五四〇 二六四	五一、八 四五、四
				二六六八

マレー聯邦	シンガポールダン・トク・セン病院	一九三五—一九三七	一、〇四八	五三・七
	ペナン地方病院	一九三二—一九二四	三一九	五八・三
蘭領東印度	諸病院	一九二五—一九二九	一三、四八二	四七・五
	バタビヤ、中央市民病院	一九一九—一九二一	一、五七二	四九・一
	スラバヤ 〃	一九一九—一九二一	九五三	四七・八
	バタビヤ 〃	一九二三	二一九	三八・四
	スラバヤ 〃	一九二三	二一八	三三・五
	スマラン 〃	一九二二	三〇五	七〇・二
	バタビヤ 〃	一九二二	七四二	五〇・〇
	スラバヤ及ビスマラン一七一病院	一九二四	一、一六四	三〇・三
	バタビヤ中央市立病院	一九一一—一九一五	三五八	三七・五
計			四八、一三七	三七・九

之等の二表を分析する際には、前者は大葉性肺炎のみに関するものであるのに対し、後者は「大葉性肺炎」とか、「肺炎」（多分これは気管支肺炎が含まれてゐる）とか、「大葉性肺炎及び診断不明のもの」とかとして報告された患者から成るものであることを念頭に置かなければならない。肺炎の作表が統一された方法で行はれない限り、かゝる混乱は避け得られないのである。

病院に於ける死因としての大葉性肺炎に就ての相対的頻度に関しては次の一聯の剖検例よりその一端を知ることが出来るだらう。

国名	期間	剖検総数	大葉性肺炎百分率
シンガポール	一九一九—一九二六	六、一二五	九・五
フイリッピン	一九一〇—一九一八	一、〇〇〇	三三・三
パナマ	一九〇四—一九一六	四、八〇六	一八・〇
ホンデュラス	一九二六—一九二七	一四九	三一・五

熱帯地方の肺炎は老人性疾患でないと云はれてゐる。然し、特別な場合に関する詳細な報告がない限り、これは自明のこと、して受け容れることは出来ない。

人口一万に対する肺炎死亡者（南崎博士に據る）

	一九三四年	一九三五年	一九三六年
東京	一五八・〇	一一八・〇	一一二・二
マニラ	五五八・四	七七〇・二	四九四・三
ハイホン	一一八・一	二五〇・〇	二九六・〇
ハノイ	七五〇・七	七七八・三	五六七・九
サイゴンショロン	一九〇・七	三三五・六	三〇二・二
シンガポール	二五六・〇	二九五・八	三四二・八
ラングーン	五五〇・七	六〇二・八	五三七・五
ロンドン	九一〇・〇	六八・〇	七九・八
ニユーヨーク	一〇〇・一	八九・九	八九・五
カルカツタ	二一一・二	二〇八・一	二二〇・三
コロンボ	三五七・四	四一一・九	三二八・八

気候

一九二七年初期にガボン鉄道従業員に発生せる肺炎大流行は、乾燥季の異常に長く続いたゝめとされてゐる。Ronceraie 象牙海岸では、寒期中肺炎感染は通風不良で、且つ過剰居住せる小屋に住む土人間では流行性を帯びる。この伝染病はハーマタン風季節に北部地域で特に流行する。Riegeも亦カメルーン人に肺炎感染素因と共へるものとして日別気温較差大なるハーマタン風季節をあげてゐる。ダール、エス、サラームでは大戦中彼はそれを雨季のせいにしてゐる。一方トーゴランドでは、ドイツ土民部隊中に屡々爆発的肺炎流行が見られたが、これは特に丁度雨季の前に来る暑季に多かつた。（Menac）

次表は一九二三年度に於けるナイロビ監獄の月別肺炎発生並にそれに相当する気温雨量の資料を示してゐる。これによると肺炎は一年中で最も乾燥せる日に最もひどいことが注目される。

一九二三年	肺炎 入院	肺炎 死亡	雨量	最低気温 華氏
一月	三	—	〇、六二	五五
二月	二	—	三、八六	五六
三月	七	一	九、九七	五四
四月	一	—	一六、二三	五九
五月	五	—	一二、七六	六二
六月	二	—	二、一五	五四
七月	六	一	〇、五八	五四
八月	三一	六	〇、〇九	五三
九月	二三	八	一、一六	五一
十月	二〇	五	一、六〇	五六
十一月	四	—	五、六四	五七
十二月	一七	一	一、五四	五六
総計	一二一	二二		

印度に於ける肺炎と気候との関係を説明するため Rogers は全国の入獄人口（入獄者一、五〇〇、〇〇〇名）に於ける肺炎発生を基礎にしてその論議を進めてゐる。彼は十五年間の肺炎発生の間にはビルマの四‰より南東部の八‰、西北各州の五〇‰といつた差別のあることを見出した。これと主な気候状況とを比較して、彼は肺炎発生は大きな日別気温較差低い最低気温、低い気温によつて促進せらると結論してゐる。これらは特に衣服を充分に着てゐない人々に悪寒を助成する要因である。

Mulder はスマトラ採鉱会社所属労働者に見る急性な肺炎流行は大

依激しい雨期の開式はその直後に起ることを見た。これに反し Kuyer の観察に依ると、ジャバの一病院に於ては肺炎の季節的発生は全然なかつたとのことである。セレベスに於ては、西風の吹く時期に肺炎が頻発することが注目されてゐる。然るに南ボルネオではこれはモンスーンの変り目に一致して起る。ビスマルク群島では雨期の初め及び終りに肺炎発生が最も高く、カロリン人間では北東季節風の発生時に最も高い。(Ruge) Santa Cruz はフィリツピン人の肺炎流行は北東季節風(十二月―三月)及びその結果起る急激な気温変化と一致すると考へてゐる。然るに Walker はホンデユラスに就ては肺炎発生に対する季節・気温・雨量の影響は否定的であるとの意見である。このことは同国に対しては Phelps に依り、英領ギアナに対しては Rowland に依り確認されてゐる。パナマ運河建設中には肺炎発生の季節変は湿つた衣服に対する特別の関係は観察され得なかつた。

ヤングストン(ジヤマイカ)に於ける肺炎の大増加 即ち一九一六年の死者六一より一九一七年の一一四になつたこの大増加の理由を説明しやうとしてゐる Gillard は毒力強き新肺炎菌種が、欧州より帰郷せる恢復期患者たる兵士により移入されたといふ可能性を否定してゐる。彼は二つの主要要因は、勿論それだけではないが、気象学的条件と貧困にあるべきだと考へてゐる。

第三款　結核

南方諸地域では一年中高温が続く為に、体力が消耗し勝ちであり、又野菜の新鮮なものが得難いので、栄養が不足し易く、従つて結核性疾患を誘発し易い環境にある。

又、熱帯に住んで居る在来の土民は結核に罹り易いのではないかと考へられる。少し古い統計であるが同じ様な気候の下で同じ仕事をして居つた数種の人種の者の結核に対する罹病率（人員一万の内結核に罹つたもの）と死亡率（人員一万の内の病人が結核で死亡したもの）を示せば次の通りである。

	人口一万対罹病率	人口一万対死亡率
英本土及英領土軍隊	六、一	〇、四
ポルトガル人軍隊	三三、七	九、二

支那人労働者	三六、四	一三、四
印度人軍隊	九三、五	一七、二
印度人労働者	一四二、〇	五三、四
南アフリカ土民労働者	二九〇、七	一二一、九
喜望峯地方労働者	四四一、一	一〇三、六

この表によると印度人やアフリカの土人は如何にも結核に罹り易いやうに見える。これは彼等の生活程度が英人やポルトガル人に比しては比較にならぬ程低くて、これが結核に罹り易い原因であると考へるのが適当であらう。

一面熱帯地方は昔は文化に対して閉ざされた隔域であつて、言はゞ結核に対する処女地で、そこへ先の世界大戦以来僅かに文明国との交通が拓け、猛烈な勢で結核が侵入し始めた為に、土民の罹病率が非常に高く且つ死亡率も甚だ多いのであらう。結核の拡り方をツベルクリン反応に

依つて調べると結核感染の割合は

スマトラの都市	七四%
スマトラの農村	二〇
バタビヤの支那人小児（生后一ヶ年）	二一
仝　小児（四年台）	四五
仝　小児（一〇ー一四年）	八〇
仏領印度支那	三一、四

即ち南方諸地方では我国よりも広く蔓延してゐる。結核死亡率を見ると、更に顕著である。

人口万対結核死亡率

	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
東京	一八二、一	一六九、六	一六七、二	一八八、四	ー
マニラ	五〇三、五	四五三、六	四八〇、〇	四六二、〇	四五九、五
ハイホン	一六五、五	二〇五、八	一九二、〇	一五八、〇	ー
ハノイ	一〇三、七	二五、四	一〇四、四	一四九、八	一七八、七
サイゴンショロン	三〇九、七	三六三、六	二二九、八	二五五、〇	ー
シンガポール	二三六、七	二三三、六			
ラングーン	一九五、三	一七八、六	二〇五、四	二四一、四	ー
カルカッタ	ー	二二二、〇	二一三、六	二三七、九	二五九、四
シドニー	四六、八	四四、三	四四、九	四三、四	ー
ベルリン	七九、〇	七八、四	七八、九	七五、五	ー
ニューヨーク	五六、六	五四、一	五五、四	五六、六	ー

蔓延状況

一般に充分な統計は得難いが Wilkinson はカルカッタ、ボンベイ、マドラスに就き表の如き数字を挙げて居る。カルカッタの調査に依れば

	マドラス		カルカッタ		ボンベイ	
	人口千に対する死亡		人口千に対する死亡		人口千に対する死亡	
	肺結核	総数	肺結核	総数	肺結核	総数
1905	1.6	24.2	2.4	38.0	3.27	61.54
1906	1.4	46.6	2.6	35.7	3.64	54.07
1907	1.2	40.5	2.6	37.6	2.94	39.56
1908	1.4	43.7	2.5	32.6	2.44	39.13
1909	1.2	37.9	2.3	34.1	2.45	35.66
1910	0.4	39.8	2.3	27.9	2.33	35.72
1911	0.4	42.0	2.3	27.2	2.12	35.69

マホメット教徒の結核死亡は三%　ヒンズー教徒は二、三%　キリスト教徒は三、八%であると云ふ。而して Weil がカルカッタにて調査したツベルクリン陽性率は成人五〇、〇—六九、六%で比較的低率であるが、小児に於ける陽性率も他の地方と比較して低い値を得た。
Powell は田舎から徴集された新兵のピルケ陽性率は甚だ低く五、六七%に過ぎなかつたと云ふ。

東印度諸島に於ける肺結核患者は一九三三年中に取扱つた患者六五六二名中　死亡数一、九三二名、死亡率二一、二%で結核死亡は総入院患者の三、五%、総死亡の一三、四%に当ると云ふ。

又 de Langen は蘭印の役人にて涼冷な気候の良き地方へ転地静養を許されたる者の内、結核に依る者は一九一九年は一〇、六%、一九二一年には一二、二%　一九三三年には一四、四%であつたと云つてゐる。又公衆衛生所の報告に依れば　土人の総死亡の約一〇%は結核であると云ふ。

De Langen はスラバヤの三、二三五名の学童の検査にて五名の肺尖カタル、二名のスクロフローゼ、七名の肺癆体質を見たが、バンドンに於ける四八〇名の児童のピルケは次の如く陽性率は余り高くない。

年令	陽性率
6—8（410）	9%
9—11（286）	11.9
12—14（136）	12.5

然しバタビヤにては男女数一、〇〇〇名につき六五%であつた。又群島の他の地方にて Paneth は土人の一群にて右の如き稍高き価を得た。Straub はスマトラ東海岸のジヤバ人と支那人成人のピルケ反応を比較したが、表の如く前者は二八—六九%で、支那人の八一—八九%より遥かに低率であつた。香港の成人に就いて九三、一%、上海にては九四、〇%

年令	陽性率
0—5	26%
5—10	34
10—15	43
成人 男	78
成人 女	67

と報ぜられ、何れも支那人の高き感染率を示して居るが、此のスマトラの例によつても彼等の移住する処亦濃厚な蔓延を見る事が判る。

ジヤワ人	支那人		
3.595	980		
220	5	−	18—21才
84	21	+	
28	81	+%	
1.023	63	−	21—31才
1.315	348	+	
55	85	+%	
282	57	−	31才以上
621	485	+	
69	89	+%	

マレー聯邦官報（一九三四年）は海峡殖民地の推定人口一、〇〇〇に対する肺結核死亡率は、一九三一年二、三一、一九三二年一、八九、一九三三年二、〇九であり、シンガポール、ジヨウジタウン、マラツカ各市を通じて二、三五であると云ひ、香港公衆衛生報告（一九三三）年に依れば肺結核死は二、二二五で、総死亡の一二、二五%に当り、人口一、〇〇〇に対

する死亡率は一九三二年二、五二、一九三三年二、七一で略ゝマレー地方に一致する。

交趾支那に於ける研究では Guérin a. Lalung - Bonnaire に依れば、安南人間に結核は Beinh-Ho-Lao 消耗性咳嗽性疾患の名の下に知られ、古代より存在したと信ぜられて居る結核は、支那の古代より存せる事は知られた処であり、安南は古くより支那と交通せる故、感染蔓延の機会の多かりし事を想像せられる。氏等が都市及び田舎の学校の土人児童七七〇八名にツベルクリン反応を試みたが、之等の中ショロン市の二九一八名の陽性率は表の如くであつた。

年令	陽性率%
〇－五	二三、六四
六－一〇	四四、六八
一一－一五	六八、四六
一六－二〇	七一、一五
二一－二五	八一、二〇
二六－三〇	八七、二〇
三一－三五	九一、七八
三六以上	九一、七二

此陽性率は幼時感染の濃厚なる事を示すものであつて、家族感染の著しい事が判る。又検査した喀痰の四〇%に菌を発見したと云ふ。一般に仏印地方では極めて濃厚なる蔓延を見て居るので、同地のパスツール研究所では盛んにBCGワクチンを製造して之れを一般土民小児に施行して、其効果を検索して居る。

其他比律賓、泰、海峡殖民地及びマレー聯邦等の報告に於いても、結核はマラリヤに次いで重要なる死因たる事が認められる。

結核は古き文化を有し産業の発展せる地に蔓延するものにて、未開の地には之を見ず、文化国の殖民地となるに及び移民の侵入するや、病毒も亦之と共に移入せられる。例へば Matrable はペルシヤではカスピ海岸ペルシヤ湾岸の如き、外国人の多く入り込んでゐる地方は別だが、其他の地方では古くは肺結核は実際上は見られなかつたと云つてよい。然るに印度人アルマニア人により過去五十年間に速かに拡つたので、かかる地方の患者は予後不良で、一例も自然治癒せるを見た事がない。

療養所にて治癒せるものにても凡て死亡する。之れは欧州の如き流行地に見る免疫がない為であると云ふ。

Lacia に依ればアフリカのゼネガール土人には従来結核は無かつたが、一九二四年の頃には既に之の蔓延を見、殊にダカール、セントルイスの如き都市及び其周囲に速かに増加しつゝあり、之等は殖民し来れる白人が持ち来れる事と、結核地方と交通する土人が感染して移入するに依るのである。然し阿弗利加の奥地々方は尚未だ甚だ少く、故に之等の地方から徴発されたゼネガール聯隊の新兵は世界大戦中容易に本症に感染した。ジャバに於いて Heinemann N. Baermann に依れば、殆んど凡て田舎地方から募集した労働者はツ反応陽性率三、五％に過ぎなかつたが、S.Traud のスマトラ東海岸の検査では、土人二三—六九％、支那人八一—八九％であつた。

此種の報告の内で Weil のベンガルに於けるものは、最も興味ありと思はれる。彼によればベンガルの田舎地方では、五十年前には結核は

遥かに稀であつたが、近年著しく増加した。其原因として考へらる、ものゝ、内就中住民の食餌中に、カルシウムを含む食品、脂肪、牛乳、果実の欠乏は罹患の素地を造り、交通の発達は蔓延を援け、田舎の工場化、都会化、住民の健康の無関心、衛生思想の欠乏の為に放縦に喀痰し、患者と食器を同じくし、同室に起居就床する事が主要視せられる。それでカルカッタには二才以上の開放性肺結核患者が居り、ベルガルには約二十万或は少くも住民の〇、五％程の同様の患者が居ると推定せられる。

ベンガルでは毎年九〇万以上が熱帯病で死亡し、其一〇％即ち九万が結核で死ぬと考へられる。結核死一名に対し少く共七名の患者ありと考へられるから、最少三万の患者がベルガルに常に居ると推測せられる。

又、カルカッタ医学校病院の外来患者の約二％は何等かの型の結核である。

以上の如く未開の地に殖民の行はれると共に、結核も亦漸次其地方へ進入して行くのであつて、殊に欧米及び支那民族は極めて濃厚なる感染

を有す種族であるから、其行く処何処にも其周囲に病毒を撒布する。
而して一度病毒の侵入するや、未開の土地の人種は其衛生思想の幼稚なると、從來未感染にして免疫を得て居ない為に、其蔓延も一層甚だしく、患者の病勢も急激悪性なる経過をとるを普通とする。例へば今米国の各地に居住する有色人種と、同地に居住する白人の陽性率を比較すると、却而白人の方が低率を示す。台湾に於ては衛生思想の遅れてゐる本島人は内地人より高率であるが　更に同地域に住む本島人と高砂族とを比較すると　後者の方が高率を示し、共に上記の説の證査となる。
疾病の特殊性として、先づ上記の如き未開人種に蔓延した結核が、急性、悪性であると云ふ住民の人種別に依る病勢の差異が目立つ。
欧洲大戦の際結核蔓延の極めて少き未開地の北アフリカのゼネガール族より徴発せられたる兵が、大陸に於いて忽ち悪性の結核に感染し、甚しき蔓延と共に何れも急激なる経過を取つて、倒れたと云ふ報告は極めて注意すべき事実である。

Borrel に依れば入営当時のツ反応の陽性率は四一・五%であつたが、一三一五体の解剖中肺炎結核空洞形成等慢性結核の像を呈したるものも不五%にてよく一致し大体前以つて感染してゐた新様な慢性型を取つたので他は非常に急速に経過した全身性結核であつた。Lurcet a. Pryand は大戦時ライン軍を構成せる諸人種兵について一二ケ月間に罹患した結核患者を調査し　兵一〇〇〇名に対する比率を挙げて居るが次の如くである。

フランス兵	九・五五
マロコ兵	一一・七三
アラブ兵	一三・三三
安南兵	一五・三一
マルガシュ兵	一八・八八
ゼネガール兵	八六・〇七

即ち亦結核の少き地方から来たゼネガール兵の感染発病の甚だ多き事を示す。結核蔓延の少き地方の結核が急性経過取る事は上述の他Heinemannのデリに於ける研究でも推測せられるが、其他にも報告が少くない。

印度の結核につきPowellの記載は興味深い。彼は多年ボムベイ市警察医として二、三〇〇乃至三、〇〇〇名の軍隊と田舎よりの多数の新兵を観察した結果之等の中に結核は極めて普通で且つ進行性にて致命的の型であった。一九一二－一九一八年にピルケ反応を検査した一五三二名の新兵中僅かに八七名即ち五、六七%が陽性であった。多くは新兵で新しく田舎から到着せる一、二〇〇名の若人中肺の検査に注意した者の中肺炎疾患は極めて少なかった。

欧洲にては八五%が解剖にて古き結核感染の病竈を有するのにPowellは印度に於ける八〇〇〇体以上の剖検中僅かに二、三%に見出した。硬[illegible]等である。故に之等の人々は欧洲にては抵抗を得るのに役

立つ稀薄感染がないと考へられる。

Powellは印度にては結核は欧洲より遥かに急性にて、治癒は例外であり、印度人患者の多くは初発症状より一年以内に死亡すると云ふ。

Straubはスマトラに於いてヂヤバ土人と支那人の解剖の結果、結核死ヂヤバ土人五三体中二一体は全身結核と乾酪性淋巴結核で、其半ばは悪性急性粟粒結核であった。反之支那人五二体中斯くの如きは少数で六例に過ぎなかった。

未開の結核蔓延の少き地方の人種が感染する場合は、成人の初感染が多く且つ感染時の生活の激変、過労、非衛生的生活等の為に容易に発病し、急性全身性の悪性の経過を取るものが多いのであり、又既に相当の結核蔓延せる地方にては、成人の初感染は必ずしも多くはないが、其社会的生活状態、経済状態、精神状態、文化の程度に依り其経過に軽重あり。原始的な文化の低き非衛生的な人種に於て、経過は不良であると云ふ。

一般に熱帯地方の結核の経過は、上述の如き人種の差に依り異るは勿論であるが、殊に移民に取つては気候風土の影響も亦大なりと考へなければならぬ。Le Langen の云ふ処では白人にて熱帯地方に来るものは、二〇才前後が多く、之等の中に患者を発見するのであるが、気候の影響は一般に身体を弱め、弛緩せしめ、為に屡々潜伏性結核を活動性に変ずる機会が多い。然し場合に依つては熱帯にて却つて健康に感ずる者あり、殊に其生活が経済的に遥かに良好となる為に健康に必要なる衣食住が取り易く、良結果を得るものもある。

治癒せる結核は熱帯に旅行し又は働く事が必ずしも禁忌ではないと云ふ。Scott の云ふ処では、温帯地方の医師の中には、熱帯は結核白人に対して治癒効果ありとし、其原因として、熱帯例へばロデシア、ウガンダ、ケニアタンガイイカの如き地方に、結核の少きを見て気候的に来されたる免疫状態となると共に、強き太陽光線の殺菌作用によると云ふものがあるが、之は誤りにて土人に免疫無く、感受性大であるが、之等の

地方は結核蔓延稀薄で、感染源が乏しきが為で、太陽光線の作用としても精々喀出されたる菌を殺す程度である。故に土人の側からすれば、白人は結核を侵入する甚だ危険なもので、容易に感染し蔓延を来し、其予防も不良であり、又移住者からすれば潜在性結核を有する者では常に倦怠を覚え、睡眠不足に陥り食慾不振である為に、結核は活動化する危険が多分にある。

第四款　支那　癩

支那本土では癩は西紀前六世紀に既に其の存在を認められたとも云ひ、又支那の古記によると、既に西紀前一一世紀に於て揚子江、黄河の両流域に広く存在したとも云はれてゐる。

支那の癩は夫れ自身支那固有の問題たるのみならず、支那からの移民の出先国夫々に関係する所が極めて大である。即ちミヤム、マレー、ポリネシア、印度支那、豪洲、アメリカ等への支那移民は癩を将来し、出先国で癩流行の中心点を形成する様である。支那の内最も濃厚な流行地域は広東及福建の両省である。

満洲国には癩は稀である。北支には割合に少い。山東地方に其病竈がある。南支には癩の流行が濃密だと称せられてゐる。河北省には数ケ所の癩中心地がある。

雲南、広東、広西、貴州に蔓延が広く、福建、江西、湖北之に次ぎ、浙江、湖南、山西には少いといふことである。安徽、河南、甘粛等の事情は好く分らぬ。成都の平地にも流行地帯があると知られてゐる。

マカオでは癩患者の使用せる古着も盗賊の目的物たり得ると云はれてゐる。

スワトウは癩の伝染濃厚であつて、此の港より癩患者たる支那人が移民として他国に移出するものが頗る多い。

香港、香港島には癩患者が少くないが、其の多くは輸入せられたものである。

Rogers and Muir に據れば支那に於ける本病の流行は、南部の広東、福建、更に内部の広東、福建、更に内部の雲南其他諸省の如く、熱帯の湿潤なる地方に多く、また山東省にも蔓延甚しく、其の全土の癩は前述の如く約一〇〇万と推され、其濃度は二、五%である。

支那には無数に癩村があるが、患者は全然隔離されず、一般に乞食き

して浮浪し、重症者は毒殺されたり、生埋めにされる事も稀ではないと。6 Jeanselme 及 U. onde Uld (一九〇〇) に依れば南部の広東、雲南、福建の諸省及揚子江下流流域に癩は多く、殊に大きな都市には多くの癩乞食を見る。6 Burnet (一九三〇) に依れば、支那の癩は南部諸州及び西藏「ビルマ」との接壌地方に最も蔓延し、其他浙江及び山東の地方にも多い。

上海鄔志賢(一九三三)著、光田愛生園長譯に依ると、山東省には癩が多いと、湖北省にも癩は相当多く存在する。湘南、江西両省にも病者が多い。江蘇省は揚子江により別れ、北方は南方より癩は濃厚である。上海には今二〇〇〇人の癩が居るとされ、浙江省にも本病が多い。福建省は本病の蔓延猖獗にして、各地に癩村がある。

本病は人民の脅威となって居り、官吏は病者が行商人、結婚者或は葬儀者等より施與を受ける事を黙認した。

広東省は有名な癩窟である。甘粛省にも癩多く、四川省では、成都平野の西北端に癩多き部落あり、尚西南部のロロ独立蛮族にも本病の蔓延は濃厚である。貴州にも病者があって小癩養所がある。広西省は広東と同様最も癩濃厚な土地である。

また陳邦賢著中華民国医学史(民国二十六年)には、支那の癩は揚子江以南各省に甚しく蔓延して居るが、山東省にも多く、東三省及び江蘇省北部に蔓延の趨勢である。河北、河南及陝西の諸省は少く、甘粛省には比較的多く、之等患者中には西藏移民が多い。湖北省も亦多く、四川省は其の南部及西部に流行してゐる。

漢人の中には苗蛮と常に接して居る様な者に病者が多い。長江南岸の諸省では南部諸省程に濃厚ではない。其中、浙江省は稍々多く、江西、湖南両省には更に多く、福建省は猖獗であるが、其の分布状態は不規則である。広西、貴州両省は頗る広く分布し、而して広東、雲南両省に癩多きことは実に全国に冠たりである。而して広東省を以て其の最も流行猖獗を極めつ、あるものとなすと記載してゐる。

南支福建省沿岸の一小島である金门島では、人口二万余と云はれてゐるが、昨年彼の地住民の衛生状態を調査した台湾総督府小林技師の報告に依ると、癩患者の発見されたものは男子のみで三七名であつたが、尚ほ一層に厳重に調査すれば、それ以上に上るであらうとのことであつた。

広顧博士は昨年四月から十一月迄の七ヶ月間に亘つて、広東市の癩に就て調査したが、其成績（台湾医学会雑誌第四〇巻第六号）を茲に引用して見る。

この検査（第二表）は、(一)水上生活者（所謂蛋民）、(二)江上交通者（蛋民以外の船員及乗客等）、(三)小学児童、(四)広東市内交通者、(五)広東市住民、(六)接客業、(七)癩住民に就て行つたのである。其の結果を纏めると次表の如くである。

検査区域別	検査人員		発見癩患者					発見度
	総数	性別	総数	性別	結節型	神経型	斑紋型	%
水上生活者（蛋民）	26.541	♂ 11.094 ♀ 15.447	58	♂ 35 ♀ 23	8 6	24 13	3 4	2.2
江上交通者	20.764	♂ 11.832 ♀ 8.932	16	♂ 13 ♀ 3	5 1	7 0	1 2	0.8
広東市単人小学児童	622	♂ 387 ♀ 235	0	♂ 0 ♀ 0				0
広東市街頭交通者	3.392	♂ 1.846 ♀ 1.546	6	♂ 5 ♀ 1	1 0	2 1	2 0	1.8
接客業者（単人公娼）	144	♂ 0 ♀ 144	0	♂ 0 ♀ 0				0
広東市住民（芳村部落）	589	♂ 336 ♀ 253	1	♂ 1 ♀ 0	1 0	0 0	0 0	1.7
広東癩村ト称セラル部落	390	♂ 171 ♀ 219	3	♂ 2 ♀ 1	0 0	2 .1	0 0	77
計	52.442	♂ 25.666 ♀ 26.776	84	56 28	15 7	35 15	6 6	1.6

即ち総計五二、四四二人を検して、八四人の癩患者を発見して居る。その濃度は一、六%に当る。

これから考へると、広東の癩患者の蔓延濃度は一、六%であると云ふ様な事になる様であるが、然しこれを以て支那人殊に広東人間の癩濃度なりとなすは早計である。何んとなれば、支那に於ては従来重症癩患者を毒殺、銃殺、或は生埋めにしたと云ふ事実は一再ならず、広東に於ても P. Dewrgpierre: With the Chinese Lepers at Shek-Lung（一九二五）に依ると、広東省には永年に亘つて癩部落となつて居る処があり、多くの人の幸福の為めに、癩人を犠牲にする祭典がある。即ち病者を泥酔せしめ、麻薬を与へて生きながら火葬にする習慣がある。

一九一二年の革命の時には、南寧に於ては、其処の軍隊は塹壕を掘り、それに薪を積み石油を注いで市内から狩り集めた病者五十余人を焼き殺した。また一九一四年広東省のカンホイでも同様の虐殺を行つた。殊に今次支那事変勃発後、支那軍は広東市内の癩患者乞食等の群を銃殺したので、患者は市外の田舎へ逃走したとの事であるから、日本軍が入り、新たに市政府が成立して治安が恢復した今日と雖も、尚ほ怖れをなして市内に帰復せざる者多き様子である。此の事から考察しても現在広東市内の癩患者は、その一部分の軽症者のみが帰復して居るのであつて、今後は漸次帰復者の増加につれ市内に癩の数を増し、また其症状の重症なる者多きを加ふるに至るであらう事を推察されるのである。

海南島に於いても癩多く、海口の癩療養所には近年一五〇名内外の病者を常に収容して居た。

支那の癩患者数に就ては、D. Rogers 其他に依つて一〇〇万と推定されて居るが、正確な数は詳でない。泰山軍医大佐の報告によれば、一九三五年南京政府当局が、支那各地の病院に就き其取扱つた十九種の伝染病を調査した処、該伝染病患者総数二九、四六八名中に癩患者は五一七名で一、八%であつた。

Ik Vorlich von de Letter は支那の癩の濃度は二、五%であるとな

し、また F. Reico も同様二、五%であると云ひ、立川舜学士は昭和十四年六月から八月迄の二ヶ月間に於て、広東市東部及南部の住民二五、〇〇〇余人を検査して、一、二%の割合に癩を発見したとの話であった。今仮りに支那四億の国民に二、五%の比に病者があるとすれば、全支那の癩は一〇〇〇万と云ふ事に成る。

比律賓の癩

世界各国の中で、癩予防事業に就て最も熱心に研究し、計画され、また最も進捗してゐるのは先づ比律賓であると云へよう。

比律賓には相当古くから癩が流行してゐるらしい。J. C. Guerrero(一九二五)に拠れば、印度の癩が印度人に依って、馬来群島に運ばれ、そして初め馬来人移住者又は後者の同方面よりの移民に依って、移入されたものと考へられ、スペイン人の来住以前既に癩があったと言ふ。

比律賓の諸島には何れも癩が流行してゐると思はれるが、比律賓当時者の調査に依ると、蔓延の状態には濃淡があり、所々に癩病竈を形成してゐる様子である。最も猖獗を極めてゐるのはセブ島で、その内でもセブ Cebu であるが、林文雄博士は「癩の巣窟セブ」(世界癩視学旅行記昭和九年三二頁)と云ってゐる。その猖獗なる状況に就ては多くの報告があるが、此処では二、三を抄録する。

Dowd Rodriguez, Funits and Plantilla(一九三六)等によると、セブの人口はフイリッピン全体の1/12に過ぎないが、フイリッピンの登録患者総数の1/4は此地で発生してゐる。又、人口六、〇六三人中五、九八七人(九八、三%)以上を検診したが、その中に一〇四人(一、七二%)の癩を発見した。此の内是迄衛生局に知られてゐない。即ち新発見の患者数は三〇人(全患者の二九%)であった。発病前癩患者に接触した者、或は少くとも同じ家に起居したものは三八、五%で、家族に癩のあったものは二六、%であった。家族人員の過多将に採具が素因をなしてゐる。

Dr J. Rodriguez（一九三一）は Cebu 島の五二の市或は町の癩流行状態は〇・四%から二六・四%の間であつて、最も濃厚な地区はセブ市で、市の中央から二〇Km以内の範囲であると云ふ。患者の菌陽性率は四七%で其八〇%は以前に癩患と接触した事があり、四四%は癩患者と同居したものであると報告してゐる。

またセブの小学校児童一三、五八六人を検して、二六%の癩発病児を発見した（J. C. Plantilla 一九三二）。Hernando and Alonnica（一九三四）は呂宋島は北部及中部に最も濃厚で、リザール州（Province Rizal）では〇、二五%の濃度であると云ふ。

比律賓の全癩患者の正確な数字は不明である。比律賓全群島の癩に就ての一斉の調査報告を知らない。一九〇二年衛生局では一〇、〇〇〇人（濃度一、三%）と推定（Leprosy London 一九二五）し、前述の Dr. Heiser 等（一九三六）は二〇、〇〇〇人と称し、林文雄博士（一九三三）は全比島の各療養所に隔離されてゐる患者数は七、二五九人で、推定全癩

患者数は一五、〇〇〇人（衛生局癩主任 Dr. S. Chiyuto の推定）であると報告してゐる。

仏領印度支那に於ては、可成り古くから癩病が蔓延して居るもの、如く、Dr. L. Klingmüller に依れば、第八世紀に既に此の国に癩があり一四九四年 Le Thanh Ton 王の治下に於て、癩患者放逐の命令が発せられた。其他一五世紀以前の記録に確かな癩に関する記事があり東京の Yaosemarn 王は一七六七年に癩病であつたとされてゐる。斯くて其全地域に亙りて現在癩は濃厚に流行してゐる。然し其予防事業の現状は極めて微温的なものである。

此の地に於ては、殆んど正確なる癩の調査は行はれたる事なく、従つて其全癩患者数は不明である。二、三の文献を抄出して見ると Dr. Jeanselme は一八九九年に仏印の全癩患者数は一二—一五、〇〇〇人＝〇、六七%と云ふ。一九二三年 Dr S. Abbatucci は五、八一三人と発表したが、其後一九二七年には三〇、〇〇〇人と推定した。一九二五年 Audouard は印

度支那には一四の癩村在り、其れ等に四、五〇〇〇人の癩が隔離せられ、国中に患者数は三〇、〇〇〇人以上に上るのであらうと報告してゐる。

Dr. R. G. Cochrane は其著「極東の癩」一九二九に於て「仏印の癩患者数は三〇、〇〇〇と云はれ五、九九四人は治療所を有する癩村に收容されて居る」と報告してゐる。Mc Kinley の報告（一九三八）には仏印の癩患者総数は一五、〇〇〇以上に上るであらうと記してゐる。

植民地衛生局の軍医大佐 A. Dalinette に據るに、東京省の癩の数を Jeanselme（一九〇一年）は、約五千と見積つた。一九一二年には農耕聚落が設けられ一千八百の患者をそこに集めた。一九三一年には新に五箇所の農耕聚落を作り、一九三四年には、收容患者総数は二、七八九であつた。

仏印に於ける本病は現在其全土に亙つて濃厚に蔓延してゐるが、東京交趾支那、カンボヂヤ、安南及ラオス等が何れも癩患者の非常に多い村のある事が記録されてある。

E. Jeanselme（一九〇一）は東南アジア地方の癩流行の中心地が四ケ所あるとなす。即ち西ビルマ地方、メコン河口の交趾支那地方、泰の中央及泰と接する東京地方である。而して仏印内に於て地理的に最も流行濃度の高い土地は、人口多き河川流域であると云ふ。

J. Bontgieux は一九一二年東京には五―六、〇〇〇人の癩が居り、其分布状態は、住民の密集してゐる海浜やデルタ地帯に多く、其生活状態は極めて粗悪で非衛生的であると云ひ、また Kermorgant は東京の癩は非常に古くから伝播され、地方にも、都市にも非常に濃厚であると云ふ。

交趾支那では Kermorgant に依れば非常に濃厚で、其数約四―五、〇〇〇人で、隔離治療の施設は全くないと報じ、また Ehlers 及 Verdier は癩の総数五、〇〇〇人と推定し、人口千人に対し一六、七人の濃度であると云ふ。カンボヂヤは昔から癩患者の多い所で、元の周達観の「真臘風土記」にも其の記事がある。患者数は凡そ一、五〇〇（Kermorgant）又

は一、二〇〇〇人で濃度は〇、五％（Mathis 一九二五）で各地方に蔓延し殊にBonenland に多いとされてゐる。Klingmüller の記載によれば、安南には二、五〇〇〇の癩がある。就中安国時代にコロニーに隔離する事が行はれたと云はれ、ラオスの或る村では今から二五年前二二人の癩患者が居たが、それが後住民に漸次伝染増加して、五年前の調査では一四五人になつて居る。

此の地方の癩の起原に就ては、今から約七〇年前泰国から患者が移住して来たものと云はれてゐるが、今日では、或る部落を調査して見た所三二四人の部落中に四三人癩感染者を発見した程の猖獗を極めてゐる。

（K. M. Morier 一九三二年）

泰国の癩

国内全住民に就ての正確な調査は行はれて居ない様である。Prince Vallabhpra（一九二九）は全国人口一万人中二〇、〇〇〇以上の癩患者があると報告し、R. J. Cochrane（一九二九）は泰国では癩流行は猖獗で、一九二〇年の調査では全国の病者は八、四五七人で住民の約一、〇〇〇に付て一人の癩患者がある。然し実数は之より遥かに多かるべく、二一五万人と推定されて居ると報じ、また泰国衛生局長報告（一九三一）統計に拠ると、癩死亡者数四〇五人と発表され、泰国の癩患者死亡率はChiengmai 療養所の年死七四——五％であるから、これから推算すると同国の癩患者総数は八一、〇〇〇人と云ふ事になる。

国内何れの地方にも等しく本病の流行を見るもの、如く、患者の発見も広汎である。地方的に分布の濃淡はあるなんと考へらる、も、斯かる詳細なる調査統計等を見出し得ない。一九三七年泰のKhonkaen 及Lean 等の地方には患者が多いので、地方的救護所を設けたとの記録あり。同地方には癩の蔓延の程度甚しいものと思はれる。

一九三八年に盤谷市で開催された泰国議会の席上では、同市の街頭、市場其他盛り場等に常に癩患者が徘徊して居る事が問題となり、また同

市の市会でも此の問題を採り上げて、一議員から同市内に八、〇〇〇人の癩患者が浮浪し、或は市民と共に住んで居る事を指摘して、衛生当局の善処を要望した。之等の事情から推察するも、泰国では地方のみならず都市にも多くの癩患者が在住して居るものと思はれる。

東印度の癩

癩の調査は此処でも行届いてゐないが、全領域に蔓延してゐて、其総数は二万人、五万人或は一〇万人と推定されてゐる。流行状態は地方的に濃淡があり、林文雄博士（昭和九年）はセレベス島の地方別の調査に依れば、住民一万人に対する癩患者数は、四・五人から二四、八八人迄の種々であると報告してゐるが、以つて癩蔓延状態の甚しき事を知り得る。

Dr. J. B. Sitanala の報告一九三六によれば、東印の癩患者は次の如く、総数二〇、二五八人で全人口に対する濃度は〇、三三%であると云ふ。

Java ------ 7011	Sumatra ------- 2945	Bali ---- 1787
Lombok ------ 315	Borneo ------- 1028	Celebes --- 5362
Molukken ---- 1322	Klein Sunda Iles ... 473	Total --- 20258

東印の癩患者は大部分土人であるが、支那人患者も少なからず、欧洲人癩病者も可成りあり、其他少数のマレイ人等である。

ボルネオでは癩患者は殆んど支那人のみに見られる。

スマトラに於ても癩患者は移入せる支那人のみであつて、土民は癩にかゝつてゐない。東印の一九三三 Dr. Broorhuiji の報告によれば、癩の分布は広汎なりとのみ記され、患者数の報告はない。Cantlie は前世紀の終り頃、支那、交趾支那、マレー、オセアニア等の各地方の癩分布状態を調査した。其の結論に、支那に於ける癩の中心地と見る可きは広東、福建両省であつて、東亜各地の土人は本来癩を有せず、支那人の

移住により癩の発生を見るのであらうが、次にの支那移民が無ければ癩は消滅するであらう。北部ボルネオに於ても支那クーリの退去以来は癩は無くなつたと云ふ。

マレー

マレーの癩の特徴は支那人に羅患が多い事であつて、之れは支那人癩患者が、移民として広東方面より入国するのであつて、其のため近年マレーの癩は急速に増加したと云ふ。

Dr. K. V. Varaeingham の報告(一九三五)に依ると、ピナンの癩療養所に収容されて居る患者数は九八六人であつて、其内訳は支那人七九九、印度人一二二、マレー人二七、ユーレシヤ其他三六である。而して尚は注意すべきは、此地の収容患者の九二%は外国生れの者である点で、之れは即ち之等の患者が、支那印度より移民として入国した者であると云ふ事実を物語るものである。ジエレジヤック癩療養所に於ける一九三四の統計は、支那人七八三人中六七人、印度人一四二人中一二人のみがマレーの国内で生れた者であつた。

J. W. Gimlette は一八九九年 Paharig に癩患者一六八人を発見し、其全住民に対する濃度は二%に当り、此の内マレー人一六人で支那人は二人であつたと報告して居る。一九三一年 W. Burnet はマレー聯邦の癩蔓延は支那移民に原因する。少く共三万の支那人が毎日入り込んで来るが、彼等の入国に癩の厳重な医学的検査を行ふ事不可能であると報告してゐる。前記林博士の報告にも「マレー半島の癩は黒人によつて広東方面から輸入された。検疫所は移民に癩を見つけ次第本国に送り還してゐるが、見落も多いであらう。」と述べてゐる。

マレーの癩患者の総数に就ての正確な調査報告はない。癩療養等に於て取扱つた患者数は総計約二、五〇〇〇人(後述)である。また Dr. L. Kling müller に依れば、一九二一年マレー聯邦には四五〇人の癩患者があり、其の一般住民に対する濃度は〇、三四%であると云ひ、一九二四年

の報告では、一、二〇〇〇人とあり Vierangham は一九三四年中 Local Instrution で治療した患者は約三、〇〇〇人に達すると報告し、A. F. St. Smert（一九三三）はマレーには今三、〇〇〇人以上の癩患者があると報告して居る。林文雄博士も一九三三年マレー聯邦には三、〇〇〇人の患者が居ると報告した。森下薫教授の報告より、マレー各国の癩患者を列記すると第一三表の通りである。

第十三表　英領マレー各国別癩患者数

	癩患者数	人口		
海峡殖民地マレー聯邦	二、八〇四	二、八三七、一一一	〇、九九%	（一九三一年衛生局年報）
マレー非聯邦 ジョホール	二二二	五〇五、三一一	〇、四四	（一九三二年医務報告）
ケダ及ペルリス	一三三	四二九、六九一	〇、三一	（一九三三年医務及保健局年報）
ケランタン	五四	三六二、五一七	〇、一五	（〃　医務局年報）
トレンガヌー	四五	一七九、七八九	〇、二五	（〃　医務衛生年報）
計	三、二五六	四、三一四、四一九	〇、七九	

之れを要するに前記報告の人口に対する癩蔓延濃度は〇、一三‰、〇、三四‰及二‰等であるが、今仮りにマレー全土の濃度を一、〇‰と見做し、一九三一年の総人口四、三一四、四一九に乗ずる時、マレー全土の癩患者数四、三一四人と云ふ数値となる。然し前記 Vierangham の印度人入国者中、海港検疫が発見したる癩患者数は〇、七八%である。而かもそれが初期の軽症患者であつたと云ふのであるから、従来マレーの癩専門家が当局に警告して居る様に、之れ迄は新様な癩患者の大多数は検疫の発見に洩れて入国しつゝあるのではあるまいか。若し然かりとすれば、現在入国して居る印度人移民中には、〇、七八%迄は行かなくとも、上述の濃度よりも遥かに高率に蔓延して居るものと思考せられる。

前述の如く、マレーの癩は、支那人、印度人等の移民に依つて、国外から輸入伝播されたと云ふ者が多いが、其起原に就ての検索は別として、現在はマレー在住の各人種間に蔓延し、地理的にも国内に広汎に流行しつゝあり、海峡植民地やマレー聯邦諸国の如きは、衛生当局の注意もよ

く行届き住民の衛生上の関心も向上してゐるので、其報告される病者の数も、従つて多数に上る理であらうが、余り調査報告を見ない。非聯邦の諸国に於てもまた前掲第十二、十三表に示す如く本病者が少なからず発見されるのである。然しマレーの癩は主として支那からシンガポールを、また印度の癩はポトスエッテンハムを経て、入国する病者によつて伝播されると云ふ事であるから、此の両都市近在、或は之等の移民の多く流れて行く地方には、従つて本病が多いと見るべきである。

R. G. Cochrane は一九二九年にマレー聯邦及海峡殖民地は最も濃厚に蔓延して居るが、マレー土民にも多数罹患した者があるので、正確な全患者数は不明であると云つた。

一九三一年の衛生局年報によると、海峡殖民地及びマレー聯邦にて癩患者概数二、八〇〇に及んだと云ふ。

ビルマ

ビルマの全地域に亘る「癩患者一斉調」は未だ一回も施行されてゐないから、確実なる其の全癩患者は不明である。然し或る一定地域に就て其の患者数を調査した文献を紹介すると、ビルマでは（The Annual Report of the Public Health Administration of Burma for the Year 1936）Magwe 及 Myingyan の二地区だけは癩患者を届出る事になつてゐるが、他の地方では全く届出もなく、癩患者の数は其の死亡数に依つて窺知するのみであるが、一九三六年中に於ける本病の死亡数は二九二人で、其の死亡率は〇、二一%である。然し其死亡の大部分は Rangoon と Mandalay とで占めてゐるので、其の他の地方は極めて少く、癩死亡者の全部が正確に現はれて居ることは認められない。一九三五年にカルカッタの Sir John Lowe はビルマ国内を癩調査旅行をなし、住民の一、六%は癩に罹患して居るとなし、或る地方では三―五

%の高率を示す所もあり、また田舎児童五八大人に就て調査した所に依れば、全く癩児を発見しない場合もあつたが、甚だしい所では調査児童の一〇%は癩であり、其全調査の平均は五、六%で、そして其六〇%が重症の結節型であつたと報告してゐる。

また一九三九年 Dr. Richard S. Buker はビルマの Shan 地方の癩に就て報告し Kengtung 地方では諸報告の推定数は一、〇〇〇―一〇、〇〇〇人の間でまちまちであるが、氏の調査で二三、〇〇〇人の住民中四、〇〇〇〇人の癩患者が居ると云つて居る。

国立癩療養所敬愛園長林文雄博士は「ビルマの癩（一九三一年）調査は一一一二七人と記されてあつたが、実際の数は、此の十倍にも達するであらうとの当局の言であつた」と記載してゐる。

E. Burnet は国際聯盟保健部癩委員会の委嘱によりて、世界中の癩調査旅行（一九三〇）をなし、ビルマに於ける癩患者数は未だ明瞭でなく、又特殊の予防事業も行はれてゐない。Rangoon の癩療養所長の言に依れば、此の国には五〇、〇〇〇以上の癩が居るであらうとの事であると報告してゐる。

ビルマの癩病流行状態は中央の乾燥地帯に甚しいとされ、Dr. R. S. Buker は Kengtung 州の本病流行の濃厚な事を指摘し、同地の住民は Shan Lahu 其他等数種の異種族があるが、何れにも多くの癩患者を発見してゐる事を記載し Dr. J. Lowe は癩の最も濃厚な事は、西の Arakan Hill 地域から東は Shan State に至る中央地帯であると報告してゐる。而して各地方に於ける流行状態の実際に就ては、二一三の調査報告があるが、ビルマ全土の系統的な分布状態に就ては尚全く不明である。

印度

癩は過去三、〇〇〇年来印度に存在するものと考へられる。アイトレヤのリグ・ヴエダ（集）には西紀前一四―一五世紀に於て、癩は Kushtha

（大麻風）の語を以つて呼ばれ、チヤーラカ及びスルタの記録（共に Ayurveda 時代の衛生に関する書なり）によれば、西紀前七世紀に於て、癩は印度の諸地方に於て見られたる由である。

印度の癩蔓延状況は一般的に観れば全領土に亘り瀰漫的である。然し地方的に観れば其蔓延には濃淡の差があり、且つ村落に就て観れば所謂癩村があり、また一方無癩村もある。Santra 及 Muir の試験的調査 Sample survey の結果によると、総数四、五六〇個村を調査して癩患者を発見した村の数は二、五三六ヶ村であつた。またこの検査した住民の総人員は二、四三五、六一〇人、其中に癩患者は一六、四九〇人を発見した。即ち住民に対する癩患者の濃度は七、二%に当る。又マドラスの或る部落では、住民に対する癩の分布濃度は四、四%の高率を示し、Muir 及 Santra は二、八%の分布濃度の村を発見し、K. P. Chatterji は四、一%或は七%の濃度の地方ある事を報告して居る。

林文雄博士（一九三三）によると、カルクツタ市では人口一五〇万の中に癩患者は一万位居るとの事で、市内に多くの癩乞食が群をなし、市場等に物を乞ひ、また終には餓死する者も少なからず、哀れな病者に対しては惻隠の情に堪へないものがあると云ふ。何れにしても印度の癩は其広大な地域に亘つて、極めて濃厚に流行しつゝある事は明かである。Muir and Louw は印度では近年益々癩が増加の傾向にある地方多く、近時産業交通等の発達に伴ひ、本病も広く伝播せられ、殊に土人が其定着地を他に移動する事に依つて、最も屢々本病を撒布するものであると説き、又、印度では地理的に見て、収穫の一定しない農村、交通頻繁な市街地、デルタ地帯又は山村等の不潔な貧しい部落、産業地帯、新開地、各種民族が混在してゐる所及貧民部落等に癩患者は多いと報告してゐる。

其患者数の確実な数字は不明であるが、前記の如く Sir. L. Rogers 及（一九二三）は一〇〇万と云ひ、一九二一年印度の一斉調査では、癩患者総数一〇二、五一三人と発表されて居るが、Cochrane（一九二七）及 E. Muir（一九三〇）等の調査研究に拠れば実際に印度の病者数は此の

数の八倍であるとの事であるから、総数は一〇〇万人に上る訳である。

Dr. Lowe（一九三三）は Stat Hyderabad の住民を調査して、癩患者数六〇、〇〇〇人であるとなし、住民の五%は癩であり、また一九二一年の一斉調査で発見された患者数の四、一二一人に対しては一〇倍以上になると報告してゐる。

また前記 Muir and Santra の調査で二五三六ケ村から一六、四九〇人の癩患者を発見して居るが、此の同じ村々から一九二一年の全印度一斉調査の際には三、四一四人の発見であつた。即ち Muir and Santra の調査では一九二一年一斉調査の約倍の癩患者を発見してゐる。依つて印度の癩患者総数は五〇——一〇〇万人と推定してゐる。

太平洋諸島

太平洋諸島に於ても支那クーリーの移入した所には癩患者を見る。フイヂー・サムア両島の癩は地方病的である。然し癩が此の地方に移入せられたのは過去五十年来の事である。ナウルでは癩の蔓延は当初は緩かであつたが、一九一八年のインフルエンザ大流行以来速かとなつたものの如く、其の人口の二〇%は癩に罹患し居ると見られる。癩は当初支那移民に限られたが現在は土人間にも多くの癩患者が発生してゐる。

ハワイは Captain Cook が一七七七年此の島の発見当初、癩の存在を認めなかつたと云ふが、其の後の旅行者は癩様病者の存在を報告し、一八四八年、カリフォルニアに金が発見せられ、ハワイ、支那、カリフォルニアの交通が繁くなつてから、癩は Mai Pake（支那人の疾病）と称せらるゝに至つた。一九三二年六月三日現在では患者数七三七人と云ふ。人口一、〇〇〇につき一、六の割合である。

Cantlie の調査旅行した当時はニュー・ヘブリード及びニュ・ブリテンには癩患者なく、ニュー・カレドニアには少数フイヂーには極く少数であつたと云はれてゐる。一旦支那移民と共に癩が輸入されると、本病の蔓延は迅速であつて一九一〇年にはニュー・カレドニアへ支那人移入

後四十五年にして）癩羅患率は九％（全世界にて最高）に至つた。一八七八年に癩が輸入せられたロヤルチー諸島にては Nocholas によれば、癩羅患率三五％にも及び　而も其は決して過少の推定ではないと云ふ。マルキーサス諸島では一九〇三年に癩羅患率大じ七％であつたと云ふ。ソロモン諸島は大島七川流中 Marseita 島には数百年前から癩が存在したらしい。総人口二一、九二七　被検査人員（一九三八年の調査）一〇、二四五中）三八の癩患者が発見せられた。被検査総数の一三、四％に当る。全島には六〇〇人の患者が推算せられる。　フイジイ島ではやはり支那人から伝へられたと云ふ口碑がある。然しもつと古いものらしい。一九三三年の終迄に一、六〇〇ばかりの患者が収容せられた。

オーストラリアには癩は少い。癩は真珠に加工する職人（支那人）から伝へられたと信ぜられてゐる。実際其工業の行はれる Kiadonigy に多い。タスマニア、キクトリア及び南部オーストラリア及び西部オーストラリアには少く、ニユウ、サウス、エエルスには殊に少い。西部オーストラリアの北部と、北部オーストラリアに割合に多い。クヰインスランドには白人の羅患者もある。　クヰインスランドでは　一九二五――一九三八年中に一二九人の患者が調べ上げられ、白人五七人と原住民七一人とに区別せられる。一九三七年までに一二六人が Perl Island の癩院に送られた。

第五款　熱帯に於ける精神疾患

熱帯地に於て精神能率の低下を来し、勢力の消耗の甚だしいことは、現実的な事実であるが、その理由に関しては種々の説がある。第一に普通誰しも考へるところでは、熱の発散による神経の疲労と言ふこと、第二に Mill の如く低温に於ては熱を勢力に転換することが困難となると言ふ説、即寒帯に於ては身体内の新陳代謝が激しく行はれるに反し、熱帯ではそれが非常に緩慢になると言ふのである。

中脩三博士は、次の如き事実が熱帯生活者の弱点となるものと考へ、従つて熱帯に於ける精能率の低下は、次の条件によつて成立するものと主張する。

1、熱帯地方では末梢血管が拡張する。従つて、血行の遅緩を来し、全身の抵抗を減弱する。

2、熱帯地方では自家中毒に陥り易い。

3　熱帯地方では感動性を来し、心因性疾患に陥り易い。

熱帯地方には心因性疾患が多い

後述熱帯神経衰弱は、大部分精神的の原因であり、又、熱帯に特有な精神疾患は凡て心因性反応である。奥村博士によれば昭和十年二月より昭和十六年二月に至る六年一ケ月の総督府養神院外来及昭和十四年四月より、昭和十六年二月に至る一年十ケ月間の台大精神科外来の心気症患者は合計一二一名に達し、外来患者総数に対する同患者の割合は、内地人五%、本島人七、五%であると言ふ。之を九大に於ける統計に比較するに、内地に於ては、六、八%で大体数字の上では大差がないが、台湾に於ては未だ医療に対する古人の理解乏く、精神科を訪れる患者はよくよくの場合であるから、かゝる患者は多くは内科その他の領域で診療せられてゐることを思へば、今後この種の患者は益々増加する一方であらうと考へられる。台湾では精神の理解が甚だ貧弱であるにも拘らず心気症患

若は内地と同年に多いと言ふことが出来る。

内地人と本島人の精神的の対立や植民地官吏の社交的特殊性による環境原因も、相当重要視すべきであるが、か、る問題がとり分け疾病の原因となり得るのも熱さにより気がクシヤ〳〵してゐるからであらう。

これは血液の遅緩による倦怠感、精神勢力の減退による焦燥感等にも関係するであらう。又肝臓を犯す毒素は必ず脳の感情中枢たる視神経床附近を犯すもので、感情の軽易性を助長するが如きこともあらう。

熱帯に於ける一般的精神衛生

然らば如何にすればこの気候の悪影響から逃れることが出来るかと言ふに、先づ

第一に精神の緊張である。

第二に筋肉の鍛錬である。

第三に汗を出すことである。

第四に腸の内容の排泄である。

第五に毒物を摂らないこと。大酒は熱帯地では絶対に禁物である。酒も少しは気分を転換せしめるが、肝臓を害し取り返しのつかぬ譫妄を惹し、所謂熱帯狂乱の原因となる。その他、睡眠剤の乱用、下熱剤の乱用、煙草、阿片等を用ひないこと。

第六にビタミンその他の栄養の補給に気をつけること。

第七に温度の変化を作ること、

第八に迷信に迷はぬこと。

第九に肝臓機能の低下を考へること。

熱帯地方に多い精神神経疾患

一、熱帯神経衰弱

一体熱帯神経衰弱と言ふ独立した疾患があるかないかは未だ明瞭で

ないが唯、熱帯に働く白人疾病の三十%は神経系の疾患であり、その約七〇%が所謂熱帯神経衰弱と言ふ病名であると言ふから、白人には随分多いものと言はねばならぬ。ブレローは、熱帯の白人はハーフ、スピードであり、段々活力を失ひ、一寸したことで神経衰弱になると言ふ。熱帯では神経が弛緩して神経系の反応速度が減退し熱考が出来なくなり、習慣や本能で事を片附けて仕舞ひ、一般に抑制がなくなると言ふ。そこへ身体的の疾患が加はり神経衰弱の病像を呈するものであると説明されてゐる。

女子については妊娠中は伝染病に罹り易く、死産や早産も故国より多く、婦人病が沢山出て婦人の七〇%は月経障害を来たしてゐると言はれ、早期閉経があり就に三〇―三二才で月経閉止を来すものがあると言ふ。かくて熱帯に於ては特に婦人神経疾患が多いのであると考へられてゐる。

又、一般に熱帯神経衰弱は個人の感情生活にその原因があり、孤独の感、郷愁、不慣れの仕事、欺瞞、倦怠感、激しい生存競争、言葉の困難、気晴しのない事等に関係し、多くは下層の不幸な人に発するもので、満足して生活してゐる上層階級にはか、る疾患は少ないと言はれてゐる。かうなると熱帯的気温の直接影響と言ふよりは寧ろ植民地の特殊気分により本病が発生すると考へねばならないのである。

徴候は多くは所謂仮性神経衰弱の型で現はれるもので、多分にヒステリア性色彩を帯びてゐると言ふ。白人の熱帯神経衰弱と言ふものは、女子に特に多いもので、多くはヒステリア性反応であらうと考へられる。

二、熱帯狂乱（Tropenkoller）

「熱帯狂乱」を単に熱帯性神経衰弱と同じと言ふ人もあるが、これは神経衰弱と称するよりは意識の溷濁を来す重症の神経病で、熱帯躁妄と言ふ事が適当であらう。

熱帯移住者に来り、初めは頭痛、全身倦怠、不眠、不機嫌等の神経衰弱の様であるが、屡々関係妄想があり、追跡妄想の為戸外を徘徊する。

又アモック様の精神発作を起す場合があり、急に飛び出して所謂爆発性反応の像を呈し、人を殺し、又は自殺するもので高温高湿や孤独の生活周囲に対する不安及び過労が原因であると言はれてゐる。

これ等重症の精神異常はマラリアその他の熱性伝染病に関係のある場合も多いが、又元来変質者である場合も多い様である。

三、日射病

「日射病」とは、日光の直射によって発する疾病で、体温の上昇を伴ふ鬱熱なき場合を言ふ。かゝる疾患が成立し得るか否かについては、尚は議論の余地がある様であるが、余等はかゝる場合にでも、多数に異常状態を起し得るものと考へてゐる。子供が頭のみ出して水泳をして帰り「アッケ」と言ふ病気を起すことがある。何等他の症候なく、発熱、頭痛、嘔吐等のある病気で頭部を冷却してゐるとすぐよくなる場合が多いが、その内には脳膜炎様の譫妄状態を起し、或は「うはごと」を言ひ興奮する場合もある。

四、熱射病（暍病）

熱射病即ち日射病並びに鬱熱或は鬱熱のみにより血液が脳に上り、頭痛、悪心、異常感覚、意識の溷濁、失心或は昏睡になり得ることは周知の事実である。体温は非常に上昇する。酒客が特に危険である。

ワイガントによると、二分の一の例に於て、多くは典型的の癲癇性痙攣或は筋肉痙攣、震顫、ニスタグムスを伴ひ、四分の一例に於て譫妄、急性錯乱を来し、稀には暴行をすることもある。之を

１．譫妄型　２、癲癇型　３．脳炎型

４．睡昏型

に分ける学者があるが、譫妄型の死亡率は三〇%に及ぶに反し、他の型では四－七%であると言ふ外、あまり分類して益するところはない。痙攣後昏睡に移行するものは最も危険であると言ふ人もある。平均死亡率は四乃至五七%である。

五、マラリヤと精神異常

マラリヤにより精神異常を起すことは最も多い。特に悪性マラリヤの場合に然りである。高熱の場合の譫語や昏迷状態は稀ではないが、嘔吐やシャックリの止らないのは悪い徴候とされてゐる。時には重症昏睡に陥り、原虫が無くなつても尚ほ数日続き、尿毒症や脳出様の昏睡で高熱を発し、大低は死亡する。水分と糖分の補給及アンナカの大量投与が必要である。

稀には脳膜炎症を伴ひ、癲癇様発作も見られる。特に小児ではヒヨレア様、アテトージス様、テタヌス様の刺戟があり、ひどい眩暈が来る場合がある。

アメンチヤ様興奮、運動性興奮、錯乱、多数の幻覚や錯覚が現れる場合もあり、この徴候は有熱時に現はれ、無熱時には消へる場合もあるが、多くは無熱時にも同様の徴候を示す。又躁病様、妄想病様徴候や癲癇性朦朧状態も記載されてゐる。

尚ほ慢性の健忘性徴候群が急性精神病に引き続き現はれることがある。それは常に慢性マラリヤ又はマラリヤ悪液質の際見られるもので原虫は発見出来ず、唯貧血著しく白血球の内に大単核淋巴球と移行型の多い血液像を呈する。かゝる場合もよくキニーネにより治癒することがある。

慢性神経衰弱、鬱病性のボンヤリした状態、心気症、時々爆発性に興奮する妄想病性不安状態も見られ、熱帯神経衰弱と区別がつかないと言ふ。

南洋に於ける特殊の精神病

（本項の記載は主として19) Bile Reinig 1911 及び20) 石橋氏に依つた）

アモック、ラター等の南洋特有の精神病については、古い文献の外最近の調査は少い。本邦では20) 石橋氏のジヤバに於ける観察があるのみ。

アモック、ラター、サーキ、シゼンダイ、コロ、マリマリ等の原始族の精神異常が総てその民族の迷信、習慣等に基く心因性反応と考へられることは誠に面白い事実である。吾々の祖先は今日考へるよりはもつともつと面白い精神異常状態を起してゐたのではなからうか。それは主として心因性のものであり、原始宗教的意識を有するもので、悪魔の祟りに類するものであらう。南洋方面の悪魔的宗教芸術の根元にかゝる心因性精神病が社会学的にも重大な関係を有するものと考へられる。ぞつとする様な真剣な感情は血管の拡張に傾く南洋民族には確かに精神療法的効果を示したであらうと考へられる。以下記載するところは不思議な精神異常の西洋人的考へ方で、著者の意見は全く差しはさんでゐない。

一、アモック（Amok）

本病は一過性の精神病で、マレー人に特有とされてゐるが Bartels に従へば、シベリヤにもあり、その他にも発見せられると言ふ。

感動亢奮の後不機嫌状態に陥り、突然発作に変じ、家を飛び出で、疾走し、激憤して誰かれの別なく襲ひかゝる。かゝる発作は数時間乃至数日も続くことがあるが、その後では昏迷状態を来す。時には発作中に自殺することもある。発作後は全く事実を追想出来ない。

Reech に従へば、阿片の吸飲には何等の関係なく、一種の癲癇症であらうと言ふ。Ellis はアモックを Epilepsie Larvata と名付けた。Van Bruno は之に反対して癇症なら何故女にも起らないかと言つてゐる。Wallace は一種の中毒性の譫妄と考へた。兎に角主として男子に限り、女性には例外的である。

Hagen はアモックは一種の自殺の方法で、マホメット教では自殺を厳禁してゐるから、病気を装つて死ぬのだらうと考へてゐる。そうして、この疾患を宗教的の恍惚状態或は一過性の退行性精神病であらうと言ふ。誘因としてはアルコールの飲用或は乱用、熱暑の影響、神経病、外傷、衰弱、感動、興奮剤例之嫉妬、名誉毀損、尚ほ発病等もある。

Van Brero に從へば、アモック患者はセレベス、マズラに有名で、主要原因は嫉妬、物的損失、死亡、心配等である。

マレー人はアモック発作の後 mataglap であつたと言ひ、やつた事を全く知らず、黒いものや、赤いものが見え、動物や悪魔が見えてそれを刺し殺した等と言ふ。癲癇症とは考へられず、又一種の精神病の徴候とも思はれないと言ふ。この徴候は種々の精神病や白痴、痴愚等にも来るものであらう。

Van Brero はアモックを主として興奮し易く、変化し易い神経及精神を有するマレー人特有なものと考へたのである。Vogler はこの発作はマレー人の辛抱が悪く、苦痛や憎悪を抑制することの出来ない為めであらうと考へた。Van Brero はマレー人の子供を叱り飛ばす時のあの抑制のない有様はアモックに相当するものであらうと言ひ、他の生命を軽んじ、酋長を毎日目の前に見て居り、常に武装してゐる彼等に取つてはそれを使ふのが当り前で、上圧の性格的欠陥に加ふ

るに養育教育の不備不完によるものであらうと言ふ。婦人に少いのは、婦人はその感動は速かで、男子程力強く充分に表現されないところにあるが、特に婦人は社会の裏面にあり生活に於ける不平不満や、憤怒も少く、或は少くともそれに反応し難い様に習慣付けられ、又はそう言ふ立ち場にある為めであると言ふ。

二、ラター（Latah）これはマレー人或はその混血児（Fletcher）に来り発作的で、驚怖を原因とする機能性神経症である。患者は一時意力の自由を失ひ、運動、言語、行動を暗示的に真似る様になる（Echolalia Echopraxia 命令のまゝ、動く）。アイヌのイムと似て居り、かゝる疾患はシヤム、前印度、北米マイン州、スエーデンにもあると言ふ。Bordier は之を原始的のヒヨレア或は他の所では身振りの模倣譫妄と言つてゐる。

Gilles de la Tourette は一種の Tic 病と考へた。Van Brero は強迫観念による自発的の運動や、行動のないこと及精神徴候から之

れを装つた。又 Tic 病は男性に来る Virchow は之を暗示の傾向を有つ催眠術に似た神経症だと言つた。

ラターは、遺伝性で主に土着の婦人に来るが、時には混血児にも現はれる。土着の男性及他の東洋人に来ることは稀である。思春期に驚怖や夢の後に起り、死ぬ迄続く。しかし老人よりは若人に多く、土着民は之を病気とは思つてゐない。実際知能欠陥は全く無く、発作時もその極期の健忘も Van Brero は疑はしいと言ふ。毎日街上で軽い発作に出合す程この疾病は拡がつてゐる。時々二、三人の婦人が外を歩いてゐて、一人が吃驚して何か言ふとすぐその通り隣りの婦人が言ふ。Echolalie & Echopraxie の外に Coprolalia があり、婦人は男子の生殖器の名称を呼び、男子は女のそれを呼び、ヒステリア性の特徴はない。意志は発作中に麻痺してゐる様で、不快でも命令に反抗することが出来ない。発作は数分から十五分位続くが、その長さは人により異る。ラターの本体は暗示による模倣である。反射的に感覚から行動を起し、単に一定の観念のみにより影響せられる。

Van Brero に従へば、これは一種のヒステリア症であるが、種族的の特徴を有すと言ふ。彼の民族心理学的説明は次の様である。「マレー人は自然的、先天的に従属性を有し、他の主権の下に屈服する。人命が何等の価値もなかつた時代に、僅かに残存せる独立性は破壊せられ、唯さへ紙力の意志を益々弱めたのである。アモックの場合でも、不機嫌の時或は不相応の自体的衰弱や憂鬱を伴ふ疾病の際にも見られるマレー人特有の無抵抗主義が不全感や、東洋人の女子軽視の思想から特に女子に現はれるのであらう」と言ふ。

三、サーキ、シゼンダイ

（Saki Sidjoendai）と言ふのは、中部スマトラに来る流行性の精神病で、特に婦人に来る。裸体になり、毛髪を抜き、風になびく旗の中に病気を起した男子を見、之れを攻撃しようとする。裸体で走り廻り、叫び、悪口を言ふ。同じ様な徴候で流行性でないものを Saki

Simadapl- songo といふ。

四．コロ（Koro）

セレベス人の南部にある一種の強迫観念の複合体で Penis が腹腔内へ引き込みそうで、患者自身又は他人が之れを引き止めなければ死亡すると言ふ観念により、数時間の苦悶を現はし、極度に疲労を来す疾患である。他の強迫観念の様な病徴はない。土着民は之を病気と考へ秘密にする。Van Bocco 自身も見たことはないが、病徴のある他の強迫観念症は之を見たと言ふ。

五．マリマリ（mali-mali）その他

マリマリはヒリッピンのタガール人に来るラターに似た疾病。バアチ（Bah-tochi）は泰国にあり人に触れられて居る間ラターの様になるのも、ヤウン（youn）はビルマ地方にあるラターの如き疾患である。

その他安南人は暗示に罹り易く、職業的に催眠術を行ふものがあると言ふ。その方法は小さい真紅の旗を被術者の前でユラユラと振り、口の中で独特の呪文を唱へる。他の方法は術者は耳の後に小さい棒を持ち、それを真紅に焼くと強い臭気を発する。被術者は眠くなる迄之れを見つめねばならない。

台湾に於ても之れに類似の事が行はれてゐる。タンキー（童乩）或はクワンローイン（観落陰）と云ひ、前者は催眠術により治病に関する不思議さを現さしめ、後者は地獄を見物せしめるのである。その他の迷信については何氏が研究してゐる。

奥村によれば後頭黴毒は台湾に関する限り、内地や西洋に変りないと言ふ。しかし南洋方面に神経黴毒の少ないと言ふのは定説である。

第四章　大和民族の海外發展史

第一節　序説

第一款　明治以前に於ける邦人の海外發展

第一項　日本の對外膨脹線

日本は四面海を以て圍まれ、然も亞細亞大陸に邊緣して点々碁布する地理的地位から言へば、その對外膨脹線は古來何れの方向へも進んで行かれる申分のない恩惠を有してゐる。今こゝに明治期以前の大和民族の膨脹線としては、北上するものと、南下するものとを區別することが出來るが、北に向ふものにも、更に西北を指すものと、東北に進むものとの二つがある。西北を指すものは、本州西端より朝鮮半島を經由大陸に働きかけるものであり、又東北に向ふものは、樺太若しくは千島列島を經由することによつて、遙かにオホーツク海、ベーリング海方面に至らんとするものであつて、何れも東亞大陸を目指すものである。南方に伸

びんとする線も、之亦東南に走るものと、西南に向ふものとの二つに分たれるが、その内東南に進むものは、伊豆七島・小笠原諸島の一連の飛石傳ひに北回歸線を越えて、マリアナ、カロリン諸島を極め、進んで二ューギニアより濠洲に達する線であって、又西南よりするものは、琉球、台湾、比律濱より東印度諸島を経て、印度洋に出でんとするものである。然し、安政元年（皇紀二五一四年）鎖国に至る迄の日本では、その太平洋側の外廓にある東北、東南の両膨脹線は、殆ど等閑に附せられ、幕府及び諸藩の統制は、千島では得撫島以東には及ばなかったし、樺太はロシア人の南下するが儘に放棄せられてゐたし、又伊豆諸島以南の水面に至っては全く日本の国力は及ばなかったのである。斯様の状態であったから、我が鎖国以来明治に至る迄の永い時代を通じて、大和民族の膨脹の針路となりたるものは残る二つ膨脹線に限られてゐた。その朝鮮半島に向ふものは、半島の背後地に及ばんとする所謂大陸政策となり、又その薩南の島々から大陸に沿って南下するものは、赤道直下の豊潤の世界に至らんとする海洋政策となって現

はれた。
　我が国史上の日本海の役割は、二十世紀に至る迄は第二次的であったといってもよいのであって、我が国が大陸の日本海岸に確実にその據点を得て、日本海環の活動期を開いたのは、日露戦役以後否更に正確にいへば満洲国建国以後の事に屬するといはねばならぬ。此故に我が国の対外交渉の一切は、その和戦何れの場合に於ても、西北、西南のこの両膨脹線の上に於てのみ、即ち東支那海の周辺又はその通過線上に於てのみ行はれ来ったのである。
　西北膨脹線に於ては、我が国は　神功皇后の三韓御征伐以来任那に日本府を開いて、三韓に勢力を張り、以後六百年の永きに亘り之を保護し来ったのであるが、当時に於ける日本の実力は未だ不充分で、日本府は半島に割據する列国均勢の手によって僅かに維持せられたるに過ぎぬ有様であった。而して　欽明天皇の二十三年（皇紀一二二二年）遂に任那日本府は敢無くも新羅のために滅されてしまったのである。之より百年

の久しきに亘り、我が国は日本府の恢復に努めたが、其の目的は達せられず、天智天皇の御代に至り、終に半島経営を棄て、全く之を撤退し、以後は国防を厳にし、国内の整備に全力を注ぐこと、なった。然し一方遣唐の使船は頻りに東支那海を往復した。この交通上の関係には時に断続があり、盛衰があったけれども、唐代から宋代に至り、継続されて元寇の時に迄及んでゐる。

西南膨脹線に於る発展

　勇敢進取の気象に富める我が国民の海外発展精神が最も見事に煥発せられたのは、文永、弘安の役に於て元軍の来寇を撃攘して國民的意気を実力の漸く横溢し来って鎌倉時代末期より徳川時代に至る三百年間であって、実にそれは西南膨脹線に於て行はれ、然もこの西南膨脹線は、当今所謂大東亜國ノ全域に亘ってゐるのであって、今日の雄渾壮大なる大東亜建設の華々しき序曲は既にこの時代に於いて我々の祖先によって奏でられたのである。

第二項　八幡船の朝鮮、支那沿海に於る活動

鎌倉時代に入ってから我が商船の支那に赴くことが、次第に頻繁となるにつれ、邦人の海洋思想は大いに発達し、それと共に西國の辺民の高麗や元の沿岸を劫掠することが漸く起って来た。それは海外貿易を力によって解決しやうとする積極的行動であった。而してその檣頭には、常に八幡大菩薩の旌旗を飜してゐたので八幡船の名で呼ばれてゐるが、その進出に脅かされた朝鮮や支那では、之を呼ぶに倭寇の名を以てしたのである。彼の国人の所謂倭寇なるものは、高麗史高宗十年（貞應二年、皇紀一八八三年）四月に、「倭寇＝金州＝」とあるのが初見とせられ、大体後堀河天皇の御代頃から起ったものと見られるが、その盛となったのは文永、弘安の役後のことであって、八幡船の逞しい活動は、元及その手先となった高麗が再度日本に来寇せるに対する国民的報復からも起されたのである。後に倭寇の猖獗は遂に元及び高麗両朝滅亡の原因ともなった。元が滅びて明が国を建て、高麗に代って李朝が半島を統治するこ

ととなったが倭寇の侵入は止まなかった。高麗朝の末年半島の沿岸を頻りに侵した倭寇の勢力は次第に支那沿岸地方に伸び、遼東から、山東、江蘇、浙江、揚子江沿岸から更に福建、廣東方面に迄及んだ。八幡船隊の勇敢なる行動に抗し得ない明と朝鮮は何れも屢々使者を我が国に送って倭寇の禁止を要求した。足利義満は是等との国交を開き、貿易の利を占めるために、その要求に応じて西海の海寇を禁壓したから、義満一代の間我が海寇の勢力は着しく衰へた。然るに次の義持は父義満が臣と称して明と通交した失態を断ち、決然之を断ったから、海寇は再び盛んとなり、應永十六年（皇紀二〇六九年）には雷州半島の西方東京湾の北岸の要港廉州を陥れ、同十八年には海南島西岸の昌化を陥れてゐる。かくて日明の国交は断絶したが、永享四年（皇紀二〇九二年）義教の時に至り、又使者を明に遣すこと、なり、爾来天文十六年迄百十餘年間遣明使の派遣と共に勘合貿易が行はれたから、我が海寇の侵掠は殆ど絶えたもの、如くであった。然るに勘合貿易が廃止された天文十六年から永禄九年

に至る二十年間に海寇の侵掠が猛烈を極め、彼等は舟山列島を始め揚子江口附近の島嶼を足場として、主として浙江、江蘇の両省を荒し、南方へ下ったものは福建、廣東両省海岸の各地に及んでゐる。

当時の海寇には数十人及至数百人の小群もあったが、中には数千人に及ぶ大規模なものもあった。併し是等多数の海寇が悉く日本人であったかといふに決してさうではない。支那沿岸の海賊や流民の群が之に合流するものが夥しかった。当時倭寇とは称するも、真の倭は「十中の一」、或は「十中の三」に過ぎなかった。されどたとひ「十中の一」でも「十中の三」でもすべて日本人を首魁として活躍した。明の賊徒も倭と称することに一種の誇りを感じ、倭寇の名によって民衆を恐怖せしめ、官兵を威嚇する手段ともしたのであって、一方明の政府も自国民の叛乱とするよりは、外寇倭寇として強調する方が、軍費の調達、守兵の徴募其他国防の強化の上により効果的であるといふ事情もあったと思はれる。海寇が劫掠をなすに当り　到る處で狼藉残虐を極めたことは明の史籍に散見するところであるが、寧ろそれは全く虚妄なる宣傳であって、これも残忍性に富んだ明の賊徒の倭と称するもの、所業に外ならないと見るべきである。

当時海寇として進出した日本人は、薩摩、肥後、長門の出身者が最も多く、大隅、筑前、筑後のものが之に次ぎ、豊前、豊後、和泉のものも交ってゐたといはれる。此項の日支交通路としては、中国路と南海路とがあり、前者は攝津の兵庫を起点として、瀬戸内海を西下し、博多に寄港して肥前の五島を経、東支那海を横断して浙江省の寧波に至るもので、後者は和泉の堺を起点とし、土佐神を通過して薩摩の坊ノ津に寄港し、それより東支那海を横断して寧波に至るものである。海寇がこの二つの航路に沿ふ諸国の出身者であったことは興味深きことである。

第三項　八幡船の南方転進

上述の如き所謂倭寇の支那沿海発展は、その後明の嘉清末年に於て愈大猷、戚継光等によって一時掃蕩されたため、我が國の冒険者達は、南

南彊膨脹線をなほも南方に延長して、南支那海環を圍む大陸の沿岸と、その島嶼とにまで彼等の活動の舞台を廣むるに至つたのである。即ち台湾や呂宋(ルソン)島、安南方面が盛に我が海寇の劫掠を受けることゝなつた。殊に呂宋島は殆と年々倭寇に襲はれ、そのカガヤン地方では日本人が海岸に城寨を築いて根據地としたことさへあつた。恰度この頃から比律賓諸島に勢力を扶植するに至つたスペイン人は倭寇の襲来に備へて海外に城寨を設け、又船隊を整へたのである。元亀元年(皇紀二二三〇年)スペイン船隊が呂宋島に達し、マニラに於て呂宋島占領を宣言した時、同地には既に日本人二十名が先住してゐた。

第四項　豊臣秀吉の禁寇

豊臣秀吉の天下統一の歩の進むや天正十六年(皇紀二二四八年)「諸國海上賊船の儀は堅く御停止成さる」との布告を出し、海外への倭寇は一切禁止されることゝなつた。足利時代以来、支那、南洋方面へと遠征を試みつゝあつた倭寇は、已に武力的進出と平和的商業の両面を備へてゐたのであるが、今や國内の政治的統一の完成するや、こゝに勇壮闊達な商人の活躍に変つて行つたのである。

第五項　豊太閤の雄圖

豊臣秀吉は國内統一の事業を成就して後、極めて雄大な海外経略を志し、西北、西南の両膨張線上に大いに活躍せんとし、大膽極りない大陸、海岸の両大政策を樹てたのである。正に今日の大東亜建設を豊太閤は既に計畫しつゝあつたのである。秀吉は、朝鮮、琉球、台湾、呂宋などに使者を派して入貢を促した。その征明の計畫は、既に九州の島津征伐に先立つて描かれてゐる。東亜新秩序を樹立せんとして目論んだ一聯の計画の一翼として具体化せるものが朝鮮出兵であつた。秀吉の氣宇は東亜の全面を覆つてゐたのである。その大陸出兵を以て無名の兵であるとの議論が江戸時代の儒者の間に行はれたが、秀吉は支那に対して対等な貿易を要求し、平和的交渉を以て之が実現を期したのであるが、支那がこれに応ぜざる為め、已むを得ずして武力に訴へることになつたのであ

る。即ち秀吉は天正十五年九州征伐の際に、我が辺海の民に命じて私貿易を禁じ、海賊行為に出ることを厳しく取締つてゐる。これは從來支那が我方に要求せし倭寇の禁制を行ひ私貿易を禁止したのであつて、我方から支那に対して充分の誠意を示したものである。然るに我方の誠意ある交渉にも拘らず、支那は之に応じない為め、干戈を執つて起ち、朝鮮に於て明と衝突するに至つたのである。然るに志業半ばにして薨去し、折角の壮途も空しくなれる如く見ゆるも、併しこの壮挙によつて我が國民の海外雄飛の気運が益々旺盛となつたことを看過してはならない。更に秀吉は單に朝鮮、支那のみならず、印度、フイリッピン等をも悉く皇化に浴せしめんとする大抱負と統一ある計画を有してゐた。印度に対しては、天正十九年七月、印度の副王即ちポルトガル領印度ゴア總督より送り来つた書に対し、返書を裁して入貢を促した。又同年九月同様の書翰をフイリッピンに贈つてその服属を促した。当時フイリッピンはスペインが植民地として経営してゐたのであるが、日本からも亦来往

する者が少くなかつた。文禄元年原田孫七郎は秀吉の書を携へて到着した。二回目は原田嘉右衛門を使者として送つた。マニラ太守は心中大いに憤つたが、結局は時日を遷延して解決を後日に譲るの策に出るの外はなかつた。呂宋と交渉最中、秀吉は文禄二年書を台湾に与へてその入貢を促してゐる。

以上秀吉の雄図について述べたが、この頃はたゞに秀吉のみならず諸大将は何れも海外に驥足を伸さうとしてゐた。当時のこの気運に乗じて我が邦人は遠く南方に発展して行つたのであつた。

第六項　朱印船の南方進出

豊臣秀吉の採つた上述の如き政策はいづれも太平洋に於ける制海権を確保せんとするものと言へよう。彼は先づ海上权を支配して、以て平和な貿易を営まんとしたのであつた。かくの如く彼は一面よく対外貿易の利益に着眼し、それまで盛に行はれてゐた倭寇の海外進出を押へ、而も統制し、商人達の通商を保護奨励した。

矢線ハ朱印船発展航路
黒色ノ部分ハ八幡船発展區域

文禄元年先づ京都、堺、長崎の商人に海外渡航許可の朱印状を下附した。之が所謂朱印船貿易の起源である。この朱印船制度始まりは室町時代諸侯の出した御印判船に求められるものであり、それは印判を所有した船が、國内のいづれの港にも自由に出入することを許可したものであった。秀吉は之を転じて遠く海外に渡航して貿易を営む商船に与えることにしたのである。

秀吉の事業を受継いた家康は平和外交・自由貿易を標榜した。慶長六年先づ安南、呂宋に書翰を送って和親外交の意圖を傳へ、朱印船制度を設けたことを通告し、朱印状を携へた日本船は保護し、朱印状を携へないものには通商を許可せざるやう求めた。同様な関係を慶長八年東埔寨（カンボヂヤ）、十一年には暹羅、占城（チャンパ）、田弾（ピウトン）と結んだ。

かくして朱印船制度は確立し、一方には海外貿易に参加する大商人や大名その他外國人を幕府の統制下に保護し、他面外国に対しては平和な通商を保証することにしたのである。尓来朱印船は年々南洋に渡航し、

慶長九年から元和二年に至る十三年間に海外に渡った朱印船の數は一八三隻に及んでる。岩生成一氏の研究によれば、鎖國に至る迄その頃海外に出た同胞の延人員總數は十万人以上に達したと推定せられ、その中假りに五分の人員が渡航先に踏留ったとすれば、南洋各地に移住した同胞の數は五千人位となり、一割とすれば、一万人位となるが、御朱印船時代以前の渡航者及び幕府諸大名の切支丹宗弾圧が加重せらるゝに伴び信徒の海外に追放せられたる者　其他逃避者などにも合算する時は、南方移住者の總數は七千乃至一萬と推計して差支ないものと見られる。

朱印船の渡航先は、台湾、澎湖島、南支那沿岸、印度支那、馬来半島から南洋一帯にかけて極めて廣大な範圍に及んで居る。南支方面では漳州（福建省にあり）、マカオ、印度支那半島方面では安南、東京、交趾、東埔寨、暹羅、大泥（パタニ）、マラッカ、南洋諸島ではルソンが最も多く、その他ボルネオ、モルッカ諸島などである。更に印度のゴアに到ったものもあり、遠いところでは太平洋を横断してメキシコに渡ったものもある

。之等の諸地方に年々朱印船を派遣して貿易を行った船主は、京都、堺、伊勢、長崎などの大商人が最も多く、京都の角倉了以、茶屋四郎次郎、摂津の末吉孫左衛門、長崎代官末次平蔵、長崎の荒木宗太郎、伊勢大湊の角屋七郎兵衛などが最も有名である。

朱印船が南方に渡航して営んだ貿易は我が國に産する銀、銅、鉄、硫黄、樟脳、細工品、食料品等をこれらの地方にもたらし、その地方で得られる支那の生糸、絹織物、印度方面の綿織物、欧洲産の毛織物類、南洋各地の産物とし、黄金、硝石、鉛、皮革類、染料用蘇方木、香料、薬品等を積載して帰國した。これらの輸入品は衣料品、軍需品その他生活必需品として、何れも其の頃國内で需要の多い商品であった。

徳川幕府の外交方針は一に平和通商にあったので、朱印船による渡航者も、渡航地に於て、又海上に於ても彼らに争を構へてヨーロッパ人と衝突することはなかった。然し彼等は海外にあって、決してヨーロッパ人を恐れ、その横暴に対して屈服してるたのではなかった。彼等のため

に不法な處置を受ける時は、斷乎起つて之を徹底的に膺懲する氣慨を示したのである。然し斯様に邦人が南方に於いて輝かしい発展をなしつつあつたにも拘らず、時として西欧人のために、受身的立場に置かれざるを得なかつたことを考へなければならない。それは家康のとつた極めて消極的な自由貿易、平和通商にその一つの原因を有することも否まれない。制海权の掌握を無視せる貿易のみの発展は、終に力強い邦人の発展を劃することは出来なかつたのである。

第七項　南洋日本町

八幡船による私貿易の時代から朱印船貿易の時代にかけて我が國民の海外発展は最も高潮に達した。これ等日本人の南洋に於ける居住の形態は、日本人のみ特定の地域に集団をなして一部落を形成する場合と、諸外國人の間に雑居して分散生活を営む場合とがある。前者の場合が日本町と云はれるもので、比律賓のマニラ市東南郊のデイオラとサンミゲル、交趾のフエフオとツーラン、東埔寨のピニヤルーとプノンペン、及び

日本人町ノ分布

◎日本人町所在地
○日本人居住都市

マカオ
ハイ
ユエ
ツーラン
フエフオ
ピニヤルー
プノンペン
リゴール
パタニ
ブルネイ
マラッカ
テルナテ
アンボイナ
バンダ
バタビヤ
バンタム

暹羅のアユチヤにあつた。後者の場合即ち外國人の間に分散雜居してゐた所は、殆ど南洋の全要地に亘つてゐて、台湾、澳門、東京を始め、モルツカ諸島のアンボイナ島、バンダ島、テルナテ島、チドール島、及びセレベス島よりボルネオ島の西南、スマトラ島の東部、ジヤバ島のバタビヤとバンタム、馬来半島のマラツカ、パタニ、リゴール等の諸地で、更に遠く印度に迄拡大してゐた。斯くの如く当時日本人の分布地域は、僻陬の地にまで及び、今日所謂大東亜圏の全地域に亘つてゐたのである。これらの日本人は当時我が國内に於ける社会経済上の再編成過程の進展を政治的に反映せる豊臣時代より徳川時代への転換期に於ける一種の過剰人口としての失業武士の渡航以外、町人経済の発展の結果、海外に赴く朱印船関係者の残留する者、更に鎖國への重大なる契機となつた基督教徒の追放せられたる者等から成つてゐた。

これら日本人町に於ては大体自治が許され、治外法権さへ認められてゐたもの〻如く町の行政は有力なる日本人を統領に仰いで行はれてゐる

た。比律賓マニラの日本町は元和頃三千人の日本人が居住し、暹羅アユチヤの日本町も寛永六年頃には在住日本人は少くとも二千人に及び、その他の日本人町にも夫々数百人の邦人が居住してゐたものゝ如くである。

第八項　西欧人の植民地經營と日本人

西欧人が太平洋上に現はれ、南洋各地に次第にその植民地侵略の歩を進めつゝあつた頃、海外にあつた日本人は頗る勇壮な民族として彼等の横行に反抗して之を悩ました。そのために日本人は屢々彼等の驚嘆し、畏怖するところとなつた。死を顧みずして勇敢に戦ひ、又敵の手中に陥る時は潔く切腹して果てる日本人の面魂は南洋各地の原住民やアラビア、印度、支那などの商人には到底見ることの出来ないものであつた。然も当時の在外邦人は背後に強力な國家権力の後楯を有しなかつた為めに、彼らに西欧人の植民地侵略に駆使せられ、その手先に利用せられたることも亦否み得ないことであつた。即ちヨーロッパ人はその植民地の開

拓に當り、或は要塞の守備の為めに、又は相互の覇権の争奪に際して、日本人を傭兵に用ひ、その武力に頼つたことが少くない。マニラ在住の日本人は屢々スペイン人に雇はれて従軍し、或は外征に、又は内乱の鎮定に功を樹てた。斯様に欧人の軍事的行動に参加して功労があつたばかりでなく、又その貿易事務や植民地開発事業にも参加して大きな役割を果したのも、怜悧にして敏捷な國民性が充分に発揮されたからである。既にポルトガル人は日本人を奴隷として積出し、その植民地經營の為めに使用してゐたが、オランダ人も亦多数の日本人を雇入れて労役に服せしめた。商館の使用人となつたものもあり、建築、土木等の諸工事に従事したものもあり、又森林の開発や、鉱山の発掘の仕事に参加したものもある。總てこの方面に於ける彼等の植民地開発と經營の為めに日本移住者が果した役割は極めて大きなものであつたといふことが出来る。又暹羅や交趾、柬埔寨などの日本町に在留してゐた日本人が欧人の貿易の為めに援助を與へ、又仲買商人の役割を果したことも注目される。

第九項　寛永鎖國令

上述の如く、日本人は南洋各地に於いて、或は集団的な町を作り、或は分散雑居して、軍事的に経済的に、華々しい活躍を示した。然るに寛永の鎖國令はこれら南洋各地の日本人の活躍を全く萎靡せしめたのみならず、発展途上にあつた國民海外飛躍の気勢を一挙に弾圧してしまつたのである。海外在留日本人と故國との連絡は完全に遮断せられて、彼等は母國より遺棄せられ、人的、物的の補充は全く杜絶した。この事は朱印船貿易を通じて母國との聯絡を緊密に保ちながら、生活してゐた在留日本人にとつて誠に致命的であつた。各地の日本町はそれより急速に衰滅し、それ迄約三百年の長きに亘り吾々の祖先が海外に活躍した遺跡は今日全く其の跡を絶ち知る由もない状態となつた。

爾来二百有余年、國民は僅か一連の島國に跼蹐して世界の耳目からは隔絶せられ、この間世界の大勢は一変し、列國の植民活動乃至は移民運動が活潑に行はれ、その結果地球上の陸土は、アフリカの暗黒大陸を除

いては殆ど凡て白人諸國の間に分割せられて終ひ、一方日本人後退後の南洋には、支那人が折柄の明末清初の國内の紛糾を避けて盛に流入し、彼等は同方面一帯に遍在蟠居して経済上不抜の勢力を築くに至つた。

徳川鎖國令の國策としての当否に就いては種々の議論が在るが、兎も角之に依つて我が國民が可惜海外発展の機会を逸し、假令その間鎖國に依つて独特の江戸文化を完成し得たとは云へ、輝かしい民族膨脹の前途を一時空しく塞いでしまつたことは何としても遺憾のことゝ言はねばならぬ。

第十項　南洋経営潰滅の原因

南洋日本町は大体に於て、江戸時代の初期、元和、寛永の頃に於いてその隆昌の極点に達したが、鎖國後は邦人の南洋経営は急速に潰滅を見るに至つたことに就いては、その原因は徳川の鎖國方策即ち移民禁止方策のみに帰し得ないものがある。即ちその植民的経営の方法に於て誤があつたことを否定し得ない。移植民の第一の要諦とされる農業的植民地一

經営の如きは終止全く閑却されてゐた。土地に深く根を張らない移民であつたから、一度鎖國令が下るや、線香花火の如く忽ちに跡方もなく消え去つた。結局所謂日本町を作つたが、日本村を営まなかつたことが最大の缺陥であつたと言ひ得よう。又殆ど男子のみの移住で老幼男女家族を挙げての移住ではなかつた。従て鎖國前に於て既に永住的傾向が稀薄であつたのも当然であつた。家族を伴はない移植民の常に失敗であることは幾多厂史上の事実によつて明かである。その対蹠的な例証はアングロサクソンの北米移住と、スペインの南米植民である。往昔の邦人の南洋移住はその方法に於いて後者に似通つたものがあつた。

次には、日本人移民の殆ど全部は朱印船による通商貿易に従事するものであつたことである。母國を相手とするものであるから、移住地の國内産業に従事するものよりも、基礎が脆弱であることは争はれない。然も母國が鎖國を行つたのであるからその經濟的衰退は当然である。

次には当時南方発展の日本人は強力な資本力を缺いてゐたことである

。当時の欧人が強大な國家の背景と大なる資本力との二拍子を揃へて東洋貿易に従事せるに対し、哀れにも、この二つの力を共に缺いた日本人は既にその敵ではなかつた。

又邦人移住者が在住地の政治的紛争に捲込まれることが多かつたといふことである。即ち日本人が軍人として頗る好適の性質を有してゐた為に、移住先の戦争に参加し、従つて死傷者多く、又危惧の念を國人に抱かせるといふ不利があつた。

それに又、これを統率する偉大なる人物がなかつたこと、海外移住民の団結が薄弱であり、不統一で聯絡を缺いてゐたことなども、日本人植民地を衰微に陥れた原因であつたと見ることが出来る。斯様な状況で折角発展した南方の根據地を喪失せねばならなかつたことは実に遺憾の極みといはねばならない。

第二款　近代邦人海外発展史總説

第一項　時代別大觀

鎌倉時代末期より勃興し、元和、慶長の頃隆昌の極に達した邦人の海外発展は真に史上曠古の盛觀を呈したが、徳川幕府の鎖国政策により一時中断の已む無きに至つた。これを前期の邦人海外発展とすれば、後期の海外進出は明治以降に始まつた。

即ち、二百餘年鎖國の夢醒めて、明治の大政復古となるや、畏くも　明　治　天　皇　は

「萬里ノ波濤ヲ拓開シ、國威ヲ四方ニ宣布シ、天下ヲ富嶽ノ安キニ置カンコトヲ欲ス」

と宣はせられ、明治新政の國是を明かにし給ふた。茲に於て國民の海外渡航は再び勃興し、近代的意味に於ける海外移民が開始せられたのである。故に後期の邦人海外発展史は未だ僅か七十五年の歴史に過ぎない。

之を移民史的立場より観る時は、この比較的短い期間に於いて、その時々の内外の情勢の変化に伴つて幾多の変遷を重ねた。

我が移民七十五年史の本流を貫くものは、布哇移民（明治元年―同三十三年）、北米移民（明治三十四年―同四十年）、及ブラジル移民（明治四十一年―現在）であつて、昭和七年以降は満洲開拓民が極めて喫緊の時務として一日も忽にすべからざるものとなるに至つた。而してこの支流として南洋移民を明治後期以降に見ることが出来る。

明治以後の我が近代移民史はその主流によつて左ノ三期に大別される。

第一期　布哇移民時代　（明治元年――同三十三年）

一、移民創始時代　（明治元年――同十七年）

二、官約移民時代　（明治十八年―同二十七年）

三、移民會社活躍時代　（明治二十七年―同三十三年）

第二期　北米移民時代（自由渡航時代）　（明治三十四年―同四十年）

第三期　南米移民時代　（明治四十一年―昭和九年）

一、移民制限乃至放任時代　（明治四十一年―大正十年）

二、官民協力時代　（大正十年―昭和九年）

第四期　國策移民時代　（昭和十年―現在）

第一期布哇移民時代は明治元年の第一回布哇移民の渡航より同三十三年布哇移民の禁止に至る迄で、その間約四万の邦人移民が布哇に渡航した。明治元年布哇甘蔗園行第一回移民として一五三名の邦人が布哇へ渡航した。然し其等の移民は風俗習慣の差異、言語不通等で殆ど失敗に帰し、翌二年には四十名の帰國者を出した。其後布哇行移民は暫く中絶の状態にあつたが、明治十四年布哇王の来朝に次ぎ、同十七年日布移民條約、航海條約の締結あり、その結果同十八年再び九四三名の邦人移民が布哇へ渡航した。之が所謂官約布哇移民の始めで、明治二十七年迄移民事務は政府の直營事業として行はれた。爾来明治三十三年布哇が米國の一洲となつて、契約移民が禁止せられる迄移民会社の活躍が續いた。日清役後の好況により海外発展の気運興隆し、為めに移民會社が續設せられ、

政府も亦明治二十九年には移民保護法を制定して、その保護指導取締に當ることゝなつた。戰後の活況を反映して、明治三十一年には布哇へ一万餘、加奈陀、濠洲へ各千、翌三十二年には布哇へ二万三千、北米へ三千、加奈陀へ一千七百、南米最初の移住者としてペルーへ七百九十、その他合計三万一千餘人が渡航した。明治三十一年布哇は米國に併合せられた。三十三年布哇が米國の一州となるや、米國の移民法がこゝにも適用されることゝなり、之が爲め從來の契約移民はその入國が禁止せられ、移民のみならず移民會社も亦大打撃を蒙り、續々解散の已むなきに至つた。然しその殘存會社は南洋の比律賓に活路を見出すことゝなり、その内比律賓、中南米のメキシコ、ペルー方面へは明治三十六年に一千五百人、三十七年に一千六百人を送出した。

布哇行契約移民が禁止された後は、邦人は北米に自由渡航する樣になり、布哇よりの轉航者と内地よりの直接渡米者とが夥しい數で北米に殺到した。在米邦人の數は明治三十五年には僅か六千人であつたのが、明

治四十年には八万九千人に達した。その頃渡航者の風采及教養上の缺陷、布哇耕主の惡宣傳により、俄然米國人の非難を買ひ、邦人の激増は益々その不評を高め、且つ將來に於ける邦人の發展を忌み、之を惧れて遂た澎湃たる排日運動が起されるに至つた。こゝに於て明治四十年日米紳士協約が締結されて、我が政府は米國行移民を制限することを餘儀なくされた。翌年カナダも同樣日本移民制限につき日本政府と協定を結んだ。斯くの如く邦人の北米移住は僅々數年の歷史に過ぎない。この第二期の北米移民時代は自由渡航の方法によつたから、一に自由渡航時代ともいはれる。北米排日の結果、一時メキシコ渡航熱が旺盛となり、明治三十九年には五千人、四十年には三千八百人の邦人が契約移民としてメキシコへ渡航した。

北米で入國を阻止された本邦移民は眼を南に轉じて南米に向ふことゝなつた。かくて明治四十一年の最初のブラジル移民として八百名の契約移民が、又ペルーには二千八百名の移民が渡航した。爾來漸次南米移民

の増加を見、こゝに南米移民時代を現出して最近に迄及んだ。此間にブラジルの十八万を始め、ペルーの三万其他を合せて二十餘万の邦人が南米に移住した。又この期間に六万餘の邦人が南洋に発展した。内四万は比律賓移民である。南洋は距離も近く邦人の発展地として好適の地であるに拘らず著しい発展を見るに至らなかつたのは、同地方の特殊事情の為め大量移民、契約移民を送出し得ない理由があり、邦人拓殖事業や商業に附随する自由移民の形式をとるの外なかりし為である。

明治四十一年日米紳士協約締結後我が政府は移民制限乃至放任の極めて消極的な態度を執り、何等特殊の政策並施設を持たなかつた。唯僅かに特記すべきは、大正六年政府は移民取扱業者の合同を勧奨して海外興業株式會社の創設を斡旋したことである。次で大正十年政府は同社に補助金を交付してその事業を助成することになつたのを轉機として、その移民政策は積極的保護奨励の方針に轉じた。之より以後を官民協力時代と名づける所以である。

昭和六年満洲事変勃発して満洲國が創設せらるゝや、翌七年より満洲移民が國営事業として行はれ、昭和九年にはブラジルが日本移民の入國を制限するに及んで、茲に我が朝野一般移民問題に対する関心が深められ、海外移民國策の重要性が再認識せられ、強調せらるゝに至つた。故に昭和十年以降を國策移民時代と呼ぶのが適當である。昭和十一年時の内閣は満洲開拓民計画を重要國策の一項目として採用し、こゝに二十箇年百万戸満洲開拓民送出計畫が樹立せられ、翌昭和十二年度より実施された。

第二項　移民政策の変遷

我が國の近代移民運動は明治開國と共に開始せられ、明治年間に於ては殊に同後半期に於ける日清日露両戦役の戦勝氣勢はその都度國民の海

外渡航熱を昂揚したが、國民の間には移民は棄民なりとして之を卑賤視する思想が久しい間流布せられ、移住者自身も亦單なる出稼労働の目的を以て海外に渡航する者が多かった。右は徳川三百年の鎖国政策の情勢により國民の移植民思想が甚しく遅れたると、一方又この時代に於て國内産業は発展途上にあって、人口吸收力も相当にあり、國民の海外移住を促す急迫せる事情が未だ存せざりしに因るものである。

斯の如き状勢の下に於て、明治年間に於ける國民の海外移住は全く國民の自発的活動に委され、政府としては殆ど何等の奨励指導の方策を持たなかった。唯僅かに、政府は明治二年当時窮状に陥れる第一回布哇移民団救済の目的を以て布哇へ使節を派して善後処置を講じ、明治十七年には布哇に於ける邦人移民の需要に応じて日布移民條約を締結し、翌十八年より同二十七年に至る十年間政府自ら移民事務を直接管掌し、二十九年には移民取扱業者取締の為め移民保護法を制定したことを挙げ得るに過ぎない。明治四十年日米移民問題が益々紛糾し来るや、我が政府は遂に同年十二月三十一日の所謂日米紳士協約によって自発的に我が對米移民を制限する方針を執るに至って、その移民政策は一層消極的となり、尓後大正初年迄この状態が續いた。

然るに、世界大戦を契機とする経済界の異常なる変動に伴ひ、我が國にも各種の社会問題が発生し、こゝに人口食糧問題に関聯して海外発展の必要が強く提唱さるるに至った。斯くの如き機運に際會して、先づ政府は大正六年当時存在せし諸移民會社の大合同ヲ勧奨して海外興業株式會社の創立を斡旋したが、それは実に應て来るべきその後の積極的移民政策への第一歩であった。

然し政府の移民政策に明瞭なる轉換の現はれたのは大正十年である。我が國内地に於ける農耕地面積は、明治時代から大正十年迄は年々著しい増加を示したが、大正十年の六百十六万二千町歩を記録面積として、以後は逐年遞減の傾向を示し、又農家一戸当りの耕地面積は大正十一年迄は毎年増加を示したが、同年度の一町一段二畝三歩を最高として、以

後漸減の趨勢を辿るに至り、こゝに於て既に人口過剰の爲め集約的經營の極度に行はれてゐる農村の人口收容力に之以上の餘力のないことが明白なる事實となり、農村に於て增加せる人口は都市に流入して、都市職業問題を一層紛糾せしむるに至つた。政府も斯くの如き事情に促され、遂に從來の消極主義を捨てゝ、邦人移住に好適し、且之を收容し得る地方に對しては邦人の移住を積極的に奬励することにその方針を轉換することゝなり、大正十年より政府は相當の豫算を計上して内務省社会局をして移植民奬励に関する事務を取扱はしむることゝなり、同年先づ海外興業株式会社に補助金を交付して、民間に於ける移植民宣傳施設を助成するの端緒を開き、これより所謂官民協力時代が現はれた。即ちこの年は我が國の移民政策が消極主義より積極的保護奬励主義に移つた劃期的なる記念すべき年である。

更に大正十二年からは、政府予算中に正式に移植民奬励費目なるものが繰入られて、政府自らも海外移住の宣傳を行ふことゝなり、尚從來

海外興業株式会社が移民より徴收せし手数料をこの年全廢せしめて、その代り同報償金を交付することゝなし、又同年関東大震災罹災者にしてブラジルに移住する者に対して船賃を補助し、翌十三年からは、一般ブラジル行移住者に対し、渡航船賃の全額補助の途を開くに至つて、移民の保護奬励は愈々その本格的軌道に乗るに至つた。而して同時に、海外思想の普及、移民船中に於ける保護教養等にも一層徹底を図ること、なつて、移植民の保護奬励指導に関する今日の体系は略々この頃に整備された。

大正六年海外興業株式會社の創立により移民取扱業者の統一を見たる後、政府は更に各府縣海外協會其他の民間移民団体に対しても積極的に保護助成する方針を執り、漸次官民協調の氣運を作り来つたが、昭和二年政府は從來の労働農民の外に相当の資本を携行する自作農移民の進出を図る目的を以て、新たに海外移住組合法を制定し、同法に基いて各府縣を一單位とする海外移住組合が漸次全國各府縣に設立された。又その

中央機関として海外移住組合聯合會を、ブラジルに於ける代行機関としてブラジル國法に拠るブラジル拓殖組合を夫々設立し、ブラジルに於ける事業は昭和四年より開始された。

斯くの如き移植民保護奨励時代の波に乗つて移民渡航者の数は次第に増加したが、政府は移民の素質を一層改善する目的を以て、昭和三年三月神戸に移民収容所を開設し、これによつて従来の所謂移民宿の弊を除き、同所に於てブラジル行移民を出発前約十日間無料収容して移民の教養・訓練・保健上の諸施設を実施するに至つた。昭和四年には拓務省が新設されて、我が外地の各部行政を統一すると共に従来内務省社会局が主として取扱ひ来つた國内に於ける海外移民に関する事務をその所管事項となし、世論の後援する海外発展を政府に於ても一層力瘤を入れることゝなつた。神戸移民収容所はその後昭和七年神戸移住教養所と改称せられ、昭和八年一月からは南洋方面移住者の為め、長崎にも移住教養所が開設された。更に昭和七年九月より、一はその頃漸く深刻化せる農村

不況救済の為め、一は一層海外移住を奨励する為め、政府はブラジル移住者に對し、渡航費の外支度金を交付することゝなつた。

以上は今次大東亜戦争勃発前に於ける我が移民政策の変遷の大要であるが、戦争以来我が海外移民は何れも中絶の已むなきに至り、この機に際し、移民政策の再検討と重大転換が要請されてゐる。

第三項　移民渡航者数

明治元年より昭和十二年に至る七十年間に於ける邦人海外渡航者總数は六十一万人にで、其の中移民渡航者数は六十餘万人と見られる。外務省の海外渡航者許可数に移民非移民別が採用されたのは明治三十一年以降で、明治三十一年より昭和十二年迄の移民渡航者總数は五十九萬一千餘人である

海外渡航者数（一）（自明治元年至同三十年）

（外務省海外渡航許可数並に其の調査に係るものに據る）

年次	男	女	計
自明治元年至明治八年	四、二六六	三七一	四、六三七
同九年	六〇八	一〇一	七〇九
同十年	八六四	一三八	一、〇〇二
同十一年	九〇七	二三三	一、一四〇
同十二年	七八八	三四五	一、一三三
同十三年	一、〇一二	四九八	一、五一〇
同十四年	七二九	三三八	一、〇六七
同十五年	七九三	四八一	一、二七四
同十六年	八六五	五二五	一、三九〇
同十七年	一、二八二	二七二	一、五五四
同十八年	二、九四八	五一三	三、四六一
同十九年	二、三一五	六九二	三、〇〇七
同二十年	三、九八六	七四九	四、七三五
同二十一年	五、四〇四	一、一四八	六、五五二
同二十二年	六、三二三	一、四四九	七、七七二
同二十三年	六、四七七	一、六八九	八、一六六
同二十四年	一〇、九三九	二、六七九	一三、六一八
同二十五年	八、六四三	一、五七五	一〇、二一八
同二十六年	一一、六二四	二、〇四五	一三、六六九
同二十七年	一四、四一六	二、三一〇	一六、七二六
同二十八年	一八、〇三三	四、三七八	二二、四一一
同二十九年	二四、一六三	三、四〇二	二七、五六五
同三十年	二〇、八二四	三、〇三三	二三、八五七
合計	一四八、二〇九	二八、九六四	一七七、一七三

海外渡航者数 (二)

（自明治三十一年至昭和十年）

（昭和十年非移民は台湾籍民を除く）

年次	移民 男	移民 女	移民 計	非移民	海外渡航者總数
明治三十一年	一〇、五二四	一、八六九	一二、三九三	二〇、九〇四	三三、二九七
同三十二年	三〇、二四六	五、六二二	三六、〇四八	一四、五六六	五〇、六一四
同三十三年	一九、三七二	一、八二二	二〇、六五四	一八、七三四	三九、三八八
同三十四年	六、二五七	五一〇	六、七六七	一六、六四五	二三、四一二
同三十五年	一二、〇五三	七五七	一二、八一〇	一九、〇五六	三一、八六八
同三十六年	一三、二五五	九〇三	一四、一五九	二〇、三七〇	三四、五二九
同三十七年	一二、一〇七	七七五	一二、八二二	八、八五八	二一、六八〇
同三十八年	三、二三五	五〇四	三、七三九	一五、三九八	一九、一三七
同三十九年	七、三一八	七二八	八、〇四六	五〇、四九〇	五八、五三六
同四十年	九、一五七	一、四二八	一〇、五八五	三二、七四五	四三、三三〇

年次	移民 男	移民 女	移民 計	非移民	海外渡航者總數
同四十一年	三、一〇九	一、三五四	四、四六三	一六、六九二	二一、一五五
同四十二年	九七六	一、二三四	二、二〇九	一三、四一四	一五、六二三
同四十三年	四、〇四二	二、六七三	六、七一五	一五、一八四	二一、八九九
同四十四年	四、〇二三	三、七五一	七、七七四	二二、一七六	二九、九五〇
大正元年	一〇、六〇二	五、九二八	一六、五三〇	二五、七二四	四二、二五四
同二年	一〇、六四七	五、九三四	一六、五八一	二七、五〇三	四四、〇八四
同三年	一〇、二〇五	五、六二一	一五、八二六	二七、七四四	四三、五七〇
同四年	七、三三一	五、二五〇	一二、五八一	三一、一一〇	四三、六九一
同五年	九、三五四	五、四〇五	一四、七五九	二九、四五八	四四、二一七
同六年	一五、一六二	八、二〇七	二三、三六九	三七、〇〇三	六〇、三七二
同七年	一四、八四二	八、三五三	二三、一九五	三八、八八八	六二、〇八三
同八年	一一、〇三三	七、二一一	一八、二四四	四一、九四三	六〇、一八七
同九年	七、六三二	五、九〇九	一三、五四一	四二、〇六六	五五、六〇七
同十年	八、一一七	四、八二七	一二、九四四	二二、六九六	三五、六四〇
同十一年	八、七四七	四、一三二	一二、八七九	一七、五三二	三〇、四一一
同十二年	五、七一二	三、一一三	八、八二五	一六、〇二二	二四、八四七
同十三年	七、八八四	五、二一四	一三、〇九八	一三、九三四	二七、〇三二
同十四年	七、〇七七	三、六一九	一〇、六九六	一一、四八〇	二二、一七六
昭和元年	一〇、五五五	五、六二九	一六、一八四	一二、四三四	二八、六一八
同二年	一一、七三五	六、三〇六	一八、〇四一	一三、一七六	三一、二一七
同三年	一二、五〇二	七、三四八	一九、八五〇	一四、一五八	三四、〇〇八
同四年	一六、三三〇	九、三七四	二五、七〇四	一二、二八六	三七、九九〇
同五年	一四、一三〇	七、六九九	二一、八二九	一六、五五〇	三八、三七九
同六年	七、〇五四	三、三三〇	一〇、三八四	一六、七六〇	二七、一四四
同七年	一一、四二〇	七、六〇八	一九、〇二八	一一、七二九	三〇、七五七
同八年	一五、九一九	一一、三九八	二七、三一七	一五、一三四	四二、四五一

年次	移民 男	移民 女	移民 計	非移民	海外渡航者總数
同 九年	一六、四一九	一一、六六八	二八、〇八七	一三、七二八	四一、八一五
同 十年	六、六五四	四、一五九	一〇、八一三	一六、七四八	二七、五六一
同 十一年	六、九六九	四、一五〇	一一、一一九	一六、八九九	二八、〇一八
同 十二年	七、〇一一	三、六八二	一〇、六九三	一三、七二一	二四、四一四
(自明治三十一年至昭和十二年合計分)	四〇六、八九七	一八四、四〇四	五九一、三〇一	八四一、六五八	一、四三二、九五九
自明治元年至昭和十二年海外渡航者總数					一、六一〇、一三二

右表の如く、明治元年以後十年間に海外に渡航したもの約六千名で、其後数年間は毎年約千名の海外渡航者があり、明治二十年前後には数千となり、日清戰爭前後には國民の海外渡航熱が勃興して其数急激に増加し、毎年一、二萬乃至三萬を算するに至り、特に三十二年には五萬の海外渡航者があつた。それは其の前年布哇が米國に併合せられた結果、將来契約移民禁止となるべき形勢を察して同年一時に夥しい布哇行移民が

出たのによるものである。同年の移民渡航者数三万六千で、之は移民出國数の今日迄の最高記録である。日露戰後には再び海外渡航者激増の勢を示し、三十九年には五萬八千、四十年には四萬三千の海外渡航者があつた。之は移民にあらざる一般渡航者の激増に因るもので三十九年の如きは非移民渡航者数の現在迄の最高記録を示し、其の数五萬に達した。明治四十年十二月の日米紳士協約、四十年一月の日加協約の結果、我が政府は北米行渡航者に制限を加ふることゝなり、其の影響を蒙つて其後数年間海外渡航者總数は毎年一、二萬内外に其内移民渡航者は数千名に減退した。然るに大正元年より再び其数は増加し、以後移民渡航者は略々毎年一、二萬内外を示し、特に昭和八年には二萬七千、昭和九年には二萬八千に達したが、昭和十年以降には伯國移民制限の影響で一萬一千に激減した。一方年々一萬数千の非移民渡航者があつて、海外渡航數總数は一ケ年三、四萬名を算してゐる。

第四項　渡航地別移民渡航者数

明治元年以降今日に至る迄の移民渡航者数は概算六十餘万人と見られること既述の通りであるが、其の目的地域別概数は南米二十一萬及布哇二十萬、北米（米國、加奈陀、メキシコを含む）約十五萬、南洋約六萬である。右の北米渡航者は直接渡航せる者のみの数であるが、之に布哇より米國及加奈陀へ転航せる者を加算すれば、其数は約二十萬に及ぶ。

明治三十二年以降主要渡航地別移民渡航者数を示せば左の通りである。

明治三十二年以降主要渡航地別移民渡航者数

（昭和五年以降布哇、米国渡航者は移民として加算されぬこととなった）

年次	布哇	米國	加奈陀	メキシコ	秘露	伯國	比律賓（ダバオ含む）
明治三十二年	二二、九七三	三、一四〇	一、七二六	一	七九〇	―	一二
同三十三年	一、五二九	七、五八五	二、七一〇	一	―	―	五
同三十四年	三、一三六	三二	―	九五	―	―	八
同三十五年	一四、四九〇	七〇	三五	八三	―	―	七七
同三十六年	九、〇九一	三一八	一七八	二八一	一、三〇三	―	二、二一五
同三十七年	九、四四三	六四〇	一五九	一、二六一	―	―	二、九二三
同三十八年	一〇、八一三	七一四	一九六	三四六	―	―	四二七
同三十九年	二五、七五二	一、七一五	四四二	五、〇六八	一、二五七	―	七一
同四十年	一四、三九七	二、七一二	二、七五三	三、八二二	八五	―	一七六
同四十一年	三、四五五	一、五八五	六〇一	一	二、八八〇	七九九	一四三
同四十二年	一、三二九	七七七	二八一	二	一、一三八	四	一七〇
同四十三年	一、七一七	九二六	五三八	五	四八三	九一	三九六
同四十四年	二、五九五	一、九六三	八二〇	二八	四五六	―	五九六
大正元年	四、七三二	三、三七八	一、〇二五	一六	七一四	二、八五九	六八九
同二年	四、二七六	四、三八一	一、二七〇	四七	一、一二六	六、九四七	九三〇
同三年	三、一八七	五、五五三	一、二八四	三五	一、一三二	三、五二六	七八二
同四年	三、〇五五	五、四九八	七七八	一九	一、三四八	三九	四六八

年次	布哇	米国	加奈陀	メキシコ	秘露	伯國	比律賓（グアム含）
同五年	三、六四三	五、七六一	一、〇五五	二二	一、四二九	三五	一、〇二九
同六年	四、一一一	六、四五七	一、二二六	五三	一、九四八	三、八八三	三、一七〇
同七年	三、〇二四	六、三〇六	一、七八〇	一二八	一、七三六	五、九五六	三、〇四六
同八年	三、〇八八	六、二七三	一、七六四	六四	一、五〇七	二、七三二	九三八
同九年	二、七八九	五、九五九	一、三七一	五三	八三六	九七〇	四一一
同十年	三、二一五	四、三二一	一、一六三	六九	七一七	九七〇	四一五
同十一年	二、九六〇	三、五五八	一、〇二三	七七	二〇二	九八六	一八九
同十二年	二、一一二	二、六一七	六四八	六八	三三三	七九七	四四九
同十三年	二、一六三	四、〇六四	一、一〇三	七六	六五一	三、六八九	五四八
同十四年	四八五	二八九	九七九	一六〇	九二二	四、九〇八	一、六三五
昭和元年	六三六	三四四	一、〇〇九	三二六	一、二五〇	八、五九九	二、一九七
同二年	五二六	三七〇	一、〇六二	三一九	一、二七一	九、六二五	二、六六〇
同三年	二六五	三〇六	一、〇五〇	三五三	一、四一〇	一二、〇〇二	二、〇七七
同四年	一一九	二三六	四三〇	二四九	一、五八五	一五、五九七	四、五三五
同五年	－	－	一三七	四三四	八三一	一三、七四一	二、六八五
同六年	－	－	一〇六	二八三	二九九	五、五六五	一、一〇九
同七年	－	－	九八	一四九	三六九	一五、〇九二	七四七
同八年	－	－	九一	八五	四八一	二三、二九九	九四一
同九年	－	－	一〇五	八〇	四七三	二二、九六〇	一、五四四
同十年	－	－	五七	五三	八一四	五、七一四	一、八〇二
同十一年	－	－	八二	六二	五九三	五、三五七	二、八〇九
同十二年	－	－	一〇九	六五	一六六	四、六七五	三、八七六
計	一六五、一〇六	八七、八四八	三一、二八三	一四、三四八	三二、五三五	一八二、二三七	四八、九〇〇

右に依ればば明治三十二年以降昭和十二年迄の渡航地別邦人移民渡航者数は伯國十八萬二千人、布哇十六萬五千人、米國八萬八千人、比律賓四萬八千人、秘露三萬二千人、加奈陀三萬一千人、メキシコ一萬四千

人の順位となるが、之を明治初年以降について見る時は、布哇及米國には右以前の渡航者を加算する必要があり、其の時は右三大渡航地への移民渡航者数は布哇が約二十萬人で第一位となり、伯國が十八萬二千人で第二位、第三位の米國は略々九萬五千人と推算される。以上は孰れも直接渡航者の数であるが、右の他、日露戰爭前後に於て米國へ約四萬人、加奈陀へ数千の邦人が布哇より轉航した、

尚、最近十三年間に於ける移民渡航者数を全渡航地別について見る時は左表の通りである

最近十五年間渡航地別移民渡航者数

地方	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年	大正十三年	大正十二年
總数		二、〇四〇	一〇、八一三	二八、〇八七	二七、三三七	一九、〇三三	一〇、三〇四	二一、八二九	二五、七〇四	一九、八五〇	一八、〇四一	一六、七〇四	一〇、六九六	一三、〇九八	八、八二六
ブラジル	四、六七五	五、三五七	五、七四五	二三、九六〇	二三、二九九	一五、〇九二	五、五六五	一三、七四一	一五、五九七	一二、〇〇二	九、六三五	八、五九九	四、九〇八	三、六八九	七九七
ペルー	三六六	三九三	八一四	四七三	四八一	三六九	二九九	八三一	一、五六五	一、四一〇	一、二七一	一、二五〇	九二二	八五一	三五三
亜爾然丁	三〇七	三四九	二〇一	一三	一三五	二三九	三六二	四八九	四三〇	三八七	二六二	一八二	一三	五八	六六
ボリビア	二	三三	一六	一二	六	一五	一二	三六	二一	五	五	一	一	・	二
チリー	二	一七	三	九	七	八	二〇	四〇	二二	一三	一八	五	三	四	六
ウルグアイ	・	・	・	・	二	二	一	二	・	・	・	・	・	・	・
コロンビヤ	一	二	一〇五	二	・	・	二	四二	五九	・	・	・	・	・	・
ヴェネズエラ	二	五	二	三	・	・	五	・	・	・	・	・	・	・	・
パラグアイ	一五〇	一八八	・	・	・	・	・	一	・	・	・	・	・	・	・
米國	・	・	・	・	・	・	・	・	二三六	三〇六	三七〇	三四四	二八九	四、〇六四	二、六一七
メキシコ	六五	六二	五三	八〇	八五	一四九	二八三	四三四	一四九	三五三	三三九	三三六	一六〇	七六	六八
加奈陀	一〇九	八二	五七	一〇五	九一	九八	一〇六	一三七	四三〇	一、〇五〇	一、〇六二	一、〇〇九	九七九	一、一〇三	六四八
パナマ	二七	三二	一四	三	一一	七	六三	三九	一四	九	一六	一八	一四	二四	六
サルバドル	・	・	・	二	・	一	・	・	・	・	・	・	・	・	・
キューバ	五	九	五	九	五	一	六	三七	二九	三七	四五	一一七	一三七	・	・
蘇聯邦	二五九	二九七	三三二	一、三三〇	一、〇九五	一、〇九六	一、二三八	一、五一三	八八四	七八〇	八九六	五三一	一〇八	三九	一、四五〇

地方	比島及グアム	蘭領東印度	英領馬来及海峡植民地	英領北ボルネオ及サラワク	英領印度	英領香港及葡領澳門	佛領印度支那	シヤム	濠洲	佛領ニューカレドニア	英領トンガ	佛領タヒチ	英領フイジー	布哇	英領ニューギニア	エチオピア	其他
昭和十二年	二、八七六	一三一	四四〇	一六八	一三	五〇	六	二一	三二二	・	・	・	・	・	二	・	一七
昭和十一年	二、八〇九	一四四	五三九	一三四	一七	一二八	二	一〇	一三三	・	・	・	・	・	四	・	一六
昭和十年	一、八〇二	二六九	六三五	二三〇	四〇	一九二	一八	二四	九二	・	・	・	・	・	一	・	四一
昭和九年	一、五四〇	二六六	五九八	一七四	四三	一一七	三	二五	一〇五	四	・	・	一	・	・	・	八
昭和八年	九四一	四六八	三三二	一三三	四七	七三	二五	一一	五九	二	・	二	・	・	二	一	一三
昭和七年	七四七	五三三	三五六	六四	八三	四六	七	五	九二	六	二	一	二	・	・	四	八
昭和六年	一、一〇九	四七	五四九	五八	一〇六	六二	五	一〇	三四	一八	五	・	一	・	二	・	七
昭和五年	二、六八五	五五八	八三五	九七	七一	一〇四	一八	七	七五	三〇	一	一四	・	・	・	・	六
昭和四年	四、五三五	三〇七	五一三	三〇	五二	四九	三	三	二七七	一七	・	・	四	二一九	・	・	一〇
昭和三年	二、〇〇七	一九一	四二	一〇六	一六	三七	六	四	二七〇	五	・	・	九	二六五	・	・	三
昭和二年	二、六六〇	一四八	四七五	三四	三九	一九	四	二	一三九	三	・	・	四	五三六	・	・	・
昭和元年	二、一九七	二二六	四〇二	八三	二七	三七	六	五	一三九	九	・	・	三	六三六	・	・	二
大正十四年	一、六三五	一六九	四三七	五	三六	一九	四	四	三五〇	・	・	・	一	四六五	・	・	・
大正十三年	五四八	七五	一五二	六	一七	二一	五	一	一二二	・	・	・	・	二、一六三	・	・	・
大正十二年	四九	八一	五七	一三	二六	一五	一七	・	五四	・			六	二、一一三	・	・	三

第五項　移民歸國者数

外務省の帰國移民員数統計は、米國、布哇、加奈陀については明治四十一年以降、墨國、其他南米諸國については大正十四年以降について作成された。即ち左の通りである

歸國移民員数表

年次	米國	布哇	加奈陀	メキシコ	パナマ	ブラジル	ペルー	アルゼンチン	チリー	計
自明治四十一年至大正七年	五五、九一九	四〇、四六七	一二、七四五	・	・	・	・	・	・	一〇九、一三一

年次	米國	布哇	加奈陀	メキシコ	パナマ	ブラジル	ペルー	アルゼンチン	チリー	計
大正八年	一一、六八六	四六一二	一、八一七	、	、	、	、	、	、	一八、一一四
同九年	一二、二一一	六、〇六九	二、〇六九	、	、	、	、	、	、	二〇、三七六
同十年	一一、〇五九	六、二五九	一、四二七	、	、	、	、	、	、	一八、七四五
同十一年	八、五二〇	四、六八二	一、二一〇	、	、	、	、	、	、	一四、四一二
同十二年	六、二五六	三、三三二	一、一九六	、	、	、	、	、	、	一〇、七八四
同十三年	八、一七三	三、〇一四	一、三九二	、	、	、	、	、	、	一二、五七九
同十四年	八、二〇六	三、七九七	一、六三八	二五	二三	五四二	五四九	一〇二	二六	一四、九一八
昭和元年	八、一八一	三、九五九	一、六一〇	一七	一四	三七六	二七八	九四	三二	一四、五六一
同二年	七、八八七	四、三三〇	一、六五七	七二	五	四三一	二四一	八八	二四	一四、七三五
同三年	七、九七〇	三、八三九	一、五五九	五五	一二	九〇三	五七八	六七	二一	一五、〇〇四
同四年	七、三二六	三、七三三	一、四八七	五〇	一七	六九七	六一六	一二四	二四	一四、〇七三
同五年	八、〇一二	三、九九九	一、四二五	五二	一九	一、一七四	六二八	八六	三七	一五、四三二
同六年	六、七六六	三五三八	一、四一四	七二	三	五六四	四九八	七三	三七	一二、九六五
同七年	六、六一三	三、八二五	一、五〇三	七二	九	三二二	六七二	一一八	三六	一三、一七〇
同八年	六、七六七	四、三六一	一、三九四	八四	二	七四四	六三四	一二九	二六	一四、一四一
計	一八一、五五二	一〇三、二四二	三五、五四三	四九一	一〇四	五、七五三	四、六九四	八八一	二七三	三三二、五二三

第六項 移民渡航者年齢別及男女別

往年の布哇及北米移民と最近の伯國移民を比較するに前者は出稼單獨移民を其の特徴とし、後者は定着家族移民たるを其の特色としてゐるが、此の事実は次の表が之を実證してゐる。

移民渡航者年齢別及男女別表（太字は各年別統計に対する百分比）

年次	二十歳以下 男	二十歳以下 女	二十歳以下 計	二十歳以上三十歳以下 男	二十歳以上三十歳以下 女	二十歳以上三十歳以下 計	三十歳以上 男	三十歳以上 女	三十歳以上 計	計 男	計 女	總計
自明治三十二年至同四十一年	三八、八三九	七、九四五	四六、七八四	七三、六七一	一六、四八九	九〇、一六〇	四〇、九七六	六、二五二	四七、二二八	一五三、四八六	三〇、六八六	一八四、一七二
			二六%			**四八%**			**二六%**	**八三%**	**一七%**	**一〇〇%**
自同四十二年至大正十二年	三八、六三四	二九、八一八	六八、四五二	三八、七一五	三六、〇五四	七四、七六九	五一、六〇四	一八、三二五	六九、九二九	一二八、九五三	八四、一九七	二一三、一五〇
			三二%			**三五%**			**三三%**	**六〇%**	**四〇%**	**一〇〇%**

年次	二十歳以下 男	女	計	二十歳以上三十歳以下 男	女	計	三十歳以上 男	女	計	計 男	女	總計
自同十三年至昭和九年	五三、一六九	三七、九二九	九一、〇九八	三九、三五八	二一、八三一	六一、一八九	三八、四八四	一九、四五二	五七、九三六	一三一、〇一一	七九、二一二	二一〇、二二三
			四三%			二九%			二八%	六二%	三八%	一〇〇%
自同十年至同十二年	九、六三五	五、四〇六	一五、〇四一	六、四九六	三、六七七	一〇、一七三	五、四九一	二、八九二	八、三八三	二〇、六二二	一一、九七五	三三、五九七
			四六%			三一%			二五%	六三%	三七%	一〇〇%

右表中、明治三十二年—四十一年の移民は布哇及北米移民が其の大多数を占め、大正十三年以降の移民は其の大部分が伯國移民であるから、此の両者を比較することは布哇、北米移民と伯國移民との比較となる。そこで二者を對比するに四十一年以前に於ては二十歳以下のものは總数の二割六分、女は總数の一割七分で共に甚だ低率で、単獨男子移民が多かつたこと、換言すれば出稼労働移民たることが其の特徴であつたことを示してゐる。之に對して大正十三年以後に於ては二十歳以下のものは全体の四割以上、又女は全體の三割七、八分を示してゐるが、之は最近の伯國移民が老幼男女一家を擧げての家族移民たることの證左と見ることが出来る。

第七項　初渡航及再渡航別移民渡航者数

毎年一、二千名ノ再渡航者が移民渡航者中にあるが、最近十年間の統計を示せば左の通りである。

初渡航及再渡航別移民渡航者数

年次	總数	初渡航者	再渡航者
昭和元年	一六、一八四	一三、八二二	二、三六二
同　二年	一八、〇四一	一五、七七一	二、二七〇
同　三年	一九、八五〇	一七、七四七	二、一〇三
同　四年	二五、七〇四	二三、八三一	一、八七三
同　五年	二一、八二九	二〇、六三〇	一、一九九
同　六年	一〇、三八四	九、三二六	一、〇五八
昭和七年	一九、〇三三	一七、八二九	一、二〇四
同　八年	二七、三一七	二六、六一七	七〇〇
同　九年	二八、〇八七	二六、〇七六	二、〇一一
同　十年	一〇、八一三	九、一六八	一、六四五
同十一年	一一、〇四〇	九、三二二	一、七一八
同十二年	一〇、七四四	九、二〇二	一、五四二

第八項　移民渡航者職業別

移民出発前ノ職業は農業が其の大部分で残の少数が商業、鑛業、工業、漁業、僕婢其他に従事せるものである。大正十三年以後の統計は左の通りである。

移民渡航者出発前職業別　（各職業には其の従属者を含む）

	總数	農業	工業	鑛業	漁業	通信及運輸業	商業	僕婢家事使用人	日傭業其他有業者	自由業	無職業
大正十三年	一三、〇九八	八、六五六	六五九	一九	三八三	一二一	四三三	一三七	三四三	一四	二、三三三
同十四年	一〇、六九六	八、一二八	二九五	七五	七八六	三二	二三二	一一三	一九九	三三	八〇三
昭和元年	一六、一七四	一二、七一六	六三七	九四	五九〇	二九七	四〇七	一九七	三〇〇	三三	九一三
同二年	一八、〇四一	一三、九三〇	八四三	一六七	七三八	四三五	三九一	二〇三	二九三	二九	一、〇一二
同三年	一九、八五〇	一五、四二八	四九七	一九六	六九一	三一〇	七三一	二五三	四〇八	六	一、三六八
同四年	二五、七〇四	一八、五三二	六九一	二五六	一、〇三四	一七六	一、五四三	二九四	五五二	一〇六	二、五二〇
同五年	二一、八二九	一三、九八〇	一、〇六四	三九八	一、二五一	三三六	一、五一〇	三一〇	三二六	五七	二、五九七
同六年	一〇、三八四	五、三四八	一八一	六六一	七三七	四三二	一、〇六二	一〇四	二二四	五三	一、五八二
同七年	一九、〇二三	一三、〇五八	一〇三	一、〇五一	三七九	八	六八五	八二	一三九	二六	三、四九二
同八年	二七、三一七	二四、一七六	一一八	八八四	三一七	一〇	八二三	七五	二六九	二七〇	三七五
同九年	二八、〇八七	二四、一〇五	一八一	一、〇五三	六三四	二七	一、〇二一	一〇九	三一五	三三二	四一〇
同十年	一〇、八一三	七、二九五	一九八	三二一	八二二	一〇	九六〇	九四	二三	五六七	五二三

自大正十三年至昭和五年　渡航目的別本邦人海外渡航者員数表（移民非移民を含む）

年別	公用	修学研究	農業	商業	漁業	視察遊歴	再渡航	再渡航者ニ同伴又ハ呼寄家族	工鑛業	自由業	交通業	家内労働	雑	總計
大正十三年	九二五	六九〇	一、七七六	二、七一三	二〇一	二、〇五七	七、九一六	六、四〇三	五〇八	一五三	一八五	二八四	三、三二一	二七、〇三二
同十四年	一、〇九五	六六〇	五、九七一	二、八四七	六四九	二、二三四	三、七一三	三、〇七七	二二七	二七〇	二二	三一二	一、〇九九	二二、一七六
昭和元年	九七六	七四六	九、九五五	三、三九二	七〇八	二、九六二	四、一〇七	三、五五六	二四〇	三七四	七三	三九五	一、一三四	二八、六一八
同二年	一、二四五	八五八	一二、七八五	三、五五九	四三八	三、〇五六	三、九四九	三、四〇二	六七二	三五八	四一	三七九	一、四七五	三一、二一七
同三年	一、一一五	六七三	一三、七三三	三、七八六	一、〇二六	四、〇八八	三、八二四	四、八二〇	九九五	四三四	九三	四三二		三四、〇〇八

年別	公用	修学研究	農業	商業	漁業	視察遊歴	再渡航	再渡航者ニ同伴又ハ呼寄家族	工鉱業	自由業	交通業	家内労働	雑	総計
同四年	八九八	七六五	一六、六九四	四、二八七	六三八	四六六一	三、〇六六	五、〇九八	一、〇四五	四八〇	九六	二六二	—	三七、九九〇
同五年	一、一八四	六七五	一七、五一八	五、七二六	一、二三一	五、五五三	、	、	一、七六八	五四四	三八三	五七八	三、二一八	三八、三七八

自昭和六年
至昭和十年 目的別移民渡航者数

年別	農業	漁業	鉱業	製造工業	土木建築業	運輸交通業	商業	理髪業	洗濯業	家事使用人	雑	総計
昭和六年	六、九九三	五三〇	六五九	六〇	八五	六	九三五	四一	二八	一一二	九三五	一〇、三八四
昭和七年	一六、〇五一	三八四	一〇五三	三三	四一	四	七九四	二二	一四	六〇	五七二	一九、〇二八
昭和八年	二四〇六八	三三四	一、〇八九	二八	四八	一三	一、〇四九	、	、	七三	六一五	二七、三一七
昭和九年	二三、九七五	六七九	四九七	五五	七一	三〇	九〇七	三〇	二七	七〇	一、七四六	二八、〇八七
昭和十年	七、二九五	八二二	三二一	九四	一〇六	七	九六〇	四三	五九	一〇〇	一、〇〇六	一〇、八一三

第九項　在外本邦内地人数

在外本邦内地人数は昭和十三年十月一日現在外務省調によれば、関東州南洋委任統治領を除けば一、一七一、四二三人、同地域を含めるとき一、四三一、一五八人に達する。

先づ明治三十七年以降、洲別在外内地人数を示せば左の通りである。

洲別在外本邦内地人数（明治三十七年—昭和十三年関東州南洋群島を除く）

大正十三年迄は毎年六月一日現在、以降は十月一日現在　（外務省調査に拠る）

年度	総数	アジア洲	北アメリカ洲	南アメリカ洲	大洋洲	ヨーロッパ洲	アフリカ洲
明治三十七年	一三八、五九一	一五、五〇二	一一七、二〇〇	一、九五二	三、四六九	四六八	不詳
同四十二年	二二三、一八九	一一四、五〇〇	一五一、三三三	七、八〇二	三、九六〇	一、〇九一	不詳
大正三年	三〇九、八〇二	一四二、七一一	一八三、五四〇	二四、五六八	六、六六一	一、二三一	不詳
同九年	四七〇、四〇一	不詳	二五一、〇八二	四五、三三四	五、五四八	一、三五一	四七
同十三年	五〇三、三九三	一六二、八五五	二七三、五五三	五九、三二三	三、八七九	三、八〇四	四九

年度	總數	アジア洲	北アメリカ洲	南アメリカ洲	大洋洲	ヨーロッパ洲	アフリカ洲
同十四年	五二三、七四八	一六九、一五七	二七八、五二三	六八、六八五	三、八八三	三、四三四	六四
昭和元年	五三九、〇二七	一七四、一一四	二八一、四四一	七六、二四四	三、七五二	三、三六〇	六七
同二年	五七〇、八八四	一八三、六四四	二九一、二四〇	九〇、一七七	三、五七〇	三、一七〇	八五
同三年	五九六、八四八	一九一、五九七	二九四、九九七	一〇三、五五〇	三、六二六	二、九九二	八六
同四年	六三六、九四一	一九九、七五八	二九七、六五一	一三二、五七八	三、五二四	三、三一四	一一六
同五年	六〇五、四七一	不詳	二四一、二九五	一四九、二五〇	不詳	三、六九六	六九
同六年	六三五、二六五	二〇五、七七七	二六八、四四七	一四八、六七八	不詳	三、六九六	一〇四
同七年	六七二、二六六	二二八、二〇八	二六九、二八五	一六七、二九五	三、五四八	三、七七八	一五二
同八年	七四九、一五八	二七七、一三〇	二七三、三六五	一九一、九四五	二、六七七	三、八八六	一五五
同九年	八七二、八一四	三三九、九九八	三一八、六〇二	二〇八、二〇〇	二、八五二	二、九一八	二〇一
同十年	九三七、九七〇	四一九、九七八	二八三、八八六	二二七、九四〇	三、〇七二	二、八八二	二一二
同十一年	九九七、一一五	四七七、六三〇	二八三、九七六	二二九、四六五	三、二〇五	二、六二九	二一〇
同十二年	一、〇四二、六七一	五一四、六三五	二九三、五〇一	二二八、四一八	三、〇二六	二、八九三	一九八
同十三年	一、一七一、四二三	六四二、三二五	二八七、八一六	二三六、五九二	一、八九六	二、五七七	二一七

海外ニ於ケル日本人ノ分布

次に在留國別本邦内地人数は左の通りである。

在留國別本邦内地人数　（昭和十三年）（外務省調に據る）

海外各地	昭和十三年
極東露領	一、五二四
満洲國	四九二、九四七
中華民國	一〇五、三三四
香港及澳門	五八四
シヤム	五二二
佛領印度支那	二三四
英領馬来、北ボルネオ、サラワク	七、四〇二
シリア	一三

（海外各地合計：一、一七一、四二三）

	昭和十三年
イラン	四〇
英領印度、セイロン	一、四〇〇
蘭領東印度	六、四六九
比律賓及グアム	二五、八四七
濠洲、大洋洲、新西蘭諸島	一、八九六
米國本土	一一三、五七二
布哇	一五一、一九九
加奈陀	二六、〇四五
メキシコ	五、〇二五

	昭和十三年
サルバドル	九
玖馬	六七二
パナマ	三五一
コロンビヤ	二八九
ヴエネズエラ	二五
秘露	二一、五〇三
ボリビア	八七五
チリー	六九五
伯國	一九九、八八〇
アルゼンチン	六、六五九
パラグアイ	五二〇

	昭和十三年
ウルグアイ	八九
歐洲諸國	六、五七七
エヂプト	七二
南阿聯邦	四三
英領東アフリカ	七五
佛領アルジエリー	一
佛領モロッコ	二二
エチオピア	四

第十項　在外邦人の内地送金

海外在住邦人の内地送金の多寡は一面在外邦人の経済的活動状況を知る重要なる資料たると同時に他面國際貸借に於ける貿易外收支計算の重要なる一項目であるが、外務省調による昭和十年迄数年間の統計を示せば左の通りである。

海外在留邦人内地送金額調（国別）　單位千円

年別／在留地	總額	米國	布哇	満洲國	ブラジル	加奈陀
昭和十年	二〇、四四一	七、六六六	三、七七九	二、三三一	一、三四九	一、二六六
昭和九年	二〇、五三一	八、五四八	四、一四八	一、二〇九	一、六二三	一、〇三八
昭和八年	二〇、三〇六	八、八六三	五、〇四九	五七六	八三七	一、二八二
昭和七年	二〇、九二八	一〇、七一四	四、六六〇	二三二	七七三	一、一〇五
昭和六年	一八、六〇八	九、八三六	四、〇九六	六	六四〇	一、一三〇
昭和五年	二三、一九五	一二、三七八	五、〇六八	・	一一七一	一、六一二
昭和四年	二八、二四四	一五、三六六	五、九七七	・	一、二二一	一、三九二
昭和三年	二七、五九六	一五、一三七	四、八九九	・	一、九九六	一、七一七
昭和二年	二四、四二〇	一三、五七四	五、一四四	・	一、二九三	一、六七六
昭和元年	二四、九三四	一三、一一七	四、九七三	・	一、二一一	一、九〇二
總計	二二九、二〇三	一一四、一九九	四七、七九三	四、二五四	一三、一一四	一四、一二〇

在留地＼年別	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	總計
ペルー	七一七	八〇八	七一一	六九七	五二〇	五四八	七二八	六七〇	六二六	七五三	六、九七八
比律賓	八五七	一、〇〇一	八七五	六九八	五一三	九二九	一、一五一	八七八	一、〇〇四	九七一	八、八七七
中華民國	六九六	四三一	四七三	四九七	五六八	、	、	・	、	、	二、六六五
メキシコ	二八五	二一五	二三三	二五〇	二〇八	二〇一	二一六	一九四	二四八	二三八	二、二八八
濠洲	二六八	二八〇	一五一	二三五	二六五	四二九	九二八	五六二	六〇七	四九九	四、三一四
蘭印	二五〇	二六六	一六六	一二三	八七	一三七	一五七	四一〇	一三三	一七一	一、九〇〇
アルゼンチン	二二〇	三〇七	一九八	一七九	九二	一四五	二二三	一三五	一二三	九九	一、七二一
英領馬来	一九八	二四七	四九四	三九八	二五九	三二二	四四一	五八一	四二四	四三二	三、七九六
其他	四五三	四一〇	三九八	三七七	三八八	二五五	三四四	四一七	五六八	五六八	四、一七八

海外在留邦人内地送金額調（主要府縣別）

單位千円

	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	計
總額	二〇、四四一	二〇、五三一	二〇、三〇六	二〇、二九八	一八、六〇八	一〇〇、一八四
廣島縣	三、五七九	三、九三五	四、二八四	五、五〇七	五、三四二	二二、六四七
沖縄縣	二、五一四	二、四一六	二、〇八二	一、六七一	九四五	九、六二九
和歌山縣	二、三三二	二、六五三	二、一一五	二、三八五	二、一四四	一一、六二九
福岡縣	一、三九四	一、七一五	一、四〇九	一、七六六	一、一八一	七、四六五
山口縣	一、二八五	一、二七九	一、九八九	二、二五二	二、一三一	八、九三六
熊本縣	一、一〇八	一、一八八	九〇五	九二三	六一二	四、七三六
岡山縣	九〇八	八六九	一、一二〇	一、〇五九	八六〇	四、八一六
其他	七、三二一	六、三九七	六、四〇二	四、七三五	五、三九三	三〇、二四八

以上

第二節　近代邦人海外発展史各説

緒　言

明治以降に於る邦人海外発展史の各説を述べるに先立ち、この期間に於る我が国勢の伸張上より観たる国民の海外発展について概略の史的考察を試みることゝする。

明治維新以来今日に至る七十四年間に於る我が国勢伸張の歴史を通観すると、大体四つの時期を劃することが出来る。

第一期は、明治元年より十二年迄であつて、此間に曖昧な周辺の諸島の領土権を確立した。即ち、明治八年には、千島、樺太を交換し、又小笠原島が我が版図たることを宣言して、その開拓方針を確立し、十二年には、琉球藩を廃めて、二、に沖縄県を置き、中央集権の実を挙げるを得た。これ等は明治政府がその後の積極的対外発展の為めの基礎事業として処理したものであつて、この積極的意味は南方経営に関して特に顕

着であつて、これが永年窒息せしめられてゐた我が国民の対外発展意を刺戟したことも少くなかつた。

明治十二年から今年迄の六十三年間に、日本の西南膨脹線は、明治二十八年の台湾領有を第一期、大正三年の南洋群島獲得を第二期、支那事変に於る海南島、今次大東亜戦争に於る外南洋諸島の各接収を第三期として洋々たる前途に邁進しつゝあるのである。

明治十年内務卿大久保利通は父島に建てた小笠原島領有記念碑に「甲斐伊豆之山脈、蜿蜒起伏、至於此而盡、乃成南門也」と認めたのであつた。ところが初代の内務省小笠原出張所長小山作助は「至於此而盡」の句を以て国勢発展上の不祥の語として自ら竊かにこの句を抹削したといふ挿話が伝へられてゐるが、今日より見れば、正しく小笠原諸島の開拓経営は、国境の最後的確立ではなくて、南方発展への基礎的事業であつたといへる。日本の国運の進展に伴ひ、南門の位置は漸次南方に押進められて、台湾となり、内南洋の群島となり、更に今回外南洋の諸島となるに至つたのである。

明治十二年の日本は、漸く南方境界線を確立して一安心の態であつたが、欧洲諸国はアフリカや大洋洲の分割のために懸命であつた。

独乙は明治十二年先づマーシャル群島を獲得した。オランダがニューギニアの西半を入手したのは嘉永元年であるが英国は明治十四年東半の内南方をとり、独乙はその北方を領有した。フランスは又明治十八年清国と戦つて、安南、東京を攻略した。

斯くの如く列国が南洋各地を次々に占領して行つたことは固より心ある日本人をして憤懣に堪へざらしめた。日本もニューギニアに植民すべきであるとか、カロリン、マリアナの諸島や、ボルネオの一部を買收すべしといふ議論をなすものであつたが、一向に反響がなかつたのである。

明治十九年海軍省は軍艦筑波を南洋に派遣し、これに便乗した志賀重昂は、「南洋時事」と題する紀行文を発表して我が国民の南洋に対する関心を著しく昂揚せしめ、政府も亦二十四年には小笠原諸島の南方にある火山列島、即ち硫黄諸島を占領する等のことがあり、田口卯吉等はこ

の頃東京府四万二千の士族達に下附された授産金を利用して南島商会を興し、不成功に終つたが、先に南洋との貿易を開始した。前記の「南洋時事」より数年遅れたが、菅沼貞風の「大日本商業史」や渡辺修二郎の「世界に於ける日本人」等も亦大いに国民の膨脹精神を煽揚するに力があつた。

北方千島方面に関しては、南方に於ける程の積極的な発展を見なかつたが、それでも明治二十六年には、千島の開拓及漁業に従事し国家の為め忠誠を致すを目的とする報效義会の会長郡司大尉の占守島探険が企てられてゐる。

斯くて、明治前期に於るこれ等諸島の開拓経営は他の諸事業と共に国家的にも、国民的にも、興隆日本建設の為めの有力な支柱たる役割を果したことに重要な意義を有するのであつて、其後の発展に対する準備ともなつたのである。

この明治前期に於て、日本移民も太平洋の諸地方より需要があつて送出された。先づ明治元年及び二年にかけてグアム島、布哇、カリフォルニヤに渡航した二百餘人の同胞がその始まりである。これ等は何れも我国に在留した外国人の誘引によつたのであるが、これは忽ちにして後が絶え、外から手をさし伸べ求るものがあつても、政府はこれを受付けなかつた。明治九年南オーストラリア政府から我が農民誘入の交渉があつたが、我が政府は未だその時機にあらずとして拒絶した。政府に於ては百事草創の際国民の海外進出の如きは未だ全く問題ではなかつたのである。当時政府が最も力を注いだのは欧米の文物制度の移入であつた。その為には多大の犠牲を払つて留学生を海外に送り出した。固よりこれ等留学生の中には学業終了後その国に留つて邦人海外活動の先駆をなしたものも少くない。明治十四年には布哇国王が欧米巡遊の途次我国に立寄り、所謂官約移民実現への最初の口火が切られ、明治十八年九百餘名の邦人が第一回官約移民として布哇に渡航し、明治二十七年迄に約三万名の日本人が布哇に移住した。その中には、後に米本土へ転航せるもの

もある。明治十六年には邦人三十数名が英人に雇傭されて濠洲に渡り、トレス海峡に於て真珠貝の採取に従事した。これは公然外務省の許可を得て誘導された、我国最初の移民である。明治二十二年頃からは邦人自由移民の米国渡航が漸く増加し来り、二十五年以降は一層顕著となつた。同年には本邦最初の移民会社日本吉佐移民会社の手によりニユーカレドニア、濠洲クヰンスランドへ、二十七年にはフイジー島及び更に遠く西印度ガードループ島方面にも本邦移民の輸送が開始された。明治二十五年以降五、六年の間に濠洲会社の依頼により前後五回に亘り濠洲クヰンスランドに送られた日本移民はその数一千四百余名に達し、又濠洲木曜島で真珠貝の採取に従事する日本人は明治二十九年には一千五百名に及んだ。この当時の木曜島の人口は約二千五百人であつたから、総人口の三分の二は日本人で占められてゐたのであつて、若しそのまゝで進んだら、木曜島も第二の布哇となりさうな情勢であつた。クヰンスランドへの移民は明治三十年から翌年九月迄に、尚七回に八百余名が送出され、

これ等は何れも甘蔗園で働き、この地方は日本人の活動の為めの最有望の所と思はれたのであるが、後に明治三十五年白豪主義の移民法が実施さるゝに至つて、所謂有色人種は容赦なく南半球より締出されることゝなつたのである。然し所謂外南洋に於ける邦人の活動は加はる一方であつたので、之が保護の為め我が政府は明治二十一年マニラに、翌年新嘉坡に夫々領事館を開設した。又我国の南洋及印度洋方面に於ける貿易も著しい発達を遂げたので、日本郵船会社は明治二十六年ボンベー航路を新たに開いたが、これは邦船遠洋定期航路の嚆矢である。総じてこの方面に於ける我が民族の膨脹は露領方面に目撃されたと同じく概ね特殊の娘子軍を皆その開拓者としてゐるのである。

然し乍ら日本人の関心が真に国民的に海外に向けられるに至つたのは明治二十七、八年戦役の結果、日本の西南膨脹線が活動して遥かに台湾にまで延長せられ、我が領土が北回帰線を越え、バシー海峡を隔てゝ、フイリツピンと相対するに至つてからである。維新以来日清戦争迄の

十餘年は日本がその固有の領域を只管に守つて、他日の雄飛の為めにその実力を培養しつゝあつた時代である。この戦役によつて日本が自己の実力に相当の自信を持つことを得るに至る迄は、それ迄は我国の国を挙げての関心は、北方に於けるロシヤからの脅威にあつたのであつてそれに対する国民の憂慮や憤懣は、東京に於ける露国公使館やニコライ教会堂に対する時々の示威運動となり、明治二十四年の大津事件となり、又二十六年の報効義会の千島遠航ともなつたのである。時に若干の人々の南方経略に志すものもあつたが、国民の重大関心事は対露問題であつて、直接の脅威を感じない南方その他の如きは殆ど顧るところではなかつたのである。

戦勝によつて国民的自信を把握せる結果、肇国以来の海洋精神が発揚せられて、こゝに国民の海外渡航熱が大いに勃興し、明治二十八年に於ける邦人の海外渡航者数は一躍二万二千人となり、翌二十九年には二万七千人に達した。その大部分は布哇渡航者であつて、邦人移民の米国渡

航が注目を惹く様になつたのもこの頃である。

台湾を獲得して南進した日本は、十年後の日露戦争では、再転して満洲及び朝鮮に力を集中せんとする北進の政策に転じたのである。日本の西北及び東北の両翼膨脹線は大いに活躍した結果、東北では樺太南半が我が領土に加へられ、西北では朝鮮半島が併合されて、大陸政策は大いに振つた。日本がロシヤを撃砕せるに驚いた太平洋岸のアングロサクソンの国々は、米国も英自治領も共に均しく排日を標榜して俄かに日本移民の排斥を始め、これ等の諸国との国交が幾分困難を加へ来た為めに、時の小村外相は明治の末葉に於て終に満韓集中論をすら説くに至つた。白人世界の排日は人種的偏見に基くものが大であるので、之に憤激せる有志の中には南極探検を計画して、日本国民の胸奥に鬱積せる不平の一端を吐き散らさうと試みたものもあつた。白瀬中尉の南極探検の決行はこの我が国民の一つの気慨を示せるものといふべきである。

大正三年の日独戦争では、日本は三転して東南膨脹線の大飛躍となり

大いに南すると同時に、又大いに北せんとする現代の膨脹的日本を実現するに至つたのである。我が東南膨脹線はこれにより有史以来初めて帝国の掌裡に占められたわけである。我が海軍力も大いに伸張せられて、英米に次ぐ第三位の大海軍が造り上げられた。第一次世界大戦末期より我が陸軍も亦シベリヤに活躍した。北方の両膨脹線上に於ける日本の大活躍はこれより始まるのである。当時民間に行はれた俗謡に次の如きものがある。「流れ流れて落ち行く先は、北はシベリヤ、南は爪哇よ、いづこの土地を墓場と定めん、いづこの土地の土と終らん」と。これは大陸と大洋とに並び活動した当時の日本人の心意気を詠じたものである。日本軍はその後シベリヤ撤退を余儀なくせられ、僅かに北樺太の石油利権獲得と、北方海上に於ける本邦漁業の活躍とを結果し得たに過ぎなかつたが、皇軍のシベリヤ撤退後十年にして西北膨脹線には兄弟の国・満洲国の建国を見るに至つたのである。

こゝで又我が国民の海外移民運動を振返つて観るに、明治三十年代に

於て北米に向けられた我が移民の主流は、四十年代の初めに於て同地方の阻止するところとなるや、これよりその潮流は南転して南米に注がれ一部の枝流は南洋に向つたのである。南米はブラジルとペルー、南洋は比律賓がその主たるものである。今日迄これ等の地方に発展した邦人移民渡航者総数は、ブラジルが十八万余、ペルーが三万余、比律賓四万余であつて、夫々の移住国の産業の開発には絶大の貢献をしてゐるのである。一方昭和七年より満洲開拓民事業が開始せられ、同十一年には更に二十箇年百万戸満洲開拓民送出計画が樹立せられて、翌十二年から実施された。即ち室町時代末期より徳川初期にかけての我国第一期の膨脹時代は、海洋的であり、その我が民族の播布は南支那海域に限られたに対し、第二期の膨脹時代を劃してゐる現代日本の活動は海洋的であると同時に、又大陸的であり、我が民族の分布は限りなき広汎な地球に亘つてゐるのである。

第一款　布哇移民時代

第一項　布哇移民

第一目　明治劈頭の三移民団

近代日本移民史は明治元年の布哇及グアム島移民に始まる。翌明治二年には米国加州へも移民が出た。明治元年の両移民団は共に米人ヴエンリードの斡旋によるもので、ウエン・リードは横浜に居住して新聞「もしほ草」を経営し、兼ねて布哇の貿易領事事務を委嘱されて居た。彼の募集に応じて布哇に渡航したものは一五三人、グアム島へ赴いたものは四〇人であつた。明治二年の加州移民は其数四十余人で、蘭人エドワード・スネールが連行したものである。此の様に我が近代移民史の劈頭を飾る三つの移民団は何れも外人の手引に依つたもので、開国後幾何もなく外国の事情に疎かつた其の頃として蓋し止むを得ないことであ

つた。

第二目　移民中絶期

此の明治劈頭に於ける三移民団の海外渡航後、十四、五年の間は日本の移民史は殆ど空白の儘に経過した。昭和十六年に至つて、邦人潜水夫の一団三十七名が英人ジヨン・ミラーなるものに雇はれて真珠貝採取の目的で始めて濠洲に渡航した。明治十八年には明治元年の第一回移民以来中絶の儘であつた布哇移民が復活した。

第三目　第一回布哇移民の顛末

明治元年布哇移民の顛末を述ぶれば、布哇国政府の貿易領事を嘱託された米人ヴエン・リードは明治元年木村庄平なるものを手代として京浜地方を主とし、其他全国各地から布哇甘蔗園行労働者を募集した。之に応じて同年先づ一五三名の邦人が布哇へ渡航した。

此の第一回布哇移民の契約條件は月給四弗、食料、宿舎、医薬等は傭主より供給し　向ふ三年間耕地に於て労働する契約であった。然し何分彼等は万事に無経験な初回移民であった為め、渡布後は言語の不通、労働習慣の相違、契約條件の不徹底等の為め雇主との間に衝突を来し、彼等が塗炭の苦を嘗めつゝあるとの報道が便船毎に伝へられた。之が為め政府は捨ておけずとなし、翌二年薩摩藩士上野景範を調査委員に任じ、小書生三輪甫一を随員として布哇に派遣した。

使節は二年九月二十七日横浜を出発して桑港に直航し、同地で帆船に乗換へて十一月二十四日布哇に到着した。上陸後国王に謁見し、政府当局と談判の上、四十名を帰国せしめることゝし、尚残留者に就ては其の優遇方法其他に亘る取極をなし前記四十名の移民を帰国せしめた。此の第一回移民中所謂「元年者」として布哇に於ける唯一の生存者が昭和十一年九月同地に於て百歳を超ゆる高令を以て死去したことが当時新聞に報道された。

第四目　布哇の労力不足

斯くの如く第一回移民は其の成績芳しからず、其後日本移民は暫く中絶の状態にあった。然し其の間に於て布哇へ移入された葡国人、諾威人支那人及其の他の労働者は何れも結果良好ならず、加ふるに支那移民は其の頃盛となつた米国太平洋岸に於ける排支熱の影響を受けて、布哇でも其の入国が抑制せらるゝこととなり、一方発展途上にある同国製糖業の労力不足を訴ふること甚しく、遂に同国政府は日本移民を移入することに決した。

第五目　官約布哇移民の開始

そこで明治十四年（一八八一年）五月布哇王来朝の際にも日本人の布哇移植につき我が政府に盡力方を依頼せられ、又本邦駐剳同国公使をして時の外務大臣井上侯と交渉せしめた結果、十七年（一八八五年）日布

移民條約が締結せられ、翌十八年一月米国汽船東京市号で九四五名（男六七六・女一五九　子供一一〇）の邦人移民が布哇へ渡航した。之が所謂官約布哇移民の始めで明治元年の第一回移民以来久しく中絶の状にあつた邦人の布哇移住はこゝに再び開始さるゝに至つた。

第六目　日本郵船会社の官約移民輸送

次いで同年十二月には外務権少書記官井上勝之助氏が第二回官約移民九八八名を率ゐて当時創立間もなき日本郵船会社船山城丸に搭じ布哇へ渡つた。之が邦船移民輸送の嚆矢である。

郵船会社は此の山城丸以来最後の明治二十七年の三池丸に至る迄約十年間に同社船を以て二十四回に亘り、官約布哇移民二万七千余人を輸送した。

官約布哇移民郵船社船輸送表

布哇到着年月日	船名	輸送移民数
明治十八年十二月十五日	山城丸	九八八人
仝　二十年十二月十一日	和歌浦丸	一、四四七
仝　廿一年十二月廿六日	高砂丸	一、一四三
仝　廿二年三月三日	近江丸	九五七
仝　年十月一日	山城丸	九九七
仝　年十二月廿一日	仝	一、〇五〇
仝　廿三年一月九日	仝	一、〇六四
仝　年四月二日	仝	一、〇七一
仝　年五月廿二日	仝	一、〇六八
仝　年六月十七日	相模丸	五九六
仝　廿四年三月十一日	山城丸	一、〇九三

布哇到着年月日	船名	輸送移民数
明治廿一年六月一日	高砂丸	一、〇六三人
仝　年十一月十四日	仝	一、〇八一
仝　廿四年五月廿九日	山城丸	一、四三九
仝　年六月十八日	三池丸	一、〇七三
仝　廿五年一月九日	山城丸	一、〇九三
仝　年六月廿一日	仝	一、〇七五
仝　年十一月廿八日	仝	九五七
仝　廿六年三月六日	三池丸	七二八
仝　年六月十九日	仝	一、七二九
仝　年十月廿三日	仝	一、六〇六
仝　廿七年六月廿八日	仝	一、五四一

明治廿四年三月三十日	近江丸	一、〇八一
仝　年四月廿八日	山城丸	一、〇九一
合計	延二四艘	二七、〇三一

第七目　官営より民営へ

明治十八年以来官営で行はれた布哇移民事業も明治二十七年頃には漸く其の目鼻もつき、最早官業として継続する必要もなく政府に於ても日清開戦後の戦時国務に忙殺され、一方民間に移民会社が起るに到つたので、明治二十七年政府は移民事業を爾後民営に移すこととなつた。明治十八年の第一回船以来官営廃止迄官約移民は前後二十六回総計二万九千名に及んだ。

第八目　移民會社の嚆矢

抑々本邦移民会社の嚆矢をなすものは、明治二十四年十二月当時外務大臣榎本武揚子の斡旋により日本郵船会社副社長吉川泰次郎氏と秀英舎舎長たりし佐久間貞一氏とが相謀つて創立した日本吉佐移民合名会社がそれであつて、専ら日本郵船会社船舶によつて海外に移民を送ることゝなつた。当時既に早くも海外より邦人労働者の供給を需め来るものがあり、同社は先づ最初に二十五年一月仏領ニユーカレドニア島へ、ニツケル鉱採堀のため九州地方の移民六百名を送つた。之が移民取扱業者が扱つた邦人契約移民国の処女航海であつた。次で同社は同年十一月濠洲クヰンスランドに五〇名、二十七年四月英領フイジー島に三〇五名、仏領西印度ガードループ

明治廿五年及廿七年ニ於ケル創始移民ノ渡航

明治廿五年十一月 五〇〇名
クヰンスランド
明治廿五年一月 六〇〇名
ニューカレドニア
明治廿七年四月 三〇五名
フイジー島
明治廿七年四月 四九〇名
グードループ島

プ島に四九〇名の甘蔗栽培移民を送った。この内濠洲を除く他の三つの移民は未だ曽て邦人の足跡を止めぬ世界への創始移民であった。同社は其後事業の拡張を閑し、新に日本郵船会社から男爵近藤廉平氏、加藤正義氏等数名が加はって、明治三十年二月同社の組織変更を行ひ、東洋移民合資会社となった。之より同社は前身吉佐移民会社によって開始された南洋方面の外に布哇、メキシコ、ペルー、ブラジル等を加へ広く邦人移民の供給に当った。

第九目　移民会社続出

日清戦争前後からは移住地としての布哇の事情も次第に国内に知れ渡り、又既移住者の生活も漸く安定し来って、其の成功談等が内地に喧伝せられ、加ふるに、戦勝の結果国民の海外渡航熱が大いに勃興し、明治二十八年に於ける邦人の海外渡航者数は一躍二万二千人となり、翌二十九年には二万七千人に達する盛況を示した。

斯くの如き海外渡航者の増加と共に之を取扱ふ移民会社が続々と設立されたのは蓋し自然の勢であつた。大阪の小倉商会を始め、広島の海外渡航株式会社、東京の森岡商会、熊本の熊本移民合資会社、神戸の日本移民合資会社、同じく神戸渡航合資会社及横浜の東京移民合資会社等によつて明治二十七年から同三十三年に至る間に約四万人が布哇に送られた。

当時移民事業が益々好況有望なるを見て右の外種々の移民会社が濫設され、時には其の数四十に達したといはれ、之が為め移民事業の乱脈を来し、其の間には激烈なる競争を生じて種々の悪徳行為も行はれ、弊害甚しきものがあつた。

然し当時の移民界の悪弊は独り移民取扱業者の側に存したのみでなく一面に於ては移民それ自身の側にも之を醸成せる大きな原因があつた。当時は移民の選択、素質の厳選の如きは殆ど行はれ得べくもない状態であつた為め、一般に其の素質は甚だ良くなかつた。而して彼等の多くは唯漠然と海外に於ける一攫千金を夢見、移住地に於ける言語・風俗・習慣の相違の如きは全然留意せず、定住の意思の如きは更になく、一旦困難に遭遇せば、蒼皇として帰国し、悪声を放つものが多数であつた。為めに世間には常に海外移民に就て物議と苦情が絶えなかつた。尚又、当時の移民は所謂労働出稼移民で、従つて男子の数が遥かに多く、女子の数は之に伴はなかつた為め、移住地に於ては風紀上、衛生上共に幾多の面白からぬ問題を惹起した。

第十目　移民保護法の制定

明治二十七年移民事業を民営に移した政府は之が取締の為め同年四月移民保護規則を公布したが、更に若干の修正を加へて明治二十九年移民保護法を制定した。同法は其後明治三十四年、三十五年及四十年の三回に亘る改正を経て現行法となつて居る。此の他に移民保護法施行細則其他の命令訓令等があつて、之等を一括したものが、今日の移民法規であ

る。移民保護法は制定の沿革上所謂労働出稼移民を其の対象とし、専ら移民取扱人に対する監督取締を主目的とせる極めて消極的な規定で、其後の時代の要求に適合せざるもの多く、之が根本的改正の必要が唱へられてからでも既に久しい年月を閲してゐる。

第十一目　布哇契約移民の禁止

明治三十一年（一八九八年）布哇は米国に併合された。翌三十二年末の調査では布哇在住邦人は五万八千人であった。三十三年布哇が米国の一州となるや、米国の移民法がこゝにも適用さるゝことゝなり、之が為め従来の契約移民は其の入国が禁止さるゝに至った。明治二十七年我が移民事業が民営に移されてからこの時迄私立移民会社の取扱により布哇に渡航した邦人契約移民の総数は四〇、二〇八名である。こゝに打撃を蒙ったのは独り布哇渡航の途を絶たれた我が移民ばかりでなく、之等移民を取扱った幾多の移民会社は何れも窮地に直面し、破産するものが続出

した。此時残存せしものは僅く五、六に過ぎず、彼等は斯くて他の地域に其の事業を求むることゝなった。此の大打撃によって目醒めて来たのが南洋及南米への転向であった。

第十二目　自由移民の渡航

布哇に於て契約移民が禁止さるゝや、日本政府も亦自ら一時布哇移民を禁止した。之が為め窮境に陥ったのは労力の不足に苦しみつゝあった布哇労働界である。そこで布哇はポルトガル移民を輸入して一時を糊塗せんとしたが、其の結果は思はしくなかった。併し軈て翌明治三十四年我が政府は布哇渡航の禁止を解いたから、其後邦人は一定の制限の下に所謂自由移民として定期船で渡航し、明治三十三年より同四十年末迄に邦人自由移民の布哇に渡航せるもの八八、六五一人に達した。

第十三目　布哇の外国移民

明治十八年日本移民の布哇渡航が再開されてから、明治三十一年米布合併に至る迄は島内事業の労働者としては専ら支那人、日本人及葡国人が誘入されてゐるが、合併と共に支那移民の来航は全然禁止せられ、諸外国人の誘入は更に好結果を見なかつたから、米国領有後明治四十年末日米紳士協約締結に至る迄の布哇移民史は、結局日本移民の布哇移住史であつた。然し明治四十一年以後は日本人の布哇に渡航するものは再渡航者及呼寄家族（所謂写真結婚を含む）の外は其の跡を絶つに至つた。それも大正十三年の米国新移民法により呼寄移民は禁止せられ、以後は再渡航者、布哇出生者、旅行者以外の入国は一切ないことになつて、今日に及んでゐる。右の排日移民法が実施された大正十三年七月一日迄に布哇へ渡航した邦人数は約二十万五千九百人である。

第十四目　我が移民史上布哇の地位

本邦海外移民史上に於る布哇移民の地位を顧るに、明治初年以来最近迄の我が海外移民渡航者総数六十余万人中、南米二十三万、布哇二十万、北米（米国、カナダ、メキシコを含む）十五万、南洋八万人であつて、蕞爾たる布哇諸島が南米大陸への我が移民に匹敵するだけの邦人を吸収したのである。これを年代別に見れば、布哇への主流は日米紳士協約締結の明治四十年迄であつて、大正初期には、米国行移民に一籌を輸して第二位となり、大正末年よりは更に寥々たるものとなり、昭和五年以降は海外移民統計表より影を没するに至つた。

第十五目　在布哇邦人の地位

明治四十年紳士協約締結当時に於る在留邦人中、甘蔗園従業者は約三万二千人で、全布哇甘蔗園従業者の七割に当り、布哇糖業界は実に日本人の増加と共に発達したのであるが、明治四十一年以後は、後続部隊が絶え、第一世の労働力低下と、第二世の都会進出とによつて、甘蔗園邦人従業者は漸減し、布哇では日本人の代りに比律賓人を入れたので、殊

近では甘蔗園に於ける邦人数は一万二千人で、全従業者の二割三分に当つてゐる。然し紳士協約により移民禁止の結果、在留邦人の経済的、社会的地位は向上すること、なり、従来の出稼的態度を棄て、永住的決心を以て処するやうになり、職業も労働者より独立事業に向上するもの多く、又第二世が殖えたので、政治的方面にも進出し得ることになつた。現在第二世の約三分の一は有権者である。

在留邦人の主なる職業は、甘蔗園従業者、製罐業者、漁業者等が最も多く、就中邦人漁業者は布哇の漁業を独占し、年漁獲高二百万弗に達するといはれるが、第二世が父兄の業を継がぬ為めその前途が案ぜられてゐることは遺憾とすべきである。この外、独立中小農、会社員、家庭労働、小売商、教育者、自動車運転手、理髪、洗濯業其他各方面に亘つて居り、日本内地への送金は一ケ年約四、五百万円に及んでゐる。現在邦人数十五万八千人、内第一世四万二千人、第二世十万六千人で、布哇全人口約四十万人の四割に当る。海外にあつて、邦人が他の何れの人種よ

りも多いのは布哇を以て唯一とする。現在第二世で布哇縣政府其他郡政府の官吏になるもの、米国市民として社会に重きをなすものも出てゐるが、総体的には、農、商、工とも社会的地位は左程高くない。経済的勢力は寧ろ貧弱で資産の如き支那人の下位にある。これは、我が布哇移民が、本来所謂労働出稼移民時代の人々であつて、その生活の全計画が移住地に定着し、そこで発展する仕組になつてゐなかつた結果で、彼等が出稼ぎ貯めた金はこれを母国に送り、将来の発展に資すべき資金が手許に残されなかつたからである。第一次世界大戦後五、六年の間年額一千万円を超え、この頃では年四、五百万円の母国送金がこの地に投下されてゐたならば、経済的にも、社会的にも、又心理的にもよい影響を與へたであらうと思ふと残念である。

布哇在留邦人職業別　　昭和十三年十月一日現在

職業	人数
農業	一五、三六五
水産業	一、七六四
工業	四、五二一
商業	六、四一一
交通業	一、二六四
公務自由業	一、二五七
家事使用人	四、二四五
其他ノ有業者	五、一〇一
無業（主トシテ家族）	一一一、二七一
計	一五一、一九九

第二項　豪州及びニユーカレドニア移民

第一目　豪州移民の沿革

邦人の渡豪は明治十一年頃から始まり、和歌山方面から木曜島に渡航し、真珠貝採取に従事してゐた。これより先、明治九年南オーストラリヤ州政府から我が農民を要求し来つたが、政府は未だその時機にあらずとして、これを拒絶してしまつたことがある。更に明治十六年には英人ジョン・ミラーなるものが、三十七人の邦人を豪州に誘致し、トレス海峡に於て真珠貝の採取に従事せしめた。この三十七名は、公然外務省の許可を得て誘導された我が国最初の移民である。同十九年には、英人ジョン・ウヰルリヤード・なるものが工業に従事せしめる目的で邦人四十名を誘致し、越えて二十一年には、クヰンスランド州の製糖会社が日本農民百名を雇入れ、甘蔗耕地に就働させた。

斯くて前後三回に亘つて前記移民を豪州に誘致したことは、木曜島の

採貝事業家、クヰンスランドの製糖業者の注意を刺戟し、これが機縁となつて、明治二十五年以後邦人の豪州渡航が勃然として起るに至つた。

即ち、同年十一月日本吉佐移民会社が先づ五〇人の契約移民をクヰンスランドの甘蔗耕地に送り、更に翌年五二〇人を、次で二十七年四二五人を同様契約移民として送り出した。吉佐移民会社の移民輸送が始まると、これに倣つて、横浜移民、神戸渡航、海外渡航、厚生移民の各移民会社が又その取扱を開始し、明治二十六年、全豪の邦人一千余人であつたのが、同三十年には二千人を突破した。これらの邦人はクヰンスランドの砂糖耕地に働くものと、木曜島に於て採貝業に従事するものと、大体この二つに区分された。別に少数ではあるが、メルボン、シドニーの如き都市に於て商業、家僕その他の職業に従事するものがあり、兼松商店の創立者兼松房次郎氏がシドニーに旗上げしたのは明治二十五年のことである。

木曜島に於ける邦人の活動は、断然他国人のそれを圧した。明治三十年

同地に於て採貝事業に従事する邦人九百人に達し、これは当時同島採貝全従業者一千五百人の六割に相当した。然もその中には、早くも労働者たるの境遇を脱して、独立経営に従事するもの十指を屈し、翌三十一年六月現在では、邦人の所有船舶三十二隻を算した。

一方日本郵船会社は、日清戦争後、木曜島、クヰンスランド及びニユーカレドニヤに対し二、三回の日本移民の試験輸送を試みた後、将来濠洲は邦人移住の好適地たるべく、又日濠間貿易の発達を見込んで、明治二十九年十月横浜出帆の山城丸を第一船として濠洲航路を開設し、三十年には前記吉佐移民会社の事業拡張を期し、郵船会社より近藤廉平氏其他が加つて、その組織変更を行ひ、東洋移民合資会社となし、斯くして濠洲移民事業の経営に着手した。然るに同事業は予期に反して、間もなく濠洲に白濠主義を標榜する東洋移民排斥の声が起るに及んで、遂に挫折の止むなきに至つた。

「欧洲語の五十字の章句の書取試験を要求せられたる時之に応じ得ざるものは濠洲聯邦への入国を禁ず」とある。これは明かに一般東洋人の入国を排斥したのである。我が政府はこれに対し抗議を提出したのであるが、濠洲政府は狡猾にも明治三十八年「某欧洲語」なる字句を「特定の日濠語」と改めて日本政府の抗議を受流したのである。明治三十七年の日濠取極によつて邦人は、商人、旅行者、学生に限り入国が許さるゝことゝなつたが、その英領植民地時代に於て、支那人は濠洲各植民地の国内法により入国が制限せられ、国内法上の待遇も差別的であつたが、他の有色人種の入国は一般的に禁止若しくは制限せらるゝ所がなかつた。然るに明治三十四年濠洲聯邦政府が成立するや、移民問題は更に発展を遂げ一般東洋人排斥となつた。即ち、同年有色人種排斥の移民法が制定され翌三十五年一月より実施された。その規定を見るに、「何人と雖も、濠洲聯邦移民官の面前に於て或在住期間は僅かに一年に限られ、毎年在住期間延長の申請を必要」とした。白濠主義の圧迫は甘蔗耕地行の農業移民を中絶せしめてしまつたが、真珠貝採取には絶対に日本人を必要とし、

日本人潜水夫の外には優秀なる技能に俟たなければ恵まれた海底の宝庫を拓くことは全く不可能であることが実証されて、特に除外例を設けて、大東亜戦争勃発前迄、木曜島及び西濠洲ブルーム地方の真珠業者が濠洲政府の特別入国許可を得たる上邦人採貝夫及び採貝船水夫を需め来るものに対する供給を認めてゐた。

濠洲は太平洋に国しながら、米国及びカナダと共に、太平洋沿岸の主要人種を排斥して、専ら白色人種によって国を建て白色人種によって社会を作ることを得たので、濠洲人は東洋移民排斥法の効能を無上に喜びこれを極力擁護し来った。

斯くの如き白濠主義に対しては、固より濠洲内部にも反対がある。要約すれば次の三点である。

一、東洋移民に対する制限は必要以上に苛酷である。

二、東洋移民は入国せしめて、唯之に市民権を与へねば、社会的、政治的に影響が少い。

三、濠洲の熱帯地方開拓の為めには、東洋移民の誘入が必要である。同地方は欧洲人の植民には不適である。

これに対しては、夫々次の様な濠洲的適弁がある。

一、破り得ない障壁を作って置く方が、憎悪を増さしめない。

二、濠洲の民主主義的思想は、国内に市民権なき住民の存在を許さない。

三、濠洲内の熱帯地方は極めて少部分のみが真の熱帯にして、利用の方法は他にいくらでもある。東洋人をそこに移植しても、彼等は直ちに気候よき南方に転住するであらう。

前二者は思想的、心理的な問題であるから、双方水掛論に終るが、第三は地理、農業、気候馴化の問題である。北部領土の開拓が如何に進捗してゐるかを見れば、本問題の回答は充分である。

第二目　在濠邦人の近状

昭和十三年十月現在、濠州在留邦人は一、七一六人である。内男一、四四六人、女二七〇人。これを地方別に見ると、ニユー・サウスウエルス州・ヴイクトリア州・南濠州・タスマニア州の四州に散在するもの三九七人、その大部分は商業に従事してゐる。クヰンスランド及び北濠州にあるもの七六五人、その大部分は真珠貝採取労働者であって、クヰンスランドに於ては木曜島が中心で三五〇名が居り、北濠州に於てはポートダーウインが中心となって一五〇名がゐる。西濠州は合計五五〇人、その内二〇〇名は真珠貝採取労働者であって、ブルームが根拠となってゐる。濠州では日本人経営の漁業は禁止されてゐるので、これらは契約従業員として外人経営者の下に従業してゐる。　新西蘭には、全体で僅か三〇人の邦人がゐるに過ぎない。

濠州は主として英人の探検によって開拓されたのであるが、それも比較的新しい時代のことで、英国がこれをその一植民地として利用するに至ったのは、西紀一七八三年アメリカ独立戦争が終って、新たなる植民

地を他に求むる必要に迫られたからで、最初の移民が送られたのは西紀一七八八年で、我が徳川時代の末期、松平定信が老中たりし頃のことである。本国から最も遠い英人によつて発見せられ、開拓されるよりも地理的に遥かに近い日本人によつて見出され開拓さるべきであつたのであるが、鎖国政策の如きがその機会を逸せしめたことは否めない。鎖国政策がなかつたら、進取果敢なる我等の祖先によつて、既に濠洲の経営が行はれてゐたであらうと考へることも単なる空想ではあり得ない。西太平洋の濠洲が東亜共栄圏内に加はるべきものであることは、地理的に自然である。移民の問題についても、人口稀薄で、労力不足のこの国に対する邦人労力の平和的誘入の如きはこれ亦地理的に極めて自然のことであつた筈である。然るに過去に於てこれが政治的に阻止せられたことは甚だ不自然なことであつたといはねばならぬ。

第三目　ニューカレドニア移民の沿革及び近状

太洋洲に於ける邦人について、濠洲に次いで語るべきものの最も多きはニユーカレドニアである。

ニユーカレドニアに於ける邦人の発展は明治二十五年日本吉佐移民会社の扱によつて、六〇〇名の契約移民が渡航して、ニツケル鉱山に働いたのに始まる。その後断続して、大正八年海外興業会社が一一一名の移民を送つたのを最後に、総数約四千名の邦人移民が渡航した。大正八年以降邦人移民の渡島が杜絶したのは、当時は第一次世界大戦中で、日本内地の景気が非常に良かつたこと、一方仏貨の惨落の為めに出掛けるものがなくなつたのによるが、更に大戦後は、ニユーカレドニアも未曽有の不景気に襲はれ、邦人よりも低賃銀の爪哇人、トンキン人等に置換へられ、邦人の移住地としては、昔日の華々しさを全く失つてしまつた。その後、今より数年前島民の失業を招くといふ理由で全般的に外国人労働者の入国を禁止したから、邦人の移住も全く絶えたのである。然も在留邦人は或は帰国し、或は死亡し、これを補充することがないから、

減少する一方で、現在は千四百人内外である。その内第一世は約千人、残りは第二世であるが、この第二世は仏人又は土民との混血児が大部分である。

住民は総数約五万三千人で之を人種別に見ると左の通りである。

日本人	一、四〇〇人
佛人	一五、〇〇〇人
他の外国人	七〇〇人
トンキン人	二、四〇〇人
爪哇人	四五〇〇人
原住民	二九、〇〇〇人
計	五三、〇〇〇人

明治二十五年、日清戦争以前のその頃、六百人の移民が故国を離れて遠

く絶海の孤島（略々四国位）に進出したのであるから、正に邦人南進の魁であり、その勇気たるや敬服に値する。いづれもニッケル鉱山の労働者であつたことは前述の通りである。ニユーカレドニアのニッケルは一八七〇年代以来採鉱されてゐるが、現在ではカナダに次ぐ重要産地となつて居り、この事は鉱山開発に於ける邦人移民の貢献に負ふところが頗る大である。

邦人中四、五〇〇名は首都ヌメアに在住し、他は各地に散在してゐる。然し何れの地にあつても、邦人の職業は独り邦人間の生活に欠くべからざる存在であるばかりでなく、島民全体の生活と不可分の地位を築いてゐる。今次の戦争前に於ける在留同胞を職業別に見ると、第一位が農業に従事する者で、家族を入れて約五〇〇人、次が鉱山労働者で約二〇〇人、商業に従事する者及び熟練工其他の職工が略之と同数の二〇〇人づゝあり、床屋、洋服屋、洗濯屋等の職人が残りの大部分を占め、漁業又は製塩に従ふ者が五〇人位、他に少数の会社員其の他がある。

同島に於ける野菜や果実の栽培は殆ど邦人の営むところで、首都マメア市の野菜市場の如きは全然日本人の独占するところとなつてゐる。又全島を通じ仏人以外の商人は殆ど日本人と称するも不可なく、各種の商売は殆ど邦人が占めてゐる。支那人は世界到る処で大いに商才を発揮してゐるが、此島のみは支那人の姿更になく、商業は日本人独占といふ状況である。之は島政府が法律を以て支那人の入国を禁止してゐたからである。漁業では、沖縄県人が多く之に従事し、高瀬貝及び海栄の採取に従つてゐる。

大正八年以後邦人の新渡航者は殆ど絶えてゐるから、現に在住する邦人は何れも壮年者で、概して四十五才以上である。数年前から妻となるべき婦人を内地から呼寄せる事が出来なくなつたから、多くは土民若しくは仏人の女と結婚することを余儀なくされ、従て第二世はこれ等の混血児が多い。問題はこれ等混血第二世の教育である。彼地には日本人小学校もなく、又日本語を教へる学校もない。彼等は厭応なしに仏蘭西教育を受けてゐるのである。固より日本人小学校の必要は豫てから心ある邦人間に唱へられてゐたが、容易に実現せず、親達の悩みとなつてゐる。

第二款　北米移民時代

第一項　米國移民

第一目　明治二十年頃迄の状態

明治二十年前後迄は米國出稼の日本移民の数は極めて少かつた。米國移民調査委員會報告書に據れば、明治元年以前に於ては文久元年（一八六一年）に一名、慶應二年（一八六六年）に七名、同三年に六十七名、明治元年（一八六八年）に十四名の日本人が米國に移住したことが報ぜられてゐる。明治二年蘭人エドワード。スネールなる者が、加州ゴールド。ヒルの金坑鑛夫として前後二回に四十名の邦人を連行して以来逐年邦人在住者の数を増加したが、其後二十年間は増加の速度は甚だ遅々たるものであつた。

第二目　明治二十二年以降の状態

然るに明治十五年（一八八二年）米國が支那移民排斥法を制定して支那移民の入國を禁止して以来、同國西部地方の鐵道工事や加州を中心とする農園地帯に労力の缺乏を来した爲めに、自然日本移民の需要が盛となり、恰も明治十八年再開された邦人の布哇移住と相並んで明治二十二年頃から邦人自由移民の米國渡航が漸く増加し、明治三十三年布哇に於て契約移民の入國が禁止せらるゝや、自由移民としての邦人の渡米が盛に行はるゝに至つた。更に明治三十六年頃からは布哇在住邦人の桑港轉航が盛となり、日露戰後には米國轉航全盛を現出した。

邦人移民の渡米が漸く注目を惹く様になつたのは明治二十五年以後のことであるが、明治二十五年から同四十年十月に至る十五年十ヶ月間に我國から直接桑港に渡来した移民は二萬一千人で、明治三十六年以後同四十年布哇よりの轉航が禁止される迄、布哇から桑港に轉航した邦人移民の數は布哇側の移出民統計に據れば、三八、三〇六人に達した。其他北は加奈陀より南はメキシコより入國し来る邦人の數も相當の數に上つた。

斯くの如く嘗て在米邦人の尠からざる部分は布哇を經て米國に渡つたものであつて、此の布哇經由者は直接渡米者に比して頗る其の素質悪く、此のことが米國に於る日本移民排斥の一原因であつたことは遺憾とすべきである。

一方在米邦人の數は明治三十七年には五萬三千、三十八年には六萬一千、三十九年には七萬三千、四十年には八萬九千と累年増加した。

明治四十年頃に於ける在米邦人の職業別を見るに、其の中最も多數を占むるものは鐵道人夫及鑛山労働者で、總數の約三割六分を占め、日本人労働者の大部分は此の二者から供給された。次は農業労働者及小作、借地農等農耕に従事するもので約二割四分、他の半數は家庭労働者、庭園師、商工業に従事するもの、學僕其他であつた。右の鐵道、鑛山労働者としての邦人労働者群が米人労働者の脅威となつて軈て之が米國排日運動の有力な原因となつた。

尚其の頃の在米邦人の分布状態は、其の六割は加州にあり、之を中心

として東はシエラネバダ及遠くロッキー山脈を超えて、ユタ、コロラド及アイダホ諸州に散在し、南は南加州に勢力を扶植して墨國々境に及んだ

第三目　邦人移民と鉄道労働

斯々米國内地に於ける日本人移民の発達は鉄道労働者が之が先驅をなした。これは現在ブラジルに於ける邦人移民の発達が最初から農業労働者として進出し来つたのと其の趣を異にしてゐるが、米國に於ける鉄道労働が、邦人移民に先づ職を與へ、軈て他に轉ずる迄の準備期間を與へたことは、ブラジルに於ける珈琲園労働が邦人移民の其の後の活動に備へる搖籃となつてゐることゝ甚だ相似たるものがある。

米國内地に於ける邦人事業の発達と鉄道工夫とは離るべからざる密接の関係を有したが、日本人が最初に鉄道の線路工夫として使用されたのは明治二十一、二年頃で、盛に使役せらるゝに至つたのは明治三十七年以後のことである。爾来各地鉄道會社は日本人請負業者の手を經て、盛

に日本人労働者を使用し、太平洋岸地方は勿論、西部一帯の鐵道沿線地帯には到る処に日本人労働者を見るに至つた。

斯くて多数日本人は太平洋岸より漸次内地に進入するの機會を得、彼等は一度内地に進入するや、鐵道工夫として就働する傍、附近の事情に通ずるにつれて、或は農園労働者となり、或は、獨立耕作者に轉進するものを生じ、其の結果鐵道沿線地方に日本人の植民的勢力を形成し、之が又新来労働者誘引の原因ともなつて、邦人農園事業の発達並に同労働者の増を来した。斯くの如く鉄道労働は邦人労働者に賃金収得、内地進入、他業轉進の機會を與へたのみならず、沿線の地方農園主に必要の時期に自由に労働者を得るの途を與へた。此点ブラジル移民に於ける珈琲園労働が恰も右と同じ様な役割をなしつゝあることは興味深いことである。

第四目　日米紳士協約の締結

明治四十年頃には邦人の基礎も漸く深く、土地と密接なる関係を有し

て出稼労働より進んで土着時代に入り、加州の一部に於ては更に歩を進めて企業經営時代に入つた感があつた。而して明治四十年に於ける全米の在住邦人数は約九萬を算した。然るに日露戰争前後から多数の邦人が日本内地、布哇、メキシコ、加奈陀より急激に入國するに及んで、米國太平洋岸殊に桑港に於て邦人に對する反感が頗る猛烈となり、明治三十九年末には一危機を胚胎するに至り、遂に四十年十二月所謂日米紳士協約が締結せられて邦人労働者の渡米は爾来日本側に於て自発的に之を制限することゝなつた。

第五目　米國排日史大要

之より先既に明治二十四年三月桑港に渡航した邦人中、貧困者或は契約労働者たるの理由を以て上陸を拒絶せられた者が多数に上つた。此の時我が政府は同年六月各府縣知事に對する通牒を以て、渡米者に對する旅券発給に充分の取締を為すべきことを警告した。在米邦人の数が一萬三千に達した明治三十年始めてアイダホ州に於て邦

人排斥の聲を聞いた。三十一年には桑港に於て邦人五十餘名が前後二回に亘り公共の負擔となる虞あるものとして上陸を禁ぜられた事件が起つた。此時も我が政府は渡米者に對する取締を嚴重にすべき旨を更めて地方長官に訓令した。同年末加州議會に日本人労働者排斥の決議案が提出された。翌三十二年ソートレーキ市に於ける西部諸州労働團体聯合大會は日本労働者の渡米に反對する決議案を通過して、中央政府も亦調査員を太平洋沿岸及本邦に派遣した。之に對し我が政府は三十三年五月米國行移民を一ヶ月各府縣を通じ二百名内外に制限し、八月更に當分の間一切米國行移民を差止めた。米國に於ける排日運動は之が為一時小康を得たる如き観があつたが、其後邦人の渡米する者日露戰争前後に於て激増した為めに日露戰争を境として復又排日運動は勢を加へた。

日本人移民に関し始めて強硬なる組織的要求の現はれたのは極めて多数の邦人の渡来を見た明治三十三年で、軈て満期に達せんとする支那人排斥法の再制定を考慮する為同年招集された桑港市民大會に於て日本人

労働者の移住に對する強き反對を示せる排日決議が行はれた。即ち同大會は啻に支那人排斥法の再制定を議會に勸奨する一決議を可決したのみでなく、更に進んで外交官以外の一切の日本人を排斥するが為め、法律の制定又は他の必要なる處置を執るべきことを勸告する旨を決議した。翌三十四年一月加州知事ゲーヂ氏は州議會に對して「支那労働者より受くべき危險と日本人労働者の無制限移入より蒙る危險とは同一性質のものであるから、之に制限を加ふる為め、日本と新に條約を締結し、又議會に於て法律を制定することが望ましい」との旨の教書を送った。其結果同議會は日本移民の制限を希望せる建議書を中央議會に送附した。三十七年十一月桑港に開催された米國労働組合大會は支那人排斥法を擴張して支那人と共に日本人及韓國人労働者の排斥すべき旨を決議した。然し、三十八年春に至る迄は之等の排日運動は日本移民に関しては左程世論を喚起することはなかった。

然るに明治三十七年より同三十八年に亘り、日本內地及布哇の両方面より米國に入來せる日本人労働者が急激に増加するや、果然桑港クロニクル紙は明治三十八年二月二十三日以後連日對日問題に関する論説を掲げて一般の注意を喚起した。茲に於て日本人問題は直ちに加州議會の取り上ぐるところとなつて、爾来毎期議會に於ける重要議題となつた。更に同年五月桑港に亜細亜人排斥同盟會が設立せらるゝに及んで、日本人の移住に對する反對は更に組織化せられ、同會は其後シャトル、ポートランド、其他各地に支那を設けて活発なる活動を試みた。又同年五月桑市学務局は日支両國児童の為めに隔離学校を設くることを決定した。之が実施に至らざる中、翌明治三十九年四月桑港大震火災に遭遇し、日本学童の通学する学校が焼失するに及んで、日本人学校問題は更に激化し、同年十月学務局は遂に隔離学校令を出して多数日本人学童を東洋人学校に轉校せしむることゝなつた。茲に於て排日問題に関し日米両國政府間に始めて公式の交渉が開始されるに至つた。

翌明治四十年学務局は遂に隔離学校令を撤回し、之が交換條件として

日本政府は自己の任意を以て米國行移民を制限することに決し　四十年十二月三十一日覺書を駐日米國大使に通告した。之が所謂日米紳士協約と稱せらるゝもので　爾後我が政府は旅券による渡米者の取締を實行し、再渡航者、在米者の父母妻子、学生商人等の外は新なる労働者の渡米を禁止することゝした。一方明治四十年二月の米國修正移民法に據り、米大統領はメキシコ、加奈陀若しくは布哇行旅券を所持し、該地より轉來する日本移民の入國を拒絶する命令を發布した。

又明治四十年には日本人土地所有禁止法案が始めて加州議會に現はれ下院を通過したが、ルーズベルト大統領の干渉により阻止された。其後も加州議會には排日法案又は決議案等の提出さるゝものが次第に多くなつたが、大正二年に至る迄は之等の殆ど全部は米國中央政府の干渉と我官民の機宜の措置とによりて不成功に終つた。其他ネヴァダ州、オレゴン州、モンタナ州等の議會に於ても明治四十二年各種の排日議案が提出されたが、何れも半途失敗に終つた。而して之等、加州以外の西部諸州

に於ける日本人移民問題は加州に於ける運動の結果として、唯折に觸れて重要視せらるゝに過ぎなかつた。之は主として加州と他の諸州との間に在留日本人の數と其の発展状況の差異あるによるのと、又加州に於ける過去の支那人排斥運動の成功が對日本人感情の発展に與つて力があつたものと見られる

而して大正二年の加州議會は遂に日本人の土地所有を禁止し、借地權を制限するを目的とする新土地法を可決し、五月十九日同法律が成立した。日本政府は珍田大使をして抗議せしめたが、結局得るところがなかつた。

大正九年加州の排日派は曩に日本人の土地所有を禁止し、借地權を制限せる大正二年の加州法律を以て滿足せず、更に一般人民投票を行ひ、排日法案を通過して茲に日本人の借地權をすら全く禁止するに至つた。翌大正十年ワシントン州議會も亦日本人の土地所有禁止を目的とする外國人土地法を通過した。大正十一年米國大審院は日本人に帰化權なきこ

とを判決し、翌年大審院は前記加州の排日土地法を認めた。

更に大正十三年(一九二四年)我國が前年の未曾有の關東大震火災に呻吟せる時、米國議會は帰化不能外國人移民入國禁止條項を含む移民入國割當法案を通過し、同年七月一日より実施となり、邦人移民の米國渡航は爾後完全に閉塞せしめられた。

第六目　在米邦人の状況

米國本土在住邦人の数は昭和十三年十月一日現在に於て十一萬三千人で其内約十萬人は太平洋岸諸州に散在してゐる。其の職業別は農業者が第一で有業者四萬人中の約四割を占め、次は商業の一萬一千人、工業の二十六百人、公務、自由業の二千二百人の順である。

農業は蔬菜、果実、花卉栽培を主として其の生産物は全米に供給されて声價を有してゐる。邦人農業者の耕作面積は三十四萬英反に達するが、其の中邦人所有面積は僅かに四萬五千英反に過ぎない。排日土地法の制定來日本人の土地賃借が禁せられ、土地の上に確かな根據を有しないことが、在米邦人農業の最大の缺陥とされた。此の他南加サンペドロ及サンデイゴ附近を中心に約一千人の邦人が漁業に従事してゐる、

在米邦人職業別　昭和十三年十月一日現在

職業	人数
農業	一六、三九〇
水産業	八三一
鑛業	二三九
工業	二、六五五
商業	一、七三四
交通業	一、三七三
公務自由業	二、二六九
家事使用人	一、八三九
其他ノ有業者	一、九一〇

無業（主トシテ家族）　七四、四三二

計　一一三、五七二

第二項　加奈陀移民

第一目　明治二十年前後の加奈陀移民

加奈陀に日本人が始めて足蹟を印したのは明治十年頃であるといはれる。然し加奈陀に對する邦人移民の歴史と其の盛衰の時期を同じうしてゐる。日清戰争中は一時渡航が杜絶したが、同戰争後國民の海外渡航熱の勃興に伴て邦人労働者主として漁業、製材、炭坑労働者の加奈陀に渡航するものが激増し、明治三十三年には加奈陀西海岸に於ける邦人漁業者は其數三千人に達した。然し其の頃から米國に於ける排日と相呼應して邦人排斥の声が漸次昂まり種々の排日手段が講ぜられたが、其の都度英國政府の盡力によつて事なきを得た。

第二目　日露戰争後の状態

然るに日露戰争前後より布哇邦人が潮の如く米大陸に轉航し始め、桑港と同様加奈陀の晩香坡に押寄せた數は非常な多數に上り、勘からず白人の反感を挑発した。

當時の米國太平洋岸に於ける排日運動の主脳者等は加奈陀の排日家と氣脉を通じ、此の地方にも排日の火の手が挙げられ晩香坡に於て邦人は白人労働者の爲めに襲撃せられ、暴行を加へられた。遂に之が動機となつて日米紳士協約成立の直後明治四十一年日加間に日本移民制限に関する所謂ル、ミエール協約が成立した。其結果非移民、再渡航者、店員、特定の農業労働者、家内使用人に限り加奈陀渡航が認められ、且是非移民外渡航者の數は一ヶ年四百人に限られ、同時に布哇よりの轉航も米國に於けると同様禁ぜられた。更に大正十二年（一九二三年）右の人數は百五十人に減ぜられ、事実上入國禁止と同様になつてゐる。

第三目　最近に於ける状況

最近の在加邦人の数は約二萬で、其の大部分は太平洋岸ブリチツシユコロンビアに居住し、農林業、漁業、製鐽業及商業に従事してゐる。邦人漁業者は多く鮭業に従事し、同州漁業の今日の隆盛を導いたのは全く同胞移民の力によるものである。

在加邦人職業別　昭和十三年十月一日現在

職業	人数
農業	一、七九五
水産業	一、〇二九
鑛業	七三
工業	一、七八二
商業	一、一九二
交通業	一七九
公務自由業	一六三
家事使用人	二〇四
其他有業者	八二四
無業（主トシテ家族）	一五、八〇四
計	二三、〇四五

第四目　我が移民潮流南轉す

斯くの如く明治四十年末の日米紳士協約及四十一年の日加ルミユー協約によつて我が對北米移民は制限せられ、同時に布哇邦人への大陸轉航が米・加両國に於て禁止せらるゝや、さしもの我が海外移民熱も一時は之が爲めに下降状態となり邦人移民の海外渡航数は明治四十年に一萬であつたのが、四十一年には四千に、四十二年には二千に減少した。

北米への進出は茲に阻止せらるゝに至つたが、之を轉機として新に邦人移民は其の活路を南米に発見し、之より我が移民潮流は折柄の南米移住の世界的潮流にも和して、進路を南轉し、茲に南米進出の新時代を開拓した。

自明治三十二年
至昭和十二年

布哇及北米行本邦移民渡航者員数表

（米國ハ直接渡航者ノミ、布哇ヨリノ轉航者ヲ含マズ）

年次＼渡航先	布哇	米國	カナダ	計
明治三十二年	二二、九七三	三、一四〇	一、七二六	二七、八三九
〃 三十三 〃	一、五二九	七、五八五	二、七一〇	一一、八二四
〃 三十四 〃	三、一三六	三二	―	三、一六八
〃 三十五 〃	一四、四九〇	七〇	三五	一四、五九五
〃 三十六 〃	九、〇九一	三一八	一七八	九、五八七
〃 三十七 〃	九、四四三	六四〇	一五九	一〇、二四二
〃 三十八 〃	一〇、八一三	七一四	一九六	一一、七二三
〃 三十九 〃	二五七五二	一、七一五	四四二	二七、九〇九
〃 四十 〃	一四、三九七	二、七一二	二、七五三	一九、八六二
〃 四十一 〃	三、四五五	一、五八五	六〇一	五、六四一
〃 四十二 〃	一、三二九	七七七	二八一	二、三八七
〃 四十三 〃	一、七一七	九二六	五三八	三、一八一
〃 四十四 〃	二、五九五	一、九六三	八二〇	五、三七八
大正元年	四、七三二	三、三七八	一、〇二五	九、一三五
〃 二 〃	四、二七六	四、三八一	一、二七〇	九、九二七
〃 三 〃	三、一八七	五、五五三	一、二八四	一〇、〇二四
〃 四 〃	三、〇五五	五、四九八	七七八	九、三三一
〃 五 〃	三、六四三	五、七六一	一、〇五五	一〇、四五九
〃 六 〃	四、一一一	六、四五七	一、二二六	一一、七九四
〃 七 〃	三、〇二四	六、三〇六	一、七八〇	一一、一一〇
〃 八 〃	三、〇八八	六、二七三	一、七六四	一一、一二五
〃 九 〃	二七八九	五、九五九	一、三七一	一〇、一一九
〃 十 〃	三、二一五	四、三二一	一、一六三	八、六九九

大正十一 〃	二、九六〇	三、五五八	一、〇二二	七、五四〇
〃 十二 〃	二、一一二	二、六一七	六四八	五、三七七
〃 十三 〃	二、一六三	四、〇六四	一、一〇三	七、三三〇
〃 十四 〃	四八四	二八九	九七九	一、七五二
昭和元 〃	六三五	三四四	一、〇〇九	一、九八八
二 〃	五二六	三七〇	一、〇六二	一、九五八
三 〃	二六五	三〇六	一、〇五〇	一、六二一
四 〃	一一九	二三六	四三〇	七八五
五 〃		—	一三七	一三七
六 〃		—	一〇六	一〇六
七 〃		—	一九八	一九八
八 〃		—	九一	九一
九 〃	—	—	一〇五	一〇五
一〇 〃	—	—	五七	五七
〃 一一 〃	—	—	八二	八二
〃 一二 〃	—	—	一〇九	一〇九
計	一六五、一〇六	八七、八四八	三一、三四三	二八四、二九七

第三章　南米移民時代

結言

中南米に對する日本の關心は決して新しいものではなく、既に三百餘年前伊達政宗の家臣がローマに使した際に、メキシコを經て往復してゐる。又南米に於けるインカ帝國の祖先は日本人であると實証に努めてゐる南米の人類學者もある。然し現在居住する邦人は凡て明治期以降の渡航者であることは、他の方面に於る海外在留者と同様である。

我が海外拓殖の先覺者である榎本武揚子爵がメキシコに着目し、チャパス州に邦人植民地の建設を計画し、我が植民を送ったのは明治三十年の

ことであった。
残念ながら榎本子の雄大な植民計画は中途にして挫折の已むなきに至った。明治三十一年布哇が米國に併合せられ、次いで同三十三年契約移民の入島が禁止されるに至った爲め、従來布哇人への契約移民送出を殆ど唯一の事業としてゐた数多の移民會社は大打撃を蒙り、解散するものが続出したが、中には中南米、或は外南洋、濠洲方面へ新活路を見出し、同地方へ移民を送出するものがあった。
ペルーへは明治三十二年、メキシコへは同三十六年に最初の契約移民が渡航してゐる。明治三十年代は、我が海外移民の最大指向は米國太平洋岸地帯であったが、同地方に於る邦人勞働者に對する悪質の排斥運動が激化して來た爲め、ペルー或はメキシコへの渡航熱を昂め、更に明治四十一年には、ブラジル・アルゼンチンへの最初の移民が送られた。
その後第一次欧洲大戰等もあって著しい発展は見られなかったが戰後の反動期に至って、我國に於て始めて失業問題が発生し、これが大正七年の米騒動によって世人の注意を喚起した食糧問題と共に人口問題として國民

の耳目を刺戟し、「過剰人口の對策として海外移民を奨勵すべし。特に我が國民を歡迎するブラジルへ」の声が随所に聞かれる様になり。尚又同大戦により我が國民の世界的智識が増進し、これが好況により養はれた進取の気性と相俟つて海外発展の氣運を助長し、一方我が政府も大正十年を轉機として積極的に移民の奨勵に當つたので、渡航者が著増したのであつた。これより昭和九年ブラジルが日本移民の入國を制限するに至る迄は、我が海外移民と言へば專らブラジル移民を指稱したのであつて、從つてこの時代を對伯移民時代とも稱し得るのである。即ち大正十二年より昭和九年迄十二年間の本邦海外移民渡航者總數二一九、〇三九人中約六二%の一三五、八七三人は對伯移民であり、殊に昭和五年より同九年迄の五ケ年間に於ては總數一〇六、六五〇人中七六%の八〇、六五七人がブラジルへ渡航してゐる。

斯くの如く昭和九年ブラジルに於て移民制限の政策が採られ、他方日滿両國の特殊関係よりして大規模の滿洲開拓民計畫が実行せらるゝに至

り、

茲に我が移民史上更に一時代を劃する時が到来したのである。

中南米に於ける在留邦人の總数は約二十五萬人であるが、左表の通りその内に八割四分はブラジルに在住し、ペルーの二萬一千人がこれに次ぎ、以下アルゼンチン、メキシコの順位である。職業的に観ると、無業者七割七分で有業者の割合が内地などに比較すると著しく低い。即ち内地の昭和五年の國勢調査に據れば、總人口中に占める有業者の割合は四割五分であつた。女子の有業率の甚だ低いことや渡航後の年数が割合に短かく子女が未だ概ね弱年であるなどが主因と思はれる。

職業別中南米在留邦人數

昭和十五年十月一日現在

國別＼職業別	總數	農業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務自由業	家事使用人	其ノ他ノ有業者	無業（主トシテ家族）
ブラジル	二〇二、五一四	三五、七八一	八七	五	一、二五二	二、二八六	三三四	六〇二	四五六	三三五	一六一、四〇六
ペルー	二一、二〇〇	一、七五九	—	—	三七一	四、一二五	—	一三五	一六〇	八四	一四、五六六
アルゼンチン	七、〇九五	一、〇八七	—	—	一、四〇八	九一九	一二二	七二	一一八	四二	三、三二七
メキシコ	五、〇三〇	四〇五	二二五	六	一〇八	八三五	三七	一五四	六	五九	三、一九五
パラグアイ	六七四	一〇三	—	—	三	一五	—	一二	六	—	五三五
キューバ	六五三	一六七	二九	—	二六	一〇五	一	一七	三六	一	二七一
ボリビア	六四一	四五	—	—	二七	一八六	—	一	—	—	三八二
チリー	五九五	五八	二	二	四二	二〇三	六	一三	八	五	二五六
パナマ	三五五	一	四	—	一九	一六三	三	一一	四	—	一五〇
コロンビア	二九三	六二	—	—	一	二三	一	九	—	—	一九七
ウルグアイ	八六	一五	—	—	二	一六	一	一	二	—	四九

ヴエネズエラ	三九	—	—	—	—	二五	—	二	—	—	一一
サルヴァドル	七	—	—	—	—	二	—	二	—	—	三
合計	三三九、八七	三九四八二	三四七	三	三、二五九	八、九〇三	五〇五	一、〇三一	七九七	四三六	一八四、四四

性別に見ると左表の通り男女の数に開きが少い点が認められる。これは永住的な農業移民が大多数を占め、従つて家族移民が多いことを実証してゐる。

男女別中南米在留邦人数　昭和十三年十月一日現在

國別	男	女	計
ブラジル	一一一、四三八	八八、四四二	一九九、八八〇
ペルー	一三、二六一	八、二四三	二一、五〇三
アルゼンチン	四、八二八	一、八三一	六、六五九
メキシコ	三、〇一四	二、〇一一	五、〇二五
パラグアイ	二九三	二二七	五二〇
キユーバ	四八八	一八四	六七二
ボリビヤ	五九一	二八四	八七五
チリー	四五〇	二四五	六九五
パナマ	二四七	一〇四	三五一
コロンビア	一七八	一一一	二八九
ウルグアイ	五六	三三	八九
ウエネズエラ	二〇	五	二五
サルヴアドル	五	四	九
計	一三四、三六九	一〇一、七二三	二三六、五九二
割合	五七%	四三%	一〇〇%

自明治三十二年至昭和十二年　中南米行本邦移民渡航者員数表

年次＼渡航先	メキシコ	パナマ	キューバ	ブラジル	ペルー	アルゼンチン	チリー	コロンビア	ボリビア	ウルグワイ	ヴエネズエラ	パラグワイ	サルバドル	計
明治三十二年	一				七九〇									七九一
三十三〃	一													一
三十四〃	九五													九五
三十五〃	八三													八三
三十六〃	二八一				一、三〇三		一二六							一、七一〇
三十七〃	一、二六一													一、二六一
三十八〃	三四六													三四六
三十九〃	五、〇六八				一、二五七									六、三二五
四十〃	三、八二三		四		八五	一								三、九一二
四十一〃	一			七九九	二、八八〇									三、六七九
四十二〃	二			四	一、一三八									一、一四四
明治四十三年	五			九一二	四八三	二								一、四〇一
四十四〃	二八				四五六	二	八							四九四
大正元年	一六			二、八五九	七一四	一六	一							三、六〇六
二年	四七			六、九四七	一、一二六	一〇三	二七							八、二五〇
三〃	三五			三、五三六	一、一三二	四一	九							四、七四三
四〃	一九	二		三九	一、三四八	三三	八							一、四四九
五〃	二二	四	七六	三五	一、四二九	一三五	一五		一					一、七一七
六〃	五三	一	一三	三、八八三	一、九四八	一二七	二〇		五					六、〇五〇
七〃	一二八	一二	四	五、九五六	一、七三六	一三四	一八		三					七、九九一
八〃	六四	二五	三	二、七三二	一、五〇七	一七四	二一		三					四、五二九
九〃	五三	一五	八	九七〇	八三六	四二	一六		五					一、九四五
十〃	六九	三〇	七一	九七〇	七一七	五三	二一	三	二					一、九三六
十一〃	七七	二一		九八六	二〇二	五二	八	二	一					一、三四九
十二〃	六八	六		七九七	三三三	六六	六		二					一、二七八

年次＼渡航先	メキシコ	パナマ	キューバ	ブラジル	ペルー	アルゼンチン	チリー	コロンビア	ボリビヤ	ウルグアイ	ヴェネズエラ	パラグアイ	サルバトル	計
大正十三年	七六	二四		三、六八九	六五一	五八	四							四、五〇二
十四〃	一六〇	二四	一二七	四、九〇八	九二三	一二一	一二		一					六、二七五
昭和元年	三三六	一八	一一七	八、五九九	一、二五〇	一八二	二五		一					一〇、五二八
二〃	三一九	一六	四五	九、六二五	一、二七一	二六二	一八		五					一一、五六一
三〃	三五三	九	三七	一二、〇〇二	一、四一〇	三八七	一三		五					一四、二一六
四〃	二四九	一四	二九	一五、五九七	一、五八五	四三〇	二二	五九	二一					一八、〇一六
五〃	四三四	三九	三七	一三、七四一	八三一	四八九	四〇	四二	一六	二				一五、六八二
六〃	二八三	六三	六	五、五六五	二九九	三六二	二〇	二	一一	一	五			六、六一七
七〃	一四九	七	一	一五、〇九二	三六九	二三九	八		一五	二			一	一五、八八三
八〃	八五	一一	五	二三、二九九	四八一	一三五	七		六	二				二四、〇三一
九〃	八〇	三	九	二二、九六〇	四七三	一一二	九	二	一二		三		二	二三、六六五
十〃	五三	一四	五	五、七四五	八一四	二〇一	一三	一〇五	一六		二			六、九六八
昭和十一年	六二	三二	九	五、三五七	五九三	三四九	一七	二	三二		五	一八八		六、六四六
十二〃	六五	二七	五	四、六七五	一六六	三〇七	一一	一	一二		二	一五〇		五、四二一
計	四、三四八	四二七	六一一	一八二、三六八	三二、五三五	四、六一五	五二三	二一八	一八五	七	一七	三三九	三	二三六、〇九六

第一項　メキシコ移民

第一目　明治四十年前後のメキシコ移民熱

日露戦争を契機として北米の排日運動が猖獗を極め来るや、一時邦人の墨國渡航熱が旺盛となり、明治三十九年には五千人、四十年には三千八百人の邦人が同國に渡航し、主として炭坑、砂糖耕地、鉄道工事等に働いた。

第二目　榎本植民地

抑々在墨邦人の歴史は明治三十年に始まる。同年我が海外拓殖の先覚者榎本武揚子爵が当時の墨國駐剳の室田公使の企劃と実地視察者根本正氏等の報告に基き、珈琲園の経営を目的として同國南部チヤパス州エスキントラ附近の官有地十八萬英反を買収し、第一回移民として農大及学生三十二人を同地に送つた。然し右の榎本植民地は不幸にして土地の選

定を誤つた為め中途で挫折の止むなきに至つた。

第三目　明治三十六年以後の状況

其後明治三十六年十二月熊本移民會社が北部コアウヰラ州エスペランサ炭坑行契約移民四十八名を送り出したのを初めとして、東洋移民會社及大陸植民合資會社によつて、同四十年五月迄に前後十数回に亘つて約一萬の邦人移民が墨國に送られた。之等の移民は前記炭坑の外、鉄道工事、砂糖耕地等に就働したが、其後彼等の中には黄熱病、熱射病等に倒れる者、炭坑爆發の難に遭遇する者、契約を破棄して逃亡する者等続出し、帰國せる者二千名、他國主として米國へ轉入せる者四千名に達した。右の他残留せる者はメキシコ國内各地に散在して農業、小商業に従事したが、最近の在留邦人数は五十人で其の過半数は此等先駆者の友した呼寄渡航者である。雑貨、食料品、珈琲店等の小商業を営むものが多く、低加州各地を本據として漁業に従次で北部地方に於て農業を営むもの、

事するものが多数を占める。

同國には革命騒亂相次いで起り、之が為め在留邦人の受けた打撃も尠くなく、其の発達は遅れてゐるが、其後同國の政情安定するに伴つて各地に日本人の有力な小成功者の輩出を見るに至つた。邦人の總投資額約三百萬圓、一ヶ年の取引額一千萬圓に上ると云はれる。

第二項　秘露移民

第一目　南米移民の嚆矢、第一回秘露移民

南米諸國中日本と國交を開始したのは秘露を以て最初とするが、邦人の南米移住に先鞭をつけたのも秘露移民を以て嚆矢とする。

明治三十一年一月日秘通商航海條約の締結せらるゝと共に、當時の駐墨辨理公使室田義文氏は駐秘公使兼任を命ぜられ、同年同公使は國書捧呈のため秘露に赴いた。室田公使の渡秘は國書捧呈の外に、邦人の秘露移住に關する瀬踏みの使命を帯びたものであつた。

然し同公使の調査の結果は當時國内に於ける勞賃極めて低廉で、未だ勞働尊重の時代に到達せずとの結論を得て其旨政府に報告した。依然、我が政府は是非共秘露移民奨勵の方針を傳へ来つた。茲に於て同公使は更に努力の末当時秘露に居合はせた田中貞吉氏の助力と田中氏の友人で幾年同國大統領となつたレギーア氏の協力に依り、當時國内に非常な権威を有した秘露農會を動かし、日本移民誘入の得策なるを決議せしめ、同會の建議に基いて秘露政府は移民法を始めて制定して日本移民の渡来を慫慂し来つた。

一方又田中氏は直接農場の經營者とも種々交渉の末、移民契約を完成して帰朝した。此時豫て同氏との間に諒解のあつた森岡真氏は森岡商會なる移民會社を創立した。時に明治三十二年である。同商會は後明治四十二年森岡移民合資會社と改称した。茲に新に創立された森岡商會は先づ第一頭七百九十名の契約移民應募者を得て明治三十二年二月二十七日横浜出帆の佐倉丸で之等第一船移民を秘露に送つた。此の一行こそ本邦南

米移民の嚆矢をなしたものであるが、不幸にして第一船移民は既耕地に落付かず、逃亡者相次ぎ殆ど失敗に帰した。

第二目　第二回以後の森岡扱秘露移民

其の後明治三十六年森岡商會第二回の輸送移民として九百八十一名が汽船、デューク、オブ、フィリップ號で送られ、三十九年に第三次として、七百七十四名が嚴島丸で、第四回として四十年に二百三名が笠戸丸で渡秘した。四十一年以降は毎年移民が送られ、森岡移民會社は最後の大正九年の安洋丸便に至る迄六十七回に亘り一万四千六十四人の邦人を秘露に送つた。

第三目　本邦南米航路の創始

此間明治三十八年十二月には東洋汽船會社が英船グレンファーグ號を傭船して之を第一船として同社の南米西岸航路を開設した。之を以て本邦南米航路の創始とする。本航路の開設と之に伴ふ我が南米移民の増加は共に我國に於ける南米研究熱を昂騰せしめた。本航路は四十一年七月一時中止されたが、翌年四月再開せられ、大正十五年三月本線は日本郵船會社によつて継承された。

第四目　秘露移民扱の諸移民會社

森岡移民會社の外に秘露移民扱の移民會者としては明治三十年に設立せられ最初主として南洋及西印度方面に移民を送つた東洋移民合資會社及日露戰爭後設立された明治殖民合資會社、皇國移民會社等があつた。

明治殖民會社は岩本善次氏によつて設立され、第一回に笠戸丸で百名の移民を護謨移民として秘露に送つたが、第二回の移民募集に当り内地に於ける信用失墜のため失敗を喫して遂に解散の止むなきに至つた。東洋移民會社の秘露に於ける業務は特筆すべき程のものなく、皇國移民會社は、當初秘露ブラジル國境方面の調査を行い、大いに雄飛せんと企圖し

たが、僅かに前後一、二回秘露に移民を輸送したに過ぎぬ。森岡移民會社は秘露を専門とせるだけ其の業績は最も顯著であつたが、大正六年五月東洋汽船會社の支配するところとなり、次いで大正九年十一月海外興業會社に合併された。

其後大正十二年秘露行契約移民は禁止せられ、爾後は呼寄せ移民のみが渡航を許されたが昭和十一年六月二十六日附大統領令により呼寄せ移民の渡航も禁絶せられ、為めに新規移民の同國渡航は全く不可能の状態にある明治三十二年の第一回移民より大正十二年の契約移民禁止に至る迄の間秘露に送られた契約移民の数は一万七千六百三十三人である。

第五目　在秘邦人状況

秘露に渡航した邦人移民は初め同國海岸地帯に就働したのであるが、其の頃の同國農園の衛生状態極めて悪く、悪疫が流行したのみならず、同國の耕地制度は小耕地の賣買を許さぬため移民は独立展となる望がなかつた。之が為め、大部分は間もなく農場を離れて首府リマ市及商港カイヤオ、リビア、チリー、コロンビア等に轉住し、農場に残留したものは極めて少數に過ぎない。

今日在秘邦人の数は二万一千人、その八割はリマ、カイヤオ其の他の都市に集中し、小賣商に於て非常な発展を遂げ恰も外南洋に於ける華僑の如く強力な邦人小賣商の網は全國に張られて居る。同國に於ける邦人農業として特筆すべきものは海岸地帯に於ける棉花栽培及奥アマゾンに於ける珈琲栽培である。又日本人は工業的にも発展し、ゴム、電球、帽子工業等は着名で、同國の國産振興上尠なからぬ貢献をしてゐる。兎に角秘露邦人は我が南米移民の先驅をなしたもので入國以来四十二年を経過し、人数の割には成功者も多く、日本への送金高は年々百万円に近い額を示してゐる。昭和十五年五月一部反動的分子の策動によつて大規模の排日暴動がリマ市に勃発し、邦商が多大の被害を蒙つた事は遺憾である。

第六目 秘露拓殖組合の設立

先年秘露では、日本人が都市に集中し、下層階級の職を奪ふとの理由で、邦人を排斥した事がある。此の事情に鑑みて昭和五年の革命を契機として、在留邦人は同地中央日本人會を中心として我が公使館と協力して、邦人の都市集中を緩和し、同時に邦人発展上局面に転換を図らんが為め、植民地経営乃至地方進出に付協議するところがあり、其の結果昭和六年四月前記中央日本人會を母胎として資本金五万ソールを以て株式會社有限責任秘露拓殖組合を設立するに至つた。同組合は奥地森林地帯に移住地を求め、調査の結果同國首府リマより三百七十キロの地点にあるプニサス所在英國資本團の所有地ピレネー植民地内に約一千ヘクタールの土地を購入し、昭和六年六月第一回移住者として都市在住者六家族を入植せしめ、一戸當り二十ヘクタール宛割當耕作せしむることとなつた。移住者は珈琲、ユカ薯、玉蜀黍、柑橘類、米等を主作物として開拓に従

事し、爾来最近に至るまで入植したもの約二十家族六十名に達してゐる。

第三項 ブラジル移民

第一目 我移民潮流の南轉

明治初年以来我が移民の本流は先づ布哇へ、次で北米へ注がれたが、明治四十年の日米紳士協約及四十年の日加協約によつて其の進路を阻まるるに至つて、邦人海外発展の前途に一時暗翳を投じたるが如く見えたが、時恰も明治四十一年我が移民先覚者の努力によつて南米ブラジルに邦人移住の新天地が開拓せられて、以後本邦移民の主流は転じて北米より南下し、伯國を中心として南米に集中せられ、茲に南米移民時代を現出して最近に迄及んだ。

第二目 日伯通商條約の締結

日伯間に通商航海條約の締結されたのは明治二十八年十一月で、三十年八月には珍田捨巳氏が辨理公使として赴任した。之より先、明治二十六年代議士根本正氏が最初の日本人名士として伯國を視察した。同氏帰朝後外務省通商局よりその視察報告が公刊された。之が恐らく南米に関する邦人最初の著書である。其の後明治三十年頃時の外務省移民課長田中都吉氏が伯國を視察したが、之等は何れも日清戦争前後のことで、当時の移民熱は北米に向けられてゐた時代であつた為め未だ我國朝野の注目を惹くに至らなかつた

第三目　最初の日伯移民契約

明治二十七年頃にサンパウロ州プラトージヨルダン會社代表者チヤールス・エ・カーライルなるものが本邦に来つて。吉佐移民會社と移民輸送契約を結んだといはれるが、當時は未だ日伯條約締結以前であつたし、実行に至らずして解消した模様である。

第四目　條約締結後の移民輸送計畫

翌明治二十八年十一月日伯通商航海條約が締結された結果、之が実質的修交の第一歩として試みられたものは明治三十年吉佐移民會社が聖州政府と結んだ日本移民輸送契約であつた。同社は日本郵船會社の土佐丸を傭船し、單独男子移民千五百名輸送の準備を整へたが、同計畫は不幸にも同船の神戸出帆期日の四日前サンパウロ州當局より同國の異常なる不況の理由で中止方を希望し来つた為め取止となり、移民は苦境に陥り會社は莫大の損失を蒙る事態を惹起した。

第五目　水野龍氏の渡伯

明治三十年始めて伯國に我が公使館が設置せられ、珍田初代辨理公使の赴任を見たこと前述の通りであるが、其後明治三十八年四月第三代駐伯辨理公使として杉村濬氏が着任した。偶々同公使の伯國サンパウロ州

珈琲耕地事情報告によつて大いに動かされたのが、今日伯國日本移民の祖と仰がるゝ水野龍氏其の人で　同氏は日本移民を該州に移入する壮圖を抱いて明治三十八年十二月東洋汽船會社の南米航路第一船グレンファーグ號に搭じて伯國に向つた。水野氏は船中に於て同志に一青年鈴木貞次郎氏を得て、意氣投合し、両氏は三十九年四月着伯、杉村公使の力強き援助を得て聖州当局と日本移民誘入につき交渉を開始した。然るに交渉半にして熱烈なる後援者杉村公使の急逝に遭い、之が為め交渉にも一頓挫を来した。茲に於て水野氏は同年七月後事を鈴木氏に托して一時帰朝した。

第六目　第一回日本移民誘入契約の成立

程なく明治四十年再度渡伯した水野氏は移民誘入に関し、更に聖州当局と折衝を重ねた。一方、州当局は豫ての水野氏との約束に基き布哇及秘露へ日本移民状況視察員を派遣したが、同視察員は日本移民の成績良好であるとの報告を齎らしたのでこゝに愈々同政府は日本移民誘入を決意するに至り、明治四十年十一月第一回日本移民誘入契約が聖州政府と皇國殖民會社代表者としての水野龍氏との間に締結された。該契約は十六ヶ條より成つてゐるが、其の骨子は左の如きものである。

一、農業労働に適せる三人乃至十人より成る家族構成者三千人

二、十二歳より四十五歳迄のものを労働可適者と認む

三、明治四十一年以降毎年一千人宛送致のこと

四、州政府は左の如く船賃を補助す

十二歳以上　十磅　　七歳－十二歳　五磅

三歳－七歳　二磅十志　　三歳以下　なし

五、前記船賃補助額中政府は左記の額を雇入耕主をして償還せしむ

十二歳以上　四磅　　七歳－十二歳　二磅

三歳－七歳　一磅

六、耕主は前記償還金額を移民給料中より控除するの権利を有す

七、移民は之を珈琲耕地又は植民地に就働せしむ、之が爲め政府は中央線沿線数ヶ所に植民地を設定す。

即ち主たる條件は家族を構成する農業移民たることであつた。之は日本移民史に於ける正に劃期的の事である。

第七目　第一回移民の渡航

斯くて農業家族移民百五十八家族七百八十一名が皇國殖民會社の手で募集された。同移民團は明治四十一年四月二十八日神戸解纜の笠戸丸で、送られ、同年六月十八日伯國サントス港に到着、本邦移民としての第一歩を印した。本邦家族移民の集團渡航は之を以て嚆矢とする。然し第一回移民は万事に不慣れの最初のことではあり、移民及其の取扱者共に伯國の事情に珈琲耕地の事情に通ぜす、又家族構成の不完全なりしことゝ労働に不慣れの者や独身者の多かつたこと、言語の不通等のことから耕主との意思の疎通を缺ぎ、就耕後間も無く各耕地に紛議続出し、爲めに其の成績は遺憾乍ら不良であつた。

第八目　竹村植民商館による第二回移民の輸送

此の第一回移民の不結果の爲め、之が取扱者皇國殖民會社の受けた打撃も尠からず、遂に同社は再起不能に陥り、同社と聖州との移民輸送契約の権利一切を挙げて土佐の人竹村与右衛門氏に譲渡し、こゝに竹村植民商館が設立せられ、同商館の手で明治四十三年五月四日神戸出帆の旅順丸で第二回移民二百四十七家族九百九名が送られた。

第九目　第三回移民

第三回移民の輸送は明治四十五年初頭竹村商館、東洋移民會社の両者が外務省より認可を与へられて、竹村は其の第二次移民を東洋は多年の企劃漸く成つて其の第一次移民を夫々募集することゝなつた。斯くて明

治四十五年度移民として竹村殖民商館扱三百六十七家族一千四百三十三人が嚴島丸で、東洋移民合資會社扱三百五十七家族一千四百十九人が神奈川丸で各々相前後して神戸を出帆伯國に渡航した。

第十目　大正三年迄の輸送状況

其後大正三年迄竹村、東洋両者は毎年移民を送った。四十一年の第一回移民より大正三年三月迄の輸送状況は左の通りである。

	總數	家族數	單独者數	男	女	移民取扱會社
明治四十一年	八〇八	一六九	六〇	六一七	一九一	皇國殖民合資會社
同　四十二年	一二	一	九	九	三	森岡移民合資會社・竹村殖民商館
同　四十三年	九二七	二四八	一四	五三四	三九三	
同　四十四年	二三	二	一九	二一	二	
同　四十五年	二、八八〇	六七五	一〇一	一、三八四	一、四九六	東洋移民會社・竹村殖民商館
大正　二年	六、九九一	一、九三七	二三四	三、七七七	三、二一四	
同　三年	三、六四二	八七〇	四四五	一、九九一	一、六五二	
計	五、二八四	三、九〇二	八八二	八、三三三	六、九五一	

第十一目　日本移民に對する州補助金中止

右の如く明治四十一年以来大正三年三月迄皇國殖民、竹村殖民及東洋移民三社によりて總計三十九百二家族、一万五千二百八十四人の日本移民が伯國に送られたが、大正三年（一九一四年）三月の輸送を終るや聖州政府よりつ従来日本移民を試験的に露入したが其の成績良好ならざるに付日本移民に對する州補助金を今後中止する」旨通告し来つた。

第十二目　ブラジル移民組合結成

之に驚いた竹村、東洋両社代表は我が官憲援助の下に復活運動を試みたが、功を奏せず、斯くする内に同年七月末欧州大戦が勃発した。同年新に森岡移民會社も其の代表者を送り来りて州当局に無補助移民の誘入を請願するに及んで、竹村、東洋両社も之に倣い、玆に三社鼎立して無補助移民の運動を起したが結局拒絶せられた。

斯くて各社の競争は弊害のみ多きことが覚られて、玆に三社合同の機運が熟し、大正五年四月ブラジル移民組合が結成された。此の新組織は法人ではなく、単に伯國移民取扱上歩調を一にせんとする協同的結合に過ぎなかつたが、之は後の移民會社の大合同、海外興業會社の創立に迄導いた端緒を開いたものとして重大な意義を有する。

第十三目　復活第一次の移民

斯くて日本移民拒絶問題の起つた翌年の大正四年には、大正三年十一月水野龍氏等によりて創立された南米植民會社の手によつて六十四人を大正五年にはブラジル移民組合扱で五十三人が僅に輸送されたのみであつた。

大正五年七月ブラジル移民組合は神谷忠雄氏を派して日本移民誘入復活方につき交渉せしめた。ところが今回は大戦勃発により従来多数入来した欧州人の来伯が一時に杜絶した為め、大に労力の缺乏を来した折柄であつたのと、我が移民取扱業者の大同團結が効を奏したることにより遂に州政府は大正五年八月十四日附を以て大正六年より同九年に至る迄毎年農業家族移民五十餘人宛の誘入並に之に對する前回同様の補助金下附を許可するに至つた。

之に依つて復活第一次移民として三百四十六家族一千三百四十二人が大正六年四月神戸解纜の若狭丸で渡伯した。同年中に伯國に渡航した邦人移民数は合計三千九百十人に達した。

第十四目　海外興業會社の創立

移民會社濫立による弊害は既に明治三十年前後から朝野各方面の憂ふるところとなつたが、改革の機運は久しく到来せずして大正初期に至つた。然るに、大正三年伯國に日本移民拒絶問題が起り、之が為めブラジル移民組合の結成を促し、世界大戦を機として伯國に於ける日本移民誘入の途が再び開かれた事は既記の通りであるが、大戦後各種の社會問題が発生し又人口問題、食糧問題等が真剣に論議せられ、同時に國民海外発展の必要が強調せらるゝに至つた。而して斯くの如き内外の新状勢に順應せんが為には移民組合の如き不徹底なる組織では到底満足し得ない事は瞭かであつた。此の機運に對する移民取扱業者自身の自覚と当時の寺内内閣の藏相勝田主計氏等の慫慂と相俟つて、當時存在した諸移民會社合併の議が漸く熟し、茲に従来の移民會社が到底企圖し得なかつた國策遂行の使命を荷つて、大正六年十二月一日海外興業株式會社が創立さ

れた。卽ち東洋移民合資會社、南米植民株式會社、日本殖民株式會社、日東殖民株式合資會社四社の合同に依るものである。其の後同社は大正八年四月伯剌西南拓殖株式會社を、更に同九年十一月森岡移民合資株式會社を併合して茲に始めて我國移民事業の統一が成つた。之により従来群立せし移民取扱業者は以後單一移民會社となつて移民國策の代行機関たる地位が確認せられ、其の品位と信用とが著しく高められたのである。

第十五目　海外興業會社創設に関する政府覺書

海外興業會社創設の経緯は大略以上の通りであるが、之が創立に特に盡力せし政府の意圖目的は如何なるものであつたかは、左記の政府覚書に明かに示されてゐる。

對南米並南洋企業投資並移植民政策改善の件

南米並南洋に對しては我が経濟的発展を助長するが為め企業投資機関を

整備し且我が移植民政策の改善を計るの必要を認め先づ差当り左の施設をなす。

一、東洋拓殖會社法に改正を加ふるの一端として同會社をして移植民金融機関の中樞たらしめ尚之と母子の関係に立つべき移民會社に付ても相当改善を加ふるの趣旨を以て茲に一新會社を起し、現存せる数多の移植民會社を合併せしめ、其の組織を大にして其の信用を高めしめ、之に配するに適材を以つてし移植民の目的を達すると同時に企業投資をなさしむること

二、右會社は東洋拓殖會社をして相當の株式を所有せしめ、其の代表者を入れ會計其の他監督をなさしめ會社の基礎を鞏固ならしむること

三、本會社は南洋に於ては台湾銀行南米に於ては横浜正金銀行と連絡を保たしめ、又日本興業銀行とも関係を付けしめ　金融上遺憾なからしむること。

四、移植民教育の発達を圖る為め外國語学校を改善し、移植民に関する國際的教育を施し、他日海外に活動する人材の養成をなすこと

備考、本件は関係大臣協議の上実行済なるも後日の為め書類として留め置くものなり。

大正七年九月十七日

大藏大臣　花押

即ち同社は従来我國に於ける移植民會社が資本乏しく且遠大の抱負なく・移民の争奪を事とせる弊あるに鑑み、其の統一擴張を圖つて其の權威を高めしむると共に、南米、南洋其他の諸國を事業區域となし、海外移植民並に拓殖の両事業遂行の大使命を負ひ創立されたものである。

第十六目　海外興業創立前の移民取扱業者移民取扱数

外務省の海外渡航者数統計に於て移民非移民の區別の採用さるゝに至つたのは明治三十一年以後であるが今明治三十一年以降海興創立に至る迄の移民取扱業者の移民取扱数は十九万一千三百八十五人であるが、其

の取扱者別統計を示せば左の通りである。

明治三十一年以降 海外興業會社創立迄 移民取扱業者移民取扱数

取扱業者名	外務省統計に始めて其の名を現はしたる年次	取扱移民数
森岡眞	明治三十一年	一五、四一四
神戸渡航合資會社	同	二、九九三
日本移民合資會社	同	七、九九二
厚生移民合資會社	同	三、七四六
東京移民合資會社	同	七、四六八
東洋移民合資會社	同	二五、五六二
海外渡航株式會社	同	一五、九三一
九州移民株式會社	同	一、五二七
熊本移民合資會社	明治三十二年	一二、〇二〇
帝國殖民合資會社	同	五、八〇九
東洋殖民合資會社	同	一二六
山本銳一郎	同	二七八
中國移民合資會社	明治三十三年	三、一二〇
大平洋移民合資(名)會社	同	二
福田淸三郎	同	五七
谷口嘉一	同	三三
日下部正一	明治三十二年	六一
村山保壽	同	一〇八
日本吉佐移民合資會社	明治三十四年	九二〇
廣島移民合資(名)會社	同	二、八九三
高田平兵衛	同	八六六
東北移民合資會社	明治三十五年	八八五
南海移民合資會社	同	一、四四七
中外植民合資會社	同	四〇六
仙台移民合資會社	同	一、五三二
山陽移民合資會社	同	三、一七四
太平洋植民會社	同	四〇五
中央移民會社	同	六〇九
防長移民合資會社	同	一、一一四
合資會社三丸商會	同	二、六二一
金屋雄敏	明治三十五年	一、七二八
高木嘉六	同	一、九七二
森島壽雄	同	二、三六九
小見正孝	同	一、四八八
村山小次郎	同	九一八
大野傳栄	同	五八六
大佳殖民合資會社	同	一三、一三三
土佐移民株式會社	明治三十六年	三〇二
光永久太	同	三五〇
周防移民合資會社	同	一、三七四
關西移民合資會社	同	一、四六一
晩成移民合資會社	同	二、六五五
皇國殖民合資會社	明治三十七年	二、四七〇
防長殖民移民合名會社	同	一、六九三

日本殖民株式會社	明治三十七年	一〇、一一二
明治殖民合資會社	明治三十九年	二、九〇〇
日本殖民合資會社	同	七、三四一
竹村與右衛門	同	六、九六四
南海移民株式會社	明治四十年	一五五
森岡移民株式合資會社	明治四十二年	一四、一八一
南米殖民株式會社	大正五年	二、七七三
不詳		一、四〇〇
總計		一九一、三八五

第十七目　海外興業創立以來取扱移民數

因に同社創立以來の取扱移民數は次の通りである。

海外興業會社創立以降取扱移民數

年次・地	ブラジル	アルゼンチン	パラグアイ	秘露	コロンビア
大正六年				二八	
〃七年	五、九〇三			三〇	
〃八年	二、六七九				
〃九年	九八二			四二	
〃十年	九二三			五一六	
〃十一年	九六五				
〃十二年	八九一			二〇二	
〃十三年	三、七〇五			三三五	
〃十四年	四、六三八			三〇六	
昭和元年	八、一九二			四九六	
〃二年	九、一五二			三九三	
〃三年	一二、二三一			三一二	
〃四年	一四、一九七			二二二	二五
〃五年	一六、〇九一			一三九	三三
〃六年	五、四六二			三三六	
〃七年	一五、〇二一			五二	
〃八年	二三、一五二			三八	
〃九年	二三、八三二			一三八	
〃十年	五、六三八			一二五	一〇五
〃十一年	五、二九八			一〇四	一
〃十二年	四、六四二		四三	二	一
〃十三年	二、五五五		一〇八	一二	
〃十四年	一、三〇三		一四六	七	
〃十五年	一、五五六		三八	一二	二
〃十六年	一、二八五	二〇	八三		
小計	一六六、〇〇三	二〇	四一二	三、四四七	一六七
明治三十一年以降大正六年十二月迄同社継承諸會社取扱人員	一八、八八〇			一七、〇一五	
總計	一八四、八八三	二〇	四一二	二〇、四六二	一六七

右の同社取扱移民数十九萬二千七百十四人に前掲明治三十一年以降當社創立迄の移民取扱業者移民取扱数十九萬一千三百八十五人を加ふれば明治三十一年以後に於ける移民取扱業者の取扱移民数總計は三十八萬四千九十九人となる

海興創立前移民業者移民数	一九一、三八五人
海外興業會社扱移民数	一九二、七一四人
合計（自明治三十一年至昭和十六年）	三八四、〇九九人

第十八目　移民輸送船

我が南米航路は東洋汽船會社が日露戦争終熄後間もなき頃、明治三十八年末其の南米西岸航路を開始したのに端を發するが、南米東岸航路は日本郵船會社がブラジル移民輸送を主たる目的として明治四十五年三月十日神戸出帆の神奈川丸以来不定期的に時々發船せしめてゐたが、大正五年十一月同社はブラジル移民組合と移民輸送契約を締結し、大正六年四月以来使用船二艘を以て定期航海に従事することゝした。大正六年伯國移民復活後の第一次移民を輸送した若狭丸は其の第一船であつた。大阪商船も亦大正五年十二月横浜出帆の笠戸丸を第一船として同社の南米東岸直通航路を開設した。斯くして殆ど同時に開始された両社の南米定期航路は爾来共に我が南米移民の進展に多大の寄與をなし来つたが、昭和六年春右両者間に協定が成り、日本郵船は同年四月二日横浜出帆の神奈川丸を最後として同社南米東岸線を撤廃した。此の期間に於ける日本郵船使用船による南米移民輸送は船舶延数八十五艘移民約四萬人に達した。即ち左の通りである。

日本郵船會社船南米移民輸送数

船名	航海度数	運送移民数
神奈川丸	一七	六、二五六
若狭丸	一六	一三、四六〇
鎌倉丸	一三	三九六四
土佐丸	二	六二五

河内丸	一七	五、一〇九
博多丸	九	五、三七七
讃岐丸	三	二、三七八
阿波丸	三	八九三
備後丸	五	一、九三三
合計九艘	八五	三九、九九五

現在南米移民の輸送は專ら大阪商船の南米航路線が之に當つてゐたが大正六年以來同社船扱による南米渡航者數は左表の通りで、其の大部分が移民であること言ふ迄もない。

大阪商船會社扱南米渡航者數

年度	船客	年度	船客	年度	船客
大正六年	二一〇	大正十一年	一三六	昭和二年	七、七一六
同七年	六九二	同十二年	三〇〇	同三年	七、七八六
同八年	二三九	同十三年	二、四五五	同四年	九、一三二
同九年	一七〇	同十四年	三、四五八	同五年	九、〇三一
同十年	七〇〇	昭和元年	六、三一八	同六年	五、六一一
昭和七年	一五、三六一				
同八年	二三、四五七				
自昭和九年至同十六年(推計)	四八、〇〇〇				
合計	一四〇、八二七				

第十九目　聖州珈琲園勞働

我が伯國移民の大部分は珈琲園主との契約により勞働する所謂契約移民であつて、それは凡て海外興業會社の取扱ふところであるが、彼等は伯國到着と同時に珈琲園に就働し、同勞働を以て將來獨立農と成るべき一の過程とし、斯くて勤勞數年の後、得たる經驗と資本とを以て、或は土地を買入れ或は借入れて、珈琲其他の栽培を開始する。

伯國中聖州(サンパウロ)は他に見ざる移民收容上の施設が大いに整備し、其の珈琲園は移民によつては將來の活動に備ふべき修練場或は搖籃地たるものであつて、此點は往年の米國移民に於ける鉄道勞働が邦人勞働者に勞

償收得、内地進入、他業轉進の機會を與へ、同時に水國農園主に対する雇傭人労働者供給の源となつたのと相似てゐるが、聖州の珈琲園労働は更に組織的であり恒久的であることは前者の比ではない。茲に於て從來獨り伯國のみならず将來南米に活動せんとするものは最初の階梯として先づ聖州珈琲耕地に入り、此地に於て基礎的訓練を經たる後他に進出を圖ることが望ましきこと〻されてゐる。而して聖州珈琲園生活が移民に與ふる利益として大要次の如きものが擧げられてゐる。

一、風土氣候に慣れること　氣候風土を異にする移住地に於ける將來の成功と否とは其地に到着後最初の一年間の健康状態に支配されることが大きい。此點から見て、比較的衛生設備の完備せる聖州耕地に於て身体の風土化に努め然る後進出するを最も可とする。

二、衣食住並風俗習慣伯國化の促進　珈琲園生活は各國の移民及伯國人と雑居することになるので、其環境上自然に衣食住其他風俗習慣の伯國化を促進する。

三、伯國式農業經營法の体驗　日本に於ける集約的農業の經驗を以てしては伯國の如き開拓的粗笨的農業に適せざることが多い。珈琲園生活は伯國農業の入門であつて、此の試練を經ることは將來獨立農として成功する唯一の武器であり、資本である。伯國に於ける企業移民の實蹟に徴するも、珈琲園生活の体驗は優に企業移民の携帯資金に匹敵するのみならず耕地労働者としての自らの体驗は軈て他日農業労働者を使用する場合貴重なる効果を移民自身に齎すものである。

第二十目　企業移民

從來の労働移民が移住地に於て獨立農となるには、相當の年月と貯蓄とを要するので、これ等労働の移民の外に相當の資金を有し、比較的教養の高い所謂企業移民の送出を図り、労働と資本とを併合して大いに海外発展の實を挙ぐる為め、昭和二年三月海外移住組合法が制定された。同

法によつて設立された海外移住組合は一府縣一組合の建前となつて居り同組合は組合員が自作農として渡航するのを助成するを主たる目的としその他移住の奨勵、渡航の斡旋を行つてゐる。各組合は更に全國的に結合して海外移住組合聯合會を組織し、聯合會は渡航の斡旋を行ふ外、ブラジルにその代行機關ブラジル拓殖組合を、パラグアイにパラグアイ拓殖部を設け、これに對する諸般の施設及移住者の送出等の事業を實施してゐる。海外移住組合の移住者はこの組織により最初からブラジルでは二十五町歩、パラグアイでは二十町歩の自作農として渡航するものである。

第二十一目　聖州と外國移民

由來伯國は聖州によつて榮え、聖州は珈琲によつて生き、珈琲は外國移民の協力によつて支持されて來たのであるが、之が爲聯邦並聖州當局は常に外國移民の招致に不斷の努力を續けた。斯くて珈琲栽培に必要な

勞力補給問題は常に伯國特に聖州爲政者の頭を惱ます問題であつた。

第二十二目　第一次世界大戰前迄の外國移民

奴隷解放の宣言されたのは一八八八年であるが、一八八九年以前の所謂帝政時代（一八八二年－一八八九年迄）に於ける外國移民は主に獨逸人と葡萄牙人であつた。一八七七年頃から伊太利移民が著しく擡頭し來り葡、西三國移民の獨り舞臺であつた。從つて聖州珈琲業も亦之等三國移民の奮鬪に負ふところが多い。就中伊太利移民の努力は特筆に値するものであつて、聖州珈琲園の基礎は伊太利移民によつて築かれたといふも過言ではない。

第二十三目　第一次大戰後の移民

第一次大戰勃發後は各國移民の渡來が激減し、加ふるに歸國者續出し殘留者も珈琲以外の農産物價格の騰貴と都市工業勞働の勞賃高に刺戟さ

れて逼迫する者多く、爲に珈琲耕地は著しく労力の不足に苦しみ出した。

斯くて大戦後は、従来外國移民の第一位にあつた伊太利移民は伊太利の移民政策と聖州政府の補助移民中止によつて逐年其の入國数を減じ、更に之に次で西班牙移民も其の数を減退し来り、之が爲め戦後は久しく葡萄牙移民が第一位を占めたが、同移民中には單獨者が多く家族移民を欲する耕地には適せず、彼等自身も亦珈琲園入を好まず、従つて珈琲園の労力は甚だ缺乏を告げた。

一方當時の珈琲市場の好況と共に益々労力の不足を喞つに至り、政府當局は之が緩和の爲めルーマニア人、ポーランド人、リトアニア人等の歐洲移民に補助を與へて之を招致したが、何れも成績好ましからず失敗に終つた。

第二十四目　聖州補助移民政策廃止

茲に於て州政府は一九二七年（昭和二年）過去五十年の傳統的補助移民政策を廃止して翌一九二八年（昭和三年）北伯人三千人を誘入して各耕地に配耕した。爾来北伯人は年と共に増加し、聖州入移民中の主要な地位を占むるに至つた。

第二十五目　日本移民の進出

斯様な情勢の下に於て第一次大戦後日本移民は漸次的に其の数を増加し、特に昭和二年の聖州政府の補助移民政策廃止後は著しく其の頭角を現はし、昭和四年に於て遂に入州外國移民中首位を占むるに至り、爾後其の他位を持続して聖州労力不足緩和上少からざる貢献をなし、往年の伊太利移民に代つて、日本移民進出時代を出現した。而して日本移民が伯國殊に聖州珈琲園に於て歓迎された主なる理由は左の如きものである。

一、第一次大戦後歐洲移民殊に伊太利移民の入國減退せること

二、聖州補助移民政策中止後は日本移民以外に多数纏つた家族移民を

得ること困難となれること

三、日本移民は正規の家族構成を成して殆んどすべてが農業移民にして然も耕地労働者として優秀なること

（参考）一九二八年度ブラジル入国主要移民職業別並家族関係別統計

國籍別	移民總數	農業者数	同總數に對する百分率（％）	家族移民数	同總數に対する百分率（％）
日本人	一一、一六九	一一、〇八六	九九	一〇、四八八	九四
北伯人	三、九三三	二、一一八	五	一、五六〇	四〇
獨逸人	四、二二八	七七一	一八	一、五七七	三七
西班牙人	四、四三六	一、〇一〇	二二	一、五五三	三五
伊太利人	五、四九三	三〇七	五	一、七〇〇	二〇
波蘭人	四、七〇八	三、一二九	六六	二、五九三	五五
葡萄牙人	三三、八八二	一〇、一一三	三〇	八、二八〇	二四

第二十六目　入伯日本移民数

我が外務省調及伯國聯邦政府発表による明治四十一年第一回移民渡航後の日本移民入伯数を示せば左の通りである。

年次	日本外務省調渡伯移民数 移民取扱人ニヨルモノ	日本外務省調渡伯移民数 移民取扱人ニヨラザルモノ	日本外務省調渡伯移民数 計	伯國聯邦政府発表入伯日本移民数
明治四十一年	七九八	一	七九九	八三〇
同　四十二年	｜	四	四	三一
同　四十三年	九一〇	一	九一一	九四八
同　四十四年	｜	一	一	二八
大正元年	二、八四二	一七	二、八五九	二、九〇九
同　二年	六、九四三	六	六、九四九	七、一二二
同　三年	三、〇〇〇	五二六	三、五二六	三、六七五
同　四年	｜	三九	三九	六五
大正十二年	七五三	四三	七九六	八九五
同　十三年	三、六三五	五四	三、六八九	三、六七五
同　十四年	四、六三二	二七六	四、九〇八	六、三三〇
昭和元年	八、〇五九	五四〇	八、五九九	八、四〇七
同　二年	九、一三八	四八七	九、六二五	九、〇八四
同　三年	一一、三三一	七七一	一二、一〇二	一一、一六九
同　四年	一三、七二四	一、八七三	一五、五九七	一六、四八
同　五年	一三、二五七	一、四八四	一三、七四一	一四、〇七六

年次	日本外務省調渡伯移民数 移民取扱人ニヨルモノ	日本外務省調渡伯移民数 移民取扱人ニヨラザルモノ	日本外務省調渡伯移民数 計	伯国聯邦政府発表入伯日本移民数
大正五年	一三	二三	三六	一六五
同六年	三、八五八	二五	三、八八三	三、八九九
同七年	五、八一三	一四三	五、九五六	五、五九九
同八年	二、三五三	三七九	二、七三二	三、〇二二
同九年	九四七	二三	九七〇	一、〇一三
同十年	九二二	四八	九七〇	八四〇
同十一年	九五九	二七	九八六	一、二二五

年次	日本外務省調渡伯移民数 移民取扱人ニヨルモノ	日本外務省調渡伯移民数 移民取扱人ニヨラザルモノ	日本外務省調渡伯移民数 計	伯国聯邦政府発表入伯日本移民数
昭和六年	不詳	不詳	五、五六五	五、六三二
同七年	一五、〇〇四	八八	一五、〇九二	一一、六七八
同八年	二三、一七三	一二六	二三、二九九	二四、四九四
同九年	二二、八三二	一二八	二二、九六〇	二一、九三〇
同十年	五、六四八	九七	五、七四五	九、六一一
同十一年	五、二九八	五九	五、三五七	三、三〇六
同十二年	四、六四三	三二	四、六七五	四、八四六
計			一八二、三六八	一八二、一五〇

尚明治四十一年ブラジル移民初航以来昭和十六年末迄の移民會社取扱ブラジル移民渡航者数及大正六年海外興業會社創立以来昭和十六年末迄の同社取扱ブラジル移民数を出身府縣別で示せば左の通りである。而して明治四十一年以来ブラジル渡航者一万名を超ゆる府縣は熊本の一万九十名を第一位とし、次は福岡の一万五千、沖縄の一万四千、北海道、廣島の各一万二千、福島の一万、の順位である。

移民會社取扱ブラジル移民渡航者府縣別

明治四十一年初航以来昭和十六年末迄

道府縣別	ブラジル移民渡航者 大正六年海外興業會社創立以来同社取扱累計	ブラジル移民渡航者 明治四十一年初航以来總計
北海道	12,187	12,187
青森	945	945

道府縣別	ブラジル移民渡航者 大正六年海外興業會社創立以来同社取扱累計	ブラジル移民渡航者 明治四十一年初航以来總計
三重	1,907	1,975
岐阜	1,607	1,689

道府縣別	ブラジル移民渡航者 大正六年海外興業會社創立以来同社取扱累計	ブラジル移民渡航者 明治四十一年初航以来總計
山口	5,293	5,651
島根	1,383	1,596

秋田	2.089	2.089
山形	3.627	3.631
岩手	2.258	2.258
宮城	3.519	3.535
福島	8.783	10.022
栃木	916	920
茨城	1.940	1.945
群馬	1.802	1.805
埼玉	834	834
千葉	677	682
東京	3.302	3.305
神奈川	825	825
静岡	3.587	3.669
愛知	3.247	3.485
滋賀	956	1.042
新潟	1.910	1.990
富山	1.088	1.098
石川	1.393	1.427
福井	820	956
長野	3.107	3.200
山梨	1.309	1.309
京都	1.400	1.400
奈良	1.021	1.021
和歌山	4.279	4.308
大阪	4.249	4.249
兵庫	2.213	2.270
岡山	5.308	5.739
広島	10.250	12.591
鳥取	1.434	1.460
徳島	1.080	1.080
香川	2.444	2.522
高知	4.124	7.734
愛媛	3.585	3.910
大分	1.961	2.046
福岡	11.983	15.886
佐賀	3.025	3.604
長野	2.541	2.685
熊本	16.039	19.802
宮崎	1.645	1.663
鹿児島	4.465	5.395
沖縄	11.244	14.148
計	166.00	184.883

主要國籍別ブラジル入移民統計

渡航開始年次	イタリー 一八三六年	ポルトガル 一八三七年	スペイン 一八四一年	ドイツ 一八二八年	日本 一九〇八年	入國者總數
渡航開始以来一九一九年迄の入移民数	一、三七八、八七六	一、〇二一、三三一	五〇一、三七八	一二八、三二一	二八、二九三	三、五七七、三五五
一九二〇年	一〇、〇〇五	三三、八八三	九、一三六	四、一二〇	一、〇一三	七一、〇二七
一九二一年	一〇、七七九	一九、九二一	九、五二三	七、九一五	八四〇	六〇、七八四
一九二二年	一一、二七七	二八、六二二	八、八六九	五、〇三八	一、二二五	六六、九六七
一九二三年	一五、八三九	三一、八六八	一〇、一四〇	八、二五四	八九五	八六、六七九
一九二四年	一三、八四四	二三、二六七	七、二三八	二二、一六八	二、六七三	九八、一二五
一九二五年	九、八四六	二一、五〇八	一〇、〇六二	七、一七五	六、三三〇	八四、八八三
一九二六年	一一、九七七	三八、七九一	八、八九二	七、六七四	八、四〇七	一二一、五六九
一九二七年	一二、四八七	三一、二三六	九、〇七〇	四、八七八	九、〇八四	一〇一、五六八
一九二八年	五、四九三	三三、八八二	四、四三六	四、二二八	一一、一六九	八二、〇六一
一九二九年	五、二八八	三八、八七九	四、五六五	四、三五一	一六、六四八	一〇〇、四二四

渡航開始年次	イタリー 一八三六年	ポルトガル 一八三七年	スペイン 一八四一年	ドイツ 一八二八年	日本 一九〇八年	入国総数
一九三〇年	四、二五三	八、七一九	三、二一八	四、一八〇	一四、〇七六	六七、〇六六
一九三一年	二、九一四	八、一五二	一、七八四	三、六二一	五、六三二	三一、四一〇
一九三二年	二、一五五	八、四九九	一、四四七	二、二七三	一一、六七八	三四、六八三
一九三三年	一、九二〇	一〇、六九六	一、六九三	二、一八〇	二四、四九四	四八、八一二
一九三四年	二、五〇七	八、七三二	一、四二九	三、六二九	二一、九三〇	五〇、三七一
一九三五年	二、一二七	九、三二七	一、二〇六	二、四二三	九、六一一	二九、五八五
一九三六年	四六二	四、六二六	三五五	一、二二六	三、三〇六	一二、七七三
一九三七年	一、一九〇	二、一九八	二三二	九二七	四、八四六	三四、六七七
一九三八年	一、八八二	七、四三五	二九〇	二、三四八	二、五二四	一九、三八八
一九三九年	一、〇〇四	一五、一二〇	一七四	一、九七五	一、四一四	二二、六六八
總計	一、五〇六、一二五	一、四一六、六六〇	五九五、一三七	二二六、九〇四	一八六、〇七九	四、八〇二、八二五

第二十七目　一九三〇年の入移民制限令

一九三〇年十月革命の結果成立したゼツリオ大統領の臨時聯邦政府は國内労働者の保護並失業者救済の必要上同年十二月十五日附を以て入移民制限令を發布し一九三一年一月一日より實施したが、農業移民は伯國資源開発上必要であり、又國内失業者に對する脅威とは成らないとの理由を以て、農業者である本邦移民に對しては之が除外例たるを認め何等の制限を加へず、一九三二年度一萬五千人、一九三三年度分として一躍二萬五千人、一九三四年度分二萬七千百人迄の入國が許可された。

第二十八目　邦人移民需給状況

一九三三年に至る八年間に於ける聖州珈琲園に於ける邦人移民需給状態は左の通りである。

聖州に於ける邦人珈琲園労働者に對する申込数及配耕数（單位　家族）

年次	申込数	配耕数	比率
一九二六年	二、七一九家族	一、二二五家族	四六・一%
一九二七年	四、五五七	一、二七一	二七・八
一九二八年	五、三七三	一、五七七	二九・三
一九二九年	四、八二一	二、三六一	四八・九
一九三〇年	四、四一〇家族	二、一三七家族	四八・四%
一九三一年	二、九八六	七八一	二六・一
一九三二年	五、〇二七	一、五九一	三〇・一
一九三三年	七、八三一	三、三三六	四二・六

右表の如く一九二九年以来の不況の影響で一九三〇年及一九三一年には申込数が減退したが、一九三二年に入って多数の申込を示し、一九三三年には更に激増した。之は外國移民入國禁止令が愈々其の結果を現はし来つたのと珈琲業が既に一段の整理を終つたのに基因するものと云へるが、其の大なる原因は日本移民が正規の家族構成を以て優秀なる労働能率を挙げて他國移民に見られざる特徴を示し、従つて其の聲價を高めたるによるものである。而して斯くの如く常に配耕申込は殺到し、三割

又は四割内外の配耕に應じ得たに過ぎず、結局聖州に於ける邦人珈琲園労働需給は常に六割乃至七割の供給不足状態にあつた。

第二十九目　日本移民制限

前記の如く一九三〇年（昭和五年）の入移民制限令制定の際にも本邦移民に對しては何等の制限を加へず、頗る寛大な好意的取扱をなして之を歓迎したのであるが、一九三三年十一月招集された新憲法制定議會に於て突如排日の巨頭ミゲルコート博士及其一派より日本移民排斥を目的とせる外國移民制限案が提出された。最初同案は阿弗利加人の入國禁止亜細亜移民五分制限案の形を以て現はれた。元来斯くの如き運動は一部排日家の感情論より出でたるものであつて、然も斯様な制限案は特定國民及人種に對し差別的待遇をなすものであり、従来一般人種問題の取扱に関しては極めて自由解放的な方策を執り来つた伯國の傳統に背馳するものとして、政府及一般國民の賛成するところとならず、議會の空氣は

必ずしも同案に有利ではなかつた。茲に於て同案提出者は之を外國人に對する一般的制限條項として改めて提出し之が通過を圖つた。遂に同案はコート博士の伯國政界に於ける非常なる聲望と同國にのみ見る特異の政情の現はれとして議會を通過し憲法中に規定せらるゝに至り、伯國の移民政策に根本的な改變を見るに至つた。其の制限條項は「各國移民の毎年入國數は當該移民の最近五十年間に於ける定着總數の二分を超ゆるを得ず」といふのであつて、之によつて一九三五年度の邦人入國割當數は、二千八百四十九人に制限された。尤も同法は伯國自身の開発上尠からず支障を來した為に、實際に当りては種々の便法が講ぜられその間又紆餘曲折があつたが、最近大東亜戰爭勃発前に至る迄に於て第三國の策動により日本移民の入國に對し屡々旅券査証問題等種々の障碍が惹起された。

第四項　伯國排日問題の經過

左に過去に於ける伯國排日問題の經過を一瞥することゝする。

第一目　概要

明治四十一年第一回移民の渡航後今日迄三十四年を經過したが、其間伯國に於ける排日問題は凡そ十年毎に發生した。初めの中は本邦移民は單に好奇の眼で視られたに過ぎなかつたが明治四十五年より大正三年にかけて其の數を増加し來ると共に次第に日本移民に對する伯國側の注目を惹き、大正三年三月には聖州政府の我が移民取扱者に對する從來の契約を破棄した事件が起つた。之が謂はゞ最初の伯國排日事件である。其後大正五年邦人移民誘入の途が再び開かるゝや、日本移民に對する賛否の論が喧ましくなつた。斯くて大正十二年レイス法案が提出せられ、ここに日本移民は初めて本格的に政治上の問題として扱はるゝに至つた。同法案は其後の排日説に不抜の論據を與へた。之が第二次の排日である。之より日本移民問題は伯國内の重要なる政治上並社會上の問題として取

抜はるゝに至り、更に一九三〇年の革命によって釀成された國家主義は此の形勢を一層助長し、遂に一九三四年（昭和九年）の伯國憲法制定議會に於て排外移民條項を憲法中に挿入せんとする運動が起され、同年七月十六日に發布された新憲法は外國移民二分制限を規定し、日本移民將來の進出に大打擊を與へた。之が第三次の排日問題である。

第二目　最初の排壓

日本移民に對する最初の排圧は大正三年三月聖州農務長官モラエス・バーロス氏の我が東洋、竹村兩社に對する契約破棄の通告によって現はれた。同事件の經過は既に記せる通りである。

第三目　補助金下附不承認問題

更に大正十一年日本移民の排斥といふ程のことではないが、邦人移民送出に一頓挫を來した事件が起った。聖州政府の補助金下附拒否事件

が之である。大正五年の日本移民誘入復活契約が大正九年滿期となり、大正十年以降は契約更新を必要としたが、大正十年度契約更新に際して、聖州政府は從前通り補助金を下附することを拒否するに至ったのである。即ち同年の補助移民として州政府は葡、西、伊三國移民に限り其の總數一萬人の移入を許可し、日、獨、墺三國移民に對しては、其の耕地勞働者としての定着性乏しきを理由として其の誘入を拒絕した。然し之は特に本邦移民排斥を意圖したものではなく、限られた補助金の交付にラテン系三國移民を優先せしめたに過ぎない。當時當社及我が官憲は諒解大いに努めた結果、兎も角同年は六百人の補助を認めらるゝことを得た。然し之を轉機として聖州政府の補助金下附は其後形式を一變し、大正十五年（一九二七年）に至って全く廢止された。此事は其の後の我が對伯移民政策に重大な影響を及ぼし、こゝに我が關係官民の協力を促し、今日の如き積極的移民政策樹立の端緒となった。

第四月　日本移民問題の政治問題化

我が對白移民事業が其の最初の十四年間に遭遇した前記の二障碍は何れも謂はゞ單なる行政上の處分に過ぎないものであつたが、大正十二年始めて日本移民問題は政治問題化せらるゝに至つた。即ち同年米國政府が在米阿弗利加系黒人二十五萬人のアマゾン移植計畫を發表するや、十月二十三日ミナス州選出代議士フィデリス・レイス氏は聯邦下院に「黒人移民禁止及黄色人移民入國制限案」を提出して一大衝動を與へた。同案は優生學的見地に立つ人種的排日案である。更に同年十二月二十日右に對するアリア修正案なるものが提出された。其の中黄色人種に關するものは左の通りである。

一、國民の人種的並道德的構成に有害となる一切の分子の入國を阻止する爲め一般移民の入國を嚴重に取締ること。

二、黒人種移民は入國を禁止し、黄色人移民は其の在伯者數の五分に

限り毎年入國を許すこと。

尚右提案理由中日本移民に關するものを要約すれば左の如くである。日本移民の誘入は歐洲移民減退の補給手段として行はれたに過ぎぬが、同移民は左の如き缺點を有し、其の結果は甚だ好ましくない。

1. 人種型劣惡なり。2. 言語、風習、道德の差異甚し。3. 特殊集團を形成す。4. 移動性に富み、定着性に乏し。5. 日本は軍國主義的國家にして挑戰的なり。

レイス法案及アリア修正案は下院の農工委員會を通過し、更に下院財政委員會に廻付せられ、財政委員會は大正十三年十月三十日オリベーラ・ボテーリヨ氏を其の報告委員に指名した。

茲に於てボテーリヨ委員は報告書作成の爲め親しく日本移民の實情を調査すべく同年十二月二週間に亘つて聖州視察旅行を試み、報告書が翌十四年七月議會に提出された。同報告書に於てボテーリヨ氏は各地日本人植民地の狀況を詳述し、其の成績並日本人の習性を激賞し、且つアリ

ド氏の掲げた排日理由を一々反　し、ファリア修正案中黄色人移民五分制限に關する字句の削除を求めた。而して右ボテーリヨ報告及修正動議は十二名の財政委員數中九名の多數を以って可決せられ、こゝにレイス法案及びファリア修正案はともに握り潰しの運命に遭つたが、右両案の骨子は其の後も絶えず輿論の一部に散見せられた。

第五目　一九三〇年の入移民制限令

一九三〇年十月革命の結果成立した伯國革命政府は國内の失業者救濟を目的として一九三〇年入移民制限令を制定し、一九三一年一月以降一般外國移民の入國を禁止したが、獨り日本移民のみは農業勞働に適すとの理由より引續き入國を許可せることは既述の通りである。然るに斯くの如き日本移民の優遇は他の諸出移民國の嫉視を招いたばかりでなく、伯國に於ける一部排日家の乘ずるところともなり、遂に伯國憲法制定議會に於て果然問題化した。而して此時の排日問題は既に一年前の革命に依

つて釀成された國家主義の中に胚胎しつゝあつたものと見るべきである。

第六目　憲法制定議會

這次の憲法制定議會はブラジル共和國にとつては第二次の憲法制定議會であつて、第一次の憲法議會は一八九〇年に開かれ、此時始めて共和憲法が制定された。其後同憲法は一九二六年に改正されたが、一九三〇年の革命により憲法は停止せられし獨裁政治が行はれ、一方革命政府は國民に對して秩序回復次第憲政に復歸すべきことを約した。然るに諸種の事情により獨裁政府は容易に右の約束を果さず、却て聖州を壓迫する模樣であつた爲め、一九三二年又復聖州に「護憲革命」が起された。然し之亦獨裁政府の勝利に歸し、聖州は其の目的を達するを得なかつたが、此革命により憲政復歸運動は愈々促進せられ、政府も亦立憲政治を布くことに意を決し、斯くて憲法制定議會の議員選擧が一九三三年五月に行はれ、同年十一月十五日伯國建國記念日を卜して憲法制定議會が招集せ

られ、憲法草案政府案が審議されることゝなつた。

第七目　政府案

政府案は其後討議の進むにつれ、前後三回修正されたが、其の第二回に於ける政府案中移民に關する項目は次の通りである。

先づ聯邦組織を規定せる第一章第七條聯邦政府の權能中第十項に於て「聯邦政府ハ植民、出入移民ニ關スル法律ヲ制定シ、入移民ハ之ヲ指導調整若シクハ禁止スル權能ヲ有ス」と定め、第三章經濟社會制度に關する規定中第百五十二條に「法律ニ依リテ國家ノ利益ニ鑑ミ入移民ノ同化ヲ確保スベシ」なる條項が獨立して挿入された。尚第六章の權利義務規定の第百七十一條には「小學校教育ハ必ズブラジル語ヲ以テ教授スベシ」と規定した。即ち從來移民に關しては各州獨立の權能を有したるを聯邦政府の權能に移し、外國移民の同化及伯國語による教育を強調せるものである。

第八目　アツシリア移民問題

之より先一九三三年末國際聯盟の斡旋を以てアツシリヤ移民二萬人の伯國誘入計畫が立てられ、其の調査が行はれつゝあつたところ、之に對するや、排日氣勢が各方面に擧がり、各新聞は一齊に不賛成意見を發表して世論を湧き立たせ、延ては一般移民問題に迄論及し、さては日本移民に對してさへ不賛成を唱ふるもの現はれ、折柄議會では新憲法中移民に關する條項の提出せられたる際とて、此のアツシリア移民問題に依て釀し出された移民反對の氣勢は排日議員の乘ずるところとなり、思はざる惡影響を及した。

第九目　修正案の提出

前記憲法草案政府案中移民條項に關する修正案として提出されたものは左の如きものである。

一、ミゲル・コート提出修正案

修正案の皮切りとして十一月三十日有名な排日家ミゲル・コート博士は豫てよりの持論たる優生學上より日本移民不可論を引携げて修正案を提出した。即ち

阿弗利加黒人移民ノ入國ヲ禁止シ、亜細亜移民ニ就テハ毎年現在数ノ五分迄入國ヲ許可ス、本規定ニ抵觸スル如キ各州ノ移民誘入契約ハ無效トス

文中日本人とは指定してないが、日本人を目標となせることは、同氏平素の持論よりして明かなるところで、其後の諸排日法案に就ても同様に解釋せらるべきものである

二、アルツール・ネイヴア他十六議員提出修正案

ミゲルコート案と同時に生物學研究所長にして嘗て日本に来朝し、我が勲三等を有するバイヤ選出議員アルツール・ネイヴア氏は他十六名議員ノ賛成署名を有する左記修正案を提出した。

入移民ノ許可ハ白色人種ノミニ限定シ、國内ニ於ケル彼等ノ集團居住ヲ禁ズ

三、モンテーロ・デ・バーロス提出修正案

十二月十八日聖州シヤツパウニク選出議員モンテーロ・デ・バーロス氏によりて左記修正案が提出された。

法令ニ依ッテ伯國民型構成上必要ナル手段ヲ講ジ、之が助成促進ハ聯邦政府ニ一任スベシ

イ、本趣旨ニ基ク各州対策ヲ協定スル為メ専門委員會ヲ設置シ、特ニ人種改良並ニ教育問題ニ留意セシム

ロ、國内ニ於ケル同一國民又ハ同一種族外國移民ノ集團ヲ禁ズ

四、シヤヴイエール・デ・オリヴエイラ提出修正案

十二月二十二日セアラ州選出議員にして同州精神病院長たるシヤビエール・デ・オリヴエイラ氏により同氏の専門的立場よりせる左の如き排日的修正案が提出された。

黄色及黒色人種移民ノ入國ヲ禁止シ、白色人種移民ニ對シテハ精神検査ヲ勵行スベシ

以上の四修正案は一九三三年末に於て相次で提出されたのであるが一九三四年に入りて議會第一議會中モンテーロ・デ・バーロス氏、アルツール・ネイバ氏、ミゲル・コード博士、バセッコ・シルバ氏等の排日的演説が行はれて、各方面注目の的となり、殊に言論機關は本問題を取扱ひ、甲論乙駁囂として紙面を賑はしたが、新聞紙の論調は多く日本移民の擁護禮讃に傾き、其論旨は日本人に好感を有するものが多数を占めた。

三月十三日一先ブ第一議會終了して憲法草案政府代案なるものが作成されたが、移民條項には変化がなかった。從って大迄の諸排日提案は一應消滅の形となった。第二議會の修正案提出締切期日は四月十三日であったが、我が官民一致の努力と各新聞社の論調とにより移民條項に対する修正案は最早や之以上提出せられざるべしと豫想せられた。一方此間

排日派に於てはミゲル・コート博士を中心として盛に暗躍を試み、前回の五分制限を訂正して更に二分に縮減する案を提げて第二議會に臨まんとし、一挙に百三十名の賛成議員を獲得し、遂に我方側活動の裏をかいて、果然修正案提出締切日の午後同修正案を提出し、日本人をして唖然たらしめた。同案の内容は左の通りである。

法律ノ規定セル制限内ニ於テ入移民ハ其ノ出發ノ如何ヲ問ハズ其ノ入國ハ自由トス、但シ各國移民ノ毎年入國数は最近五十年間ニ於ケル當該國民ノ國内居住数ノ二分ヲ超ユルコトヲ得ズ

聯邦領土内何レノ地點ニ於テモ移民ノ集團ヲ許サズ、外来人ノ選擇居住並ニ同化ニ關スル規定ハ法律ヲ以テ定ム。

第十目　議會に於ける審議

修正案提出締切後分科委員會が開かれ、五月七日より議案は本會議に於て逐條審議のこととなった。斯かる間にも排日問題に關する議論は

常に行はれ、排日側は「トーレス友の會」を利用して熾に排日氣勢を煽つた。

本會議三日目の五月九日初めて移民問題の一部が審議に上り、最に提出された大バンカーダ案（大州議員團案）が無修正を以て通過した。それは第一章第四條第二十項聯邦の權限に屬する規定中の(f)であつて左の如きものである。

第四條　左記權限ハ特ニ聯邦ニ屬ス

第二十項　左記事項ニ對スル立法權限

(f)　外國人ノ歸化、入國及追放、犯罪人引渡ノ出移民及入移民、

但入移民ニ就テハ之ヲ規律シ方針ヲ定ムルコトヲ要シ、出發地ニ依リテ全部又ハ一部ヲ禁止スルコトヲ得

本條項は從來各州の權限に屬せし移民事項を移して聯邦の權限となし今後排日家に縱横の活動の餘地を與へたものとして最も注意すべきである。

其後議案審議は次第に進行して日本側の最も憂慮せし第百六十一條の移民條項に入らんとしつゝあつた際、五月十七日コメルシオ紙はコート案を支持せる大々的排日記事を揭げて一氣に議會の對日空氣を悪化せしめた。斯かる雰圍氣の裡に五月二十三日遂に其の日は來り、コート案を繞つて贊否兩派間に激甚なる應酬問答が行はれ、議場は非常なる混亂に陷り、翌二十四日票決に入りたる結果一四六対四一票を以てコート案は遂に採擇された。其の全文は左の通りである。

第百二十一條

第六項　領土内ニ入國スル移民ハ人種的統制ノ確保及肉体的並文化的能力ノ保全ニ必要ナル制限ヲ受クベシ、但シ一年間ノ各國ヨリノ移入ハ過去五十年間ニ伯國ニ定着セル當該國人ノ二分ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

第七項　聯邦領土内何レノ地點ニ於テモ移民ノ集團ヲ禁ズ、外國人ノ選擇、其ノ居住地域ノ限定及同化ハ法律ヲ以テ定ムベシ

斯くの如くして移民條項は通過したが、其他議案の審議は六月八日を以て完了し、新憲法は七月十五日公布せられて、翌十六日より効力を発生した。

第十一目　移民制限實施

移民制限は一九三五年より実施せられたが、之が為め伯國の産業殊に聖州の珈琲及綿作に大打撃を與へ、新聞は此の事に就き論じ、大統領ホ國會への教書に之を述べた。然し排日團体アルベルト・トーレス協會の運動は愈々熾烈を加へた。一九三五年度の割當は労働省で暫定的に作つたものが適用せられ、日本移民は二千八百四十九人と定められたが、実際同年中には右割當許可数の他に一九三四年度分の残部として六千六百七十人が入國した。然し同法は伯國自身の開發上多大の支障を齎らした為め実際運用上は種々の緩和策が講ぜられたこと及最近今次大戦勃発に至る迄に於て第三國の策動によつて日本移民の入國に対し屡々諸種の障碍が惹起されたことは既述の通りである。

第十二目　現在在伯邦人数其他

在伯邦人数は最近約二十一万人に達し総数の九割が聖州にあり、其他の少数が他諸州に散在してゐる。職業別は其の殆ど全部が農業の目的で渡航したものであるから、農業に従業するものが総数の約九割を占める。有業者中農・商・工に従事するものゝ百分比は左の通りである。

	昭和七年	仝九年	仝十年	仝十五年
農業	八六・〇%	九〇・七%	八九・三%	八七・一%
商業	四・五	三・四	四・八	五・五
工業	三・〇	二・四	一・三	三・〇
其他	六・五	三・五	三・六	四・四

今日伯國特に聖州農業界に對する邦人の貢献は甚だ大であつて、最近邦人の農産物生産高は年額約一億五千万円に達し一家族平均三千数百円に當り、内地農家收入と比較して大なる差違を呈してゐる。

近年邦人農業者の棉作進出は特に顯著であつて、従來邦人農業の第一位を占めた珈琲を蹴落して王座を獲得し、邦人棉産高は聖州棉の五割以上を占めて年産一億万円に達する。第二位の珈琲に於ける邦人の生産比率は聖州産額の七分であるが、その年産三千万円、棉、珈琲の外に養蠶、茶業、蔬菜栽培等の特殊産業に於て邦人の聖州に寄與する所少くない。即ち養蠶業に於ては邦人は聖州の七割、茶業に於て九割、蔬菜一般に於て七割を夫々生産しその内蔬菜類の邦人年産高は一千万円を超える状況である。今在伯邦人の農産物生産高と伯國及聖州の同生産高とを比較するに左表の通りである。

一九三五　三六農年伯國、聖州對邦人農産物生産高
（現在八一コント邦貨約二二〇円）

種別		數量	伯貨	單價
珈琲	全伯	一、七二七万表	一、七二七、〇〇〇コント	一俵百ミル
	聖州	一、〇一〇 〃	一、一一〇、〇〇〇	〃
	邦人	七五 〃	七五、〇〇〇	〃
繰棉	全伯	三二、〇〇〇万瓩	一、二八〇、〇〇〇	一〇キロ四〇ミル
	聖州	一八、〇〇〇 〃	七二〇、〇〇〇	〃
	邦人	九、〇〇〇 〃	三六〇、〇〇〇	〃
籾	全伯	二、〇九〇万俵	三七六、二〇〇	一俵一八ミル
	聖州	九〇〇 〃	一六二、〇〇〇	〃
	邦人	六〇 〃	一〇、八〇〇	〃
豆	全伯	一、二〇〇 〃	二四〇、〇〇〇	一俵二〇ミル
	聖州	三五〇 〃	七〇、〇〇〇	〃

（在聖市總領事館勧業部調に據る）

	邦人	一五万俵	二〇〇〇〇コントス	一俵二〇ミル
玉蜀黍	全伯	八、〇〇〇〃	一、二〇〇、〇〇〇	一俵一五ミル
	聖州	一、七〇〇〃	二五五、〇〇〇	〃
	邦人	五〇〃	七、五〇〇	〃
甘蔗	全伯	二七〇万噸	四〇、五〇〇	一噸一五ミル
	聖州	一二〇〃	一八、〇〇〇	〃
	邦人	四〃	六〇〇	〃
煙草	全伯	八〃	三二、〇〇〇	一噸四コント
	聖州	三千噸	一二、〇〇〇	〃
	邦人	一五〃	六〇	〃
馬鈴薯	全伯	六五〇万俵	一七五、五〇〇	一俵二七ミル
	聖州	二四〇〃	六五、〇〇〇	〃
	邦人	八〇〃	二一、六〇〇	〃

繭	全伯	六〇〇万瓩	二〇〇〇〇	一キロ三ミル五〇〇
	聖州	五五〃	一、八二五	〃
	邦人	三五〃	一、一二五	〃
バナナ	全伯	四五〇〇果房	四五、〇〇〇	一果房一ミル
	聖州	二、七〇〇〃	二七、〇〇〇	〃
	邦人	一、五〇〇〃	一五、〇〇〇	〃
柑橘類	全伯	一、一〇〇万箱	七七、〇〇〇	一箱七ミル
	聖州	二五〇〃	一七、〇〇〇	〃
	邦人	一万五千箱	一〇五	〃
茶	全伯	一〇〇万瓩	一、二〇〇	一キロ一二ミル
	聖州	八〃	九六	〃
	邦人	七万五千瓩	九〇〇	〃
	全伯	七、六〇〇万瓩	一一四、〇〇〇	一キロ一ミル五〇〇

葡萄 聖州	葡萄 邦人	蔬菜 全伯	蔬菜 聖人	蔬菜 邦人	計 全伯	計 聖州	計 邦人
一、九〇〇万本	五〃				五、六二四、二〇〇[illegible]	二、五〇〇、二八五〃	五一三、二四〇〃
二八、五〇〇コントス	七五	二七、〇〇〇	一三、〇〇〇	九、一〇〇			(一三五、八一〇・十四)
一キロ一三八五〇〇	〃						

第五項　アルゼンナン移民

今日アルゼンナン在留の邦人は其数七千人で南米に於て伯國・秘露に次ぐ邦人の有数な移住地となつてゐるが・邦人移民の亜國渡航は明治四

十一年の第一回ブラジル移民團中の二名が同年ブエノスアイレスに転住したのを濫觴とする。其後伯國、秘露等の南米諸國より邦人の転飛せるもの及彼等に呼寄せられて日本内地より渡来せる者等が加はつて徐々に其数を増加した。

在留邦人の過半は首都ブエノスアイレス市に居住して貿易商社、陶磁器・綿絹布・雑貨等の商店珈琲店、飲食店、洗濯店、運轉手等を営み、郊外で農園を経営し花卉、蔬菜類の供給に有力な地位を占め殊に花卉栽培に於ては毎年行はるゝ大統領カップを獲得する有様である。

此外地方の諸都市及其の郊外に散在し、其の状態は首都に於けると同様である。邦人企業としては伊藤清藏博士の牧場経営が有名であるが、同氏は昨年逝去された。又西部メンドーサ州に於て果樹蔬菜の栽培、ミシヨネス州に於てマテ茶・葉煙草の栽培に従事してゐるものもある。

第六項　コロンビア移民

コロンビアと我國との間には夙に明治四十一年通商航海條約が締結

されたが、久しく貿易、移民共何等見るべきものがなかつた。昭和四年我が外務省は邦人移民の進出を計る為め海外興業會社社員の実地踏査の結果に基き、同國カウカ原野の中心地オクリ市より六〇キロを距る地点に試驗地九十六町歩を購入し、之を植民試驗地となし、昭和四年度より同六年度に至る三ヶ年継續事業として海外興業会社に之が経営を委嘱した。之に依つて同社は先づ昭和四年十一月及同五年四月の両度に第一回家族移民十家族（内福岡縣八家族、山口、福島各一家族）五十八名を入地せしめ、移住者は大豆、米、玉蜀黍、果樹、蔬菜等の栽培に従事した。彼等は当初は非常な困難を経験したが、刻苦努力の結果漸次順調に轉じ、好成績を挙ぐるに至つた。其後昭和六年試驗期間終了後植民割当地は夫夫移住者に無償を以て譲渡された。

昭和十年拓務省は前記植民地の擴張を期して、第一回移民が殆ど福岡縣人なるに鑑み、福岡縣海外移住組合に對し同國への進出を慫慂した。茲に於て同組合は二万円を支出して前回移住地に隣接せる土地七十五町歩を購入し、同年十月同組合員十家族百四名を移住せしめた。

現在コロンビア在住の邦人は約三百名足らずで、前記両移住地関係者の外は農耕、庭園師、雑貨、食料品店、諸負業、理髪業等に従事してゐる。

第七項　パラグアイ移民

パラグアイと日本との間には大正十年八月通商條約が締結せられ、同國の邦品輸入額は最近頓に増加して昭和十三年には同國の輸入貿易に於て本邦はアルゼンチンに次ぐ第二位を占めたが、在留邦人は昭和十年迄は花卉、蔬菜の栽培、珈琲店、大工を営む者等約三十名に足らざる極めて少数に過ぎなかつた。

然るに同國は地味、気候、衛生状態等極めて良好で邦人の移住に適し、且官民共に邦人の入國を歓迎し居るの状態なるに鑑み、昭和十年拓務省はパラグアイ自作農移民送出計画を樹立し、政府は土地購入資金、生産

資金等の低資融通を爲すの外産業公益施設其他事務費等に対し相當の助成をなし、海外移住組合聯合會を事業主体として、同會の伯國に於ける事業經營に則り実行せしむることゝした。同計画は同國の略中央地帯に約一万二十町歩の農耕地を購入し、こゝに邦人の入植を奨励せんとするもので、その後入植者の数を次第に増加し、最近では約七百人の邦人が同國に在留してゐる。

第四款　南洋移民

緒言

明治期以降を第二期の國民海外発展時代とすれば、足利末期から德川初期にかけての第一期海外発展時代に於て活躍した我が八幡船、御朱印船の舞台は、主として南支那から外南洋方面であつた。西國の諸大名並に紳商は、競うてこの方面に所謂南蛮貿易の手を拡げてゐた。寛永鎖國の実施に至る迄、外南洋方面に於ける邦人の活躍は頗る顕著なものがあつたことは既に述べた通りである。マラッカ海峡以東、暹羅、カンボヂヤ、安南、ルソン、ボルネオ、爪哇等を通商區域とし、當時この方面の重要港市には、殆ど例外なく邦人が居留し、マニラ、ツーラン、フェフオ、ピニヤルー、プノンペン、アユチヤの六都市には日本人町さへ出来て居り、マニラだけでも元和の頃には三千人を算へてゐた。彼等在留邦人は、恰も現代の華僑の如く、直接母國の政治的、軍事的勢力を背景と

することが出来なかつたが、よく商業、貿易に進出した。スペイン、ポルトガル、オランダ等の強固な武力を背景とする商業資本と競争する為めには、日本人町は自ら武装して、時に彼等に應戰して、その權益の擁護に努め、浜田弥兵衛の如き快男子も出たし、山田長政の如く一封侯にまでなつたものもあつた。然るに徳川二百十五年の鎖國は、遂に外南洋を白人の跳梁に任せるに至り、邦人の海外発展をして全然明治以降に再出発するを餘儀なくせしめた。明治以降に於ても日本の進出機會は決して尠くなかつたのであるが、當時の我が國力は之が為め未だ充分とは言ひ得なかつた。卓越せる海外発展の先駆者榎本武揚子爵の如きは、明治九年頃小笠原島の島続き我が西南膨脹線上にある当時スペイン領のマリアナ群島及びカロリン群島を買收し、尚進んでニユーギニアに植民地を設定せんことを建言してゐる。独乙のマーシャル群島占領、英、独、蘭三國がニユーギニヤを分割したのが明治十九年であり、独乙がマリアナ、カロリン、パラオの三諸島を買收し、米國が布哇及び比律賓、グアム等を併合したのが明治三十二年のことであつた。

明治時代に入り最初に南洋に発展したものは九州地方の娘子軍であつた。彼女等は明治四、五年以来邦人の先駆として外南洋一帯は勿論のこと、遠くはマダガスカル、南阿までも進出したが、その中心は新嘉坡であつた。明治二十年代の後半頃新嘉坡には約一千人の邦人がゐたが、内九百人が女子であり、その殆ど全部が所謂娘子軍であつたといふ。同地駐在の山崎領事が大正九年十月を期し、管下各地の娘子軍追放を実行すに至つて、彼女等の活動は終熄した。南洋地方の初期の邦人は大体この娘子軍に附随して発展したともいはれるのであつて、彼女等の職業は決して賞むべきものではないが、その進取的行動には敬服に値するものが多い。

日清戰争頃から軒昂たる國民的意氣に燃ゆる先覺者の南方渡航が開始されたが、苦心経営の末、不幸にも挫折するものもあつた。

明治二十八年農業移民を率ゐて暹羅に渡つた岩本千綱、宮崎滔天の如きはそれであつた。同年には辻謙之助がニユーギニアで土地交渉をして居り、翌二十九年には石原哲之助が同志と英領馬来に入植し、大川清は漁夫を伴つて新嘉坡に渡つてゐる。明治三十一年比律賓が米國の領有するところとなり、次いでマニラからその北方の避暑地バギオに通ずるベンゲツト道路の土木工事が興さるゝや、約三千の邦人労働移民が誘入された。然し明治三十八年前記道路工事の完了と、その既往移民のマニラ麻栽培業者其他への分散轉化は、日本の南洋に対する大量の労働移民の終止符ともなつてゐる。ベンゲツト工事移民の中、明治三十七年秋、太田恭三郎氏に率ゐられてダバオに入植した同胞百八十餘名こそは、同地に現在の繁栄を招来した先駆者であつた。明治三十九年には高月一郎が佛領印度支那に渡つて農業を試みて居り、翌四十年には堤林数衛が青年十六名を率ゐ、爪哇に渡り、刻苦勉勵克く後年同島に百貨店網を張る端緒をつくつた。同四十三年には依岡省三が幾多の困難を排してサラワク

王國に於て土地を租借し、今日の日沙商会の礎を築いた。要するに日露戦争以前に於ける邦人の南方進出は極めて微々たるものであり、僅かに娘子軍の活躍のみが誇大に注目されてゐた程度に過ぎなかつた。

日露戦争後に於ける邦人の南洋移民の特徴をなすものは、賣薬業者を中心とした商業移民であり、その対象は蘭領東印度に集中してゐる。固より労働移民として全然絶えた訳でなく、比律賓のマニラ麻栽倍事業は追加的労働力を要求し、その後も相當量の移民が流れた。又佛領ニユーカレドニアに対するニイケル鉱山労働者は大正八年迄に三千人の移民を追出した。濠洲も明治三十五年に甘庶栽培の移民を禁止したが、眞珠貝採取の漁業移民は継続して行はれた。

第一次欧洲大戦の勃発は、我が南洋移民史に於て新たなる段階を劃した。即ち、その代表的な蘭印に就いて見れば、従来の個別的な賣薬行商に代る邦人の定着商業者の進出を、量的並質的に強化した。欧洲戦争の勃

発と共に欧洲方面の物資輸入が杜絶した為め、本邦商品の目覚しき進出を見て、之に附随して輸入業者の店舗創立、大貿易会社の支店設立を見た。大戦終了と共に欧洲諸國より商品輸入の復活、不況による購買力の減退等により、輸入業者の一部は引揚げ、店舗を縮少したがこれらの輸入業者の従業員の多くは小輸入業者又は小商業者に転化し、小賣商は倍加した。その後不況時代に入ったが、昭和五、六年頃より低廉なる邦品の輸入激増と共に、在留邦商の数は更に増加した。この間邦人商業者は明治四十一年の辰丸事件以来屢次の華僑排日貨に虐げられつゝも、その善難の中に邦商の実力は成長し、侵々乎として華商の勢力圏に及んだのである。

比律賓に於ける邦人のマニラ麻栽培事業は次第に確固たる地位を獲得し、邦人の自由移民としての渡比は時に消長はあったが、増加趨勢を示した。これと並んで大正時体に入ってからは、馬来半島、スマトラ、ボルネオ等の護謨栽培事業並馬来半島の鉄鉱採掘業を中心とした邦人企業の進出に伴ひ、同方面への邦人渡航者が年々増加した。明治三十二年以降昭和十二年支那事変勃発迄の間にこれ等地方へ渡航した邦人は、比律賓(グアム島を含む)四八、九〇〇名、馬来半島一〇、九〇〇名、蘭印六、六八八名である。

南洋各地在留邦人中、最も多数を占めるものは比律賓で、昭和十三年十月現在で二五、七七六人、その内一八、〇〇〇人はダバオに在住してゐる。これに次いでは蘭領印度、英領馬来で、前者が六、四六九人、後者が五九〇八人である。

南洋方面在留邦人職業別 昭和十三年十月一日現在

職業別 ＼ 國別	比律賓	蘭領東印度	英領馬来	北ボルネオ サラワク	英領印度ビルマ セイロン	タイ國	佛印	香港	澳門	濠洲 新西蘭 太洋洲諸島	グワム島	計
総数	二五、七七六	六、四六九	五、九〇八	一、四九四	一、四〇〇	五二二	二三四	五七〇	一四	一、八九六	六一	四四、三四四
農業	六、二七六	一四二	一六八	二一一	一三	一	七	—	—	四八	二	六、八六八
水産業	一、四六六	四〇二	一、〇一九	二七七	一五	—	—	—	—	五九〇	一	三、七七〇
鑛業	一四	七	六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	八一
工業	一、五一六	二一〇	二四五	二〇七	六八	一二	一	七	—	二一四	七	二、四八七
商業	二、六四一	二、一九〇	一、〇六八	一四一	四一五	一九八	一〇〇	三一一	一	二三三	九	七、三〇七
交通業	九七	二一	五七	一	三	一	—	一	—	三二四	—	五〇五
公務自由業	二六一	一八〇	二三二	二五	一九五	六〇	八	八五	二	二〇	—	一、〇六八
家事使用人	一四五	七五	一六三	一一	三〇	二三	二八	九	一	三七	—	五二一
其他ノ有業者	四八四	七三	五七	一	五	—	二	一三	—	二六	—	六六一
無業	一三、八七六	三、一六九	二、八三九	六二〇	六五六	二二八	八八	一四四	一〇	四〇四	四二	二二、〇七六

これを職業別に見ると、農業、商業、工業及水産業に於て何れも比律賓が第一で、水産業では馬来、商業は蘭印がこれに次いでゐる。南洋方面に於ける邦人全有業者中では、農業及商業に従事するものが夫々有業者総数の約三分の一に相当してゐる。特に比律賓に於て農業者が有業者中の半数を占めてゐるのは、全くダバオに於けるマニラ麻栽培に従事するものが有力であることに基く。比律賓以外では商業者が何れも最高位にある。比律賓に工業者が多いのは、大工や邦人経営の製材業が多い為めであり、鉱業者は英領馬来の邦人経営鉱山に関する者に殆ど限られる。最後に注目を要するのは水産業者である。濠洲木曜島近海の真珠貝採取が既に明治二十年頃から進出したのと異り、外南洋に於ては大体昭和に入つて有力となつてゐる。比律賓のマニラ、ダバオ、ザンボアンガ、ホロ、英領北ボルネオのタワオ、馬来の新嘉坡、蘭領ではバタビヤ、スマトラのサバン、バタン、セレベスのメナド、マカツサル、ハルマヘラのテルナテ、ブートン島のブートン、コブルール島に近いドボ等が主要根據

地である。陸上と異り公海上の稼業は極めて自由である點から、我が南洋群島のパラオを根據地とし、アラフラ海に蝶貝採取に出漁するもの昭和十三年頃には一七〇隻を超え、凡そ一、〇〇〇名に達し、その漁獲高約四百万円に達した。又鰹鮪漁船の比律賓近海、赤道反流帯附近等への出漁は昭和十五年には八〇隻に達し、漁獲高六百万円を示した。次に南方に根據地を設けて経営せる邦人漁業の戦前に於ける概況は左の如くである。

大東亜戰前の我國南方漁業概況

地域別	主たる漁業	日本人従業者	主たる根據地	生産高
比律賓	鰹釣、打瀬網・追込網	一、一六〇人	マニラ、ダバオ、ザンボアンガ	八〇〇、〇〇〇円
英領北ボルネオ	鰹釣、鮪釣	四〇〇	シヤミール、バンギー	一〇〇、〇〇〇
英領馬来	追込網、流網曳縄、採貝	一、〇〇〇	シンガポール	三〇〇、〇〇〇
蘭領印度	追込網、鰹釣、採貝	四九〇	バタビヤ・マカッサル、メナド、ザバン、パダン、ブートン、アンボン、ドボ	六五〇、〇〇〇

南洋は我が版圖の南方に隣接し、邦人発展の絶好の地域であるに拘らず、南洋に於ける在留邦人は大東亜戦争勃発前に於て僅かに約四万に過ぎず、南洋華僑の七百万に比較して、又地球上本部と対蹠点にあるブラジルに於ける邦人が二十万を超えてゐるのと比較しても、餘りにその僅少なるに驚かざるを得ないのである。これは低廉且豊富な原住民及支那人苦力の労働の存在することも一大要因であるが、その外、南洋が白人の植民地群であり、これ等南洋各國の政策が邦人の拓殖参加を観迎しない態度が濃厚であったことも邦人発展上の一大障碍であった。佛領印度支那の如きはその最たるものであるが、比律賓、英領馬来に於ても土地獲得が甚だ困難となって来てゐた。蘭印では昭和八年には入國会を改正し、同九年には営業制限令を発布して邦人営業権に干渉すると共に新たなる企業進出を阻止し、更に同十年には外國人勤務條令を制定して邦人從業員の渡航は著しく困難を加へた。比律賓に於ける土地法を楯とする邦人排斥は既に古くからの懸案であり、最近は又移民法を発布して、直

接邦人移民を年五百人に制限した。されば又南洋方面に至る我が移民に対しては、ブラジル移民や満洲開拓民の如く公然之を援助し、保護し、監督することを得ない状態にあつた。我が政府として全面的且組織的な援助の下に、大量移民を送出した例は南洋に関する限り、未だ一回も存在しない。又在留邦人の生産物に対してすらも、他の輸入品と同一取扱をなし、保護助長に関し大なる考慮が拂はれなかつたのである。次に従来我が國民一般の南洋に対する関心が比較的稀薄で、その認識の程度も意外に浅いものであつたこと等も大いに原因してゐる。又、日本と南洋との距離が近く、往復が容易であるといふ点が、一方に於て好都合の條件を具へてゐるが、他方に於ては定着性を乏しくし、邦人の発展に影響を及ぼしてゐることも事実である。

南洋方面本邦移民渡航者員数表

自明治三十二年
至昭和十二年

年次	比律賓グアム	英領馬来海峡植民地	蘭印	香港澳門	英領北ボルネオサラワク	英領印度	佛印	タイ國	濠洲	英領大洋島	佛領ニューカレドニア	英領フィジー島	佛領タヒチ島	其他南洋諸島	計
明治三十二年	一二	三二	三六	五〇	—	六	一六	—	一四	—	—	—	—	—	一六六
同三十三年	五	四八	三〇	三六	—	一〇	一〇	—	二一	—	九八八	—	—	—	一一四八
同三十四年	八	二八	二六	四八	三	四	八	—	二九五	—	一三四	—	—	—	五五四
同三十五年	七七	二一	七二	五〇	—	—	九	四	一五五	—	一	—	—	—	三九三
同三十六年	二二一五	三六	二二	三三	—	二四	一六	六	二八	—	—	—	—	—	二三八〇
同三十七年	二九二三	五七	一二	二一	—	一	四	三	一一八	—	—	—	—	—	三一三九
同三十八年	四二七	三五	二六	一一	—	一	一〇	三	二七	四〇	六一二	—	—	—	一一九二
同三十九年	七一	三九	四一	一九	六	四	四	一	二	二三	—	—	—	—	二一〇
同四十年	一七六	五九	三五	二四	一	八	一九	四	五	九	—	—	—	—	三四〇
同四十一年	一四三	七六	五三	一八	二	—	一二	—	九	三五一	—	—	—	—	六六五
同四十二年	一七〇	五八	三九	三三	五	二	一九	三	九	一八	—	—	—	—	三五六

年次	比律賓グアム	英領馬來海峡植民地	蘭印	香港澳門	英領北ボルネオサラワク	英領印度	佛印	タイ國	濠洲	大洋洲英領島	佛領ニューカレドニア	英領フィジー島	佛領タヒチ島	其他南洋諸島	計
明治四十三年	三九六	八二	四九	三〇	—	二	二六	一	八	一八一	一、〇一五	—	一三七	七	一、九三七
同四十四年	五九六	一六	七六	—	—	—	二六	—	六	—	三四二	—	二二三	—	一、二八五
大正元年	六八九	三八六	九一	三四	一八	二五	二一	—	六	一三〇	—	—	—	四二	一、四四二
同二年	九三〇	三三八	一九六	二	—	二三	一〇	二	一七	六二	五八三	二	三〇	—	二、一九一
同三年	七八二	二五〇	一七五	七	—	一一	一二	一	一九	七七	一、一六三	四	九九	三〇	二、六三〇
同四年	四六八	二三五	一一五	二六	八	一六	一六	二	二〇	二二	四	二	二	—	九三六
同五年	一、〇二九	三三四	一八五	二八	一五	二六	一二	七	二〇	六	二	四	—	一七	一、六八五
同六年	三、一七〇	五六〇	二一〇	三六	三六	四六	三	二	二九	五三	—	二九	—	一	四、一七五
同七年	三、〇四六	四一二	一四六	一九	七八	四二	二七	五	四一	一八	—	四	—	—	三、八三八
同八年	九三八	三四三	一二八	九〇	八	四五	一〇	五	一四〇	五二	一一一	七	三一	—	一、九〇八
同九年	四一二	三四〇	一八六	一〇五	一〇	三三	一〇	三	一〇五	—	一	三	—	—	一、二〇七
同十年	四一五	二二四	一三〇	四六	一八	二四	一四	四	九九	三	一	二	—	—	九八〇
同十一年	一八九	一七一	九〇	三五	一一	一〇	六	—	二二八	—	—	一	—	—	七四一
大正十二年	四四九	五七	八一	一五	一三	二六	一七	—	五四	—	—	六	—	—	七一八
同十三年	五四八	一五二	七五	二一	六	一七	五	一	一一二	—	—	—	—	—	九三七
同十四年	一、六三五	四三七	一六九	一九	五	三六	四	四	二五〇	—	—	一	—	—	二、五六〇
昭和元年	二、一九七	四〇二	二二六	三七	八三	二七	六	五	一三九	—	九	三	—	—	三、一三四
同二年	二、六六〇	四七五	二四八	一九	三四	三九	四	一一	一二九	—	三	四	—	—	三、六二六
同三年	二、〇七七	四二〇	一九一	三六	一〇六	一六	六	四	二七〇	—	五	九	—	—	三、一四〇
同四年	四、五三五	五一三	五〇七	四九	三〇	五二	二二	三	二七七	—	一七	四	—	—	六、〇〇九
同五年	二、六八五	八三五	五五八	一〇〇	九七	七一	一八	七	七五	—	三〇	—	一四	—	四、四九〇
同六年	一、一〇九	五四九	四四七	六二	五八	一〇六	一五	一〇	三四	—	一八	一	—	七	二、四一六
同七年	七四七	三五六	五三三	四六	六四	八三	七	五	九二	—	六	二	一	二	一、九四四
同八年	九四一	三二二	四六八	七三	一三三	四七	二五	一一	五九	—	二	—	四	二	二、〇八七
同九年	一、五四〇	五九八	三五六	一一七	一七四	四三	二二	二五	一〇五	—	四	一	—	—	二、九八五
同十年	一、八〇二	六二五	三八九	一九二	二三〇	四〇	一八	二四	九二	—	—	—	—	一	三、四一三

年次	昭和十一年	昭和十二年	合計
比律賓グワム	二八〇九	三八七六	四八,九〇〇
英領馬来海峡植民地	五三九	四四〇	一〇,九〇〇
蘭印	一四四	一三一	六,八八八
香港澳門	一一八	五〇	一,七五九
英領北ボルネオサラワク	一二四	一七八	一,五五四
英領印度	一七	一二	九九五
佛印	一一	六	五〇七
タイ國	一〇	二一	一九七
濠洲	二三	二七	三,五五九
英領大洋島	—	—	一,〇四五
佛領ニューカレドニア	—	—	五,〇五一
英領フィジー島	—	—	八九
佛領タヒチ島	—	—	五四一
其他南洋諸島	四	二	一一五
計	三,九九	四九四三	八〇,八五五

大東亜ニ於ケル邦人ノ発展
数字ハ在留邦人数
(昭和十三年十月一日現在)
東亜ソ聯領
1.524
満洲国
492.947
中華民国
105.334
関東州
178.594
印度セイロン
1.400
522
234
比律賓
25.776
内南洋
71.141
英領馬来
5.908
英領北ボルネオ及サラワク
1.494
蘭印
6.469
濠洲新西蘭大洋洲諸島
1.896

本邦移民南方渡航者数
(自明治三十一年 至昭和十三年 三十八年間)
995
英領印度
10.900
英領馬来
1.554
英領北ボルネオ及サラワク
6.668
蘭印
1.759
香港・澳門
42.900
比律賓及グアム
3.559
濠洲
1.045
英領オーシャン島
5.051
仏領ニューカレドニア
541

第一項　比律賓

第一回　明治三十五年以前の状態

近年我が移民の目的地として南米に次ぐものは南洋の比律賓である。比島は他の南洋諸島に比し、我國とは地理的に最も近接してゐるので、両國間の交通も最も早く開け、足利豊臣時代に於て既に相当頻繁な交易が行はれ、徳川初期の慶長年間には今のマニラ市外に日本人町が作られ、約三千人の邦人が在住したと云はれる。その後徳川幕府の鎖國令の為、関係は中絶し、明治期前半に於ても両國の関係には殆んど見るべきものがなかった。

明治二十二年菅沼貞風が比島に渡って邦人発展のための警鐘を叩き、同二十五年には佐野常樹が榎本外相の旨を受けて廣く各地を跋渉した。邦人のこれに対する移民発展を策せんがためである。明治二十九年には比島在留邦人十五人、同三十五年にはマニラに二十二人、イロイロ市に

二人、この外領事館に登録せざるものが若干あったに過ぎない。日本の方で比島に対する発展を策しても、領有国スペインがこれを好まなかったのである。然し明治三十三年米国領有後島内の秩序漸次安定すると共に、邦人の渡来も次第に増加し、三十四年に二百十五人、三十五年に三百七十五人の邦人渡来者があった。

第二目　ベンゲツト道路工事

米國は比島領有後間もなく夏季の首都及避暑地として選定せるバギオに通ずるベンゲツト道路開鑿を計画したが、當初使用せる比島人、支那人労働者を以てしては、その完成容易ならざるを見て、一九〇三年六月新たに工事主任に任命されたケンノン少佐は忍耐強く勤勉なる日本労働者の力に依るの外なしとして、日本労働者の移入を決意し、マニラの日本領事館に邦人労働者の供給につき斡旋方を依頼した。これは同年六月米国移民法が比島にも適用さるゝに至った直後のことで、同少佐の非常なる決意に基くものであった。茲に於て我が領事は神戸渡航合資会社代理人稲葉卯三郎氏を推薦し、同氏とケンノン少佐との間に大要左の如き契約が成立した。而してケンノン少佐は米國移民法の比島実施直後なることを顧慮して同契約は特に口約で結ばれたといはれる。

需要總人口　一、〇二二人

内訳
- 人夫（日給米金六二仙）　九〇〇人
- 石工（同　一弗）　一〇〇人
- 人夫頭（同　一弗二五仙）　二〇人
- 通訳（主任月給九〇弗、助手同五〇弗）　二人

一、雇傭期間　工事完成迄一ケ年

一、労働時間　毎日十時間

一、食事、宿舍、医薬は官費支給

一、ベンゲツト州に於ける道路改築工事に従事すること、十五哩の道路を日本人、支那人及比律賓人労働者の三者に各五哩宛分割担當せしむ、

然るにケンノン少佐と契約を結んだ神戸渡航会社は大量移民の輸送を実施し得ず、遂に海外渡航会社及帝國殖民会社に之を委託するの已むなきに至った。一度ベンゲツト道路工事の報が傳はるや、當時本邦に於ける十数の移民会社は競つて労働者の募集を引受けんとし、代理人をマニラに派遣して移民争奪戦を演じ、其の間種々の暗闘が行はれたので、我が當局は移民輸送に関して割當制を定めて之を許可した、右の道路工事の他、之と同時にマニラ鉄道會社に於ても日本労働者を入れんとし、フオートマツキンレー兵舎の建築工事に要する大工の注文等もあつて比島行移民は盛況を來した。明治三十六年秋以後明治四十一年迄に渡比せる本邦移民の統計表を掲ぐればたの通りである

比律賓群島渡航本邦移民統計表

取扱移民会社名	明治三十六年渡航移民数	明治三十七年渡航移民数	明治四十年渡航移民数	明治四十一年渡航移民数	計
廣島移民会社	—	五三	—	—	五三
関西移民会社	—	四〇	—	—	四〇
帝國殖民会社	三五八	四五五	—	—	八一三
大陸殖民会社	三七	一四	—	—	五一
中國移民会社	五二	—	—	—	五二
神戸渡航会社	一〇二	一九	—	—	一二一
東京移民会社	—	一三五	—	—	一三五
森島移民会社	一四三	一四三	一八	—	三〇四
東洋移民会社			二六	四十一年 五四 四十二年八月迄 四二	一二二
海外渡航会社	二九〇	四六一	三十八年 一		七五二
防長移民会社	三二六	八〇	—	四〇	四四六
三丸商会	一六二	—	—	—	一六二
森岡商会	—	四一	—	—	四一
山陽移民会社	—	二四	—	—	二四
皇國殖民会社	—	一三九	—	—	一三九

取扱移民会社名	明治三十六年渡航移民数	明治三十七年渡航移民数	明治四十年渡航移民数	明治四十一年渡航移民数	計
小見移民会社		二二			二二
合計	一、四七〇	一、六二六	三十八年 四十年 四四一	四十一年 四十二年 九四 四二	三、二七七

第三目　道路工事完成後の移民分散

明治三十八年ベンゲット道路工事が完成するや邦人移民の渡航は一段落と互り、加ふるに日露戰役あり、移民会社の廃業相次いで起り、三十八年以降は既往移民は分散して、其の大多数はベンゲット州を下つて、或は農業労務者となり、或は鉄道工夫、大工、又は雑業に轉じ、新渡来者の数も亦急激に減少した。

第四目　邦人のダバオ開拓

此時に當り比島開拓の先駆者たる太田恭三郎氏は予て将来ミンダナオ島の一角ダバオの地がマニラ麻の好栽培地たるべきに着目し、三十八年ベンゲット道路工事の完成によつて職を失ひ各地に離散せる邦人労働者中の百八十余名を率ゐてダバオに渡航し、前人未踏の原始林に最初の斧を振つてマニラ麻の栽培に着手した。之が今日邦人南洋発展の一根據地となつてゐるダバオ開拓の濫觴である。太田氏は初めダバオ州バゴの地に同志と共に公有地二百町歩を租借し、麻栽培を試みたるに成績良好であつたので、更に千余町歩の土地を得て太田興業会社を創立した。其後氏は蕃地開拓の指導者となつて辛酸を嘗め拮据経営に努めた結果事業も漸く其の緒に就き、爾後其の範に倣つて事業に参加する邦人が次第に増加した。氏は業半ばにして病に斃れたが、其の記念碑は今日ダバオ州ミンタルの丘上に建てられて同地開拓の大恩人として日米比人の崇敬の的となつてゐる。

ダバオの邦人は法律の許す限り廣大な土地を得る為め法人を組織し、

拂下又は租借の形式をとつて栽培に従事したが、麻の好況につれ漸次其の数を増し、大正七年—同八年頃の麻の好況時代には在ダバオ邦人約一万人、邦人会社五十数社を算するに至つた。然るに其後大正九年より始まつた第一次不況期に際しては帰國者續出し、大正十二年にはダバオの邦人数は僅かに二千七百人に減少した。同年度より麻相場漸騰するや、再び渡来者が年々増加し、其後昭和四年末に始まつた第二次不況期にも年々幾分づつ減少を見たが、昭和十年より市價昂騰をつゞけ、渡航者も激増し、今次事変に及んだのである。

二十五年前にはダバオ麻の生産は全比島生産高の三分乃至五分に過ぎなかつたが、在留同胞不断の努力により逐年その産額を増加し、昭和十四年には比島生産総額一、三二八、七九七俵中七三六、〇六三俵（一五五、四%）を占めるに至つた。之のダバオ麻の生産額の大割は邦人の手によつて栽培されてゐる。

第五回　邦人に対する圧迫

大正七年の麻好況時代に於て邦人の渡来者増加し、尚又當時邦人の南洋企業熱が盛で、ダバオ方面に向つても投資をなすもの続出し、斯くて日本人の勢力が次第に増大し、事業も着々成功するに至るや、比島側に於て日本人の発展に対し何等かの制限を加へんとする警戒心を起さしむるに至り、既に此の目的で大正七年新土地法案が比島議会を通過した。之によれば官有地の拂下を受け、又は租借し得べきものは比人、米人並に比律賓又は米國法律に據り組織された法人で、其の株式の六割一分以上が比米人の所有たるものと限定されてゐる。同法案は米大統領の承認するところとならなかつたが、翌年其の修正案が可決され、同年十一月遂に其の実施を見るに至つた。

然るに當時の邦人諸会社は土地の租借又は拂下の出願より許可並に相當の時日を要するので、許可を待たず開墾栽培に從事してゐるものがあつて、総数六十数社の中、正規の手続を経てゐたものは其の半にも達せ

ず、他の一半は新土地法によつて租借拂下共に許可されないこととなり、既に開墾せるものも放棄せねばならぬ窮地に陥つた。玆に於て在比日本官民は協力して既得権益の擁護に當り比島政府と折衝の結果、大正八年十一月二十九日以前の出願に係る租借は之を許可し、拂下出願の分は租借に變更すれば之を許可するといふことに修正された。兎に角之によつて邦人の既得權を擁護することを得て邦人事業の基礎に安定を與へた。

其後日本人を被使用人とする所謂パキアオ制度と称する請負制度の便法によつて邦人の農地入耕が行はれてゐた。近年迄土地法勵行の声は幾度か挙げられたが、其の都度其の即時嚴重施行は日本人農耕者のみならず、ダバオの発展にも不利なることを認識して、比島當局も極めて妥協的態度に出で問題は悪化に至らずして済んだ。

然るに昭和九年七月比島憲法起草委員会に於てダバオの日本人問題が論議せられ、折柄独立問題を契機として、民族意識作興の具に利用せられ、一部排日紙の喧傳と相俟つて全島に反響を呼び起した。こゝに於て政府當局も漫然事態を黙過し得ざる立場に迫られ、昭和九年十二月調査団をダバオに派遣し、翌年二月にはロドリゲス農商務長官自ら出馬し、実地調査を行ひ、其の結果ダバオに於ける不法租借、拂下及ホームテッド取消の命令が總督の名により行はれた。之によつて取消された件数は二百件近くに達し、それらは比島官吏、前官吏又は其の妻女並に一般比島市民の申請地に迄及び其の対手方には多数の日本人が含まれて居り、之が為め邦人は尠からざる打撃を蒙ることゝなつた。其後多年比島當局と折衝が重ねられたが、本問題は未だ最後的解決に至らずして大東亜戰争の勃発を見るに至つた。

第六目　在比邦人状況

比島に於ける邦人は昭和十三年の状態に於て見るときは、ダバオの一万五千の外、マニラに約五千、其他に約五千、総数二万五千余に達し、全南洋在留邦人数の五割以上を占めてゐた。職業別を見ると農業が有業

者總数の四八、六%を占めて六、二七六人、商業が二〇、四%の二六四一人、工業が一一、七%の一五一六人、水産業が一一、三%で一、四六六人となつてゐる。

邦商はその源流を一部は前記の道路工事の労働者に端を発し、ダバオの邦人麻栽培事業に附帯して同地方の主として日本人相手の商人が密集すると共に、マニラ、セブ其他の都会地にも発展した。近年に於る邦品の進出と共に邦人の小賣業者も著しく進出し、従来比島経済界に不動の地位を占めつゝあつた華僑の地位をも脅かしつゝあつた位である。而して事ある毎に行はれた華僑の日貨排斥に多年悩まされ来つたことは、馬来、蘭印に於ると同様である。

マニラ、ダバオ等を根據地とする本邦漁業者は昭和十三年に於て約一千五百名を算したことは前記の通りであるが、その近代的漁法による漁獲量は莫大で、その発展振も著しいものがあつたが、昭和七年比島政府は原住民の漁業を保護奨励する為め、邦人の発展に不利な漁業法を制定した。然し邦人漁夫の支援がない限り比島の漁業の発展は望めない状態にあつた。

第二項　英領馬来

明治四、五年頃から娘子軍は新嘉坡あたりにその姿を現はし、同地方の初期の邦人はこの娘子軍に附随して発展したといはれる。

英人が馬来半島に護謨の栽培を開始したのは明治九年であるが、邦人としては笠田直吉なる人が明治三十五年英領馬来に於て斯業に着手したのが邦人栽培企業の濫觴とされる。然し邦人護謨企業が本調子に初まつたのは日露戰争終結後であり、爾後急速に発展し、明治四十四年に於て、ジョホール州を核心とする邦人經營の護謨園七九を算し、その面積八万英町余に達した。大正六年先づペラ州が護謨用地拂下制限令を定め、間も

なく全英馬来に波及し、五十英町以上の土地払下は許されず、土地の賣買も禁止され、こゝに邦人の英領馬来に於ける栽培事業への参加はもろくも阻止され、蘭印が新しい企業舞台として登場したのであつた。然しその後に於ても護謨栽培は邦人企業の大宗で、その投資額は最盛時の一億円に及ばないとしても今次戦争前に於て約八千万円と推算された。

　明治四十年頃から護謨企業が勃興するにつれて邦人の渡航する者がつづき、且仲継貿易地としての新嘉坡に於ける各種商品の活溌なる動きは邦品の進出を増加せしめた為め、更に又邦人鉄鉱業の進出に伴ひ、邦人の渡航するもの相次いで増加した。

　戦前略々六千名に近い邦人の中その過半は新嘉坡を中心として在住し、その残餘はジヨホール地方を始めとして護謨栽培事業と鉱山事業に携つてゐた。馬来の鉄鉱は殆ど邦人の採掘経営に係るものであるが、鉄鉱の外に、満俺、ボーキサイト等の採掘にも従事してゐた。

水産業は今次事変迄は邦人が馬来の斯界を牛耳つて居り、昭和十年には邦人漁夫千六十三人に達したが、事変後相次で各種の制限束縛を加へらるゝに及び遂に凋落の一途を辿りつゝあつたものである。

　昭和四年以来の國際護謨減産協定の成立の前後、南洋全体に亘る護謨企業に対する深刻なる打撃は、邦人にして帰朝するものを続出せしめた。其後漸次護謨企業も持直すに至つたが、二百万に近い馬来華僑の事ある毎に行ふ排日運動或は第二次欧洲大戦の進展に伴ひ、半島の戦時体制が益々強化されるに従ひ、在留邦人に対する制限と障碍は愈々倍加し、これが為め在留邦人の窮迫の度は日を追うて増加しつゝあつたのが戦前の状態である。

第三項　英領北ボルネオ及サラワク

英領北ボルネオに於る邦人の発展は近年特に顕著なるものがある。邦人の事業は水産業と栽培業に分れ、何れもタワオを中心として経営され、これが為め曽ては一寒村に過ぎなかつたタワオが新興都市として飛躍的発展を遂げ、第二のダバオと称されるに至つた。水産業はボルネオ水産会社が経営してゐる漁業及鑵詰製造である。栽培事業の双壁をなすものは日産護謨園と三菱系のタワオ・エステートである。英領北ボルネオの在留邦人数は昭和十三年十月現在に於て一千三百余名であつた。

英領北ボルネオは事変前迄は、蘭印と異り、邦人の努力に敬意を拂ひ、比較的邦人を観迎した地域であつた。

サラワクに於ける邦人の事業は、日沙商会の護謨栽培事業と山下護謨園で、在留邦人は百数十名で、その大部分はクチン市地方に居住し残餘はミリ及び其の附近に在住せるものであつた。

日沙商会の事業は、我國南洋開拓の先駆者故依岡省三氏の遺志を継ぐもので、明治四十三年同氏がサラワクに赴いて、土地を踏査し、同國内に一万英反の租借を願出たるに始まる。同氏は帰途風土病に冒され、不幸にして翌四十四年京都で歿した。

第四項　蘭領東印度

南洋に於る邦人発展の先駆をなした娘子軍の進出は蘭印方面にても見られ、明治の末期に至る迄に蘭印のみにても千五百餘名を算へるに至つたといはれる。明治二十四年頃、既に爪哇のバタビヤで貿易に従事してゐた邦人があり、それより稍ゝ後に至ると各地に漸く邦人の姿を見たが、蘭領印度に於る日本人の活動が幾分目立つて来たのは、日露戦争以後のことである。然もこれが愈々活潑となり、各種栽培事業の勃興を見る

に至ったのは、第一次欧洲大戰終結後のことに属する。

明治三十四五年頃迄は、日本人は支那人と同様に取扱はれ、文明人としての待遇を受け得なかった。支那人居住地外に居住も出来ず、旅行しても官吏や高級旅行者を除いては支那人旅館以外には宿泊も出来なかった有様である。日露戰争後に於ても邦人に対する蘭印官憲の態度には、屡々明朗ならざるものがあった。

日露戰争後賣藥行商の黄金時代の波に乗って渡航するものが続出した。これが小資本を貯へて日用雑貨の小売商となり、日本内地商業者もこの頃から次第に進出し、年と共に在留者の数も増加したが、大正初期に至る迄は著しい発展を見るに至らなかった。次で第一次欧洲大戰の勃発は在留邦人の飛躍的発展を齎らした。これより邦人の商業貿易的活動は著しく、之に呼応する大資本企業の移駐と、その従業者の渡航するものも漸次増加し、その数は年々約四百名に達した。従来英領馬来に限られてゐた各種栽培事業が蘭印に進出し来ったのは此頃のことで、その後消

長はあったが、逐年邦人の事業と実力とを整備、充実、強化して今次の戰争前に及んだのである。戰争前に於る蘭印邦人商業関係者の約三分の二は前記の時期に入國したものといはれる。

在蘭印邦人本業者は昭和十三年度調査では總数三千三百人中、商業者約二千二百人を占め、比律賓の原始産業従業者が圧倒的多数なると対蹠的傾向をなしてゐる。

蘭印は日本商品が進出し、日本の新たなる企業投資が旺盛となった昭和八年頃から、日本を目標とせる各種の制限令を発布するに至った。即ち昭和八年の外國人入國制限令、昭和九年の営業制限令、昭和十年の外國人勤労制限令及び昭和八年以降各種品目に亘って制定された非常時輸入制限令等がそれであるが、中でも前二法令の制定によって邦人従業員の入国は著しく窮窟となり、渡航上尠からざる障碍を来し、邦人の進出は困難なものとなってゐた。

外国人入国制限令は、昭和九年一月より実施されたもので、それは總

督が前年末日に於て、翌年度に入国を許可すべき外國人の總数を決定し、これを十五群に均等分して、これを各國別の入国許可割當とする制限令である。入國総数は当初一万二千人と決定せられ、各國割当は八百人とされたが、昭和十五年總数を一万人に限定し、各割当は六百六十六人に制限した。然し、実際はこの外、外國人勤労制限令の適用の結果、従業員として新たに蘭印に入國し得る邦人数は、近年の平均は一年約百五六十名に過ぎない状態であった。

外國人勤労制限令は、昭和十年八月より施行されたもので、その目的とする所は、知識階級に属する欧洲人（日本人は欧洲として待遇を受けてゐた）の勤労の為めに入國するのを蘭印政府の裁量により貨に於て制限せんとするものである。本令は欧洲人以外、例へば支那人には適用されず、この適用を受ける一般欧洲人は実際左程の入國数を見てゐないので、結局日本人のみが制限を受けることになり、在留邦人の事業発展乃

至は企業経営に非常なる打撃を齎らした。

昭和十三年十月現在の蘭印在住邦人は六、四六九人であるが、その内四、五〇八人はジャバ島に集中し、他の約二千名は外領に散在、内八四七人はスマトラ島に居住してゐた。ジャバ島の邦人の大多数はスラバヤ、バタビヤ、サラマン等の各大都市を中心とし、廣く奥地に亘り商業に従事し、在凢三百と称せられる日用雑貨品取扱の小賣商は特色ある存在となつてゐた。中部及西部ジャバでは会社、個人経営の農園があり、その内中部ではサイザル麻、護謨、甘蔗、ココ椰子、花卉、蔬菜等を、西部では護謨、茶、珈　、ココア、規那等を栽培してゐた。

蘭印に於る邦人の栽培事業地はスマトラ島に集中してゐる。同島に於る栽培事業地は東海岸州に多いが、北部及南部地方に分散してゐるものも尠くない。主として護謨と油椰子の栽培に従事してゐた。同島に於る邦人の商業は南部のパレンバンと北部のメダンを中心に行はれて活況を呈してゐたものである。

蘭印ボルネオでは護謨の栽培に從事するものが最も多く、同農園数は約四十に及んでゐた。尚同領東海岸サンクリラン地方ではラワン材の伐採も行はれ、パンジセルマシーン、ランタオ等では邦人小売商が商業に従事してゐた。

セレベスの北部メナドを中心とするミナハサ州及び同島南部の商業都市マカッサルも亦邦人の有力なる発展地であった。同島では漁業に従事する邦人最も多く、之に次ぐものは椰子栽培等及小売商業であった。北部のビートンと南端のブートンを根據地とする邦人漁業は特に鰹漁業と眞珠の養殖を以て有名であった。

ニューギニアに於る邦人唯一の事業として南洋興発会社はサルミ地方の農場で八百町歩の棉作を行ってゐた。

蘭印諸島東端に近きドボ島は人口僅かに約千五百に過ぎないが、その内邦人百人を超え、同島の主要産業たる眞珠及コプラの採取は殆ど邦人の手で行はれてゐた。

第五款　満洲開拓民

第一項　満洲事変前の状態

一般邦人の満洲に於ける活躍は日露戰争以後であって、明治三十五年一月には全満で一九〇二名であったが戰後の明治三十八年九月には、五二一五名に達し、翌三十九年南満洲鉄道株式会社が創立せられ、同年末邦人現在数一六、六一三名、同四十年末三七、八八五名に増加したが、大部分は会社員又は商人等で、農業者は極めて僅少であった。

この間、戰後の我が満蒙政策は所謂満韓移民集中論となって、満蒙経営の重要なることが強調せられた。即ち後藤伯はその満鉄総裁就任に当り、満洲に五十万の邦人移民を保有せんことを堅持し、移民を以て満韓経営要務の第一とせるを始め、小村外相は明治四十二年二月第二十五回帝國議會に於て「日露戰役の結果帝國の地位一変し其の経営を行ふべき

地域の拡大を見るに至りたるを以て、我が民族が濫りに遠隔の外國領地に散布するを避け、なるべく之を此の方面（満蒙をさす）に集中し、其の結合一致の力により経營を行ふことを必要とするに至りたりしと言明し、満韓の経營に意を注いだのである。然し當時は邦人の農業を試みるもの依然少く、偶々附屬地の農耕地を借り受けて農業経營に従事するものがあつても一攫千金を夢みて渡満せるもの多く、最初より農業の経驗を有せず、然も農業以外の他の目的を以てゐるもであり、その経營は動もすれば、不眞面目に陥り、或は土地を全く漢人に轉貸して不正を貪るものも少くなかつた。斯くして、日露戰爭後満蒙経營策として、満蒙移民計画が屡々論議せられたるに拘らず、結局何れも失敗に帰し、満洲事変前迄は何等見るべき実績を挙げ得なかつた。

然し満洲に眞の意味に於ける日本人農業の勃興を見るに至つたのは大正初年以降である。即ち明治末年より大正初葉に亘り我が人口食糧問題は漸く重大となり、満洲の農業経營は日本の将来に対し甚大なる影響を有する結果となり、同時に満蒙に於ける邦人農業植民問題も極めて緊要なる研究問題となるに至つた。一方大正の初年は日露戰爭直後の戰捷景氣の反動があらはれ、整理緊縮時代となり、利権獲得熱が醒め、一部在住邦人の眼は地味な農業に向つて注がれ、水田熱が起り、農業経營時に水田経營を求めた。然し未だ計畫的、團体的邦農の移住計畫は行はれるに至らなかつた。斯くの如く、満洲の経營が次第にその歩を進めるや、満洲に日本人を定着せしめる基本的手段は対満農業開拓民にありとなし、集團的邦農移住計畫が満鉄沿線に於ける除隊兵移民、関東州に於ける愛川村、大連農事会社移民計畫等として生れるに至つたのである。先づ大正二年満鉄は始めて邦人農業の積極的援助に関する方針を確立し、鉄道附屬地を一の大試驗場と看做し、邦人農業者をして之を経營せしめ、その実際に於ける成績に徵し、満蒙植民問題の一資料となすべく、特に大正三年以降同六年に至る四年間に鉄道守備隊満期兵合計三十四名に附屬地を貸與して農耕に従事せしめた。一方大正元、二年の頃、當時の関東

都督福島大将は満洲に邦人を定着せしめる為め、種々調査研究の結果、関東州内に移住適地を求めて茲に州内農業移民計画を樹立した。この計画は同都督後退任後の大正四年に於て実現を見るに至つたのであつて、同年金州附近に愛川村なる一村を創定して山口縣人を中心とした十九戸を試験的に入植せしめた。然し右の満鉄移民及愛川村移民共に何れも殆ど不成績に終つた。その後昭和三年当時の満鉄副総裁松岡洋右氏の「今日の悪化せる日支間の関係を打開する根本的方策は、土地に定着する日本農民の移植によるべし」との満洲開拓日本農民依存の持論に基き、満鉄は翌四年四月「内地人農家を関東州内に移住定着せしめる為め、必要な土地の収得分配、開拓民の募集扶植その他農業開拓民の安定奨励指導に必要なる事業を経営する」事を主たる事業目的とする大連農事株式会社を設立、事業計画として五千町歩の土地を以て、五百戸の邦人移民を入植せしむることとしたが、土地の買収、整理其他準備に時を費し、事業実施後幾何もなくして満洲事変に遭遇した。

斯くの如く過去に於ける我國の対満移民は遺憾乍ら全く失敗の歴史であつた。その原因は主として、外部的には、満洲に於ける土地権利の不確実及び支那官民のあらゆる妨害によるものであり、就中、土地商租問題が永らく未解決の侭にあつたことは、我が対満進展に致命的な障害を與へた。内部的には、移民の選擇を誤つたこと、即ち、素質不良にして、農業に不眞面目なものが多く、比較的人選の厳重に行はれた除隊兵移民でさへ、一攫千金を夢見、射利的事業に没頭する当時の在満邦人の一般的悪風に感染影響を受けたことが尠くなかつた。その外、移民を奨勵、助長、指導する方法に於て甚だ不徹底であつたこと、更に満洲農業に対する邦人の無経験と研究の不足等が挙げられる。

斯様の次第で満洲事変前に於て満洲在住邦人数は関東州を含めて二十万人（関東州を除けば昭和六年十月現在十一万二千人）と称せられたが、その過半は満鉄社員其他官廳の官吏及びその家族であり、その他も多くは浮動的な商工業者であつて、移植民的意義に於て重要な農業に従事す

る定着的移民に至つては極めて少数で、邦人總数の約三%程度のものに過ぎなかつた。

第二項　満洲事変後の開拓民

然るに昭和六年満洲事変勃発し、翌七年満洲国が創建せらるゝや、上記の諸障碍中少く共外部的障碍は除去せられ、対満國策遂行上満洲移民の重要性が認識せらるゝに至つた。即ち日満不可分関係を基調とせる両國の國策的見地より邦人農業移民の必要が強調せられ、拓務省は昭和七年初頭満洲移民計畫大綱を草案し、第一期計畫として十箇年十万戸送出計畫を樹てた。

次いで現地の諸調査、諸準備も濟み同年十月特別農業開拓民四九三名を北満三江省永豊鎮に入植せしめた。入植後の生活は全く苦闘其者であ

つて匪賊と戦ひ、土地と戦ひ、その建設の困難は言語に絶し、尠からざる退団者を出した。その後第二次、第三次、第四次と逐年集団開拓民を送り、昭和十年に至るまで約一八〇〇名を入植せしめた。

第二次移民團迄は所謂武装移民の時代であつて、第三次以降は普通の集團農業開拓民として入植した。而して第四次迄は毎年僅か五百戸宛の豫算が計上されたに過ぎず、その名称も「試験移民」と称せられ、政府の方針亦積極性を缺いたが、既往四年間の経験に徴し、その定着の確実性が実証せらるゝや、その試験的成果に鑑み、翌十一年始めて一千戸分の予算が承認せられ、満洲移民事業も茲に創始後五年目に漸く軌道に乗るに至つた。因に前記第一次、第二次移民は年齢三十才以下の既教育在郷軍人に限りたる為め、既婚者尠く、従て「家族移民」と言ふを得なかつたが、第三次以降は年齢の制限及既教育在郷軍人なる資格は漸次緩和せられたので、既婚者の割合も増加し、次第に家族移住の色彩を帯び来つたのである。

一方昭和八年第二次移民迄は満洲國政府は殆どこれに関與せず、僅かにその治安部のみが関東軍と協力して入植並に入植後の経営に種々協力支援せるに止まつたが、昭和九年以降は満洲國政府中央部に於ても積極的に邦人移住を奨励援助するに至り、爾来満洲開拓民事業は頓に活溌となつた。

試験開拓民の成績良好なるに鑑み、昭和十一年には第五次開拓民として一千名を送出したが、同年八月、時の内閣は満洲開拓の重要性を深く認識し、之を重要國策の一項目として採用するに至つた。即ち二十箇年百万戸開拓民送出計畫を樹立し、翌昭和十二年度より実施された。その具体的送出豫定数は次の通りである。

第一期（昭和十二年度―同十六年度）　十万戸
第二期（昭和十七年度―同二十一年度）　二十万戸
第三期（昭和二十二年度―同二十六年度）　三十万戸
第四期（昭和二十七年度―同三十一年度）　四十万戸

本百万戸計畫の実行機関として、昭和十二年六月、従来の満洲國特殊法人満洲開拓株式会社と日満両國籍を有する満洲拓殖公社に改組し、之が監督機関として、満洲拓殖委員会が日満両國の協定に基き設立された。

一方翌昭和十三年度より満蒙開拓青少年義勇軍の制度が創始され、集團農業開拓民と併行して、毎年多数の青少年が満洲に送られてゐる。

斯くの如く満洲開拓民は昭和七年以来実施せられ、其後着々と進展して来たが、之に満洲國の急速なる発展と支那事変勃発後の東亜の新事態に即應する為め、開拓政策に根本的な再検討が加へられ、昭和十四年十二月満洲開拓政策基本要綱の確定を見るに至り、爾来満洲開拓事業はすべて本要綱を基準として運営施策されることゝなつた。同要綱の主要事項は、基本方針としては満洲開拓政策が日満両國の一体的重要國策であり、殊に新大陸政策との関係に於て最も重要なる点を強調し、且日本内地人開拓民を中核とする日満不可分関係の強化、民族協和の達成、國防力の増強、産業の振興、農村の更正等がその指標なることを明かにし

てゐる。

北満の沃野に大和民族の移動が開始されてから既に十年を経過した。その経緯概略上述の通りであるが、満洲開拓民の移住定着自体の中に多分に國防的意味が含まれてゐることは言ふまでもない。北満一帯を占める満洲開拓地が普通の移住地と異るところは、実にそれが一衣帯水の彼方に蘇聯邦を控へてゐるといふ点にある。満洲開拓地は、それが土であると共に壁であり、資源であると共に防塞である。同時に満蘇國境四百年の歴史的背景から見て、その壁、その防塞は長期の壁、持久の防塞であらねばならぬ。満洲開拓民の重大なる特異性は実にこゝに存するのである。

第三項　在満邦人の職業別構成

満洲に邦人が進出したのは遠く日露戦争後に其の期を求め得るが、夥しい集團が進出されるに至つたのは満洲事変後最近の時期に屬し、其の人口現象は誠に注目すべき問題となつてゐる。故國を後にして新天地に移住した人達が満洲國内でどのやうな生活態様を持ち、同國の発展に寄與してゐるか、詳細な職業別構成への分析や、所得状態の調査等は殆んど見るべきものが発表されて居らない。之は満洲國に於ける統計調査機関の整備が建國早々の為、充分に行はれず、之等の方面の調査に迄手が届かなかつた事に基因するものと思はれる。康徳七年十月一日を期として、日本の國勢調査と同時に満洲國の第一回國勢調査が施行せられた。此の調査の結果は満洲人口に関する確実な資料を與へるものであるが未だその全部的な数字が発表されてゐない。従つて一昨康徳六年十月一日現在の警察統計が唯一の満洲人口に関する信頼すべき資料なのである。

其れに基き、取敢へず在満日本内地人の職業別構成状態を概観する事にする。

(一)康徳六年十月一日(昭和十四年)現在の在満日本内地人総数は六一万三千六百九〇人で此の中、男は三六万一千三百三十七人、女は二五万二千三百五三人である。此の中有業人口総数は三二万八千二百三三人であるから、在満日本現住民の五三・四八%が何等かの職業に従事してゐる訳である。

今第一表は在満日本内地人有業者人口の職業別構成状態を示すものであるが、有業者中、圧倒的な比重を占めるものは公務自由業の二五・一%である。次いで工業の一八・五%、商業の一八%が続き、主として開拓民として計画的に送り込まれてゐる農牧林業は一〇%で呼聲の割に比率は案外少い値を示してゐる。

第一表　日本内地人有業者別人口

	実数			百分比		
	総数	男	女	総数	男	女
全國	六一三、六九〇	三六一、三三七	二五二、三五三			
有業者	三二八、二三三	二五九、三六三	六八、八七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
農牧林業	三三、一八五	二六、九五七	六、二二八	一〇・一	一〇・四	九・〇
漁業	一四七	一三六	一一	〇	〇	〇
鑛業	二三、四四七	二二、一六九	一、二七八	七・一	八・五	一・八
工業	六〇、七六〇	五五、七六四	四九九六	一八・五	二一・五	七・二
商業	五九、一二九	三四五七九	二四、五五〇	一八・〇	一三・〇	三五・六
公通業	二八、三三九	二六、一九六	二、一四三	八・六	一〇・一	三・一
公務自由業	八二、五七二	六七、八六二	一四、七一〇	二五・一	二六・一	二一・三
家事使用人	一〇、七八〇	五、二二九	五、五五一	三・三	二・〇	八・〇
其他有業者	二九、八七四	二〇、四七一	九、四〇三	九・一	七・八	一三・六
無業者	二八五、四五七	一〇一、九七四	一八三、四八三			

更に男女別に考察すれば次の通りである。在満男子で公務自由業に従事する者が最大で、工業・商業・農業・交通業が夫々之に次ぐ。女子は商業に従事する者最も多く三五・六%、公務自由業之に次ぎ二一・三%である。

(二) 公務自由業

偖、比重の最も高い公務自由業に於ては如何なる態様を示してゐるであらうか。第二表は此の公務自由業中、官公吏又は雇傭人として職業生活を送つてゐるものが、男女共に圧倒的比重を占めてゐる事を物語つてゐる。総数四万七千九百四十四人、五八%が首府に於て建設行政に携つてゐると云ふ事は注目されねばならぬ。之に次いで其の他自由業と云ふ部門を除外するならば書記が多く、一〇%次いで医療、教育が夫々六・七%六・五%を占めてゐる。

第二表

	実数 総数	実数 男	実数 女	百分比 総数	百分比 男	百分比 女
公務自由業	八二、五七二	六七、八六二	一四、七一〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
1 官公吏雇傭人	四七、九四四	四三、四七四	四、四七〇	五八・〇	六四・〇	三〇・三
2 陸海軍現役						
3 法務	六〇四	五六九	三五	〇・七	〇・八	〇・二
4 教育	五、三六六	四、三五九	一、〇〇七	六・五	六・四	六・八
5 宗教	一、二五九	九五一	三〇八	一・五	一・四	二・〇
6 医療	五、五二九	二、四六六	三、〇六三	六・七	三・六	二〇・八
7 書記	八、三九六	六、〇二三	二、三七三	一〇・一	八・三	一六・一
8 文藝技術	七七九	六四四	一三五	〇・九	〇・九	〇・九
9 其他自由業	一二、六九五	九、三七六	三、三一九	一五・三	一三・八	二二・五

今公務自由業に携れる満人、鮮人、其他の外國人を瞥見すれば第三表

の如く、満人が圧倒的大多数を占め、日本内地人は僅かに其の一割を占めるに過ぎない。だが、公務自由業中、日本人の一番比重の高い官

第三表　民族別公務自由業者

總数	満人	日本内地人	朝鮮人	其他外人
八六〇、一八九人	七四〇、五〇四人	八二、五七二人	三一、九二五人	五、一二八人
一〇〇・〇〇%	八六・〇九	九・六〇	三・七一	〇・六

公吏――即ち行政権を握つてゐる部門ではどうであらうか。

第四表　民族別公務自由業構成

	満洲國人	日本内地人	朝鮮人	其他外人
總数	七四〇、五六四	八二、五七二	三一、九二五	五、一二八
1.官公吏雇傭人	二〇二、四六五	四七、九四四	九、〇七五	一、五四八
2.陸海軍現役				
3.法務	五、七七〇	六〇四	一四四	一三
4.教育	七〇、二三〇	五、三六六	二、七〇七	八二六
5.宗教	六三、〇八一	一、二五九	一、六五九	六八六
6.医療	五一、五九八	五、五二九	一、六八七	七八四
7.書記	一七、〇六三	八、三九六	一、三四九	六七二
8.文藝技術	一、二四三七	七七九	三八〇	九二
9.其他の自由業	三一七、九八〇	一二、六九五	一四、九二四	五〇五

百分比

	満洲國人	日本内地人	朝鮮人	其他外人
總数	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
1.官公吏雇傭人	二七・三	五八・〇	二八・四	三〇・一
2.陸海軍現役				

	満洲国人	日本内地人	朝鮮人	其他外人
3、法務	〇・七	〇・七	〇・四	〇・二
4、教育	九・四	六・五	八・四	一六・一
5、宗教	八・五	一・五	五・一	一三・三
6、医療	六・九	六・七	五・二	一五・二
7、書記	二・三	一〇・一	四・二	一三・一
8、文藝技術	一・六	〇・九	一・一	一・七
9、其他の自由業	四二・九	一五・三	四六・七	九・八

第四表の示す通り、満洲國人官公吏は二〇二、四六五人に比べて日本人官公吏は四七、九四四人であるから量的には満人の方が多いが、満人の官公吏が公務自由業中占めてゐる地位は二七・三%で日本人は五八・〇であるから、割合から言へば日本人が圧倒的比率を占めてゐると云ふ事が出来る。量的な比較でなくて夫々の民族の諸業務に於る地位から見て、日満両民族に於る差異は宗教、書記、其他の自由業に現はれてゐる。即ち書記的な業務は相対的に日本人の方が多いが、宗教及び其他の自由業に於ては満人が相当の比率を占めてゐる。

(三) 工業

公務自由業の次に工業の一八、五%が検討を要すべき部門である。第五表に見らるゝ如く工業人口、六万七百六〇人中、最も比重の高い工業部門は土木建築の一万四千二百五九人で全工業人口中二三、四七%の比率を占めてゐる。之は満洲國が未だ建設途上にあること、此の建設の為には建設資金が相当量動員されてゐること、を考へる場合、誠に興味ある現象と云はねばならない。

	実数			百分比		
	総数	男	女	総数	男	女
工業全数	六〇、七六〇	五五、七六四	四、九九六	一〇〇.〇	一〇〇.〇	一〇〇.〇

	実数 総数	実数 男	実数 女	百分比 総数	百分比 男	百分比 女
窯業、土石加工業	二、一五九	二、〇五七	一〇二	三・五五	三・六九	二・〇四
金属機械器具運搬用具	九、〇六六	八、七三七	三二九	一四・九二	一五・六七	六・五九
精巧工業	九八八	九三五	五三	一・六三	一・六八	一・〇六
化学工業	二、二四九	二、一七六	七三	三・七〇	三・九九	一・三六
繊維工業	一、七五一	一、五四二	二〇九	二・八八	二・七七	四・一八
被服装身品製造業	二、六九六	二、〇四二	六五四	四・四四	三・六六	一三・〇九
紙印刷業	二、二六四	二、〇九八	一六六	三・七三	三・七六	三・三二
皮革、骨、羽毛等製造	五七四	五三三	四一	〇・九四	〇・九六	〇・八二
木竹、草蔓等製造	一、一七二	一、〇三八	一三四	一・九三	一・八六	二・六八
食品類製造業	五、六二三	四、三一八	一、三〇五	九・二五	七・七四	二六・一二
土木建築	一四、二五九	一四、〇八九	四四〇	二三・四七	二五・二七	〇・八八
電気、瓦斯、水道	六、一二二	五、八八四	二三八	一〇・〇八	一〇・五五	四・七六
其他工業的職業者	一一、五六七	一〇、三一五	一、二五二	一九・〇四	一八・五〇	二五・〇六

其他工業的職業者を除くなら、次に位するものは金属、機械器具運搬用具製造業であつて、近代的重工業の移殖育成途上にある満洲國に主として産業指導者として役割を持つ日本人の面目を物語るものである。次いで電気、瓦斯、水道事業が来る。一瞥して直ちに判明する事は在満日本人工業従業者が其の大半以上の数量を以て重工業或は建設事業に従事してゐることである。満洲に於ける工業生産力が一定の水準に達せる場合には工業人口の構成状態に変様を観取し得られるものと想定される。

第六表　民族別工業人口(1)

民族別工業人口を見ると第六表の示す如く、満洲國人が其の九割を占め、七二、六三五人と云ふ厖大な人口を構成してゐる。日本内地人は六万七百六十人で全工業人口の五分七厘朝鮮人は二六九六五人で二・五三％、其他の外國人は〇・五％で殆んど云ふに足りない。

総数	満人	日本人	鮮人	其他外国人
一、〇六五、六九一人	九七二、六三五	六〇、七六〇	二六、九六五	五、三三一
一〇〇・〇〇%	九一・二七	五・七〇	二・五三	〇・五〇

第七表は民族別に見たる工業人口の詳細な構成状態を示すものである。日本人は金属工業（一四・九%）、土木建築業（二三・四%）、瓦斯、電気、水道等の如き部門に比率が高いが、満洲人も日本人と等しく土木建築に於て一八、一%と云ふ相当の比重を占めてゐる。唯興味あるのは窯業土石加工業の如キ建築の基礎となる部門に約一割近い人口が集中してゐる事及び何れの部門にも属せざる工業的職業部門に属せるものが二五、〇%と云ふ比重を持つてゐる事、更に食料品製造業に一割二分と云ふ比重を持つ人口がゐる事等である。更に日本人の場合一〇%を占める電気瓦斯、水道の部門には満人一、八%、朝鮮人二、六%、

第七表 民族別工業人口(2)

工業	満洲人	日本内地人	朝鮮人	其他外国人
工業全数	九七二、六三五	六〇、七六〇	二六、九六五	五、三三一
1. 窯業土石加工業	九四、三九七	三、一五九	一、二七〇	一二一
2. 金属機械器具運搬用具	六三、四〇八	九、〇六六	一、五〇一	四三六
3. 精巧工業	一三、九二八	九八八	三八五	一七三
4. 化学工業	一〇、七三八	三、二四九	四二五	四四
5. 繊維工業	五四、九六七	一、七五一	六八五	一七
6. 被服装身品製造業	六七、一四四	三、六九六	二、三一七	一、〇九六
7. 紙印刷業	三四、〇九九	三、二六四	一、一五九	三五一
8. 皮革、骨、羽毛等	二九、九二八	五七四	五〇五	一九八
9. 木竹草蔓等	四一、九〇二	一、一七二	一、六九二	六四
10. 食品類製造業	一二四、八五三	五、六二三	三、九五二	九二一
11. 土木建築	一七七、〇一八	一四、二五九	五、六七五	二九三

	満洲人	日本内地人	朝鮮人	其他外国人
12. 電気、瓦斯、水道	一七、七六八	六、一二一	七一七	一二七
13. 其他工業的職業者	二四三、四八四	一一、五六七	六、六八二	一、四九〇

百分比

	満洲人	日本内地人	朝鮮人	其他外国人
工業全数	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇
1. 窯業土石加工業	九、七	三、五	四、七	二、二
2. 金属機械器具運搬用具	六、五	一四、九	五、五	八、一
3. 精巧工業	一、三	一、六	一、四	三、二
4. 化学工業	一、一	三、七	一、五	〇、八
5. 繊維工業	五、六	二、八	一、五	〇、三
6. 被服装身品製造業	六、九	四、四	八、五	二〇、五
7. 紙印刷業	三、五	三、七	四、二	六、五
8. 皮革、骨、羽毛等	三、〇	〇、九	一、八	二、七
9. 木竹草蔓等	四、三	一、九	六、二	一、二
10. 食品類製造業	一二、八	九、二	一四、六	一七、二
11. 土木建築	一八、一	二三、四	二一、〇	五、四
12. 電気、瓦斯、水道	一、八	一〇、〇	二、六	二、三
13. 其他工業的職業者	二五、〇	一九、〇	二四、七	二七、九

外人二、三%と云ふ比率はそれだけ見るならば一見日本人が圧倒的の如く思はれるが実数の上では満人は一七、七六八人であるから六、一二一カ日本人よりは遥かに大きい人口量である。

(四) 商業

商業に於ては第八表に見る如く、総数五万九千百三十九人で此の中所謂狭義の商業に従事せるもの三二、五二八人で全体の五割五分に当り、次いで接客業は三九%で二万三千五百四十八人金融保険業は之等上記の

二部門に比較すれば量に於ても率に於ても低い値を示してゐる。

第八表

	實数 総数	實数 男	實数 女	百分比 総数	百分比 男	百分比 女
商業者	五九、一三九	三四、五七九	二四、五五〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
商業	三二、五二八	二六、一四九	六、三七九	五五・〇一	七五・六二	二五・九八
金融保険業	三、〇五三	三、四九六	五五七	五・一六	七・二二	二・二七
接客業	二三、五四八	五、九三四	一七、六一四	三九・八二	一七・一六	七一・七五

男女別の構成の中、特記すべきは女子の接客業者である。在満女子の中で商業に従事せるものゝ全数は二万四千五百五〇人であるが、此の中約七割に相当する一万七千六百一四人のものが接客業者である。建設に女がつきものたるは常識であるが、此の数字は其の辺の事情を物語るものではなからうか。

第九表は民族別商業者数を示すものであるが、率の上で接客業者の多いのは日本人の約四割と朝鮮人の約二割八分とであつて、満洲國人及其他の外國人は一割内外である。此の点は一つの注目すべき点であらう。次に狭義の商業の點では日本人よりも朝鮮人、朝鮮人よりも

第九表　民族別商業人口

	満洲人	日本人	朝鮮人	其他外人
商業者	一、二五五、一六九	五九、二二九	四一、七八七	三、八八二
1、商業	一、一一九、五七九	三二、五二八	二八、八三〇	三、三二一
2、金融保険業者	九、九〇〇	三、〇五三	九〇三	五七
3、接客業者	一二五、六九〇	二三、五四八	一二、〇五四	五〇四

百分比

商業者	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
1、商業	八九、一九	五五、〇一	六八、九九	八五、五四
2、金融保険業者	〇、七八	五、一六	二、一六	一、四六

3. 接客業者	一〇、〇一二	三九、八二	二八、八四	一二、九八

其の他の外國人其の他の外國人よりも満洲に於て圧倒的比重を占めてゐる。満人は約全体の九割を占め、一一九、五七九人が之等狹義の商業に携つてゐる。金融保険業者は比率の点では日本人が一位を占めてゐる。唯量の点で満人の九、九〇〇人は割引いて考へなければならない。即ち之等のものは所謂大資本の下に於る商人でなく銭桟とか或は小規模の金貸しの形態のものと考へられる。從つて近代的金融機関の実権を握つてゐるものは量的にも日本人が優れてゐるものと推察されるのである。

(五) 農業

第十表は日本人の農業人口を示すものであるが、農業人口が日本人有業者人口の約一割を占むるに過ぎない事は既に述べた通りである。開拓計劃の進捗に從ひ、此の比重の相当の変動は当然豫想せらるる所である。所で三万三千百八十五人の農業者中、純然たる農耕に從事してゐる者は三万三百十三人で殆んど其の九割一分を占めてゐる。

第十表 日本人農業人口

	実数 総数	実数 男	実数 女	百分比 総数	百分比 男	百分比 女
農牧林業者	三三、一八五	二六、九五七	六、二二八	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇
農耕者	三〇、三一三	二四、二八二	六、〇三一	九一、三	九〇、〇	九六、八
養蚕業者	九	九	、	〇、〇	〇、〇	、
畜産業者	四一九	三六六	五三	一、二	一、三	〇、八
林業者	二、四四四	二、三〇〇	一四四	七、三	八、五	二、三

林業が之に次ぐが、ぐんと落ちて二千四百四十四人、七、三%に過ぎない。養産業者、畜産業者は云ふに足りない。農耕は女に於て圧倒的で其の九六%が農耕に從事してゐるものである。

第十一表 民族別農業人口

總数	満人	日本人	朝鮮人	其他
一五、〇五八、四六九人	一四五四二、四八九	三三、一八五	四七二、〇二五	一〇、七七〇
一〇〇、〇〇%	九六、五七	〇、二二	三、一三	〇、〇七

所で第十一表にも示される如く、全満洲の農業人口は一五、〇五八、四六九人であつて、満洲人農業人口は一四、五四二、四八九人であるから、其の実に九割六分を占めて居る事となる。之に比較すれば日本人、朝鮮人の農業人口は物の数ではないが、朝鮮人は四七二、〇二五で日本人よりも遥かに多い。従つて満洲の農産物の生産は殆んど満人農民の汗と油の結晶によるものと云つてよい。満人農民の間に突進して日本開拓民が農業経営の充実を期し得るか否かは今後に残されて、解決を迫るべき問題と云はねばならない。

第十二表　民族別農業人口

	満洲人	日本人	朝鮮人	其他外人
農牧林業者	一四、五四二、四八九	三三、一八五	四七二、〇二五	一〇、七七〇
1. 農耕者	一四、三四六、四七九	三〇、三一三	四六五、三六八	五、三六三
2. 養蚕業者	四七、〇〇四	九	七	、
3. 畜産業者	八九、八四一	四一九	四一七	四、二〇二
4. 林業者	五九、一六五	二、四一四	六、二三三	一、二〇五

百分比

	満洲人	日本人	朝鮮人	其他外人
農牧林業者	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
1. 農耕者	九八、六五	九一、三五	九八、五〇	四九、七九
2. 養蚕業者	〇、三二	〇、〇三	〇、〇〇	、
3. 畜産業者	〇、六一	一、二六	〇、〇八	三九、〇一
4. 林業者	〇、四〇	七、三六	一、三二	一一、一八

第十二表は民族別人口であるが、率の上で見ると朝鮮人、満洲人は其の殆んどのものが農耕に従事し畜産、林業に携るものが比較的少い。其の他の外國人にあつては農耕に従事するもの四九、七九%畜産に従事する者、三九%林業一一%で他民族とは異つた構成状態を示してゐる。

(六) 鉱業

日本人の鉱業人口は第十三表に示す如く、二万三千四百四十七人で、其の中、金属工業に従事せる者一万一千七百五十七人で五割を占め、非金属工業は一万一千七百十四人で四割九分を占め、製塩業は殆んど数ふるに足りない。殆んど鉱業部門は男子の独断上で、女子の千二百七十八人は鉱業労務者ではなく、事務員と看做るべきである。

第十三表

	実数 総数	実数 男	実数 女	百分比 総数	百分比 男	百分比 女
鉱業者	二三、四四七	二二、一六九	一、二七八	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
金属工業	一一、七五七	一一、四四四	三一三	五〇、一四	五一、六二	二四、四九
非金属工業	一一、五一四	一〇、五六五	九四九	四九、一一	四七、六六	七四、二六
製塩業	一七六	一六〇	一六	〇、七五	〇、七二	一、二五

他の所でもさうであるが統計資料の不備は、会社員か労働者か、其の勤労の性格が判然と表示されてゐない。推量によつて補ふの他はない。

第十四表　民族別鉱業人口

総数	満人	日本人	朝鮮人	其他
二八〇、三八八人	二五二、二五五	二三、四四七	四、二六三	四二三
一〇〇、〇〇%	八九、九七	八、三六	一、五二	〇、一五

第十四表に示さる、如く、全鉱業人口中、満人は二五二、二五五人で其の約九割を占め、日本人は二三、四四七人で八、三六%を占む。此の部门でも満人は主として労働者として存在するものと考へて宜しいであらう。

第十五表　民族別構成

	満洲人	日本人	朝鮮人	其他外国人
鉱業者	二五二、二五五	二三、四四七	四、二六三	四二三
1. 金産鉱業	九九、三九〇	一一、七五七	二、四〇〇	一一七
2. 非金属鉱業	一四八、九六二	一一、五一四	一、八五六	二二五
3. 製塩業	三、九〇三	一七六	七	八一
百分比				
鉱業者	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
1. 金産鉱業	三九、四〇	五〇、一四	五六、二九	二七、六五
2. 非金属鉱業	五九、〇五	四九、一一	四三、五三	五三、一九
3. 製塩業	一、五四	〇、七五	〇、一六	一九、一四

第十五表に見らるゝ如く、満人及其他の外国人に於ては非金属鉱業に従事する者の、日本人及朝鮮人は金属工業に従事する者が多い。

(七)　交通業

日本人交通業者は第十六表に見らるゝ如く、二万八千三百三十九人で、其の中約八割の者が運輸部门に集中し、通信は一七、五九%たる四、九八六人に過ぎない。運輸部门に於ても男子の独占場であり、女子の二、一四三人は出札係、事務員、タイピスト、列車食堂給仕等の業務に従事せるものと考へられる

第十六表

	実数			百分比		
	総数	男	女	総数	男	女
交通業者	二二八、三三九	二六、一九六	二、一四三	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
通信業者	四、九八六	三、八二九	一、一五七	一七・五九	一四・六二	五三・九九
運輸業者	二三、三五三	二二、三六七	九八六	八二・四一	八五・三八	四六・〇一

第十七表　民族別交通業人口

總数	満人	日本人	朝鮮人	其他外人
一三一、七七一人	九四、九五五	二八、三三九	五、七二八	二、七四九
一〇〇、〇〇%	七二、〇六	二一、五一	四、三五	二、〇九

第十七表に見らるゝ如く、全満に於る交通業者は一三一、七七一人で、満洲國人は九四、九九五人であるから、全体の七割二分を占めるものと云つてよい。之に対し、日本人は二八、三三九人で二割一分を占む、

第十八表　民族別交通業人口

	満洲人	日本人	朝鮮人	其他外人
交通業者	九四、九五五	二八、三三九	五、七二八	二、七四九
1、通信業者	一三、〇三六	四、九八六	七五三	一六五
2、運輸業者	八一、九一九	二三、三五三	四九七五	二五八四

百分比

交通業者	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
1、通信業者	一三、七二	一七、五九	一三、一四	六、〇〇
2、運輸業者	八六、二七	八二、四一	八六、八五	九三、九九

第十八表に於て見らるゝ如く満人、鮮人、外人、共に日本人と同じく運輸部門に圧倒的比率を占め通信部門には相対的に少い人口を送り込んでゐるに過ぎない。

第七篇　大東亞建設計畫

第一章　大東亜建設審議會の答申

第一節　建設概要

東條首相は七十九議會再開日の施政方針において「そもそも帝國の現に遂行しつゝある大東亜戰争指導の要諦は大東亜における戰略據点を確保するとともに重要資源地帯をわが管制下に收め、以てわが戰力を擴充しつゝ獨伊両國と密に協力し、互に呼應してますます積極的作戰を展開し、米英両國を屈服せしむるまで戰ひ抜くことである。」と戰争指導の根本目標を明かにし、更に「大東亜共榮圏建設の根本方針は実に帝國の大精神に淵源するもので、大東亜の各國家および各民族をして各々その所を得せしめ、帝國を核心とする道義に基く共存共榮の秩序を確立せんとするにある。」と共榮圏建設が世界新秩序の建設に外ならないことを明かにした。

戰爭か進行中の現政府における南方建設の四原則は

一、資源獲得、特に戰爭遂行上緊要な資源を確保すること。

二、南方資源が敵性國家に向けて流出するを阻止すること。

三、作戰軍の現地自活を確保すること。

四、在來の企業のわが方に對する協力を誘導すること。

に要約されるであらう。

政府の大東亜建設に関する最高諮問機関である大東亜建設審議會は大東亜建設の根本大綱を次の如く決定した。

第二節　審議會答申要綱

大東亜建設審議会は、昭和十七年二月二十七日の第一回總會以來、政府提出の八諮問案審議のため、八部會を編成し、鋭意答申案調整に努め、七月二十三日の第五回總会までに、悉くこれが答申を了し、審議会の第一次使命を完全に終了した。

いま念のため、諮問並に答申の順序を列記すれば次の如くである。

第一回總會—二月二十七日

諮問一、大東亜建設に関する基礎要件

諮問二、大東亜建設に関する文教政策

諮問三、大東亜建設に関する人口政策

諮問四　大東亜經濟建設基本方策

第二回總會—五月四日

答申一、大東亜建設に関する基礎要件（第一部会）

答申二、大東亜經濟建設基本方策（第四部会）

諮問五、大東亜經濟建設基本方策に基く具体方策

第三回總會—五月二十一日

答申三、大東亜建設に関する文教政策（第二部会）

答申四、大東亜建設に関する人口政策（第三部会）

第四回總會—七月一日

答申五、大東亜の農業、林業水産及び畜産業に関する具体方策（第六部会）

答申六、大東亜の交通に関する具体方策（第八部会）

第五回總會―七月二十三日

答申七、大東亜の鑛業、工業及び電力に関する方策（第五部会）

答申八、大東亜の金融、財政及び交易に関する方策（第七部会）

抑々大東亜建設審議會は、第七十九議會における議會側の要望に答へ、政府が二月十三日の閣議で決定したもので、「大東亜建設に関する綜合企畫並にこれが遂行に関する國家總力発揮の完璧を期する」ことを以て、その創設の目的としてゐる。審議會は、創設以来九五ヶ月の期間を通じ、「眞に官民協力のもと、聰明を傾け、衆智を絞り、且つ各地域の実態に関する把握を正確にし、依て以て雄渾なる帝國經綸の籌畫遂行に、萬遺憾なきを期せんとする熱意に燃え遂にこゝに大東亜建設の根本大綱を決

定」これを内閣に答申したのである。

第一款　建設大綱

審議會が答申した八案件は、これを大別して、一般的原則方針と個別的具体方策とに分けることが出来る。我々は大東亜建設に関する基礎要件、文教政策、人口政策、經濟建設基本方策の四答申を前者に、經濟建設の具体策四つを後者に分類する。以上の二つの系列における建設大綱を通覧し、その根本骨子と見られるものを抽出すれば、左の如くなるものと見られる。

（一）　統後指導根本方針

大東亜新秩序の建設は、眞に大東亜的なるものの發見、これが維持育成、その確立である。これが中心基調となるものは、いふまでもなく八紘爲宇のわが肇國の精神である。八紘爲宇の大義をあまねく大東亜の全域に顯現し、道義に基く新秩序を建設する。

これがためには、大東亜新秩序の建設が、大東亜各地各住民の共同目

的たる事実を、各住民の目覚に基く信念として確立せしめての共同目的達成のため、鞏固なる民族協力態勢を完成し、共苦偕樂、大東亜各地各住民が、その總力を集中し、共同戰線に挺身参加し来るが如く、一切の施策を実行しなければならぬ。

しかして、大東亜新秩序建設の成否は、一にかかって大東亜國防態勢の確立にあり、これがためには、大東亜の物的、人的要素を綜合的集中的に発揮せしめ、先づ以て、大戰遂行力の増強を図らねばならぬ。以上が、大東亜建設を指導し、これを遂行せしめる根本方針の骨子である。

（二）經濟建設の具体方針

大戰を最後の完勝のために遂行し、當面大東亜國防自主經濟を確立し、長期態勢を完備して、將来の世界經濟に対する大東亜の優位を確保するためには、先づ以て大東亜における綜合經濟力を最高度に発揮せしめねばならぬ。

戰力増強の方途を中核として、一切の物資勞力が開発され、流通されまた生産されるが如く、綜合的に企畫され、計画的に実施されることが必要である。わが國における主要食糧政策として、日満中心主義の方策を確立したことを初めとし、重要鉄工業の建設に対して期間計画、地域別分擔計画を設立したこと、大東亜金融圏の樹立、大東亜交易計画の設立策は、いづれも、戰力の増強方策の具体化にほかならない。

以上の根本策を頭に置いて、次に答申の内容について、丈々解明を加へて行こう。

第二款　建設の基礎要件

審議會の第一部會が審議決定した大東亜建設に関する基礎要件は政治經濟、社會、文化等の各分野に対する我が大東亜經濟方策の根本指針となるものであり、一切の施策は、この基礎要件を基調として推進されるのである。第一部會は、その使命の重大性に鑑み、部會長には東條首相を置き、慎重審議の結果、五月四日の第二回總會においてその答申を決

定した。

大東亜建設に關する基礎要件の内容は、極めて簡單、明瞭なものであつて、その骨子は既に「統治指導の根本方針」中に大要を述べたから、こゝでは、これを省略し、直ちに、これが具体化の諸方策を見られる雨餘の七答申の説明に入ることにする。

第三款　經濟建設基本方策

大東亜經濟建設基本方策は、我が國の長期に應ずる戰爭遂行力を充實擴大し、且つこれが基礎條件たる大東亜各民族の民生を暢達するため、我國を核心とする大東亜の自立經濟確立の方途を講ずるものであり、現實的には、審議會答申中最も重大なものの一つである。

即ち大東亜經濟建設の目的は、大東亜建設の根本理念を、そのまま經濟部面に滲透せしめ、八紘爲宇の大義を大東亜の各地域に顕現し、道義に基く大東亜の經濟新秩序を確立し、併せて新世界經濟の建設に積極的に貢獻するに在る。

これがためには、先づ以て、大東亜の綜合經濟力を發揮し、大東亜防衛に必要なる自主的國防經濟を完成することを第一義とする。

しかして、大東亜の綜合經濟力を完全に發揮するためには、これが中心責任者たる我國の側においては、國体觀念を明徴にし、積極剛健なる民族意思を昂揚し、直接開發に必要なる科學、技術水準の劃期的向上を圖らねばならぬ。また我國の指導を受ける圏内各地各住民は、大東亜新秩序の成否が、直接に自己の運命に至大なる影響を與へる事実を自覺し、共同目的達成のために、共苦偕樂、積極的に挺身、我國の指導に協力すべきことが強く要求されてゐる。

第四款　文教政策

大東亜建設に關する文教政策は、大戰を遂行し、大東亜建設の大經綸を具現するため、國民をして肇國の大精神に基き、國體の觀念に徹し、その氣宇を雄大ならしむると共に、知能を向上し、且つ軍事上の要請に答へ得る資質の錬成を加ふるを第一義とし、併せて、大東亜各地各民族

の文化向上の諸方策を決定したものである。

即ち文教政策においては、我國の教育制度、文教態勢の再編成が根本的狙ひどころとなってゐる。所謂民間版文教新体制確立要綱と呼ばれた所以は、この點にあるのであって、同時に大東亜民族の文化向上といふ施策の内容には、大東亜新秩序の建設を大東亜民族共同の目的なりと斷ずるだけの歴史的必然性の体得を、衷心希求してゐるのであって、大東亜民族の思想革命をその内容としてゐる点に、特別の意義が認められなければならない。

民間版文教新体制確立要綱は、わが國民一人一人に、大東亜建設の國家的歴史的必然性を自覺せしめ、大東亜の中心指導國民たるの資質を体得せしめることを中心目的としてゐる。從って、文武一如の精神を基とし、剛健高邁なる精神力を昂揚し、歴史教育の刷新日本諸學に基礎を置く大學制度の再確立を圖り、大東亜的人材の育成に全力を集中する。

具体的には、國家計畫に基く教育の運營、修業年限の短縮、文軍教育

の統一、私立學校制度の改革、學校教育偏重の是正等の革新政策をとり、當面の施策としては、南方派遣委員に対する特殊錬成方策等も決定した。

第五款　人口政策

人口政策の根本方針は、いふまでもなく、大戰を遂行し、大東亜の建設を擔當するわが國民を數的にも、また質的にも増加向上せしめることを第一義とし、更に南方進出者の配置計畫、その資質の向上を圖ることはもとより大東亜全体の人口増加方策を決定せんとするところにある。

最も重点の置かれた我國民の増殖については、既定の人口政策確立要綱の諸計畫を実施し、眞に大東亜を負うて起つ我國民の量質両面の増殖向上が要求され、就中農村人口の四割確保、大都市の疎開、勤労体制の刷新、結婚及出生の奨勵、生活必要物資の生産配給の改善、結核の豫防撲滅、母性及び乳幼児の保護等の具体方策が規定された。

また南方進出者の措置については、先づ氣に我國民の増殖される地域と、民族の増殖といふよりは我國民の進出によって、大東亜諸民族の協力

態勢が確定し得る地域とを区別し、この二つの地域に対する進出者の錬成、進出の時期、方法等について、綜合計畫が樹立された。

なほ、特に南方現在住者に対する保護衛生施設、その子弟の養護教育施策等についても、萬全の措置が講ぜられ、わが國民は、そのいづれの地域にあると、また如何なる職業に從事するとを問はず、一律にその資質を增強向上し得るが如く、諸施策が実施さるべく計畫された。

第六款　農業、林業、水産業及び畜産業方策

七月一日の審議は第四回總會において、第六部会が答申した大東亞の農林水產業方策は、大東亞經済建設基本方策の最初の具体化であった。

問題が、大東亞原始產業の合体にふれ、しかも大東亞諸民族の生業は、大部分その原始產業に基礎を置いてゐるところから、これが答申の内容は、各方面とも注目したところのものである。

大東亞原始產業建設根本方針は、八紘爲宇の根本大義を、圏内各地の農村に顯現し、その農林水畜產物資の生產を增强し、大東亞國防自主經済を確立すると共に、國内特產物資を開発活用し、世界經済に対する大東亞の優位確保を樹立せんとするにある。

これを更に具体的にいへば、大東亞原始產業の建設は、その核心をわが國農業態制の刷新强化に置く。即ち内にあっては、專業農家を維持育成し、國本農村の確立によって、農民が矜持を以て、その天職に全力を注ぎ、健兵健民の温床を確保しつつ剛健雄渾なる民族意志を、あまねく大東亞農村の中に滲透せしめ、農民を中心とする民族協力態勢を樹立する。

第二に、大東亞自主的國防經済確立の目的から、大東亞食糧自給自足制を完成すべく、先づ以て、我國の主要食糧政策として、日満需給充足制を確立した。

豊富多様なる南方の農產物には目もくれず、ひたむきに日満中心主義の政策を樹立したことは、悲惨なる英島帝國の食糧封鎖の運命を想起するまでもなく、徹底せる大東亞國防自主的經済の推進として重視される。

第三には、所謂南方特産物資の處理方策である。特産物資の問題は、特に南方においては、住民の生業と密接に関係し、統治の根本にも触れるところが多い事情にあるので、これが対策は、最初から重視されてゐた。審議会は一面において、特産物資就中過剰物資の科学的利用更生の措置を講じて物資の転用代用化を図ると共に、他面特産物資を最好の手段として世界経済に対する大東亜の優位確保の方策を策定した。従って物資たる以上、特産物資に対しても、これが増産開発は、依然として、従来の如く遂行されることとなったことは、特に注意しなければならない。

第七款　交通方策

大東亜交通政策の根本方針は、大陸と海洋と島嶼によって構成される大東亜共栄圏を、我國を中心に有機的に結びつけ、國防力の充実と、戦力増産に必須なる物資の交流を円滑にするにある。戦争即建設の今日の事態においては、かかる交通政策の樹立と実施が、一切の施策に先行して敢行されねばならぬ。作戦の進展も、経済発展の推進も、等しく交通政策の確立その実施の上にのみかかってゐるのだ。

この見地に立って、具体的計画の内容を見て行こう。

先づ大東亜、就中南方圏新秩序建設のためには、海洋面に対する交通政策の確立を第一條件とする。

日本海、東支那海、南支那海を我國の内海とするが如き根本方針のもとに、船舶の計画増産を断行し、港湾、河川運行を整備し、海洋を足溜りとして、その内を固めて、将来の世界雄飛に準備する。

第二に大陸圏においては、将来の國防態勢の確立、重要物資の開発輸送の見地から、南北縦貫幹線を完成すると共に、大いに自動車道路網を整備し、大陸の動脈を固めるの措置をとった。

第三には、航空機の将来性に鑑み、海陸の両者に併行し、時にはこれを補鎮する意味から、航空路の開拓擴充に努力する。廣汎なる大東亜全域の連絡は、将来においては航空機に依存する部面が極めて多かるべく、明日の大東亜の交通は航空機によるといふのが、眞剣なる狙ひどころと

ならなければならぬ。
以上の海陸空立体の交通対策を実際的に運行するのは、いふまでもなく、機材と人の問題である。
船舶、車輌、航空機の増産に並んで交通要員の養成問題は、期議會答申においても、中心的に取扱はれた。殊に将来戦は、兵站線の確立整備が、戦勝獲得の絶対要件である。この意味において、交通要員の大量養成、その配置計画は、文字通り、平戦時を通じての緊要事であり、海陸空立体の交通要員気象、通信要員の養成方策は、その項目に亘って樹立された。

第八款　鑛業、工業及び電力方策

審議會第五部会が答申した大東亜の鑛工業電力方策は、前に述べた大東亜農林水畜産業方策と並んで、大東亜産業建設の中心題目である。
いふまでもなく、大東亜の鑛工業、電力方策は大東亜経済建設基本方策の具体化であり、大東亜の綜合経済力を発揮し、自主的國防経済を確立し、併せて世界経済に対する大東亜の優位確保の実現を中心使命とする。
しかしながら當面施策の重点の注がれるものは、戦争遂行力の迅速なる増強にある。この緊急目的を頭に置きながら、それが建設の具体方策を見て行かう。
先づ第一に注目すべきは、鑛工業電力の全般に対して〔建設の期間計画を樹立し、建設の遂行に對し〕時間的段階目標を與へたことである。即ち、その第一計画においては、戦力の急速増強を目途とし、重要戦争資材たる鉄鋼、石炭、石油、銅、アルミニウム、航空機、船舶、肥料、電力の増産に、その主力を傾注する。しかして、その第二期においては、第一期計画の綜合的整備を遂行すると共に、漸く大東亜民族の民生を暢達すべき施策に対し、その重点を及ぼし、「大東亜産業の綜合的建設を構成すべく」全力を集中するの順序をとるのである。
第二に注目すべき点は、大東亜各地領域に対し、夫々の建設目標を與へ

責任分担を行ったことである。即ち、大東亜國防五地計画の指示するところに従ひ、我國を中核とし、満洲、北支、中支、南方に対し、夫々の産業建設の担當使命を與へ、以て大東亜の綜合経済力を発揮せしむべく擬案した。先づ我國は、精密工業、機械工業、兵器工業の高度工業の飛躍的拡充に当り、満洲國においては、製鉄工業、化學工業の劃期的振興が行なれ、また南方においては、石油事業の振興、アルミニウム工業の拡充が要求されてゐる。満洲及び南方に対し、かくの如き基礎的重要工業を建設するの方策に出たことは、決然大東亜を防衛すべき我國の決意と実力を、内外に明示したものとして、特に重視しなければならない。

第三に問題となるものは、主要産業の建設要領である。即ちこれは、第一の期間計畫、第二の地域別建設の指標と表裏一体の関係を有するもので、製鉄、石炭、石油、アルミニウム、非鉄金属、機械、化學、纖維の主要八鑛工業に対し、夫々の建設目標を具体的に與へたものである。

この内特に注目される点は、南方に於ける石油事業の伸展にも拘はらず

依然として内地の天然石油、満洲、北海道、樺太、北支における人造石油事業の拡充が要求され、また國内産業開発資材の一手供給に當る我國の機械工業が全面的に強化拡大せられることを第一とし、セメント工業の南方進出、纖維工業の南方移駐等の策定されたことである。

しかして、これら産業開發が、綜合一貫性を保持し、且つその計畫的運行を確保するため、「逐次各地域の実情に即し、産業別統制機構を整備強化し」これと既に設立された我國の各種統制会との連絡調整を策すべきことが要求された。即ち、南方産業開発担当者と我國の統制会との関係が、目下のところ遊離したかの傾向にありとされ、一部民間側で、政府の統制會政策について何等かの疑念を持つ向もある事実に鑑み、審議會はその答申において、大東亜の統制会組織につき、以上の如き重大方針を献言、これが将来の行方を示唆したのである。

最後に問題となるものは、電力問題である。電力は、近代工業の構成要素として、眞に不可決のものであり、近代工業において占める地位は

斯く石炭にとつて代らんとしてゐる。大東亜の電力開発は、國防上の諸要請、その資源賦與の條件、就中、電源たる水力の立地條件によつて、水力電氣中心主義に決定された。水力電氣の建設は、他の諸建設に先行して実施すべく、北支、マレー、スマトラの水力に期待されるところが多く、従つて製鉄、アルミニウム工業、水力電氣の建設に依存することが極めて大きくなつたのは注目される。

第九款　金融、財政及び交易方策

大東亜の資金の面における建設根本理念は、徹底せる應能協力、應分負担の原則の具現化にある。

先づ金融政策の根本方針は、大東亜資力の綜合的且つ効率的活用を圖るため、我國を核心とする大東亜金融圏を確立することにある。

我國と圏内各國の金融的結合は、最早単なる決済力、資金力を根柢と

するものでなく、徹底した運命共同体的相互信頼の原則に立脚する。

以上の根本方針によつて、先づ第一に、各地域においては、発券銀行通貨制度が設置され、その價値基準、発行の限度は、唯一日本圓に置くの方策を確立する。

第二に、大東亜金融圏本来の使命に鑑み、圏内相互の間、圏内外相互の決済は、原則として、日本圓によつて行はるべく、且つその綜合決済の方策が樹立された。従つて、圏内外の物資交流計画、收支計画は、我國によつて、綜合的に策定され、強度の為替管理が断行され、圏内及び圏内外投資についても、同様の統制が加へらるべきは必須である。

次は財政政策についてみよう。

財政建設の根本理念は、先づ以て、圏内各地の財政自立整備の確立にある。

自立財政を確立すべき圏内各國の歳出は、必然に、國防力及び經済力

の確立に資すべき施策に限定され、その歳入は、制度を更に簡単化すると共に、税種の選擇等については、統治上の諸要請をも考慮し、各地域の実情民度に從って劃一主義に陥らざるやう細心の注意が要求されてゐる。

最後に問題となるものは、交易政策である。交易政策の根本方針は、大東亜物資の自給自足体制の確立にある。これがためには、大東亜全体の綜合的交易計画を樹立し、強度の計画交易を、実施しなければならない。

大東亜計画交易の策定に當っては、第一に、各地域の物資供給力を算定し、これと、戰力の増強、産業及び國民生活上の綜合需要とを調整する方策を定めなければならない。大東亜各國は、我國に対して、重要物資の供給を分擔し、これに対し我國は、各地の開発資材を供給するの衝にある。

かくすることによって、同時に、物資交易の面における國内相互依存の関係を強化するのである。

第二に、計畫交易に與へられた使命は、物價政策に対する側面的協力にある。即ち、國内交易物資の價格の相違を、一元的に調整し、爲替政策の運用と相俟って、國内物價政策の確立に寄與すべき責務を果さなければならぬ。

第三には、國内外交易に対して強度の計画統制を加へ、殊に國外に対しては、國内諸國が一元的に接觸する如く統制する。この点は、金融政策中においても、既に述べたが、また物資作戰遂行の意義からしても、絶対の必要條件と見られてゐる。從って、関税の諸制度は、我國の指導下に、將来適切に改正されるものと見られてゐる。

なほ、交易計画の圓滑なる実施のためには、現状に照らし、國内各地における物資の蒐集、これが配給に対して、更に有効適切なる措置が講

ぜられなければならぬ。

この要請に從って、審議會は現地における蒐荷、配給につき、我國の當業者を計畫的、且つ組織的に要所に配置し、物資交易の適正迅速化を圖るべく献言したのである。

一、大東亜建設に關する基礎要件

大東亜建設の基本理念は、我國体の本義に淵源し、八紘爲宇の大義を洽く大東亜に顯現するに在り、これがため各國及び各住民をしてその分に應じ、各々その所を得しめ道義に立脚する新秩序を確立するを以て要となす。

二、大東亜經濟建設基本方策

帝國の長期に應ずる戰爭遂行力を充實擴大しかつ大東亜諸民族の民生

の暢達を期するため帝國を核心とする大東亜の自立經濟を完成する方策を樹立するため大東亜建設審議会総会において決定を見た方針大要は左の如きもので

一、大東亜経濟建設の目的は八紘爲宇の大義に則り、道義に基づく大東亜の經濟新秩序を建設し、併せて新世界經濟の建設に寄與するにあり、これがため大東亜の綜合經濟力を發揮し大東亜防衛に必要なる自主的國防經濟を完成す、しかして當面の施策は大東亜戰爭遂行力の急速なる増強に結集し、併せて恒久的大建設の基礎確立に資す。

二、大東亜の各國は互に相協力し各々その所を得ると共に各地域の人力及び資源の特性を發揮し、大東亜全体の經濟力を綜合的に充實す、各地域における經濟施策の實行はその實情に應じ、しかも戰局の進展に應へ、緩急宜しきを図るものとす。

三、皇國は大東亜經濟建設を推進するため、益々國民の國体観念を明徴

にし、剛健なる精神、雄渾なる氣宇を錬成すると共に、これは立脚する國内態勢の刷新を図り、かつ科学技術の劃期的振興を図る。

四、大東亜の各住民は大東亜建設の成否が大東亜全体の運命に関するものなることを自覚し、共苦偕楽各々その分に應じて協力す。

を確立し、これを貫徹するため産業、労務、財政、金融、交易、交通科学、技術等の基本方策を策定せるものである。

大東亜建設に處する文教政策

即ち皇國民の教育錬成方策等については

國体の本義に則り教育に関する勅語を奉戴し大東亜建設の道義的使命を体得せしめ大東亜に於ける指導的國民たるの資質を錬成するを以て根本義とし、

一、文武一如の精神を基とし剛健なる心身の錬成と高邁なる識見の長養とに努め知行合一以て雄渾なる氣宇と強靱なる実践力を養ひ悠久なる民族発展を図る。

二、教育は原則として國家自ら之を運営すべき体制を整備し、もって大東亜建設の経綸を具現すべき人材の育成に力む。

三、國防、産業、人口政策等各般の國策の綜合的要請に基き一貫せる教育の國家計画を樹立し学校、家庭及び社会を一体として皇國民の錬成を行ふ教育体制を確立す。

四、学術を振興し創造的智能の啓培に力め科學、技術は固より廣く政治経済、文化に亘り不断の創造進展を図る。

五、師道の昂揚を図ると共に教育者尊重の方途を講ず。

き基本方針としこれに則り歴史教育の刷新、敬神崇祖の実践、眞の日本諸学に基づく大学の改革、勤労青年教育の充実並に母性教育の徹底に重点を置く教育内容の刷新を図り、國家の必要とする人材の養成計畫の設定、國土計画の見地よりする学校の地方分散修学年限の短縮、大学院の整備擴充、私立学校教育の改善等教育制度の刷新を期し、その他軍教一致の徹底、教育者の養成、再教育及び優遇、國家的育英制度、家庭教育

及び社会教育の振興、大東亜各地域に進出する人材の教育施設の整備擴充、大東亜研究調査機関の整備並に思想、學術、宗教等に関する方策を決定した。また南方占領地の諸民族に対する文教政策については八紘宇爲の大義に則り諸民族をして各々その分に應じその所を得しむるをもってそれぞれ教育、言語、宗教、文化及び留日学生に関する方策を確立した。

大東亜建設に伴ふ人口政策

次に大東亜建設に伴ふ人口政策等については、その基本方針として大東亜建設を推進するため皇國民の躍進的増強を圖ると共に大東亜におけるその配置を適正ならしめ大東亜諸民族と協力し相互の結束を鞏固不動たらしむること。
を確立しこれに則り皇國民の増強については、既定の人口政策確立要綱に掲げられたる諸方策を全面的にかつ強大に実施するにあるも、なかんづく農業人口の一定割合の確保、大都市の疏開、勤労態勢の刷新、結婚及び出生の奨励、生活必需物資の生産及び配給の改善、結核の豫防撲滅、母性及乳幼児の保護に重点を置くこととし、次に皇國民の配置に就ては皇國民の健全なる増強に適する地域と共栄の実を挙ぐるため必要なる皇國民を配置すべき地域とに区分し、進出者に対しては必要なる錬成を加ふると共にこれが進出の時期、地域等を計画的に行ふこと、現地在住者に對しては保護衛生施設、子弟の養護教育等必要なる措置を講ずること、また定住者には配偶者を同伴せしむること等に関する方策を決定した。
要するに皇國民はその何れの地域に在ると、如何なる職能に從事すると、に拘らず、その数と資質との増加向上を期し得る如く他の諸方策と関聯し綜合的方策を確立したものである。

大東亜の農業、林業、水産及び畜産業に関する具体的方策

第一　方　針

大東亜の農、林、水、畜産業建設の基調は大東亜經濟建設基本方策に

則り、八紘爲宇の大義を洽く國内各地域の農村に顕現し必要なる農、林水・畜産物の生産を増殖して大東亜の自主的國防経済を確立し、かつ特産資源を活用して大東亜の世界経済に対する優位を確保することとし、これがため

一、皇國民發展の源泉たる農村の維持育成に努め、もって剛健雄渾なる精神の発揚を期すると共に國内各地域の農民をして各々その生業に安んぜしめ大東亜諸民族結合の強化に資せしむること。

二、皇國における農業、林業、水産業及び畜産業の畫期的発展を圖ると共に各地域の資源の特性を発揮せしめもって大東亜の綜合経済力を充実すること。

四、南方原住農民指導に當りては勤労精神を作興し、漸次農業経営の改善を圖ること、するも、差当り住民在来の慣行に急激なる変化を與へざることを主眼とし、技術および経済両面にわたる各般の施策は各地域の実情特にその民度に應じ緩急宜しきを得しむること。

第二　要領

一、主要食糧対策は大東亜を通ずる自給確保を図ることを根本とするも、皇國の必要とする主要食糧については日満を通ずる自給力の充実確保を図ることを根幹とし南方における生産を補塡食糧として確保すること。

なほ主要食糧対策は平戰両時における供給を確保するため、相当数量の貯蔵を行ふと共に、皇國を中心とする強力なる交流機構を樹立し圏内各地域を通ずる供給の圓滑を期すること。

二、大東亜の林業は皇國を核心として氣候、風土、地貌等を勘案せる綜合立地計画的森林経営の適切なる実施を圖ると共に差当り軍需及び生産力拡充上必要なる資材の供給を確保するため南方森林資源の統制ある急速かつ効率的開発培養を図ること。

三、大東亜の水産業は内外地に通ずる綜合的計画の下に、皇國水産業態勢の整備強化に努め、大東亜水産業の指導的態勢を確立すると共に、

各地域の特性に應じ水産業の指導開発に努め、水産物の供給確保を期し冷藏、冷凍、加工等の施設を整備し、もって大東亜水産業の綜合的発展を圖り、併せて大東亜を中心とする水産圏の擴張に資すること。

四、大東亜の畜産業は皇國を核心とし各地域の特性に應じ、畜産資源の積極的培養に努め大東亜における畜産食糧の供給確保を圖ると共に羊毛、毛皮、皮革等の生産拡充を行ひ、特に皇國においては農畜一体の経営による農業の確立を期すること。

五、大東亜の繊維資源は圏内を通じ自給確保を圖るため棉花、麻類、蚕糸類、羊毛、パルプ等各種資源を各地域の特性に應じ綜合的に開発利用すること。

六、砂糖、ゴム、植物油脂および油脂原料、茶、規那、マニラ麻、チークその他の特用林産物、葉煙草、香辛原料等は大東亜の特産資源なるを以て需給の実情に照應し、これが綜合的開発培養を圖ると共に科学的利用等の方途を講じ、以て世界経済に対し將来に亘る大東亜の優位

を確保すること。

七、國内各地域に対する食糧その他と農林物資の円滑なる供給の確保を圖ることを目的として、その需給調整に関する基本計画を決定するとともに強力なる交流機構を樹立すること。

八、大東亜建設に伴ふ人口政策において決定せる皇國民人口の四割を農家が民族培養の源泉たる農業に確保する既定方針に則り、農村が矜持をもって農業にその全力を注ぎ十分なる創意を発揮し得るが如き専業農家を育成保持し大東亜建設を推進するに足る剛健なる精神、雄渾なる氣宇の培養源泉たらしむるため各般の施策を講ずることとし、もって皇國農業および農民の維持培養を圖ること。

九、大東亜における主要食糧等の生産計画に即應し、肥料その他の資材の供給確保を圖り生産計画の達成に遺憾なきを期すること。

十、大東亜の各地域にわたり資源、土地、氣象および農村実体等各般の事項に関し徹底的調査研究をなしかつ可及的速に調査研究指導機関を

整備強化すると共に技術その他各般の指導者の養成充実を図ること、なほ速に各地域に現存する調査研究機関に優秀なる指導者等を派遣すると共に、努めて現地在住の研究者を活用し、かつ現存資料の散逸を防止しこれが綜合的活用を圖ること。

大東亜の交通に関する具体的方策

第一　方針

大東亜交通基本政策は大陸と海洋と島嶼により構成せらるゝ大東亜圏を開拓し皇國を核心としてこれが有機的結合を図り、國防力を充実すると共に物質の交流を確保し産業の建設を促進せしめ、もって大東亜戦争を完遂し大東亜の根基を強化し、進んで世界新秩序建設における皇國の主動的地位を確立するを主眼とすることとし、これがため、

一、交通に関する施設は大東亜國土計画の見地に立ち綜合的にこれを実施すること。

二、交流施設は戦力への転換を考慮すると共に、國防力の充実並に物資の交流を確保し得る如く諸般の施策に先行してこれを整備すること。

三、交通各部門の機能特性に應じこれが綜合能率を最高度に発揮せしむる如く輸送の計画化を圖ること。

四、交通要員はこれを計画的に養成増強し、必要なる豫備員を保有すること。

五、輸送の合理化を圖り、輸送能率の向上を期し得る如く産業の配分につき考慮すること。

六、大東亜における交通体制確立のため交通に関する行政機構を整備強化し、かつ交通に関する綜合調査研究機関を設置すること。

第二　要領

一、日本海、東支那海等の領域においてはこれを大東亜の内海たらしめ、もって皇國を核心とする日満支の結合を強化すると共に南方諸地域においては海陸空に亘り必要なる施設を整備すること。

二、大陸圏においては大陸面に対する國防上の要請、重要基礎産業の建設ならびに基礎資源の開発交流を確保し　さらにこれを圏外連絡開拓

の基礎たらしむること。

三、南方その他の海洋諸地域においては海洋面に対する國防上の要請に即せしむるのほか各種重要資源の開発交流を確保し進んでこれを世界に対する交通力発展の前進基地たらしむること。

四、交通各部門の施設を整備拡充すると共に、相互間の有機的連絡を図り綜合能率の発揮を期すること。

五、海運については航路の整備拡充、船腹の飛躍的増強、南方諸地域における造船所、船舶修理施設等の急速復旧、航路標識その他航路保全に必要なる施設および通信網の整備、船員の計画的養成、青少年に対する海洋訓練の徹底等を図ること。

六、港湾については重点的かつ綜合的にこれを整備拡充し、埠頭施設の改良ならびに埠頭、倉庫および艀等の運営の合理化を図ること。

七、河川および運河については國防産業計画に対應し水運・利水および治水に関する整備を綜合的に実施すること。

八、鉄道については南北縦貫鉄道その他の重要幹線、特に國防上ならびに生産力拡充上必要なる線路を速かに増強すると共に、鉄道車輌の生産力を拡充して主として機関車および貨車を増備しかつ鉄道要員を計画的に養成すること。

九、自動車については國防上の要請に即應し、特に貨物自動車の生産力および保有数の飛躍的増大を図ること。

自動車工業に関する技術の画期的向上、規格の統一、自動車政策の確立、青少年に対する國防機械化の訓練の強化等を図ること。

十、道路については自動車の高度発達の基底を確保するため道路網、特に重量自動車の高速度交通に適する道路の整備拡充を図るとともに、これがため必要なる体制を整備すること。

十一、航空については皇國を核心とする。満支および南方諸地域に対する主要幹線航空路を急速整備し、かつ適切なる空路の運営方式を定め飛行場、氣象、通信等の施設の整備、航空機工業および航空研究機関

の拡充、航空要員の養成等を圖ること。

十二、通信については皇國を核心として皇国と圏内各地域ならびに圏内各地域相互間を綜合する大東亜幹線通信路を綜合的に整備するとともに、圏外通信網の擴大を圖ること。

これがため通信事業体制の整備、電波の統制、通信機器工業および通信要員の確保を図ること

十三、放送および気象に関する施設を整備拡充すること。

大東亜の鉱業、工業及び電力建設基本方策

第一、方針

一、大東亜の鉱業、工業および電力の建設は「大東亜経済建設基本方策」に則り大東亜全般の経済力を綜合的に発揮し、以て大東亜防衛に必要なる自主的國防生産力を完成し、あはせて新世界経済に対する大東亜の優位を確立するにあり、しかして當面の施策は大東亜戦争遂行力の急速なる増強に重点を置くこと。

第二、建設遂行方策

一、建設は期間計画によることとし、第一期においては戦争遂行力の増強、國民生活の確保及び將来における産業発展の基礎確立を図るを主眼とし鉄鋼、石炭、石油其の他の液体燃料、銅、アルミニウム、航空機、船舶、肥料、電力の開発建設に重点を置くこと。

第二期においては重要國防産業の生産力を飛躍的に拡充し大東亜民生の暢達を圖ることを主眼とし大東亜産業の綜合的建設を構成すること。

建設実施に當りては諸建設上欧行隘路を生ぜざるやう特に留意すること。

二、産業建設に當りては各地域の統治乃至指導の基本方針に準據し且つ経済の発展段階、民度、産業の種別等に應じそれぞれ必要適切なる方式を採用すること。

三、産業建設を強力に圏内各地域に展開推進するためまづ中核たる皇國において産業の綜合的編成ならびにこれが徹底的合理化を行ふこと。

四、國防産業、基礎産業、電力事業等戰爭遂行力の増強確保に特に必要なる産業については大東亜全地域を通じその有機的連繋を強化するため皇國においてその建設運営を指導統轄すること。

民生産業その他の産業については経営の自由性の保持に努むると共に企業者をして國家の要請に應じ綜合開発計画の実施に付各責任を分担せしむるが如き方式を採用すること。

五、産業建設の綜合一貫性を保持し且つこれが計画的遂行を確保するため逐次各地域の実情に即し産業別統制機構を整備強化し、なほ統制会の機能を充実化すること。

六、高級技術要員の充足を図るためその画期的拡充を行ふと共に鉱工業労務者就中青少年労務者の資質を増強する如く労務管理の徹底的刷新を図ること。

現地開発に所要の技術要員及び労務者は原則として現地住民を錬成してその活用に努むること。

七、大東亜産業の綜合建設計画の遂行を確保促進するため行政の整備刷新を行ふこと

八、大東亜資源の世界的地位を明確にし、大東亜永遠の資源確保を図るとともに、新世界経済に対する大東亜の優位を確立するため國内資源の徹底的調査を行ふとともに、國防物資の組織的貯蔵を図り、併せて独占資源の新用途の開拓および新規處理に関する科学的試験研究を綜合系統的に実施すること。

第三、各地域建設の指標

一、皇國においては特に精密工業、兵器工業等の高度工業に重点を置きその飛躍的拡充を図ると共に適地適業によりその他の重工業、化学工業及び鉱業の振興に努め且つこれが動力たる電力の拡充を図ること。

二、満洲國においては鉱業、電力の開発拡充ならびに製鉄事業および化学工業の畫期的振興に努め、機械工業等は國防上の要請その他の必要に應じこれを興すこと。

軽工業は國内の需要に應じこれを興すこと。

三、支那においては治水発電を図るとともに石炭、電力等に依存する製鉄事業、化学工業等の畫期的振興を期すること。

軽工業は皇國産業の発展段階に照應しつゝ相互の調整を図り逐次その発展を図ること。

四、南方においては差当り鉱業ならびに石油事業の振興にその重点を置くと共に各種特産物の加工處理に関する工業を興し、かつ逐次水力発電の開発に伴ひアルミニウム工業の拡充を期すること。

第四　主要産業の建設要領

一、製鉄事業は製鉄原料特に石炭および鉄鉱石の賦存状況に應じ新規拡充の重点を満洲および北支に置き逐次中支および南方の建設を策し皇國においては既定計画の遂行を促進すること。

なほ各地域の原料その他の特性に照應し各種の特殊製鉄事業の躍進を

図ること。

二、石炭鉱業は資源賦存の状況によりかつ他の諸建設に対應せしめ主として北支、満洲等において画期的開発を行ふと共に、南方においては所要の他地域への供出を確保するのほか現地自給を主眼としてこれが開発をなすこと。

原料炭、発生炉用炭等の特殊炭については各地域を通じ重点的に開発増産を行ふと共に、その消費の適性化をはかること。

三、天然石油の開発は南方にその主力を傾注すると共に、日本内地等の油田開発に努むること。

人造石油事業は満洲、樺太、北海道および北支に重点を置き、その急速なる整備拡充を期し、なほ動植物油脂資源を原料とする液体燃料の製造事業の画期的拡充を図ること。

四、アルミニウム工業はその原料賦存状況に鑑み差当り朝鮮、満洲においてこれが拡充を行ふと共に北支においても逐次これが確立を期する

こと、なほ南方における電力開発を行ひこれが画期的拡充を圖ること。マグネシウム製造事業は主として、朝鮮、満洲等におけるマグネサイト鑛を原料としその拡充を図ること。

五、非鉄金属鉱業は差当り大東亜各地域の既開発鉱山の重点的増産に主力を注ぐと共に未開発資源の調査就中不足を豫想せらるべき鉱産資源の探究を急速且つ重点的に実施すること。なほ鉱業技術の向上を促進し特に低品位鉱の處理方法に付急速なる技術の発達を期すること。

非鉄鉱金属の製錬は原則として皇國においてこれを行ふと共に必要に應じ内地現有設備の現地移転をも考慮すること。

六、機械工業は國内各種建設の飛躍的展開に即應するため素材の品質の改善向上を圖ると共に、特に技術の向上、規格の統一、機械工業の専門化、下請工場の整備、発注の統制を行ひ機械工作力の急速なる畫期

的増強を圖ること。

七、石炭、電力、無機原料およびゴムその他の有機原料等の活用を図ると共に軍需素材、高級燃料、肥料、衣料、医薬品等の需要増大に対應し化学工業の飛躍的拡充発展を期すること。

セメント工業は諸建設の所要に應じ可及的現地においてこれが先行開発に努むること。

八、繊維工業は國内適地において原料資源の自給自足を確保すると共に皇國においては、化学繊維工業の躍進を圖り、その他の繊維工業は概ね軍需充足、民需自給、高級品の技術確保の範囲に止め、諸般の情勢に対應し逐次これを國内他地域へ計画的に移駐すること。

九、電力の開発は國防計画、産業開発計画に即應せしめ水力発電を主として綜合的かつ計画的に諸建設に先行してこれを実施し特に工事に着手せる施設の完成に差當り主力を注ぐこと。

なほ南方および北支の水力開発に付ても速に之が企業的実査を進めそ

の建設に着手すること。
火力発電は石炭地帯においては粗悪炭の有効利用ならびに重要地帯における電力需給の調節上特に必要とするものの補給を主とすること。
皇國を中心として大東亜における電力施策を統整し技術および機材の交流、方式の統一および機器の標準化を促進すること。

大東亜の金融、財政及び交易基本方策

第一 方針

大東亜の金融、財政および交易の基本方策は、八紘為宇の大義に則り大東亜建設のため、皇國を核心とし大東亜の財政経済の一切の機能を暢達し、以て大東亜の綜合國防経済力を確立発展するに在るものとし、これがため

一、圏内各地域各住民は大東亜の建設が圏内各地域各住民の一元普遍的共同目的なるの大義に徹し共苦偕楽各その分に應じて協力すべきこと。
二、しかして皇國は大東亜の核心たるの地位に基き一切の施策につき最

も力を用ふべきは固よりなると共に、圏内各地域は右に対し財政経済の一切の部面にわたり協力態勢を基調として應能協力及び負担の原則を具現するものとし、皇國と圏内各地域との結合関係については右の理念に基きこれを律すること。
三、本方針の具現に當りては圏内各地域の政治経済社会等各般の事情に應じ畫一に律せざるは固より事態の推移発展に即應し段階的に措置すること。

第二 金融

(一) 方針

一、大東亜の綜合國防経済力確立発展を図るため大東亜の資力の綜合的且つ効率的なる活用を図ること。
二、皇國を核心とする大東亜金融圏を設定し、大東亜全域の金融的結合関係を鞏固且つ有機的ならしむること。
三、皇國と圏内各地域との金融的結合関係に対しては単なる決済力資金

力を根底とする旧来の観念を打破し、これが決済関係につき新なる構想を図ると共に、圏外に対する金融的結合関係に関しては皇國を核心とし之を統制すること。

四、圏内各地域に於ては綜合的に資金の蓄積増強を図ると共に地域内の産業開発、民生安定等のため夫々実情に應じたる金融施策を講ずること。

(二) 要領

一、圏内各地域に夫々統治形態ならびに政治経済の実情に即し適当なる区畫に依り発券銀行制度ならびに通貨制度を確立し、圏内各地域発券銀行の発行する発行券を以て当該地域における唯一の法貨としその價値基準を日本圓に置くこと。

二、圏内各地圏の日本圓に對する換算率は大東亜の物資、労力等の綜合的計画が效率的に完遂せられ得る如く公正にこれを定むると共に能ふ限りこれが堅持を期すること。

三、圏内各地域相互の決済ならびに圏内各地域に対する決済は原則として日本圓によるものとし、且つ綜合決済の方策を講ずること。

四、大東亜全域の圏外に対する交易および交易外を通ずる収支の基本計画ならびにこれに対應する圏内各地域相互間および圏内各地域の圏外に対する収支計画を設定し、これが実施のため皇國指導の下に為替管理を行ふこと。

これと共に圏内各地域は皇国の大綱的指導の下に実情に應じ資金調整等所要の統制を実施すると共に、圏内各地域は努めて資金の蓄積を増強しその自給に努むること。

五、圏内各地域の通貨價値については國防経済力の増強に支障を来さしめざる配慮の下にこれが維持安定を図ると共に、圏内各地域の物價に関しては大東亜を通ずる生産の増強、物資の交流、労務の調達を円滑ならしめ、且つ大東亜経済建設に関する各地域の負担を公正ならしむるものとし、これが統制については各地域の実情民度に應ぜしむるこ

と。

六、國内各地域においては産業その他経済の実情に應じ皇國側金融機関の統制については各地域の実情民度に應ぜしむること。

七、華僑銀行、地場銀行等についてはその敵性なく且つ資産内容良好なるものに限り皇國指導の下に原則として地域内の地場金融に當らしむること。

八、國外より國内に対する投資、國内より國外に対する投資および國内各地域内の投資は皇國指導の下にこれを統制すること。

第三 財政

(一) 方針

一、皇國を核心とする大東亜の綜合國防経済力の確立発展を圖るため國内各地域の財政能力に着眼し大東亜における財政機能の綜合的且效率的なる調整および活用を図ること。

二、これがため國内各地域をして應能協力の原則に則り努めて財政の自

立を図らしむると共に皇國を核心として國内各地域の協力的態勢を基調とする大東亜の綜合的なる財政調整措置を講ずること。

(二) 要領

一、國内各地域の歳出については大東亜の綜合的國防力及び経済力の確立発展のための施策に重点を置くと共に併せて民生の安定向上を図ること。

二、國内各地域の歳入については各地域を通じ公正なる基準の下に能ふ限り簡素なる制度により特に各地域の実情、民度等を勘按し税種の選擇等に付考慮を加ふると共に各地域畫一に偏せざるやう留意すること。

三、國内各地域における公債の発行に関しては金融政策に照應して綜合的計画に基き統制を行ひ各地域の実情に即し適当なる方法により財政所要資金の確保を圖ること。

四、敵産の活用を圖ること。

第四 交易

（一）方針

一、大東亜の物資交易は大東亜自給自足体制を確立し大東亜全域を通ずる國防力の増強、圏内諸地域の開発促進、民生の安定を図ることを目途とすること。

二、これがため皇國を核心とし圏内各地域にわたり恒久的な産業建設計畫と照應し物資交易に関する綜合的基本計画を設定しこれが実施を確保するため高度の計画交易を行ふこと。

（二）要領

一、圏内交易計画は域内各地域の供給力と各地域の國防、産業および國民生活上の綜合需要とを較量し各地域の綜合效率的なる供給力の確保を目的としてこれを策定すること。

二、圏内交易計画は大東亜の産業建設計画と照應し圏内各地域の皇國に対する重要物資の供出と皇國の圏内各地域に対する開発資材の供給とを第一義とし消費物資については圏内各地域の自給ならびに各地域相

互の交流に努めつゝ皇國指導の下に、皇國と各地域との相互依存度を深厚ならしむる如くこれを策定すること。

三、圏外に対する交易計画に付ては圏内の綜合國防経済力の増強を基調とし圏外に対し計画的に接触することを目途としてこれを策定し、なほ友邦との経済協力を図ること。

四、皇國に関する交易については大東亜全域を通ずる交易の枢軸として計畫交易の迅速的確かつ強力なる遂行を期し、なほ圏内各地域相互間の交易についても計画的にこれを行ふこと。

五、圏内における交易については為替政策等の運用と相俟ち皇國において交易物資の價格の相違を一元的に調整し以て計画交易の遂行遺憾なからしめ他面圏内における物價政策の運用に資すること。

六、叙上の実施を確保するため皇國の指導乃至把握の下に圏内各地域においては輸出入の統制を行ふこと。

七、大東亜の交易機構については皇國における交易機構との有機的関係

を保持するが如くこれを定むること。

八、圏内各地域における通貨並に配給については皇國側業者はこれを要處に組織的に配置すること。

九、皇國と圏内各地域間および圏内各地域相互間の関税については財政的見地等の外圏内における物價その他の状況を勘按し、計画交易の遂行を便ならしむる如く調節するものとし、圏内各地域と圏外との間の関税については皇國指導の下にこれを統制すること。

第二章　南方軍政の基本方策

第一節　陸軍々政状況

南方占領地行政は、占領地物心の総力を挙げて大東亜戦争完遂への結集を最大眼目とし、治安の回復、重要國防資源の急速取得および作戦軍の現地における自活の強化等を目標に開戦以来作戦の発展に即應して、強力に施行されて来たが、現地軍官民の努力と國内よりする支援とにより着々その実效を挙げてゐる。陸軍當局では軍政運営の基本方策ならびに軍政の実況につきその全貌を左の如く明示した。

基本事項

一、軍政機構　軍政は統帥行為の一部であって、実行の責任は軍にある。從ってこれが運営も指揮統帥の系統に從って行はるべきものであるが、一面國務と密接不離な関係を有つものであるから、その根本的事項は大本營政府連絡會議の議によって決定し、また経済処理の企畫および

統制等については大東亜省の連絡委員会を通じ、関係各廳と密接に連絡決定する等よく軍政に國家の総意を反映せしむるごとく措置せられてゐる。現地の軍政機構は南方各地域は各その特性を有し、かつその統治要領も地域により差異があるので、各地の軍政機構もまた各々特色をもたしてゐる。概括的に述ぶれば比島およびビルマでは原住民による行政府をわが指揮下に運用し、他地域では軍自ら行政に任ずるの方式により機構が定められてゐる。

各軍には軍政実施の衝に當る軍政監部が設けられ、その本部は所により多少の差異あるが、概ね総務、内務、司法、産業、財務、交通敵産管理の各部に分れ、恰も内地における各省のごとき中央行政機関として活動し、地方行政機関としてはジヤワの大部、マライ、スマトラ、ボルネオ各州市に司政長官以下を配し、比島およびビルマは各州市の行政は行政府に管轄せしめある故に、これが指導のため各々数個所に軍政支部を置き、またジヤワのジヨクジヤおよびソロの二州並に

ビルマのシヤン諸州のごときは我指導下に従来の土侯をもつて地方行政の衝に當らしてゐる。

右に述べた軍政機構の要員であるが、これには成るべく軍人を減少し各省の官吏および民間有能者を充当して統治成績の向上に努めてゐる。しかしながら占領地は将来においても一部に敵の反攻を豫測しなければならないので、作戦と軍政とは緊密一体でなければならないのみでなく、作戦軍日常の健兵壮馬の策も軍政と不可分の関係をもつので、軍政機関中所要の位置には、武官を充當してゐる次第である。

大東亜省と軍政の関係であるが、本質的には大東亜省設置により軍政は何ら変化はない。しかし前にも述べたごとく、軍政と國務とは密接不可分の関係があるから、軍政に國務より協力を必要とする部面、即ち占領地外の大東亜地域（内地を含む）と関係ある事項、将来に備ふる調査、研究、準備等尠くないので、これらは大東亜省で大東亜を一環として處理に當るを適当とするのである。従つて南方

経済の企畫、調整等は大東亜省の連絡委員会により審議し、また南方要員の錬成に當る興南錬成院も大東亜省の所管となってゐる。

二、軍政指導要領　現に軍政を運営するため根本としてゐる指導要領中主要なる事項を述ぶれば次のごとくである。

（一）統治の実施に當っては、特に風俗習慣の尊重に留意す。即ち統治は物心両面の把握あってはじめて全きを期し得るのであって、軍政の目的たる治安の確保も重要國防資源の急速取得も住民の心からなる協力を得てはじめて実現し得べく、これがため注意を加へてゐる諸件は在来の習慣の尊重を以て第一としてゐる。その他の歴史および民族性等を深く研究することなく、徒に多くの法令を制定し、または土地に合せざる風習等を強要する等の民心離反の原因をなすことを厳に戒めてゐる。故に軍政実施にあたっては、在来の風俗習慣は十分に尊重し、不必要なる容喙改正等は避けしめてゐる。なかんづく宗教は原住民の心底に深く滲透し、その信仰心また極めて旺盛なるに鑑み、在来の宗教は統治に妨げない限り、之を保護するの方針により、また信仰に基く風習は努めてこれを尊重し、以て人心の安定民心の把握に資してゐる。第二は土侯の取扱であるが、之また社會的宗教的また場所によりては政治的の地位を有してゐたものであって、これが取扱ひには特に慎重を期し、徒に日本人的優越感を振翳して土侯を軽蔑し、あるひは土侯の私生活に細部の干渉を加へるが如きは避けてゐる。第三は日本人の自重であるが、従来の例によると異民族に対する個人的不當の行動が政策全般を打壊し、民心を悪化せしめたことが尠くないので、直接異民族に接すべき軍政要員、進出邦人は特に日本人たるの矜持を保持せしむる如く指導を加へてゐる。

（二）極力残存統治機構を利用し、不必要かつ急速な改変を避け統治の円滑化を期するとともに、成るべく多くの原住民を活用して統治の目的を達成すべく着意してゐる。

（三）民族指導等は治下諸民族に対して大東亜戦争の真意義を徹底せし

め以て同甘共苦各々その能力に應じ、依然わが施策に協力せしむるごとを主眼とし、原住民に対しては、當面徒らに觀念的主義を鼓吹しあるひは形式的文化の普及を避け、帝國に対する信倚感を助長せしむることを方針として指導し、華僑に対しては各地域の特性に基き我に協力同調するごとく指導し、心より悦服し来るものに対しては、その経済的活動も相應にこれを認むる方針であり、印度人に対しても帝國は英領印度に対し攻撃を加へあるも、印度人を敵とするに非ずして、英米の武力を破摧するの眞意を明にし敵國人に対しては勿論断乎たる態度を以てこれに臨みあるも、我に心服し来るものにして技術者、等は其能力を発揮せしめてゐる。樞軸諸國との関係益々緊密を加ふるのとき之等諸國民の我占領地に在留するものに対してなし得る限りの便宜を圖ってゐることは勿論である。

(四) 軍政の実施にあたりては、徒らなる畫一的方策を排して克く各地域の戰争遂行上における地位産業、経済上の能力および民度等につきその特異性を審にし、特に各地域に対し、帝國が何を求めんとするかを明かにして施策の宜しきを得るに努めてゐる。

(五) 経済開発において特に留意してゐるのは、先づ極力現地の人的物的資源を活用して、なるべく國内の負擔を軽減しながら、開発目的の達成を計るをもって第一とし、次に開発能率の発揮を庶幾して十分民間業者の組織および経驗を活用して生産性の向上を計ることこれがため徒らなる觀念的統一企業体の結成は避けてゐる。しかしながらこれら担当指定業者に対しては、その権益を與へたものでもなく、また既成事実として将来必ずこれを附與するものでもないことは明示されてゐる。しかしてこれら担當指定業者もこの國家の方針に遵ひ、南方開発担當の光榮を認識して挺身努力してゐるのである。南方経済において問題となるは各種特産資源であるが、これらは徒らに消極減産を行はず、綜合的開発利用の方途を拓く方針にて進んでゐる。

（六）敵産處理については南方にある莫大なる敵産をもって帝國の戦爭遂行力の畫期的躍進を圖るごとく適切なる施策が講ぜられてゐる。從って前項でも述べた如くこれら敵産が戦後私人の特權化するがごときことなきは勿論、全國民が均霑し得るごとく特別の工夫が考究されつつある。

（七）海上輸送力の重要性は茲に発言を要しない。南方経営でも決定的要素とも称し得べく、南方各地においても海上輸送力増強のため用ひ得べき方策は剰す所なく利用するごとく努力中である。

（八）財政金融　速に財政の自立を圖って軍政費は勿論のこと、将来は國防に要する経費も應能負擔するごとく努力してゐる。

軍政の現状

以上述べたごとき機構と要領とによって軍政を実施中であるが、各地域とも概ね順調に発足、かつ要員の進出、機構の整備に伴ひ、既に本格的統治の段階に達してゐる。今各部門毎にその現状を述ぶれば次のごとくである

一、治安　治安に関してはマライの一部に少数匪賊の蠢動を見るのと、比島は数千の島嶼より成り立ってゐるために交通不便なるよりして、一般に他地域に比しやゝ不良ではあるが、その他は極めて良好であって、治下諸民族は悉く皇軍の威武に悦服し、民心は極めて安定してゐる。また比島にありても、現地各部隊各機関の連續不断の討伐と宣撫工作とが效を奏し、治安は逐日良況に向ひつゝあるは喜ばしい。しかしながら戦爭の進展とともに民生は逐次逼迫し来るは當然であって、かつ敵の反攻をも豫期するを要するので、治安維持の困難性は寧ろ今後にありとの心構へをもって現況に油断することなくこれが対策に遺憾なきを期してゐる。

二、行政　各地域の戡定に伴ひ軍政による統治を開始したが、初期においては軍政機關未だ整備せられなかったため、一部においては作戦部

隊をもって統治に任じたる所あるも、逐次軍政要員の現地到着に伴ひ本格的軍政に推移し、現地においては各地域共概ね統治は滲透し、究意軍政目的の達成に邁進中である。しかしてその行政の運営方法においては各地域に應じ、その特性があるから、その概況を左に述べる。

比島　比島は従来の統治形態等にかんがみ、行政は比島人をして行はしめ、軍はその大綱、重要事項につき指揮命令するの方式により軍政目的を達成せんことを期してゐる。すなはち周知のごとくバルガスを長官として、昭和十七年一月二十三日比島人をもって概ね戰前の形態に則り、行政府を組織せしめ軍政監部の一下部機関として、直接比島人を対象とする行政の実施に當らしめてゐる。地方行政に関しては戰前の四十九州十市を綜合して四十六州八市とし、これまた比島人による州知事以下を配置し、行政府の管轄下に行政実施に任ぜしめてゐる。軍政監部は前述行政府を監督する外バキオ、マニラ、レカスピー、セブ、ダバオに支部を置き司政長官以下を配し行政府地方廳の指導に任ぜしめてゐる。

ビルマ　ビルマもまた比島と概ね同様の方式により軍の指導下に昨年八月一日バ・モを長官として行政府を組織せしめ、シャン諸州およびカレン二州を除く他地域の行政に任ぜしめて居る。地方行政としては州にビルマ人の知事を置きこれに當らしめシャン諸州及びカレン二州は行政府の管轄下に入ることなく、軍政監部よりシャン州政廳を分派し、該地域の軍政を実施しつゝあるも、土侯の行政権を認めて下部行政に任ぜしめてゐる。ビルマ人の皇軍に対する協力は作戰開始以来誠に熱烈なるものあり、従って軍政克く滲透し、治安また甚だ良好なるは緬甸の戰争現段階における重要性に鑑み、特に心強き次第である。

マライ・スマトラ　マライ及びスマトラは比島および緬甸と異り、全行政を軍自ら実施し、中央行政は軍政監部これを担任し地方行政のためには昭南特別市およびマライ一〇州、スマトラ一〇州に市長及

び州長官（司政長官）以下を配置してゐる。もちろん行政機構内には十分現住民を採用し、縣以下は悉く原住民に委するの形態を採って最少限の人員にて統治目的の達成を期するか、行政府を運用する比島およびビルマの方式とは大なる相違がある。土侯（サルタン）に関してはマライにおいてはその社会的名誉、特に宗教上の權威を保持せしめ民心指導に當らしめスマトラにおいては州長官の指揮下に地方行政に参與せしめてゐる。「マライ」人口の四割を占むる華僑も占領當初嚴格なる態度をもって臨みたるをもって、爾後においてはわが威武に服し、目下においては我施策に協力しある狀況である。

ジャワ　ジャワの行政はマライおよびスマトラとほゞ同様の方式により軍政監部より十七州およびバタビヤ特別市に州長官および市長としての市政長官その他を配しあり、しかしながら特に差異があるの

はソロおよびジョクジヤの二土侯州であって、両州は従来の土侯そのまゝ州行政の責任者となし、政務指導部をもってその指導監督に任じてゐる。ジャワにおける蘭人は約廿萬（内五万純粋の蘭人）であって、それは一部主要なるものを監禁し、他は逐次居住制限を行ひつゝあるが、石油、鉄道等の技術者、主要研究所の研究者等は軍政施行に利用し得るものはこれが活用を圖ってゐる。

北ボルネオ　行政は概ねマライおよびスマトラと同様にして、五州に區分し統治しあり、但し北ボルネオは由来他地域と異り華僑の政治的勢力大にして、縣長は殆どこれが占むる所であるから、一部軍政要員を増加し、縣長は日本人をもって代らしむるごとく處置してゐる。

三、邦人進出狀況　南方諸地域に進出する大和民族は治下諸民族に対する指導的運命を負擔すべきものであって、従来のごとき移植民的観念をもって律するを排してゐる。しかして共榮圏の核心である日満支の

建設事業特に重要國防産業要員および兵員の所要数も逐次増加し、実際問題として現下多数の邦人を南方に進出せしむることは至難である一方開戦以来國民の南方進出熱の昂揚は誠に喜ぶべき現象であって轉廃業者の進出希望者も多いのであるが、上述の如き状況に鑑み、悉くを南方に進出せしむることは出来ない。固より転廃業者中内地の重要産業要員たり得ざるものであって軍政実施および産業開発に必要なる人員を進出せしむることは現地のためにもまた國家問題としても適當なるをもって現地において真に必要にして、かつ成功可能なる職業の種類、人員等を調査中である。

次に既往満洲及び支那の経営に鑑み進出邦人に対しては真に原住民の指導者たる資格と矜持とを保有せしむるごとく益々指導に注意を加へ不良なるものは断乎送還するの處置を採り、現在まで若干名の被送還者を見てゐる。

なほ既往邦人は優先渡航せしむるごとく國策決定せられ、逐次その復帰を見つゝあった。特に既往の経験を活かして軍政と在住民との根本的

役割に遺憾なからしむるごとく活動せしめてゐる。しかして昨年十二月末迄に進出したる邦人数は、軍機関（軍政機関が大部）要員ならびに経済開発要員各六ー七千名、再渡航者約三千人である。

第二節　海軍々政

わが占領地域における軍政の現状に関しては上述の如き陸軍當局より陸軍々政に関して明示があり更に海軍當局海軍々政の根本方針軍政機構を初め着々開発建設の実を挙げつゝある軍政の現状（統治の概況、一般民情、経済開発、財政金融等）を左の如く明示した。

第一、軍政の方針

一、占領地軍政は地域実情に應じ、それぞれ方式形態等を異にしてゐるが実施の根本方針は、統治上はたまた資源開発上統一処理するの要あることは勿論なるをもって、陸海軍は中央において十分緊密に連繋し、なほ大東亜省との関係においても、いやしくも齟齬を来さゞるやう極めて緊密に連絡調整して、実施の完璧を期してゐる。即ち占領地處理ならびに統治上の重要事項は、大本営、政府連絡会議によって決定せられ、また経済開発に関しても、主要事項は悉く中央において陸海

軍および関係各省より成る連絡委員会を通じて決定せられ、実施はこれに基きそれ〲の担任に應じて處理せられてゐるのである。

基地にあっても、陸海軍々政機関の間には、各般に亘り折衝調整すべき事項は多々あり、例へば南方地域の物資偏在に基く地域間物資交流の問題、特産資源處理の問題乃至は輸送、交通、通信、郵政の問題等がそれであるが、これらは全般として統治開発上、相互に関聯交渉を有するをもって、それ〲の機関を通じ、作戦は固よりのこと、軍政に関しても真に同心一体の実を挙げてゐるのである。

占領地軍政実施の根本方針としては、まづもって大東亜戦争完遂を第一要件とし、速かに治安を恢復し、重要國防資源の急速開発を期すると共に作戦軍自活の途を確保するはいふまでもない。従って統治開発各般の施策また悉くこの根本方針に基いて企畫実施せられてゐる。今その主なるものを挙げて見ると概ね次の通りである。

(一) 統治に當っては軍政機関は統治の根本を把握して、なるべく残存統治機構の利用を図り、土侯、原住民官吏および民間長老等のうち誠意あり信望ある者を極力活用して、運営の円滑適切を期してゐる。同時に従来の社会組織、宗教、民族的慣行等はこれを尊重してなるべく干渉を避け、特に日本人の劃一的な方策を濫に強要するがごときことは嚴にこれを愼しみ、もって民心の把握、安定に努めてゐる

(二) 主要國防資源の獲得開発に関しては、急速にこれが実績を挙ぐることを第一義とし、民間業者の能力および経験を最大限に発揮せしめんことを期してゐる。これがため、大部分の事業は業種、規模等に應じ、それ〲中央において指定せる適格者に委託経営せしむることとし、特殊のものは軍直営とし、または國営として委託経営せしむるものもあるが、いづれにしても速かに戦争遂行の要求に應ぜしむることをもって主眼とする

従って委託経営によるものと雖も、當該担当指定業者に対し権益を

與へたものでもなく、また所謂既成事実として将来を決定的に約束されたものでもないが、要するに現下戰争遂行上の急需に應じ、且つ占領地建設開発を期する上において、重大なる國家的責任を負ひ南方第一線における積極的活動を期待されてゐるものであって、逐に実績を挙げることこそ現下の喫緊事といふべきである

なほ原住民の経済生活に対しては、大東亜戰争完遂のため不可避とする若干の困難はこれを忍ばしむるの外はないが、作戰軍の自活およ心國防資源の獲得に支障を来さゞる限り、極力戰争による影響を救済し、所要限度の生活維持に努むると共に、全般の施策により原住民をして、大東亜戰争の真意義を徹底せしめ、もって皇軍に信倚するごとく指揮してゐる

（三）　交通輸送就中物資の輸送に関しては、最善の努力をもってこれが増強を期するものとし、港湾施設の完成はもとより、造船特に木造船の急速促進を図ってゐる

（四）　文教対策としては、既存宗教その他固有の信仰乃至は社会的慣行を通じて民衆教化を図るほか、速かに原住民の學校を復旧充実し、技術教育の普及振興を期し、同時に日本語および日本文化の普及を図り、彼等をして速かに、當方に対し全幅協力せしむる如く措置する方針である、一方また進出邦人の指導も、統治上極めて重視しなければならない、即ち邦人をして指導民族としての確固たる自覚と必要なる素養を備へしめ、大和民族の一員として、よく原住民を統率指導せしむるに足る如きものたらしめねばならぬ、これがため渡航者の厳選に努むるとともに、現地における善導に関しても、終始努力を続けてゐる

（五）　敵産處理についても、戰争完遂を目途として十全にこれを活用し、當面の戰力増強に資するごとく處理すべきであり、これに関し私人の特権を設定するがごときことなきは勿論である

（六）　通貨は従来の現地通貨と外貨票示軍票とを併用する、但し速か

に軍票に代るべき通貨を使用する方針である
大体以上のごとき根本方針に基き陸海軍及び関係各廳緊密なる連絡の下に戦争目的完遂に應ずるごとく統治しつゝある。

第二　軍政機構

海軍における軍政は、當該方面艦隊司令長官をもって現地最高責任者とし、その隷下に民政部總監を置き、専ら民政を担當せしめられてゐる。民政府には官房のほかに總務、財務、産業、交通土木、衛生および法務の六局を置き、地方機構としては民政府の下に民政部を置き、民政部長官をして總監に隷してそれぞれ管轄地域の民政に任ぜしめられてゐる。なほ各民政部管下所要の地には、民政部支部が既に設置せられ、さらに州知事以下の地方行政機構も目下整備中で民政の地方浸透に努力してゐる。民政府および民政部は、開設後日なほ浅きも、總監以下非常の意氣込をもって任務達成に努め、戦争遂行の要求に照し

つゝ緩急をはかって着々実績を挙げてゐる
ニューギニアにおいては以上と別にニューギニア民政府が設けられ總監以下職員は本年初頭既に現地に進出してゐる。この民政府の組織は他の民政府と異りニューギニア急速開拓を第一義として官房、開拓局、衛生局および調査局を置き、人選もこれに適應せしむるごとく努めてをり、なほニューギニアは未開の處女地であり、資源においても有望であるので、民政府に対し、特に有力なる調査探險隊を附し、困難を排して急速調査を行ふごとく計畫してゐる。

第三　軍政の現状

一、統治の概況

海軍の軍政管轄地域には未開の地域が多いので、その統治方式も比較的原始的であるが、大体において差支なき限り旧来の方式を踏襲してゐる、即ち各州及び各土侯領の長（州長又はサルタン）は概

ね従来の原住民をその保任命し、これらに対し新にそれ〴〵の領域内における政務執行を命じ、法令のごときも必要やむを得ざる部分のみを修正して、これを適用し徴税もまた同様に続行せしめてゐる、然し何分にも原始的状態であつて一般に交通不便なるため、各般の統計、資料等いまだ十分に揃はず種々不便も多い

従つて差當り今日までに知り得たる実情に基き統治上の各般の対策を樹立し、緩急に従ひ着々実行しつゝある、原住民は全く我軍に信倚し大東亜戦争の意義を諒解して衷心軍政に努力するの態度に出で、洵に心強く感ずるところである

二、一般民情

治安は極めて良好であつて統治上些かも不安なさも、原住民の生活については各地を通じ米穀の配給交流および増産に対し大に努力の必要がある、特に増産に関しては目下セレベス、バリ及びロンボツク等の諸地域において努力してゐるが、未だ需要額を充すには至つてゐない、同時にまた衣服類雑貨等に関しても占領地相互の物資交流を計ると共に、現地野生のガネモと称する樹皮繊維の採集、その他の方法により、棉繊維の代用たらしめることも計画して近く実行に着手する豫定である

また各地を通じ多数原住民の生業とするコプラを如何に處理するかは統治上にも大なる問題であるので、コプラ管理組合を設けてコプラの蒐集、内地への輸送および現地における搾油等の事業を行はしむることとなり、その一部は既に進出してゐる、なほコプラから代用燃料を採ることも奨励し、現にデイーゼル代用燃料として使つてをり、今後一層擴充する方針である

またボルネオのゴム栽培事業を如何にするかといふことも、これに従事する約七〇万人の原住民の生活を最小限度に維持する必要より見ても重要なる問題であるのでバンジェルマシン附近では生ゴムおよびラチツクスの製造事業を起してゴムの消化に努めてゐる、かく

てこれら原住民の生業に対し極力生産規制を避けその生活を維持し得るやう努めてゐる実情である

三、経済開発

南方地域における経済開発は、國防重要資源の取得開発を第一義とし、おほむね所期の成績を得てゐるが、全般の問題として輸送力の増強が刻下の急務である

（一）石油関係施設は敵の手により何れも甚だしく破壊されてゐたが我軍占領後異常の努力により急速復興し、昨年末までにボルネオにおいてはタラカン、サンガサンガの出油を見、その他セラムは復旧に着手し、一部の出油を見つゝあり、タンジョン（ボルネオ）は昨年十二月末までに調査を完了したので、目下開発準備中で直に出油を期待し得る状況にある、バリックパパン製油所は周知の通り施設、港湾併せて優良なることにおいて、殆ど類を見ざるものであり、占領と同時に復旧に着手し、鋭意努力の結果、現在既に十分の製油能力を発揮し得るに至ってゐる

（二）ボルネオの石炭は今後南方開発上、重要なる地位を占むるものと考へられ、目下ブラウ（タラカン南方）ロアクール二箇所を復旧し出炭中である

（三）セレベスのニッケル鑛の採鉱は極めて順調に進み、現在までに相当量を内地向に送り出してゐる、

（四）棉作はセレベス・小スンダが有望であり、今年度メナド附近において約二、五〇〇町歩栽培し、極めて良質の棉花を得た、来年度においては本格的に植付を行ふ豫定であり、その後逐年増産の計画を樹立してゐる

（五）将来の開発計画を確実化するためセレベス、ボルネオ、セラム、小スンダ等の地域に対し、鑛産、電力、農林、水産各部門の應急調査を実施中であり、ニューギニアに対しては前述のとほり鑛物、農林水産の急速調査を行ふため探険隊を派遣してゐる

（六）占領地の通信に関しては目下海軍軍用通信を主要してゐるが統治開発上急速処理を要するので従来の施設を新状態により重点的に斟酌して、昨年末迄に一應の復旧を完成して郵政関係員、國際電氣通信會社その他の要員を派遣し、既にマカッサルにおいては昨年十二月八日以来放送を開始し、電信電話等の事業も二月一日より実施中である

（七）海上交通は幹線と沿岸航路に分ちそれぐの担当者は既に定まってをり、幹線たる内地との定期航路は目下開設計画中であり、また沿岸航路は一部既に実行されてゐる、輸送力の増強は内外各地を通じ目下の急務であるので、徴傭船舶の活用を図ると共に、沈船の引揚、木造船の利用等、中央現地を通じ極力努力してゐる特に木造船は現地においても鋭意努力中であり、約十一箇所に業者を進出せしめ、十八年度中に一五〇トン乃至五〇〇トン級機帆船相当量を建造する計畫である、海上輸送により内地向に積出してゐる主なる物資はニッケル、コプラ、生ゴム、ダマル、コバール、繰綿等で、國防資源の充足に相当寄与してゐる

陸上交通のバス、トラック等の整備は治安維持、開発上緊急を要するので、これも有力なる担当業者を進出せしめ逐次整備してゐる、現在ボルネオ、セレベス、セラム等においては、バスを運転してゐるが、未だ十分なる域には達してゐない

（八）その他現在までに進出したものは、主として國防資源取得のための特殊の業者が選ばれたが、事態の進展とともに、現地の経済状態も速かに平常化する必要があるので、中間経済機構整備のため、内地中小商工業者を進出せしむる必要ありと認め、その具体的調査のため代表的業者数名を近く現地に派遣の豫定である

（九）ニューギニアの資源開発は前述したる探検隊の調査を待って実行のこととなるが、差當り食料の自給自足を急いでゐる、中部東部北岸地方の鑛産その他全般を通じての林産等は極めて有望と

考へられる

四、財政、通貨、金融

財政通貨金融につきては既に概ね諸機構の整備成り、現に日本側金融機関の進出開店せるものはセレベスのマカッサル・メナド・ボルネオのバンジエルマシン・バリックパパン・タラカン・サマリンダ、ポンチヤナク、セラムのアンボン、ニューブリテンのラバウル、小スンダ列島のシンガラジヤ等であり、何れも日銀國庫代理店南方開発金庫、もしくは出張所として台湾銀行がその事務の代理に當つてゐる、在来の金融機関中開店せしめたものは庶民銀行一行で、マカッサル外十三店を開いてゐる

五、復興する文化

文化方面においては、原住民學校の大部は既に復興して教育を行つてゐるが、その他のマカッサル、バンジエルマシン、アンボン等を始め、民政部支部のある町では、何れも日本語學校を創めて日本語

普及に努めてゐる、マッカサルには原住民教育のため師範學校、農業學校、工業學校の設立を計畫中であり、近く開校の運びになつてをる、マライ語新聞は既に発行してをり、日本語新聞もセレベス、ボルネオでは既に昨年十二月八日から発刊してゐる

◇

以上のほかグアム、ニューブリテン、アンダマンにはそれ〳〵民政部を置いて海軍指揮官の下に民政を行はしめてゐるが、なかんづくニューブリテンのラバウル民政部は、作戦の第一線にあり、文武官協力克く軍政統治の使命を果してゐる

◇

その他クリスマス島においては着々燐鑛石の開発を行つてをり、今日までにジャワ方面に相當量を積出し、内地に輸送の手配中である

以上各般にわたり大要を記したが、要するに占領地軍政は大東亜戦争完勝を期し、作戦軍の要求充足と國防必需物資の急速開發とを第一義

とし、重点的施策により戦争遂行に寄与せんとするもので、今日までのところ着々その実績を挙げてゐるか、占領地域は概ね決戦場至近に位し、日々の戦闘の要求を充足せねばならぬこともちろんであり、特に後方補給と現地自活とは緊急問題であるので、文武官協力して異常の努力を拂ってゐる現状である